

経済産業省特許庁庁舎の管理・運営業務
民間競争入札実施要項（案）

平成22年9月
経済産業省特許庁
総務部会計課

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき 対象公共サービスの質に関する事項	2
2. 実施期間に関する事項	6
3. 入札参加資格に関する事項	6
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	7
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の 対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	8
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する 事項	11
7. 落札者に使用させることができる国有財産に関する事項	11
8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、 国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り 扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施 の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置 に関する事項	12
9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり 第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により 当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定に より国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償 に应ずる責任を含む。）に関する事項	17
10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	17
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	18

経済産業省特許庁庁舎の管理・運営業務 民間競争入札等実施要項（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、経済産業省特許庁（以下、「特許庁」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された特許庁庁舎の管理・運営業務（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針にしたがって、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）

（1）対象公共サービスの詳細な内容

① 対象施設の概要

（特許庁）

名 称	特許庁庁舎
住 所	東京都千代田区霞が関三丁目4-3
敷地面積	11,406.120㎡
階 数	地上16階建（地下3階、塔屋2階）
構 造	地上部：鉄骨造 地下部：鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート
建築面積	5,460.245㎡
延床面積	86,818.842㎡

（J Tビル）特許庁が賃貸借している部分に係る警備業務及び電気設備定期点検業務

名 称	J Tビル
住 所	東京都港区虎ノ門二丁目2-1
契約面積	8,775.950㎡
借室階数	9フロア（標準借室7～13・16・17階及び倉庫7～11・13・16・17階）
階 数	地上35階、塔屋2階、地下3階
構 造	鉄骨造
建築面積	4,714㎡
延床面積	66,999㎡

② 業務の対象と業務内容

特許庁庁舎及びJ Tビル（以下、「特許庁庁舎等」という。）の利用者が快適に過ごせるようにするために、以下の業務を適切に行うこととする。

ア. 建築・設備機器管理業務

（ア）業務の概要

建築・設備機器（電気設備、機械設備等）の性能及び状態を常時適切な状態に保全

するため、適切な点検及び運転監視等を行うこと。また、関係法令に基づき義務付けられている必要な資料を作成すること。

- (イ) 業務の仕様
別紙 1 を参照

イ. 清掃業務

- (ア) 業務の概要
清掃を実施し、施設の快適な環境を維持すること。
- (イ) 業務の仕様
別紙 2 を参照

ウ. 植栽等管理業務

- (ア) 業務の概要
構内の植栽等を適切な状態に維持すること。
- (イ) 業務の仕様
別紙 3 を参照

エ. 警備業務

- (ア) 業務の概要
施設への来庁者及び入居者の安全確保並びに来庁者の入退管理、案内等及び受付業務を行うこと。
- (イ) 業務の仕様
別紙 4 を参照

オ. 電話交換取扱業務

- (ア) 業務の概要
特許庁の代表電話等に掛かってくる電話について、迅速かつ適切に担当部署に取り次ぐこと。
- (イ) 業務の仕様
別紙 5 を参照

カ. 総括管理業務

- (ア) 業務の概要
特許庁総務部会計課厚生管理室（以下「厚生管理室」という。）と連携を図り、各個別業務（別紙 1～別紙 5 に記載する業務をいう。以下同じ）間の連絡・調整を行うとともに、庁舎の利用者からの庁舎設備等の不具合等の連絡に対し迅速な対応を行うこと。
- (イ) 業務の仕様
別紙 6 を参照

③ 用語の定義

本実施要項で使用する用語は、特段の定めがあるものを除き、「建築保全業務共通仕様書」（平成 20 年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）第 1 編第 1 章に記載されている用語の定義によるものとする。

④ 業務期間開始前及び終了時の引継方法

- ア. 本業務の契約期間が開始する前に、本業務を行っている者から、事前に十分な引継ぎを受けること。当該引継ぎに要する費用は民間事業者の負担とし、業務に必要な知

見の移転が終了するまで行うものとする。

なお、契約期間開始前に業務を行っていた者が引き続きその業務を行うこととなる場合には、この限りではない。

- イ．本業務の契約期間が終了する際、本業務を引継ぐ者に対し、事前に十分な引継ぎを行うこと。当該引継ぎに要する費用は民間事業者の負担とし、本業務を引継ぐ者が決定次第速やかに引継ぎを開始して、業務に必要な知見の移転が終了するまで行うものとする。

なお、契約期間終了後に引き続きその者が業務を行うこととなる場合には、この限りではない。

- ウ．本業務の契約期間が終了する際、本業務の遂行にあたり使用した設備・備品等については、原状回復をした上で特許庁に引き渡すこと。また、民間事業者が本業務に供するために持ち込んだ設備・備品等については、すべて民間事業者の負担で撤去すること。

- エ．本業務の契約期間が終了する際、特許庁が提供した情報については、すべて特許庁に返却するか適正に破棄すること。また、民間事業者が本業務の遂行にあたり収集した情報及び本実施要項において作成が義務づけられている書類又は電子媒体については、すべて特許庁に無償で引き渡すこと。

(2) サービスの質の設定

本業務の実施にあたり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

① 本業務の包括的な質

本業務を通じて包括的に達成すべき質は、快適な施設利用を可能とするとともに、特許庁庁舎等における公共サービスの円滑な実施を可能とすることとし、具体的には以下のとおりとする。

ア．業務継続の確保

(ア) 平常時

本業務の不備に起因する施設内における人身事故及び物損事故並びに停電等による業務停止が発生しないこと。

(イ) 緊急時

a. 特許庁庁舎等が罹災した場合

大地震・火災等の緊急事態が発生し、特許庁がその業務の一部又は全部を停止した場合において、特許庁が機能を復旧する過程で、本業務の不備に起因した復旧の遅れが無いこと。

b. 特許庁庁舎等が罹災していない場合

大地震・原子力発電所における事故等の緊急事態が発生し、広範な地域において機能を停止した場合（特許庁庁舎等が罹災していない場合に限る。）において、本業務の不備に起因した通信機器等の不具合が無いこと。

イ．安全の確保

本業務の不備に起因した特許庁庁舎等内での人身事故又は物損事故の発生が無いこと。

ウ．庁舎設備等の不具合等への速やかな対応

庁舎の利用者から庁舎設備等の不具合等の連絡があった際に速やかに対応すること。

② 各業務において確保すべき水準

各業務において確保すべき水準は、各業務の仕様書において定める内容を確保すること。

ととする。(別紙1～別紙6を参照)

なお、民間事業者は、それぞれに定められた仕様書について、企画書において改善提案を行うことができる。

③ 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上）及び経費の削減等に努めるものとする。

ア. 本業務の実施全般に対する改善提案

民間事業者は、本業務の実施全般に係る質の向上及び経費削減の観点から取組むべき事項等の改善提案を行うことができる。その際、具体的な方法等を示すとともに、仕様書で示す現行基準レベルの質が確保できる根拠等を企画書に明示すること。

イ. 各業務に関する改善提案

民間事業者は、本業務における各業務に係る質の向上及び経費削減の観点から取組むべき事項の改善提案を行うことができる。その際、質の向上に向けた具体的な方法等を示すとともに、仕様書で示す現行基準レベルの質が確保できる根拠等を企画書に明示すること。

(3) 対価の支払方法

特許庁は、民間事業者（法第2条第8項に規定する公共サービス実施民間事業者をいう。以下同じ。）が行う業務について契約期間中の検査・監督を行い、業務の実施状況及び質の状況を確認した上で、対価を支払う。検査・監督の結果、業務の実施状況及び質の状況が確保されていない場合は、特許庁は再度業務を行うように改善の指示を出し、民間事業者は、業務改善計画書を特許庁に提出するとともに所要の改善を行うこととする。改善後の確認ができるまでの間、対価の支払いを保留する。

対価の支払いに当たっては、民間事業者は当該月分の業務の完了後、特許庁との間で予め定める書面により当該月分の支払請求を行う。特許庁は、これを受領した日の翌日から30日以内に所定の金額を民間事業者（入札参加グループ（下記3（6）①に規定する入札参加グループをいう。以下同じ。）の場合は代表者（下記3（6）①に規定する代表者をいう。以下同じ。））に支払うものとする。

(4) 費用負担等に関する留意事項

① 消耗品等

本業務を実施するにあたり、庁舎の利用者が使用する消耗品並びに民間事業者が使用する消耗品及び付属品については、仕様書（別紙1～別紙6参照）において民間事業者が負担することとして定められているものを除き特許庁の負担とし、民間事業者からの請求に応じて支給するものとする。

② 光熱水料

特許庁は、民間事業者が本業務を実施するために使用する光熱水料を無償で提供するものとする。

③ 庁舎使用料

特許庁は、民間事業者が本業務を実施するために使用する控室等を無償で提供するものとする。

④ 法令等の変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用又は損失については、以下のア. からウ. のいずれかに該当する場合には特許庁が負担し、それ以外の変更については民間業者が負担するものとする。

- ア. 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- イ. 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）
- ウ. 上記ア. 及びイ. のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度新設・変更（税率の変更を含む。）

2. 実施期間に関する事項（第14条第2項第2号）

当該業務の実施期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当するものでないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。（なお、未成年、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成22・23・24年度競争参加資格（全省庁統一資格）において、入札実施地域における「役務の提供等」（建物管理等各種保守管理）でA又はBの等級に格付けされている者であること。

なお、入札参加グループで入札に参加する場合には、平成22・23・24年度競争参加資格（全省庁統一資格）の入札実施地域における「役務の提供等」（建物管理等各種保守管理）において、代表者にあつてはA又はBの等級に格付けされており、代表者以外の入札参加グループ員（下記（6）①に規定する入札参加グループ員をいう。）にあつてはA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- (5) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 入札参加グループでの入札について
 - ① 入札参加グループの結成

入札参加者が本実施要項に定める業務のすべてを単独で遂行することができない場合には、入札書類（4.（2）①で規定する入札書類をいう。）を提出する時まで、業務のすべてを共同で遂行することにより入札に参加するグループ（以下「入札参加グループ」という。）を結成し、入札に参加することができる。その際、入札参加グループに参加する者を入札参加グループ員とし、入札参加グループ員のうち1名を代表者とするものとする。

なお、入札参加グループ員は、他の入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできない。また、入札参加グループを結成した場合には、すべての入

札参加グループ員は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成しなければならない。

② 入札参加グループの入札参加資格

すべての入札参加グループ員は、上記（１）から（５）のすべての要件を満たしていること。また、上記（１）から（５）のすべての要件については、当該業務を実施する者が満たしていること。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）

（１）入札の実施手続及びスケジュール

	スケジュール
官報公告	平成22年11月下旬ころ
入札説明会	平成22年12月中旬ころ
現場説明会	平成22年12月中旬ころ
入札等に関する質疑応答	平成22年11月下旬から同年12月下旬ころ
入札書類の提出期限	平成23年1月下旬ころ
入札書類の評価	平成23年1月下旬から同年2月下旬ころ
入札・開札	平成23年2月下旬ころ
予算成立	平成23年3月下旬ころ
契約締結・事業開始	平成23年4月1日

（２）入札実施手続

① 提出書類及び提出時期

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等（以下「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）その他審査に必要となる書類（以下「入札書類」という。）を入札書類の受付期限までに提出する。

また、入札参加者は、入札時に、本業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）を提出する。入札書に記載する入札金額には、本業務に要する一切の経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。

② 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項5で示す総合評価を受けるために必要な次の事項を記載する。

ア. 代表責任者及び本業務担当者【様式1】

入札に参加する事業者の代表責任者及び本業務の担当者を記載する。

なお、入札参加グループで参加する場合は、様式1に入札参加グループの一覧、入札参加グループの代表事業者、入札参加グループ員の代表責任者及び各業務の担当者を記載すること。（入札参加グループ結成に関する協定書又はこれに類する書類を添付すること。）

イ. 業務実績【様式2】

本実施要項1（１）②で示す業務毎に過去3年間の実績を記載すること。

ウ. 業務に対する認識【様式3】

本業務を実施するにあたっての基本的な方針等を記載すること。

エ. 本業務全体及び業務毎の実施体制、法的資格等を有する者等の配置【様式4】

本業務全体について及び本実施要項1.（1）②で示す業務毎に実施体制、各業務で必要とする法的資格等を有する者及び条件を満たす者の配置を記載する。（下記③その他審査に必要となる書類イ.に記載する書類を添付すること。）

オ. 質の確保に対する考え方【様式5】

本業務に関する包括的な質の確保及び各業務の質の確保に関する考え方を記載する。

カ. 改善提案【様式6, 7】

改善提案を行う場合、改善提案を行う業務（項目）を明確にし、改善提案を行う理由、改善提案の内容、改善提案による質の向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）を具体的に示すこと。

キ. 緊急時の体制及び対応方法【様式8】

緊急時（本業務の実施にあたり想定していたとおりの業務を実施することが困難になる未知の事故・事象が生じた場合をいう。）のバックアップ体制と対応方法を示す。

③ その他審査に必要となる書類

上記①の「その他審査に必要となる書類」とは、以下のとおりである。

ア. 入札参加者（入札参加グループの場合はすべての入札参加グループ員）の平成22・23・24年度経済産業省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し

イ. 本実施要項別紙10に記載された法定資格等について、当該業務を行う者が必要な資格を有することを証する書類（写しでも可）

④ 開札にあたっての留意事項

ア. 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ. 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ. 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（入札説明書に添付されている）を提示又は提出しなければならない。

エ. 入札者又はその代理人は、入札中は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（第14条第2項第5号）

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。

なお、評価は、特許庁に本業務に関して利害関係を有しない外部有識者を含む評価委員会を設置して行うものとする。

(1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に添って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

① 必須項目審査（５００点）

必須項目審査においては、入札参加者が次の必須項目を満たしていることを確認する。すべて満たした場合は基礎点（５００点）を付与し、一つでも満たしていない場合は、失格として下記②の加点項目審査は行わない。（別紙７参照）

ア．実施体制

（ア）各業務の業務水準が維持される体制であるか。（入札参加グループで参加する場合、代表者と代表者以外の入札参加グループ員の連携が可能な体制であるか。）

（イ）各業務で必要とする資格者が適切に配置されているか。

イ．業務に対する認識

（ア）本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。

（イ）本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確になっているか。

ウ．現行基準レベルの質の確保

本業務全般及び各業務の提案内容は、特許庁が要求する水準を確保するものであるか。

② 加点項目審査（３５０点）

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目について審査を行う。

なお、提案内容については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には従来の実施方法と提案内容との比較を行い、絶対評価により加点（満点の場合は３５０点）する。（別紙７参照）

ア．管理・運營業務全般に係る業務に関する提案（総括管理業務に対する提案を含む）（４０点）

（ア）改善提案の内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され体制が確保されているか。

（イ）業務コスト等の削減のための方策が提案されているか。

イ．設備管理業務（１２０点）

（ア）改善提案の内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され体制が確保されているか。

（イ）業務コスト等の削減のための方策が提案されているか。

ウ．清掃業務（２０点）

（ア）改善提案の内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され体制が確保されているか。

(イ) 業務コスト等の削減のための方策が提案されているか。

エ. 警備業務 (80点)

(ア) 改善提案の内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され体制が確保されているか。

(イ) 業務コスト等の削減のための方策が提案されているか。

オ. 植栽管理・電話交換業務 (10点)

(ア) 改善提案の内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され体制が確保されているか。

(イ) 業務コスト等の削減のための方策が提案されているか。

カ. 緊急時及び非常時対応についての考え方・体制 (80点)

(ア) 具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。

(イ) 各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか。

(ウ) 緊急時の対策(連絡体制)は明確で効果的なものであるか。

(エ) トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。

(2) 落札者決定に当たっての評価方法

① 落札者の決定方法

必須項目審査により得られた基礎点(500点)と加点項目審査で得られた加算点(最高350点)を加算し、入札価格(予定価格の制限の範囲内であるものに限る。)で除した値を総合評価点とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札者として決定する(除算方式)。

総合評価点 = (基礎点 + 加算点) ÷ 入札価格

なお、小数点10位以下については、切り捨てるものとする。

② 留意事項

ア. 開札の結果、落札者となるべき者の入札価格が、10分の6を予定価格に乗じて得た額に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査を実施し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い1者を落札者として決定することがある。

(ア) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性(当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等)

(イ) 当該契約の履行体制(常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、

業務分担等が適切か否か等)

(ウ) 当該契約期間中における他の契約請負状況

(エ) 手持ち機械その他固定資産の状況

(オ) 国の行政機関等及び地方公共団体等に対する契約の履行状況

(カ) 経営状況

(キ) 信用状況

イ. 開札の結果、落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者又はその代理人にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、入札参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に係りのない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

ウ. 落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名若しくは名称、落札価格、落札者決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

③ 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

ア. 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

なお、開札の際に、入札参加者又はその代理人が立ち合わなかった場合には、その再度の入札を辞退したものとみなす。

イ. 再度の入札によってもなお入札者となるべき者がいない場合には、入札条件を見直し、再度入札公告に付することとする。

再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は再度の入札公告によると本業務の実施の準備に必要な期間を確保することができない等のやむを得ない事情がある場合には、業務の一部を分割した後、随意契約を締結する又は再度の入札公告に付することとする。この場合には、その内容及びその理由を特許庁のホームページで公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（第14条第2項第6号）

従来の実施に関する情報は、別紙8のとおり。

7. 落札者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）

(1) 使用施設

本業務を実施するにあたり使用することができる施設は、特許庁庁舎とする。

(別紙9を参照)

(2) 使用設備

本業務を実施するにあたり使用することができる設備は、特許庁庁舎の設備で本業務の実施に必要なものとする。(別紙9を参照)

(3) 設備・機器等の持ち込み

- ① 特許庁の業務に支障を来さない範囲において、民間事業者は特許庁庁舎等内に本業務に必要な機器・設備等を民間事業者の負担において持ち込むことができる。ただし、機器・設備等を持ち込む場合には、事前に厚生管理室の了解を得るものとし、本業務を終了した際は、原状回復を行わなければならない。
- ② 設備・機器等の持ち込み又は撤去に要する経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費については、本実施要項1.(4)②で規定する光熱費を除き民間事業者が負担するものとする。

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項(法第14条第2項第9号)

(1) 報告等について

① 業務計画書の作成と提出

民間事業者は、本実施要項で定めた業務を行うに当たり、個別業務毎に各年度の事業開始日までに、年度毎の管理・運營業務計画書を厚生管理室に提出し、厚生管理室と協議しなければならない。管理・運營業務計画書に変更が生じた場合も同様とする。

② 業務日報等の作成、提出及び保管

民間事業者は、本業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報及び年間総括報告書を作成し、以下のとおり保管又は提出すること。

ア. 民間事業者は、業務日報を毎日作成し、翌日(当該翌日が休日の場合には、その直後の平日とする。)までに厚生管理室に提出し、厚生管理室の確認を受けること。厚生管理室の確認を受けた後の業務日報は、業務期間中いつでも閲覧できるように保管すること。

イ. 民間事業者は、業務期間中、当月分に係る業務月報を、その月の翌月の5日(当該日が休日の場合には、その直後の平日とする。)までに厚生管理室に提出すること。

厚生管理室の確認を受けた後の業務月報は、業務期間中いつでも閲覧できるように保管すること。

ウ. 民間事業者は、各事業年度終了後毎年4月10日(当該日が休日の場合には、その直後の平日とする。)までに、当該事業年度に係る本業務に関する年間総括報告書を厚生管理室に提出すること。厚生管理室の確認を受けた後の年間総括報告書は、業務期間中いつでも閲覧できるように保管すること。

③ 特許庁の検査・監督体制

民間事業者からの報告等を受けるにあたり、特許庁の検査・監督体制は次のとおりとする。

ア. 施設管理責任者

施設管理責任者（以下「責任者」という。）は、特許庁庁舎の管理に関して責任を負うとともに、施設管理副責任者、施設管理検査職員及び施設管理監督員を統括するものとし、特許庁総務部会計課長の職にある者をもって充てるものとする。

イ. 施設管理副責任者

施設管理副責任者（以下「副責任者」という。）は、施設管理責任者が不在であるときはその責務を代行するとともに、特許庁庁舎の防火管理等を行うこととし、特許庁総務部会計課厚生管理室長の職にある者をもって充てるものとする。

ウ. 施設管理検査職員

施設管理検査職員（以下「検査職員」という。）は、民間事業者が実施した業務の質について検査することとし、以下の職にある者をもって充てるものとする。

（ア）特許庁総務部会計課厚生管理室長

（イ）特許庁総務部会計課長補佐（厚生班長）

（ウ）特許庁総務部会計課厚生班厚生第一係長

（エ）特許庁総務部会計課厚生班厚生第二係長

エ. 施設管理監督職員

施設管理監督職員（以下「監督職員」という。）は、民間事業者が行う事業について、民間事業者からの相談、協議等を受けるとともに、必要な監督を行うものとし、以下の職にある者をもって充てるものとする。

（ア）特許庁総務部会計課長補佐（施設管理班長）

（イ）特許庁総務部会計課施設管理班施設管理係長

（ウ）特許庁総務部会計課施設管理班営繕第一係長

（エ）特許庁総務部会計課施設管理班営繕第二係長

オ. 情報セキュリティ責任者

情報セキュリティ責任者は、その課室等の情報資産の管理及び各課室等が所管する情報システムの運用及び管理に関する事務を行うこととし、以下の官職にある者をもって充てるものとする。

特許庁総務部会計課長

カ. 情報セキュリティ担当者

情報セキュリティ担当者は、情報セキュリティ責任者から命を受けてこれを補佐し、以下の官職にある者をもって充てるものとする。

特許庁総務部会計課課長補佐（総括班長）

（２）特許庁による調査への協力

特許庁は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所若しくは事業実施場所に立入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

なお、立入り検査をする者は、検査等を行う際には、当該立入り検査等が法第２６条第１項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

（３）指示について

特許庁は、民間事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置を取るべきことを指示することができる。また、特許庁は、本業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、随時民間事業者に指示を行うことができるものとする。

特許庁による指示の経路については、以下のとおりとする。

① 総括管理業務実施者を通じた報告、指示

民間事業者から厚生管理室への業務計画書・作業報告書その他の関係書類（以下「各種書類」という。）の提出及び各種の報告は、下記②の緊急時等を除き原則として総括管理業務実施者を通して行うものとする。厚生管理室は、提出された各種書類及び各種の報告の内容について修正、追加、処置方法等について総括管理業務実施者に必要な指示を行うものとする。ただし、各種書類の提出及び各種の報告を行う個別業務実施事業者が総括管理業務実施者を兼任している場合は、総括管理業務実施者を通して受領・指示を行うものとみなすことができる。

② 緊急時等における報告、指示

故障・不具合の発生時及び業務の立会時等、早急な判断、対応を必要とする場合（以下「緊急時等」という。）には、個別業務実施事業者は、厚生管理室に直接報告を行うことができる。また、緊急時等には、厚生管理室は個別業務実施事業者に直接指示を行うものとする。このような場合、個別業務実施事業者は、総括管理業務実施者に対して、必ず事後報告を行うものとする。

（４）秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して特許庁が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第５４条により罰則の適用がある。

（５）個人情報の保護

① 基本的な考え方

民間事業者は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、本業務を実施するに当たって入手した個人情報の取扱いについては、個人の権利や利益を侵害することがないように行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５８号）及び特許庁個人情報保護管理規程（20050330特許007）に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報を適切に管理するために必要な措置を講じなければならない。

② 保有の制限

民間事業者は、本業務を実施するにあたって個人情報を保有するときは、あらかじめ、本人に対してその利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

③ 利用及び提供の制限

民間事業者は、特許庁の指示又は承認がある場合を除き本業務を実施するための利用目的のために個人情報を自ら利用し、又は他者に利用させてはならない。

④ 複写等の禁止

民間事業者は、特許庁の指示又は承認がある場合を除き、本業務を実施するにあたり特許庁から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

⑤ 報告

民間事業者は、個人情報の漏洩等が発生し、又は発生の可能性があることを知った場合には、直ちに特許庁に報告し、その指示に従うものとする。

なお、本業務が終了した後においても同様である。

⑥ 管理体制の整備

民間事業者は、本業務を実施するにあたり、個人情報の管理に関する責任者を定めるなど管理体制を整備しなければならない。

⑦ 周知

民間事業者は、本業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても本業務を実施するにあたり知り得た個人情報を漏洩し、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知徹底しなければならない。

(6) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止

ア. 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

イ. 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を一時中断しようとするときは、あらかじめ、特許庁の承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

ア. 民間事業者は、本業務の実施にあたって、特許庁庁舎等の利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

イ. 民間事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

民間事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤ 法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

⑥ 安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属等

ア. 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

イ. 民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、特許庁の承認を受けなければならない。

⑩ 再委託の取扱い

ア. 民間事業者（入札参加グループを含む。）は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ. 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、

原則として、あらかじめ企画書において再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。また、民間事業者は、企画書の提出前に、再委託先が単独又は入札参加グループで本入札に参加しようとする者でないことを確認するものとする。

ウ．民間事業者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で特許庁の承認を受けなければならない。

エ．民間事業者は、上記イ及びウにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ．再委託先は、上記の秘密の保持等、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、特許庁との契約によらない自らの業務の禁止については、再委託先は民間事業者と同様の義務を負うものとする。

カ．再委託先の責めに帰すべき事由により増加費用又は損失等が生じた場合には、民間事業者（入札参加グループで参加している場合には代表者）の責めに帰すべき事由により増加費用又は損失等が生じたものとみなす。

⑪ 契約変更

特許庁は、業務期間中に特許庁の設備機器等が更新等されることとなる場合又は実施要項等で特許庁が提示した条件と異なることとなる場合には、民間事業者はその旨を通知するとともに、双方協議の上、本契約の変更が必要であると認められるときは、本契約の変更を行うものとする。

⑫ 契約解除

特許庁は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することがきる。

ア．偽りその他不正の行為により落札者となったとき

イ．法第10条の規定により民間競争入札に参加するのに必要な資格の要件を満たさなくなったとき

ウ．本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき

エ．上記ウに掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があったとき

オ．法律又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

カ．法令又は本契約に基づく指示に違反したとき

キ．民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき

ク．暴力団が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき

ケ．暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑬ 契約解除時の取扱い

ア．上記⑫に該当し、本契約を解除した場合には、特許庁は民間事業者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間にかかる対価を支給する。

イ．上記アの場合には、民間事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として特許庁の指定する期間内に納付しなければならない。

ウ．特許庁は、民間事業者が上記イの規定による金額を国の指定する期日までに支払わない場合には、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応

じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

エ. 特許庁は、本契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

⑭ 業務引継ぎの実施

業務期間の初日から確実に業務を遂行するため、本実施要項1(1)④のとおり業務引継を実施すること。

⑮ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と特許庁が協議して決定するものとする。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（第14条第2項第10号）

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を与えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 特許庁が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、特許庁は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について特許庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、特許庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 当該公共サービス実施民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき、当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について特許庁の責めに帰すべき理由が存するときは、当該公共サービス実施民間事業者は特許庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）

(1) 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、本業務の実施状況については、平成25年3月31日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法

特許庁は、事業者が実施した本業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、本要項中に示した報告等を活用するとともに特許庁による実施状況等の調査

を行うものとする。

(3) 調査項目

- ① 本実施要項 1 (2) ①において本業務の質として設定した項目
- ② 別紙 1 ～別紙 6 の仕様書に本実施要項 1 . (2) ③での提案を反映し確定した業務の履行状況 (実施回数、実現状況等)

(4) 評価委員会の意見聴取

上記調査項目に関する事項については、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、特許庁に設置する本業務に関して利害関係を有しない外部有識者を含む評価委員会に報告を行い、意見を聴くものとする。

1 1. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項 (法第 1 4 条第 2 項第 1 2 号)

(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

民間事業者の実施状況については、本実施要項 8 (1) に示す報告等を踏まえ、特許庁において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに、公表することとする。

また、特許庁は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 2 6 条及び第 2 7 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 特許庁の監督体制

- ① 本業務の契約に係る監督は、支出負担行為担当官特許庁総務部会計課長が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- ② 本業務の実施状況に係る監督は、上記 8 (1) ③により行うこととする。

(3) 民間事業者が負う可能性がある主な責務等

① 民間事業者の責務等

本業務に従事する者は、刑法 (明治 4 0 年法律第 4 5 号) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 会計検査について

民間事業者は、本業務の内容が会計検査院法 (昭和 2 2 年法律第 7 3 号) 第 2 2 条に該当する場合又は同法第 2 3 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認める場合には、同法第 2 5 条及び第 2 6 条により、会計検査院の実地の検査を受け、同院から直接又は特許庁を通じて、資料・報告等の提出を求められ又は質問を受けることがある。

別紙資料 仕様書等

(別紙1)

1	建築・設備機器管理業務（建築・設備機器管理業務仕様書）	5
1-1	庁舎等設備管理業務	
1-1-1	特許庁庁舎日常点検監視等維持管理業務仕様書	9
1-1-2	建築設備定期点検及び特殊建築物定期検査業務仕様書	48
1-1-3	特許庁庁舎駐車場管制設備保守点検業務仕様書	53
1-1-4	エレベータ設備点検保守業務仕様書	59
1-2	監視・防犯設備等管理業務	
1-2-1	中央監視装置保守点検業務仕様書	71
1-2-2	防犯設備保守点検業務仕様書	100
1-2-3	特許庁庁舎入退館管理システム等の保守点検業務仕様書	105
1-2-4	特許庁庁舎防犯監視カメラ設備点検業務仕様書	111
1-2-5	入退室管理設備（マシン室）保守点検業務仕様書	116
1-2-6	消防用設備点検保守業務仕様書	122
1-2-7	火災予兆検知システム点検保守業務仕様書	128
1-3	電気設備管理業務	
1-3-1	600KVA無停電装置点検整備業務仕様書	135
1-3-2	400KVA無停電装置点検整備業務仕様書	150
1-3-3	40KVA無停電装置点検整備業務仕様書	169
1-3-4	特高受変電設備保守点検業務仕様書	176
1-3-5	非常用自家発電設備点検業務仕様書	179
1-3-6	特許庁庁舎分電盤保守点検業務仕様書	187
1-3-7	電気設備定期検査業務（JTビル）仕様書	190
1-4	空調設備管理業務	
1-4-1	空調設備自動制御装置点検保守業務仕様書	193
1-4-2	ターボ冷凍機点検保守業務仕様書	266
1-4-3	吸収式冷凍機点検保守業務仕様書	277
1-4-4	第一種圧力容器性能検査及び点検整備業務仕様書	285
1-5	水処理設備管理業務	
1-5-1	中水処理設備等に係る維持管理業務仕様書	300
1-6	電話設備等管理業務	
1-6-1	IP電話総合サポート保守業務仕様書	310
1-6-2	特許庁庁舎内電話交換設備点検保守業務仕様書	312
1-7	環境保全設備等管理業務	
1-7-1	特許庁庁舎空気環境等測定業務仕様書	321
1-7-2	飲料水等水質検査業務仕様書	336
1-7-3	冷水器点検保守業務仕様書	343
1-7-4	うがい器点検保守業務仕様書	349
1-7-5	水洗トイレ用薬剤供給装置等点検保守業務仕様書	354
1-7-6	ねずみ、こん虫等防除業務仕様書	361

1－8	庁舎附帯設備管理業務	
1－8－1	特許庁庁舎拡声設備保守点検業務仕様書	378
1－8－2	特許庁庁舎音響映像設備保守点検業務仕様書	380
1－8－3	出退情報表示設備点検保守業務仕様書	385
1－8－4	自動ドア点検保守業務仕様書	387
1－8－5	ゴンドラ設備点検保守業務仕様書	397
1－8－6	電気給湯器点検保守業務仕様書	400
1－8－7	ゴミ処理設備点検保守業務仕様書	417
1－8－8	大型シュレッダーの保守点検業務仕様書	423
(別紙2)		
2	清掃業務	
2－1	特許庁庁舎清掃業務仕様書	426
2－2	特許庁庁舎窓ガラス等清掃業務仕様書	451
(別紙3)		
3	植栽等管理業務	
3－1	特許庁植栽管理業務仕様書	462
3－2	観葉植物の賃貸借業務仕様書	468
(別紙4)		
4	警備業務（特許庁庁舎警備保安業務仕様書）	472
(別紙5)		
5	電話交換取扱業務（特許庁庁舎電話交換業務仕様書）	491
(別紙6)		
6	総括管理業務（総括管理業務仕様書）	498
(別紙7)		
	特許庁庁舎の施設管理及び運営業務に関する一般競争入札に係る評価表	502
(別紙8)		
	従来の実施状況に関する情報の開示	503
1	従来の実施に要した経費	503
	委託費の内訳及び契約の変遷	504
2	従来の実施に要した人員	505
3	従来の実施に要した施設及び設備	510
4	従来の実施における目的の達成の程度	511
5	従来の実施方法等	512
	特許庁庁舎管理・運営業務区分表	513
(別紙9)		
	民間事業者に使用させることができる国有財産	514
(別紙10)		
10	資格等一覧	515

民間事業者に求められる経験一覧	5 1 7
(様式1) 管理・運営業務企画書	
事業者の代表責任者及び本業務担当者	5 1 9
(様式2)	
業務実績	5 2 0
(様式3)	
本業務実施の考え方	5 2 1
(様式4)	
業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法	5 2 2
(様式5)	
管理・運営業務の実施全般に対する質の確保に関する提案	5 2 3
(様式6)	
改善提案総括表	5 2 4
(様式7)	
各業務の従来の実施方法に対する改善提案	5 2 5
(様式8)	
緊急時の体制及び対応方法	5 2 6

(別紙 1)

1 建築・設備機器管理業務

1. 建築・設備機器管理業務仕様書

1. 業 務 名	建築・設備機器管理業務
2. 業務場所	特許庁庁舎 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 J Tビル（電気設備定期検査業務（J Tビル）仕様書参照） 東京都港区虎ノ門二丁目2-1
3. 期 間	平成23年4月1日～平成26年3月31日
4. 施設概要	建物名称 特許庁庁舎 構 造 鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造） 階 数 地下3階地上16階（塔屋2階ただし、屋外付帯設備を含む） 面 積 86,818.842㎡（延べ床面積）

5. 業務概要

(1) 目的

本業務は、特許庁庁舎及び特許庁庁舎等に設置された設備機器等の適切な運用を図るため、本仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（最新版）」（以下「保全共通仕様書」という。）、各対象業務仕様書に従い、建築・電気設備、機械設備の点検・整備・運転・監視その他施設機器等の「保全業務」を行うものとする。

なお、本仕様書、保全共通仕様書、各対象業務仕様書等に明記なき事項については、発注者特許庁、受注者相互間で協議し定めるものとする。

(2) 共通事項

- ①受注者は、保全業務の実施に当たって、安全を確保し事故の防止に注意すること。
- ②受注者は、保全業務の実施に当たって、特許庁総務部会計課（以下、「会計課」という。）に協力し、安全に十分留意するとともに、設備又はその他物品等に損傷を及ぼさぬよう注意し、万一損傷を与えた場合は、受注者の負担において速やかに修復すること。
- ③受注者は、本仕様書の範囲を超える事故の発生又は故障を発見した場合には、直ちに会計課と協議すること。
- ④受注者は、保全業務に必要な人員の確保を行うとともに、故障時等に迅速に対応出来るよう必要な人員の配置を行い、保全従事者を保全業務に専念させなければならない。
- ⑤受注者は、保全従事者の健康状態をよく把握し、不良と認められる者を就労させてはならない。
- ⑥受注者は、各設備の盗難予防及び火元確認、その他の設備の安全管理並びに整理整頓及び清掃し責任をもって行うものとする。
- ⑦受注者は、各設備において受注者以外が行う定期点検及び工事作業に立ち会うものとする。
- ⑧受注者は、保全従事者に制服（受注者が支給するものとする。）を着用させ、社名・氏名及び写真（１年以内に撮影したもの）を記入した名札を付けさせること。
- ⑨保全業務に必要な設備機器等の部品・材料については、別途指示するものは受注者が準

備をし、それ以外のものについては発注者の負担とする。測定器、工具類並びに電気、ガス及び水道は発注者の負担とする。なお、発注者があらかじめ貸与するものは、受注者は善良なる保全従事者の注意義務をもって管理するものとする。また、消耗品的工具・乾電池及びウエス等は、受注者が準備するものとする。

⑩受注者は、構内の付属設備等は無償にて利用することができる。

⑪受注者及び保全従事者は、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

6. 対象業務

(1) 庁舎等設備管理業務

- ①特許庁庁舎日常点検監視等維持管理業務
- ②建築設備定期点検及び特殊建築物定期検査業務
- ③特許庁庁舎駐車場管制設備保守点検業務
- ④エレベータ設備点検保守業務

(2) 監視・防犯設備等管理業務

- ①中央監視装置保守点検業務
- ②防犯設備保守点検業務
- ③特許庁庁舎入退館管理システム等の保守点検業務
- ④特許庁庁舎防犯監視カメラ設備点検業務
- ⑤入退室管理設備（マシン室）保守点検業務
- ⑥消防用設備点検保守
- ⑦火災予兆検知システム点検保守業務

(3) 電気設備管理業務

- ①600KVA無停電装置点検整備業務
- ②400KVA無停電装置点検整備業務
- ③40KVA無停電装置点検整備業務
- ④特高受変電設備保守点検業務
- ⑤非常用自家発電設備点検業務
- ⑥特許庁庁舎分電盤保守点検業務
- ⑦電気設備定期検査業務（JTビル）

(4) 空調設備管理業務

- ①空調設備自動制御装置点検保守業務
- ②ターボ冷凍機点検保守業務
- ③吸収式冷凍機点検保守業務
- ④第一種圧力容器性能検査及び点検整備業務

(5) 水処理設備管理業務

- ①中水処理設備等に係る維持管理業務

(6) 電話設備等管理業務

- ①IP電話総合サポート保守業務
- ②特許庁庁舎内電話交換設備点検保守業務

(7) 環境保全設備等管理業務

- ①特許庁庁舎空気環境等測定業務
- ②飲料水等水質検査業務
- ③冷水器点検保守業務
- ④うがい器点検保守業務
- ⑤水洗トイレ用薬剤供給装置等点検保守業務
- ⑥ねずみ、こん虫等防除業務

(8) 庁舎附帯設備管理業務

- ①特許庁庁舎拡声設備保守点検業務
- ②特許庁庁舎音響映像設備保守点検業務
- ③出退情報表示設備点検保守業務
- ④自動ドア点検保守業務
- ⑤ゴンドラ設備点検保守業務
- ⑥電気給湯器点検保守業務
- ⑦ゴミ処理設備点検保守業務
- ⑧大型シュレッダーの保守点検業務

7. 業務体制

(1) 保全従事者

- ①受注者は、本仕様書に定められた保全業務を遂行するにあたり各対象業務仕様書に定める保全従事者を定める。
- ②受注者は、保全従事者について書面をもって、その氏名等を発注者に事前に通知しなければならない。また変更があった場合は速やかに発注者に通知すること。
- ③保全従事者は、保全業務の実施に先立ち、会計課の立ち会いの下において前任受注者から保全業務実施に必要な情報の引継ぎを受けること。
- ④受注者は、保全従事者に対する雇用者及び使用者としての労働基準法、労働安全衛生法及びその他保全従事者に対する関係法令上の責任を全て負い、自らの費用と責任をもって行うこと。
- ⑤受注者は、保全従事者による業務上の行為については、一切の責任を負うものとする。
- ⑥受注者は、保全従事者による業務の履行について著しく不相当であると発注者からその理由を明示した書面により対応を求められた場合、迅速に必要な措置を取ることとする。
- ⑦受注者は、故障・緊急時(大規模災害を含む)には、保全従事者を出勤させ、迅速な対応を行うものとする。

(2) 業務担当者

受注者は、法令に定められている技術者等業務担当者を置かなければならない。(各対象業務仕様書参照)

なお、業務担当者は保全従事者及び他の業務担当者を兼務することを妨げない。

8. 業務内容

(1) 一般管理業務

- ①業務計画書の作成(官庁検査、定期保安業務を含む。)
- ②設備等に関する臨機の措置
停電、断水その他自然的又は人為的な事象による事故が発生した場合又は、発生する恐れのある場合には、速やかに会計課に連絡して指示を受け、的確な措置を行う。
- ③業務報告書等の作成及び報告
業務報告書等の作成にあたっては、特に指定のない場合は原則として国土交通省大臣官房営繕部設備課保全指導室監修の「建築保全業務報告書作成の手引き(最新版)」による。
日常運転業務日誌及び日常点検記録は原則としてその翌日までに、定期点検記録はその月末までに会計課に提出する。
- ④記録の整理、保管
保管は法令等に定められた期間及び発注者・受注者が必要と認めた期間とする。
- ⑤主要設備機器等台帳の作成及び保管

仕様、履歴等を記載するものとする。

- ⑥設備機器用部品、工具、予備品等の出納、保管及び台帳の作成。
- ⑦関係図面、図書類の整理、保管
- ⑧法令、規程等の整備。
- ⑨官庁検査、定期点検整備、工事の打合せ及び立ち合い。
- ⑩関係官庁への諸届、申請書、報告書の作成、提出。
- ⑪関係部署への連絡と調整。
- ⑫設備室の整理・整頓及び清掃。
- ⑬別契約の設備機器等の点検及び保守の立会い補助及び報告。
- ⑭電気、ガス、水道、蒸気の検針及び記録（月間・年度別）
- ⑮省エネルギー中長期計画、定期報告書を作成し、エネルギー使用量の把握、及び省エネルギー実施報告を行う。また設備や運用に変更があった際には、管理標準の修正を行う。
- ⑯本仕様書の保全業務を遂行するために作成した上記の書類等の所有権は、発注者に帰属する。また、上記書類等に第三者が権利を有する著作権が含まれる場合は、その使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを受注者の責任及び負担において行うこと。

9. その他

- （１）各設備、各機器等が安全な運用を確保するための改修及び工事を必要と認めた時は、速やかに意見を付して会計課に報告する。
- （２）各設備、各機器等に係わる工事が竣工した時は、会計課と確認し、保安上支障のないことを確認するものとする。
- （３）災害発生に伴い危険が認められる時は、直ちに送電停止することができるものとする。この場合直ちに会計課に通報するとともに、防災センターとの連絡調整を行うものとする。
- （４）受注者は、別契約の関連業務について、相互協調を図るものとする。
- （５）その他、現場において不明な点は、会計課と緊密な連絡をとり、発注者及び受注者が協議して決める。
- （６）本施設熱源（蒸気）の供給に支障をきたさぬよう、霞が関ディー・エイチ・シー(株)と緊密な連絡を取り設備機器の運転を行う。
- （７）会計課の指示により、その他の補助業務を行う。
- （８）業務終了後は、保全従事者は、会計課の立会いの下において後任受注者へ保全業務実施に必要な情報の引継ぎを行うこと。また、その費用は、受注者負担とする。

1－1－1 特許庁庁舎日常点検監視等維持管理業務仕様書

(1) 業務概要

特許庁庁舎日常点検監視等維持管理業務（以下「日常業務」という。）は、特許庁庁舎を適正に維持、運営、管理していくために日常必要となる庁舎維持管理業務を始めとし電気設備、機械設備、給排水衛生設備等の運転、監視並びにその他設備類の維持管理等に必要な業務を行うものである。

(2) 業務対象設備

日常業務の対象は、特許庁庁舎及び庁舎設備とし、庁舎設備は次に掲げる設備を対象とする。

- (ア) 電気設備（別添 1－1）
- (イ) 機械設備（別添 1－2）
- (ウ) 給排水衛生設備（別添 1－3）
- (エ) その他総括管理業務責任者が別途指示する設備

(3) 業務内容

(ア) 特許庁庁舎

特許庁庁舎が適正に維持・運営され日常の使用に支障のないよう、特許庁庁舎の異常箇所を発見することを目的とし、建物・外構について日常業務の範囲内において目視、その他の手段により確認を行うもので、部分的な破損、故障、汚損、経年変化等による劣化あるいは安全面に支障をきたすような事象等が発見した場合は、速やかに総括管理業務責任者に報告し、その指示を受け、事故防止に努める。

(イ) 庁舎設備

本業務の対象設備が日常の使用に支障のないよう、機器の始動、切替、停止及びそれに付随する作業並びに正常運転の維持と異常を発見することを目的とし、巡回、点検、監視、記録、計測を行うもので、対象設備の機能を常時良好な状態に保つため、計測、調整、清掃等の業務を行い、省エネルギーを推進するための助言等を行うものである。

また、異常が発見された場合は、簡易な修理、部品の交換、修繕、復旧等に努めるとともに総括管理業務責任者に報告し、事故防止に努めること。

(4) 点検項目等

建築設備等の点検項目、周期については、「電気設備関係管理基準表」（別添 2－1）、「機械設備関係管理基準表」（別添 2－2）及び「給排水衛生設備関係管理基準表」（別添 2－3）、に基づき計画的に点検及び保守を行い安全、低公害、高効率運転を実施し、省エネルギーを図りつつ、良好な庁舎内環境を維持する。また、特許庁の省エネルギー管理員を補助し、計画的、合理的で無駄のない運転を行う。なお、上記基準表に記載のない諸設備については、これに準じて行うものとする。

(5) 業務形態

(ア) 勤務時間

昼間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

夜間 午後 5 時 30 分から翌日午前 8 時 30 分まで

（中水道技術員を除く）

なお、行政機関の休日に関する法律第1条に定める休日については、技術員及び保守員を各1名以上24時間常駐させるものとする。

(イ) 保全従事者

- ① 受注者は、業務遂行の技術上の管理をつかさどる統括責任者、統括責任者を補佐する電気主任技術者、エネルギー管理責任者、技術員及び保守員を定め名簿に記載し、特許庁担当者に提出するものとする。また、統括責任者等に変更があったときも同様とする。
- ② 保全従事者は次に示す資格及び実力を有する者とする。ただし、総括管理業務責任者が適任と認めたものについてはこの限りではない。

区 分	資格及び経験年数	勤務形	昼間	夜間 休日
統括責任者	・ 設備機器等全般の技術上の管理を統括し且つ業務に係る資格及び経験を有する者 ・ 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者	常駐	1名	
電気主任技術者	・ 第二種電気主任技術者資格を有する者 (特高受変電設備66KV以上の選任経験が2年以上有する者)	常駐	1名以上	
エネルギー管理責任者	エネルギー管理について高度な技術力を有し、省エネルギー計画、CO2削減計画を作成できる総合的な技能を有する者 ・ エネルギー管理士の資格を有する者でオフィスのエネルギー管理、診断、計画作成等のエネルギー総合管理の実務経験3年以上の者とする。 ・ 省エネルギー診断を実施する能力を有する者とする。 ・ 東京都の定める技術管理者の講習会を修了すること。	常駐	1名以上 (兼務可)	
技 術 員	・ 2級ボイラー技士又は冷凍機3種以上の資格もしくは、電気工事士以上、乙種4類危険物取扱の資格を有する者で、実務経験2年以上のものとする。 ・ 第一種電気工事士の資格を有する者で実務経験2年以上の者とする。 ・ 中水道技術員は水処理実務経験2年以上の者とする。	常駐	原則6名以上	1名以上
保 守 員	・ 高等学校卒業程度の能力を有する者であって、実務経験2年以上の者とする。	常駐	原則6名以上	1名以上

(ウ) 作業分担

区 分	分 担 内 容
統括責任者 電気主任技術者	年間、月間、週間等の計画書作成 総括管理業務責任者との連絡、報告、調整 技術員、保守員の指導、クレーム処理と整理
技 術 員	中央監視盤の常時監視、日常点検、巡回点検、 中水等の分析、データ整理、報告書の作成、 保守管理計画書の立案等
保 守 員	日常点検、巡回点検の補佐、機械設備の保守並 びに故障修理等を行う。

(エ) 勤務体制

- ① 当庁の電気設備保安規定に基づく、電気主任技術者を選任、届け出ること。
- ② 電気主任技術者は、平日昼間は常駐するものとするが、やむを得ず不在となる場合は、同等の資格を有する代務者により業務にあたること。
- ③ 冷暖房時は、2級ボイラー技師又は電気工事士が中央監視装置において、監視できる場所に常駐すること。

(6) 留意事項

- (ア) 各施設、各機器等の安全な運用を確保するための改修並びに工事を必要と認めるときは、意見を付して速やかに総括管理業務責任者に報告し指示を受けるものとする。
- (イ) 各施設、各機器等に係わる工事が竣工したときは、総括管理業務責任者と検査に立ち会い、保安上支障のないことを確認するものとする。
- (ウ) 各施設、各機器等に事故その他異常が発生したときは、必要に応じてその部分の運転を一時停止又は制限するなどの措置を実施したうえで臨時に精密調査を行い、その原因を究明し機能の回復に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとり、直ちに総括管理業務責任者に報告し、速やかに特許庁防災センター等の関連施設へ連絡調整を行うものとする。
- (エ) 災害が発生し、これに伴い危険が認められる場合には直ちに送電を停止できるものとする。この場合は直ちに総括管理業務責任者に通報するとともに特許庁防災センターとの連絡調整を行うものとする。
- (オ) 本業務の実施は仕様書及び関係法令によるもののほか、特許庁と電力供給会社の間で締結された「特許庁庁舎受電所に関する運用申合せ書」によるものとする。
- (カ) 仕様書に記載されてない事項であっても業務に必要な事項は、すべて仕様書に含まれるものとする。
- (キ) 本業務の履行に当たっては総括管理業務責任者に協力し安全に十分留意するものとする。
- (ク) 専用とする施設の盗難防止及び火元確認、その他の施設の安全管理並びに整理整頓及び清掃を責任をもって行うものとする。
- (ケ) 受注者は、保全従事者の健康状態を良く把握し、不良と認められる者を就労させてはならない。
- (コ) 本業務を行うのに必要な材料、測定器、工具類、消耗品は特許庁の負担とする。
(Ⅱ. 共通仕様 12. (1) の点検業務に必要なものは除く。) ただし、日常保守に必要な軽度な工具並びに衣料品等は受注者の負担とする。特許庁があらかじめ貸与するものは、受注者は善良な管理者の注意義務をもって、管理するものとする。
- (サ) 受注者は、各設備において受注者以外が行う定期点検及び工事作業に立ち会うもの

- とする。
- (シ) 受注者及び保全従事者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
 - (ス) 受注者は軽微な延長コンセントの増設、室内模様替えによるコンセントの移設等が発生した場合は、業務に支障のない範囲で対応すること。
 - (セ) 夜間保全従事者は、平日の場合は業務責任者に引き継ぎ報告するものとし、休日の場合は翌日の保全従事者に引き継ぐものとする。
 - (ソ) 本契約外の機器点検整備の際に総括管理業務責任者の補助者として立ち合い連絡調整を行うこと。
 - (タ) 火災、災害等が発生した場合には、必要な措置を執るとともに、総括管理業務責任者に連絡し特許庁防災センターと連絡調整に当てること。
 - (チ) 受注者は業務に使用する、特許庁の図面、資料、記録、諸官庁届け等は閲覧借り受けできることとするが、管理を徹底し、写し等を作成する場合は総括管理業務責任者の承認を受けること。
 - (ツ) 受注者は、別契約の関連業務について、相互協調を図るものとする。
 - (テ) その他、現場において不明な点は、総括管理業務責任者と綿密な連絡をとり、協議して決める。
 - (ト) 特許庁の指示により、その他関連補助業務を行う。
 - (ナ) 「エネルギー使用の合理化に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に関する省エネルギー中長期計画、定期報告書を作成し、エネルギー使用量の把握、及び省エネルギー実施報告を行う。
 - (ニ) 受注者は、業務の実施に必要な施設、物品等について、委託者が認める範囲内で無償で使用する事ができる。

設備機器一覧

電気設備	機器名称	型式・仕様	数量
受変電・発電設備	特高ループ受電遮断器	3相一括3極単投型	2
	特高受電遮断器	3相一括3極単投型	2
	特高母線断路器	3極単投型	2
	特高ループ母線断路器	3極単投型	2
	特高引込断路器	3極単投型	4
	特高受電断路器	3極単投型	4
	特高変圧器一次断路器	3極単投型	4
	特高母線接地開閉器	3極単投型	1
	特高ループ接地開閉器	3極単投型	2
	特高引込接地開閉器	3極単投型	2
	特高受電接地開閉器	3極単投型	4
	特高母線接地開閉器	3極単投型	4
	特高引込母線	66000V	2
	特高ケーブルヘッド		2
	特高母線		1
	特高主変圧器	屋内用内鉄型 5000VA SF6ガス	4
	A 1 出力盤		2
	A 2 出力盤		2
	B 1 出力盤		2
	B 2 出力盤		2
	特高監視盤		1
	特高変換器盤		1
	特高継電器盤		1
	中性点接地計測盤		1
	電力会社設置盤		1
	高調波監視盤		1
	A 1 受電盤		2
	A 1 低圧配電盤	屋内閉鎖型	5
	A 1 発電機母線連絡盤		1
	A 2 受電盤		2
	A 2 発電機母線連絡盤		1
	A 2 低圧配電盤	屋内閉鎖型	5

電気設備		機器名称	型式・仕様	数量
		B 1 受電盤	屋内閉鎖型	2
		B 1 低圧配電盤		5
		B 1 発電機母線連絡盤		1
		B 2 受電盤	屋内閉鎖型	2
		B 2 低圧配電盤		5
		B 2 発電機母線連絡盤		1
		B 1-L-1 2 O Aスイッチギア		1
		B 1-L 1 0 動力・電灯・O	210/105V	1
		B 2-L-1 2 O Aスイッチギア		1
		B 2-L 1 0 動力・電灯・O	210/105V	1
		B 1 低圧配電盤 (O A)	105V	1
		B 1 変圧器盤 (O A)		1
		B 2 低圧配電盤 (O A)	105V	1
		B 2 変圧器盤 (O A)		1
		非常動力盤		1
		非常コンセント盤		1
		エレベータ盤		1
		C V C F 設備 A 1 系	静止形 400KVA	一式
		C V C F 設備 A 2 系	静止形 600KVA	一式
		C V C F 設備 B 1 系	静止形 600KVA	一式
		C V C F 設備 B 2 系	静止形 600KVA	一式
		C V C F 設備 C 1 系	静止形 600KVA	一式
		C V C F 設備 C 2 系	静止形 600KVA	一式
		C V C F 設備 中央監視系	静止形 40KVA	一式
		A 1 コンデンサ盤		2
		A 2 コンデンサ盤		2
		B 1 コンデンサ盤		2
		B 2 コンデンサ盤		2
		B 1-L-1 1 O A変圧器		1
		動力・電灯・O A・変圧器		1
		B 2-L-1 1 O A変圧器		1
		動力・電灯・O A・変圧器		1
		制御用直流電源装置 特高	屋内閉鎖型 415V	1
		制御用直流電源装置 低圧	屋内閉鎖型 415V	1
		C V C F 蓄電池 A 1 系	鉛蓄電池 180セル 360V 800Ah	一式

電気設備		機器名称	型式・仕様	数量
		C V C F 蓄電池 A 2 系	鉛蓄電池 180セル 360V 800Ah	一式
		C V C F 蓄電池 B 1 系	鉛蓄電池 182セル 364V 1000Ah	一式
		C V C F 蓄電池 B 2 系	鉛蓄電池 182セル 364V 1000Ah	一式
		C V C F 蓄電池 C 1 系	鉛蓄電池 182セル 364V 1000Ah	一式
		C V C F 蓄電池 C 2 系	鉛蓄電池 182セル 364V 1000Ah	一式
		C V C F 蓄電池 中央監視系	鉛蓄電池 174セル 348V 100Ah	一式
		自家発電ガスタービン機関	単純開放サイクル一軸式	2
		自家発電機	3000KVA	2
		自家発電始動用蓄電池		2
		自家発電自動起動盤		2
		自家発電機盤		2
		出力盤		2
		同期盤		1
		自家発電燃料タンク	A重油 18KL 屋内タンク	2
		自家発電燃料タンク	A重油 36KL 地下タンク	1
	電力・通信設備	配線設備	バスダクト、ケーブル	一式
		避雷針		1
		動力、照明、コンセント分電盤	240V/210V/105V	7
		動力制御盤	415V	141
		ダブルスロー切換盤		14
		OA分電盤	3φ4W 105V	227
		電算系分電盤	200V	19
		AC-CB盤		19
		照明、一般コンセント分電盤	240V/105V	128
		*熱源設備等を含む		
		照明器具		15000
		照明自動調光システム		一式
		照明点灯システム		一式
		照明明人感点灯システム		一式
		調光盤		1
		外灯、庭園灯		一式
		一般コンセント		一式
		非常業務兼用放送装置	インテリジェントPAシステム	一式
		非常用遠隔操作器		1
		業務用遠隔操作器		3

電気設備		機器名称	型式・仕様	数量
		スピーカー		一式
		庁議室A Vシステム		一式
		会議室A Vシステム		一式
		審判廷放送装置		一式
		テナント放送装置		5
		同時通訳システム		一式
		電気時計設備（親時計）	25回線 正副切換式	一式
		プログラムタイマー	8CH	2
		子時計		402
		デジタル時計		7
		一般電話		一式
		交換機		一式
		保守系インターホン		一式
		駐車場系インターホン		一式
		電算系インターホン		一式
		プリアクション系インターホン		一式
		厨房系インターホン		一式
		ページング制御盤		一式
		出退表示設備		一式
		駐車場管制設備		一式
		車両検知器	ループコイル式	5
		信号灯		3
		表示灯		2
		アンテナ		一式
		ヘッドエンド装置		一式
		幹線増幅器		一式
		高調波監視盤		一式
		中央監視設備	周辺装置含む	一式
		S C S - 中央盤		1
		S C S - 1, 2, 3, 4盤		5
		S C S 盤		30
		中央監視装置		1
		S C S 盤		7
		システム制御盤		2
		C P 盤	センサー、制御弁等一式	171

電気設備		機器名称	型式・仕様	数量
		防災Ⅰ／F盤	受信盤、情報処理盤含む	一式
		非常電話盤		一式
		防災監視卓		一式
		中継器盤		2
		非常電話		88
		火災報知器		一式
		火災予兆検知システム		一式
		非常照明直流電源装置 東	冷陰極シール形	1
		非常照明直流電源装置 西	冷陰極シール形	1
		誘導灯	冷陰極高輝度誘導灯	451
		防犯管理盤	センサー類含む	一式
		防犯管理卓		一式
		ITV監視盤		一式
		ITV監視卓		1
		ITVモニター		10
		監視カメラ		44
		鍵管理盤		一式
		入退出管理設備		一式
		太陽光パワーコンディショナー		一式
		太陽光電池アレイ		一式
		表示パネル		1
		外壁用ゴンドラ	レール式 3人乗り	1
		光庭用ゴンドラ	自走式 2人乗り	1
		乗用エレベータ（低層用）	VVF交流可変電圧可変周波数制御 21人乗り	1
		乗用エレベータ（高層用）	VVF交流可変電圧可変周波数制御 21人乗り	1
		人荷用エレベータ（非常用）	VVF交流可変電圧可変周波数制御 28人乗り	1
		人荷用エレベータ（非常用）	VVF交流可変電圧可変周波数制御 28人乗り	1
		人荷用エレベータ	油圧式 17人乗り	1
		人荷用エレベータ	油圧式 14人乗り	1
		乗用エレベータ（低層用）	VVF交流可変電圧可変周波数制御 21人乗り	1
		乗用エレベータ（低層用）	VVF交流可変電圧可変周波数制御 21人乗り	1
		乗用エレベータ（低層用）	VVF交流可変電圧可変周波数制御 21人乗り	1
		乗用エレベータ（低層用）	VVF交流可変電圧可変周波数制御 21人乗り	1
		乗用エレベータ（高層用）	VVF交流可変電圧可変周波数制御 21人乗り	1
		乗用エレベータ（高層用）	VVF交流可変電圧可変周波数制御 21人乗り	1

電気設備		機器名称	型式・仕様	数量
		乗用エレベータ（高層用）	VVF交流可変電圧可変周波数制御 21人乗り	1
		乗用エレベータ（高層用）	VVF交流可変電圧可変周波数制御 21人乗り	1
		電動ダムウェーター	荷物用	1

機械設備		機器名称	型式・仕様	数量
	空気調和設備	エアーコンプレッサ	600L/m*8.5kg/cm2*5.5KW	2
		蓄熱DBターボ冷凍機	250RT R-134a	1
		蓄熱ターボ冷凍機	750RT R-134a	1
		吸収式冷凍機	蒸気二重効用形 700RT	3
		水処理装置 冷却塔系	ダイヤフラム式	1式
		水処理装置 一般温水系	ダイヤフラム式	1式
		水処理装置 24h温水系	ダイヤフラム式	1式
		水処理装置 一般冷水系	ダイヤフラム式	1式
		水処理装置 24h予備冷水系	ダイヤフラム式	1式
		冷却水フロー調節器	電導率検出型	7
		冷却塔 吸収式系	解放式 12000L/m 37.5℃～32℃	3
		冷却塔 DBターボ系	解放式 3150L/m 37℃～32℃	1
		冷却塔 ターボNo.1系	解放式 9450L/m 37℃～32℃	1
		冷却塔 厨房系	解放式 104L/m 37℃～32℃	2
		温水一次ポンプ DBターボ系	80φ*1000L*23m*7.5KW	1
		温水一次ポンプ 蓄熱系	65φ*260L*20m*3.7KW	1
		温水二次ポンプ 一般系	150φ*2430L*34m*30KW	3
		温水二次ポンプ 循環系	80φ*340L*19m*3.7KW	1
		冷水一次ポンプ 吸収式系	200φ*5040L*21m*30KW	3
		冷水一次ポンプ 循環系	125φ*2670L*18m*15KW	4
		冷水一次ポンプ 熱交予備	125φ*2670L*18m*15KW	1
		冷水一次ポンプ DBターボ系	100φ*1580L*26m*15KW	1
		冷水一次ポンプ ターボNo.1系	150φ*3780L*23m*30KW	1
		冷水一次ポンプ 熱交系	125φ*2670L*27m*22KW	4
		冷水二次ポンプ 一般系	150φ*4500L*39m*55KW	5
		冷水二次ポンプ 24h系	150φ*3000L*34m*37KW	4
		冷水二次電算系循環ポンプ	125φ*1900L*31m*18.5KW	1
		冷却水ポンプ 吸収式No.1系	300φ*12000L*38m*110KW	1
		冷却水ポンプ 吸収式No.2系	300φ*12000L*47m*132KW	2
		冷却水ポンプ DBターボ系	150φ*3150L*26m*30KW	1
		冷却水ポンプ ターボNo.1系	200φ*9450L*30m*75KW	1
		冷却塔補給水揚水ポンプ	多段渦巻ポンプ 1600L*125m*75KW	2
		冷却水ポンプ 厨房系	40φ*104L*22m*1.5KW	2
		ドレン返送ポンプ	65φ*350L*34m*5.5KW	2
		高圧蒸気ヘッダ 8k用	350φ*3000	1

機械設備		機器名称	型式・仕様	数量
		中圧蒸気ヘッダ 2 k 用	350 φ *3520	1
		温水熱交換器	蒸気U字管式 2267KW 508 φ *1400L	3
		温水熱交換器 予備系	蒸気U字管式 116KW 267.4 φ *550L	1
		温水往ヘッダ 一般系	400 φ *5700 1.4MPa	1
		温水還ヘッダ 一般系	400 φ *4700 1.0MPa	1
		冷水往ヘッダ 一次系	550 φ *14533 1.2MPa	1
		冷水往ヘッダ 一般二次系	400 φ *7800 1.5MPa	1
		冷水往ヘッダ 電算二次系	400 φ *6700 1.5MPa	1
		冷水還ヘッダ 一次系	550 φ *8020 1.0MPa	1
		冷水還ヘッダ 一般二次系	550 φ *4700 1.0MPa	1
		冷水還ヘッダ 電算二次系	550 φ *4000 1.0MPa	1
		冷水熱交換器 (水-水)	プレート形 1120000kcal/H	4
		冷水熱交換器 予備系 (水-水)	プレート形 798000kcal/H	1
		空調機 電算二次空調機	下吹出し 15000m3/H*71.7mmAq*7.5KW	86
		空調機 電算二次空調機	下吹出し 15000m3/H*79mmAq*11KW	12
		空調機 談話室系	特殊立形 9300m3/H*5.5KW	1
		空調機 E側廊下系	特殊立形 5800m3/H*3.7KW	14
		空調機 E側廊下系	特殊立形 6200m3/H*3.7KW	14
		空調機 W側 E L V ホール系	特殊立形 8000m3/H*5.5KW	1
		空調機 W側 E L V ホール系	特殊立形 7100m3/H*5.5KW	11
		空調機 W側 E L V ホール系	特殊立形 7100m3/H*3.7KW	1
		空調機 MT庫系	立形直吹き 2300m3/H*1.5KW	1
		空調機 W側倉庫系	立形直吹き 1200m3/H*1.5KW	1
		空調機 C V C F 室系	立形直吹き 2300m3/H*1.5KW	1
		空調機 電話交換機室系	立形直吹き 4200m3/H*2.2KW	1
		空調機 C V C F 室 一般系	立形直吹き 13500m3/H*5.5KW	6
		空調機 特高電気室系	立形直吹き 30000m3/H*11KW	2
		空調機 低圧電気室系	立形直吹き 28800m3/H*11KW	2
		空調機 C V C F 室 24h 系	立形直吹き 19200m3/H*7.5KW	2
		空調機 会議室 E N 系	立形インバータ制御 14900m3*11KW	1
		空調機 事務室 E S 系	特殊インバータ制御 14850m3*11KW	1
		空調機 会議室 W N 系	立形インバータ制御 18000m3*11KW	1
		空調機 事務室 W S 系	特殊インバータ制御 14850m3*11KW	1
		空調機 事務室系	特殊インバータ制御 12800m3*11KW	48
		空調機 電算室 3 系	縦形直吹き 3250m3/H*2.2KW	1

機械設備		機器名称	型式・仕様	数量
		空調機 電算室1、2系	特殊インバータ制御 5500m ³ /H*3.7KW	1
		空調機 1階玄関ホール系	縦形直吹き 16000m ³ /H*11KW	2
		空調機 電算室3、4系	縦形直吹き 3500m ³ /H*2.2KW	1
		空調機 電算室4系	縦形直吹き 2000m ³ /H*1.5KW	1
		空調機 公衆閲覧室2EN系	特殊インバータ制御 9250m ³ *5.5KW	1
		空調機 公衆閲覧室1ES系	特殊インバータ制御 10350m ³ *7.5KW	1
		空調機 公衆閲覧室2WN系	特殊インバータ制御 8800m ³ *5.5KW	1
		空調機 公衆閲覧室1WS系	特殊インバータ制御 10000m ³ *7.5KW	1
		空調機 1階コピー室系	縦形直吹き 2400m ³ /H*0.4KW	2
		空調機 一階事務室E系	特殊インバータ制御 10950m ³ *7.5KW	2
		空調機 一階事務室W系	特殊インバータ制御 11000m ³ *7.5KW	2
		空調機 1階展示ロビー系	縦形直吹き 21600m ³ /H*18.5KW	1
		空調機 売店系	縦形直吹き 10500m ³ /H*7.5KW	1
		空調機 アスレチック、更衣室	縦形直吹き 5700m ³ /H*5.5KW	1
		空調機 サークル室、理容室系	縦形直吹き 1900m ³ /H*1.5KW	1
		空調機 資料庫(1)系	横形 27500m ³ /H*18.5	1
		空調機 中央監理室系	縦形直吹き 11800m ³ /H*7.5KW	1
		空調機 食堂1系	縦形直吹き 14000m ³ /H*11KW	1
		空調機 食堂2系	縦形直吹き 4100m ³ /H*3.7KW	1
		空調機 喫茶ロビー系	縦形直吹き 6000m ³ /H*5.5KW	1
		空調機 ホール、廊下系	縦形直吹き 11800m ³ /H*11KW	1
		空調機 食堂3系	縦形直吹き 4500m ³ /H*3.7KW	1
		空調機 ディスク室系	縦形直吹き 2500m ³ /H*2.2KW	4
		ターミナル空調機	冷専 2200m ³ *50mmAq*1.5KW	181
		ターミナル空調機	冷専 2500m ³ *71.7mmAq*7.5KW	10
		還風機 資料庫系	片吸込多翼型 27300m ³ /H*11KW	1
		還風機 1階展示ロビー系	片吸込多翼型 21600m ³ /H*11KW	1
		還風機 会議室WN系	片吸込多翼型 18050m ³ /H*7.5KW	1
		還風機 1階玄関ホール系	片吸込多翼型 14750m ³ /H*5.5KW	2
		還風機 会議室EN系	片吸込多翼型 12700m ³ /H*5.5KW	1
		還風機 中央監理室系	片吸込多翼型 12000m ³ /H*5.5KW	1
		還風機 食堂1系	片吸込多翼型 12000m ³ /H*3.7KW	1
		還風機 ホール、廊下系	片吸込多翼型 9800m ³ /H*3.7KW	1
		還風機 クリニック系	片吸込多翼型 9600m ³ /H*3.7KW	2
		還風機 売店系	片吸込多翼型 9450m ³ /H*3.7KW	1

機械設備		機器名称	型式・仕様	数量
		還風機 喫茶ロビー系	片吸込多翼型 4900m ³ /H*1.5KW	1
		還風機 アスレチック、更衣室	片吸込多翼型 4200m ³ /H*1.5KW	1
		還風機 電話交換機室系	片吸込多翼型 4200m ³ /H*1.5KW	1
		還風機 食堂3系	片吸込多翼型 3900m ³ /H*1.5KW	1
		還風機 電算室3WN、4系	片吸込多翼型 3500m ³ /H*1.5KW	1
		還風機 食堂2系	片吸込多翼型 3400m ³ /H*1.5KW	1
		還風機 電算室3EN系	片吸込多翼型 2500m ³ /H*0.75KW	1
		還風機 ディスク室系	片吸込多翼型 2500m ³ /H*1.5KW	4
		還風機 電算室4系	片吸込多翼型 2000m ³ /H*0.75KW	1
		空気清浄機	天井型 1200m ³ /H	5
		空気清浄機	定置型 840m ³ /H	3
		空気清浄機	定置型 1080m ³	3
		空気清浄機	壁掛型 180m ³ /H	18
		空気清浄機	壁掛型 480m ³ /H	2
		気化式加湿器	天井埋込ジェット型 1.12Kg/H*400m ³ /H	14
		除湿機	産業用除湿機 2.8KW	5
		パッケージ空調機	空冷式(冷専天吊型) 9000KCal/H*2.7KW	2
		パッケージ空調機	空冷式(冷専床置型) 11200KCal/H*3.2KW	2
		パッケージ空調機	水冷式(冷専床置型) 30000KCal/H	4
		パッケージ空調機	空冷式(冷専床置型) 6300KCal/H*2.2KW	4
		パッケージ空調機	空冷式(冷専床置型) 22400KCal/H*7.5KW	3
		ルームエアコン	霧ヶ峰 冷暖兼用セレクト型 0.6KW	2
		ファンコイルユニット	床置隠蔽ローボイ形 冷房920KCal/H 暖房1100KCal/H	348
		ファンコイルユニット	床置隠蔽形 冷房2150KCal/H 暖房2850KCal/H	150
		ファンコイルユニット	床置隠蔽形 冷房1070KCal/H 暖房1300KCal/H	130
		ファンコイルユニット	床置隠蔽ローボイ形 冷房3680KCal/H 暖房4500KCal/H	17
		ファンコイルユニット	床置隠蔽ローボイ形 冷房1240KCal/H 暖房2200KCal/H	20
		ファンコイルユニット	床置露出型 冷房7300KCal/H	1
		ファンコイルユニット	天井埋め込みジェット型 冷房3220KCal/H 暖房4300KCal/H	54
		ファンコイルユニット	天井埋込ジェット型 冷房4300KCal/H 暖房5700KCal/H	7
		ファンコイルユニット	天井埋込ジェット型 冷房3800KCal/H 暖房3900KCal/H	4
		ファンコイルユニット	天井埋込ジェット型 冷房3220KCal/H 暖房4300KCal/H	5
		ファンコイルユニット	天井埋込ジェット型 冷房2900KCal/H 暖房5400KCal/H	4
		ファンコイルユニット	天井埋込ジェット型 冷房2900KCal/H 暖房3250KCal/H	3
		ファンコイルユニット	天井埋込ジェット型 冷房2800KCal/H 暖房1750KCal/H	1

機械設備		機器名称	型式・仕様	数量
		ファンコイルユニット	天井埋込天井型 冷房2150KCal/H 暖房2850KCal/H	6
		ファンコイルユニット	天井埋込天井型 冷房1070KCal/H 暖房1300KCal/H	3
		ファンコイルユニット	天井埋込天井型 冷房700KCal/H 暖房670KCal/H	1
		ファンコイルユニット	天井埋込天井型	5
		ファンコイルユニット	天井埋込天井型	7
		ファンコイルユニット	天井埋込天井型	12
		ファンコイルユニット	天吊隠蔽型 冷房2450KCal/H 暖房2850KCal/H	1
		循環送風機 資料庫床下系	片吸込多翼型 1300m3/H*0.4KW	1
		排風機 ゴミ処理室系	小型多翼型 500m3/H*0.15KW	15
		排風機 湯沸室系	小型多翼型 350m3/H*0.202KW	31
		排風機 便所系	小型多翼型 1000m3/H*0.4KW	28
		排風機 便所系	小型多翼型 950m3/H*0.4KW	1
		排風機 便所2系	直結シロッコファン 650m3*0.232KW	1
		排風機 便所3系	軸流型 800m3/H*0.15KW	1
		排風機 客用便所系	軸流型 900m3/H*0.4KW	1
		排風機 便所1系	軸流型 550m3/H*0.25KW	1
		排風機 便所2排系	軸流型 650m3/H*0.4KW	1
		排風機 便所1系	軸流型 900m3/H*0.75KW	1
		排風機 便所系	小型多翼型 650m3/H*0.4KW	1
		排風機 1,2階客用便所系	片吸込多翼型 1000m3/H*0.4KW	2
		排風機 貯湯槽室系	軸流型 800m3/H*0.4KW	2
		排風機 水槽室系	小型多翼型 300m3/H*0.08KW	1
		排風機 水槽室系	軸流型 300m3/H*0.08KW	1
		排風機 水槽室系	軸流型 600m3/H*0.15KW	1
		排風機 パントリー系	小型多翼型 300m3/H*0.08KW	1
		排風機 ポンプ室系	軸流型 300m3/H*0.08KW	2
		排風機 コンプレッサ室系	軸流型 21500m3/H*0.4KW	1
		排風機 巡視控室	小型多翼型	1
		排風機 巡視室控室系	小型多翼型 550m3/H*0.25KW	1
		排風機 1階倉庫1系	軸流型 250m3/H*0.08KW	1
		排風機 自販機置場系	軸流型 250m3/H*0.08KW	1
		排風機 更衣室系	軸流型 1500m3/H*0.4KW	1
		排風機 ガス緊急遮断弁室系	軸流型 300m3/H*0.08KW	1
		排風機 B2階ゴミ処理室系	軸流型 800m3/H*0.4KW	1
		排風機 B1階ゴミ処理室系	軸流型 450m3/H*0.08KW	1

機械設備		機器名称	型式・仕様	数量
		排風機 倉庫4系	軸流型 200m ³ /H*0.15KW	1
		排風機 倉庫1、ボンベ室系	軸流型 1450m ³ /H*0.75KW	1
		排風機 倉庫系(資料庫)	小型多翼型	1
		排風機 浴室系	軸流型 300m ³ /H*0.08KW	1
		排風機 5階クリニックE系	片吸込多翼型 3070m ³ /H*1.5KW	1
		排風機 談話室用パントリー系	片吸込多翼型 2000m ³ /H*0.75KW	1
		排風機 5FクリニックW系	片吸込多翼型 2820m ³ /H*0.75KW	1
		排風機 ゴミ処理室機械系	片吸込多翼型 10500m ³ /H*7.5KW	1
		排風機 サークル室、理容室系	片吸込多翼型 1900m ³ /H*0.75KW	1
		排風機 厨房2系	片吸込多翼型 9300m ³ /H*3.7KW	1
		排風機 厨房1系	片吸込多翼型 33000m ³ /H*22KW	1
		排風機 厨房1天井吸込系	片吸込多翼型 2650m ³ /H*1.5KW	1
		排風機 厨房3系	片吸込多翼型 9500m ³ /H*3.7KW	1
		排風機 喫茶厨房系	片吸込多翼型 1100m ³ /H*0.75KW	1
		排風機 倉庫2、廊下2系	片吸込多翼型 3100m ³ /H*0.75KW	1
		排風機 B3階バッテリー室1系	片吸込多翼型 7000m ³ /H*5.5KW	1
		排風機 B3階バッテリー室2系	片吸込多翼型 7100m ³ /H*5.5KW	1
		排風機 B3階中水機械室系	片吸込多翼型 5400m ³ /H*3.7KW	1
		排風機 駐車場1W,1E系	片吸込多翼型 62000m ³ /H*37KW	2
		排風機 EV機械室1系	片吸込多翼型 5500m ³ /H*1.5KW	1
		排風機 駐車場3系	片吸込多翼型 59000m ³ /H*37KW	1
		排風機 B3階熱源機械室系	片吸込リミットロール 56500m ³ /H*30KW	1
		排風機 駐車場2系	両吸込多翼型 81000m ³ /H*45KW	1
		排風機 ELV機械室2系	片吸込多翼型 4400m ³ /H*1.5KW	1
		排風機 電気室系	片吸込多翼型 1900m ³ /H*0.75KW	1
		排風機 発電機室系	片吸込多翼型 3700m ³ /H*1.5KW	1
		排風機 オイルタンク室系	片吸込多翼型 1000m ³ /H*0.4KW	1
		排風機 中水槽室系	片吸込片持型 500m ³ /H*0.4KW	2
		送風機 ゴミ処理室系	軸流型 500m ³ /H*0.25KW	15
		送風機 貯湯槽室系	軸流型 800m ³ /H*0.4KW	2
		送風機 ポンプ室系	軸流型 300m ³ /H*0.25KW	2
		送風機 水槽室系	軸流型 300m ³ /H*0.25KW	1
		送風機 水槽室系	軸流型 300m ³ /H*0.25KW	1
		送風機 水槽室系	軸流型 600m ³ /H*0.4KW	1
		送風機 巡視室系	軸流型 550m ³ /H*0.4KW	1

機械設備		機器名称	型式・仕様	数量
		送風機 コンプレッサ室系	軸流型 2150m ³ /H*0.4KW	1
		送風機 警備員、仮眠室系	軸流型 700m ³ /H*0.75KW	1
		送風機 清掃員控室他系	軸流型 1400m ³ /H*0.75KW	1
		送風機 控室1、2、3系	軸流型 300m ³ /H*0.75KW	1
		送風機 ゴミ処理室系	軸流型 800m ³ /H*0.75KW	1
		送風機 駐車場係員室系	軸流型 300m ³ /H*1.5KW	1
		送風機 倉庫1、ボンベ室系	軸流型 1450m ³ /H*1.5KW	1
		送風機 厨房1系	片吸込多翼型 33650m ³ /H*18.5KW	1
		送風機 厨房2系	片吸込多翼型 8600m ³ /H*3.7KW	1
		送風機 厨房3系	片吸込多翼型 8600m ³ /H*3.7KW	1
		送風機 ゴミ処理機械室系	片吸込多翼型 10400m ³ /H*5.5KW	1
		送風機 駐車場3系	両吸込多翼型 59000m ³ /H*37KW	1
		送風機 駐車場1E系	両吸込多翼型 64000m ³ /H*30KW	1
		送風機 倉庫2、廊下2系	両吸込多翼型 3500m ³ /H*1.5KW	1
		送風機 ELV機械室1系	片吸込多翼型 5500m ³ /H*2.2KW	1
		送風機 駐車場2系	両吸込多翼型 81000m ³ /H*37KW	1
		送風機 ELV機械室2系	片吸込多翼型 4400m ³ /H*1.5KW	1
		送風機 駐車場1W系	両吸込多翼型 62000m ³ /H*22KW	1
		送風機 発電機室系	片吸込多翼型 4700m ³ /H*1.5KW	1
		送風機 バッテリー室1系	片吸込多翼型 7800m ³ /H*3.7KW	1
		送風機 バッテリー室2系	片吸込多翼型 7800m ³ /H*3.7KW	1
		送風機 電気室系	片吸込多翼型 1900m ³ /H*0.75KW	1
		送風機 中水機械室系	片吸込多翼型 4500m ³ /H*1.5KW	1
		送風機 倉庫系(資料庫)	片吸込多翼型	1
		送風機 熱源機械室系	両吸込多翼型 58700m ³ /H*30KW	1
		EPSファン	ストレートシロッコファン 天吊 58W	116
		AFRユニット	横形インバータ制御 33650m ³ /H*18.5KW	1
		AFRユニット	横形インバータ制御 8600m ³ /H*3.7KW	1
		AFRユニット	横形インバータ制御 8800m ³ /H*3.7KW	1
		AFRユニット	自動巻取床置型 550m ³ /H	1
		AFRユニット	自動巻取床置型 10400m ³ /H	1
		AFRユニット	自動巻取床置型 59000m ³ /H	1
		AFRユニット	自動巻取床置型 64000m ³ /H	1
		AFRユニット	自動巻取床置型 5500m ³ /H	1
		AFRユニット	自動巻取床置型 81000m ³ /H	1

機械設備		機器名称	型式・仕様	数量
		A F Rユニット	自動巻取床置型 4400m ³ /H	1
		A F Rユニット	自動巻取床置型 62000m ³ /H	1
		A F Rユニット	自動巻取床置型 26250m ³ /H	1
		A F Rユニット	自動巻取床置型 58700m ³ /H	1
		フィルタユニット	パネル型 300m ³ /H	4
		フィルタユニット	パネル型 500m ³ /H	18
		フィルタユニット	パネル型 600m ³ /H	1
		フィルタユニット	パネル型 700m ³ /H	1
		フィルタユニット	パネル型 800m ³ /H	1
		フィルタユニット	パネル型 1400m ³ /H	1
		フィルタユニット	パネル型 1450m ³ /H	1
		フィルタユニット	パネル型 4300m ³ /H	1
		フィルタユニット	折込み+パネル型 300m ³ /H	2
		フィルタユニット	折込み+パネル型 5400m ³ /H	1
		全熱交換器	回転式送風機組込型 4500m ³ /H	1
		全熱交換器	回転式送風機組込型 5300m ³ /H	1
		全熱交換器	回転式送風機組込型 8400m ³ /H	1
		全熱交換器	回転式送風機組込型 8800m ³ /H	1
		C A Vユニット	自力式 100m ³ /H	3
		C A Vユニット	自力式 250m ³ /H	1
		C A Vユニット	自力式 350m ³ /H	1
		C A Vユニット	自力式 300m ³ /H	1
		V A Vユニット	電気式バypass形	52
		V A Vユニット	電気式デュアル形	708
		V A Vユニット	電気式絞り形	139
		蒸気配管		一式
		冷温水配管		一式
		冷却水配管		一式
		フラッシュタンク	円筒型密閉式 16L 0.981MPa max.	1
		還水槽	13000L 90000kcal/H	1
		ヒートポンプ温水機	100000kcal/H 30KW	1

給排水衛生設備		機器名称	型式・仕様	数量
	給排水衛生設備	上水揚水ポンプ（高層系）	多段渦巻ポンプ 250L*117m*15KW	2
		上水揚水ポンプ（中層系）	多段渦巻ポンプ 200L*76m*7.5KW	2
		上水揚水ポンプ（低層系）	多段渦巻ポンプ 900L*40m*15KW	2
		塩素減菌装置 上水受水槽	28CC/min 5kg/cm2	1
		1F-E側冷水器	空冷式壁埋込形	17
		1F-E側うがい器	屋内水道直結埋込形	17
		中水揚水ポンプ（高層系）	多段渦巻ポンプ 500L*117m*22KW	2
		中水揚水ポンプ（中層系）	多段渦巻ポンプ 400L*82m*15KW	2
		中水揚水ポンプ（低層系）	多段渦巻ポンプ 150L*53m*3.7KW	2
		排水再利用設備	除害設備、中水設備	一式
		冷却塔ブロー水槽移送ポンプ	水中ポンプ 250L*19m*3.7KW	2
		塩素減菌装置 雨水貯留槽	28CC/min 5kg/cm2	1
		雨水貯留槽移送ポンプ	水中ポンプ 100L*14.5m*1.5KW	2
		雨水貯留槽循環ポンプ	水中ポンプ 150L*12m*1.5KW	1
		厨房除害設備	流量調整槽、汚泥貯溜槽等を含む	一式
		灌水槽	建築躯体 30m3	1
		灌水槽用ろ過器	カートリッジ式 3m3/H	1
		灌水槽ろ過器用ポンプ	水中ポンプ 50L*23m*2.2KW	1
		植栽散水設備		一式
		温水循環ポンプ（高層系）	ラインポンプ 50L*1m*0.25KW	2
		温水循環ポンプ（中層系）	ラインポンプ 50L*2m*0.25KW	1
		温水循環ポンプ（低層系）	ラインポンプ 60L*1m*0.25KW	2
		温水循環ポンプ（低層系）	渦巻ポンプ 300L*5m*0.75KW	2
		貯湯槽（高層系）	ステンスクラッド鋼板 1400L	2
		貯湯槽（中層系）	ステンスクラッド鋼板 1750L	1
		貯湯槽（低層系）	ステンスクラッド鋼板 3500L	2
		給湯予熱槽（低層系）	ステンスクラッド鋼板 3500L	1
		貯湯式電気湯沸器	壁掛型 60L	30
		貯湯式電気湯沸器	壁掛型 3L	1
		貯湯式電気湯沸器	床置き式 580L	1
		貯湯式電気湯沸器	壁掛型 40L	1
		貯湯式電気湯沸器	壁掛型 20L	1
		貯湯式電気湯沸器	壁掛型 40L	1
		電気瞬間湯沸器	壁掛型 3φ*400V*10KW	9

給排水衛生設備		機器名称	型式・仕様	数量
		小型電気温水器	置台形 5L*100V*1KW	1
		上水高置水槽 (中層系)	FRP複合板 ^ハ ^ネ 1.5m ³	1
		上水高置水槽 (低層系)	FRP複合板 ^ハ ^ネ 4m ³	1
		上水受水槽	FRP複合板 ^ハ ^ネ 45m ³	2
		上水高置水槽 (高層系)	FRP複合板 ^ハ ^ネ 4m ³	1
		中水受水槽	建築躯体 60m ³	2
		中水副受水槽	FRP複合板 ^ハ ^ネ 1m ³	1
		中水高置水槽 (中層系)	FRP複合板 ^ハ ^ネ 6m ³	1
		中水高置水槽 (低層系)	FRP複合板 ^ハ ^ネ 3m ³	1
		中水高置水槽 (高層系)	FRP複合板 ^ハ ^ネ 8m ³	1
		中継槽	建築躯体 5m ³	1
		中水呼水槽	鋼鉄製 100L	1
		呼水槽 冷水系	鋼板製 100L	1
		呼水槽 温水系	鋼板製 100L	1
		膨張水槽 24H冷水系	解放式 200L	1
		膨張水槽 一般冷水系	解放式 1500L	2
		膨張水槽 24H温水系	解放式 200L	1
		膨張水槽 一般温水系	解放式 1500L	2
		冷却塔ブロー水槽	建築躯体 135m ³	1
		雨水貯留槽	建築躯体 400m ³	1
		消防用補助水槽	鉄 ^ハ ^ネ タンク 1.5m ³	1
		消火水槽	建築躯体 210m ³	1
		消防用補助水槽	鉄 ^ハ ^ネ タンク 1.5m ³	1
		冷却塔補給水槽	建築躯体 270m ³	2
		冷却塔補給水用高置水槽	FRP複合板 ^ハ ^ネ 24m ³	1
		冷却塔補給水呼水槽	鋼鉄製 100L	1
		ドライエリア排水槽 (W系)	建築躯体 15m ³	2
		湧水槽 (N系)	建築躯体 10m ³	1
		湧水槽 (W系)	建築躯体 10m ³	2
		厨房排水槽 (WN系)	建築躯体 6.5m ³	1
		厨房排水槽 (WS系)	建築躯体 11m ³	1
		汚水槽 (ES系)	建築躯体 20m ³	1
		汚水槽 (W系)	建築躯体 20m ³	2
		雑排水槽 (E系)	建築躯体 10m ³	2
		雑排水槽 (W系)	建築躯体 10m ³	2

給排水衛生設備		機器名称	型式・仕様	数量
		ドライエリア排水ポンプ1	水中ポンプ 550L*31m*11KW	2
		ドライエリア排水ポンプ2	水中ポンプ 450L*29m*11KW	2
		灌水ポンプ	水中ポンプ 200L*24m*3.7KW	1
		湧水排水ポンプ (N系)	水中ポンプ 180L*23m*2.2KW	2
		湧水排水ポンプ (W系)	水中ポンプ 150L*34m*3.7KW	4
		厨房排水ポンプ (WN系)	水中ポンプ 600L*24m*7.5KW	2
		厨房排水ポンプ (WS系)	水中ポンプ 350L*23m*7.5KW	2
		特高ピット排水ポンプ	水中ポンプ	2
		汚水排水ポンプ (ES系)	水中ポンプ 500L*29m*11KW	2
		汚水排水ポンプ (WS系)	水中ポンプ 500L*29m*11KW	4
		雑排水ポンプ (ES系)	水中ポンプ 250L*28m*5.5KW	4
		雑排水ポンプ (W系)	水中ポンプ 250L*28m*5.5KW	4
		給水配管	給水栓等含む	一式
		排水管	通気管等含む	一式
		給湯管	給湯栓等含む	一式
		大便器	洗浄便座含む	一式
		小便器		一式
		洗面台	石けん水装置含む	一式
		清掃流し		一式
		衛生	屋内消火栓補助加圧ポンプ (多段渦巻ポンプ 100φ*600L*7.5KW)	一式
		衛生	屋内消火栓メインポンプ (多段渦巻ポンプ 100φ*750L*7.5KW)	一式
			屋内消火栓	78
		送水口、採水口		2
		連結送水管		一式
		消防用水ポンプ	多段渦巻ポンプ 200φ*330L*54m*55KW	1
		ハロン制御盤	起動装置含む	一式
		ハロン消火剤貯蔵容器		一式
		泡消火ポンプ	多段渦巻ポンプ 125φ*1600L*82m*37KW	1
		泡原液槽	水成膜泡消化剤液 600L	1
		簡易自動消火装置	粉末/強化液	13
		消火器		一式
		予作動式流水検知装置		34
		湿式流水検知装置		16
		スプリンクラブースタポンプ	多段渦巻ポンプ 150φ*3600L*65m*75KW	1
		スプリンクラメイン補助加圧ポンプ	渦巻ポンプ 25φ*20L*110m*2.2KW	1

給排水衛生設備		機器名称	型式・仕様	数量
		スプリングラメインポンプ	多段渦巻ポンプ 200φ*3600L*94m*110KW	1
		スプリングラメイン補助加圧ポンプ	渦巻ポンプ 25φ*20L*110m*2.2KW	1
		排煙機 B3～B1階附室3、4系	片吸込遠心送風機 24000m3/H*15KW	1
		排煙機 B3～3階附室1系	片吸込遠心送風機 16000m3/H*7.5KW	1
		排煙機 B3～3階附室2系	片吸込遠心送風機 16000m3/H*7.5KW	1
		排煙機 1階玄関ホール系	片吸込遠心送風機 45000m3/H*22KW	1
		排煙機 駐車場系	片吸込遠心送風機 75000m3/H*45KW	1
		排風機 E N系	片吸込遠心送風機 56000m3/H*55KW	1
		排風機 W S系	片吸込遠心送風機 37000m3/H*22KW	1
		排風機 E S系	片吸込遠心送風機 37000m3/H*22KW	1
		排風機 W N系	片吸込遠心送風機 67000m3/H*45KW	1
		排煙口、給気口	起動装置含む	一式
		排煙窓	起動装置含む	一式
		厨房設備 (B 1 F 厨房1)	ガス器具を含む	一式
		厨房設備 (B 1 F 厨房2)	ガス器具を含む	一式
		厨房設備 (B 1 F 厨房3)	ガス器具を含む	一式
		厨房設備 (B 1 F 喫茶)	ガス器具を含む	一式
		厨房設備 (1 6 F 談話室)		一式
		厨房設備 (B 1 F 売店1、2)		一式
		プレハブ冷凍冷蔵庫		一式
		ガス緊急遮断弁		1
		ガス業務用遮断弁		一式
		ゴミ処理装置	反転投入機、コンパクト	一式
		生ゴミ貯蔵冷蔵庫		一式

電気設備関係管理基準表

電気設備関係管理基準（日常の巡視点検業務）

I 受変電・発電設備

注）○印は、実施周期を示す。

機 器 の 種 別	点 検 の 内 容	点 検 周 期				
		日	週	月	6 ヶ 月	都 度
S F 6 ガス絶縁開閉 装置（66KV） （高圧監視盤等含む）	開閉表示器、開閉表示灯の表示確認 外部汚損・発錆 異音・異臭・過熱・変色 圧力計の指示（ガス圧力計）及びガス漏れ 指示計器、表示灯の表示確認	○ ○ ○ ○	○			
S F 6 ガス絶縁変圧 器（66KV）	外部汚損・放熱器塵埃付着 異音・異臭・振動 温度計の指示 圧力計の指示（ガス圧力計）	○ ○ ○ ○				
配 電 盤 監 視 盤	外箱、扉、隔壁などの構造部の汚損・損傷 雨水、塵埃等の侵入 母線、主回路等接続部の変色・損傷 がいし類の汚損・亀裂等の損傷 計器、開閉器、リレーカバー等の汚損・損傷 異音・異臭 開扉時の温度 信号灯、表示灯の点灯確認			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
低 圧 用 変 圧 器 コ ン デ ン サ ー	ブッシングの汚損、亀裂等の損傷 外箱の変形・汚損・損傷 異音・異臭・振動 過熱・変色 油漏れの有無			○ ○ ○ ○ ○		

機 器 の 種 別	点 検 の 内 容	点 検 周 期				
		日	週	月	6 ヶ 月	都 度
直 流 電 源 装 置	蓄電池液量の適否 〃 電極板の変形・損傷・脱落 〃 端子部の緩み 〃 外箱、架台の腐食・変形・汚損・損傷 〃 電圧の測定 〃 充電電圧、電流の適否 〃 電解液比重の測定 整流器、充電装置のヒューズの点検 整流器、充電装置の汚損・損傷			○ ○ ○ ○ ○ ○	○	
自 家 発 電 設 備 (ガスタービン)	燃料タンク油量の確認、油漏れの点検 潤滑油系統の油量、油漏れの点検 各計器類の動作状況 始動用蓄電池設備の充電用配電盤の点検 汚損・破損の有無	○ ○ ○		○ ○		
自 家 発 電 設 備 (発 電 機)	汚損・破損の有無 振動・異音・異臭 軸受油量の点検・注油 電圧・周波数の確認	○		○ ○ ○		

II 電力・通信設備

機 器 の 種 別	点 検 の 内 容	点 検 周 期				
		日	週	月	6 ヶ 月	都 度
配 電 線 (ダ ク ト)	結露、浸水の有無 ケーブル被覆の亀裂等、損傷の有無 配管の塗装剥離、損傷の有無 ケーブル取付状態の点検 配管取付状態の点検			○ ○ ○ ○ ○		
配 電 線 (ピ ッ ト)	管路口、防水装置等の漏水、損傷 マンホール蓋の損傷 〃 内部の浸水 〃 金物類の腐食			○ ○ ○ ○		
配 電 線 (ケーブル端末)	端末部の亀裂、損傷、テープ剥離 〃 の変色、過熱、異臭 〃 の支持状態の点検 接続部の亀裂、変形、損傷			○ ○ ○ ○		
分 電 盤 制 御 盤 等	外箱、扉の汚損、塗装剥離、損傷 信号灯、表示灯の点灯確認 各計器、開閉器類の汚損、損傷 塵埃、異物の侵入 電磁開閉器の騒音 回路名カードの確認 緩みによる端子部の過熱			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
電 動 機 (空調設備を含む)	異常振動、異音、異臭 潤滑油の点検、注油 軸受部の過熱 外部汚損の有無			○ ○ ○ ○		

機 器 の 種 別	点 検 の 内 容	点 検 周 期				
		日	週	月	6 ヶ 月	都 度
照 明 設 備	照明設備の汚損、変色、損傷、発錆 電球、管球、グローランプの交換 リモコントランスの過熱 タンプラスイッチ、コンセントの汚損、損傷 電線被覆の損傷			○ ○ ○		○ ○
拡 声 設 備	増幅器の外観の汚損、損傷 スピーカーの外観の汚損、損傷			○ ○		
電 気 時 計 設 備	親時計の外観の汚損、損傷 〃 の時刻の進み遅れ 子時計の運針状況			○ ○ ○		
電話設備（一般電話）	レイアウト変更による移設作業					○
インターホン設備	外観の汚損、損傷 機能			○ ○		
表 示 設 備	表示器外観の汚損、損傷 球切れの有無、交換			○		○
テ レ ビ 共 聴 設 備	親アンテナの腐食、発錆、損傷 分配器収容箱の塗装剥離、損傷 〃 の塵埃等の侵入			○ ○ ○	○	

機 器 の 種 別	点 検 の 内 容	点 検 周 期				
		日	週	月	6 ヶ 月	都 度
入 出 力 装 置	各種装置の動作状態確認 印字状態確認 ランプ表示状態等確認 システム機能確認 外観点検	○ ○ ○ ○				○
防 災 設 備 自 動 火 災 設 備 報 知 設 備 非 常 警 報 設 備 誘 導 灯 予 備 電 源 設 備	法令による					
太 陽 光 発 電 設 備	表面の汚れ、破損、変色、落ち葉等の有無 外部配線の損傷 動作時の異音、異臭			○ ○ ○		
ゴ ン ド ラ 設 備	外観の汚損損傷 移動ケーブルの損傷 格納状態 障害物の有無 吊りワイヤーの状態 軌道レールの状態 専用分電盤の汚損、損傷 漏電ブレーカー作動テスト			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

機 器 の 種 別	点 検 の 内 容	点 検 周 期				
		日	週	月	6 ヶ 月	都 度
エレベーター設備	インターホン通話テスト 各押ボタン機能点検 意匠部の汚損、損傷 ホール・カゴ内の球切れの有無、交換 走行時の異音、振動 セイフティシューの作動テスト インジケータランプの球切れの有無			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

機械設備關係管理基準表

機械設備關係管理基準表

空氣調和設備

注) ○印は、実施周期を示す。

機 器 の 種 別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 ヶ 月	6 ヶ 月	都 度
空 気 源 装 置	トラップ、コンプレッサー、アフタークーラー ドライヤ、空気槽等の異常有無監視点検 圧縮機の異音、異臭、振動、過熱の有無点検 〃　のVベルト緩み、摩耗の有無点検 〃　の運転電流、運転時間の確認 除湿器の各指示計確認 アフタークーラーファンの運転状態点検 アフタークーラー、空気槽等のドレン滞留 有無点検 空気槽等の圧力指針正常値確認 配管系統の空気漏れ点検 制御盤、スイッチ類、表示灯の良否点検 フィルターエレメントの清掃		○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				○
タ ー ボ 冷 凍 機	電動機盤の電圧、電流値の良否点検 操作盤電流値の良否点検 蒸発圧力、冷水出入口温度の良否点検 凝縮圧力、冷却水出入口温度の良否点検 圧縮機の異常音、異常振動有無点検 油圧、油音、弁開度の良否点検 冷媒湿度指示計の良否点検 冷水一次、冷却水ポンプ運転状態良否点検 抽気ドラムの良否点検 自動制御装置の機能点検調整 保安機構の点検 冷媒漏れの点検	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○				○	

機 器 の 種 別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 ヶ 月	6 ヶ 月	都 度
吸 収 式 冷 凍 機	高温再生器圧力、温度、液面の良否点検 吸収器圧力、液面の良否点検 蒸気圧力、制御弁開度の良否点検 冷媒液面、凝縮水温度の良否点検 冷水、冷却水出入口温度の良否点検 冷水一次、冷却水ポンプ運転状態良否点検 銅内の抽気操作 自動制御装置の機能点検、調整 保安機構の点検	○ ○ ○ ○ ○ ○	 ○ ○ ○					
冷 却 水 薬 注 装 置	薬液槽の残量、漏れ有無点検 注入ポンプ、注入管の漏れ有無点検 油量の適否点検 薬液の作成補充		○ ○ ○					○
ブローダウン装置	濃度調節計指示値の良否点検 操作盤異常有無点検 量水器、ブロー量検針		○ ○ ○					
冷 却 塔	送風機の運転電流値良否点検 槽内の汚れ、腐食の有無点検 補給水、ポールタップの作動良否点検 凍結防止ヒーターの作動良否点検（冬期） 配管弁類の異常有無点検 散水状態、パイプの詰り有無点検 自動制御装置の作動良否点検 羽車の破損、腐食の有無点検 充填材の破損、老化の有無点検 冷却水の水管の清掃（年1回）			○ ○ ○ ○ ○ ○	 ○ ○ ○		○	

機 器 の 種 別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 ヶ 月	6 ヶ 月	都 度
冷 却 水 ポ ン プ 冷 温 水 ポ ン プ	運転電流値圧力指示値の良否点検 電動機の異音、振動、過熱の有無点検 軸受油量、温度の良否、異音、過熱の有無点検 カップリング芯出状態良否点検調整 グランドの水漏れ適否点検 動力制御盤の点検			○ ○ ○ ○ ○ ○				
熱 交 換 器 冷 温 水 ヘ ッ ダ ー 等	外観の異常有無点検 蒸気2方弁の作動良否点検 設定温度、温水温度の適否点検 スチームトラップの作動良否ドレンの回収 良否点検 配管弁類等の漏水有無点検			○ ○ ○ ○ ○				
空 調 機	運転電流値の良否、水漏れ、異音の有無点検 フィルター差圧の良否点検 電動機の異音、異常振動過熱の有無点検 ファン軸受部の異常振動過熱の有無点検 ベルトの張り具合、摩耗、損傷の有無点検 コイル、ファン、ドレンパンの汚れ発錆、腐食 の有無点検 フィルター及び差圧検知管の汚れ点検 フィルターの巻取り状態点検 ダンパーの開度良否点検調整 自動制御機器の作動点検 動力盤の点検 CO2 濃度計機能点検、フィルター交換 ファン軸受グリスアップ整備		○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○	○

機 器 の 種 別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 ヶ 月	6 ヶ 月	都 度
パッケージ型空調機	圧縮機、ファンモーターの異音、振動、過熱の有無点検 潤滑油、油量の良否点検 冷媒漏れの有無点検 ファンベルトの張り具合、損傷の有無点検 冷却コイル、フィルターの汚れ目づまり 有無点検 フィルターの交換 高、低圧、油圧の良否点検 自動制御機器作動の良否点検 動力制御盤の点検				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			○
ファンコイル ユニット	送風機の異音、振動、機能の点検 冷温水コイルの汚れ点検 ドレンパン、ドレンパイプの点検清掃 フィルターの汚れ点検、交換洗浄整備						○	○ ○ ○
送 排 風 機	運転電流値の良否、外観の異常有無点検 電動機の異音、異常振動、過熱の有無点検 ファン軸受の異音、異常振動、過熱の有無点検 Vベルトの張り具合、摩耗、損傷の有無点検 ケーシング、キャンバスの損傷有無点検 ダンパー開度の良否点検調整 動力制御盤の点検 ファン軸受グリスアップ整備		○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○	
給 気 口 ・ 排 気 口	外気取入口、排気口ルーバーの点検 外気取入口、オートロールフィルターの汚れ 差圧の点検					○ ○		

機 器 の 種 別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 ヶ 月	6 ヶ 月	都 度
全 熱 交 換 器	ローターの回転状態良否の点検 ローターの表面の損傷、目詰まりの有無点検 駆動ベルトの摩耗損傷有無点検 ローターシャフト軸受の異音、振動、過熱の有無点検 ギヤモーターの異音、振動、過熱有無点検 MDの開閉状態良否点検					○ ○ ○ ○ ○ ○		
ダ ク ト、吹 出 口 吸 込 口	VD、FVD、その他のダンパー類の点検 ダクトの振動、吊金物の点検 ダクトの保温材、結露等の点検 吹出口の吹出し角度、風量、温度の測定、調整						○ ○ ○ ○	
蒸 気 管 冷 温 水 管 冷 却 水 管	配管支持金物の点検 伸縮継手、防振継手、フランジ部の点検 管、弁類の損傷、腐食の点検 蒸気トラップの作動良否点検 保温、防露、塗装の点検				○ ○ ○	○ ○		
検 針	給油量の検針 ドレンの検針 蒸気流量の検針 還水流量の検針 補給水量の検針				○ ○ ○ ○ ○			

給排水衛生設備關係管理基準表

給排水衛生設備管理基準（一部消防設備の自主点検を含む）

注）○印は、実施周期を示す。

機 器 の 種 別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 ヶ 月	6 ヶ 月	都 度
給 水 ポ ン プ	電動機の異音、振動過熱の有無点検 軸受の異音、過熱の有無、油量の点検 グラント部の水漏れ、排水状態点検 カップリング芯出し状態点検、調整 動力制御盤の点検 軸受グリース油の補給			○ ○ ○ ○ ○				○
貯 湯 槽 循 環 ポ ン プ	外観の異常有無点検 蒸気2方弁の作動良否点検 設定温度、給湯温度の適否点検 循環ポンプの異音、振動、過熱、水漏れの点検 スチームトラップの作動良否、ドレンの回収 良否点検 配管、弁類の漏れ有無点検			○ ○ ○ ○ ○ ○				
湯 沸 器 (蒸気、電気、ガス)	蒸気、ガス漏れの有無点検 本体、給水管の水漏れ点検 電磁弁の機能点検 設定温度、湯温の適否点検調整 自動、給水装置の機能点検 給湯栓の良否点検 湯沸室の給水栓、給湯栓の良否点検				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			
高 置 水 槽 類 受 水 槽 災 対 水 槽 上 水 高 置 水 槽 雑 用 高 置 水 槽 膨 張 水 槽	槽内の汚水、堆積物の有無点検 槽内外の発錆、損傷の有無点検 基礎架台の損傷、ゆるみの点検 配管継手、弁類等の水漏れ有無点検 点検口、取付附属品の異常有無点検 自動給水の機能点検				○ ○ ○ ○ ○ ○			

機 器 の 種 別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 ヶ 月	6 ヶ 月	都 度
消火・消防用水槽 冷却棟補給水槽	防虫網の発錆、損傷、取付の良否点検 満水、減水等の作動良否点検				○	○		
排 水 槽	槽内の沈積物、浮遊物の点検 衛生害虫等の発生状況点検 警報装置の作動確認 点検口、蓋等の損傷有無点検					○ ○ ○ ○		
排 水 ポ ン プ	運転電流値、圧力計指針の良否点検 動力制御盤の表示灯、スイッチ類の良否点検 異音、異臭、振動の有無点検 排水管の水漏れ、バルブの開度良否点検 電動機の絶縁抵抗値の測定				○ ○ ○ ○	1回/3ヶ月 ○		
給 水 管 排 水 管 給 湯 管 返 湯 管	配管支持金物の点検 伸縮継手、防振継手、フランジ部の点検 管、弁類の損傷、腐食の点検 保温、防露、塗装の点検 減圧弁の機能点検				○ ○ ○ ○ ○			
洗 面 器 大 便 器 小 便 器 シャワー装置 その他陶器類	亀裂、破損、取付のゆるみ点検 接合部等よりの水漏れ点検 排水状態の点検 給水栓、給湯栓の水漏れ、水量の点検調整 附属品の機能点検					○ ○ ○ ○ ○		
検 針	受入上水主量水器検針 負荷側給水、給湯、ガスメーター検針 給水供給側の検針立会 ガス供給側の検針立会		○		○			○ ○

機 器 の 種 別	点 検 の 内 容	点 検 周 期						
		時	日	週	月	2 ヶ 月	6 ヶ 月	都 度
上 水 水 質 検 査	残留塩素測定		○					
屋 内 消 火 栓 設 備 (連結送水管含む)	バルブの状態、水漏れ有無点検 ホースの格納、取付状態点検 表示灯球切れ点検 外観の汚損有無点検				○ ○ ○ ○			
ハ ロ ン 消 火 設 備	制御盤の異常有無点検 切替SWの定位の確認 盤内の異常有無点検				○ ○ ○			
スプリンクラー 制御弁	水漏れの有無点検 保温財等の脱落有無点検 バルブの開閉状態点検 警戒圧力（一次、二次）の点検 制御弁の機能点検				○ ○ ○ ○ ○			
排 煙 フ ァ ン 設 備	動力制御盤の点検 Vベルトの摩耗、ゆるみ、損傷有無点検 ケーシング、キャンバス等の損傷有無点検 ダンパーの点検				○ ○ ○ ○			
厨 房 ガ ス 器 具	グリスフィルターの取付及び汚れ具合点検 フードコーナー部の油滞り、油受けの点検 器具廻りの汚れ具合点検 フードの排気状態点検 消火設備付近の障害物の有無点検				○ ○ ○ ○ ○			

1-1-2 建築設備定期点検及び特殊建築物定期検査業務仕様書

(1) 業務概要

この作業は、建築基準法第12条第1項の規定により、建築設備の定期点検及び特殊建築物定期検査業務を行うものとする。

(2) 適用

本仕様書に記載されていない事項は、原則として国土交通省大臣官房営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書」（最新版）、「建築物点検マニュアル」（最新版）による。

(3) 対象設備

(ア) 建築設備定期点検

- ①換気設備
- ②排煙設備
- ③非常用照明設備
- ④給水設備及び排水設備

(イ) 特殊建築物定期検査業務

- ①特許庁庁舎

(4) 点検内容

別表（基準表）に記載

(5) 業務担当者

- (ア) 過去三年以内に同規模の建築設備及び特殊建築物の点検、検査業務を履行した実績を有すること。
- (イ) 建築設備定期点検に必要な資格として、1又は2級建築士又は、建築設備検査資格を有すること。
- (ウ) 特殊建築物定期検査業務に必要な資格として、1又は2級建築士又は、特殊建築物等調査資格を有すること。

(6) 留意事項

- (ア) 点検作業、測定に使用する機器、資材はすべて受注者の負担とする。
- (イ) 業務完了後、速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、「建築物点検マニュアル」に記載の報告書様式に従い報告書を2部作成のうえ提出するものとする。
- (ウ) 業務終了後、速やかに後片付け及び清掃を行う。

- (エ) 点検、測定において新たに発見した損傷等は速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、総括管理業務責任者の指示に従うものとする。
- (オ) 建築設備定期点検については、年1回実施すること。また、特殊建築物定期検査については、3年に1回実施（平成20年度に実施済みのため、今回は対象外）すること。
- (カ) 受注者は、別表（基準表）に基づき点検整備を行うものとし、点検実施、時期等については、総括管理業務責任者と十分打ち合わせのうえ工程表を提出し、承認を受けてから実施すること。

建築設備関係管理基準表

建築設備関係管理基準（定期点検業務）

I 建築設備定期点検

注) ○印は、実施周期を示す。

機 器 の 種 別	点 検 の 内 容	点 検 周 期
		年 1 回
換気設備	機械換気設備 中央管理方式の空気調和設備 防火バンパー 防煙バンパー	○
排煙設備	排煙機 自家用発電装置 防火バンパー	○
非常用照明装置	照明器具 予備電源 蓄電池 自家用発電装置	○
給水設備及び排水設備	貯水タンク 給水タンク 排水槽 排水再利用配管設備	○

Ⅱ 特殊建築物定期検査 (平成20年度実施済み)

機 器 の 種 別	点 検 の 内 容	点 検 周 期
		3年に1回
敷地の調査状況	敷地、地盤不適合の有無 擁壁、がけ等不適合の有無 避難通路等の管理状況	○ ○ ○
一般構造の調査状況	採光 換気設備の設置 吹付け石綿等の状況 その他の特記事項	○ ○ ○ ○
構造強度の調査状況	土台、基礎 構造部材の耐久 屋根ふき材等の緊結 膜構造の状況 免震構造の状況 その他の構造耐力上主要な部分の構造強化 その他（工作物等）	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
耐火構造等	耐火・防火性能 外壁・屋根・柱、床・間仕切り壁・内装材 防火区画等 たて穴区画・面積区画等・避難経路区画 外周部の処置・界壁等・防火区画貫通部 防火設備 防火扉等・防火シャッター その他（家具、機器類）特記事項	○ ○ ○ ○
避難施設等	敷地内通路等 戸、屋外への出入口等 二方向避難の確保等 階段・排煙設備の状況 非常用進入口等の状況 非常用の昇降機の状況・自動回転ドアの状況 その他特記事項	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

1－1－3 特許庁庁舎駐車場管制設備保守点検業務仕様書

1. 履行期間 平成23年度～25年度の各年度の3月の休日（1日間）
2. 業務概要 特許庁駐車場に設置されている、管制設備の機能が正常に保てるよう各部及び信号レベルの点検を行い故障の発生を未然に防止する。
3. 点検対象設備

（1）管制盤	1 台
（2）ループコイル式車両感知器	5 台
（3）発光器壁掛型	1 台
（4）受光器壁掛型	1 台
（5）回転灯	1 台
（6）片面2灯式信号灯	3 台
（7）入口満車表示灯	1 台
（8）出口出車注意灯	1 台
（9）出入口表示灯	1 台
（10）電子ブザー	1 個
4. 点検内容
別添の点検実施要項による。
5. その他
 - （1）本業務に先立ち、作業工程表及び作業員名簿、作業届を提出し、総括管理業務責任者の承認を受けてから実施する。
 - （2）作業に際し、当庁の設備等に損傷等を与えないよう万全の措置を行う。また、火災、障害、盗難等の予防に注意し、作業は十分な安全対策と養生を行う。
 - （3）点検作業、測定に使用する機器、資材はすべて受注者の負担とする。
 - （4）作業完了後、速やかに総括管理業務責任者に報告するとともに、点検整備等報告書を2部提出すること。
 - （5）作業終了後、速やかに当該業務場所及びその周辺の後片付け及び清掃を行う。
 - （6）点検、測定において新たに発見した損傷等は速やかに総括管理業務責任者に報

告するものとし、総括管理業務責任者の指示に従うものとする。

- (7) 本業務実施の際に、疑問点・不明な点が生じた場合は、総括管理業務責任者と十分協議の上で決定するものとする。

点検実施要項

1. 管制盤

(1) 外観

作業・点検内容	判定基準	結果
①外観・塗装状態確認	動作に有害な錆、損傷等がないこと	

(2) 内観

作業・点検内容	判定基準	結果
①配線端子の接続状態確認	ネジの緩み、断線等がないこと	
②ヒューズ・リレー状態確認	断列、溶着等のないこと	
③モニター表示、点灯状態確認	正常に点灯・点滅・消灯動作すること	

(3) 電源電圧

作業・点検内容	判定基準	結果
①AC入力電源電圧測定	AC 90V～110V	
②DC系電源電圧測定(DC+24V)	DC 24V～24.5V	

(4) 機能点検

作業・点検内容	判定基準	結果
①信号制御（信号灯・回転灯）	動作仕様の条件に従い点灯制御すること	
②台数カウント・満車制御	動作仕様の条件に従い場内の車両台数をカウントし、満車制御すること	

(5) 清掃

作業・点検内容	判定基準	結果
①ほこり等の清掃	ほこりの除去等の清掃を行う	

2. ループコイル式車両感知器

(1) 外観

作業・点検内容	判定基準	結果
①外観・塗装状態確認	動作に有害な錆、損傷等がないこと	

(2) 内観

作業・点検内容	判定基準	結果
①配線端子の接続状態確認	ネジの緩み、断線等がないこと	
②コネクタ接続状態確認	しっかりと接続されていること	
③モニター点灯状態確認	通常どおり点灯すること	

(3) 電源電圧

作業・点検内容	判定基準	結果
①AC入力電源電圧測定	AC 90V～110V	

(4) ループコイル

作業・点検内容	判定基準	結果
①ループコイルインダクタンス測定	100 μ H～260MH	
②ループコイル抵抗測定	0.3 Ω ～2 Ω	

3. 発光器

(1) 外観

作業・点検内容	判定基準	結果
①外観・塗装状態確認	錆、損傷等がないこと	

(2) 内観

作業・点検内容	判定基準	結果
①配線端子の接続状態確認	ネジの緩み、断線等がないこと	
②電球の断芯確認	点灯すること	

4. 受光器

(1) 外観

作業・点検内容	判定基準	結果
①外観・塗装状態確認	錆、損傷等がないこと	

(2) 内観

作業・点検内容	判 定 基 準	結 果
①配線端子の接続状態確認	ネジの緩み、断線等がないこと	
②電球の断芯確認	点灯すること	

5. 回転灯

(1) 外観

作業・点検内容	判 定 基 準	結 果
外観・塗装状態確認	錆、損傷等がないこと	

(2) 内観

作業・点検内容	判 定 基 準	結 果
配線端子の接続状態確認	ネジの緩み、断線等がないこと	
電球の断芯確認	点灯すること	

6. 電子ブザー

(1) 内観

作業・点検内容	判 定 基 準	結 果
ブザー鳴動確認	回転灯の回転時に鳴動すること	

7. 2灯式信号灯

(1) 外観

作業・点検内容	判 定 基 準	結 果
①外観・塗装状態確認	錆、損傷等がないこと	

(2) 内観

作業・点検内容	判 定 基 準	結 果
①配線端子の接続状態確認	ネジの緩み、断線等がないこと	
②電球の断芯確認	点灯すること	
③ブザー鳴動確認	赤点灯時に鳴動すること	

8. 入口満車標示灯

(1) 外観

作業・点検内容	判定基準	結果
①外観・塗装状態確認	錆、損傷等がないこと	

(2) 内観

作業・点検内容	判定基準	結果
①配線端子の接続状態確認	ネジの緩み、断線等がないこと	
②電球の断芯確認	点灯すること	

9. 出口出車注意灯

(1) 外観

作業・点検内容	判定基準	結果
①外観・塗装状態確認	錆、損傷等がないこと	

(2) 内観

作業・点検内容	判定基準	結果
①配線端子の接続状態確認	ネジの緩み、断線等がないこと	
②電球の断芯確認	点灯すること	
③ブザー鳴動確認	「出車注意」点灯時に鳴動すること	

10. 出入口表示灯

(1) 外観

作業・点検内容	判定基準	結果
①外観・塗装状態確認	錆、損傷等がないこと	

(2) 内観

作業・点検内容	判定基準	結果
①配線端子の接続状態確認	ネジの緩み、断線等がないこと	
②電球の断芯確認	点灯すること	

1-1-4 エレベーター設備点検保守業務仕様書

(1) 業務概要

本仕様書は、人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）第 32 条に基づき特許庁庁舎に設備してあるエレベーター 14 台の各機種種の安全かつ有効な運行を維持するために点検保守管理を行うものである。

(2) 適用

- (ア) 本仕様書に記載されてない事項は、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（最新版）」（以下「共通仕様書」という。）による。
- (イ) 本業務においては、共通仕様書におけるフルメンテナンス契約の仕様を適用する。

(3) 設備仕様及び数量

(ア) 基本性能

①乗用エレベーター（交流可変電圧可変周波数歯車式）三菱電機（株）製

号 機	速 度	積 載 質 量	停 止 階	停止階数	台 数
低 層 用 1 ～ 4	m/min 150	13,730N (1,400kg)	B1, 1 4 ～ 10	9 カ 所	4
低 層 用 5	m/min 150	13,730N (1,400kg)	B2, B1, 1 2, 4 ～ 10	11 カ 所	1
高 層 用 6	m/min 210	13,730N (1,400kg)	B2, B1, 1 8 ～ 16	12 カ 所	1
高 層 用 7 ～ 10	m/min 210	13,730N (1,400kg)	B1, 1 8 ～ 16	11 カ 所	4

②人荷用エレベーター（交流可変電圧可変周波数歯車無式）三菱電機（株）製

号 機	速 度	積 載 質 量	停 止 階	停止階数	台 数
非 常 用 11, 12	m/min 120	19,610N (2,000kg)	B3 ～ B1 1 ～ 16	19 カ 所	2

③人荷用エレベーター（油圧式・間接式）三菱電機（株）製

号 機	速 度	積 載 質 量	停 止 階	停止階数	台 数
資料庫用 13	m/min 45	11,280N (1,150kg)	B2, B1	2カ所	1
厨 房 用 14	m/min 45	9,810N (1,000kg)	B2, B1	2カ所	1

注) 1～14号機は平成1年設置

(イ) 特殊機能

名 称	号 機	台 数
群管理方式(マイコン式)	1～5, 6～10	10
フロアカット運転	1～5, 6～10	10
地震管制運転装置	1～5, 6～10, 11, 12, 13, 14	14
火災管制運転装置	1～5, 6～10, 13, 14	12
非常電源運転装置	1～5, 6～10, 13, 14	12
音 声 合 成 装 置	1～5, 6～10, 11, 12	12
消 防 運 転 装 置	11, 12	2

(4) 定期点検・保守

(ア) 点検内容の詳細は、別表1のとおりとする。

(イ) 定期点検回数は、「共通仕様書」に準じ、全号機について毎月1回以上実施する。

(ウ) 点検実施日は、予め双方協議のうえ決定し予定表を実施月の前までに提出するものとする。また、点検終了後は、点検の結果を作業報告書に記録し、その都度総括管理業務責任者に提出し確認を受けるものとする。

(5) 性能検査

(ア) 性能検査を労働安全衛生法、クレーン等安全規則及び人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）に基づき各1台毎に毎年度1回行うものとし、検査に要する費用は受注者の負担とする。

(イ) 試験結果を人事院様式462に基づき報告する。

(6) 定期検査

(ア) 東京都建築基準法施行細則第13条に準ずる検査を別表2により各1台毎に毎年度1回行い、その結果を記録して報告する。

(7) 付加装置点検

(ア) 地震管制運転装置及び火災管制運転装置

別表 3 により毎年度 1 回実施し、その結果を記録して報告する。

(イ) 非常電源運転装置

非常用発電機設備の運転に伴うエレベーター及び運転監視盤（防災センター）の点検調整を別表 4 により毎年度 1 回実施し、その結果を記録して報告する。

(ウ) 消防運転装置

別表 5 により毎年度 1 回実施し、その結果を記録して報告する。

(エ) 感震器

別表 6 により毎年度 1 回実施し、その結果を記録して報告する。

(8) 修繕の実施及び修繕計画案の作成

別表 7 に示す修繕を行うこととする。また、機器及び部品等の現況を調査し、経年劣化等により修繕及び交換の必要があると判断するものを、履行期間以降の修繕計画書として、推奨する実施時期毎にまとめて平成 25 年 12 月末日までに案を提出することとする。

(9) 保全従事者

(ア) 過去 5 年以内に 12 ヶ月以上継続して、積載荷重 1 トン以上のエレベーターが 14 台以上設置された施設の点検保守業務を履行した実績を有すること。

(イ) ISO 9001（品質管理マネジメントシステム）の認証取得していること。

(10) 留意事項

(ア) 保全従事者の関係（責任者、担当者、担当補助者）や体制を示した業務計画書及び作業予定表を契約後速やかに提出することとする。

(イ) 責任者及び担当者は、昇降機の検査を行える資格を有する者で、12 ヶ月以上点検保守業務に従事した経験を有するものとし、書面をもって総括管理業務責任者の承諾を得ることとする。なお、責任者及び担当者の変更があった場合も同様とし、責任者及び担当者の変更は事前に総括管理業務責任者の承諾を得ることとし、変更理由書及び後任者の選任を必要とする。

(ウ) 責任者又は担当者の指示に従って作業を行う者を担当補助者とし、担当補助者のみで作業は行えないものとする。

(エ) 夜間・休日を含め 24 時間体制で故障発生等の連絡を受け付け、エレベーターの異常又は事故発生等緊急の連絡を受けたときは、保全従事者により 30 分以内に必要な措置に着手する。作業終了後は障害内容及び処置内容の報告書を提出し、承諾が得られるまで庁舎内にて正常な運行を確認する。なお、原則として 24 時間以内に復旧させるものとする。また、故障等が他号機も同様に発生する恐れのある場合は、他号機も同様に部品の修理や交換等を行うこととする。

(オ) 本契約の履行に係る一切の費用は、基本的に受注者の負担とするが、故障・破損の責が特許庁にある場合の修理費用、特別運転機能の変更・追加に係る費用、及び下記項目に係る費用については、特許庁の負担とする。なお、受注者の負担で交換する部品、業務に使用する材料等は、エレベータ製造業者の純正部品及び JIS 等の規格品とし、良好な品質のものを使用することとする。

- ・カゴ床タイル
- ・三方枠
- ・敷居及び意匠部品等の修理、取り替え

- ・塗装
 - ・メッキ直し
- (カ) 点検等の実施によりエレベーターを停止する際には、籠の外に点検により停止する旨の表示を施すこと。
- (キ) エレベーター機械室等は、常に整理、整頓に心掛け、作業終了後は速やかに後片付けを行い、作業場所及びその周囲の安全と清掃状況が十分であるかどうかを確認し、清潔に保つものとする。
- (ク) 管理区域等への入室については以下の３点を遵守すること。
- ①特許庁が指定する管理区域、特別管理区域に入室する場合、事前に立ち入りの許可を得て入室するものとし、所定の入室手続きを行うこと。また、入室時には特許庁の定める様式のバッジ等を着用すること。
 - ②特別な理由がある場合は、管理区域等に立入る権限を与えられた庁の指定する者の立会を条件として、バッジ等の着用なしに立入ることができるものとする。
 - ③貸与されたバッジ等を紛失、毀損等の事故がないように管理をし、事故があった場合には、総括管理業務責任者に遅滞なく書面をもって報告をし指示をうけること。
- (ケ) 業務報告書の様式については、本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務報告書作成の手引き（最新版）」を参考に総括管理業務責任者と協議のうえ、決定することとする。
- (コ) 本業務の実施に当たっては、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
- (ク) 本業務により発見した破損、故障等は、直ちに総括管理業務責任者に報告すると共に、必要な応急措置を施すこと。
- (シ) 業務作業中の災害及び事故を防止するため、作業に当たっては、受注者の責任において適切な安全対策を施すこと。

点 検 内 容

箇 所	機 器 名	点 検 内 容
機械室	室内環境	◎機械室の出入口戸・窓の施錠状態、戸・窓の開閉状態、破損の有無、換気状態、天井・壁・床のヒビ割れ、雨漏りの有無、照明・コンセントの点検 ◎整理・清掃状態、換気装置・室温の異常の有無 ◎消火器・手巻ハンドル等備品の異常の有無
	各機器	◎機械室内各機器の運転状態、回転状態、動作状態、異常音の有無、異常発熱・異常アークの有無の点検
	受電盤	◎受電盤の固定状態、カバーの取付状態、ロック状態の点検 ◎連動機構の状態、損傷の有無、端子の緩み、ヒューズの劣化の有無 ◎N Fブレーカーの固定状態、損傷の有無、端子の緩み、電源表示灯の点灯状態の点検
	起動盤 制御盤 リレー盤	◎各盤の固定状態、扉（カバー）開閉状態、ロック状態の点検 ◎接触器本体の損傷の有無、カシメ部分のガタの有無、接点の荒損状態、フォローアップ、シャントリード素線切れの有無、スプリングの端子の緩みの点検 ◎継電器の接点のフォローアップ、接点の荒損状態、ハンダの状態の点検 ◎C P Uバスケットの発光ダイオード点灯状態、安全チェック回路の動作、バッテリー劣化の有無の点検 ◎O C R本体の損傷の有無、作動値の設定状態、端子の緩みの点検 ◎抵抗器の損傷の有無、端子の緩み、ヒューズ取付状態・劣化の有無の点検 ◎K Nセレクトラのブラシ・整流子の摩耗状態、整流子条痕の有無、接点積みのフォローアップ、接点の荒損状態、移動ナットとネジ棒とのガタ、案内棒とガイドローラーとのギャップ、給油状態の点検 ◎その他機器の損傷の有無、端子の緩み、プランジャストローク、コネクタ接点状態、ハンダの状態、配線状態、各時限設定値の点検 ◎非常電源装置の取付状態 ◎各回路電圧・絶縁状態の点検 ◎大容量電解コンデンサ劣化の点検 ◎ヒューズ取付状態・劣化の有無の点検 ◎ガバナコントローラの取付状態・作動値の設定状態、端子の緩みの点検 ◎制動ユニットの取付状態・端子の緩みの点検 ◎異常履歴データの確認 ◎故障発報機能の確認
	巻上機 巻上電動機	◎各機器の固定状態、防振ゴムの劣化、シーブの溝の摩耗状態、軸受の給油状態、端子の緩みの点検 ◎カップリングの劣化、緩みの点検 ◎電磁ブレーキの給油状態、プランジャー・スリーブの摩耗状態、セリの有無、ライニング面の当り、端子の緩み、プランジャストローク、ブレーキスイッチのフォローアップ、接点の荒損状態、スプリング圧の点検 ◎タコジェネレータの固定状態、端子の緩み、符合板変形の有無、プーリーの平行、関係寸法の点検 ◎歯車の歯当り、歯の摩耗状態、ギヤオイルの量、油劣化・油漏れの有無の確認 ◎冷却ファンの取付状態、軸受給油状態の点検 ◎ブラシ・整流子・スリップリングの摩耗状態、ブラシの押付力、条痕の有無、端子の緩みの点検 ◎電動機の絶縁状態の点検 ◎ブレーキスリップ量の測定
	そらせ車	◎そらせ車の取付状態、軸受給油状態、シーブの溝の摩耗状態の点検
	調速機	◎調速機の固定状態、シーブの溝の摩耗状態、軸受・ピン回りの給油状態、端子の緩み、接点のフォローアップの点検 ◎調速機の作動速度の点検 ◎制限スイッチのキックピンの取付状態、関係寸法、接点のフォローアップ接点の荒損状態、スプリング劣化の有無、端子の緩み、配線状態の点検 ◎センサのセンサプレート取付状態、関係寸法、端子の緩み、配線状態の点検 ◎エンコーダの固定状態、異常音の有無の点検

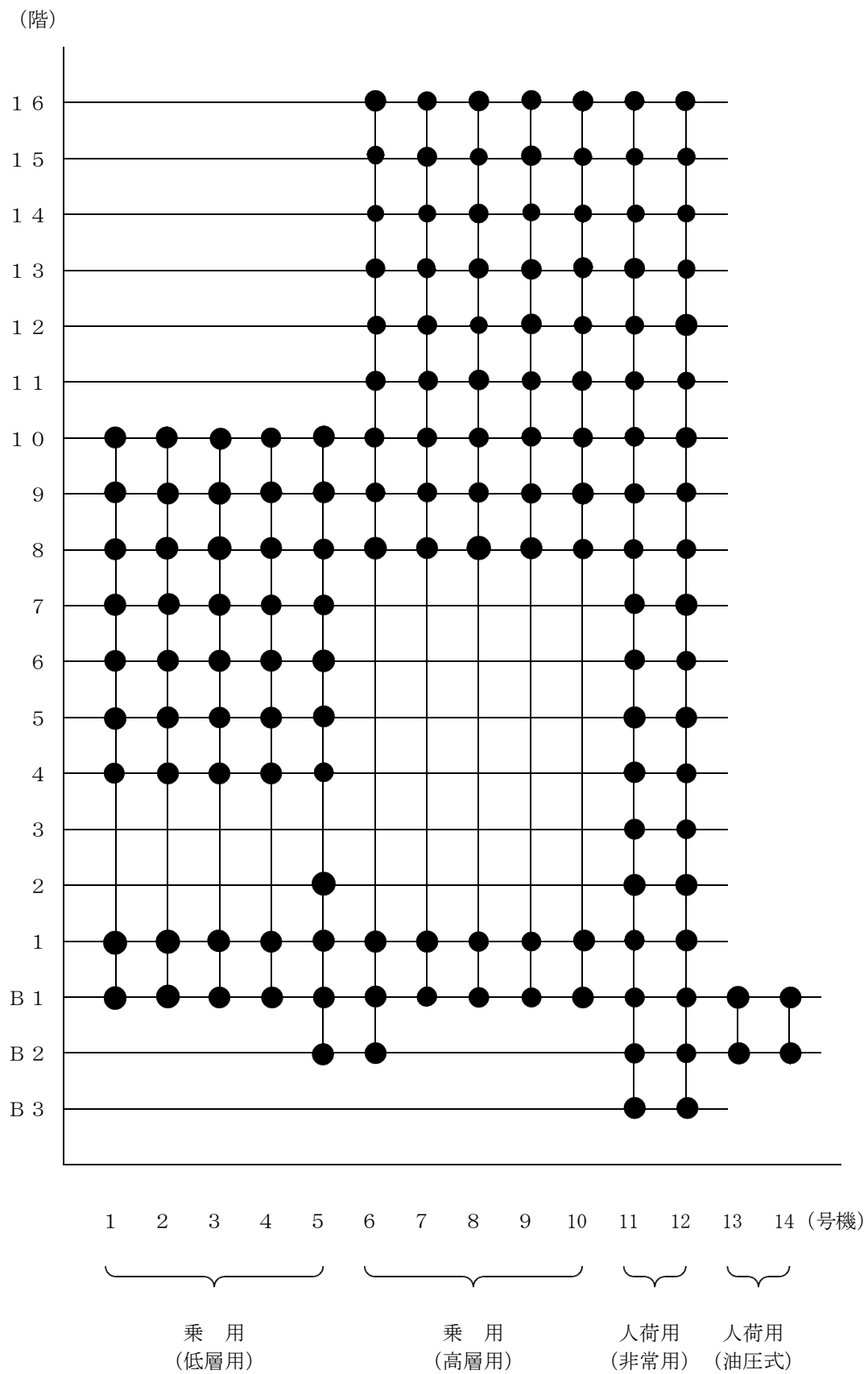
箇 所	機 器 名	点 検 内 容
機械室	はかり装置	◎はかり装置の固定状態、ピン回り・の給油状態、端子の緩み、接点の荒損状態の点検
	油圧ポンプ	◎電動機・ポンプの固定状態、プーリの異常摩耗の有無、プーリ間の平行、Vベルトの亀裂・偏摩耗の有無、Vベルトのテンションの点検 ◎電動機の絶縁状態、端子の緩みの点検 ◎カップリングの摩耗・損傷の有無、給油状態の点検
	サイレンサ	◎サイレンサの固定状態、変形・損傷の有無の点検
	バルブ	◎各バルブの取付状態、ロックナットの緩みの点検 ◎圧力異常の有無の点検
	流量制御装置	◎駆動部の固定状態、ブラシ・整流子の摩耗状態、整流子条痕の有無、F C Vチェーン・ネジ棒・移動ナットのガタ、ネジ棒軸受の給油状態、運動部ピン回り給油状態の点検 ◎スイッチ部の固定状態、カムの摩耗状態、接点のカムの関係、接点の荒損状態、端子の緩みの点検
	ファン ラジエータ	◎ラジエータの固定状態、ファンの曲がり・変形の有無、端子の緩み、軸受給油状態の点検 ◎冷却装置のサーモスイッチの動作、損傷の有無の点検
	オイルタンク	◎タンクの固定状態、作業油の量、劣化の有無、フィルターの汚損の有無の点検
	その他	◎端子箱の取付状態、端子の緩み、配線状態の点検 ◎各配管の固定状態、発錆・損傷・油漏れの有無、各経路内空気混入の有無、ボルト・ホース・バンドの緩み ◎レストスイッチの取付状態、損傷の有無、端子の緩み、配線状態の点検 ◎その他固定ボルトの緩み、配線状態、給油管の点検
かご回り	かご上	◎かご上損傷の有無、各安全スイッチ動作の点検
	かご戸回り	◎かご戸の吊り状況、ドアレール清掃・給油状態、レール異常摩耗の有無、ドアハンガー設定状態、ハンガーローラ摩耗・剥離の有無、アップスラストローラー調整状態、連動ロープベルトのテンション・異常摩耗の有無、従動腕の取付状態、ドアシュー摩耗・変形の有無、取付ボルト・ビスの緩みの点 ◎各軸受回転状態の点検 ◎ドアモーターの固定状態、ブラシ・整流子摩耗状態、整流子条痕の有無の点検（エンコーダの固定状態の点検） ◎ドアマシンの固定状態、ベルト・チェーンテンション、ドアマシン位置スイッチ設定、発光ダイオード点灯状態、ベルトの損傷、異常摩耗の有無、コネクタ接続状態の点検 ◎ドアマシンのギヤオイルの量、劣化の有無の点検 ◎戸閉連動機構の取付状態、曲がり・変形の有無、ベーン芯出し状態の点検 ◎かご戸と乗場戸の連動状態の点検 ◎位置スイッチの固定状態、配線状態、動作状態の点検 ◎セフティシューの固定状態、変形・ガタの有無、ストローク測定、マイクロスイッチ取付状態、端子の緩み、配線状態の点検 ◎光電戸閉装置の光軸ズレの有無、ランプ切れの有無、汚損の有無の点検 ◎ゲートスイッチの取付状態、動作点設定状態、ローラのストローク、接点フォローアップ、接点の荒損状態、端子の緩み、配線状態の点検 ◎ヒューマンドアセンサの固定状態、配線状態、損傷の有無、ドアストップバーの設定状態の点検 ◎ドアクランク部の固定状態、プーリ・スプロケットのガタ・芯ズレの有無、ベルト・チェーンのテンション・損傷・異常摩耗の有無の点検
	かご上ステーション (ドアインバーター BOX)	◎ステーション・BOXの固定状態、カバーの開閉状態の点検 ◎各安全スイッチの動作の点検 ◎基板（インバーター）の取付状態、配線状態、コネクタの接続状態、ハンダの状態、発光ダイオードの点灯状態の点検 ◎継電器の接点フォローアップ、接点荒損状態、ハンダの状態の点検 ◎大容量電解コンデンサ劣化の点検 ◎非常電源装置の固定状態、配線状態の点検
	E 型 ランディングスイッチ	◎スイッチの固定状態、カバーの取付状態、ナイロンガイドの摩耗状態の点検 ◎スイッチのローラの摩耗状態、プランジャーのセリの有無、接点のフォローアップ、接点荒損状態の点検 ◎端子の緩み、ハンダの状態、配線状態の点検

箇所	機器名	点検内容
かご回り	インダクタ着床リレー	◎インダクタの固定状態の点検 ◎プレートとの隙間の点検 ◎コネクタの接続状態の点検 ◎インダクタの動作状態、汚損の有無の点検 ◎インダクタ制御電圧の異常の有無の点検
	非常止め装置	◎非常止め装置のボルトの緩み、クワエ金とレールの間隙、各軸・ピン回り給油状態、非常止め動作スイッチ作動状態、連動部汚損、異物混入の有無の点検 ◎非常止め装置の動作装置の点検
	ガイドシュー	◎ガイドシュー（スライディング）の取付状態、横振れ（遊び）の状態、レールとシューの間隙、給油状態の点検 ◎ローラの取付状態、タイヤの磨耗状態、亀裂・剥離・油付着の有無の点検
	給油器	◎給油器の取付状態、給油状態、灯芯の磨耗状態の点検
	救出口	◎救出口の開閉状態、施錠状態の点検
	はかり装置	◎はかり装置の取付状態、ピン回りの給油状態、スプリング劣化の有無、端子の緩み、配線状態、防振ゴムの劣化・変形の有無の点検 ◎差動トランスの取付状態、スプリング劣化の有無、ワイヤ・滑車の取付状態の点検 ◎基板の取付状態、コネクタの接続状態、配線状態、ハンダの状態の点検
	その他機器	◎ファン・デフューザの汚損の有無、取付状態、給油状態、端子の緩み、防振ゴムの劣化・損傷の有無の点検 ◎ケーブルハンガの取付状態、ケーブルクリップの緩みの点検 ◎継ぎ箱のカバーの取付状態、端子の緩み、配線状態の点検 ◎かご室組立ビスの緩み、かご枠組立ボルトの緩み、かご枠・床材の発錆・損傷の有無、配線状態の点検 ◎スローダウンスイッチの取付状態、動作状態、関係状態、関係寸法の点検 ◎吊り車の取付状態、軸受給油状態、シーブの溝の磨耗状態の点検
昇降路	昇降路	◎昇降路周壁のヒビ割れの有無、漏水の有無の点検
	リミットスイッチ 位置スイッチ	◎取付ボックスの固定状態、曲がり・変形の有無、関係寸法の点検 ◎スイッチのローラの磨耗状態、ピン回り給油状態、ローラのストローク、接点の荒損状態、端子の緩みの点検
	配管 配線 継ぎ箱	◎配管・配線状態、ケーブル損傷の有無、取付ボルト・ビスの緩みの点検 ◎中間継ぎ箱内端子の緩み、配線状態の点検 ◎分岐BOX内、コネクタの接続状態の点検
	ガイドレール	◎レールの損傷の有無、ジョイント部段差の有無、固定ボルトの緩み、発錆・損傷の有無の点検 ◎吊り車の固定状態、軸受給油状態、シーブの溝の磨耗状態の点検 ◎ガイドシューは、かごガイドシューと同様 ◎給油器は、かご給油器と同様
	つり合おもり	◎つり合おもりの組立ボルトの緩み、おもり固定状態、発錆・損傷の有無の点検 ◎吊り車の固定状態、軸受給油状態、シーブ溝の磨耗状態の点検 ◎ガイドシューは、かごガイドシューと同様 ◎給油器は、かご給油器と同様
	ロープ	◎メインロープ・ガバナロープ・つり合ロープの磨耗・素線切れの有無、給油状態、テンション、発錆の有無、キンクの有無の点検 ◎ロープソケットの亀裂・発錆の有無、バビットの状態、ロープ端末部発錆の有無、ダブルナットの緩み、スプリングの劣化の点検 ◎ガバナロープのロープクリップの緩み、端末バインド状態の点検
	E型ランディング スイッチ用テープカム	◎テープの発錆・損傷の有無、汚損の有無、カム取付ナットの緩み、カム損傷の有無、給油状態の点検 ◎テーププラケットの固定状態、テープ取付金ビスの緩み、引張棒ダブルナットの緩み、スプリングの劣化の有無の点検
	着床スイッチプレート	◎プレートの取付状態、曲がり・変形・発錆の有無、関係寸法の点検 ◎サポートの固定状態、曲がり・変形の有無、サポート取付腕固定状態の点検
	移動ケーブル	◎ケーブル損傷の有無、動特性の点検 ◎ケーブルハンガーの取付状態、ケーブルクリップの緩みの点検

箇 所	機 器 名	点 検 内 容
昇降路	乗場戸回り	◎非常解錠装置の異常の有無の点検 ◎インターロックスイッチの固定状態、戸の引き手の関係寸法、戸の引き手（ローラ）の劣化・亀裂の有無、セリの有無、動作位置設定状態、曲がり・変形の有無、接点のフォローアップ、接点の荒損状態、端子の緩み、スイッチボックスカバー損傷の有無の点検 ◎ハンガーケースの固定状態、発錆・変形の有無、ドアストッパゴム脱落の有無、カバー取付状態の点検 ◎全域クローザ取付状態、ロープ劣化の点検 ◎その他は、かご戸回りと同様
	油圧ジャッキ	◎油圧ジャッキの固定状態、亀裂・発錆・損傷の有無、プランジャー表面の損傷の有無、油膜の状態、パッキンの劣化・損傷の有無、空気混入の有無、ボルトの緩みの点検 ◎そらせ車の取付状態、軸受給油状態、シーブの摩耗状態の点検 ◎ガイドシュアの取付状態、軸受給油状態、シーブの摩耗状態の点検 ◎給油器は、かご給油器と同様
	その他機器	◎頂部緩衝器の固定状態、発錆・損傷の有無の点検 ◎返し車の固定状態、防振ゴムの劣化、シーブの溝の摩耗状態、軸受の給油状態の点検
ピット	ピット	◎ピット漏水の有無、清掃状態の点検
	緩衝器	◎緩衝器の固定状態、発錆・損傷の有無、緩衝器台の固定状態の点検 ◎油入緩衝器の油量、当てゴムの劣化・損傷の有無の点検 ◎カウンタクリアランスの点検 ◎油入緩衝器動作状態の点検
	張り車	◎支持腕の水平度、軸受給油状態おもりの亀裂・損傷の有無、シーブの溝の摩耗状態の点検 ◎張り車回転状態の点検 ◎ガバナロープ張り車クリアランスの点検
	つり合車	◎つり合車のシーブの溝の摩耗状態、軸受給油状態、レール固定状態、レールと車の関係寸法の点検 ◎スイッチとカムと関係寸法、ピン回り給油状態、シーブの溝の摩耗状態、端子の緩み、接点のフォローアップ、接点の荒損状態の点検 ◎作動速度の点検
	配管	◎各配管の固定状態、発錆・損傷の有無の点検
	ジャッキ台	◎ジャッキ台の固定状態、発錆・損傷の有無の点検
かご室 乗場	かご	◎かご運転状態、加速・減速・着床・停止状態・走行状態、異常音の有無、戸開閉状態、セーフティシュア動作、かご・乗場押ボタン動作、かご・乗場インジケータ点灯状態、停電灯点灯状態、かご照明点灯状態の点検
	意匠・照明	◎かご室パネル・天井・化粧柱・床の損傷・変形の有無、変色・腐食の有無、目地のガタ・隙間の有無、床タイルの摩耗、浮上りの有無の点検 ◎各銘板の取付・汚損状態の点検 ◎安全棒取付状態及び機能確認 ◎乗場戸・出し入れ口・三方枠の損傷・変形の有無、変色・腐食の有無の点検 ◎かご照明の球切れ・チラツキの有無、グローランプの劣化の有無、端子の緩み、ソケットの損傷の有無、カバーの損傷・変色の有無、カバーの取付状態の点検
	かご内操作盤	◎かご内操作盤カバーの取付状態、損傷・変形の有無、押ボタンの亀裂・破損の有無の点検 ◎かご内操作盤内部の端子の緩み、ハンダの状態、配線状態、ランプソケットの状態、接点の荒損状態、スイッチの作動状態の点検
	かご室・乗場インジケータ乗場押ボタン	◎インジケータのカバーの取付状態、カバーの損傷の有無、ランプソケットの状態、端子の緩みの点検 ◎押ボタンの亀裂・破損の有無、端子の緩み、配線状態、接点の荒損状態の点検
	外部連絡装置	◎外部連絡装置の押ボタン破損・セリの有無、通話状態、ブザーの点検
	その他	◎意匠部分の汚れの有無の点検

箇所	機器名	点検内容
音声合成 アナウンス装置 (A A N)		◎装置本体の取付状態カバーの開閉状態の点検 ◎基板の取付状態、配線状態、コネクタの接続状態、ハンダの状態の点検 ◎スピーカーの取付状態、配線状態、コネクタの接続状態の点検 ◎電源電圧の点検 ◎作動状態の点検 ◎音声・音量の状態の点検
車椅子仕様	専用乗場	◎押ボタンの亀裂・破損の有無、配線状態、コネクタの接続状態、接点の荒損状態、ランプ劣化の点検 ◎基板の取付状態、コネクタの接続状態、配線状態、ハンダの状態の点検
	専用操作盤ボタン	◎操作盤カバーの取付状態、損傷・劣化の有無、押ボタンの亀裂・破損の有無、ランプの劣化の点検 ◎操作盤内部の基板の取付状態、配線状態、ハンダの状態、接点の荒損状態の点検
	鏡	◎固定状態、汚れ・損傷の有無の点検
	手すり	◎固定状態、損傷の有無の点検
	光電式ドアセンサ	◎投光器、受光器の固定状態、配線状態、コネクタの接続状態の点検 ◎基板の取付状態、コネクタの接続状態、配線状態、ハンダの状態の点検 ◎電源装置の固定状態、配線状態、コネクタの接続状態、絶縁状態、電圧の点検
	その他	◎戸閉速度の動作状態の点検 ◎戸開放時間制御の動作状態の点検 ◎自動着床修正装置の動作状態の点検
油圧式 自動床合 装置		◎位置スイッチの点検 ◎スイッチの固定状態、配線状態、端子の締め付け状態の点検 ◎動作状態の点検
地震時管制 運転装置 (E E R)		◎地震感知器の取付状態、設置状態、動作状態の点検 ◎継電器の取付状態、接点のフォローアップ、接点の荒損状態、ハンダの状態の点検 ◎監視盤のランプの点灯状態、ブザーの点検 ◎動作状態の点検
火災時管制 運転装置 (F E R)		◎継電器の取付状態、接点のフォローアップ、接点の荒損状態、ハンダの状態の点検 ◎昇降路・S 3 スwitchの取付状態、カムとの関係寸法、ローラの磨耗状態、接点のフォローアップ、接点の荒損状態、端子の緩みの点検 ◎呼び戻しボタンの破損の有無、カバーの取付状態、セリの有無、接点の荒損状態、端子の緩み、配線状態の点検 ◎監視盤ランプの点灯状態の点検 ◎動作状態の点検
自家発管制 運転装置 (O E P S)		◎継電器の取付状態、接点のフォローアップ、接点の荒損状態、ハンダの状態の点検 ◎S 3 スwitchの取付状態、カムとの関係寸法、ローラの磨耗状態、接点のフォローアップ、接点の荒損状態、端子の緩みの点検 ◎動作状態の点検

エレベータ運行表



定期検査

別表 2

検査項目	測定内容
電源回路	電圧、絶縁抵抗値
制御回路	電圧、絶縁抵抗値
信号回路	電圧、絶縁抵抗値
照明回路	電圧、絶縁抵抗値
発・電動機	電圧、絶縁抵抗値
誘導電動機	絶縁抵抗値
戸閉	絶縁抵抗値
調速機	速度
非常止	動作距離
無負荷上昇	速度
無負荷下降	速度
ブランチャーストローク	すき間
OCR	電流設定
主ロープ	直径、摩擦足、破断数、テンション、クリアランス
GOVロープ (かご)	直径、摩擦足、破断数、テンション、クリアランス
つり合いロープ (チェーン)	直径、摩擦足、破断数、テンション、クリアランス
ガイドシュー (かご)	すき間
ガイドシュー (カウンター)	すき間

地震管制運転及び火災管制運転

別表 3

点検項目	点検内容
1. 地震感知器	テストスイッチによる動作確認
2. 地震管制管理盤	表示灯、ブザーの動作確認
3. 乗場 (カゴ) ボタン	カゴ呼び、乗場呼び等の打ち消し
4. カゴ (扉、照明)	最寄り階の停止、戸開き及び戸閉め消灯
5. カゴ内表示板	表示灯点灯、ブザーの動作確認
6. 戸開ボタン	ボタン点灯、ブザーの動作確認、戸開き

非常電源運転装置

別表 4

点検項目	点検内容
1. 非常電源表示等	個別運転の確認
2. インターホン	通話確認
3. 停電灯	動作確認

消防運転装置

別表 5

点検項目	点検内容
1. 消防隊用スイッチ	動作確認
2. 非常呼び戻しスイッチ	動作確認

感震器精密点検

別表 6

点 検 項 目	点 検 内 容	号 機
1. 外観点検	機内装置の錆発生、水準接点部 バネの損傷、マーキング	NO. 1～NO. 14
2. 機能点検	電源電圧、点検スイッチ（低・高ガル） 復帰スイッチ（低・高ガル）	
3. 性能・感度検定	低層用 低ガル100gal 高ガル150gal	NO. 1～NO. 5
	高層用 低ガル100gal 高ガル150gal	NO. 6～NO. 10
	非常用 低ガル100gal 高ガル150gal	NO. 11 NO. 12
	人荷用 (60gal)	NO. 13 NO. 14

平成23年度～平成25年度エレベーター修繕

別表 7

特許庁 平成23年度エレベーター修繕計画

工事項目	施工号機	台数
1. インターホン電源装置取替	No.1～No.14号機	14台
2. オートアナウンス用バッテリー取替	No.1～No.12号機	12台
3. 乗場ドアドライブローラー取替	No.1号機～No.5号機	5台
4. 終点スイッチ取替	No.6号機～No.10号機	5台
5. かごドア連動機構軸受取替	No.7号機	1台
6. カウンターガイドローラー取替	No.5号機	1台

特許庁 平成24年度エレベーター修繕計画

工事項目	施工号機	台数
1. 巻上機ギヤオイル取替	No.1～No.10号機	10台
2. 終点スイッチ取替	No.1号機～No.5号機	5台

特許庁 平成25年度エレベーター修繕計画

工事項目	施工号機	台数
1. 制御盤内バッテリー	No.1～No.12号機	12台
2. GC盤バッテリー取替	No.1、No.6号機	2台
3. 制御盤内#5S#5Dリレー取替	No.13、No.14号機	2台

1-2-1 中央監視装置点検保守業務仕様書

(1) 業務概要

特許庁庁舎に設置してある中央監視装置の点検保守を行い、常時最適機能を維持し、障害発生防止に努めるものである。

(2) 適用

- (ア) 契約期間中に別添点検表に基づき点検を行うものとし、点検実施等については、特許庁担当官と十分打ち合わせのうえ工程表を提出し、承認を受けてから実施すること。
- (イ) 事故又は障害等により、動作不良を生じた場合は、直ちに点検、修理及び調査をその都度行うこと。
- (ウ) 当該業務に必要な資材、消耗品及び器具（下記の部品は除く）については、受注者の負担とする。ただし、特許庁の責に帰すべき事由により部品・消耗品等の取替をするときは、特許庁が負担するものとする。

20. 1 インチカラー液晶ディスプレイ

18. 1 インチカラー液晶ディスプレイ

15. 1 インチカラー液晶ディスプレイ

ファン

蓄電池

電源盤

(2) 保守対象機器

日本電気（株）製

(ア) 中央監視装置

ファイルサーバユニット	1 台
レイドディスク	1 台
ヒューマンマシンコントロールユニット	2 台
20. 1 インチカラーディスプレイ	3 台
モニタ切替器	1 台
プログラムサービスユニット	1 台
イーサネットユニット	1 台
インターホン親機	1 台
HUB	2 台
リピータ	1 台
光リータ	6 台
(イ) メッセージプリンタ	1 台
(ウ) ログイングプリンタ	1 台
(エ) 照明・シャッタ装置	
ヒューマンマシンコントロールユニット	1 台
18. 1 インチカラーディスプレイ	1 台

(オ) ビルマネジメントシステム

ビルマネジメントユニットサーバ	1 台
ビルマネジメントユニットクライアント	2 台
15.4 インチカラーディスプレイ	2 台
モニタ切替器	1 台
プリンタ	2 台
HUB	1 台

(カ) 電力リレー盤 4 台

(キ) グラフィックパネル 2 台

(ク) 外部通報出力回路 1 台

(ケ) SCS 37 面

(3) 保全従事者

過去三年以内に同規模の中央監視装置の点検保守業務を履行した実績を有すること。

(4) 留意事項

- (ア) 作業日については、総括管理業務責任者と協議し、日程を確定するものとする。
- (イ) 点検及び部品等の取り替え、機器の点検及び部品交換の実績のある保全従事者または、製造者等が行う技術研修等を受けた保全従事者により行う。
- (ウ) 点検作業、測定に使用する機器、資材はすべて受注者の負担とする。
- (エ) 業務完了後、速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、点検整備等報告書を2部作成のうえ提出するものとする。
- (オ) 業務終了後、速やかに後片付け及び清掃を行う。
- (カ) 点検、測定において新たに発見した損傷等は速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、総括管理業務責任者の指示に従うものとする。
- (キ) 受注者は、年1回の特許庁計画停電の際は立ち合い等協力するものとする。

点検表

(ア) 中央監視装置

①ファイルサーバユニット (F S U)

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	内部の清掃	埃の除去 腐食等の目視確認	○	—	—	6月	実施
		外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認					
2	冷却ファン	動作の確認	停止していない事	—	○	—	6月 9月	正常・異常
		異音の確認	異音がしていない事					
3	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	6月	正常・異常
4	ビス端子	ビス端子の締付確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	6月	正常・異常
5	入力電圧測定	入力電圧の確認 測定値 AC100V AC V	計測値が許容値内である事 許容値 AC100V AC 90.0 ~110.0 V	○	—	—	6月	正常・異常
6	操作機能	キー入力操作の確認	キー入力ができる事	—	○	—	6月 9月	正常・異常
		マウス操作の確認	マウス操作ができる事					
		スイッチ類の機能確認	スイッチ類の動作に問題ない事					
		フロッピーディスクドライブの確認	F Dの書き込み読込みに異常がない事					
		C D-R O Mドライブの確認	C Dの読込みに異常がない事					
7	ソフトウェア	データバックアップ実施	正常にセーブデータが作成できる事	○	○	○	6月 9月 12月 3月	正常・異常
		ソフトウェアのバージョンを確認 O S : _____ A P : _____	ソフトウェアのバージョンが正常な事					
		機能の確認 (詳細については別紙-1の内容に含まれます。)	機能が問題なく動作する事					

部品交換履歴

前回交換年月 推奨交換年月

1. F S U本体 : (推奨交換年数は5年が目安です)

部品型式

1. F S U本体 : _____

備 考

1. セーブデータ保管場所 : 中央監視卓内

②レイドディスク

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認	○	—	—	6 月	実施
2	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	6 月	正常・異常
3	ビス端子	ビス端子の締付確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	6 月	正常・異常
4	入力電圧測定	入力電圧の確認 測定値 AC100V AC V	計測値が許容値内である事 許容値 AC100V AC 90.0 ～110.0 V	○	—	—	6 月	正常・異常
5	L E D	L E D状態の確認	異常表示・L E D切れがない事	—	○	—	6 月 9 月	正常・異常
<u>部品型式</u> 1. レイドディスク本体 : _____								
<u>備 考</u>								

③ヒューマンマシンコントロールユニット (HMU)

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	内部の清掃	埃の除去 腐食等の目視確認	○	—	—	6月	実施
		外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認					
2	冷却ファン	動作の確認	停止していない事	—	○	—	6月 9月	正常・異常
		異音の確認	異音がしていない事					
3	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	6月	正常・異常
4	ビス端子	ビス端子の締付確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	6月	正常・異常
5	入力電圧測定	入力電圧の確認 測定値 AC100V AC V	計測値が許容値内である事 許容値 AC100V AC 90.0 ~110.0 V	○	—	—	6月	正常・異常
6	操作機能	キー入力操作の確認	キー入力ができる事	—	○	—	6月 9月	正常・異常
		マウス操作の確認	マウス操作ができる事					
		スイッチ類の機能確認	スイッチ類の動作に問題ない事					
		フロッピーディスクドライブの確認	F Dの書込み読込みに異常がない事					
		C D-R O Mドライブの確認	C Dの読込みに異常がない事					
7	ソフトウェア	データバックアップ実施	正常にセーブデータが作成できる事	—	—	○	6月 9月 12月 3月	正常・異常
		ソフトウェアのバージョンを確認 O S : A P :	ソフトウェアのバージョンが正常な事					
		機能の確認 (詳細については別紙-1の内容に含まれます。)	機能が問題なく動作する事					

部品交換履歴

前回交換年月 推奨交換年月

1. HMU本体 : (推奨交換年数は5年が目安です)

部品型式

1. HMU本体 :

備 考

1. セーブデータ保管場所 : 中央監視卓内

④ 20. 1 インチ液晶ディスプレイ (LCD)

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果	
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月		
1	清掃	外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認	○	—	—	6 月	実施	
2	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	6 月	正常・異常	
3	入力電圧測定	入力電圧の確認 測定値 AC100V AC V	計測値が許容値内である事 許容値 AC100V AC 90.0 ~110.0 V	○	—	—	6 月	正常・異常	
4	画面表示	LCDディスプレイ輝度の確認	色むらのない事	○	—	—	6 月	正常・異常	
		文字表示の確認	文字くずれのない事	○	—	—	6 月	正常・異常	
<u>部品交換履歴</u> 前回交換年月 推奨交換年月 1. LCD本体 : (推奨交換年数は5年が目安です) <u>部品型式</u> 1. LCD本体 :									
備 考									

⑤モータ切替器

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認	○	－	－	6 月	実施
2	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	－	－	6 月	正常・異常
<u>部品型式</u> 1. 切替器本体 : _____								
<u>備 考</u>								

⑥プログラムサービスユニット（P S U）

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	内部の清掃	埃の除去 腐食等の目視確認	○	－	－	12月	実施
		外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認					
2	冷却ファン	動作の確認	停止していない事	－	○	－	9月 12月	正常・異常
		異音の確認	異音がしていない事					
3	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	－	－	12月	正常・異常
4	ビス端子	ビス端子の締付確認	緩み及び接触不良がない事	○	－	－	12月	正常・異常
5	入力電圧測定	入力電圧の確認 測定値 AC100V AC V	計測値が許容値内である事 許容値 AC100V AC 90.0 ～110.0 V	○	－	－	12月	正常・異常
6	操作機能	キー入力操作の確認	キー入力ができる事	－	○	－	9月 12月	正常・異常
		マウス操作の確認	マウス操作ができる事					
		スイッチ類の機能確認	スイッチ類の動作に問題ない事					
		フロッピーディスクドライブの確認	F Dの書込み読込みに異常がない事					
		C D－R O Mドライブの確認	C Dの読込みに異常がない事					
7	ソフトウェア	データバックアップ実施	正常にセーブデータが作成できる事	－	－	○	6月 9月 12月 3月	正常・異常
		ソフトウェアのバージョンを確認 O S : A P :	ソフトウェアのバージョンが正常な事					
		機能の確認	H M U画面上でP S Uが正常表示である事					
<u>部品交換履歴</u> 前回交換年月 推奨交換年月 1. P S U本体 : (推奨交換年数は5年が目安です) <u>部品型式</u> 1. P S U本体 :								
<u>備 考</u> 1. セーブデータ保管場所 : 中央監視卓内								

⑦イーサネットユニット（E I U）

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	内部の清掃	埃の除去 腐食等の目視確認	○	－	－	9月	実施
		外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認					
2	冷却ファン	動作の確認	停止していない事	－	○	－	9月 12月	正常・異常
		異音の確認	異音がしていない事					
3	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	－	－	9月	正常・異常
4	ビス端子	ビス端子の締付確認	緩み及び接触不良がない事	○	－	－	9月	正常・異常
5	入力電圧測定	入力電圧の確認 測定値 AC100V AC V	計測値が許容値内である事 許容値 AC100V AC 90.0 ～110.0 V	○	－	－	9月	正常・異常
6	操作機能	キー入力操作の確認	キー入力ができる事	－	○	－	9月 12月	正常・異常
		マウス操作の確認	マウス操作ができる事					
		スイッチ類の機能確認	スイッチ類の動作に問題ない事					
		フロッピーディスクドライブの確認	F D の書込み読込みに異常がない事					
		C D - R O M ドライブの確認	C D の読込みに異常がない事					
7	ソフトウェア	データバックアップ実施	正常にセーブデータが作成できる事	－	－	○	6月 9月 12月 3月	正常・異常
		ソフトウェアのバージョンを確認 OS : _____ AP : _____	ソフトウェアのバージョンが正常な事					
		機能の確認	E I U 経由のポイント状態がセンタ装置に表示される事					
<u>部品交換履歴</u> 前回交換年月 推奨交換年月 1. E I U 1 本体 : (推奨交換年数は5年が目安です) <u>部品型式</u> 1. E I U 1 本体 :								
<u>備 考</u> 1. セーブデータ保管場所 : <u>中央監視卓内</u>								

⑧インターホン親機

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認	○	—	—	12月	実施
2	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	12月	正常・異常
3	入力電圧測定	入力電圧の確認 測定値 AC100V AC V	計測値が許容値内である事 許容値 AC100V AC 90.0 ~ 110.0 V	○	—	—	12月	正常・異常
4	出力電圧測定	出力電圧の確認 測定値 DC+24V DC+ V	計測値が許容値内である事 許容値 DC24V DC+ 21.6 ~ 26.4 V	○	—	—	12月	正常・異常
備 考								

⑨HUB

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認	○	－	－	12月	実施
2	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	－	－	12月	正常・異常
3	ＬＥＤ	ＬＥＤ状態の確認	異常表示・ＬＥＤ切れがない事	－	○	－	12月 3月	正常・異常
<u>部品型式</u> 1. HUB本体 : _____								
<u>備 考</u>								

⑩リピータ

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認	○	－	－	12月	実施
2	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	－	－	12月	正常・異常
3	L E D	L E D状態の確認	異常表示・L E D切れがない事	－	○	－	12月 3月	正常・異常

部品型式

1. リピータ本体 : _____

備 考

⑪光リピータ

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認	○	－	－	12月	実施
2	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	－	－	12月	正常・異常
3	L E D	L E D状態の確認	異常表示・L E D切れがない事	－	○	－	12月 3月	正常・異常

部品型式

1. リピータ本体 : _____

備 考

(イ) メッセージプリンタ (MG P)

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	内部の清掃	埃の除去 腐食等の目視確認	○	－	－	12月	実施
		外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認					
		印字部の清掃	駆動機構部、ガイドレールの汚れの除去					
2	冷却ファン	動作の確認	停止していない事	－	○	－	12月 3月	正常・異常
		異音の確認	異音がしていない事					
3	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	－	－	12月	正常・異常
4	入力電圧測定	入力電圧の確認 測定値 AC100V AC V	計測値が許容値内である事 許容値 AC100V AC 90.0 ～110.0 V	○	－	－	12月	正常・異常
5	機能	用紙切れ機構の確認	用紙切れアラームが発生する事	－	○	－	12月 3月	正常・異常
		インクリボン状態の確認	リボン動作印字色が悪くない事					
		印字状態の確認	印字ドット抜けがない事					
		紙送り状態の確認	紙送りが正常にできる事					
		テストモードの確認	テスト印字状態に問題ない事					
部品型式								
1. MG P 1 本体 : _____								
備 考								

(ウ) ロギングプリンタ (LGP)

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	内部の清掃	埃の除去 腐食等の目視確認	○	－	－	12月	実施
		外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認					
		印字部の清掃	駆動機構部の汚れの除去					
2	冷却ファン	動作の確認	停止していない事	－	○	－	12月 3月	正常・異常
		異音の確認	異音がしていない事					
3	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	－	－	12月	正常・異常
4	入力電圧測定	入力電圧の確認 測定値 AC100V AC V	計測値が許容値内である事 許容値 AC100V AC 90.0 ～110.0 V	○	－	－	12月	正常・異常
5	機能	用紙切れ機構の確認	用紙切れアラームが発生する事	－	○	－	12月 3月	正常・異常
		トナー状態の確認	印字色が悪くない事					
		印字状態の確認	印刷状態が悪くない事					
		紙送り状態の確認	紙送りが正常にできる事					
		テストモードの確認	テスト印刷状態に問題ない事					
部品型式								
1． L G P 本 体 ：								
備 考								

(エ) 照明・シャッタ装置

①ヒューマンマシンコントロールユニット (HMU)

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	内部の清掃	埃の除去 腐食等の目視確認	○	—	—	6月	実施
		外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認					
2	冷却ファン	動作の確認	停止していない事	—	○	—	6月 9月	正常・異常
		異音の確認	異音がしていない事					
3	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	6月	正常・異常
4	ビス端子	ビス端子の締付確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	6月	正常・異常
5	入力電圧測定	入力電圧の確認 測定値 AC100V AC V	計測値が許容値内である事 許容値 AC100V AC 90.0 ~110.0 V	○	—	—	6月	正常・異常
6	操作機能	キー入力操作の確認	キー入力ができる事	—	○	—	6月 9月	正常・異常
		マウス操作の確認	マウス操作ができる事					
		スイッチ類の機能確認	スイッチ類の動作に問題ない事					
		フロッピーディスクドライブの確認	F Dの書込み読込みに異常がない事					
		C D-R O Mドライブの確認	C Dの読込みに異常がない事					
7	ソフトウェア	データバックアップ実施	正常にセーブデータが作成できる事	—	—	○	6月 9月 12月 3月	正常・異常
		ソフトウェアのバージョンを確認 O S : A P :	ソフトウェアのバージョンが正常な事					
		機能の確認 (詳細については別紙-1の内容に含まれます。)	機能が問題なく動作する事					

部品交換履歴

前回交換年月 推奨交換年月

1. HMU本体 : (推奨交換年数は5年が目安です)

部品型式

1. HMU本体 :

備 考

1. セーブデータ保管場所 : 中央監視卓内

② 18. 1 インチ液晶ディスプレイ (LCD)

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認	○	—	—	6 月	実施
2	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	6 月	正常・異常
3	入力電圧測定	入力電圧の確認 測定値 AC100V AC V	計測値が許容値内である事 許容値 AC100V AC 90.0 ~110.0 V	○	—	—	6 月	正常・異常
4	画面表示	LCDディスプレイ輝度の確認	色むらのない事	○	—	—	6 月	正常・異常
		文字表示の確認	文字くずれのない事					
<u>部品交換履歴</u> 前回交換年月 推奨交換年月 1. LCD本体 : (推奨交換年数は5年が目安です) <u>部品型式</u> 1. LCD本体 :								
<u>備 考</u>								

(オ) ビルマネジメントシステム

①ビルマネジメントユニットサーバ

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	内部の清掃	埃の除去 腐食等の目視確認	○	—	—	3月	実施
		外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認					
2	冷却ファン	動作の確認	停止していない事	—	○	—	12月 3月	正常・異常
		異音の確認	異音がしていない事					
3	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	3月	正常・異常
4	ビス端子	ビス端子の締付確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	3月	正常・異常
5	入力電圧測定	入力電圧の確認 測定値 AC100V AC V	計測値が許容値内である事 許容値 AC100V AC 90.0 ~110.0 V	○	—	—	3月	正常・異常
6	操作機能	キー入力操作の確認	キー入力ができる事	—	○	—	12月 3月	正常・異常
		マウス操作の確認	マウス操作ができる事					
		スイッチ類の機能確認	スイッチ類の動作に問題ない事					
		フロッピーディスクドライブの確認	F Dの書込み読込みに異常がない事					
		C D-R O Mドライブの確認	C Dの読込みに異常がない事					
7	ソフトウェア	データバックアップ実施	正常にセーブデータが作成できる事	—	—	○	6月 9月 12月 3月	正常・異常
		ソフトウェアのバージョンを確認 O S : A P :	ソフトウェアのバージョンが正常な事					
		機能の確認	データ収集機能が問題なく動作している事					
<u>部品交換履歴</u> 前回交換年月 推奨交換年月 1. BMU-S 本体 : (推奨交換年数は5年が目安です)								
<u>部品型式</u> 1. BMU-S 本体 :								
<u>備 考</u> 1. セーブデータ保管場所 : <u>中央監視卓内</u> 2. EMS装置 A P : Oracle								

②ビルマネジメントユニットクライアント

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	内部の清掃	埃の除去 腐食等の目視確認	○	－	－	3月	実施
		外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認					
2	冷却ファン	動作の確認	停止していない事	－	○	－	12月 3月	正常・異常
		異音の確認	異音がしていない事					
3	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	－	－	3月	正常・異常
4	ビス端子	ビス端子の締付確認	緩み及び接触不良がない事	○	－	－	3月	正常・異常
5	入力電圧測定	入力電圧の確認 測定値 AC100V AC V	計測値が許容値内である事 許容値 AC100V AC 90.0 ～110.0 V	○	－	－	3月	正常・異常
6	操作機能	キー入力操作の確認	キー入力ができる事	－	○	－	12月 3月	正常・異常
		マウス操作の確認	マウス操作ができる事					
		スイッチ類の機能確認	スイッチ類の動作に問題ない事					
		フロッピーディスクドライブの確認	F Dの書込み読込みに異常がない事					
		C D－R O Mドライブの確認	C Dの読込みに異常がない事					
7	ソフトウェア	データバックアップ実施	正常にセーブデータが作成できる事	－	－	○	6月 9月 12月 3月	正常・異常
		ソフトウェアのバージョンを確認 O S : A P :	ソフトウェアのバージョンが正常な事					
		機能の確認	運用画面が問題なく動作する事					

部品交換履歴

前回交換年月 推奨交換年月

1. BMU－C本体 : (推奨交換年数は5年が目安です)

部品型式

1. BMU－C本体 :

備 考

1. セーブデータ保管場所 : 中央監視卓内

2. EMS装置 A P :

Oracle

③ 1 5 . 4 インチ液晶ディスプレイ (LCD)

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認	○	—	—	3月	実施
2	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	3月	正常・異常
3	入力電圧測定	入力電圧の確認 測定値 AC100V AC V	計測値が許容値内である事 許容値 AC100V AC 90.0 ~110.0 V	○	—	—	3月	正常・異常
4	画面表示	LCDディスプレイ輝度の確認	色むらのない事	○	—	—	3月	正常・異常
		文字表示の確認	文字くずれのない事					

部品交換履歴

前回交換年月 推奨交換年月

1. LCD本体 : (推奨交換年数は5年が目安です)

部品型式

1. LCD本体 :

備 考

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
2	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	－	－	3月	正常・異常
<u>部品型式</u> 1. 切替器本体 : _____								
<u>備 考</u>								

⑤プリンタ

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	内部の清掃	埃の除去 腐食等の目視確認	○	－	－	3月	実施
		外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認					
		印字部の清掃	駆動機構部の汚れの除去					
2	冷却ファン	動作の確認	停止していない事	－	○	－	12月 3月	正常・異常
		異音の確認	異音がしていない事					
3	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	－	－	3月	正常・異常
4	入力電圧測定	入力電圧の確認 測定値 AC100V AC V	計測値が許容値内である事 許容値 AC100V AC 90.0 ～110.0 V	○	－	－	3月	正常・異常
5	機能	用紙切れ機構の確認	用紙切れアラームが発生する事	－	○	－	12月 3月	正常・異常
		トナー状態の確認	印字色が悪くない事					
		印字状態の確認	印刷状態が悪くない事					
		紙送り状態の確認	紙送りが正常にできる事					
		テストモードの確認	テスト印刷状態に問題ない事					
部品型式								
1. プリンタ本体 :								
備考								

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認	○	－	－	3月	実施
2	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	－	－	3月	正常・異常
3	ＬＥＤ	ＬＥＤ状態の確認	異常表示・ＬＥＤ切れがない事	－	○	－	12月 3月	正常・異常
<u>部品型式</u> 1. HUB本体 : _____								
<u>備 考</u>								

(カ) 電力リレー盤

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	内部の清掃	埃の除去 腐食等の目視確認	○	－	－	9月	実施
		外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認					
2	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	－	－	9月	正常・異常
3	ビス端子	ビス端子の締付確認	緩み及び接触不良がない事	○	－	－	9月	正常・異常
4	機能	動作の確認	正常に動作する事	－	○	－	9月 3月	※
5	入力電圧測定	入力電圧の確認	測定値が許容値内である事	○	－	－	9月	正常・異常
		測定値 AC100V AC <u> </u> V	許容値 AC100V AC 90.0 ～ 110.0 V					
6	出力電圧測定	出力電圧の確認	測定値が許容値内である事	○	－	－	9月	正常・異常
		測定値 POW1 DC+24V DC+ <u> </u> V	許容値 DC+24V DC+21.6 ～ 26.4 V					
		測定値 POW2 DC+24V DC+ <u> </u> V	許容値 DC+24V DC+21.6 ～ 26.4 V					
<u>部品交換履歴</u> 前回交換年月 推奨交換年月 1. 電源盤POW1 : <u> </u> 電源盤POW2 : <u> </u> (推奨交換年数は7年が目安です) (推奨交換年数は7年が目安です)								
<u>部品型式</u> 1. 電源盤POW1 : <u> </u> 電源盤POW2 : <u> </u>								
<u>備考</u> 1. 設置場所 : <u> B 3 F 特高受変電室 </u> ※計画停電試験時、御客様のご指示により確認								

(ク) 外部違法出力回路 (アラーム表示)

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認	○	—	—	9月	実施
2	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	9月	正常・異常
3	ビス端子	ビス端子の締付確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	9月	正常・異常
備 考								

(ケ) SCS

項	点 検 項 目	内 容	基 準	点検周期				結 果
				1年	6ヶ月	3ヶ月	点検月	
1	清掃	内部の清掃	埃の除去 腐食等の目視確認	○	—	—	※	実施
		外部の清掃	汚れの除去 腐食等の目視確認					
2	コネクタ端子	コネクタ端子の接続確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	※	正常・異常
3	ビス端子	ビス端子の締付確認	緩み及び接触不良がない事	○	—	—	※	正常・異常
4	LED	LED状態の確認	異常表示・LED切れがない事	—	○	—	※	正常・異常
5	機能	デジタルポイントの確認	CRT表示により監視、警報ポイントに問題がない事	○	—	—	※	正常・異常
		積算ポイントの確認	トレンド表示により積算値が加算している事	○	—	—	※	正常・異常
6	入出力電圧測定	入力電圧の確認 (詳細については次頁参照)	計測値が許容値内である事 許容値 AC100V AC+ 90.0～110.0V	○	—	—	※	正常・異常
		出力電圧の確認 (詳細については次頁参照)	計測値が許容値内である事 許容値 DC+ 5V DC+ 4.75～ 5.25V	○	—	—	※	正常・異常
			DC+D5V DC+ 4.75～ 5.25V					
			DC+12V DC+10.80～13.20V					
			DC+24V DC+21.6 ～26.4 V					
			DC+A5V DC+ 4.75～ 5.25V					
7	バッテリー電圧測定	メモリバッテリー電圧の確認 (詳細については次頁参照)	計測値が許容値内である事 許容値 DC+ 2.00～3.30V	—	○	—	※	正常・異常
8	操作機能	スイッチ類の機能確認	スイッチ類の動作に問題ない事	○	—	—	※	正常・異常
9	アドレス	アドレススイッチの確認	スイッチ設定の目視確認	○	—	—	※	正常・異常

※点検周期の点検月は各SCS盤毎に6月、9月、12月、3月のいずれかで1年点検、6ヶ月点検を実施するものとする。

入出力電圧測定表												
架内 実装 位置	基板 名称	ADR	入力 電圧	出力電圧						メモリ バッテリー	結 果	
			AC100V	DC+5V	DC+D5V	DC+12V	DC+24V	DC+A5V	DC-A5V			DC+15V
	R P U	1600										
1	I0U3-1	-01										
2	I0U3-1	-02										
3	I0U3-1	-03										
4	I0U8-1	-04										
5	I0U8-1	-05										

部品交換履歴

	前回交換年月	推奨交換年月	
1. 電源盤	:	:	(推奨交換年数は7年が目安です)
2. メモリバッテリー	:	:	(推奨交換年数は3年が目安です)

部品型式

1. 電源盤	:	
2. メモリバッテリー	:	

備 考

1. 設置場所	:	
2. ROM V e r	:	

ソフトウェア機能試験

1-1. 表示機能点検

項	点検項目	内 容	基 準	結 果
1	画面 基本表示機能	マルチウィンドウ(複数画面表示)の確認	複数画面が表示する事	正常・異常
		画面縮小・拡大の確認	縮小・拡大する事ができる事	
		記憶画面表示の確認	選択した画面が表示される事	
		スクロール表示の確認	上位画面等の機能が使用できる事	
2	時刻機能	時刻表示の確認	現在時間が表示される事	正常・異常
		時刻合わせの確認	時刻合わせができる事	
3	トレンド表示機能	グループトレンド表示の確認	トレンドグラフが正常に表示される事	正常・異常
		ワンポイントトレンド表示の確認	計測ポイント・積算ポイントについて、グラフが正常に表示される事	
4	機器グループ表示機能	機器グループ表示の確認	各設備毎にグループ分けしたポイントを表示する事	正常・異常
5	設備画面表示機能	設備画面表示の確認	各設備の画面が表示できる事	正常・異常
6	ポイントサマリ機能	警報中、保守中、プリメンテナンス対象、アナログ、積算ポイント表示確認	各ポイントが表示される事	正常・異常
7	未確認警報リスト表示機能	未確認警報の表示確認	警報の内容が発生順に表示される事	正常・異常
		警報の削除確認	警報確認により表示リストから削除される事	正常・異常
8	運用ヒストリ表示機能	運用ヒストリの表示確認	機器の起動／停止、警報発生／復旧を発生順に表示する事	正常・異常
備 考				

1－2．監視機能点検

項	点 検 項 目	内 容	基 準	結 果
1	状態監視機能	メッセージ表示確認	機器の起動／停止を表示する事	正常・異常
		プリンタ印字確認	機器の起動／停止を印字する事	
2	警報監視機能	メッセージ表示確認	機器の警報発生／復旧を表示する事	正常・異常
		プリンタ印字確認	機器の警報発生／復旧を印字する事	
		ブザー鳴動確認	機器の警報発生時にブザーが鳴動する事	
		設備画面表示確認	設備対象ポイントで警報発生時に設備画面が表示される事	
備 考				

1－3．帳票機能点検

項	点 検 項 目	内 容	基 準	結 果
1	日報機能	帳票の表示機能	対象ポイントにて、正時毎の値を1日分収集し、日報として表示する事	正常・異常
2	月報機能	帳票の表示機能	対象ポイントにて、日毎の値を1月分収集し、月報として表示する事	正常・異常
3	年報機能	帳票の表示機能	対象ポイントにて、月毎の値を1年分収集し、年報として表示する事	正常・異常
備 考				

1－4． 操作・制御機能点検

項	点 検 項 目	内 容	基 準	結 果
1	個別発停操作	機器の起動／停止操作確認	画面から設備機器個々の起動／停止制御を行える事	正常・異常
2	個別設定操作	機器の設定操作確認	画面から設定ポイントの変更が行える事	正常・異常
3	イベント制御	イベント制御動作確認	登録されたイベントプログラムにて連動制御している事	正常・異常
4	スケジュール発停制御	スケジュール制御動作確認	登録されたスケジュール通りに機器が起動／停止している事	正常・異常
備 考				

1－5． メンテナンス機能点検

項	点 検 項 目	内 容	基 準	結 果
1	保守登録機能	保守登録できる事の確認	指定により、機器の監視及び制御を対象外にできる事	正常・異常
備 考				

1－2－2 防犯設備点検保守業務仕様書

(1) 業務概要

特許庁庁舎に設置されている防犯設備の機能が正常に保てるよう各部及び信号レベルの点検を行い、最良の状態に維持し、故障の発生を防止する。

(2) 点検業務の対象機器 オーテック電子（株）社製

(ア) 防犯監視盤	1 台
(イ) 防犯監視卓	1 台
(ウ) プリンター	1 台
(エ) 防犯マグネットSW	4 5 0 個
(オ) ガラス破壊検知器	4 2 3 個
(カ) シャッターセンサ	1 個
(キ) 電気錠	7 台
(ク) オートドアー	1 8 台
(ケ) 防犯中継機	6 9 台
(コ) ガラス破壊中継機	5 9 台
(サ) 電気錠制御盤	1 台
(シ) 鍵管理連動扉錠	8 5 台
(ス) 非常押し錠	2 個

(3) 点検内容

(ア) 防犯設備

・防犯監視盤

a. 電源部点検

- ① 1次側電源電圧測定
- ② 制御電圧測定
- ③ 多重ライン用センサ電源電圧測定
- ④ 停電補償バッテリー電圧測定
- ⑤ 各部の異常、発熱、振動の有無を点検
- ⑥ 盤本体各部清掃

b. 入力部点検

- ① 多重入力ユニット部、接点出力及びLED表示の点検
- ② 各スイッチによる操作入力動作の点検
- ③ 防犯監視卓からの指令による動作の点検
- ④ 鍵管理装置からの指令による動作の点検
- ⑤ 各部の異常、発熱、振動の有無を点検

c. 表示部点検

- ①表面パネル L E D 表示動作の点検
- ②盤内操作パネル上 L E D 表示動作の点検
- ③各部の異常、発熱の有無を点検

d. 出力部点検

- ①警報出力（監視盤→監視卓）の動作確認
- ②警報出力（監視盤→電力監視盤）の動作確認
- ③警報出力（監視盤→I T V 監視盤）の動作確認
- ④各部の異常、発熱、振動の有無を点検

・ 防犯監視卓

a. 電源部点検

- ①1次側電源電圧測定
- ②制御電圧測定
- ③各部の異常、発熱、振動の有無を点検
- ④盤本体各部清掃

b. U P S 電源装置点検

- ①1次側電源電圧測定
- ②2次側電源電圧測定
- ③停電時の2次側出力電圧測定
- ④本体の異常、発熱、振動の有無を点検

c. ホストコンピューター本体点検

- ①各入力要素による動作の点検
- ②ライトペンによる入力動作点検
- ③キーボードによる入力動作点検
- ④C R T ドライブ機能の点検
- ⑤プリンター出力機能の点検
- ⑥リセット機能の点検
- ⑦ローカルコンピューター（C C U）との光通信の状態を点検
- ⑧本体の異常、発熱、振動の有無を点検

d. 個別解錠スイッチ部点検

- ①各スイッチの動作点検
- ②階別火災信号入力時のモニター表示点検
- ③個別及び一斉スイッチ動作時のモニター表示点検

e. C R T 点検

- ①画像点検（色ムラ、色ズレ、明るさ等）
- ②ライトペンの反応点検
- ③本体の異常、発熱、振動の有無を点検
- ④本体清掃

f. プリンター点検

- ①印字状態の点検
- ②本体の異常、発熱、振動の有無を点検
- ③本体清掃

・ 防犯センサ

- a. マグネットスイッチ点検
 - ①スイッチ本体の損傷及び取り付けガタ等の点検
 - ②リード線接続部の異常点検
 - ③スイッチの動作点検
- b. ガラス破壊検知器点検
 - ①検知器本体の損傷及び取り付け状態の点検
 - ②配線の接続状態の点検（隠蔽部分を除く）
 - ③検知動作の確認（LED付の場合は表示確認を含む）
 - ④リセット動作の確認（中継機による）
- c. シャッターセンサ点検
 - ①センサの損傷及び取り付けガタ、発熱等の点検
 - ②反射シートの汚れ、はがれ等の点検
 - ③センサリード線接続部の異常点検
 - ④センサの動作点検
 - ⑤送受光器窓清掃
- d. 電気錠点検（防犯SW部のみ動作確認点検）
 - ①電気錠のドアスイッチ部分のみ動作確認
- e. 自動ドア一点検
 - ①自動ドアのリミットスイッチ部分のみ動作確認

・防犯中継機

- ①センサ用電源測定
- ②多重入力伝送動作確認点検
- ③ガラス破壊検知器中継機の動作確認（警報保持及びリセット動作）
- ④各部の異常、発熱、振動の有無を点検
- ⑤各部清掃

（イ）入出管理設備

・電気錠制御盤

- a. 電源部点検
 - ①1次側電源電圧測定
 - ②制御電圧測定
 - ③各部の異常、発熱、振動の有無を点検
 - ④盤本体各部清掃
- b. UPS電源装置点検
 - ①1次側電源電圧測定
 - ②2次側電源電圧測定
 - ③バッテリー電圧測定及び充電状態の点検
 - ④停電時の2次側出力電圧測定
 - ⑤各部の異常、発熱、振動の有無を点検
 - ⑥各部清掃
- c. 入出力部点検
 - ①カードリーダー盤からの施解錠指令入力による電気錠出力の動作点検

②防犯監視卓からの個別解錠、階別一斉解錠、階別火災の各信号入力による電気錠の解錠出力の動作点検

d. 操作部点検（盤内操作パネル部）

①各スイッチ類の動作点検

②電源表示灯及び停電表示灯の動作確認

（ウ）総合動作試験

・防犯設備

a. 端末センサを動作させて防犯中継機に送り、多重信号伝送により防犯監視盤へ信号を送る。それを受信した防犯監視盤の警報表示及び防犯監視卓C R Tの警報表示を確認する。そしてプリンターに印字するまでのすべての動作を総合的に点検する。

b. 防犯監視卓

C R T画面上において防犯設定、入出管理設定などがライトペンにより迅速に設定できることを確認する。

・入出管理設備

カードアンテナにI Dカードを提示して、アンテナL E Dが緑点灯（赤点灯）するのを確認した後、電気錠が解錠する（自動ドアが開く）のを確認して、防犯監視卓プリンターに入出情報が印字されることを確認する。

（４）保全従事者

過去三年以内に同規模の防犯設備の点検保守業務を履行した実績を有すること。

（５）留意事項

（ア）作業日については、総括管理業務責任者と協議し、日程を確定するものとする。

（イ）作業中に際し、総括管理業務責任者の設備等に損傷等ないよう万全の措置を行う。また、火災、障害、盗難等の予防に注意し、作業は十分な安全対策と養生を行う。

（ウ）点検作業、測定に使用する機器、資材はすべて受注者の負担とする。

（エ）作業完了後、速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、点検整備等報告書を3部作成のうえ提出するものとする。

（オ）作業終了後、速やかに後片付け及び清掃を行う。

（カ）点検、測定において新たに発見した損傷等は速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、総括管理業務責任者の指示に従うものとする。

（キ）点検保守作業は、年1回実施するものとする。

（ケ）受注者は定期点検整備終了後であっても特許庁から障害発生による修理要請を受けたときは、受注者の費用で速やかに保全従事者を派遣し、復旧作業を行うものとする。

ただし、特許庁の責に帰すべき事由により生じた障害に要する費用

は、特許庁の負担とし、その額は双方協議のうえ定めるものとする。

1-2-3 特許庁庁舎入退館管理システム等の保守点検業務仕様書

1. 目的 庁舎入退館管理システムの機能を維持し、入退館管理の円滑な運用の実現のため、システム全般の保守点検業務を行うものである。

2. 保守対象機器

〔特許庁入退館管理システム〕

(1) 入退館管理システム

①入退室管理システム用 サーバ	1 式
②入退館管理システム用 データ収集サーバ	2 式
③入退室管理システム用 データ収集 P C	1 式
④受付システム及び G G アンチパスバック用 サーバ	1 式
⑤入退室管理システム用 監視用 P C	4 式
⑥受付システム用 ノート P C	5 式
⑦入退室管理システム用 プリンタ	1 式
⑧サーバ・P C 用 U P S	6 式
⑨入退室用カードリーダー及び入退館カードリーダー (ISO14443Type-B・FeliCa マルチカードリーダー)	1 2 7 台
⑩電気錠及びゲート制御用コントローラ	1 1 4 台
⑪カードリーダー制御用コントローラ	1 1 台
⑫ 2 4 V 安定化電源装置	1 0 5 台
⑬ 1 2 V 安定化電源装置	6 台
⑭セキュリティゲート 4 通路 5 筐体	1 式
⑮セキュリティゲート 2 通路 3 筐体	1 式
⑯一時通行証自動回収機	3 式
⑰セキュリティゲート用 2 4 V 電源装置	6 式
⑱セキュリティゲート開放操作器	3 式
⑲セキュリティゲート U P S	2 式
⑳ネットワーク周辺機器	1 式

(2) カード発行管理システム

① カード発行管理システム 操作用 P C	1 式
② カード発行管理システム カード発行プリンタ	1 式

※システムの詳細構成は「別添 1」、システム構成図は「別添 2」のとおりとする。

3. 保守内容

(1) 保守点検業務

①保守点検内容

上記記載の入退館管理システム及びカード発行管理システムについて、1年に1回以上の点検、クリーニング及び調整を行うこと。

但し、セキュリティゲート及び一時通行証自動回収機（カードリーダー等の内蔵機器を含む）に関しては、使用頻度が多いため、1年に2回以上の定期メンテナンス、クリーニング及び調整を行うこと。

②年1回を目処にシステムにセキュリティパッチを適用し、動作確認を行うこと。適用の時期は、総括管理業務責任者に協議すること。

③入退館管理システムは、火災報知器ならびに防犯監視装置と連動しているため、点検時には、入退館管理システム稼動試験・カード発行管理システム稼動試験・火災連動稼動試験・防犯監視（警備状態監視）の各稼動試験を行うこと。

④点検において新たに発見した損傷等は速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、早急に障害原因の調査を行い復旧すること。

⑤保守対象装置（入退館管理システム、カード発行管理システム）のシステムのバックアップを行うこと。保守導入時に各システムのバックアップの採取を行うこと。

(2) 障害対応等

①24時間、一元的に問い合わせを受ける窓口を設置し、電話又はメールにて、障害等の適切な対応（一次障害対応）を行うこと。

②電話メールにて解決しない場合は、平日8時30分～18時15分の時間帯（以下「平日」という。）については、現場に保守員を派遣し、早急に障害原因の調査を行い復旧すること。

③平日の時間外（18時15分から8時30分）及び行政機関の休日に関する法律第1条に定める日（以下「休日等」という。）については、総括管理業務責任者に連絡し、対応を協議すること。

④保守点検業務及び障害対応等の体制は、責任と役割を明確化して対応すること。また、体制表を総括管理業務責任者に提出すること。

⑤入退館管理システム等を構成する機器について、契約期間中に、当該機器及びそれを構成する部品については、同等の交換部品を保障すること。

(3) ソフトウェアライセンス管理

①入退館管理システム等を構成するソフトウェア等についてのライセンス管理を行い、運用期間中は正常に使用できるようにすること。

②ソフトウェア等のバージョンアップ及びパッチ導入等については、セキュリティ脆弱性・バグ等によるものの他、導入ソフトウェアのサポート期限切れに伴いシステムを安定的に運用することに支障を及ぼす恐れがある場合に、実施するバージョンアップ等も含むこと。

なお、入退館管理システムは、インターネット接続による自動更新が

許可されていないため、外部接続環境において更新ファイル等をダウンロードした上で、手動にて入退館管理システム等へ導入を行うこと。

(4) 業務報告書

①業務報告

点検業務完了後、速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、保守点検報告書を2部作成のうえ提出するものとする。

②計画停電対応作業

庁舎電気設備における計画停電時において、スケジュールに沿って入退館管理システム等の電源OFF/ONを実施すること。

③障害対応等

障害対応への質問に対する回答、障害対応の内容及び対応実績等については対応が発生した月に限り、その翌月の15日までに特許庁担当者へ書面にて報告すること。ただし、3月分については、3月31日までに報告すること。

4. 特許庁担当者

特許庁は、特許庁庁舎入退館管理システム等の保守点検業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

5. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度特許庁担当者及び受注者の間で協議することとし、請負者の判断で行わないこと。
- (2) 作業日については、総括管理業務責任者と協議し、日程を確定するものとする。
- (3) 点検及び部品等の取り替えは、機器の点検及び部品交換の実績のある保全従事者または、製造者等が行う技術研修等を受けた受注者により行う。
- (4) 点検作業、測定に使用する機器、資材はすべて受注者の負担とする。
- (5) 点検業務終了後、速やかに後片付け及び清掃を行う。
- (6) 受注者は、年1回の特許庁計画停電の際は立ち合い等協力するものとする。
- (7) 消耗品については、本契約に含まないこととし、必要に応じ別途調達するものとする。（消耗品：カード・電池・インクリボン・用紙等）

(1)入退室管理システム保守明細表

	品名	型番	数量	備考(設置場所等)
0	入退室管理システム用 サーバ 1式			5階
1	PRIMERGY TX200 S3[Xeon 5110]Win2003R2アレイ	PGT20337S3	1	
2	基本CPU変換機構[Xeon 5160[3GHz/4MB]]	PGBFU34T	1	
3	Xeon プロセッサ 5160 [3GHz/4MB]	PGBFG34T	1	
4	基本RAMモジュール変換機構-4GB	PGBRU4CE	1	
5	内蔵LTO2ユニット[ケーブル付]	PGBLT201C1	1	
6	SCSIカード	PGB1281	1	
7	内蔵DVD-RAM変換機構	PGBDV4U104	1	
8	冗長化変換機構	PGBRSU104	1	
9	LANカード	PG-289	1	
10	KVMスイッチ(4ポート)	PG-SB201	1	
11	カラー液晶ディスプレイ-17	VL-176SS	1	
12	JISキーボード(エミュレータ対応)	FMV-KB101	1	
13	大規模用ソフト ISC Professional500	NKC-PC512XP	1	
14	サブクライアントライセンス	NKC-PCXP-LAN	1	
15	MS SQLServer2005 DeviceCAL OPEN-BNS	E514501HBS	2	
16	MS SQLServer 2005 Std[32bit] OPEN-BNS	E514501CBS	1	
17	Microsoft(R) Windows Server(TM) 2003 5テ	B511B0641	2	
18	Microsoft(R) SQL Server(TM) 2005 Standard	B5140E01C	5	
19	入退館管理システム用 データ収集サーバ 2式			B1F
20	PRIMERGY TX300 S4(3.5インチSASモデル)	PGT30414S5	2	
21	基本CPU変換機構[カスタマイズ対応製品]Xeon プロセ	PGBFU40H	2	
22	Xeon プロセッサ 5260 [3.33GHz/6MB]	PGBFG40H	2	
23	拡張RAMモジュール-2GB	PGBRM2CG	2	
24	受付システム及びGGアンチパス用 サーバ 1式			5階
25	PRIMERGY TX300 S4(3.5インチSASモデル)	PGT30414S5	1	
26	基本CPU変換機構[カスタマイズ対応製品]Xeon プロセ	PGBFU40H	1	
27	基本RAMモジュール変換機構-4GB	PGBRU4CG	1	
28	ISC入退館ソフトウェア		1	
29	ISC サブクライアントライセンス5台対応		5	
30	Systemwalker Desktop Monitor V10.0	B293C87Y0	1	
31	入退室管理システム用 監視PC 4式			
32	FMV-D5250	FMVD92D010	3	
33	CPU変更Celeron[R] 420→Core[TM]2 DUOE4500	FMXCXPF22	3	
34	メモリ変更512MB→2GB[DDR2 SDRAM/PC2-5300]	FMCM5D23	3	
35	DVD-ROM&CD-R/RW[薄型]追加	FMXCXBD22S	3	
36	カラー液晶ディスプレイ-17	VL-176SS	1	
37	FMV-D5150	FMVD91X010	1	
38	メモリ変更512MB→2GB[DDR2 SDRAM/PC2-5300]	FMCM5D21	1	
39	DVD-ROM&CD-R/RW[薄型]追加	FMXCXBD22S	1	
40	入退館管理システム用 受付PC 5式			
41	FMV-8270	FMVNA8HEC	5	
42	メモリ変更1GB→2GB(1GB×2/DDR2 SDRAM)	FMCMXM3A14	5	
43	内蔵DVD-ROMドライブユニット追加	FMCMNDVA5	5	
44	バッテリーパック変更 標準→大容量	FMCMNXBPA8	5	
45	マウス添付(USB)	FMCMNMSUH1	5	
46	入退室管理システム用 プリンタ 1式			5階
47	ページプリンタ	XL-9280	1	
48	拡張給紙ユニット-B	XL-EF55W1G	1	
49	サーバ・PC用 UPS 6式			5階
50	無停電電源装置	SMU-EA302	6	バッテリー交換1回含む
51	入室管理用カードリーダ及び入退館用カードリーダ 127式			各階
52	マルチカードリーダ	NKC-MR-ABC	98	
53	B2Fカードリーダ(特注・埋込式)		2	
54	マルチカードリーダ(耐タンパー性対応)	NKC-MR-ABC-K	27	
55	カードリーダ制御用コントローラ 114式			各階
56	MRコントローラ	NKC-MR-ctrl	99	
57	MRコントローラ	NKC-MR-ctrl-K	15	
58	電気錠及びゲート制御用コントローラ 11式			各階
59	IPローカルコントローラ	NKC-LC3	11	
60	24V安定化電源装置 105式			各階
61	24V安定化電源装置	NK-2410S	105	
62	電気錠制御用12V安定化電源装置 6式			各階
63	12V安定化電源装置	NK-1220L	6	
64	セキュリティゲート 4通路5筐体			各階
65	セキュリティゲート 1通路基本構成	NKC-FGH-MS	1	フラップ部・モーター部は別途
66	センターユニット	NKC-FGH-C	3	
67	セキュリティゲート 2通路3筐体			各階
68	セキュリティゲート 1通路基本構成	NKC-FGH-MS	1	フラップ部・モーター部は別途
69	センターユニット	NKC-FGH-C	1	
70	一時通行自動回収機 3式			各階
71	一時通行自動回収機本体装置		3	モーター部は別途
72	セキュリティゲート用24V電源装置 6式			各階

	品名	型番	数量	備考(設置場所等)
73	24Vスイッチング電源	PS3N-D24A1CN	6	
74	セキュリティゲート開放操作器 3式			各階
75	セキュリティゲート開放操作器		3	
77	ネットワーク周辺機器 1式			各階
78	8ポートスイッチングハブ(アライドテレシス製)	FS708TL	13	
	機器・ソフト(保守)合計			

※年1回の定期点検が含まれる。(法定停電対応含む)

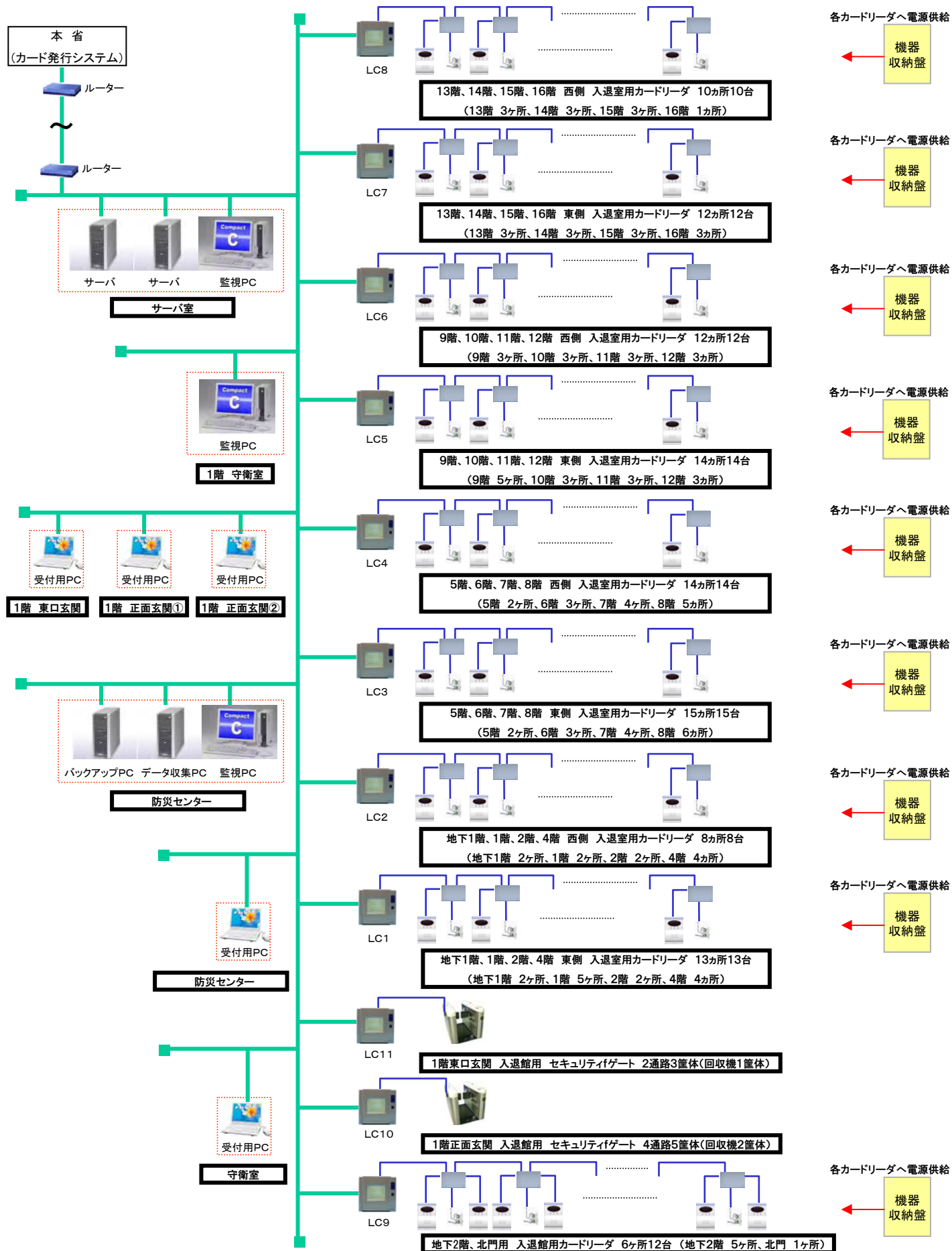
(2)カード発行管理システム保守明細表

	品名	型番	数量	備考(設置場所等)
84	カード発行管理システム 操作用PC 1式			5階
85	FMV-D5150	FMVD91X010	1	
86	メモリ変更512MB→2GB[DDR2 SDRAM/PC2-5300	FMCM5D21	1	
87	DVD-ROM&CD-R/RW[薄型]追加	FMGXCB22S	1	
89	カード発行管理システム カード発行プリンタ 1式			5階
90	ICカード発行機(FeliCa対応)	CX-330A	1	
	機器・ソフト(保守)合計			

※年1回の定期点検が含まれる。(法定停電対応含む)

システム構成概要図

別添 2



1－2－4 特許庁庁舎防犯監視カメラ設備点検業務仕様書

1. 履行期限 平成23年度～平成25年度の各年度の9月（1ヶ月間）
2. 業務概要 この業務は、特許庁庁舎に設置されている防犯監視カメラ設備の機能が正常に保てるよう各部及び信号レベルの点検を行い、故障の発生を未然に防止する。
3. 点検業務の対象機器

(1) I T V監視盤	(別添設備機器表)	1 式
(2) 機器収納盤	(別添設備機器表)	1 式
(3) I T V音声モニター操作卓	(別添設備機器表)	1 式
(4) 音声架	(別添設備機器表)	1 式
(5) カメラ関連設備	(別添設備機器表)	1 式
(6) 集音用マイクロホン	(別添設備機器表)	1 式
(7) 拡声用天井スピーカ	(別添設備機器表)	1 式
(8) 1階巡視室 I T V監視盤	(別添設備機器表)	1 式
(9) 駐車場係室 I T V監視盤	(別添設備機器表)	1 式
(10) 1階カメラ	(別添設備機器表)	1 式
(11) 機器収納盤	(別添設備機器表)	1 式
(12) スピーカ	(別添設備機器表)	1 式
(13) 操作卓上モニター	(別添設備機器表)	1 式
4. 点検内容
 - (1) 監視用カメラ
映像状態の確認調整、電源電圧の確認、映像出力信号の確認調整、スイッチ及びコネクター接続確認、カメラ及び周辺清掃
 - (2) レンズ
レンズ清掃及びコネクター接続確認、オートアイリス動作確認
 - (3) レンズアダプター
アダプター取付状態確認
 - (4) カメラ駆動ユニット
電源電圧の確認、カメラ駆動電源確認、機器清掃及びコネクター接続確認
 - (5) 映像信号分配器
映像入出力状態の確認調整、電源電圧の確認、機器清掃及びコネクター接続確認
 - (6) 同期信号分配器
同期入出力状態の確認調整、電源電圧の確認、機器清掃及びコネクター接続確認
 - (7) 同期信号発生器
同期信号出力状態の確認調整、電源電圧の確認、機器清掃及びコネクター接続確認
 - (8) 画面4分割ユニット

- 電源電圧の確認、機器清掃及びコネクター接続確認、4分割動作確認
- (9) シーケンシャルスイッチャー
電源電圧の確認、スイッチ及びボリューム等の確認、機器清掃及びコネクター接続確認、自動切換動作確認
- (10) カメラ選択部
電源電圧の確認、スイッチ及びボリューム等の確認、機器清掃及びコネクター接続確認、カメラ選択動作確認
- (11) 屋外回転台用リレーボックス
電源電圧の確認、機器清掃及びコネクター接続確認
- (12) 屋外水平垂直回転ハウジング
ハウジング及び周辺清掃、水平垂直動作確認
- (13) 屋外リモート部
電源電圧の確認、スイッチ及びボリューム等の確認、機器清掃及びコネクター接続確認、リモート動作確認
- (14) タイムラプスVTR
ヘッド及び走行系の清掃確認、スイッチ及びコネクター接続確認、電源電圧の確認、各モードの動作確認
- (15) VTRリモート部
電源電圧の確認、スイッチ及びボリューム等の確認、機器清掃及びコネクター接続確認、VTRリモート動作確認
- (16) 録画選択スイッチャー
電源電圧の確認、スイッチ及びボリューム等の確認、機器清掃及びコネクター接続確認、録画選択動作確認
- (17) モニターテレビ
映像状態の確認調整、電源電圧の確認、スイッチ及びボリューム等の確認、コネクター接続の確認、モニター及び周辺清掃
- (18) マイクロホン
外観及びコネクター接続確認、使用状態での動作確認
- (19) 拡声用天井スピーカー
音質及び音圧確認、スピーカー取付状態の確認
- (20) 電力増幅器
電源電圧の確認、機器清掃及びコネクター接続確認、機器動作確認
- (21) ブザーユニット
電源電圧の確認、機器清掃及びコネクター接続確認、ブザー動作確認
- (22) 音声コントロール部
電源電圧の確認、スイッチ及びボリューム等の確認、機器清掃及びコネクター接続確認、コントロール動作確認
- (23) 入力スイッチャー
電源電圧の確認、スイッチ及びボリューム等の確認、機器清掃及びコネクター接続確認、切換動作確認
- (24) 電源制御部
電源電圧の確認、機器清掃及びコネクター接続確認
- (25) 出力制御部

- 機器清掃及びコネクタ接続確認、出力制御動作確認
- (26) 制御部
機器清掃及びコネクタ接続確認、制御動作確認
- (27) カメラ電源制御部
電源制御状態の確認、電源電圧の確認、機器清掃及びコネクタ接続確認
- (28) タリ電源制御部
電源制御状態の確認、電源電圧の確認、機器清掃及びコネクタ接続確認
- (29) アラーム入力分配制御部
アラーム制御状態の確認、電源電圧の確認、機器清掃及びコネクタ接続確認
- (30) D C 電源部
電源電圧の確認、機器清掃及びコネクタ接続確認、機器動作確認
- (31) 端子部
端子の接続確認、端子及び周辺清掃
- (32) デジタルディスクレコーダ、増設ユニット
機器清掃及びコネクタ接続確認、録画/再生・動作確認
- (33) マトリックススイッチャー
スイッチ及びボリューム等の確認、機器清掃及びコネクタ接続確認、切換動作確認
- (34) システムコントローラー
スイッチ及びボリューム等の確認、機器清掃及びコネクタ接続確認、コントロール動作確認

5. その他

- (1) 作業にあたっては、総括管理業務責任者と作業日など十分打ち合わせのうえ、工程表、作業員名簿を提出し、承認を受けてから行うこと。
- (2) 作業中に際し、当庁の設備等に損傷等ないよう万全の措置を行うこと。また、火災、障害、盗難等の予防に注意し、作業は十分な安全対策と養生を行う。
- (3) 点検作業、測定に使用する機器、資材はすべて受注者の負担とする。
- (4) 作業完了後、速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、点検整備等報告書を2部作成のうえ提出するものとする。
- (5) 作業終了後、速やかに後片付け及び清掃を行う。
- (6) 点検、測定において新たに発見した損傷等は速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、総括管理業務責任者の指示に従うものとする。

設 備 機 器 表

(1) I T V監視盤	21吋カラーモニターT V	10台
	シーケンシャルスイッチャー	3台
	画面4分割ユニット	9台
	映像信号分配器	6台
	録画選択スイッチャー	1台
	録画選択スイッチャー	1台
	制御部	1台
	タリー電源制御部	1台
	タイムラプスV T R	2台
	電源制御部	3台
	端子部	4台
(2) 機器収納盤	カメラ駆動ユニット	11台
	映像信号分配器	2台
	電源制御部	1台
	端子部	4台
	同期信号分配器	1台
	同期信号発生器	1台
	カメラ電源制御部	1台
(3) I T V音声モニター操作卓	カメラ選択部	1式
	屋外リモート部	1式
	音声コントロール部	1式
	V T Rリモート部	1式
	アナウンスマイクロホン	1本
	D C電源部	1台
	電源制御部	1台
	端子部	2台
	システムコントローラー	1台
(4) 音声架	入力スイッチャー	5台
	アラーム入力分配制御部	1台
	電力増幅器	1台
	出力制御部	1台
	電源制御部	1台
	端子部	1式

(5) カメラ関連設備	I T Vカメラ本体	3 6 台
	ドーム型コンビネーションカメラ	3 台
	赤外線カメラ	1 式
	1 2 ミリ標準レンズ	2 式
	6 ミリ広角レンズ	3 4 式
	ズームレンズ	4 個
	レンズアダプター	4 式
	屋外回転用リレーボックス	4 台
	屋外水平垂直回転ハウジング	4 式
(6) 集音用マイクロホン		2 8 式
(7) 拡声用天井スピーカ		2 8 台
(8) 1 階巡視室 I T V監視盤	1 0 吋カラーモニター T V	3 台
	タリー電源制御部	1 台
(9) 駐車場係室 I T V監視	1 0 吋カラーモニター T V	3 台
	タリー電源制御部	1 台
(10) 1 階カメラ	カラーカメラ	5 台
(11) 機器収納盤	カメラ駆動ユニット	1 台
	マトリクススイッチャー	1 台
	映像分配機	9 台
	シーケンシャルスイッチャー	1 台
	カラーモニター	1 台
	V T R 接続盤	1 台
	デジタルディスクレコーダー	1 台
	増設ユニット	4 台
	ビデオスイッチャー	1 台
(12) スピーカ	電源制御ユニット	1 台
	クリアホーンスピーカ	2 台
(13) 操作卓上モニター	液晶テレビ	1 台
	システムコントローラー	1 台

1-2-5 入退室管理設備（マシン室）保守点検業務仕様書

1. 業務場所 特許庁庁舎 3階マシン室及び地下1階マシン室

2. 業務概要 本業務は3階マシン室及び地下1階マシン室の入退室管理設備の稼動維持・保守点検業務を行う。

3. 保守点検対象機器

項	サービス対象機器	装置形名	メーカー	数量	予備	備考
1	システムサーバ	GQPR21AJ-AENNLNJ	日立製作所	1	-	-
2	映像サーバ	DS-JH270	日立製作所	3	1	デジタルレコーダ
3	コアスイッチ	0317R	アライド テレシス	1	1	B1F マシン室設置
4	フロアスイッチ(中継用)	0049R	アライド テレシス	3	1	カメラ用
5	PoE スwitch(カメラ用)	0015R	アライド テレシス	4	1	中継用
6	サーバ保守コンソール	GQ-DT7170	日立製作所	1	-	-
7	無停電電源装置	H-55-014-XXX-XXX	日立製作所	1	-	システム用
8	バックアップ設備	GQ-SGVF2ATD72BX	日立製作所	1	-	DAT 装置
9	システムメイン端末	8000 Elite MT	ヒューレット・ パッカード	1	1	-
10	ユーザ登録端末	8000 Elite MT	ヒューレット・ パッカード	1	-	-
11	システム端末	8000 Elite MT	ヒューレット・ パッカード	2	-	-
12	カードリーダー	SSN-RC-S330/S	ソリトン	4	1	-
13	生体認証デバイス	VP-II S	中央電子	4	1	手の甲静脈登録機 手の甲静脈認証機
14	カードリーダー	PR-450UDM	中央電子	2	1	フェリカカード登録機
15	ページプリンタ	LP-S7500R	エプソン	1	1	-
16	サーマルプリンタ	TM-T70U242	エプソン	1	1	-
17	無停電電源装置	UPS-650D	サンワ サプライ	4	1	端末用
18	警報灯	DN-1000RN-3LB	アイエスエイ	1	1	-
19	カードリーダー	SS2265FHC-U	中央電子	12	1	-

項	サービス対象機器	装置形名	メーカー	数量	予備	備考
20	共連れ検出センサー	IIS-365ES2	中央電子	2	-	-
21	監視カメラ	DI-CD100	日立製作所	10	1	-
22	中継器盤(ACRS-3-WS)	SS2280CB08-STD	中央電子	1	-	ゲートコントローラ
23	中継器盤(ACRS-3-ES)	SS2280CB08-STD	中央電子	1	-	ゲートコントローラ
24	中継器盤(ACRS-B1-EN)	SS2280CB04-STD	中央電子	1	-	ゲートコントローラ

4. 保守サービス概要

項番	サービス項目	作業頻度	サービス内容	備考
1	故障保守 (契約時間内)	随時	- 故障発生時には体制表に基づき受付を実施すること。 - 連絡を受けた後、技術者を派遣し対応を実施すること。 - 部品交換にあたっては、原則として受注者にて準備すること。 - 予備機を保持している製品に関しては、予備機を利用した交換作業を実施すること。その他予備機を保持していない製品に関しては、オンサイト保守を実施すること。	
2	HDD 破砕処理	随時	- 機器故障等で交換した HDD に関しては、情報保護運用規定に従い、破砕処理を実施すること。破砕処理を実施した HDD の要因調査は必要としない。 - HDD 破砕処理を実施した物については、破砕処理証明書を発行すること。	

- ・ 障害等で交換したハードディスクは、受注者にて破砕処理を実施すること。

5. 稼動維持サービス概要

項番	サービス項目	作業頻度	サービス内容	備考
1	障害発生時の復旧作業	随時	・ 本保守サービス仕様書の内容に基づき、障害発生時の復旧作業を行うこと。	
2	機器のステータス確認	週次	本整備に関する機器に関して、システムログ確認による異常点検を行うこと。	
3	システムサーバのバックアップ確認	週次	・ システムサーバのバックアップ動作が正常に行われていることを確認すること。	
4	ソフトウェアバージョンアップ作業	月次	・ 本整備に関する機器に対し必要に応じてソフトウェアのバージョンアップを行うこと。なお、実施に当たってバージョンアップの必要性を別途協議の上、実行することとする。 ・ ソフトウェアバージョンアップ対応の対象は、表3-4に提示。	
5	定期点検	年次	・ システムサーバの点検を行うこと。	
6	セキュリティソフトウェア更新作業	月次	・ 本整備に関する機器に対し必要に応じてセキュリティソフトウェア更新作業を行うこと。なお、実施に当たっては、更新の必要性を別途協議の上、実行することとする。	
7	問題解決支援	適宜	問題の発生から解決までの以下の支援を行うこと。 ・ 障害の受付 ・ 調査資料取得作業および支援 ・ 障害切り分け ・ 原因究明および対策指示 ・ 対策実施および支援 ・ 障害時における部品交換作業後の、設定情報のリカバリ作業 ・ 正常性の確認 ・ 作業結果報告書の作成	
8	技術相談及び作業支援	適宜	・ 本設備に導入されているソフトウェアに関する技術相談、作業支援を行うこと。 ・ 障害解決に必要な資料取得、取得支援を行うこと。	
9	停電時運用作業	年2回まで	・ 停電運用時のシャットダウン作業及び復電対応作業を行うこと。	
10	月次報告	月次	・ システムの稼動状況及び障害対策状況等を報告すること。	
11	機能の切り戻し	年2回まで	・ アンチパスバック、手の甲静脈認証機能の切り戻しを必要に応じて行うこと。ただし、作業連絡依頼を受けてから、2週間後の作業とする。	

※1 作業の実施については総括管理業務責任者と協議の上、決定することとする。

6. 1 機器のステータス確認

本設備に関する機器であるシステムサーバ及び各端末、映像サーバのステータスを確認すること。システムログ確認、目視によるステータスランプの確認、機器内に導入済みのハードディスク構成ツール等の使用により、機器の正常性確認を行うこと。

6.2 システムサーバのバックアップ確認

システムサーバのバックアップ確認の際の確認項目として、下記を実施すること。

- ・システムサーバの自動バックアップに対し、正常にバックアップが行われたことを週次で確認すること。
- ・バックアップテープの交換を行うこと。

6.3 ソフトウェアバージョンアップ作業

システムの安定稼動を優先するため、基本的にはバージョンアップ作業は行わないこととする。但し、重大なバグやセキュリティホールに対応するため、表 6.3.1 内の○の項目については総括管理業務責任者と協議の上、実施有無を決定することとする。

表 6.3.1 ソフトウェアバージョンアップ対応の対象

ソフトウェア	バグ修正 パッチ	セキュリティ パッチ	バージョン アップ
Windows2003	○	○	×
WindowsXP	○	○	×
ARCserve	○	○	×
各種ハードウェア ドライバソフト	○	○	○
Acsaran-WN	○	×	×
DSHnet7	○	×	×

6.4 定期点検

定期点検として、下記を実施すること。

表 6.4-1 定期点検作業概要

項 番	サービス項目	作業頻度	作業内容	備考
1	定期点検	1 回/年	対象システム:システムサーバ ・各部点検清掃 ・FAN 動作確認 ・ CD-ROM、FDD 及び DAT 装置のクリーニングと動作確認 ・ ディスプレイ画面の表示動作確認 ・ ログ確認	

6. 5 セキュリティソフトウェア更新作業

セキュリティソフトウェアである Symantec Endpoint Protection の更新作業を行うこと。なお、メーカーから更新内容が公開された場合、統括管理業務責任者に報告し、承認を得て実行すること。対象機器は表 6.5-1 に示す。

表 6.5-1 セキュリティソフトウェア更新作業対象機器

機器名	Symantec Endpoint Protection 11.0
システムサーバ	○
システムメイン端末	○
ユーザ登録端末	○
システム端末 1	○
システム端末 2	○

7. サービス提供期間及び時間帯

サービス提供期間及び時間帯は下記のとおりとする。

項番	サービス提供期間及び時間帯	内容
1	サービス提供時間帯 (障害対応及び故障保守対応)	24 時間 365 日
2	サービス提供時間帯 (稼動維持対応)	平日 9:00～17:00

8. サービス提供前提条件

本サービスの実施前提条件は、下記のとおりとする。

- (1) 機器増設、OS変更、設置場所変更等のシステム変更は本契約の対象外とする。
- (2) 稼動状況の確認はシステム標準ツール、本設備で導入したツールで確認できる範囲とする。
- (3) サービス実施中にサービス項目、システム構成などに変更が発生した場合は、サービス内容及び費用について総括管理業務責任者と協議し決定すること。
- (4) 本設備にて使用する1年間分の消耗品種別については表8-1 のとおりとする。
尚、消耗品の交換作業は当該契約には含まない。

表8-1 消耗品一覧

項番	機器	消耗品	購入	導入数量
1	ページ プリンタ	プリンタ 用紙	特許庁	0
2		プリンタ トナー	受注者	3
3	サーマル プリンタ	サーマル ロール紙	受注者	57
4	Felica カード	Felica カード	受注者	1000

9. 提出物

提出物下記のものを提出すること。

項番	納品物	提出日	員数
1	保全従事者名簿	サービス開始時	1
2	作業月報	毎月（日程は都度決定するものとする。）	1
3	稼動維持および保守作業報告書	稼動維持・保守作業実施時	1
4	HDD 破砕処理証明書	破砕作業実施時	1
5	サポート実施ソフトウェア一覧表	稼動維持実施時	1
6	稼動維持及び保守作業完了報告書	サービス終了時	1

1－2－6 消防用設備点検保守業務仕様書

概 要 本業務は特許庁庁舎に設置してある消防用設備の機能保全のため、消防法第17条の3の3に基づいて、本仕様書並びにその他関係法規に適合するよう点検及び保守を行うもの。

1. 業務対象物件（設置機器数は別添のとおり）

- (1) 消火器
- (2) 屋内消火栓設備
- (3) スプリンクラー消火設備（予作動式）
- (4) 泡消火設備（固定式）
- (5) ハロゲン化物消火設備
- (6) 自動火災報知設備
- (7) ガス漏れ火災警報設備
- (8) 非常用放送設備
- (9) 誘導灯設備
- (10) 消防用水設備
- (11) 防火・防排煙設備
- (12) 連結送水管設備
- (13) 非常コンセント設備
- (14) 総合操作盤設備（能美防災GR型）
- (15) 簡易自動消火装置設備
- (16) 配線

2. 業務内容

＜定期点検＞

- (1) 「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところにより、機器＋総合点検を毎年度1回（8月）、機器点検を毎年度1回（2月）行うものとする。
- (2) 点検日等については総括管理業務責任者と十分打ち合わせのうえ、工程表及び作業員名簿を添付した作業届を提出し、承認を受けてから実施すること。
- (3) 点検終了後、速やかに消防用設備等点検結果報告書を作成し、各消防用設備ごとの点検票を添付し、総括管理業務責任者に3部提出すること。
- (4) 点検の結果、不良箇所が発見された場合には、消防用設備等点検結果報告書とは別に不良箇所一覧を作成し、不良の内容、場所等を分かりやすく表示し、総括管理業務責任者に3部提出すること。
- (5) 点検に際し、特許庁から貸与する設備図面、設備管理台帳等について、点検の結果、必要に応じ更新し、また現状と相違する箇所がある場合について

は、総括管理業務責任者に報告すること。

<防災管理点検>

- (1) 「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところにより、防災管理点検を毎年度1回（5月）行うものとする。
- (2) 点検日等については総括管理業務責任者と十分打ち合わせのうえ、工程表及び作業員名簿を添付した作業届を提出し、承認を受けてから実施すること。
- (3) 点検終了後、速やかに防災管理点検結果報告書を作成し、総括管理業務責任者に3部提出すること。
- (4) 点検に際し、特許庁から貸与する設備図面、設備管理台帳等について、点検の結果、必要に応じ更新し、また現状と相違する箇所がある場合については、総括管理業務責任者に報告すること。

<緊急対応>

- (1) 契約期間中に、災害・事故又はその他の原因により設備に突発的な動作不良が生じた場合は、昼夜を問わず直ちに点検・調査及び試験をその都度行い総括管理業務責任者に報告すること。

<共通事項>

- (1) 点検の結果、不良等が見いだされたものにあつては、軽微な調整、修理により復旧可能なものについては本業務で行うものとし、復旧が困難なものについては、必要に応じて応急措置を行ったうえ、修理方法の提案を総括管理業務責任者に行うこと。
- (2) 本業務に必要な材料・器具及び消耗品（操作盤等のランプ・ヒューズ及び表示ランプ等）は、受注者の負担とする。ただし、特許庁の責に帰すべき事由により部品・器具等の取り替えをするときは、特許庁が負担するものとする。
- (3) 点検終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態等を再度確認することにより必ず元の位置に復元しておくこと。
- (4) 本業務に従事する技術員は、消防設備士及び点検資格者とする。

3. その他

- (1) 受注者は本業務を行うに当たって、設備又はその他の備品等に損傷を与えぬよう注意し、万一損傷を与えた場合は総括管理業務責任者に報告のうえ、速やかに修復すること。なお、それに要する費用は、受注者の負担とする。
- (2) 本業務終了後は、必要に応じて施工場所及びその周辺の清掃を行うこと。
- (3) 受注者は、本業務完了後、総括管理業務責任者に完了届を提出すること。
- (4) 「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めがない設備についての定期点検は、点検要領等をメーカーに照会のうえ実施すること。

- (5) 機器（感知器、スプリンクラー等）個数の若干の増加があった場合にあってはすべての設備の保守点検を請け負うものとする。
- (6) 受注者は、本業務の範囲をこえる事故の発生又は故障箇所を発見した場合は直ちに総括管理業務責任者に報告をすること。

4. 特許庁担当者

特許庁は、消防用設備点検保守の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

消防用設備機器設置内容

(1) 消火器具(蓄圧式(カッコ書きのみ加圧式で内数))

No	項 目	数 量	備 考
①	ABC粉末消火器(薬剤重量3.5kg)	337(5) 本	製造から3年以下
②	〃	2 本	製造から3年を超え8年以下のもの
③	〃	2 本	製造から8年を超えるもの
④	強化液(中性)消火器(薬剤重量3.0㍓)	1 本	製造から3年以下
⑤	〃	172 本	製造から3年を超え8年以下のもの
⑥	〃	1 本	製造から8年を超えるもの
⑦	ハロン1301消火器(薬剤重量2.0kg)	31 本	製造から3年以下
⑧	〃	0 本	製造から3年を超え8年以下のもの
⑨	〃	0 本	製造から8年を超えるもの

※製造から8年を超える消火器は、別契約で全て交換予定。

(2) 屋内消火栓設備

No	項 目	数 量	備 考
①	加圧送水装置・ポンプ、モーター	2 組	
②	屋内消火栓	90 基	ホース 2003年製
③	操作盤	2 台	
④	常用電源	2 式	
⑤	呼水装置	2 台	

(3) スプリンクラー消火設備(予作動式)

No	項 目	数 量	備 考
①	加圧送水装置・ポンプ、モーター	2 組	
②	起動装置(P・T)	2 組	
③	流水検知装置・自動警報弁	20 台	
④	予作動式弁	33 台	
⑤	流水検知装置・圧力スイッチ	53 台	
⑥	操作盤	2 台	
⑦	スプリンクラーヘッド 閉鎖型	8102 個	
⑧	送水口	4 組	
⑨	常用電源	2 組	
⑩	エアーコンプレッサー	2 台	
⑪	プレアクション制御盤	1 台	

(4) 泡消火設備(固定式)

No	項 目	数 量	備 考
①	加圧送水装置	1 組	
②	起動装置(圧力タンク)	1 組	
③	泡タンク(600㍓)	1 台	
④	ポンプ操作盤	1 面	
⑤	警報盤	1 面	
⑥	アラーム弁(自動警報弁)	3 台	
⑦	一斉開放弁(減圧開)	89 台	
⑧	手動起動弁	89 台	
⑨	泡ヘッド	1349 個	
⑩	感知スプリンクラーヘッド	582 個	
⑪	混合装置	1 台	
⑫	常用電源	1 式	

(5) ハロゲン化物消火設備

No	項 目	数 量	備 考
①	ハロンガス容器	45 本	68㍓
②	容器弁・ガス圧式	45 個	
③	ガス遅延装置	16 式	

④	起動容器開放装置・電気式	16 個	
⑤	起動用容器	16 本	2.1 ^{リットル}
⑥	起動用操作箱	21 個	
⑦	モーターサイレン	61 個	スピーカー
⑧	連動盤	2 台	
⑨	操作盤	2 台	
⑩	音声盤	2 台	
⑪	電源装置	1 台	
⑫	不還弁	16 個	
⑬	ピストンレリーザー・ダンパー用	57 個	
⑭	ハロンガス放出表示灯	76 個	
⑮	選択弁・ガス圧式	16 個	
⑯	ハロン噴射ヘッド	209 個	

(6) 自動火災報知設備

No	項 目	数 量	備 考
①	GR型受信機	1 台	8160AD
②	中継器R型	76 台	
③	インターフェイス盤	1 台	
④	光電式分離型煙感知器	4 台	自動試験機能
⑤	煙感知器(2種)	2515 個	自動試験機能
⑥	定温式スポット型感知器	17 個	
⑦	差動式スポット型感知器	320 個	自動試験機能
⑧	定温式スポット型感知器	764 個	自動試験機能
⑨	表示灯	92 個	
⑩	消火栓起動連動装置	2 式	
⑪	常用電源(交流電源)	1 式	
⑫	予備電源(蓄電池)	1 式	
⑬	情報処理盤	1 台	
⑭	主中継器盤	8 台	

(7) ガス漏れ火災警報設備

No	項 目	数 量	備 考
①	検知器一般型	5 個	
②	警報装置 警報ブザー	5 個	

(8) 非常用放送設備

No	項 目	数 量	備 考
①	増幅器出力	8 台	2880W
②	スピーカー回線	1 式	63回線
③	自動火災報知設備の連動	1 式	
④	遠隔操作	1 台	
⑤	スピーカー	2114 個	
⑥	音量調整器	311 個	
⑦	非常電話盤	1 台	88回線
⑧	起動装置 非常電話	88 個	
⑨	常用電源	1 式	
⑩	非常電源	1 式	

(9) 誘導灯設備

No	項 目	数 量	備 考
①	誘導灯	626 個	

(10) 消防用水設備

No	項 目	数 量	備 考
①	採水口	4 基	
②	開閉弁	4 台	

③	標識	2 個	
④	加圧送水装置・ポンプ、モーター	1 組	
⑤	操作盤	1 台	
⑥	常用電源	1 式	

(11) 防火・防排煙設備

No	項 目	数 量	備 考
①	煙感知器(3種)	177 個	自動試験機能
②	定温式スポット型感知器	6 個	自動試験機能
③	シャッター煙連動付	131 個	
④	防火扉	342 個	
⑤	排煙口、特避	336 個	
⑥	排煙口 手動式リミット付	318 個	
⑦	垂れ壁 手動開放装置	27 個	
⑧	可動垂れ壁 緩降式	27 枚	
⑨	防排煙ダンパー 自動解錠	126 個	
⑩	排煙機	9 基	
⑪	排煙窓手動式	358 個	
⑫	起動盤	9 基	
⑬	電鈴・ブザー	41 個	

(12) 連結送水管設備

No	項 目	数 量	備 考
①	放水口	72 基	ホース 2009年製
②	放水用器具格納箱	44 基	
③	送水口	4 基	

※耐圧試験は平成22年2月に実施

(13) 非常コンセント設備

No	項 目	数 量	備 考
①	非常コンセント(4系統)	76 台	

(14) 総合操作盤設備

No	項 目	数 量	備 考
①	プリンター	1 台	L5090
②	モニターテレビ	1 台	P23
③	支援・制御機能	1 式	
④	信号変換器	1 台	
⑤	無停電電源装置	1 台	
⑥	総合作動試験	1 式	

(15) 簡易自動消火装置設備

No	項 目	数 量	備 考
①	装置本体	42 台	
②	感知器	36 個	
③	ノズル	132 個	
④	制御盤	9 台	

1－2－7 火災予兆検知システム点検保守業務仕様書

1. 概要 特許庁庁舎に設置してある超高感度煙警報盤の点検保守を行い、常時最適機能を維持し、障害発生防止に努めるものとする。
2. 業務対象機器
 - ・ 超高感度煙警報盤 (FPE072-J3A-4/12L) 地下1階設置
 - ・ 超高感度煙警報機 (FPE072-J3A-8/12L) 3階設置
 - ・ 超高感度煙センサ (FDN012) 12台
3. 作業場所 別紙図面のとおり。
4. 一般事項
 - (1) 受注者は、業務を総合的に把握し調整を行う者として業務責任者を定め、総括管理業務責任者に届け出る。業務責任者を変更した場合も同様とする。なお、業務責任者は保全従事者を兼ねることができる。
 - (2) 業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程等の業務を適正に実施するため業務計画書を提出する。また、作業を実施する前に、工程表により特許庁庁舎中央管理室（以下「中央管理室」という。）と事前に打合せ、施設の運営に支障のないように日程調整する。
 - (ア) 作業概要
 - (イ) 安全管理体制
 - (ウ) 組織表・緊急連絡体制フロー図
 - (エ) 業務施行方法
 - (オ) 業務責任者選任通知書・経歴書
 - (カ) その他 総括管理業務責任者が必要と認める書類
 - (3) 作業の一週間前までに作業員名簿、入庁車両番号等を記載した作業届を提出する。
 - (4) 作業当日は作業開始前・作業終了後に当庁中央管理室（地下1階）に立ち寄ってから実施する。また、中央管理室から指示・連絡事項等があればそれに従う。
 - (5) 作業のために鍵等を借用するときは、中央管理室で記帳し借用する。
 - (6) 業務実施中に異常が発生した場合には、速やかに総括管理業務責任者及び中央管理室へ報告して処置を行うものとする。
 - (7) 業務報告書は、各作業の終了後、速やかに総括管理業務責任者に提出する。
 - (8) 発生材は、関係法令等に従い、構外搬出適切処理とし、その種類により「一般又は産業廃棄物収集運搬・処分許可書」の交付を請けた業者により処分する。

5. 仕様

(1) 共通事項

- (ア) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（最新版）」による。
- (イ) 作業に当たっては壁、床等を損傷・汚損しないよう養生等を行うこと。また、損傷・汚損を与えた場合は、受注者の責任において速やかに復旧・修理を実施すること。
- (ウ) 作業終了時には総括管理業務責任者又は総括管理業務責任者の指定する者の立ち会いのうえ、作業完了の確認を求める。
- (エ) 作業終了後に作業内容に不備があると総括管理業務責任者に指摘された場合は、協議の上作業のやり直しをするものとする。
- (オ) 軽微な補修により復旧可能な不具合箇所については、本業務において修理を実施し、処置内容について業務報告書に記載する。その他の故障箇所については、修理方法を検討し総括管理業務責任者に報告する。
- (カ) 作業ごとに、一連の作業状況が確認できる作業状況写真、作業状況報告書を作成し、総括管理業務責任者の指定する期日に提出する。写真撮影に当たっては黒板・ホワイトボード等に作業場所、内容を記載して写真に納めるものとする。
- (キ) 主要な点検データにより劣化度を判断し、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務報告書作成手引き（最新版）」に準じて報告書を作成する。

(2) 点検基準

(ア) 超高感度煙警報盤

- ①. 外形（予備電源含む）
変形、損傷、著しい腐食等がないかどうか確認する。
- ②. 表示（予備電源含む）
適正にされているかどうかを確認する。
- ③. 周囲の状況
周囲に点検上及び使用上の障害となるものがないかどうかを確認する。
- ④. 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないかどうか確認する。
- ⑤. 警戒区域の表示装置
汚損、不鮮明な部分等がないかどうかを確認する。
- ⑥. スイッチ類
開閉位置が正常であるかどうかを確認する。
- ⑦. 表示
適正にされているかどうかを確認する。
- ⑧. 予備品等
ヒューズ等の予備品及び回路図等が備えてあるかどうかを確認する。
- ⑨. 盤表面及び内部の清掃を行う。

(イ) 超高感度煙センサ（サンプリング管含む）

- ①. 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないかどうか確認する。
- ②. サンプリング管
変形、損傷、著しい腐食、脱落等がなく、サンプリング穴が目詰まりしてないことを確認する。

(ウ) 超高感度煙警報盤

- ①. 端子電圧（予備電源含む）
規定値内であるかどうかを確認する。
- ②. 切替装置（予備電源含む）
常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に、常用電源に切り替わるかどうかを確認する。
- ③. 充電装置（予備電源含む）
変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないかどうか確認する。
- ④. 結線接続（予備電源含む）
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないかどうかを確認する。
- ⑤. スイッチ類
端子の緩み等がなく、開閉位置が正常であるかどうかを確認する。
- ⑥. ヒューズ類
損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されているかどうかを確認する。
- ⑦. 継電器
脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこり等の付着がなく、機能が正常であるかどうかを確認する。
- ⑧. 表示灯
正常に点灯するかどうかを確認する。
- ⑨. 結線接続
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないかどうかを確認する。
- ⑩. 接地
著しい腐食、断線等の損傷がないかどうかを確認する。
- ⑪. 移報回路試験
火災表示試験を行い、火災表示が自動的に表示機等に移報するかどうかを確認する。
- ⑫. 火災警報表示試験
火災警報表示試験を行い、火災表示迄の時間及び表示が適正であるかどうかを確認する。
- ⑬. センサ故障警報表示試験
故障警報表示試験を行い、故障の表示が適正であるかどうかを確認する。
- ⑭. 気流停止警報表示試験
気流停止警報表示試験を行い、気流停止の表示が適正であるかどうかを確認する。

(エ) 超高感度煙センサ・サンプリング管

- ①. 入力電圧測定を行う。
規定値内であるかどうかを確認する。
- ②. 加煙試験
加煙試験を行った場合、確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であるかどうかを確認する。
- ③. 吸引機能試験
センサの吸引性能が適正であるかどうかを確認する。
- ④. フィルター状態
フィルターの汚損状況を確認する。

(オ) 下記の点検作業を行う

点検対象機器	検査対象	検査概要
超高感度 煙警報盤	本 体	1. 変形、著しい腐食等の有無。 2. 周囲に使用上の障害となるものの有無。 3. 筐体内の清掃。
	スイッチ類	1. 定位の状態確認 2. 開閉機能の良否の有無。
	ヒューズ類	1. 損傷、熔断の有無。 2. 所定の種類及び容量の確認。
	表 示	1. スイッチ等名称表示が適性であること。
	表示灯等 (ブザーを含む)	1. スイッチ等の操作による点灯又は点滅確認。 2. ブザーの音色確認。 3. 火災警報表示試験 煙警報の蓄積時間の確認を含む。 4. センサ故障警報表示試験 故障警報の蓄積時間の確認を含む。 5. 気流停止警報表示試験
	結 線	1. 断線、端子等の緩み確認。
	継電器	1. 脱落、端子等の緩み、接点の焼損、ほこり等の付着の有無。 2. 作動機能の良否の確認。
	外部移報	1. 該当する場所へ警報が移報されることを確認。 (検査可能な場合に実施)
超高感度 煙センサ	本 体	1. 変形、著しい腐食等の有無。
	加煙試験	1. サンプリング管の末端から加煙器により煙を流入し作動確認。 2. 作動時の検知時間(配管内輸送時間)の測定。 3. 遅延タイマーの設定時間測定。
	圧力測定	1. センサ1次側の圧力を測定し吸引状態確認。
	気流停止警報試験	1. 模擬的に気流を停止させた時の、警報動作の確認。 2. 遅延タイマーの設定時間測定。

	サンプリング管	1. サンプリング管の支持・固定確認および破損等が無いことを確認。 2. システム導入後の空調機改修・増設工事等により未監視エリアが発生していないことを確認。
	フィルター	1. フィルターの汚損状況を確認

6. 特許庁担当者

特許庁は、火災予兆検知システム点検保守業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

図号	図名	日付	図例
1			
2			

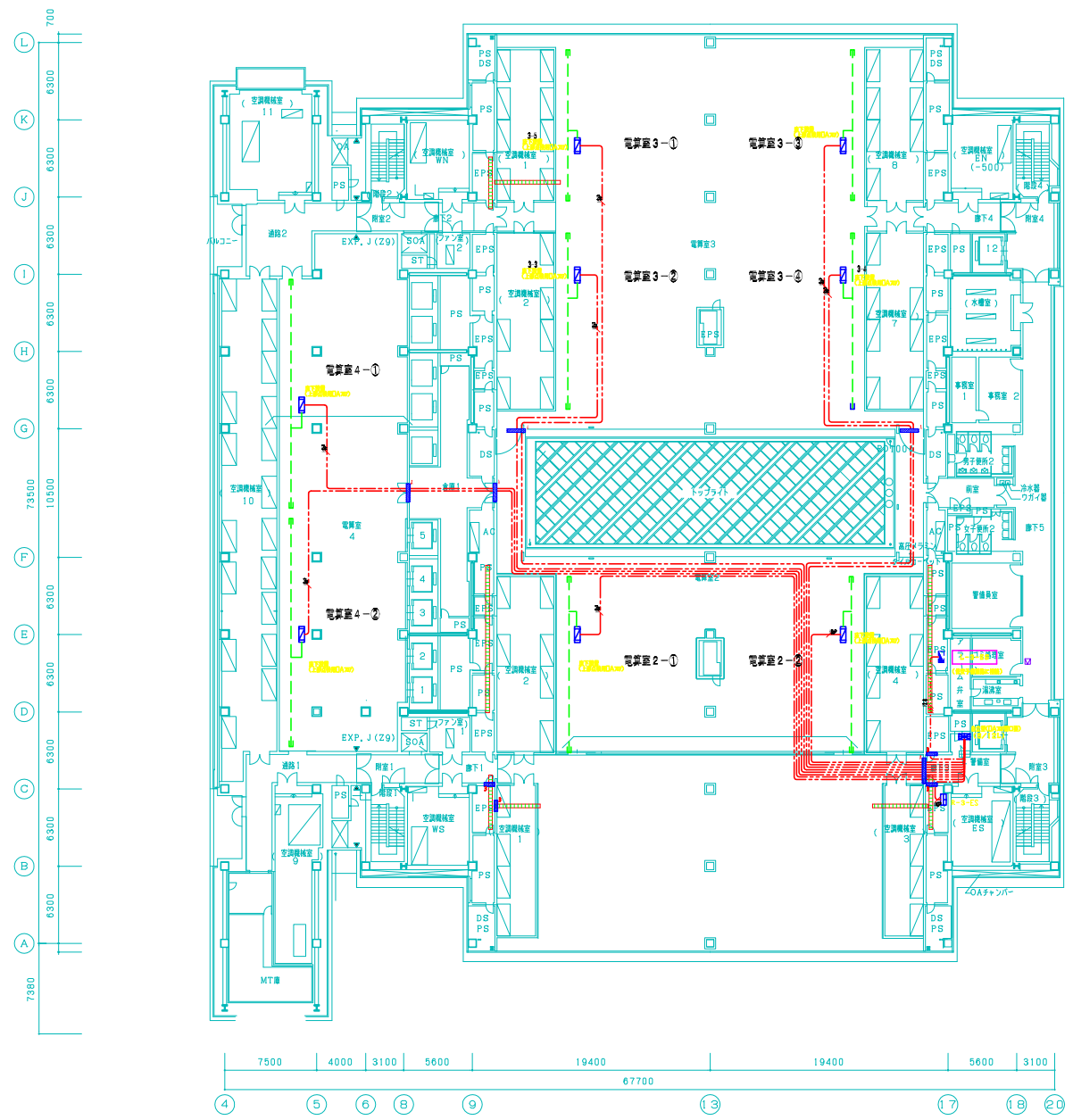
- (1) 凡例
- 超高温警報センサー
 - 超高温警報センサー
 - 中継機
 - 電灯分電盤 (感熱)
 - センサー番号
 - 防火区画設備 (PS&SM-L-0207)
 - 防煙区画設備 (耐火バリア)
 - 感煙ケーブルラック
- (2) 配線なご配線は下記による。
- EH-P&L 2-2 (フリーアクセス)
 - EH-P&L 2-10 (フリーアクセス)
 - EH-SS&L 2-0 (天井内)
 - サンプリング管 (20A)
- (3) サンプリング管設置及び配線・センサー設置工事
は別途要を要する。

工事名称 神戸市総合庁舎改修(06)電気設備(通信)改修工事				図面名称 B1 1階 火災予兆システム設備図	
図面番号	図面名称	図面内容	図面設計	縮尺	日付
				A1 1/200	平成19年8月11日
設計番号				実印番号	
				E-07-B1-01	



株式会社 九電工

図号	改訂履歴	日付	担当者
1			
2			



- (1) 凡例
- 超高感度煙感知器
 - 超高感度温度センサー
 - 中継機
 - 電灯分電盤 (既設)
 - センサー番号
 - 防火区間端 (PS060WL-0297)
 - 防煙区間端 (耐火110分)
 - 既設ケーブルバック
- (2) 特記なき配線は下記による。
- 2H+P 1.2号 (フリーアクセス内)
 - 2H+P 1.2-10P (フリーアクセス内)
 - 2H+P 2.0号 (天井内)
 - サンプリング管 (20A)
- (3) サンプリング管設置及び配線・センサー設置工事
は図-2を参照を参照。

工事名称 特許庁総合庁舎改修(08)電気設備(通信)改修工事				図面名称 3階火災予兆システム設備図	
図面番号	図面名称	図面内容	図面単位	図面比例 A1:1/200	日付 平成19年 08月11日
設計者 株式会社 九電工				図面番号 E-08-03-01	

1－3－1 600KVA無停電電源装置点検整備業務仕様書

(1) 業務概要

この作業は、特許庁における電子計算機の電源のための600KVA無停電電源装置及び付属装置の点検整備を行うものである。

(2) 適用

本仕様書に記載されていない事項は、原則として国土交通省大臣官房営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書」（最新版）による。

(3) 対象設備

(ア) B系UPS設備 対象機器 三菱電機（株）製

①	B系No. 1	600kVA	UPS装置	2面
	B系No. 2	600kVA	UPS装置	
②	B系No. 1	出力切換盤		1面
③	B系No. 1	入力分岐盤		1面
④	B系No. 1	バイパス変圧器盤		1面
⑤	B系No. 1	バイパス分岐盤		1面
⑥	B系No. 1	出力分岐盤		2面
	B系No. 2	出力分岐盤		
⑦	B系直流分岐盤			1面
⑧	B－1系蓄電池			2面
	B－2系蓄電池			

(イ) C系UPS設備 対象機器 三菱電機（株）製

①	C系No. 1	600kVA	UPS装置	2面
	C系No. 2	600kVA	UPS装置	
②	C系No. 1	出力切換盤		1面
③	C系No. 1	入力分岐盤		1面
④	C系No. 1	バイパス変圧器盤		1面
⑤	C系No. 1	バイパス分岐盤		1面
⑥	C系No. 1	出力分岐盤		2面
	C系No. 2	出力分岐盤		
⑦	C系直流分岐盤			1面
⑧	B－1系蓄電池			2面
	B－2系蓄電池			

(4) 機器仕様 別添に記載

(5) 点検内容

(ア) 清掃の実施

盤内部、各ユニット、各部品、各コネクタ等の清掃を行う。

(イ) 外観点検

盤及び盤内部の機器の変形、変色、発錆、腐食、異常等の点検を行う。

(蓄電池については、全セル点検を行う)

(ウ) 配線金具等の点検

固定金具、据付ボルト等の変形、損傷及び緩み等の有無の点検、内部配線及び端子部の劣化又は端子接続部の有無の点検を行う。緩みのある場合は、増締めを行う。

(エ) 電圧、電流、周波数の測定

点検前後の入出力電圧、電流、周波数の測定及び設定値の確認を行う。

(オ) 絶縁抵抗の測定

- ・主回路及び制御回路に分離し、絶縁抵抗の測定を行う。

制御回路に異常電圧が印可し、部品等を破損させないこと。

(カ) 制御回路点検

- ・各部制御電源電圧の測定を行う。

- ・試験運転にて、コンバータ及びインバータのパルスを確認する。

- ・試験運転にて、キャリア波形を確認する。

- ・各制御基板の保護連動シーケンス及び検出レベルを確認し、設定要素のあるものは設定値の確認を行う。

- ・各故障項目を模擬動作させ、表示及び警報を確認する。

- ・正規の運転状態にて検出電圧、主回路電圧を測定値の記録を行う。

(キ) 総合動作試験

- ・起動・停止試験、停電・復電試験、故障表示試験及びオートリトランスファーク切り試験を行う。

(ク) その他

①蓄電池

- ・上記点検の他、蓄電池の交換時期の確認を行う。

- ・UPS運転中に充電電圧測定及び温度測定を行う。

- ・UPS停止中に内部抵抗測定を行う。

②その他、必要な点検項目があれば併せて行い報告すること。

(6) 保全従事者

過去三年以内に同規模の無停電電源装置の点検整備業務を履行した実績を有すること。

(7) 交換部品

B系、C系UPS

①入力変圧器盤(EF40ETB 400W AC200V)	4台
②UPS(EF50FTB 3PH AC200V 750W)	16台
③バイパス変圧器盤(EF-30BTB AC200V)	6台
④リレー基板(RYDR-W)	6枚
⑤リレー基板(RYDR-M)	6枚
⑥リレー基板(RYDR-J)	6枚
⑦リレー類(SD-Q12 DC24V)	8個
⑧リレー類(LY2D DC24V)	2個
⑨リレー類(G2A-432A-D-M DC24V)	124個
⑩リレー類(H3Y-N-4 DC24V)	6個
⑪リレー類(G2AK-232A DC24V)	2個

(8) 留意事項

- (ア) 停電を伴う点検は、9月第3週とし、停電時間については、総括管理業務責任者と協議し、日程を確定するものとする。
ただし、各種事情により日程変更をする場合がある。
- (イ) 点検及び部品等の取り替え、機器の点検及び部品交換の実績のある保全従事者または、製造者等が行う技術研修等を受けた保全従事者により行う。
- (ウ) 点検作業、測定に使用する機器、資材はすべて受注者の負担とする。
- (エ) 業務完了後、速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、点検整備等報告書を2部作成のうえ提出するものとする。
- (オ) 業務終了後、速やかに後片付け及び清掃を行う。
- (カ) 点検、測定において新たに発見した損傷等は速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、総括管理業務責任者の指示に従うものとする。
- (キ) 点検業務は、一部執務室において、発電機等により、送電を行う執務室等があるため、業務計画を作成し、総括管理業務責任者と打ち合わせの上業務を行う。
- (ク) 停電時及び復電時には、非常用発電設備の連動負荷試験を行う。

別添

6 0 0 k V A 無停電電源装置

機 器 仕 様

UPS装置（B系・C系）

1. 概要

- （１）基本回路構成は、IGBTコンバータとIGBTインバータの組み合わせよりなるAC→DC→AC変換方式とします。
- （２）コンバータはPWMコンバータ方式とし、常時インバータへの給電及び、蓄電池への受電を行う方式とします。
- （３）インバータは、インバータ自身にて定電圧制御機能を持つ三相個別瞬時波形制方式とします。
- （４）出力切換盤にてUPS 2台の並列運転を構成します。

2. 定格事項

（１）所要数量	4台
（２）形 式	屋内用、自立形、風冷式
（３）出 力	
・容量	600KVA
・電圧	210V
・相数	三相3線式
・周波数	50Hz
・定格	100%連続
・過負荷定格	125%10分間 150%1秒間
（４）交流入力	
・電圧	AC415V±10%
・相数	三相3線式
・周波数	50Hz±5%
（５）直流入力	
・電圧	DC364V
・電圧変動範囲	DC290～415V

3. 電気的特性

（１）定格負荷力率	0.9（遅れ）
（２）負荷力率変動範囲	0.7～1.0（遅れ）
（３）電圧整定精度	±1%
（４）出力周波数精度	±0.01%以下（非同期運転時）
（５）出力電圧調整範囲	±5%
（６）電圧波形歪率	2.5%以下（線形負荷にて）
	5.0%以下（100%整流器負荷にて）

(7) 出力過渡電圧変動

・負荷急変（0←→100%にて）	±5%以内
・交流停電又は復電時	±2%以内
・出力切換・入出力定格力	±5%以内
・並列投入及び解列時	±5%以内
・過渡電圧変動回復時間	50msec以内

(8) 電圧不平衡率

出力電圧算術平均電圧値の±2%以下。但し、負荷不平衡は100%にて

$$\text{電圧不平衡率} = \frac{\text{各出力線間電圧} - \text{出力電圧算術平均値}}{\text{出力電圧算術平均値}}$$

$$\text{負荷不平衡率} = \frac{\text{最大負荷電流} - \text{最小負荷電流}}{\text{負荷電流算術平均値}}$$

4. 直流回路の定格

(1) 充電電流	100A（充電電流リミッタ）
(2) 充電電圧	浮動充電電圧406V（2.23V×182セル）

5. 計測（盤面）

(1) 表示	LCDデジタル表示
(2) 測定箇所	・直流回路電圧、直流回路電流 ・出力電圧、出力電流

バイパス変圧器盤（B系・C系）

1. 概要

この盤は受変電設備より三相3線式415Vを受電し、商用直送回路電源用として、三相3線式210Vに変換するための変圧器を収納するものです。

2. 定格事項

- (1) 所要数量 2台
- (2) 形 式 屋内用、自立形、閉鎖配電盤

3. 主要収納機器（1台毎）

1台×変圧器盤 F種モールド変圧器盤 1200A
三相3線式 50Hz 混食防止板付
1次 星形結線 F442-R415-F390V
2次 三角形結線 210V

4. 計測（盤面）

- (1) 形 式 広角80mm角 1.5級
- (2) 測定箇所 出力電圧、バイパス電流（三相切換器付）

5. 表示（盤面）

「Tr 温度異常」：PL
「ファン異常」：PL

バイパス分岐盤（B系・C系）

1. 概要

この盤は、バイパス変圧器盤から受電した直送電源の幹線分岐用として気中遮断器を設けるものです。

2. 定格事項

（1）所要数量	2式
（2）形 式	屋内用、自立形
（3）通電容量	1 2 0 0 k V A
（4）電 圧	2 1 0 V
（5）相 数	三相3線式
（6）周波数	5 0 H z

3. 主要収納機具（盤内）

4台×気中遮断器 3P 4000AF 4000AT

4. 表示（盤面）

「ACBトリップ」（一括）：PL

出力切換盤（B系、C系）

1. 概要

- （１）UPS側と商用直送側との同期無瞬断切換を行います。
- （２）商用直送側の切換器は、短時間定格のサイリスタとメカニカルスイッチの組合せによりなるハイブリッド式とします。
- （３）各UPSの交流出力を受電市、開閉器を設けた上、一括母線とします。

2. 定格事項

- （１）所要数量 2 式
- （２）形 式 屋内用、自立形、自冷式
- （３）通電容量 1 2 0 0 K V A
- （４）電 圧 2 1 0 V
- （５）相 数 三相 3 線式
- （６）周 波 数 5 0 H z

3. 切換方式

- （１）UPSは常時、バイパス電源と同期運転とします。
- （２）バイパス電源の周波数が $50\text{Hz} \pm 1\%$ 以上変動した場合は非同期運転とします。
- （３）UPSが複数台故障時に、残り健全機にて供給不可能となった場合、バイパス電源側へ自動的に無瞬断（同期時）にて切換えます。また、UPS側への切換は手動とします。
- （４）負荷側過電流時にもバイパス電源側へ自動的に無瞬断（同時期）にて切換えます。電流が定格値以下に復帰した場合、UPS側へ自動的に無瞬断にて切換え（復帰）ます。
- （５）手動にてもUPS側とバイパス電源側の両方向の切換が行えるものとします。
この場合には非同期時においては切換が行えない様、インターロックを設けます。
- （６）各切換条件共、切換時間は同期時には無瞬断とし、。非同期時には0.5秒以内の瞬断とします。

(7) バイパス電源側の電圧との切換え条件は下記とします。

	同 時 期			非 同 時 期		
	±10% 以 上	±10～ ±20%	±20% 以 上	±10% 以 上	±10～ ±20%	±20% 以 上
バイパス電源の電圧						
故障切り換え ((3)項、CVCF→直送)	○	○	×	△	△	×
過電流切り換え ((4)項、CVCF→直送)	○	○	×	△	△	×
過電流切り換え後の復帰 ((4)項、直送→CVCF)	○	×	×	×	×	×
手動切り換え (CVCF→直送)	○	×	×	×	×	×
手動切り換え (直送→CVCF)	○	×	×	×	×	×

○・・・無瞬断切換 △・・・瞬断切換 ×・・・切換を行わない

4. 計測（盤面）

- (1) 形 式 L C D デジタル表示
- (2) 測定箇所 ・ 出力電流
 ・ バイパス入力電圧

5. 主要収納機器具

2 台×ノントリップ形 A C B 3 P 2 0 0 0 A

No. 1 出力分岐盤 (B系・C系)

1. 概要

- (1) この盤は、出力切換盤から受電したUPS設備の出力を負荷側への幹線分岐用として配線用遮断器を設けるものです。
- (2) バイパス変圧器盤からの保守バイパス電源も受電します。
- (3) また、この盤はUPS設備及び、出力切換盤の保守・点検時等にも負荷側へ無停電にて商用電力を供給できる様、保守バイパス回路を構成します。
- (4) No. 2 出力分岐盤との母線遮断器を設け、将来UPS増設時には、遮断器を常時開放用とします。
- (5) 地絡時は警報のみとします。(MCBのトリップは行いません)

2. 定格事項

- (1) 所要数量 2式
- (2) 形 式 屋内用、自立形、
- (3) 通電容量 1200KVA
- (4) 電 圧 210V
- (5) 相 数 三相3線式
- (6) 周 波 数 50Hz

3. 主要収納器具

4台×気中遮断器	3P	4000AF	4000AT (内1台は鍵付)
2台×気中遮断器	3P	4000AF	4000AT (引出形は・鍵付)
6台×配線用遮断器	3P	1200AF	1200AT
2台×気中遮断器	3P	1600AF	1600AT
2台×配線用遮断器	3P	800AF	800AT

4. 計測 (盤面)

- (1) 形 式 広角80mm角 1.5級
- (2) 測定箇所 出力母線電圧 (三相切換器付)
出力母線周波数
UPS受電電流 (三相切換器付)
出力分岐フィーダ電流 (三相切換器付)

5. 表示 (盤面)

「CBトリップ」 (一括) : PL
「地絡」 : PL
「UPS受電不足電圧」 : PL

No. 2 出力分岐盤 (B系・C系)

1. 概要

- (1) この盤は、出力切換盤から受電したUPS設備の出力を負荷側への幹線分岐用として配線用遮断器を設けるものです。
- (2) バイパス変圧器盤からの保守バイパス電源も受電します。
- (3) また、この盤はUPS設備及び、出力切換盤の保守・点検時等にも負荷側へ無停電にて商用電力を供給できる様、保守バイパス回路を構成します。
- (4) 地絡時は警報のみとします。(MCBのトリップは行いません)

2. 定格事項

- (1) 所要数量 2式 (B系・C系)
- (2) 形 式 屋内用、自立形、
- (3) 通電容量 1200KVA
- (4) 電 圧 210V
- (5) 相 数 三相3線式
- (6) 周 波 数 50Hz

3. 主要収納器具

4台×気中遮断器	3P	4000AF	4000AT (内1台は鍵付)
8台×配線用遮断器	3P	1200AF	1200AT
2台×配線用遮断器	3P	800AF	800AT

4. 計測 (盤面)

- (1) 形 式 広角80mm角 1.5級
- (2) 測定箇所 出力母線電圧 (三相切換器付)
出力母線周波数
UPS受電電流 (三相切換器付)
出力分岐フィーダ電流 (三相切換器付)

5. 表示 (盤面)

- 「CBトリップ」 (一括) : PL
- 「地絡」 : PL
- 「UPS受電不足電圧」 : PL

入力分岐盤（B系・C系）

1. 概要

- (1) この盤は、交流入力进行各UPSに配線用遮断器にて分岐するものです。
- (2) 一括母線には母線遮断器を設け、将来B系No. 1及びC系No. 1入力分岐盤と接続されるものとします。なお、母線遮断器は常時開放運用とします。
- (3) 地絡時は警報のみと、遮断器のトリップは行いません。

2. 定格事項

- (1) 所要数量 2式
- (2) 形 式 屋内用、自立形
- (3) 通電容量 2500KVA
- (4) 電 圧 415V
- (5) 相 数 三相3線式
- (6) 周波数 50Hz

3. 主要収納器具

4台×気中遮断器	3P	2500AF	2500AT
2台×気中遮断器	3P	2000AF	2000AT
4台×配線用遮断器	3P	1200AF	1200AT

4. 計測（盤面）

- (1) 形 式 広角80mm角 1.5級
- (2) 測定箇所 入力電圧（三相切換器付）
入力電流（三相切換器付）
入力電力

5. 表示（盤面）

- 「CBトリップ」（一括）：PL
- 「地絡」：PL
- 「不足電圧」：PL

直流分岐盤（B系・C系）

1. 概要

- (1) この盤は、UPSの直流回路の開閉をするもので、各UPSへ配線用遮断器にて分岐するものです。また、蓄電池から各々配線用遮断器にて受電し一括母線とします。
- (2) 蓄電池から受電し、各々に配線用遮断器を設けた上で一括母線とします。
- (3) また、一括母線から将来B系、C系の直流分岐盤との連絡用として配線用遮断器を設けます。なお、この連絡用MCBは常時開として運用します。
- (4) 一括母線容量は、UPS設備の出力にて1200kVA相当とします。

2. 定格事項

- (1) 所要数量 2式
- (2) 形 式 屋内用、自立形
- (3) 電 圧 DC364V

3. 主要収納器具

4台×MCB	2P	2000AF	2000AT（UPS側）
6台×MCB	2P	2000AF	2000AT（蓄電池側）
2台×MCB	2P	4000AF	4000AT（連絡用）

4. 計測（盤面）

- (1) 形 式 広角80mm角 1.5級
- (2) 測定箇所 母線電圧
母線電流
母線連絡電圧

5. 表示（盤面）

「MCBトリップ」（一括）：PL

蓄電池（B系・C系）

1. 概要

- (1) UPSの停電時の電力供給用として設けるもので、制御弁式据置鉛蓄電池とします。
- (2) UPS設備出力にて1200KVA相当に対し蓄電池（MSE－1000182セル×2組）を設け、5分間放電可能なものとします。
- (3) 収納方式 開放鉄製架台収納（3段2列）

2. 定格事項

- (1) 所要数量 4組
- (2) 形 式 MSE形（制御弁式据置鉛蓄電池）
- (3) 容 量 1000AH／10HR
- (4) 個 数 182セル
- (5) 公称電圧 364V

3. 容量決定条件

- ・放電時間 5分間
- ・負荷容量 600KVA
- ・負荷力率 0.9 CVCF設備出力にて
- ・電池最低電圧 290V（1.593V／セル）
- ・電池温度 +5℃

4. 下記のパイロットセルに検出器を設けます。

- ・温度上昇用 2セル分

1－3－2 400KVA無停電電源装置点検整備業務仕様書

(1) 業務概要

この作業は、特許庁における電子計算機の電源のための400KVA無停電電源装置及び付属装置の点検整備を行うものとする。

(2) 適用

本仕様書に記載されていない事項は、原則として国土交通省大臣官房営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書」（最新版）による。

(3) 対象機器 (株) 東芝製

(ア) 400KVA CVC F装置	2組
(イ) 蓄電池設備	2組
(ウ) 入力分岐盤	2組
(エ) バイパス変圧器盤	2組
(オ) バイパス分岐盤	2組
(カ) 出力分岐盤	2組
(キ) 直流分岐盤	2組
(ク) AC-CB盤 (デンセイ・ラムダ製含む)	3組

(4) 機器仕様 別添に記載

(5) 点検内容

(ア) 清掃の実施

- ・盤内部、各ユニット、各部品、各コネクタ、蓄電池等の清掃を行う。

(イ) 外観点検

- ・盤及び盤内部の機器の変形、変色、発錆、腐食、異常等の点検を行う。
(蓄電池については、全セル点検を行う)

(ウ) 配線金具等の点検

- ・固定金具、据付ボルト等の変形、損傷及び緩み等の有無の点検、内部配線及び端子部の劣化又は端子接続部の有無の点検を行う。緩みのある場合は、増締めを行う。

(エ) 電圧、電流、周波数の測定

- ・点検前後の入出力電圧、電流、周波数の測定及び設定値の確認を行う。

(オ) 絶縁抵抗の測定

- ・主回路及び制御回路に分離し、絶縁抵抗の測定を行う。
- ・制御回路において異常電圧により、部品等を破損させないこと。

(カ) 制御回路点検

- ・各部制御電源電圧の測定を行う。
- ・試験運転にて、A/Dコンバータ出力ビットの動作確認を行う。
- ・試験運転にて整流器サイリスタゲート信号及びインバータトランジスタベース信号、バイパスサイリスタスイッチゲート信号のレベルを確認する。
- ・各制御基盤の保護連動シーケンス及び検出レベルを確認し、設定要素のあるものは設定値の確認を行う。
- ・各故障項目を模擬動作させ、表示及び警報を確認する。
- ・正規の運転状態にて検出電圧、主回路電圧における測定値の記録を行う。

(キ) サイリスタ機能試験

- ・A1系統・A2系統をそれぞれ停止させ、A1系統・A2系統の切替が瞬時に行っているかの確認を行う。このとき入力電圧、電流、周波数の測定を行い、規定値内であることを確認する。

(ク) 総合動作試験

- ・起動・停止試験、停電・復電試験、並列投入・解列運転試験、故障表示試験、オートリトランスファー切替試験を行う。

(ケ) その他

①蓄電池設備点検

- ・上記の点検の他、負荷電圧補償装置及び警報等の動作確認も併せて行う。
- ・蓄電池においては、交換時期の確認を行う。
- ・清流装置運転中に充電電圧測定及び温度測定を行う。
- ・整流装置停止中に内部抵抗測定を行う。

②他に必要な点検項目があれば併せて行い報告すること

(6) 保全従事者

過去三年以内に同規模の無停電電源装置の点検整備業務を履行した実績を有すること。

(7) 交換部品

A1系UPS設備

①直流安定化電源 (ZWQ130-5FF4/SLWQ)	1 個
②主回路ヒューズ (6.9URD31TTF0630)	4 8 個
③主回路ヒューズ (6.9URD30TTF0350)	1 2 個
④制御用ヒューズ (NRF5-30-20A)	4 8 個
⑤直流安定化電源 (EWS15-24)	4 個
⑥直流安定化電源 (EWS25-24)	3 個
⑦直流安定化電源 (EWS50-24)	1 個
⑧直流安定化電源 (TF-PE-400A)	1 個

A 2 系 U P S 設備

①直流安定化電源 (ZWQ130-5FF4/SLWQ)	1 個
②主回路ヒューズ (6.9URD31TTF0630)	4 8 個
③主回路ヒューズ (6.9URD30TTF0350)	1 2 個
④制御用ヒューズ (NRF5-30-20A)	4 8 個
⑤直流安定化電源 (EWS15-24)	4 個
⑥直流安定化電源 (EWS25-24)	3 個
⑦直流安定化電源 (EWS50-24)	1 個
⑧直流安定化電源 (TF-PE-400A)	1 個

A C - C B 盤

①補助継電器 (HH54PW-F DC24V)	2 4 個
②補助継電器 (HH54PW-CR AC200-220V)	6 個
③交流電圧計 (CL-110NC 300V 赤指針付)	2 個
④交流電流計 (CL-110NC 800/5A 赤指針付)	2 個
⑤周波数計 (AL-110NC 45-55Hz 220V 赤指針付)	2 個
⑥直流安定化電源 (ZWQ130-5FF4/SLWQ)	2 個
⑦制御用ヒューズ (DF2-CA02, DF2-CA06)	1 9 個

(8) 留意事項

- (ア) 停電を伴う点検は、9 月第 3 週とし、停電時間については、総括管理業務責任者と協議し、日程を確定するものとする。
ただし、各種事情により日程変更をする場合がある。
- (イ) 点検及び部品等の取り替え、機器の点検及び部品交換の実績のある保全従事者または、製造者等が行う技術研修等を受けた保全従事者により行う。
- (ウ) 点検作業、測定に使用する機器、資材はすべて受注者の負担とする。
- (エ) 業務完了後、速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、点検整備等報告書を 2 部作成のうえ提出するものとする。
- (オ) 業務終了後、速やかに後片付け及び清掃を行う。
- (カ) 点検、測定において新たに発見した損傷等は速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、総括管理業務責任者の指示に従うものとする。
- (キ) 点検業務は、一部執務室において、発電機等により、送電を行う執務室等があるため、業務計画を作成し、総括管理業務責任者と打ち合わせの上業務を行う。
- (ク) 停電時及び復電時には、非常用発電設備の連動負荷試験を行う。

4 0 0 K V A 無停電電源装置

機 器 仕 様

1. 概要

- (1) CVC Fは商用交流入力電力を整流器を用いて一旦直流に変換し、この直流入力をインバータを用いて定電圧定周波の安定した交流に変換する装置です。
- (2) 整流器はインバータに直流電力を供給するとともに、蓄電池を充電する機能を持ちます。
- (3) 商用交流入力電源が停電または瞬時電圧低下した場合には、蓄電池に蓄えられた直流電力をCVC F内のインバータで交流に変換し、負荷に無瞬断の交流入力を供給します。
- (4) 停電が回復すると蓄電池は充電され、次の停電に備えます。停電が長時間続き蓄電池電圧が放電終止電圧まで低下するとCVC Fは自動停止します。蓄電池電圧低下検出レベル（各CVC Fに内蔵）は下記になります。
 警告 : 302V (= 288 × 1.05) (運転継続) 検出時間 1 sec
 故障 : 274V (= 288 × 0.95) (運転停止) 検出時間 1 sec
- (5) CVC F装置は、常時商用直送電源と同時運転します。
- (6) 商用直送電源の周波数が(50 Hz ± 1 Hz)以上になった場合は、非同期運転とします。
- (7) 万一CVC F装置が故障した場合は、自動的に無瞬断にて商用直送回路に切替えます。又、非同期運転時は瞬断にて商用直送側へ強制的に切替えるものとします。
- (8) 負荷側過電流時は商用直送電源側へ自動的に瞬断にて切替えます。非同期運転時は瞬断にて商用直送側へ強制的に切替えます。電流が定格値以下に復帰した場合は、CVC F装置側へ自動的に無瞬断にて復帰します。
- (9) 手動にてCVC F装置と商用直送電源側の両方向の切替えが行えるものとします。この場合、非同期運転においては切替えが行えないようにインターロックを設けます。

(10) 商用直送電源側の電圧との切換条件は下記とします。

周波数同期状態	同期運転時		非同期運転時	
商用直送電源の電圧	± 10%以内	± 10%以外	± 10%以内	± 10%以外
故障切換 (7)項 CVCF→直送	○	△	△	△
過電流切換 (8)項 CVCF→直送	○	△	△	△
過電流切換後の復帰 (8)項 直送→CVCF	○	×	×	×
手動切換 CVCF→直送	○	×	×	×

○…無瞬断切換えを行う △…瞬断切換えを行う ×…切換えを行わない

2. 定格事項及び性能

数量 : 2組

モデル名 : TOSNIC-7000S

定格出力容量 : 400kVA

盤名称 : CVCF 400kVA A1 (CVCF 400kVA A2)

方式

運転方式 : 常時インバータ給電

冷却方式 : 強制風冷

切換方式 : 同期無瞬断切換

変換方式 : IGBTによるPWM制御

交流入力 (CVCF本体)

相数 : 三相3線

電圧 : 210V±10%

周波数 : 50Hz±5%

所要電力容量 : 437kVA

交流入力 (システム入力)

相数 : 三相3線

電圧 : 415V±10%

周波数 : 50Hz±5%

交流出力（CVC F 本体 1 台当たり）

定格 : 100%連続
相数 : 三相 3 線
定格電圧 : 210 V
定格出力 : 400 kVA
定格負荷力率 : 0.9 遅れ
電圧精度 : $\pm 1\%$ (三相平衡線形負荷)
電圧不平衡率 : $\pm 1\%$ (100%不平衡負荷時)
出力電圧調整範囲 : $\pm 5\%$ 以下
定格周波数 : 50 Hz
周波数精度 : $\pm 0.01\%$ (自走運転時)
同期追従範囲 : ± 1.0 Hz
過負荷耐量 : 125%—10 分, 150%—1 分
電圧歪率 : 線形負荷総合 2.5% 以下, 100%非線形負荷総合 5% 以下
出力電圧過渡特性
負荷急変 : $\pm 5\%$ ($0 \leftrightarrow 100\%$), $\pm 5\%$ ($50 \leftrightarrow 100\%$)
停電/停電時 : $\pm 2\%$ (交流入力停電又は復電時)
入力急変時 : $\pm 2\%$ (0~100%負荷時)
出力切換時 : $\pm 5\%$ (0~100%負荷時: 直送→CVC F 切換時)
電圧整定時間 : 50 ms 以内

3. 主要収納器具 (1 組分)

- 1 式 — 入力変圧器
450 kVA—3 Φ —50 Hz, 1RY: 415 V/2RY: 210 V
RUSH: 8 倍以下 <#T1>
- 1 個 — ダイヤル電圧計
型式: M4 型, 警報用接点付, 目盛: 0~200°C <26T1>
- 1 個 — 配線用遮断器 (MCCB)
ESH800—3P—800 A—AS <#52R1 (52R2)>
- 1 式 — 変圧器
PB—5 200 VA, 1 Φ —50 Hz,
1RY: 415 V/2RY: 210 V <#T81>
- 1 個 — 配線用遮断器 (MCCB)
ESH1600—3P—1400 A—ASV <#52R>
- 5 個 — ホール CT (HCT)
NNC—900 A, 4000 A/10 V
<#HCT21, 23, 31, 41, 43>

- 1 個 — 配線用遮断器 (MCCB)
SH1600B-3P-1400A-ASV <#72B>
- 4 式 — マルチユニット
IGBTスタック : TBMV-122A,
ケミコンユニット : XPV-B15A,
FANユニット : XPV-A96A <#MU1~4>
- 1 式 — 出力トランス
400kVA-3Φ-50/60Hz, 1ry : 170V,
2ry : 220V, 3ry : 200V <#T91>
- 2 個 — ホールCT (HCT)
HEC-100A (AMO), 1000A/10A
<#HCT91, 93>
- 1 式 — PDユニット
CBV-633A8 <#PDU>
- 1 台 — 電磁切換器 (MG-CTT)
TF618WN-3BD-A2, 1800A <#83MC>
- 3 個 — 変流器 (CT)
ECT-15S-101X, 1500/1A <#CT51~53>
- 1 式 — THY-SWユニット
TNFV-164A <#THY-SW>

蓄電池設備 (A1・A2) <BT1・BT2>

1. 概要

CVC F装置停電時の電力供給用として設けるもので、CVC F設備出力400に対し、CVC F設備出力400kVA相当に対し、蓄電池設備を1組とする。

2. 定格事項

数量 : 2組

蓄電池型式 : MSE800-180セル

直流入力所要容量 : 384kV

浮動電圧 : 401.4V (2.23V/セル)

保護電圧 : 379.8V (2.11V/セル)

電圧変動範囲 : 288～401.4V

充電電流 : 80A (0.1C)

入力分岐盤 (A1・A2) <IB1・IB2>

1. 概要

この盤は、受電盤設備より三相3線式415VをA1及びA2各々に合計2系統受電し、CVC F設備CVC F設備に交流入力を与電。2系統の受電部には各々配線用遮断器(MCCB)を設け、両MCCBは常時閉とし、2系統給電とします。2系統のいずれかが事故・点検等の場合でも、1系統でも給電可能な容量をもったものとする。

2. 定格事項

数量 : 2組

盤名称 : 入力A1 (入力A2)

外部入出力取合い

交流入力回路 : 盤上部 3W バスダクト 2000A

交流出力回路 : 盤上部 ケーブル (入力分岐盤取合い)

盤上部 ケーブル (400kVA CVC F取合い)

盤間 導体 (バイパス変圧器取合い)

制御回路 : 盤上部

3. 主要収納器具 (1組分)

1個 - 配線用遮断器(MCCB)

SH100-2P-15A-AS (直流用) <#8D1>

1式 - 変圧器

PB-6 (1Φ用), 300VA-50Hz

1RY: 415V/2RY: 210V <#T61>

1台 - 気中遮断器(ACB)

M16H1-M100-DC100V, 駆動ユニット: DC100V,

投入/引外しコイル: DC100V <#52S1 (52S2)>

2個 - 変流器(CT)

ECT-0S-1026, 2000/5A <#CT62R, T>

1個 - 配線用遮断器(MCCB)

S800B-3P-700A-AS <#52F11 (52F21)>

2個 - 配線用遮断器(MCCB)

S800B-3P-800A-AS

<#52F12 (52F22), 52B1>

1個 - 零相変流器(ZCT)

AZ-ECB (1500A) <#ZCT64>

1個 - 変成器(PT)

EPT, S20V, 440/110V, 50/60Hz <#PT71>

- 1 個 － 電圧計切換スイッチ
SP-V (3Φ3W用) <#PT71>
- 1 個 － 交流電圧計
RF8-V1, SCALE: 0～600V <#AV71>
- 1 個 － 電流計切換スイッチ
SP-A (3Φ3W用) <#AV71>
- 1 個 － 交流電流計
RF8-A1, SCALE: 0～2000A (CT2000/5A)
 <#AA71>
- 1 台 － 電流トランスデューサ
AGS-5E-1-8 (AUX: DC100V), IN: 0～5A,
 OUT: 4～20mA <#TRD-A72>
- 1 台 － 電圧トランスデューサ
VGS-5E-1-8 (AUX: DC100V), IN: 0～150V,
 OUT: 4～20mA <#TRD-V72>
- 1 台 － 電力トランスデューサ
EGM-5-21-8 (AUX: DC100V),
 IN: AC110V-5A, OUT: 4～20mA <#TRD-W72>
- 1 台 － 不足電圧継電器
NVU11P01AK5101 (引出形), 動作値: 35～110V
 (AUX: DC100/110V) <#27R>
- 1 台 － 過電流継電器
NCO11P-02AK5101 (引出形), 動作値: 2～18A
 (AUX: DC100/110V) <#51R>
- 1 個 － 電子式電力計
SM3A, 定格: DC110V-5A <#WH72>

バイパス変圧器盤 (A1・A2) <BY1・BY2>

1. 概要

この盤は三相3線式415Vを受電し、これを商用直送電源用の三相3線式210Vに変換する為の変圧器を収納。

2. 定格事項

数量 : 2組

盤名称 : バイパスTR A1 (バイパスTR A2)

外部入出力取合い

交流入力回路 : 盤間 導体 交流出力回路 : 盤間 導体

制御回路 : 盤上部

3. 主要収納器具 (1組分)

1式 - バイパス変圧器

400kVA-3Φ-50Hz, 1RY: 415V/2RY: 210V,
RUSH: 8倍以下, 防振ゴム, ダイヤル温度計付 <#TB1>

1個 - ダイヤル温度計

型式: M4型, 警報用接点付, 目盛: 0~200℃ <#26T1>

2個 - 変流器 (CT)

CW-40LM, 1500/5A <#CT91R, T>

1個 - 配線用遮断器 (MCCB)

SH100-2P-15A-AS (直流用) <#8D>

1個 - 電圧計切換スイッチ

SP-V (3Φ3W用) <#VS97>

1個 - 交流電圧計

RF8-V1, SCALE: 0~300V <#AV97>

1個 - 電流計切換スイッチ

SP-A (3Φ3W用) <#AS97>

1個 - 交流電流計

RF8-A1, SCALE: 0~1500A (CT: 1500/5A)
<#AA97>

1台 - 電流トランスデューサ

AGS-5E-1-8 (AUX: DC100V), IN: 0~300V,
OUT: 4~20mA <#TRD-A99>

1台 - 電圧トランスデューサ

VGS-5E-2-8 (AUX: DC100V), IN: 0~300V,
OUT: 4~20mA <#TRD-V99>

バイパス分岐盤 (A 1 ・ A 2) < B B 1 ・ B B 2 >

1. 概要

C V C F バイパス側と保守バイパス側との切換を行う。

2. 定格事項

数量 : 2 組

盤名称 : 切替 A 1 (切替 A 2)

外部入出力取合い

交流入力回路 : 盤間 導体

交流出力回路 : 盤上部

3. 主要収納器具 (1 組分)

2 個 — 配線用遮断器 (M C C B)

E S H 1 6 0 0 - 3 P - 1 4 0 0 A - A S < # 5 2 M, 5 2 C >

出力分岐盤 (A1・A2) <OB1・OB2>

1. 概要

この装置は、CVC F装置又はバイパス側からの電力を負荷設備に供給する。

2. 定格事項

数量 : 2組

盤名称 : 出力A1 (出力A2)

外部入出力取合い

交流入力回路 : 盤上部 3W バスダクト 1500A
(400kVA CVC F取合い)

盤間 導体 (バイパス分岐盤取合い)

交流出力回路 : 盤上部 ケーブル
盤上部 3W バスダクト 1500A (出力分岐盤取合い)

制御回路 : 盤上部

3. 主要収納器具 (1組分)

2個 - 配線用遮断器 (MCCB)

ESH1600-3P-1400A-AS
<#52L, 52LB1 (52LB2)>

2個 - 変流器 (CT)

CW-40LM, 1500/5A <#CT73R, T>

1個 - 零相変流器 (ZCT)

SM156, 2400A, DIA156 <#ZCT73>

1台 - 地絡方向継電器

LDG-23AS (AUX: AC100/110V) <#LDG73>

3個 - 配線用遮断器 (MCCB)

EH600-3P-600A-ASV <#52LF1~3>

6個 - 変流器 (CT)

MCT, 800/1A <#CT75~77R, T>

3個 - 零相変流器 (ZCT)

M106 800A (DIA106) <#ZCT75~77A>

3台 - 地絡方向継電器

LDG-21S (AUX: AC100/110V)
<#LDG75~77A>

1個 - 変成器 (PT)

EPT, S20V, 220/110V, 50/60Hz <#PTC7>

- 1 個 — 周波数計
DF8-F1 (定格電圧: 110V), SCALE: 45~55Hz
<#AFC7>
- 1 個 — 交流電流計
RF8-A1, SCALE: 0~1500A (CT: 1500/5A)
<#AAC7>
- 1 個 — 電流計切換スイッチ
SP-A (3Φ3W用) <#ASC7>
- 1 個 — 交流電圧計
DF8-V1, SCALE: 0~300V <#AVC7>
- 1 個 — 電圧計切換スイッチ
SP-V (3Φ3W用) <#VSC7>
- 1 個 — 交流電流計
RF8-A1, SCALE: 0~800A (CT: 800/1A)
<#AAC8A~C>
- 3 個 — 電流計切換スイッチ
SP-V (3Φ3W用) <#ASC8A~C>
- 1 台 — 不足電圧継電器
NVU21P-01A5101, 電源不要タイプ <#27CV>
- 1 台 — 電流トランスデューサ
AGS-1E-1-8 (AUX: DC24V), IN: 0~5A
OUT: 4~20mA <#TRD-AD6>
- 1 台 — 電圧トランスデューサ
VGS-1E-2-8 (AUX: DC24V), IN: 0~300V,
OUT: 4~20mA <#TRD-VD6>
- 1 台 — 周波数トランスデューサ
FGS-1E-13-8 (AUX: DC24V),
IN: 45~55Hz-AC220V, OUT: 4~20mA
<#TRD-FD6>
- 3 台 — 電流トランスデューサ
AGS-1E-2-8 (AUX: DC24V), IN: 0~1A,
OUT: 4~20mA <#TRD-AD7A~C>

直流分岐盤 (A1・A2) <BI1・BI2>

1. 概要

この装置は、蓄電池より受電した蓄電池電力をCVC F装置に配線用遮断器(MCCB)により分岐する。

2. 定格事項

数量 : 2組

盤名称 : 直流分岐A1 (直流分岐A2)

外部入出力取合い

交流入力回路 : 盤上部 2W バスダクト 1500A
(400kVA CVC F取合い)

交流出力回路 : 盤上部 2W バスダクト 1500A (蓄電池取合い)
盤上部 2W バスダクト 1500A (直流分岐盤取合い)

制御回路 : 盤上部

3. 主要収納器具 (1組分)

2個 - 配線用遮断器(MCCB)

SH1600-3P-1400A-AS (直流用)

<#72BF2, BB2>

1個 - 直流電流計

SF8-V1 (両振れ), IN: -10~0~10V

SCALE: -1000~0~1000A <#DAF8>

1個 - 直流電圧計

SF8-V1, IN: 0~500V, SCALE: 0~500V

<#DVF8>

1台 - 電圧トランスデューサ

TT2-82A-00-F-5, IN: 0~500V,

OUT: 4~20mA <#DV-TRD>

1台 - 電流トランスデューサ

TT2-82A-B7-F-5, IN: DC±10V

OUT: 4~12~20mA <#DA-TRD>

AC-CB盤 (480A STS) <STS>

1. 概要

- (1) 電算用分電盤一次側にAC-CB盤を増設し系統切換を行います。
- (2) 常用CVCF電源系統（常用系統）側と他一方CVCF電源系統（予備電源）側の同期確認を行います。
(同期とは位相差 10° 以内及び電圧 $210V \pm 10\%$ 以内)
- (3) 万一、常用系統異常時は自動的に無瞬断で予備系統に切換えます。
又、非同期時は約 $100ms$ の断時間にて強制的に切換えるものとします。
- (4) 手動にて常用系統と予備系統の両方向の切換えが行えるものとします。
この場合、非同期時には切換えが行えないようにインターロックを設けます。
- (5) 電源供給状態を外部接点により出力を行います。
- (6) 常用系・予備系電源状態をCPU-3-W3及び中央監視にa接点出力します。
- (7) 常用系と予備系の切換条件は下記とします。

	同期時	非同期時
常用CVCF異常切換	○	△
手動切換（常用系統→予備系統）	○	×
手動切換（予備系統→常用系統）	○	×

○…無瞬断切換えを行う △…瞬断切換えを行う ×…切換えを行わない

2. 定格事項及び性能

数量 : 1組

モデル名 : STS

定格出力容量 : 480A

盤名称 : AC-CB盤

電気仕様

A系入力

相数 : 三相3線

電圧 : $210V \pm 10\%$

周波数 : $50Hz \pm 5\%$

B系入力

相数 : 三相3線

電圧 : $210V \pm 10\%$

周波数 : $50Hz \pm 5\%$

交流出力

定格容量 : 480A

相数 : 三相3線

定格電圧 : 210V

電圧精度 : 2V以内

過負荷耐量 : 500%－10秒

自動切換条件 : 不足電圧

(位相差10°以内) 定格入力 of 50% 5ms以内

定格入力 of 70% 30ms±10ms以内

定格入力 of 85% 90ms±10ms以内

過電圧

定格入力 of 115% 90ms±10ms以内

手動切換条件 : 位相差10°以内, 電圧差±10%以内

切換ロック : 105%

(過負荷保護)

3. 主要収納器具

5個 — 配線用遮断器(MCCB)

ESH600-3P-600A-ASV

<#52CA, CB, MA, MB, L>

1台 — 電磁接触器(Mg-Ctt)

TF610WN-3BD-A2, 1000A <#83MC>

3個 — 変流器(CT)

CW-40LM, 800/5A <#CT51~53>

3個 — 変流器(CT)

CW-5LP, 5A/1A <#CT51A~53A>

2式 — THY-SWユニット

TNFV-164A <THY-SW1, 2>

1式 — PDSユニット

CBV-656A <#PDS>

AC-CB盤1, 2 (デンセイ・ラムダ製) 仕様書抜粋

1. 概要

- (1) 電算用分電盤一次側に系統切換盤 (AC-CB盤) を設置し系統切換を行います。
- (2) 常用CVCF電源系統 (常用系統) 側と他方のCVCF電源系統 (予備系統) は同期運転を行います。
同期はお互いの電源の周波数が $50\text{Hz} \pm 1\%$ 以内、および電圧が $200\text{V} \pm 10\%$ 以内とします。
- (3) 万一、常用系統側異常時は同期確認後、自動的に無瞬断で予備系統側に切換ます。
又、非同期時は約 100ms の断時間にて強制的に切換えるものとします。
- (4) 手動にて常用系統側と予備系統側の両方向の切換えが行えるものとします。
この場合には非同期時には切換えが行えない様、インターロックを設けます。
- (5) 切換え条件は下記とします。

	同期時	非同期時
常用系統異常切換	○	△
手動切換 (常用系統→予備系統)	○	×
手動切換 (予備系統→常用系統)	○	×

○…無瞬断切換えを行う △…瞬断切換えを行う ×…切換えを行わない

注) 常用系統とはAC-CB盤1の入力はA1系統、AC-CB盤2の入力はA2系統とします。

2. 操作

操作は盤面より下記操作が可能なものとします。

系統切換、故障復帰、警報停止、手動-自動切換スイッチ

3. 計測

電圧 : $0 \sim 300\text{V}$

電流 : $0 \sim 800\text{A}$

周波数 : $45 \sim 55\text{Hz}$

1－3－3 40KVA無停電電源装置点検整備業務仕様書

(1) 業務概要

この作業は、特許庁における電子計算機の電源のための40KVA無停電電源装置及び付属装置の点検整備を行うものとする。

(2) 適用

本仕様書に記載されていない事項は、原則として国土交通省大臣官房営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書」（最新版）による。

(3) 点検内容

別添の点検実施要綱による。

(4) UPS設備の入出力及びその他の仕様

別添－2のとおりとする。

(5) 保全従事者

過去三年以内に同規模の無停電電源装置の点検整備業務を履行した実績を有すること。

(6) 交換部品

①リレー基板(RYDR-W)	6枚
②リレー基板(RYDR-M)	6枚
③リレー基板(RYDR-J)	6枚

(7) 留意事項

(ア) 停電を伴う点検は、9月第3週とし、停電時間については、総括管理業務責任者と協議し、日程を確定するものとする。

ただし、各種事情により日程変更をする場合がある。

(イ) 点検及び部品等の取り替え、機器の点検及び部品交換の実績のある保全従事者または、製造者等が行う技術研修等を受けた保全従事者により行う。

(ウ) 点検作業、測定に使用する機器、資材はすべて受注者の負担とする。

(エ) 業務完了後、速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、点検整備等報告書を2部作成のうえ提出するものとする。

(オ) 業務終了後、速やかに後片付け及び清掃を行う。

(カ) 点検、測定において新たに発見した損傷等は速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、総括管理業務責任者の指示に従うものとする。

点検実施要綱

1. C V C F 装置 三菱電機（株）製

	点 検 項 目	点 検 内 容	点 検 箇 所
1	予 備 品 の 確 認	予備品の個数 保管状態及び使用可能状態にある か、否か、を確認する。	
2	清 掃	装置に付着している塵埃を取り除くことにより、絶縁の劣化を防ぐとともに放熱を良くし、温度上昇を抑える。また、接触部の酸化を防ぎ接触状態を良好に保つ。	部品 プリント基板、 ユニット 本体 半導体、
3	接続部、接触部の 確認	電氣的接続部、接触部の締め付け ハンダ付け及び接触状態を確認する。	部品 プリント基板、 コネクタ 本体 半導体、
4	部 品 検 査（１）	使用部品の焼損、破損、腐蝕等の 有無を目視、触手により確認し、 引き続き使用に耐えるかどうか判定する。	タッチパネル ランプ、灯がい、巻線類 冷却用ファン、M C B、 半導体、抵抗器 コンデンサ、継電器類、 プリント板、電線
	部 品 検 査（２）	使用部品の電氣的特性を調べ、規格値と比較して経年変化の有無を確認する。	プリント基板 半導体、
5	絶 縁 抵 抗 測 定	絶縁抵抗を測定し、絶縁の劣化を検出し、装置故障、回路地絡を未然に防ぐ。	インバータトランス 1 次側／2 次側
6	調整要素の再設定	調整要素の経年変化による設定誤差を、再設定することにより補正する。	制御電源 操作回路

	点 検 項 目	点 検 内 容	点 検 箇 所
7	測 定 (1)	使用部品の動作状態（電圧、電流時間）をオシロスコープにて測定し、部品規格に適合していることを確認する。	インバータ部 コンバータ部 高速サイリスタ
	測 定 (2)	各部の電圧、電流を指示計器、オシロスコープにより測定し、動作状態を確認する。	制御電源回路 S T S回路 入出力電圧回路
8	総合動作試験(1)	正常動作時における装置の動作状態、表示を確認する。	休止、受電 運転、停止 給電、給電停止、 停電、復電、その他
	総合動作試験(2)	異常動作時における装置の動作状態、表示を確認する。	各種異常
	総合動作試験(3)	電源切替（停電、復電）、出力切替（インバータ直送）における各要素を電磁オシログラフにて測定し、規格内であることを確認する	交流入力電圧 直流入力電圧 交流出力電圧 直流出力電圧
9	M C B の 動 作	外観、接点部、機構部、電磁部等	
10	並 行 運 転 試 験	並行運転時における装置の動作を確認する。	コンバータゲート冗長 停電検出冗長 インバータゲート冗長 故障時切離し
11	商 用 同 期 試 験	商用同期時における商用位相とゲート位相を確認する。	インバータ回路

2. 蓄電池

(1) 外観目視点検

電槽等の欠損、損傷の有無を確認する。

端子、接続部のゆるみの有無を確認する。

収納箱、架台の汚損、損傷の有無を確認する。

漏液、発錆の有無を確認する。

(2) 動作時点検

浮動充電中の蓄電池総電圧を測定する。

単蓄電池電圧を測定する。

(3) 接続部の増締め

(4) 清掃

1. システム仕様

項	目	仕	様	備	考
交流入力	相数	三相 3 線			
	電圧	4 1 5 V ± 1 0 %			
	周波数	5 0 H z ± 5 %			
	最大入力容量	4 0 . 7 k V A			
交流出力	相数	単相 2 線			
	電圧	1 0 5 V			
	周波数	5 0 H z			
	定格出力	4 0 k V A			
	出力分岐数	6 回路			
システム発熱量		5 . 9 2 k W			

2. UPS 盤仕様

項	目	仕	様	備	考
出力容量		4 0 k V A			
運転方式		商用同期常時インバータ			
交流入力	相数	三相 3 線			
	電圧	2 0 0 V + 1 0 %、- 3 0 %		負荷低減が必要	
	周波数	5 0 H z ± 5 %			
	最大入力容量	4 0 . 7 k V A			
バイパス入力	相数	単相 2 線			
	電圧	1 0 5 V			
	周波数	5 0 H z			
直流入力	公称電圧	3 4 8 V			
	電圧変動範囲	3 8 8 . 0 2 V ~ 2 9 0 V			
交流出力	定格出力	4 0 k V A / 3 2 k W		遅れ力率 0 . 8	
	相数	単相 2 線			
	電圧	1 0 5 V			
	電圧精度	± 3 %		0 ~ 1 0 0 % 負荷にて	
	周波数	5 0 H z			
	周波数精度	± 1 % (バイパス非同期時)		± 1 % (バイパス同期時)	
	定格負荷力率	0 . 8 遅れ			
	負荷力率変動範囲	0 . 7 ~ 1 . 0 遅れ		0 . 8 ~ 1 . 0 遅れでは定格 k W 内	
	電圧波形歪率	5 % 以下		定格線形負荷時	
	過渡電圧変動率	± 1 0 % 以下 負荷急変 5 0 ~ 1 0 0 % にて ± 1 0 % 以下 停電・復電 ± 1 0 % 以下 出力切替時 (入出力定格時)			
	過渡電圧回復時間	0 . 1 秒以内			
	インバータ許容ピーク時間	定格電流実効値の 2 5 0 %			
	インバータ過負荷耐量	1 2 5 % 1 0 分、1 5 0 % 1 0 秒			
	バイパス過電流耐量	1 0 0 0 %、1 サイクル・1 2 5 % 1 0 分			
	交流出力切替方式	商用同期無瞬断切替方式		非同期時の故障切替は 1 秒以内の瞬断切替	
その他	冷却方式	強制風冷却		上面排風	

3. 蓄電池仕様

項	目	仕	様	備	考
型式	制御弁式据置形 鉛蓄電池 (MSE 形) 1 0 0 A H / 1 0 H R 1 7 4 セル 1 7 . 4 0 0 A H セル				
公称電圧	3 4 8 V				
保持時間	5 分			周囲温度 + 5 °C 定格負荷時	
必要換気量	1 . 6 0 m³ / m i n				

4. 周辺盤仕様

項 目	仕 様	備 考
入出力盤	入力 40kVA 三相3線 415V 50Hz 出力 40kVA 単相2線 105V 50Hz 6回路	通電容量 40kVA

5. その他共通仕様

項 目	仕 様	備 考
環境	周囲温度	0℃～40℃
	相対湿度	30%～90%
	標高	1000m以下
	設置環境	屋内 (腐食性ガス・じんあいのない場所)
準拠規格	JIS、JEC、JEM 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (最新版) 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (最新版)	

1－3－4 特高受変電設備点検保守業務仕様書

(1) 業務概要

この作業は、特許庁庁舎電気設備保安規程に基づき、特高受変電設備の機能を維持し、安全、確実かつ効率的に管理できるよう点検保守を行う。

(2) 適用

本仕様書に記載されていない事項は、原則として国土交通省大臣官房営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書」（最新版）による。

(3) 点検業務の対象機器

(株) 日立製作所製

(ア) ガス絶縁開閉装置	1 式
(イ) ガス遮断器	4 台
(ウ) ガス絶縁変圧器 (5 0 0 0 K V A × 4 台)	4 台
(エ) 特高監視盤	1 面
(オ) 特高継電器盤	2 面
(カ) 変換器盤	1 面
(キ) 保護継電器	8 3 台
(ク) 低圧盤	4 0 面
(ケ) 気中遮断器	2 0 台
(コ) 高調波監視盤	1 面
(サ) 直流電源盤	2 式
(シ) 非常照明盤	2 式
(ス) コンデンサ盤	8 面
(セ) 配線用遮断器盤	1 1 面
(ソ) 配線用遮断器	7 台
(タ) 低圧変圧器	5 台
(チ) 充電判定装置	1 式

(4) 点検内容

(ア) ガス絶縁開閉装置

①通常点検

外観点検、開閉操作試験、ガス圧力確認、圧力スイッチ動作確認、操作装置及び制御盤点検、絶縁抵抗測定

(イ) 特高ガス遮断器

①通常点検

外観点検、開閉操作試験、ガス圧力確認、圧力スイッチ動作確認、操作装置及び制御盤点検、配線・配管類点検、絶縁抵抗測定

(ウ) ガス絶縁変圧器

①通常点検

外観点検、ガス圧力確認、圧力スイッチ動作確認、温度計点検、端子部締付点検、絶縁抵抗測定、ガス分析点検、冷却装置点検

(エ) 特高監視盤

外観点検、端子部締付点検、制御機器点検、信号灯点検

(オ) 特高継電器盤

外観点検、計測器類確認、表示器類点検、制御回路点検、接続端子締付点検、スイッチ類点検、配線類点検

(カ) 変換器盤

外観点検、端子部締付点検、内蔵機器点検

(キ) 保護継電器

外観点検、動作特性試験

(ク) 低圧盤

外観点検、導体接続部締付点検、表示器類点検、計測器類確認、計器用変成器点検、スイッチ類点検、制御配線点検、端子部点検

(ク) 気中遮断器

外観点検、主導電部点検、操作機構部点検、アークシュート点検、ダッシュポット点検、開閉動作試験（手動・電動）、絶縁抵抗測定

(ケ) 高調波監視盤

外観点検、導体接続部締付点検、端子部締付点検、計測器類確認、スイッチ類点検

(コ) 直流電源盤

外観点検、充電装置点検、切替回路の動作確認、周囲状況及び換気の確認、比重測定、液補充、絶縁抵抗測定

(サ) 非常照明盤

外観点検、充電装置点検、切替回路の動作確認、周囲状況及び換気の確認、比重測定、液補充、絶縁抵抗測定

(シ) コンデンサー盤

外観点検、断路部点検、機構部点検、導体接続部締付点検、計器用変成器点検、制御配線点検、端子部点検、計測器類確認、表示部類点検、スイッチ類点検

(ス) 配線用遮断器盤

外観点検、各部締付確認、計器類点検、端子部点検、絶縁抵抗測定

(セ) 配線用遮断器

外観点検、遮断部点検、接触部点検、過熱変色の確認、保護装置の動作確認、動作試験

(ソ) 低圧変圧器

外観点検、導電部締付点検、コイル点検、鉄心点検、絶縁抵抗測定

(タ) 充電判定装置

外観点検、接続部点検、締付点検

- (チ) 絶縁抵抗測定
特高回路、低圧回路（盤内一次側まで）
- (ツ) 接地抵抗測定
A種、B種、C種、D種
- (テ) シーケンス試験
投入・遮断試験、インターロック試験、保護連動試験（接点短絡による）

- (5) 保全従事者
過去三年以内に同規模の特高受変電設備装置の点検保守業務を履行した実績を有すること。

(6) 留意事項

- (ア) 停電を伴う点検は、9月第3週とし、停電時間については、総括管理業務責任者と協議し、日程を確定するものとする。
ただし、各種事情により日程変更をする場合がある。
- (イ) 点検及び部品等の取り替え、機器の点検及び部品交換の実績のある保全従事者または、製造者等が行う技術研修等を受けた保全従事者により行う。
- (ウ) 点検作業、測定に使用する機器、資材はすべて受注者の負担とする。
- (エ) 業務完了後、速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、点検整備等報告書を2部作成のうえ提出するものとする。
- (オ) 業務終了後、速やかに後片付け及び清掃を行う。
- (カ) 点検、測定において新たに発見した損傷等は速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、総括管理業務責任者の指示に従うものとする。
- (キ) 点検業務は、一部執務室において、発電機等により、送電を行う執務室等があるため、業務計画を作成し、総括管理業務責任者と打ち合わせの上業務を行う。
- (ク) 停電時及び復電時には、非常用発電設備の連動負荷試験を行う。
- (ケ) 停電に伴い一部執務室等の仮設電源配線を行う。
- (コ) 非常用発電機稼働に伴う、燃料は特許庁が負担する。

1－3－5 非常用自家発電設備点検業務仕様書

(1) 業務概要

特許庁庁舎電気設備保安規程及び消防法第17条の3の3に基づき、非常用発電機設備の機能を維持し、安全、確実かつ効率的に管理できるよう点検整備を行うものである。

(2) 適用

本仕様書に記載されていない事項は、原則として国土交通省大臣官房営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書」（最新版）による。

(3) 点検対象設備

(株) 東芝製

(ア) ガスタービン発電装置	2 台
(イ) 排気消音器	2 台
(ウ) 換気消音器	4 台
(エ) 換気ファン	4 台
(オ) 防火ダンパー	4 台
(カ) 燃料タンク	4 基
(キ) オイルタンク	3 基
(ク) 自動始動盤	2 面
(ケ) 発電機盤	2 面
(コ) 出力盤 (NO. 1, NO. 2)	4 面
(サ) 直流電源盤	4 面
(シ) 蓄電コ池	1 9 2 セル

(4) 点検内容

- (ア) 受注者は、別添点検表（別添6．6－1）に基づき点検整備を年2回行うものとし、点検実施等については、特許庁担当官と十分打ち合わせのうえ工程表を提出し、承認を受けてから実施すること。
- (イ) 点検業務、測定に必要な資材、消耗品及び器具については、受注者の負担とする。
- (ウ) 受注者は、点検業務を越える特殊な事故の発生、又は修理箇所等を発見した場合は、直ちに特許庁担当官に報告し、その指示に従うこと。

(5) 交換物品等

(ア) 潤滑油 (補充用)	20 缶
(イ) 潤滑フィルター	4 組
(エ) 洗浄剤	2 式

(6) 保全従事者

過去三年以内に同規模の非常用自家発電設備の点検業務を履行した実績を有すること。

(7) 留意事項

- (ア) 点検及び部品等の取り替え、機器の点検及び部品交換の実績のある保全従事者または、製造者等が行う技術研修等を受けた保全従事者により行う。
- (イ) 点検作業、測定に使用する機器、資材はすべて受注者の負担とする。
- (ウ) 業務完了後、速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、点検整備等報告書を2部作成のうえ提出するものとする。
- (エ) 業務終了後、速やかに後片付け及び清掃を行う。
- (オ) 点検、測定において新たに発見した損傷等は速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、総括管理業務責任者の指示に従うものとする。
- (カ) 受注者は、当該点検業務完了後、速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、消防法に基づく報告書を3部作成のうえ提出するものとする。
- (キ) 非常用発電機稼働に伴う、燃料は特許庁が負担する。
- (ク) 受注者は定期点検整備終了後であっても特許庁から障害発生による修理要請を受けたときは、受注者の費用で速やかに技術員を派遣し、復旧作業を行うものとする。

ただし、特許庁の責に帰すべき事由により生じた障害に要する費用は、特許庁の負担とし、その額は双方協議のうえ定めるものとする。

点 検 表

1. ガスタービン発電機

区分	点 検 箇 所	点 検 内 容	6 月	1 年
設 備 状 況	燃料小出槽	外観上の汚損、残油量の確認	○	○
	始動操作盤	状態表示ランプ、異常点灯の有無の確認	○	○
		外観上の盤内外の焼損、盤面上の球切れ等点検	○	○
	バッテリー盤	出力電圧の確認	○	○
		外観上のセル異常の有無の点検	○	○
	発電装置	外観上発電機に焼損ないか、パッケージ内雨水侵入の有無、油類異常流出等の有無及びボルト類の脱落等の確認	○	○
運 転 状 況	排気ダクト	外観上焼損及びガス漏れによる汚損等の確認、貫通部等雨水侵入等の確認	○	○
	給気ダクト	ビニール類の付着、外観上の変形及び雨水侵入等の確認	○	○
	潤滑油	減速機及び潤滑油タンク内残油量の確認	○	○
	シーケンス確認	起動・停止時間の計測。自動起動の確認	○	○
	運転諸元	別添顧客保守点検記録計測。振動、異常音及び臭気等有無の確認	○	○
	オイル・クーラーファン	連動補機が自動起動することを確認	○	○
燃 料 系 統	給気ダンパー	作動の確認	○	○
	給気ファン	振動、異常音の有無確認	○	○
	換気ファン	振動、異常音の有無確認	○	○
	操作位置	全て自動起動位置にあるか確認	○	○
燃 料 系 統	燃料小出槽	ドレン抜きより燃料を抜き、水分混入の有無を確認	○	○
	プライマリーポンプ	運転中の異常発熱の有無等を点検	○	○
	メインポンプ	燃料圧力を測定		○
	C・D・Pアクチュエーター	運転中の異常発熱の有無等を点検	○	○
		起動時、停止時にスムーズな動きをするか確認	○	○
燃 料 系 統	ガバナ.アクチュエーター	スムーズな動き及びハンティングの有無を確認	○	○

区分	点 検 箇 所	点 検 内 容	6 月	1 年
燃 料 系 統	フェーエル・コントロール	レバーがスムーズに動くことを確認	○	○
	メイン・ソレノイド・バルブ	抵抗値測定、開閉音聴診	○	○
	プライマリ・ソレノイド・バルブ	抵抗値測定、開閉音聴診	○	○
	バイパス・ソレノイド・バルブ	抵抗値測定、開閉音聴診	○	○
	燃料フィルター	異物の有無を点検	○	○
		交換する		○
	テープ・ヒーター	各パイプからの離脱の有無、実作動テストを実施	○	○
潤 滑 油 系 統	フェーエル・コントローラ 一式	各リンケージに差油を実施	○	○
	フロート・スイッチ	作動を点検		○
	燃料噴射弁	噴射テストを実施		○
	潤滑油	潤滑油油量の確認	○	○
	潤滑油ポンプ	運転中の異常発熱の有無を点検	○	○
	潤滑油フィルター	差圧表示計により、フィルターの目詰まりを点検	○	○
		交換する		○
起 動 系 統	圧力調整弁	運転中の安定した圧力維持の確認	○	○
	温度調整弁	開閉の作動を確認	○	○
	オイル・クーラー	フィンの目詰まり状態を点検	○	○
	サーモ・カップル	機能を確認	○	○
	ガバナ・用オイルポンプ	運転中の異常発熱の有無を点検	○	○
	油圧“低”用圧カスイッチ	機能を確認	○	○
	バッテリー(鉛、起動用)	単地電圧の計測をするとともに端子、接続バーの発錆、ボルトの緩み等を点検	○	○
系 統	チャージャー(起動用)	均等←→浮動、均等充電、浮動充電の機能を確認するとともに端子、接続バーの発錆、ボルトの緩み等を点検	○	○
			○	○
	ターニングモーター	自動・手動・タイマーの確認、発熱、ターニングの状態等を点検	○	○

区分	点 検 箇 所	点 検 内 容	6 月	1 年
発 電 機	軸受	運転中の異常発熱の有無を点検	○	○
	巻線、導電部	熱損、脱落等の異常の有無を点検	○	○
	端子接続部	ボルト・ナットの緩み、絶縁シール材のはがれ等を点検	○	○
	接地	接続ボルトの緩み等を点検	○	○
制 御 機 器	回転用ピックアップ	抵抗計測、コネクタの緩み等の点検	○	○
	制御用ピックアップ	抵抗計測、コネクタの緩み等の点検	○	○
	排気温度・サーモカップル	絶縁計測	○	○
	各コネクタ	コネクタの緩み等の点検	○	○
点 火 系 統	エキサイター	スパークの確認	○	○
	エキサイター高圧ケーブル	熱損の有無を点検	○	○
	エキサイターキャップ	発錆、焼損の有無を点検	○	○
	点火栓	スパークの確認及び清掃	○	○
給 排 気 系 統	給気ファン	自動起動・停止の確認、軸受部に発熱がないか点検	○	○
	換気ファン	自動起動・停止の確認、軸受部に発熱がないか点検	○	○
	オイル・クーラーファン	自動起動・停止の確認、軸受部に発熱がないか点検	○	○
	給気ルート	ビニール等の詰まりの有無を点検	○	○
主 要 ボ ル ト	パッケージ	基礎ボルトの緩み、発錆等を点検	○	○
	減速機	基礎ボルトの緩み、発錆等を点検	○	○
	発電機	基礎ボルトの緩み、発錆等を点検	○	○
	防振ゴム	基礎ボルトの緩み、発錆等を点検	○	○
	燃料小出タンク	基礎ボルトの緩み、発錆等を点検	○	○
	始動盤	基礎ボルトの緩み、発錆等を点検	○	○
	制御盤	基礎ボルトの緩み、発錆等を点検	○	○
	排気サイレンサー	基礎ボルトの緩み、発錆等を点検	○	○
始 動 盤 系 統	状態表示	ランプの球切れ等を点検	○	○
	フューズ	断線及び断線原因の確認	○	○
	各位置切替スイッチ	自動・手動及び各計器類異常の有無を点検	○	○
	各押しボタン	ひっかかりの有無を点検	○	○

区分	点 検 箇 所	点 検 内 容	6 月	1 年
始 動 盤 系 統	配線及び端子 可変抵抗器 各リレー 各タイマー	焼損、脱落及び緩み等がないか点検 スムーズな移動確認 スパークや焼損の有無、脱落や緩みがないか点検 タイマー計測、チャタリングの有無の点検	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
始 動 シ ケ ン ス	自動起動停止 保護装置 (1) 油圧低下 (2) 排気温度高 (3) 過電流 (4) 過電圧 (5) 起動渋滞 電圧調整 速度調整 他警報装置 運転諸元計測	時間を計測 実作動テストを実施 シュミレーションテストを実施 シュミレーションテストを実施 シュミレーションテストを実施 シュミレーションテストを実施 定格電圧±5%がスムーズに移動可能なことを確認 98%～105%がスムーズに移動可能なことを確認 1) 燃料小出槽レベル高、低、2) バッテリー異常等 1) 起動時間、2) 停止時間、3) 起動時の最高排気温度、4) 運転中の排気温度等	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
計 器 類	油圧計 油温計 圧縮機圧力計 回転計 排気温度計 周波数計 電流計 電圧計 出力計 起動回数 起動時間	停止中、運転中の異常の有無を点検 停止中、運転中の異常の有無を点検 停止中、運転中の異常の有無を点検 停止中、運転中の異常の有無を点検 停止中、運転中の異常の有無を点検 停止中、運転中の異常の有無を点検 停止中、運転中の異常の有無を点検 停止中、運転中の異常の有無を点検 停止中、運転中の異常の有無を点検 停止中、運転中の異常の有無を点検 停止中、運転中の異常の有無を点検	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

区分	点 検 箇 所	点 検 内 容	6 月	1 年
ガ ス タ ー ビ ン	燃焼器及びライナー	汚損やクラック等目視点検		○
	1 段インペラー	油による汚損、固形物による打痕等目視点検		○
	1 段ノズル及びタービンブレード	油による汚損、固形物による打痕等目視点検		○
	最終段ノズル及びタービンブレード	油による汚損、固形物による打痕等目視点検		○
	NO. 1 オイルシール	ベルマウスやインペラーの油による汚損等目視点検することにより、シールからの油漏れを点検		○

2. 発電機盤・補機盤

区分	点 検 箇 所	点 検 内 容	6 月	1 年
盤 内 外 部 全 般	外部全般	錆、変形、破損、汚損、腐蝕その他不具合の確認	○	○
	内部全般	錆、変形、破損、汚損、腐蝕その他不具合の確認	○	○
	盤面計器、器具	異常値、破損等不具合の確認	○	○
	扉、鍵	開閉操作不具合の調整	○	○
配 線	主回路		○	○
	導体接続部	ゆるみ、過熱変色、汚損等の状況調査		
	碍子、支持物	破損、過熱変色、汚損等の状況調査	○	○
	制御、補機回路			
遮 断 器	端子接続部	ゆるみ、過熱変色、汚損等の状況調査		
	外線の貫通部	充填物の欠損の調査	○	○
	本体	開閉操作点検		○
	補助回路	ゆるみ、過熱変色、汚損等の調査		○
器 具 類	初期励磁回路	ゆるみ、過熱変色、汚損等の調査		○
	接触器、補助継電器	動作点検、破損、損傷等の調査	○	○
	計器用 P T, C T	変形、過熱変色、汚損等の調査	○	○
	ヒューズ	断線、クリップの錆等の調査	○	○
	抵抗類	断線、劣化等の調査	○	○
	表示灯	グローグ破損、球切れの確認	○	○
	限時継電器	外観点検	○	○
	保護継電器	外観点検	○	○
		動作特性確認		○
	変換器	過熱変色、汚損等の調査	○	○
	計器	零点確認調査	○	○
	自動電圧調整器 (AVR)	外観点検	○	○
絶縁 接地	接地線	端子の損傷、締付	○	○
	絶縁抵抗	主回路絶縁抵抗測定	○	○

1－3－6 特許庁庁舎分電盤保守点検業務仕様書

1. 施工期限 平成23年度～平成25年度の各年度の9月の休日（2日間）
2. 業務概要 特許庁庁舎一般分電盤の機能を維持し、安全、確実かつ効率的に管理できるよう保守点検を行う。
3. 点検業務の対象機器
一般分電盤（10階から16階） 42面（詳細は別添のとおり）
4. 工事内容
 - （1）キャビネット
 - ①盤等の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検し、清掃する。
 - ②雨水侵入、結露等の有無を点検する
 - ③外被の過熱、振動音等を点検する。
 - （2）導電部
 - ・盤内配線、支持物全般
 - ①汚れ、異物や塵埃の堆積等の有無を点検、サーモラベル変色の点検、清掃を行う。
 - ②異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検し、接続ボルトの増締めを行う。
 - ・端子台
 - ①異臭及び変色の有無を点検し、端子部の増締めを行う。
 - （3）機器
 - ・遮断機、継電器、電磁接触器、タイマー、リモコン、変圧器等
 - ①テストボタン（漏電遮断機等）による動作の確認を行う。
 - ②異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。
 - ③機器取付の良否を点検し、端子等の増締めを行う。
5. 特許庁担当者
特許庁は、特許庁庁舎分電盤保守点検業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。
なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。
6. その他
 - （1）受注者は、当該業務を行うに当たって、設備又はその他の備品等に損害を与えぬよう注意し、万一損害を与えた場合は、速やかに修復すること。なお、それに要する費用は、受注者の負担とする。
 - （2）本工事に伴い、本仕様書に明記なくとも技術上必要なことは、係員の指示に従い請負金額内において施工すること。
 - （3）施工中は施工場所周辺に対して、汚損・損傷の無きよう十分に養生を施すも

のとする。

(4) 業務終了後は施行場所及びその周辺の清掃を十分に行うものとする。

点検対象分電盤

階数	盤名称	面数
16階	L-16-WN・L-16-W・L-16-WS	6 面
15階	L-15-WN・L-15-W・L-15-WS	6 面
14階	L-14-WN・L-14-W・L-14-WS	6 面
13階	L-13-WN・L-13-W・L-13-WS	6 面
12階	L-12-WN・L-12-W・L-12-WS	6 面
11階	L-11-WN・L-11-W・L-11-WS	6 面
10階	L-10-WN・L-10-W・L-10-WS	6 面

合計 42 面

1－3－7 電気設備定期検査業務（J Tビル）仕様書

1. 施工期限 平成23年度～平成25年度の各年度の1月の休日（1日間）
2. 業務概要 J Tビル全館定期検査に伴い、特許庁が利用しているフロア内のブロック分電盤の定期点検を行う。

仕 様

3. 点検業務の対象機器
フロア分電盤（7階～13階、16階、17階） 54面（詳細は別添のとおり）
4. 作業内容
下記、作業内容に記載していない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書（最新版）」による。
 - （1）キャビネット
 - ①盤等の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検し、清掃する。
 - ②雨水侵入、結露等の有無を点検する
 - ③外被の過熱、振動音等を点検する。
 - （2）導電部
 - ・盤内配線、支持物全般
 - ①汚れ、異物や塵埃の堆積等の有無を点検、サーモラベル変色の点検、清掃を行う。
 - ②異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検し、接続ボルトの増締めを行う。
 - ・端子台
 - ①異臭及び変色の有無を点検し、端子部の増締めを行う。
 - （3）機器
 - ・遮断機、継電器、電磁接触器、タイマー、リモコン、変圧器等
 - ①テストボタン（漏電遮断機等）による動作の確認を行う。
 - ②異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。
 - ③機器取付の良否を点検し、端子等の増締めを行う。
5. 特許庁担当者
特許庁は、電気設備定期検査業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。
なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

6. その他

- (1) 受注者は、当該業務を行うに当たって、設備又はその他の備品等に損害を与えぬよう注意し、万一損害を与えた場合は、速やかに修復すること。なお、それに要する費用は、受注者の負担とする。
- (2) 本工事に伴い、本仕様書に明記なくとも技術上必要なことは、総括管理業務責任者の指示に従い請負金額内において施工すること。
- (3) 施工中は施工場所周辺に対して、汚損・損傷の無きよう十分に養生を施すものとする。
- (4) 業務終了後は施行場所及びその周辺の清掃を十分に行うものとする。

JT分電盤リスト

階数		盤名称	盤名称	盤名称		盤名称	盤名称	盤名称	面数
7階		7LB-1-1	7LB-1-2	7LB-1-3		7LB-2-1	7LB-2-2	7LB-2-3	6
8階		8LB-1-1	8LB-1-2	8LB-1-3		8LB-2-1	8LB-2-2	8LB-2-3	6
9階		9LB-1-1	9LB-1-2	9LB-1-3		9LB-2-1	9LB-2-2	9LB-2-3	6
10階		10LB-1-1	10LB-1-2	10LB-1-3		10LB-2-1	10LB-2-2	10LB-2-3	6
11階		11LB-1-1	11LB-1-2	11LB-1-3		11LB-2-1	11LB-2-2	11LB-2-3	6
12階		12LB-1-1	12LB-1-2	12LB-1-3		12LB-2-1	12LB-2-2	12LB-2-3	6
13階		13LB-1-1	13LB-1-2	13LB-1-3		13LB-2-1	13LB-2-2	13LB-2-3	6
16階		16LB-1-1	16LB-1-2	16LB-1-3		16LB-2-1	16LB-2-2	16LB-2-3	6
17階		17LB-1-1	17LB-1-2	17LB-1-3		17LB-2-1	17LB-2-2	17LB-2-3	6

計

54

1-4-1 空調設備自動制御装置点検保守業務仕様書

(1) 業務概要

特許庁庁舎に設置されている空調設備自動制御装置の点検保守を実施し、当該装置の機能を保持し障害発生防止を図るとともに、庁舎執務室及び電算機室における常時最適な空調運転の維持管理を図るものである。

(2) 対象機器及び数量

(ア) 中央管制装置 (S A V I C n e t - E V)

(イ) 熱源・ローカル一般機器

＊詳細は保守対象機器表 (別表 1) による。

なお、ファンコイルユニット制御 (JTビル分) のみ、業務場所は外部借室 (JTビル：東京都港区虎ノ門二丁目 2 番 1 号) にて実施する。

(3) 点検保守内容

(ア) 特許庁庁舎に設置されている空調設備自動制御装置の点検保守 (総合点検、制御動作点検及びシーズン切替点検 (2 回)) を工程表 (別表 2) に基づき実施する。

自動制御機能を最適な状態に維持する為に、各調節器、検出器、操作器について、機器単体ならびに制御状態についての点検、調整を実施する。また、制御データによる室内等環境の安定性、追従性、不具合性を診断して報告を行い障害発生防止を図る。

なお、点検保守の詳細は別添のとおり。

(イ) 機械及び電気設備その他の設備において故障が生じた場合は、速やかに補修、調整を行い運転を中断することがないように措置をとり、遅滞なくその措置状況を総括管理業務責任者に報告すること。

(ウ) 点検保守結果による制御状態を踏まえ、中央管制装置で管理するエネルギーデータ・設備運転データ及び熱源運転データを用いて、運転管理状況と合わせて総合的に省エネルギーを推進する為の分析をする。

分析によって改善効果があるかどうか運用を踏まえて評価し、以下の効果予測と見直しを行う。

- ・設定値、運転スケジュール、制御パラメータ等の適正化
- ・負荷状況に応じた最適化運転

また、「エネルギー使用の合理化に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に関する関係官署提出書類等の作成補助を行う。

(エ) 受注者は、点検等の結果について下記のとおり報告会を実施し、保守点検報告書を総括

管理業務責任者に提出するものとする。なお、グラフ化可能なものは可能な限りグラフ化してして報告すること。

①自動制御機器点検・調整・試験・修理等の点検保守結果（四半期毎）

②点検保守結果をふまえた、中央管制装置等の保全計画（年1回）

③エネルギー使用状況とその分析・効果予測と見直しの結果（半期毎）

(オ) 通信装置等の設置

別添1の点検保守詳細に定める制御性動作点検を行う為の通信装置及び通信回線を設置する必要がある場合は、事前に総括管理業務責任者の承諾を必要とする。

なお、本装置の設置費及び通信費については受注者の負担とする。ただし、特許庁に帰すべき事由により、本装置について必要となった修理・取替に伴う費用は特許庁の負担とする。

(4) 留意事項

(ア) 業務関係者（業務責任者、業務担当者、業務担当補助者）や体制を示した業務計画書及び工程表を作成し事前に総括管理業務責任者に承諾を得、提出すること。

(イ) 業務責任者は、5年以上通信二重化されたシステムの点検保守業務に従事した経験を有するものとし、書面をもって総括管理業務責任者の承諾を得ることとする。業務担当者は、1年以上とする。なお、業務責任者及び業務担当者の変更があった場合も同様とし、業務責任者及び業務担当者の変更は事前に総括管理業務責任者の承諾を得ることとし、変更理由書及び後任者の選任を必要とする。

(ウ) 業務責任者又は業務担当者の指示に従って作業を行う者を業務担当補助者とし、業務担当補助者のみでの作業は行なわないものとする。

(エ) 夜間・休日を含め24時間365日体制で故障発生等の連絡を専用の技術者が受け付け、自動制御機器の異常又は事故発生等緊急の連絡を受けたときは、業務関係者により1時間以内を目標に必要な措置に着手する。作業終了後は、障害内容及び処置内容の報告書を提出し、承諾が得られるまで庁舎内にて正常な状態かを確認する。なお、原則として24時間以内に復旧させるものとする。

また、復旧措置に必要な主要部品は、受注者の社内に常備し、純正製品、部品及びJIS等の規格品とし、良好な品質のものを使用することとする。

特にCPU制御（空調コントローラー、熱源コントローラー、中央監視設備）された機器に故障等があった場合は、製造業者の見解をとりまとめて後日、総括管理業務責任者に報告することとする。

(オ) 点検に必要な材料、器具又は消耗品は、受注者の負担とし、点検に必要な測定器類は、各測定器の校正期限に基づき定期的に校正されたものを使用し、総括管理業務責任者

の要求があった場合は、校正証明書を提出するものとする。

(カ) 受注者は、必要に応じて機器のプログラムについてバージョンアップを実施することとする。

(キ) 受注者は、年1回の当庁計画停電の際は立会い等協力するものとする。

(ク) 受注者は、業務の履行にあたり、本仕様書に定めるほか関係法令の規定を遵守しなければならない。

(ケ) 当該業務に係る経費の負担は、原則下記のとおりとする。

- ① 消耗品等安価な物品及びそれらに係る作業費は、受注者の負担とする。
- ② 以下記載の物品（自動制御機器）は委託者の負担とし、経費及び対象物品に価格、形式変更が生じた場合は、別途協議する。ただし、作業費は受注者の負担とする。

・直結型ダンパ 操作器	MY6040A1001	・I/Oモジュール	RY7020F0000
・I/Oモジュール	RY7020A1100	・I/Oモジュール	RY7010M0000
・I/Oモジュール	RY7040D0000	・DC24V電源	S82H-3124
・DC24V電源	S82H-3324	・DC12V電源	S82H-3512
・DC24V電源	S82H-3524	・マスターコントローラ	WY3110A001
・マスターコントローラ	WY3110A1001	・挿入形湿度発信器	HY7803T4000R
・センサープローブ	HY-S-01F	・ベーシックコントローラ	WY7111A1001
・ベーシックコントローラ	WY7111A1011	・VAVコントローラ	WY7106B1101
・VAVコントローラ用ブラケット	83152230-001	・リチウム電池	83975158-005
・弁操作器	VYY-605ND-01	・モジュートロールモータ	MY3000F0200
・ヨークキット	83161794-001	・弁操作器	83161791-101
・ワイヤレスセンサー	QY7106A1008	・ワイヤレスセンサー	QY7106A1032
・ワイヤレスリモコン	QY7107A1004	・ワイヤレスセンサーリモコン	QY7107A002
・小口径形単座調節弁	HLS-OH	・トップガイド形単座調節弁	HTS-OH
・冷却塔コントローラミッドコンプレッサー	R7010W1000		

③ その他の物品については、その都度協議の上決定する。

④ 特許庁が負担すべき物品を交換の際は、事前に特許庁に連絡し承諾を得ること。

(コ) 受注者は当該業務にあたって、設備またはその他の部品等に損害を与えぬように注意し、万一損害を与えた場合は速やかに修復すること。

なお、それに要する費用は、受注者の負担とする。

(サ) この仕様書に疑義を生じた場合は、総括管理業務責任者・受注者協議のうえ解決すること。

(特記事項)

本業務の遂行にあたり、受注者は以下の条件を満たすこと。

- ・ 電算機サーバー室を備えたオフィスビル等で、中央監視点 3000点以上の自動制御保守業務の作業実績を連続して3年以上の実績を有すること。
- ・ 中央監視の通信2重化システムの自動制御保守業務の作業実績を有すること。
- ・ 本業務においては、請負担当部署がISO9001及びISO14001の認証取得していること。

(5) 特許庁担当者

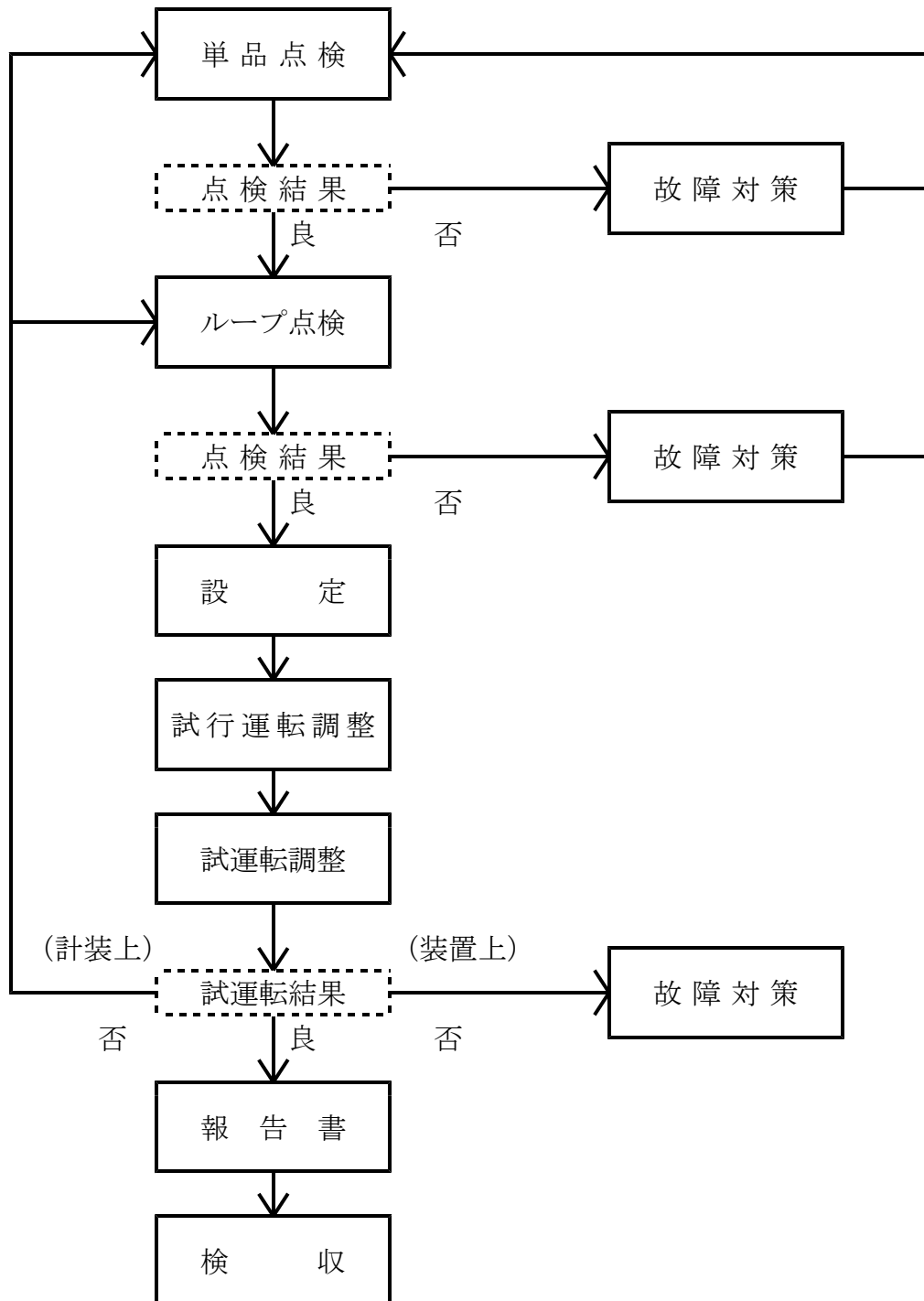
特許庁は、空調設備自動制御装置点検保守業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

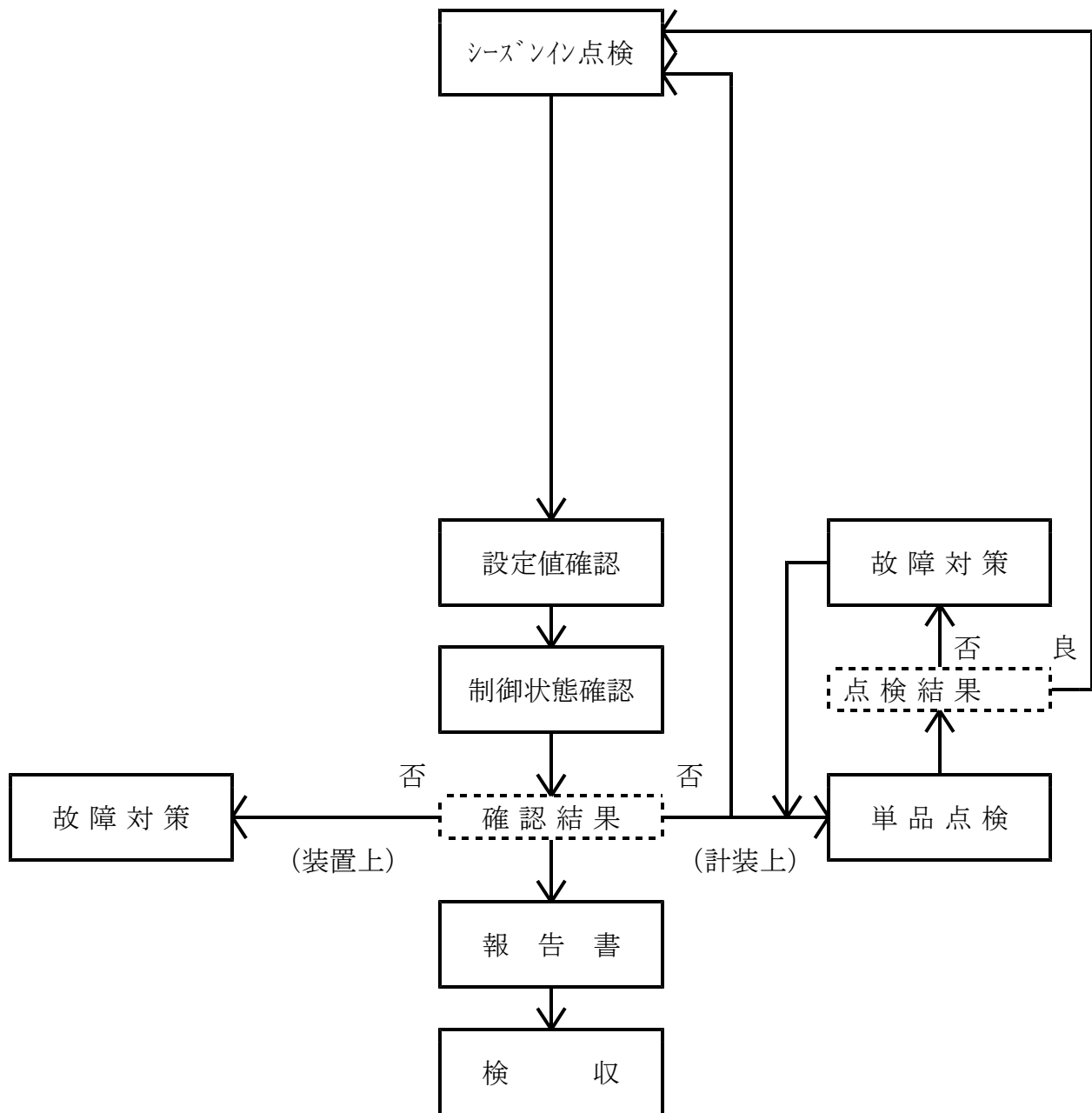
別添

点 検 保 守 詳 細

総合点検フロー



シーズン切換点検フロー



点検内容一覧

1. 設定値、制御パラメータの確認
2. 各系統における起動時制御状態の追従性の確認
3. 各系統における定常時制御状態の確認
4. 制御動作不具合系統の単体点検・故障対策
5. 制御性、追従性、不具合性の可視化した確認

点検項目一覧

A. 中央管制装置 (SAVICnet-EV)

1. MCU

- (1) 自動シャットダウン機能の確認
- (2) 各部のクリーンアップ
- (3) 自己診断プログラムによるハードウェア診断
- (4) ハードディスクドライブ/フロッピーディスクドライブ/光磁気ディスクドライブの機能確認
- (5) フロッピーディスクドライブ/光磁気ディスクドライブのヘッドクリーニング
- (6) インジケータの確認
- (7) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認
- (8) 冷却ファンの動作確認
- (9) ハードウェア構成の確認
- (10) エラー情報の確認
- (11) ハードディスクの空き容量の確認
- (12) 月 1 回の機能簡易診断

2. MCU分電ユニット (PDU)

- (1) 受電電圧の測定
- (2) 電源、接地端子等の締付確認
- (3) 各部のクリーンアップ
- (4) サージアブソーバの交換
- (5) 受電インジケータの確認
- (6) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認

3. MCU外部入出力ユニット (IOU)

- (1) 電源電圧の測定、調整
- (2) 各部のクリーンアップ
- (3) 各端子の締付確認
- (4) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認

4. 無停電電源装置 (UPS)

- (1) バックアップ動作の確認
- (2) 電源断検出機能の確認
- (3) UPS出力電圧測定
- (4) UPS外観点検

5. システム機能

- (1) 基本機能の確認
- (3) 外部入出力ユニット (IOU) の移報、ブザー停止機能の確認

6. キーボード／マウス

- (1) 動作点検 (キーボード、マウス)
- (2) 各部のクリーンアップ

7. CRT／LCD

- (1) 消磁
- (2) 設定要素の確認
 - ①色ズレ、色ムラの確認
 - ②フォーカス確認
 - ③コントラスト、画面サイズ、表示位置の確認、調整
- (3) 外観のクリーンアップ

8. U I C (設備統合コントローラ)

- (1) データバックアップファイルの作成
- (2) メモリバックアップ機能の確認
 - ①動作確認
 - ②バックアップバッテリー放電電圧測定
 - ③バックアップバッテリー外観点検
 - ④バックアップバッテリー定期交換
- (3) 電源断検出レベルの測定、調整
- (4) 電源電圧、リップルの測定、調整
- (5) 各部のクリーンアップ
- (6) インジケータの確認
- (7) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認
- (8) 冷却ファンの動作確認 (冷却ファン装着時のみ実施)
- (9) 冷却ファンの定期交換 (冷却ファン装着時のみ実施)
- (10) 自己診断プログラムによるハードウェア、通信状態の確認

9. ホストインターフェースマスタ

- (1) メモリバックアップ機能の確認
 - ①バックアップバッテリー放電電圧測定
 - ②バックアップバッテリー外観点検
 - ③バックアップバッテリー定期交換
- (2) 電源断検出機能の確認
- (3) 電源電圧の測定
- (4) 各部のクリーンアップ

- (5) インジケータの確認
- (6) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認
- (7) 各端子の締付確認
- (8) 冷却ファンの動作確認
- (9) 冷却ファンの定期交換

10. プリンタ

- (1) 外観点検
- (2) テスト印字による印字品質確認
- (3) 操作パネルの機能確認
- (4) 内部の異物、ほこり、汚れ除去
- (5) ケーブル、コネクタ類の装着状態確認
- (6) ネジ、ワッシャー、ナットの締付け確認

11. リモートユニット

- (1) データファイルのバックアップ作成
- (2) エラー情報の確認

12. ポイントデータ点検

- (1) デジタルポイント
 - ①伝送盤内の各端子コネクタ類の締付け確認
 - ②伝送盤内機器の電源電圧点検
 - ③伝送盤内のリレー及び部品の組付け状態確認
 - ④入出力信号状態変化による上位通信動作確認
- (2) アナログポイント
 - ①伝送盤内の各端子コネクタ類の締付け確認
 - ②伝送盤内機器の電源電圧点検
 - ③ファンクションカードの校正
 - ④センサのクリーンアップ
 - ⑤実測による指示値の校正
- (3) 積算ポイント
 - ①伝送盤内の各端子コネクタ類の締付け確認
 - ②伝送盤内機器の電源電圧点検
 - ③実測による指示値の校正
 - ④積算バックアップ機能の確認

B. 熱源・ローカル一般機器

電気式制御機器

1. 温度調節器・湿度調節器・圧力調節器

- (1) 外観目視点検及び取付状態の確認
- (2) 塵埃の除去
- (3) 配線端子のゆるみ点検及び増締
- (4) 内部機械的可動部分の動作確認
- (5) 比例帯又はディファレンシャルの調整
- (6) 実測に対する点検校正
- (7) 調節器と操作部等関連部とのループ作動点検調整
- (8) 規定値の設定
- (9) 最適値の設定
- (10) 実制御における制御状態での点検・確認・調整

2. 操作器

- (1) 外観目視点検及び取付状態の確認
- (2) 塵埃の除去
- (3) リンケージ組付状態の確認及びストローク調整・回転角度の点検
- (4) モータの回転作動・回転角度の点検
- (5) ポテンションメータ接触点の清掃及び点検
- (6) バランシングリレー作動点検
- (7) 調節器と操作器とのループ作動点検・調整
- (8) 実制御における制御状態での点検・確認・調整

3. 自動制御用調節弁

- (1) 外観目視点検及び取付状態の確認
- (2) 塵埃の除去
- (3) グランド部漏れ点検
- (4) バルブストローク作動点検及び閉止位置での漏れ点検・調整
- (5) 検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整
- (6) 実制御における制御状態での点検・確認・調整

電子式制御機器

1. 検出器・発信器

- (1) 外観目視点検及び取付状態の確認

- (2) 配線端子のゆるみ点検及び増締
- (3) 実測又は標準試験器による誤差点検及び校正
- (4) 検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整
- (5) 実制御における制御状態での点検・確認・調整

2. 調節計

- (1) 外観目視点検及び取付状態の確認
- (2) 塵埃の除去
- (3) 配線端子のゆるみ点検及び増締
- (4) 各設定の確認・調整（比例帯・積分値・微分値・不感帯・動作隙間）
- (5) 実測に対する点検校正
- (6) 検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整
- (7) 規定値の設定
- (8) 最適値の設定
- (9) 実制御における制御状態での点検・確認・調整

3. 調節計（プログラマブル式）

- (1) 外観目視点検及び取付状態の確認
- (2) 塵埃の除去
- (3) 配線端子のゆるみ点検及び増締
- (4) 電源電圧・各制御電圧の点検
- (5) 各ファイルのデリート状態及びエラー状態の確認
- (6) 軽故障・アラーム状態・システムエラー値の点検・確認
- (7) 制御パラメータ及び制御プログラムの作動の確認
- (8) 上位伝達状態の点検確認
- (9) 各入出力信号（発停・警報・アナログ）に対する調整計の作動点検
- (10) 実測に対する点検校正
- (11) 検出器又は発信器・調整計・操作部等関連部とのループ作動点検調整
- (12) 規定値の設定
- (13) 最適値の設定
- (14) 実制御における制御状態での点検・確認・調整

4. 変換器

- (1) 外観目視点検及び取付状態の確認
- (2) 塵埃の除去
- (3) 配線端子のゆるみ点検及び増締
- (4) 電源・電圧の点検

- (5) 標準試験器によるゼロ・スパン調整
- (6) 各設定に対する出力信号の点検・調整
- (7) 検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整
- (8) 実制御における制御状態での点検・確認・調整

5. 操作器

- (1) 外観目視点検及び取付状態の確認
- (2) 塵埃の除去
- (3) リンケージ組付状態の確認及びストローク調整・回転角度の調整
- (4) モータの回転作動・回転角度の点検
- (5) ポテンショメータ接触点の清掃及び点検
- (6) 検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整
- (7) 実制御における制御状態での点検・確認・調整

6. 自動制御用調節弁

- (1) 外観目視点検及び取付状態の確認
- (2) 塵埃の除去
- (3) グランド部漏れ点検
- (4) バルブストローク作動点検及び閉止位置での漏れ点検・調整
- (5) 検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整
- (6) 実制御における制御状態での点検・確認・調整

デジタル式制御機器

1. 温度発信器・湿度発信器

- (1) 外観目視点検及び取付状態の確認
- (2) 配線端子のゆるみ点検及び増締
- (3) 実測又は標準試験器による誤差点検及び点検校正
- (4) 伝送電圧の点検
- (5) コントローラとの伝送状態の点検確認
- (6) 検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整
- (7) 実制御における制御状態での点検・確認・調整

2. コントローラ

- (1) 外観目視点検及び取付状態の確認
- (2) 塵埃の除去
- (3) 配線端子のゆるみ点検及び増締
- (4) 電源電圧・各制御電圧の点検及びバックアップ電池の点検

- (5) 各ファイルデリート状態及びエラー状態の確認
- (6) 軽故障・アラーム状態・システムエラー値の点検・確認
- (7) 制御パラメータ及び制御プログラムの作動確認
- (8) 上位伝送状態の点検確認
- (9) 各センサー・変換器との伝送状態の点検・確認
- (10) アナログデータに対する誤差試験
- (11) 各入出力信号（発停・警報・アナログ）に対する調整計の作動点検
- (12) 発信器・コントローラ・変換器・操作部等関連部とのループ作動点検調整
- (13) 規定値の設定
- (14) 最適値の設定
- (15) 実制御における制御状態での点検・確認・調整

3. 変換器

- (1) 外観目視点検及び取付状態の確認
- (2) 塵埃の除去
- (3) 配線端子のゆるみ点検及び増締
- (4) 電源・電圧の点検
- (5) 標準試験器によるゼロ・スパン調整
- (6) 各設定に対する出力信号の点検・調整
- (7) 伝送電圧の点検
- (8) コントローラとの伝送状態の点検確認
- (9) 発信器・コントローラ・変換器・操作部等関連部とのループ作動点検調整
- (10) 実制御における制御状態での点検・確認・調整

4. 操作器

- (1) 外観目視点検及び取付状態の確認
- (2) 塵埃の除去
- (3) リンケージ組付状態の確認及びストローク調整・回転角度の調整
- (4) モータの回転作動・回転角度の点検
- (5) ポテンショメータ接触点の清掃及び点検
- (6) 伝送電圧の点検
- (7) コントローラとの伝送状態の点検確認
- (8) 発信器・コントローラ・変換器・操作部等関連部とのループ作動点検調整
- (9) 実制御における制御状態での点検・確認・調整

空気式制御機器

1. 操作器（部）

- （１）外観目視点検及び取付状態の確認
- （２）塵埃の除去
- （３）各エアー漏れの点検
- （４）ポジショナの作動点検・調節
- （５）ヨーク・ダンパリンクージ組付状態の確認及びストローク調節・回転角度の調整
- （６）アークチェータの作動能力点検
- （７）検出器・調節計・補器・操作部等関連部とのループ作動点検調整
- （８）実制御における制御状態での点検・確認・調整

2. 自動制御用調整弁

- （１）外観目視点検及び取付状態の確認
- （２）塵埃の除去
- （３）グラント部漏れ点検
- （４）バルブストローク作動点検及び閉止位置での漏れ点検・調整
- （５）検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部とのループ作動点検調整
- （６）実制御における制御状態での点検・確認・調整

管理計器

1. カロリーメーター

- （１）外観目視点検及び取付状態の確認
- （２）塵埃の除去
- （３）配線端子のゆるみ点検及び増締
- （４）流量発信器の出力波形の点検
- （５）標準試験器による演算出力信号の点検校正
- （６）温度検出器・流量検出器・受信部等関連部とのループ作動点検・調整
- （７）実測温度及び実流量に対する出力信号の確認・調整

2. CO濃度計

- （１）本体のクリーンアップ
- （２）外観・内観及び取付状態の点検
- （３）制御作動状態の点検

その他の機器

1. インバータ

- （１）塵埃の除去

- (2) 制御ボードの目視点検
- (3) コネクタ一点検及び端子の増締
- (4) 制御信号の点検と校正
- (5) 出力周波数の点検
- (6) 動力盤とのシーケンス点検
- (7) 調節器との組合せループ作動点検調整
- (8) 実制御における制御状態での点検・確認・調整

2. 風量調節器 (VAV)

- (1) 外観及び取付状態の点検
- (2) 調節器との組合せループ作動点検調整
- (3) 実制御における制御状態での点検・確認・調整

ローカル制御点検

1. センサ (検出器・発信器)

- (1) 設置環境及び取付位置・状態の確認
- (2) 配線端子の緩み点検及び増締め
- (3) クリーンアップ
- (4) 標準試験器による実測値との誤差点検及び校正

2. コントローラ

- (1) 外観目視点検
- (2) インジケータの確認
- (3) 配線端子、取付状態の緩み確認及び増締め
- (4) クリーンアップ
- (5) メモリバックアップバッテリーの外観点検及び交換年月の確認

3. 操作器 (バルブ、ダンパ)

- (1) 外観目視点検 (汚れ・損傷・漏れ等)
- (2) 配線端子、取付状態の緩み確認及び増締め
- (3) クリーンアップ

熱源制御動作点検

1. 冷温水発生器 (負荷熱量／流量、熱源機器稼働状況、ポンプ稼働状況、往温度／還温度の計測により実施)

熱量による台数制御状態の点検・確認

- ①実制御状態における制御精度の確認
- ②実制御状態における制御の安定性の確認
- ③適正な制御パラメータへの補正
- ④機器の動作確認

2. 2次ポンプ台数制御（負荷流量、二次ポンプ稼働状況、ヘッダー圧力、バイパス弁開度の計測により実施）

流量による台数制御状態の点検・確認

- ①実制御状態における制御精度の確認
- ②実制御状態における制御の安定性の確認
- ③適正な制御パラメータへの補正
- ④機器の動作確認

空調制御動作点検

（1）給気温度状態の点検・確認

- ①実制御状態における制御精度の確認
- ②実制御状態における制御の安定性の確認
- ③適正な制御パラメータへの補正
- ④機器の動作確認

（2）還気温度制御状態の点検・確認

- ①実制御状態における制御精度の確認
- ②実制御状態における制御の安定性の確認
- ③適正な制御パラメータへの補正
- ④機器の動作確認

（3）還気湿度制御状態の点検・確認

- ①実制御状態における制御精度の確認
- ②実制御状態における制御の安定性の確認
- ③適正な制御パラメータへの補正
- ④機器の動作確認

（4）ウォーミングアップ制御

- ①制御パラメータ及び制御プログラム・機器の動作確認

（5）空調機停止時のインターロック制御

- ①制御パラメータ及び制御プログラム・機器の動作確認

保 守 対 象 機 器 表

[illegible]

機 器 名	型 番	個 数	備 考
I/Oモジュール	RY7040D	2台	
I/Oモジュール	RY7000K	1台	
I/Oモジュール	RY7020A	1台	
VAV用IRC	WY7106B	15台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1台	
室内形温度検出器	T7090C	2台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	15台	
モジュロールモータ	M904F	3台	
弁リネージ	Q455C	3台	
単座弁	V5063A	3台	
ロータリー形電動二方弁	VY5110A	2台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	5台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2台	
インバータ	FR-F540-7.5K	1台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-5.5K	1台	三菱電機(株)製
VAV	*	21台	(株)クボタ製
(2)CP-1-EN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	2台	
I/Oモジュール	RY7000K	2台	
I/Oモジュール	RY7010M	2台	
I/Oモジュール	RY7040D	2台	
漏水検出器	RY101A	2台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2台	
モジュロールモータ	M904F	2台	
弁リネージ	Q455C	2台	
単座弁	V5063A	2台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2台	三菱電機(株)製
(3)CP-1-ES			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1台	
リピータモジュール	QY6201A	1台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	7台	
I/Oモジュール	RY7080D	2台	
I/Oモジュール	RY7040A	1台	
I/Oモジュール	RY7020F	5台	
I/Oモジュール	RY7080S	2台	
I/Oモジュール	RY7020M	1台	
I/Oモジュール	RY7040D	6台	
I/Oモジュール	RY7000K	2台	
I/Oモジュール	RY7020A	3台	
漏水検知器	WW-1200	2台	AVANZAR製
VAV用IRC	WY7106B	14台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1台	
室内形温度検出器	T7090C	4台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	14台	
モジュロールモータ	M904F	8台	
弁リネージ	Q455C	8台	
単座弁	V5063A	8台	
ロータリー形電動二方弁	VY5110A	2台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	5台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2台	
インバータ	FR-F540-7.5K	1台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-5.5K	1台	三菱電機(株)製
VAV	*	23台	(株)クボタ製
(4)CP-1-ES1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	4台	
I/Oモジュール	RY7000K	3台	
I/Oモジュール	RY7010M	3台	
I/Oモジュール	RY7040D	3台	
I/Oモジュール	RY7040A	1台	
I/Oモジュール	RY7020F	1台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
漏水検出器	RY101A	3台	
白金測温抵抗体	TY7700B	1台	
モジュロールモータ	M904F	3台	
弁リネージ	Q455C	3台	
単座弁	V5063A	3台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2台	三菱電機(株)製
室内形温度検出器	TY7090C	1台	
挿入形温度検出器	TY7800C	2台	
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	2台	
インバータ	FR-F540-1.5K	2台	三菱電機(株)製
(5)CP-1-WS			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1台	
リピータモジュール	QY6201A	1台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	2台	
I/Oモジュール	RY7080D	1台	
I/Oモジュール	RY7040A	1台	
I/Oモジュール	RY7020F	2台	
I/Oモジュール	RY7080S	1台	
I/Oモジュール	RY7020M	1台	
I/Oモジュール	RY7040D	1台	
VAV用IRC	WY7106B	15台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	15台	
モジュロールモータ	M904F	2台	
弁リネージ	Q455C	2台	
単座弁	V5063A	2台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	5台	
補助ポテンショメータ	QY9000A	2台	
インバータ	FR-F540-7.5K	2台	三菱電機(株)製
VAV	*	24台	(株)クボタ製
(6)CP-1-WS1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	3台	
I/Oモジュール	RY7000K	3台	
I/Oモジュール	RY7010M	3台	
I/Oモジュール	RY7040D	3台	
漏水検出器	RY101A	2台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3台	
モジュロールモータ	M904F	3台	
弁リネージ	Q455C	3台	
単座弁	V5063A	3台	
インバータ	FR-F540-3.7K	3台	三菱電機(株)製
(7)CP-1-WN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	3台	
I/Oモジュール	RY7080D	2台	
I/Oモジュール	RY7040A	1台	
I/Oモジュール	RY7020F	2台	
I/Oモジュール	RY7080S	1台	
I/Oモジュール	RY7020M	1台	
I/Oモジュール	RY7040S	1台	
I/Oモジュール	RY7020A	1台	
I/Oモジュール	RY7040D	1台	
I/Oモジュール	RY7000K	1台	
VAV用IRC	WY7106B	16台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1台	
室内形温度検出器	TY7090C	1台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17台	
モジュロールモータ	M904F	3台	
弁リネージ	Q455C	3台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
単座弁	V5063A	3 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-7.5K	2 台	三菱電機(株)製
VAV	*	22 台	(株)クボタ製
(8)CP-1-WN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7000K	3 台	
I/Oモジュール	RY7010M	3 台	
I/Oモジュール	RY7040D	3 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3 台	
モジュロールモータ	M904F	3 台	
弁リレー	Q455C	3 台	
単座弁	V5063A	3 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	3 台	三菱電機(株)製
(9)CP-1-ETC			
(基本保守)			
湿度調節器	H615A	2 台	
(10)CP-2-EN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7080D	1 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	3 台	
VAV用IRC	WY7106B	15 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	3 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	15 台	
モジュロールモータ	M904F	5 台	
弁リレー	Q455C	5 台	
単座弁	V5063A	5 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	30 台	(株)クボタ製
(11)CP-2-EN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	5 台	
I/Oモジュール	RY7010M	5 台	
I/Oモジュール	RY7040R	5 台	
漏水検知器	WLS302	3 台	
挿入形温度検出器	TY7800C	5 台	
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	5 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	5 台	三菱電機(株)製
(12)CP-2-ES			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
I/Oモジュール	RY7020F	2台	
I/Oモジュール	RY7080S	1台	
I/Oモジュール	RY7020M	1台	
I/Oモジュール	RY7040S	1台	
I/Oモジュール	RY7040D	3台	
I/Oモジュール	RY7000K	3台	
VAV用IRC	WY7106B	15台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1台	
室内形温度検出器	T7090C	3台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	15台	
モジュロールモータ	M904F	5台	
弁リレー	Q455C	5台	
単座弁	V5063A	5台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2台	
インバータ	FR-F540-7.5K	1台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-5.5K	1台	三菱電機(株)製
VAV	*	21台	(株)クボタ製
(13)CP-2-ES1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	3台	
I/Oモジュール	RY7000K	3台	
I/Oモジュール	RY7010M	2台	
I/Oモジュール	RY7040D	3台	
漏水検出器	RY101A	1台	
漏水検知器	WW-1200	1台	AVANZAR製
白金測温抵抗体	TY7700B	2台	
モジュロールモータ	M904F	2台	
弁リレー	Q455C	2台	
単座弁	V5063A	2台	
インバータ	FR-F540-3.7K	3台	三菱電機(株)製
室内形温度検出器	T7090C	1台	
ロータリー形電動二方弁	VY5110A	1台	
(14)CP-2-WS			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	2台	
I/Oモジュール	RY7080D	1台	
I/Oモジュール	RY7040A	1台	
I/Oモジュール	RY7020F	2台	
I/Oモジュール	RY7080S	1台	
I/Oモジュール	RY7020M	1台	
I/Oモジュール	RY7040D	1台	
VAV用IRC	WY7106B	15台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	15台	
モジュロールモータ	M904F	2台	
弁リレー	Q455C	2台	
単座弁	V5063A	2台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2台	
インバータ	FR-F540-7.5K	1台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-5.5K	1台	三菱電機(株)製
VAV	*	16台	(株)クボタ製
(15)CP-2-WN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1台	
リピータモジュール	QY6201A	1台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	2台	
I/Oモジュール	RY7080D	1台	
I/Oモジュール	RY7040A	1台	
I/Oモジュール	RY7020F	2台	
I/Oモジュール	RY7080S	1台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
VAV用IRC	WY7106B	15 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	15 台	
モジュロールモータ	M904F	1 台	
コントロールモータ	MY3000F	1 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-5.5K	2 台	三菱電機(株)製
VAV	*	31 台	(株)クボタ製
(16)CP-2-WN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	5 台	
I/Oモジュール	RY7010M	5 台	
I/Oモジュール	RY7040R	5 台	
漏水検知器	WLS302	3 台	
挿入形温度検出器	TY7800C	5 台	
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	5 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	5 台	三菱電機(株)製
(17)CP-3-EN			通信二重化
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	2 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	3 台	
I/Oモジュール	RY7000K	3 台	
ダイヤラック指示調節計	R7660C	1 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
室内形温度検出器	T7090C	3 台	
露点発信器	HY7016C	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
モジュロールモータ	M904F	6 台	
弁リネージ	Q455C	6 台	
単座弁	V5063A	6 台	
小形電動ボール弁	VY6051A	1 台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	3 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
(18)CP-3-EN1			通信二重化
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	16 台	
I/Oモジュール	RY7000N	2 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	2 台	
I/Oモジュール	RY7010H	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	14 台	
I/Oモジュール	RY7040D	14 台	
プログラマブルコントローラ	SYSMAC-C120	1 台	オムロン(株)製
漏水検出器	RY101A	4 台	
DC24V電源	S82H	1 台	オムロン(株)製
白金測温抵抗体	TY7700B	14 台	
室内形温度検出器	T7090C	10 台	
室内形湿度検出器	H7091A	4 台	
モジュロールモータ	M904F	14 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
弁リネージ	Q455C	14 台	
単座弁	V5063A	14 台	
(19)CP-3-ES			通信二重化
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	7 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	4 台	
I/Oモジュール	RY7010F	1 台	
I/Oモジュール	RY7080S	2 台	
I/Oモジュール	RY7040D	6 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
I/Oモジュール	RY7020A	2 台	
ダイヤラック指示調節計	R7660C	1 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
室内形温度検出器	T7090C	6 台	
露点発信器	HY7016C	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
モジュロールモータ	M904F	11 台	
弁リネージ	Q455C	11 台	
単座弁	V5063A	11 台	
小形電動ボール弁	VY6051A	1 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ボテンシメータ	QY9000A	2 台	
(20)CP-3-ES1			通信二重化
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	10 台	
I/Oモジュール	RY7000N	2 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	2 台	
I/Oモジュール	RY7010H	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	8 台	
I/Oモジュール	RY7040D	8 台	
プログラマブルコントローラ	SYSMAC-C120	1 台	オムロン(株)製
漏水検出器	RY101A	4 台	
DC24V電源	S82H	1 台	オムロン(株)製
空調機運転順序設定器	A7PH-203	2 台	オムロン(株)製
白金測温抵抗体	TY7700B	8 台	
室内形温度検出器	T7090C	10 台	
室内形湿度検出器	H7091A	4 台	
モジュロールモータ	M904F	8 台	
弁リネージ	Q455C	8 台	
単座弁	V5063A	8 台	
(21)CP-3-WS			通信二重化
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7080D	3 台	
I/Oモジュール	RY7040A	2 台	
I/Oモジュール	RY7020F	4 台	
I/Oモジュール	RY7010M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040S	2 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
I/Oモジュール	RY7000K	1 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
ダイヤラック指示調節計	R7660C	1 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3 台	
室内形温度検出器	T7090C	1 台	
露点発信器	HY7016C	2 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
モジュロールモータ	M904F	6 台	
弁リネージ	Q455C	6 台	
単座弁	V5063A	6 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	3 台	
補助ボテンショメータ	QY9000A	2 台	
(22)CP-3-WS1			通信二重化
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	12 台	
I/Oモジュール	RY7000N	2 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	2 台	
I/Oモジュール	RY7010H	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	10 台	
I/Oモジュール	RY7040D	10 台	
プログラマブルコントローラ	SYSMAC-C120	1 台	オムロン(株)製
漏水検出器	RY101A	4 台	
DC24V電源	S82H	1 台	オムロン(株)製
空調機運転順序設定器	A7PH-203	2 台	オムロン(株)製
白金測温抵抗体	TY7700B	10 台	
室内形温度検出器	T7090C	10 台	
室内形湿度検出器	H7091A	4 台	
モジュロールモータ	M904F	10 台	
弁リネージ	Q455C	10 台	
単座弁	V5063A	10 台	
(23)CP-3-WN			通信二重化
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	1 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7010F	1 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
ダイヤラバック指示調節計	R7660C	1 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
露点発信器	HY7016C	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
モジュロールモータ	M904F	3 台	
弁リネージ	Q455C	3 台	
単座弁	V5063A	3 台	
小形電動ボール弁	VY6051A	1 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	3 台	
補助ボテンショメータ	QY9000A	2 台	
(24)CP-3-WN1			通信二重化
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	16 台	
I/Oモジュール	RY7000N	2 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	2 台	
I/Oモジュール	RY7010H	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	14 台	
I/Oモジュール	RY7040D	14 台	
プログラマブルコントローラ	SYSMAC-C120	1 台	オムロン(株)製
漏水検出器	RY101A	5 台	
漏水検知器	WW-1200	2 台	AVANZAR製
DC24V電源	S82H	1 台	オムロン(株)製
空調機運転順序設定器	A7PH-203	2 台	オムロン(株)製

機 器 名	型 番	個 数	備 考
白金測温抵抗体	TY7700B	14台	
室内形温度検出器	T7090C	10台	
室内形湿度検出器	H7091A	4台	
モジュロールモータ	M904F	13台	
コントロールモータ	MY3000F	1台	
弁リネージ	Q455C	14台	
単座弁	V5063A	14台	
(25)CP-4-EN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1台	
リピータモジュール	QY6201A	1台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4台	
I/Oモジュール	RY7080D	2台	
I/Oモジュール	RY7040A	1台	
I/Oモジュール	RY7020F	2台	
I/Oモジュール	RY7080S	1台	
I/Oモジュール	RY7020M	1台	
I/Oモジュール	RY7040S	1台	
I/Oモジュール	RY7040T	1台	
I/Oモジュール	RY7040D	2台	
I/Oモジュール	RY7000K	2台	
VAV用IRC	WY7106B	16台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1台	
室内形温度検出器	T7090C	2台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	16台	
モジュロールモータ	M904F	4台	
弁リネージ	Q455C	4台	
単座弁	V5063A	4台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2台	
インバータ	FR-F540-11K	1台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1台	三菱電機(株)製
DC24V電源	RY7910D	1台	
電磁カウンタ	NW14-1-X	1台	
VAV	*	22台	(株)クボタ製
(26)CP-4-EN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	2台	
I/Oモジュール	RY7000K	2台	
I/Oモジュール	RY7010M	2台	
I/Oモジュール	RY7040D	2台	
漏水検出器	RY101A	2台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2台	
モジュロールモータ	M904F	2台	
弁リネージ	Q455C	2台	
単座弁	V5063A	2台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2台	三菱電機(株)製
(27)CP-4-ES			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1台	
リピータモジュール	QY6201A	1台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	6台	
I/Oモジュール	RY7080D	1台	
I/Oモジュール	RY7040A	1台	
I/Oモジュール	RY7020F	2台	
I/Oモジュール	RY7080S	1台	
I/Oモジュール	RY7020M	1台	
I/Oモジュール	RY7040R	2台	
I/Oモジュール	RY7040D	4台	
I/Oモジュール	RY7000K	4台	
VAV用IRC	WY7106B	17台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1台	
室内形温度検出器	T7090C	4台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	6 台	
弁リネージ	Q455C	6 台	
単座弁	V5063A	6 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	23 台	(株)クボタ製
(28)CP-4-ES1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
I/Oモジュール	RY7010M	2 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
(29)CP-4-WS			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	16 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	16 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リネージ	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	22 台	(株)クボタ製
(30)CP-4-WS1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
I/Oモジュール	RY7010M	2 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
(31)CP-4-WN			

機 器 名	型 番	個 数	備 考
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
I/Oモジュール	RY7010M	1 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ボテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	23 台	(株)クボタ製
(32)CP-4-WN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
I/Oモジュール	RY7010M	2 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
(33)CP-5-EN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040S	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リレー	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ボテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	23 台	(株)クボタ製
(34)CP-5-EN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
I/Oモジュール	RY7000K	2台	
I/Oモジュール	RY7010M	2台	
I/Oモジュール	RY7040D	2台	
漏水検出器	RY101A	2台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2台	
モジュロールモータ	M904F	2台	
弁リネージ	Q455C	2台	
単座弁	V5063A	2台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2台	三菱電機(株)製
(35)CP-5-ES			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1台	
リピータモジュール	QY6201A	1台	
IDGP	WY7210A	1台	
I/Oモジュール	RY7240T	3台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	7台	
I/Oモジュール	RY7080D	2台	
I/Oモジュール	RY7040A	2台	
I/Oモジュール	RY7020F	2台	
I/Oモジュール	RY7080S	1台	
I/Oモジュール	RY7020M	6台	
I/Oモジュール	RY7040S	1台	
I/Oモジュール	RY7040D	4台	
I/Oモジュール	RY7000K	4台	
I/Oモジュール	RY7020A	1台	
漏水検出器	RY101A	3台	
VAV用IRC	WY7106B	8台	
FCU用IRC	WY7105B	3台	
DC24V電源	S82H	1台	オムロン(株)製
白金測温抵抗体	TY7700B	5台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1台	
室内形温度検出器	T7090C	5台	
ネオパネル(ワイヤレス)受信器	QY7107A	3台	
ネオパネル(ワイヤレス)送信器	QY7106A	3台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	8台	
モジュロールモータ	M904F	7台	
弁リネージ	Q455C	7台	
単座弁	V5063A	7台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	3台	
補助ポテンショメータ	QY9000A	2台	
インバータ	FR-F540-11K	1台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-3.7K	1台	三菱電機(株)製
電磁カウンタ	NW14-1-X	9台	
VAV	*	13台	(株)クボタ製
(36)CP-5-WS			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1台	
リピータモジュール	QY6201A	1台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	6台	
I/Oモジュール	RY7080D	2台	
I/Oモジュール	RY7040A	2台	
I/Oモジュール	RY7020F	2台	
I/Oモジュール	RY7080S	1台	
I/Oモジュール	RY7020M	7台	
I/Oモジュール	RY7040S	1台	
I/Oモジュール	RY7040D	2台	
I/Oモジュール	RY7000K	2台	
I/Oモジュール	RY7020A	1台	
VAV用IRC	WY7106B	8台	
FCU用IRC	WY7105B	3台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1台	
室内形温度検出器	T7090C	4台	
ネオパネル(ワイヤレス)受信器	QY7107A	3台	
ネオパネル(ワイヤレス)送信器	QY7106A	3台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	11台	
モジュロールモータ	M904F	6台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
弁リネージ	Q455C	6 台	
単座弁	V5063A	6 台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	3 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-3.7K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	14 台	(株)クボタ製
(37)CP-5-WS1 (EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
I/Oモジュール	RY7000K	1 台	
漏水検出器	RY101A	1 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	1 台	
モジュロールモータ	M904F	1 台	
弁リネージ	Q455C	1 台	
単座弁	V5063A	1 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	1 台	三菱電機(株)製
(38)CP-5-WN (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	23 台	(株)クボタ製
(39)CP-5-WN1 (EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
I/Oモジュール	RY7010M	2 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
(40)CP-5-ETC (基本保守)			
電動ボール弁	VY6100C	2 台	
(41)CP-6-EN (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040S	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	16 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	16 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リレー	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	28 台	(株)クボタ製
(42)CP-6-EN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
I/Oモジュール	RY7010M	4 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
アクティバル電動二方弁	VY5111F	2 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	2 台	三菱電機(株)製
挿入形温度センサ	TY7803Z	1 台	
(43)CP-6-ES			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	6 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040S	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	4 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	6 台	
弁リレー	Q455C	6 台	
単座弁	V5063A	6 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	23 台	(株)クボタ製
(44)CP-6-ES1			
(EV総合サービス)			

機 器 名	型 番	個 数	備 考
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
I/Oモジュール	RY7010M	2 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
(45)CP-6-WS			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	16 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	16 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リレー	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形タンク操作器	MY6040A	5 台	
補助ボテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	25 台	(株)クボタ製
(46)CP-6-WS1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7000K	3 台	
I/Oモジュール	RY7010M	3 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
挿入形温度センサ	TY7803Z	1 台	
アクティブ電動二方弁	VY5111F	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
(47)CP-6-WN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	29 台	(株)クボタ製
(48)CP-6-WN1 (EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
I/Oモジュール	RY7010M	4 台	
I/Oモジュール	RY7040D	3 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
白金測温抵抗体	TY7700C	1 台	
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	2 台	三菱電機(株)製
挿入形温度センサ	TY7803Z	1 台	
アクティバル電動二方弁	VY5111F	1 台	
(49)CP-7-EN (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040S	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロロールモータ	M904F	4 台	
弁リネージ	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
操作器	CR-10A	2 台	(株)オーケーエム製
パタフライ弁	M-515	2 台	(株)オーケーエム製
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	23 台	(株)クボタ製
(50)CP-7-EN1 (EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
I/Oモジュール	RY7010M	2 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
(51)CP-7-ES (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	6 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	2 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040S	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	4 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	6 台	
弁リネージ	Q455C	6 台	
単座弁	V5063A	6 台	
バルフ操作器	MT-10-K	2 台	東洋バルフ(株)製
バルフ操作器	MT-9-K	2 台	東洋バルフ(株)製
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ボテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	32 台	(株)クボタ製
(52)CP-7-ES1 (EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	5 台	
I/Oモジュール	RY7010M	5 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	3 台	
アクティバル電動二方弁	VY5111F	3 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	3 台	三菱電機(株)製
(53)CP-7-WS (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	16 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	16 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リネージ	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ボテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	31 台	(株)クボタ製
(54)CP-7-WS1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
I/Oモジュール	RY7010M	5 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
I/Oモジュール	RY7010F	1 台	
I/Oモジュール	RY7020A	1 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
ロータリ形電動二方弁	VY5110A	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	3 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	2 台	
アクティブ電動二方弁	VY5111F	2 台	
(55)CP-7-WN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ボテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	32 台	(株)クボタ製
(56)CP-7-WN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	3 台	
I/Oモジュール	RY7010M	5 台	
I/Oモジュール	RY7040D	5 台	
I/Oモジュール	RY7010F	2 台	
I/Oモジュール	RY7020A	2 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	4 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製

機 器 名	型 番	個 数	備 考
ロータリー形電動二方弁	VY5110A	2 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	3 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
アクティブ形電動二方弁	VY5111F	1 台	
(57)CP-8-EN (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	3 台	
I/Oモジュール	RY7000K	3 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	3 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	5 台	
弁リレー	Q455C	5 台	
単座弁	V5063A	5 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	23 台	(株)クボタ製
(58)CP-8-EN1 (EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
I/Oモジュール	RY7010M	2 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
(59)CP-8-ES (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	6 台	
I/Oモジュール	RY7080D	1 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	4 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	6 台	
弁リレー	Q455C	6 台	
単座弁	V5063A	6 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製

機 器 名	型 番	個 数	備 考
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	23 台	(株)クボタ製
(60)CP-8-ES1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7000K	3 台	
I/Oモジュール	RY7010M	3 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
挿入形温度センサ	TY7803Z	1 台	
アクティブ電動二方弁	VY5111J	1 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
(61)CP-8-WS			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	3 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
I/Oモジュール	RY7010M	1 台	
漏水検知器	WW-1200	2 台	AVANZAR製
VAV用IRC	WY7106B	16 台	
FCU用IRC	WY7105B	1 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
ネオパネ(ワイヤレス)受信器	QY7107A	1 台	
ネオパネ(ワイヤレス)送信器	QY7106A	1 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リレー	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ボテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	22 台	(株)クボタ製
(62)CP-8-WS1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
I/Oモジュール	RY7010M	2 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
(63)CP-8-WN			
(EV総合サービス)			

機 器 名	型 番	個 数	備 考
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	23 台	(株)クボタ製
(64)CP-8-WN1 (EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
I/Oモジュール	RY7010M	2 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
(65)CP-9-EN (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	3 台	
I/Oモジュール	RY7040A	2 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	2 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040S	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7000K	1 台	
VAV用IRC	WY7106B	16 台	
DC24V電源	S82H	1 台	オムロン(株)製
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
Pt測温抵抗体	NETSUGAKU	2 台	(株)東京熱学製
白金測温抵抗体	TY7701B	1 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
温度調節器	T675A	1 台	
アキュタット調節器	L6006A	1 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	16 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
コントロールモータ	MY3000F	1 台	
弁リレー	Q455C	3 台	
単座弁	V5063A	3 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
小形電動ボール弁	VY6020A	11 台	
電磁カウンタ	NW14-1-X	2 台	
VAV	*	22 台	(株)クボタ製

機 器 名	型 番	個 数	備 考
(66)CP-9-EN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
I/Oモジュール	RY7010M	2 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
(67)CP-9-ES			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リレーモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	6 台	
I/Oモジュール	RY7080D	1 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	4 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	6 台	
弁リレー	Q455C	6 台	
単座弁	V5063A	6 台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	32 台	㈱クボタ製
(68)CP-9-ES1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	5 台	
I/Oモジュール	RY7010M	5 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
ロータリ形電動二方弁	VY5111A	2 台	
インバータ	FR-F540-2.2K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度センサ	TY7803Z	1 台	
アクティブ電動二方弁	VY5111F	1 台	
インバータ	FR-A540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
(69)CP-9-WS			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リレーモジュール	QY6201A	1 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リレー	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
露点発信器	HY7016C	1 台	
VAV	*	29 台	(株)クボタ製
(70)CP-9-WS1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
I/Oモジュール	RY7010M	4 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
ロータリー形電動二方弁	VY5110A	1 台	
インバータ	FR-F540-2.2K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
(71)CP-9-WN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	2 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	2 台	
I/Oモジュール	RY7020M	2 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
I/Oモジュール	RY7020A	1 台	
VAV用IRC	WY7106B	13 台	
FCU用IRC	WY7105B	2 台	
DC24V電源	S82H	1 台	オムロン(株)製
白金測温抵抗体	TY7700B	4 台	
Pt測温抵抗体	NETSUGAKU	3 台	(株)東京熱学製
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
ネオパネル(ワイヤレス)受信器	QY7107A	2 台	
ネオパネル(ワイヤレス)送信器	QY7106A	1 台	
リモコンユニット	QY7105A	1 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	13 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
小形電動ボール弁	VY6020A	11 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
VAV	*	13 台	(株)クボタ製
(72)CP-10-EN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040S	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	16 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	16 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リネージ	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポンプレモータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	28 台	(株)クボタ製
(73)CP-10-EN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
I/Oモジュール	RY7010M	4 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	2 台	
インバータ	FR-F440-2.2K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
(74)CP-10-ES			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	6 台	
I/Oモジュール	RY7080D	1 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	4 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
モジュロールモータ	M904F	6 台	
弁リネージ	Q455C	6 台	
単座弁	V5063A	6 台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	32 台	(株)クボタ製
(75)CP-10-ES1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	5 台	
I/Oモジュール	RY7010M	5 台	
I/Oモジュール	RY7040R	2 台	
I/Oモジュール	RY7040D	3 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	2 台	
インバータ	FR-F440-2.2K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度センサ	TY7803Z	1 台	
アクティブ電動二方弁	VY5111F	1 台	
インバータ	FR-A540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
(76)CP-10-WS			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	16 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
酸素センサー白金薄膜素子	TY7095A	16 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リネージ	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	31 台	(株)クボタ製
(77)CP-10-WS1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	5 台	
I/Oモジュール	RY7010M	5 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	4 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
ロータリー形電動二方弁	VY5110A	1 台	
インバータ	FR-F440-2.2K	2 台	三菱電機(株)製
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	2 台	
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
(78)CP-10-WN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7010M	1 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
FCU用IRC	WY7105B	1 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
ネオパネル(ワイヤレス)受信器	QY7107A	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	26 台	(株)クボタ製
(79)CP-10-WN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7000K	3 台	
I/Oモジュール	RY7010M	3 台	
I/Oモジュール	RY7040D	3 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
(80)CP-11-EN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リネージ	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	32 台	(株)クボタ製
(81)CP-11-EN1 (EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	5 台	
I/Oモジュール	RY7010M	5 台	
I/Oモジュール	RY7040D	5 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
漏水検知器	WLS302	1 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	3 台	
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	3 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	3 台	三菱電機(株)製
(82)CP-11-ES (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リレーモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	6 台	
I/Oモジュール	RY7080D	1 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	4 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	6 台	
弁リネージ	Q455C	6 台	
単座弁	V5063A	6 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	32 台	(株)クボタ製
(83)CP-11-ES1 (EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	5 台	
I/Oモジュール	RY7010M	5 台	
I/Oモジュール	RY7040R	2 台	
I/Oモジュール	RY7040D	3 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製

機 器 名	型 番	個 数	備 考
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	2 台	
インバータ	FR-F440-2.2K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度センサ	TY7803Z	1 台	
アクティブ形電動二方弁	VY5111F	1 台	
インバータ	FR-A540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
(84)CP-11-WS			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	16 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	TY7090C	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	16 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リレー	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	28 台	(株)クボタ製
(85)CP-11-WS1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
I/Oモジュール	RY7010M	4 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	3 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	4 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
ロータリー形電動二方弁	VY5110A	2 台	
インバータ	FR-F440-2.2K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-2.2K	1 台	三菱電機(株)製
(86)CP-11-WN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	2 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
VAV用IRC	WY7106B	18 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
ネオパネル(ワイヤレス)受信器	QY7107A	1 台	
ネオパネル(ワイヤレス)送信器	QY7106A	1 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	32 台	(株)クボタ製
(87)CP-11-WN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	5 台	
I/Oモジュール	RY7010M	5 台	
I/Oモジュール	RY7040D	5 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
漏水検知器	WLS302	1 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	1 台	
インバータ	FR-F440-2.2K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度センサ	TY7803Z	2 台	
アクティブ電動二方弁	VY5111F	2 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-A540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
(88)CP-12-EN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リネージ	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	29 台	(株)クボタ製
(89)CP-12-EN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
I/Oモジュール	RY7010M	4 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
ロータリー形電動二方弁	VY5110A	1 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
インバータ	FR-F440-2.2K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
(90)CP-12-ES (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	6 台	
I/Oモジュール	RY7080D	1 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	4 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	6 台	
弁リレー	Q455C	6 台	
単座弁	V5063A	6 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	29 台	(株)クボタ製
(91)CP-12-ES1 (EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
I/Oモジュール	RY7010M	4 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	3 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	4 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	2 台	
インバータ	FR-F440-2.2K	2 台	三菱電機(株)製
(92)CP-12-WS (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	6 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
I/Oモジュール	RY7040S	2 台	
I/Oモジュール	RY7020A	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	16 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	4 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	16 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
弁リネージ	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポンテンシメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	28 台	(株)クボタ製
(93)CP-12-WS1 (EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
I/Oモジュール	RY7010M	4 台	
I/Oモジュール	RY7040R	2 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	2 台	
インバータ	FR-F440-2.2K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
(94)CP-12-WN (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7010M	1 台	
VAV用IRC	WY7106B	16 台	
FCU用IRC	WY7105B	1 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
ネオパネル(ワイヤレス)受信器	QY7107A	1 台	
リモコンユニット	QY7105A	1 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	16 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポンテンシメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	28 台	(株)クボタ製
(95)CP-12-WN1 (EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
I/Oモジュール	RY7010M	4 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	1 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度センサ	TY7803Z	1 台	
アクティブ電動二方弁	VY5111F	1 台	
インバータ	FR-A540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
(96)CP-13-EN (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リレー	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540J-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540J-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	29 台	(株)クボタ製
(97)CP-13-EN1 (EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
I/Oモジュール	RY7010M	4 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
漏水検知器	WLS302	1 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
ロータリー電動二方弁	VY5110A	1 台	
インバータ	FR-F440-2.2K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度センサ	TY7803Z	1 台	
アクティブ電動二方弁	VY5111F	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
(98)CP-13-ES (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	6 台	
I/Oモジュール	RY7080D	1 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	4 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
モジュロールモータ	M904F	6 台	
弁リネージ	Q455C	6 台	
単座弁	V5063A	6 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540J-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540J-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	32 台	(株)クボタ製
(99)CP-13-ES1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	5 台	
I/Oモジュール	RY7010M	5 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	4 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
ロータリー形電動二方弁	VY5110A	2 台	
インバータ	FR-F440-2.2K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-1.5K	2 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	1 台	
(100)CP-13-WS			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	18 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	TY7090C	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	18 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リネージ	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540J-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540J-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	33 台	(株)クボタ製
(101)CP-13-WS1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	5 台	
I/Oモジュール	RY7010M	5 台	
I/Oモジュール	RY7040R	2 台	
I/Oモジュール	RY7040D	3 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製

機 器 名	型 番	個 数	備 考
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	3 台	
インバータ	FR-F440-2.2K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	2 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	2 台	三菱電機(株)製
(102)CP-13-WN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
I/Oモジュール	RY7010M	1 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
FCU用IRC	WY7105B	1 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
ネオパネル(ワイヤレス)受信器	QY7107A	1 台	
リモコンユニット	QY7105A	1 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
直結形タンク操作器	MY6040A	5 台	
補助ポンプモータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540J-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540J-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	26 台	(株)クボタ製
(103)CP-13-WN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7000K	3 台	
I/Oモジュール	RY7010M	3 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
(104)CP-14-EN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
弁リレー	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540J-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540J-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	29 台	㈱クボタ製
(105)CP-14-EN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
I/Oモジュール	RY7010M	4 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	2 台	
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	2 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	2 台	三菱電機(株)製
(106)CP-14-ES			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	6 台	
I/Oモジュール	RY7080D	1 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	4 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	6 台	
弁リレー	Q455C	6 台	
単座弁	V5063A	6 台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540J-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-A540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	29 台	㈱クボタ製
(107)CP-14-ES1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
I/Oモジュール	RY7010M	4 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	3 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リレー	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	2 台	三菱電機(株)製
挿入形温度センサ	TY7803Z	1 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
アクティブ電動二方弁	VY5111F	1 台	
(108)CP-14-WS (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	4 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	18 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	18 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リリケージ	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540J-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540J-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	33 台	(株)クボタ製
(109)CP-14-WS1 (EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	5 台	
I/Oモジュール	RY7010M	5 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リリケージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	2 台	
インバータ	FR-F440-2.2K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	2 台	三菱電機(株)製
挿入形温度センサ	TY7803Z	1 台	
アクティブ電動二方弁	VY5111F	1 台	
(110)CP-14-WN (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
I/Oモジュール	RY7010M	1 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
FCU用IRC	WY7105B	1 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
ネオパネル(ワイヤレス)受信器	QY7107A	1 台	
リモコンユニット	QY7105A	1 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リリケージ	Q455C	2 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
単座弁	V5063A	2 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540J-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540J-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	29 台	(株)クボタ製
(111)CP-14-WN1 (EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
I/Oモジュール	RY7010M	4 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
ロータリー形電動二方弁	VY5111A	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	2 台	三菱電機(株)製
挿入形温度センサ	TY7803Z	1 台	
アクティバル電動二方弁	VY5111F	1 台	
(112)CP-15-EN (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	2 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040S	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
VAV用IRC	WY7106B	16 台	
DC24V電源	S82H	1 台	オムロン(株)製
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
温度調節器	T675A	2 台	
アカスタット調節器	L6006A	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	16 台	
モジュロールモータ	M904F	5 台	
コントロールモータ	MY3000F	1 台	
弁リネージ	Q455C	6 台	
単座弁	V5063A	6 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540J-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540J-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
電磁カウンタ	NW14-1-X	1 台	
VAV	*	22 台	(株)クボタ製
(113)CP-15-EN1 (EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7000K	3 台	
I/Oモジュール	RY7010M	3 台	
I/Oモジュール	RY7040D	3 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
単座弁	V5063A	2 台	
挿入形温度センサ	TY7803Z	1 台	
アクティブ電動二方弁	VY5111J	1 台	
インバータ	FR-F740-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
(114)CP-15-ES			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	6 台	
I/Oモジュール	RY7080D	1 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	5 台	
I/Oモジュール	RY7000K	4 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	4 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	6 台	
弁リネージ	Q455C	6 台	
単座弁	V5063A	6 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540J-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540J-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	23 台	(株)クボタ製
(115)CP-15-ES1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7000K	3 台	
I/Oモジュール	RY7010M	3 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度センサ	TY7803Z	1 台	
アクティブ電動二方弁	VY5111F	1 台	
(116)CP-15-WS			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	18 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	18 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
弁リネージ	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポンテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540J-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540J-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	24 台	(株)クボタ製
(117)CP-15-WS1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7000K	3 台	
I/Oモジュール	RY7010M	3 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度センサ	TY7803Z	1 台	
アクティブ電動二方弁	VY5111F	1 台	
(118)CP-15-WN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
I/Oモジュール	RY7010M	1 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
FCU用IRC	WY7105B	1 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
ネオパネル(ワイヤレス)受信器	QY7107A	1 台	
リモコンユニット	QY7105A	1 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	1 台	
コントロールモータ	MY3000F	1 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポンテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540J-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540J-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	23 台	(株)クボタ製
(119)CP-15-WN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
I/Oモジュール	RY7010M	2 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
(120)CP-16-EN			

機 器 名	型 番	個 数	備 考
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
IDGP	WY7210A	1 台	
I/Oモジュール	RY7240T	2 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	3 台	
I/Oモジュール	RY7040A	2 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	4 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	1 台	
I/Oモジュール	RY7010F	1 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
DC24V電源	S82H	1 台	オムロン(株)製
電磁カウンタ	NW14-1-X	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	14 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
Pt測温抵抗体	NETSUGAKU	4 台	(株)東京熱学製
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	1 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	14 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リレー	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
操作器	CR-10A	5 台	(株)オーケーエム製
パタフライ弁	M-515	5 台	(株)オーケーエム製
直結形ダンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540J-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540J-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
小形電動ボール弁	VY6020A	11 台	
VAV	*	17 台	(株)クボタ製
(121)CP-16-EN1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	1 台	
I/Oモジュール	RY7000K	1 台	
I/Oモジュール	RY7010M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
漏水検出器	RY101A	1 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	1 台	
ロータリー形電動二方弁	VY5110A	1 台	
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
(122)CP-16-ES			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	5 台	
I/Oモジュール	RY7080D	4 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	2 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	3 台	
I/Oモジュール	RY7000K	3 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	15 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	3 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	15 台	
モジュロールモータ	M904F	5 台	
弁リレー	Q455C	5 台	
単座弁	V5063A	5 台	
操作器	CR-10A	4 台	(株)オーケーエム製
パタフライ弁	M-515	4 台	(株)オーケーエム製

機 器 名	型 番	個 数	備 考
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540J-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540J-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	21 台	(株)クボタ製
(123)CP-16-ES1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
I/Oモジュール	RY7010M	2 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リリケジ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
(124)CP-16-WS			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	2 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
VAV用IRC	WY7106B	17 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	17 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リリケジ	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
操作器	CR-10A	6 台	(株)オーケーエム製
ハタフライ弁	M-515	6 台	(株)オーケーエム製
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ポテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540J-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
VAV	*	23 台	(株)クボタ製
(125)CP-16-WS1			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7000K	3 台	
I/Oモジュール	RY7010M	3 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
漏水検出器	RY101A	3 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リリケジ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
インバータ	FR-F540-3.7K	2 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-1.5K	1 台	三菱電機(株)製
挿入形温度検出器	TY7800C	1 台	
アクティバル電動二方弁	VY5111A	1 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
(126)CP-16-WN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7080D	2 台	
I/Oモジュール	RY7040A	2 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	3 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
I/Oモジュール	RY7020A	1 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
VAV用IRC	WY7106B	16 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
Pt測温抵抗体	NETSUGAKU	5 台	(株)東京熱学製
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
ネオセンサー白金薄膜素子	TY7095A	16 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リンクージ	Q455C	2 台	
単座弁	V5063A	2 台	
操作器	CR-10A	3 台	(株)オーケーエム製
バタフライ弁	M-515	3 台	(株)オーケーエム製
直結形タンパ操作器	MY6040A	5 台	
補助ボテンショメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540J-11K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-7.5K	1 台	三菱電機(株)製
小形電動ボール弁	VY6020A	11 台	
VAV	*	16 台	(株)クボタ製
(127)CP-P1-N			
(EV総合サービス)			
InflexGCベースモジュール	WY5111W	4 台	
InflexGDベースモジュール	WY5110W	1 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5002M	3 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5004A	4 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5004M	1 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5004P	4 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5008D	3 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5016R	1 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5016S	5 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5016T	2 台	
ミズコンプラス	RY7010W	7 台	
ニ位置式電動バタフライ弁	VY6971A	18 台	
ニ位置式電動バタフライ弁	VY6300A	3 台	
コントロールモーター	MY3000G	1 台	
弁リンクージ	Q455C	1 台	
三方弁	V5065A	1 台	
挿入型温度検出器	TY7830B	11 台	
電磁カウンタ	AC-NSA	17 台	北陽電機(株)製
インバータ	FRN7.5F1S-4J	8 台	富士電機機器制御(株)製
(128)CP-P2-ES			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	1 台	
I/Oモジュール	RY7080D	1 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020A	1 台	
室内形温度検出器	TY7090C	1 台	
インバータ	FR-F540J-0.75	1 台	三菱電機(株)製

機 器 名	型 番	個 数	備 考
(129)CP-P2-WN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	1 台	
I/Oモジュール	RY7080D	1 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7020A	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	1 台	
(130)CP-P2-ETC			
(基本保守)			
インバータ	FR-F540J-0.75	1 台	三菱電機(株)製
(131)CP-B3-W1			
(基本保守)			
アイソレータ	RY7800S	4 台	
DC24V電源	S82H	1 台	オムロン(株)製
液面指示計	TME152	4 台	鶴賀電気(株)製
電磁カウンタ	NW14-1-X	1 台	
液面計	ATL-303N	4 台	㈱工技研究所製
電動ボール弁	VY6100C	5 台	
(132)CP-B3-EN			
(基本保守)			
漏水検出器	RY101A	1 台	
DC24V電源	S82H	1 台	オムロン(株)製
電磁カウンタ	NW14-1-X	1 台	
(133)CP-B3-ES			通信二重化
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7020A	1 台	
I/Oモジュール	RY7010F	1 台	
I/Oモジュール	RY7010M	1 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	1 台	
アクションネータモータ	M940B	1 台	
単座弁	V5063A	1 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	1 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
(134)CP-B3-ES1			通信二重化
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
I/Oモジュール	RY7020A	1 台	
I/Oモジュール	RY7010F	1 台	
I/Oモジュール	RY7010M	1 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7080D	1 台	
I/Oモジュール	RY7000N	1 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	1 台	
アクションネータモータ	M940B	1 台	
単座弁	V5063A	1 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	1 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
(135)CP-B3-WS			通信二重化
(EV総合サービス)			

機 器 名	型 番	個 数	備 考
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
I/Oモジュール	RY7020A	1 台	
I/Oモジュール	RY7010F	1 台	
I/Oモジュール	RY7010M	1 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	1 台	
アクションエータモータ	M940B	1 台	
単座弁	V5063A	1 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	1 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
(136)CP-B3-WS1 (EV総合サービス)			通信二重化
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
I/Oモジュール	RY7020A	1 台	
I/Oモジュール	RY7010F	1 台	
I/Oモジュール	RY7010M	1 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	1 台	
アクションエータモータ	M940B	1 台	
単座弁	V5063A	1 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	1 台	
インバータ	FR-F540-11K	1 台	三菱電機(株)製
(137)CP-B3-WN (基本保守)			通信二重化
IDGP	WY7210A	1 台	
I/Oモジュール	RY7280S	2 台	
I/Oモジュール	RY7240A	1 台	
漏水検出器	RY101A	1 台	
インバータ	FR-F540-30K	1 台	三菱電機(株)製
(138)CP-B3-W2 (EV総合サービス)			
パラマトリクスⅢ	WY2001P	2 台	
パラマトリクスⅢ	WY2001Q	1 台	
パラマトリクスⅢ	WY2001R	2 台	
PMXⅢ用I/Oモジュール	RY2001S	5 台	
PMXⅢ用I/Oモジュール	RY2002S	23 台	
PMXⅢ用I/Oモジュール	RY2003S	10 台	
PMXⅢ用I/Oモジュール	RY2004S	9 台	
PMXⅢ用I/Oモジュール	RY2006S	20 台	
PMXⅢ用I/Oモジュール	RY2008S	28 台	
InflexGCベースモジュール	WY5111W	7 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5004A	10 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5004M	3 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5004P	16 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5016D	5 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5016R	1 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5016S	10 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5016T	1 台	
DC24V電源	RY792D	8 台	
デジタル指示調節計	R36TCOUA2100	16 台	
圧力発信器	PY7100A2008	7 台	
圧力発信器	PY7100A2016	2 台	
電磁流量計変換器	MGG10C	20 台	
電磁流量計検出器	MGG11F	20 台	
蒸気流量計	MVC32AC	1 台	
挿入形温度検出器	LY7101A	19 台	
挿入形温度検出器	TY7830B	41 台	
電動式バタフライ弁	VY6972A	5 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
電動式二方弁	VY5135K	1 台	
電動式二方弁	HCB	15 台	
電動式三方弁	HDT	3 台	
電動式三方弁	AMT	2 台	
制御弁用 電気式モーター	EA2R	2 台	
制御弁用 電気式モーター	EA3R	6 台	
制御弁用 電気式モーター	EA4R	9 台	
制御弁用 電気式モーター	EA5R	2 台	
蒸気流量計	MVC32AC	1 台	
インバータ	FR-F540-30K	7 台	三菱電機(株)製
インバータ	FRN55F1S-4J	4 台	富士電機機器制御(株)製
インバータ	FRN37F1S-4J	5 台	富士電機機器制御(株)製
インバータ	FRN110F1S-4J	1 台	富士電機機器制御(株)製
インバータ	FRN132F1S-4J	2 台	富士電機機器制御(株)製
(139)CP-B3-W3			
(EV総合サービス)			
パワマトリクスⅢ	WY2001P	1 台	
PMXⅢ用I/Oモジュール	RY2001S	1 台	
PMXⅢ用I/Oモジュール	RY2002S	5 台	
PMXⅢ用I/Oモジュール	RY2003S	2 台	
PMXⅢ用I/Oモジュール	RY2004S	2 台	
PMXⅢ用I/Oモジュール	RY2006S	1 台	
PMXⅢ用I/Oモジュール	RY2008S	4 台	
InflexGCベースモジュール	WY5111W	4 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5002M	2 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5004A	1 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5004M	1 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5004P	3 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5008D	1 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5016R	3 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5016S	1 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5016S	3 台	
Inflex用I/Oモジュール	RY5016T	2 台	
電磁流量計変換器	MGG10C	4 台	
電磁流量計検出器	MGG11F	4 台	
蒸気流量計	MVC32AC	6 台	
DC24V電源	RY792D	6 台	
差圧発信器	JTD930A	1 台	
挿入形温度検出器	LY7101A	6 台	
挿入形温度検出器	TY7701B	2 台	
挿入型温度調節器	T675A	2 台	
デジタル指示調節計	C40A5G0AS05000	2 台	
液面リレー	GY-Y-SL-42	2 台	
レベルスイッチ	GY-Y-FS-SS444ND	2 台	
電動式二方弁	HCB	4 台	
電動式二方弁	HTS	3 台	
制御弁用 電気式モーター	EA3R	4 台	
制御弁用 電気式モーター	EA4R	1 台	
制御弁用 電気式モーター	EA5	2 台	
電動式二方弁	VY5135K	2 台	
電動式三方弁	3374-1502-300100-00	1 台	
蒸気流量計	VXF1200	1 台	
電磁カウンタ	NW14-1-X	3 台	
インバータ	FRN30F1S-4J	3 台	富士電機機器制御(株)製
(140)CP-B3-E			
(EV総合サービス)			
アイソレータ	RY7800S	2 台	
ディストリビュータ	DS24B	2 台	
DC24V電源	S82H	1 台	オムロン(株)製
電磁カウンタ	NW14-1-X	3 台	
液面指示計	TME152	2 台	鶴賀電気(株)製
液面計	ATL-303N	2 台	(株)工技研究所製
電磁流量計	KIC20A	1 台	
電動ボール弁	VY6100C	3 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
(141)CP-B2-ETC			
(基本保守)			
湿度調節器	H615A	4 台	
インバータ	FR-F540-30K	1 台	三菱電機(株)製
(142)CP-B2-EN			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	3 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	1 台	
I/Oモジュール	RY7020A	2 台	
I/Oモジュール	RY7020F	1 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040S	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	3 台	
CO濃度発信器	CY7200A	1 台	
モジュロールモータ	M904F	3 台	
弁リレー	Q455C	3 台	
単座二方弁	HLS	2 台	
複座弁	V5064A	1 台	
インバータ	FR-F540-37K	2 台	三菱電機(株)製
(143)CP-B2-ES			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	6 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7020A	4 台	
I/Oモジュール	RY7010H	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7010F	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	6 台	
I/Oモジュール	RY7000K	2 台	
I/Oモジュール	RY7020M	3 台	
I/Oモジュール	RY7080D	1 台	
I/Oモジュール	RY7080S	3 台	
室内形温度検出器	T7090C	6 台	
室内形湿度検出器	H7091A	1 台	
CO濃度発信器	CY7200A	3 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リレー	Q455C	4 台	
単座二方弁	HLS	3 台	
単座弁	V5063A	1 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	3 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
インバータ	FR-F540-37K	4 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-22K	1 台	三菱電機(株)製
インバータ	FR-F540-45K	1 台	三菱電機(株)製
(144)CP-B1-W1			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	2 台	
IDGP	WY7210A	1 台	
I/Oモジュール	RY7240T	2 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	6 台	
I/Oモジュール	RY7080D	3 台	
I/Oモジュール	RY7040A	3 台	
I/Oモジュール	RY7020F	8 台	
I/Oモジュール	RY7080S	4 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
I/Oモジュール	RY7020A	2台	
I/Oモジュール	RY7000K	1台	
I/Oモジュール	RY7040S	1台	
DC24V電源	S82H	1台	オムロン(株)製
電子式積算熱量計	WTY700D	4台	
電磁カウンタ	NW14-1-X	4台	
白金測温抵抗体	TY7700B	10台	
Pt測温抵抗体	RB	8台	
室内形温度検出器	T7090C	1台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	3台	
アクションネータモータ	M940B	2台	
単座弁	V5063A	5台	
モジュロールモータ	M904F	8台	
弁リネージ	Q455C	9台	
単座二方弁	HTS	3台	
単座二方弁	HLS	3台	
モジュロールモータ	MY3000F	1台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	13台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	6台	
電磁流量計	KIX20A	4台	
インバータ	FR-F540-18.5K	1台	三菱電機(株)製
(145)CP-B1-EN (EV総合サービス)			通信二重化
マスターコントローラ	WY3110A	1台	
リピータモジュール	QY6201A	1台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	4台	
I/Oモジュール	RY7080D	1台	
I/Oモジュール	RY7040A	1台	
I/Oモジュール	RY7020F	4台	
I/Oモジュール	RY7010F	1台	
I/Oモジュール	RY7080S	1台	
I/Oモジュール	RY7040R	1台	
I/Oモジュール	RY7040D	3台	
I/Oモジュール	RY7000K	1台	
I/Oモジュール	RY7020A	2台	
ダイヤラック指示調節計	R7660C	1台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2台	
室内形温度検出器	T7090C	3台	
露点発信器	HY7016C	2台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1台	
モジュロールモータ	M904F	8台	
弁リネージ	Q455C	8台	
単座二方弁	HLS	5台	
単座弁	V5063A	3台	
小形電動ボール弁	VY6051A	1台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	3台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2台	
(146)CP-B1-EN1 (EV総合サービス)			通信二重化
マスターコントローラ	WY3110A	1台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	20台	
I/Oモジュール	RY7000N	3台	
I/Oモジュール	RY7080D	3台	
I/Oモジュール	RY7040A	3台	
I/Oモジュール	RY7010H	3台	
I/Oモジュール	RY7080S	6台	
I/Oモジュール	RY7000K	17台	
I/Oモジュール	RY7040D	17台	
プログラマブルコントローラ	SYSMAC-C120	2台	オムロン(株)製
漏水検出器	RY101A	6台	
DC24V電源	S82H	1台	オムロン(株)製
空調機運転順序設定器	A7PH-203	3台	オムロン(株)製
白金測温抵抗体	TY7700B	17台	
室内形温度検出器	T7090C	12台	
室内形湿度検出器	H7091A	6台	
モジュロールモータ	M904F	17台	
弁リネージ	Q455C	17台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
単座二方弁	HLS	12台	
単座弁	V5063A	5台	
(147)CP-B1-ES (EV総合サービス)			通信二重化
マスターコントローラ	WY3110A	1台	
リピータモジュール	QY6201A	1台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	3台	
I/Oモジュール	RY7080D	1台	
I/Oモジュール	RY7040A	1台	
I/Oモジュール	RY7020F	2台	
I/Oモジュール	RY7010F	1台	
I/Oモジュール	RY7080S	1台	
I/Oモジュール	RY7040D	2台	
I/Oモジュール	RY7000K	2台	
ダイヤラバック指示調節計	R7660C	1台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2台	
露点発信器	HY7016C	2台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1台	
室内形温度検出器	T7090C	2台	
モジュロールモータ	M904F	5台	
弁リネージ	Q455C	5台	
単座二方弁	HLS	4台	
単座弁	V5063A	1台	
小形電動ボール弁	VY6011A	1台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	3台	
補助ボテンシメータ	QY9000A	2台	
(148)CP-B1-WS (EV総合サービス)			通信二重化
マスターコントローラ	WY3110A	1台	
リピータモジュール	QY6201A	1台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	1台	
I/Oモジュール	RY7080D	1台	
I/Oモジュール	RY7040A	1台	
I/Oモジュール	RY7020F	2台	
I/Oモジュール	RY7010F	1台	
I/Oモジュール	RY7040S	1台	
ダイヤラバック指示調節計	R7660C	1台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2台	
露点発信器	HY7016C	2台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1台	
モジュロールモータ	M904F	3台	
単座二方弁	HLS	2台	
弁リネージ	Q455C	1台	
単座弁	V5063A	1台	
小形電動ボール弁	VY6051A	1台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	3台	
補助ボテンシメータ	QY9000A	2台	
(149)CP-B1-WN (EV総合サービス)			通信二重化
マスターコントローラ	WY3110A	1台	
リピータモジュール	QY6201A	1台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	1台	
I/Oモジュール	RY7080D	1台	
I/Oモジュール	RY7040A	1台	
I/Oモジュール	RY7020F	2台	
I/Oモジュール	RY7010F	1台	
I/Oモジュール	RY7040S	1台	
ダイヤラバック指示調節計	R7660C	1台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2台	
露点発信器	HY7016C	2台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1台	
モジュロールモータ	M904F	3台	
単座二方弁	HLS	2台	
弁リネージ	Q455C	1台	
単座弁	V5063A	1台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
小形電動ボール弁	VY6051A	1 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	3 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
(150)CP-B1-WN1 (EV総合サービス)			通信二重化
ユニットコントローラM10	WY7111A	20 台	
I/Oモジュール	RY7000N	3 台	
I/Oモジュール	RY7080D	3 台	
I/Oモジュール	RY7040A	3 台	
I/Oモジュール	RY7010H	3 台	
I/Oモジュール	RY7080S	6 台	
I/Oモジュール	RY7000K	17 台	
I/Oモジュール	RY7040D	17 台	
リピータモジュール	QY6201A	2 台	
プログラマブルコントローラ	SYSMAC-C120	1 台	オムロン(株)製
漏水検出器	RY101A	6 台	
DC24V電源	S82H	1 台	オムロン(株)製
空調機運転順序設定器	A7PH-203	3 台	オムロン(株)製
白金測温抵抗体	TY7700B	17 台	
室内形温度検出器	T7090C	12 台	
室内形湿度検出器	H7091A	6 台	
モジュロールモータ	M904F	16 台	
コントロールモータ	MY3000F	1 台	
弁リレー	Q455C	17 台	
単座二方弁	HLS	17 台	
(151)CP-B1-W2 (EV総合サービス)			
インバータ	FR-F540-22K	1 台	三菱電機(株)製
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
IDGP	WY7210A	1 台	
I/Oモジュール	RY7240T	3 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	6 台	
I/Oモジュール	RY7080D	3 台	
I/Oモジュール	RY7040A	3 台	
I/Oモジュール	RY7020F	5 台	
I/Oモジュール	RY7080S	4 台	
I/Oモジュール	RY7040D	4 台	
I/Oモジュール	RY7000K	3 台	
I/Oモジュール	RY7020A	1 台	
DC24V電源	S82H	1 台	オムロン(株)製
電子式積算熱量計	WTY700D	2 台	
電磁カウンタ	NW14-1-X	9 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	6 台	
Pt測温抵抗体	RB	4 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	2 台	
室内形温度検出器	T7090C	4 台	
モジュロールモータ	M904F	9 台	
弁リレー	Q455C	9 台	
単座二方弁	HTS	3 台	
単座弁	V5063A	2 台	
単座二方弁	HLS	4 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	7 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	4 台	
電磁流量計	KIX20A	2 台	
(152)CP-B1-E1 (EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	1 台	
I/Oモジュール	RY7080D	1 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	2 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	

機 器 名	型 番	個 数	備 考
白金測温抵抗体	TY7700B	2 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
アクショネータモータ	M940B	1 台	
単座弁	V5063A	2 台	
モジュロールモータ	M904F	1 台	
弁リネージ	Q455C	1 台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	3 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2 台	
(153)CP-B1-E2			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リビータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
I/Oモジュール	RY7020A	1 台	
I/Oモジュール	RY7020F	1 台	
I/Oモジュール	RY7040S	1 台	
漏水検出器	RY101A	2 台	
室内形温度検出器	T7090C	1 台	
モジュロールモータ	M904F	2 台	
弁リネージ	Q455C	2 台	
単座二方弁	HLS	1 台	
単座弁	V5063A	1 台	
(154)CP-B1-N1			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リビータモジュール	QY6201A	1 台	
IDGP	WY7210A	1 台	
I/Oモジュール	RY7240T	4 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	9 台	
I/Oモジュール	RY7080D	4 台	
I/Oモジュール	RY7040A	3 台	
I/Oモジュール	RY7020F	12 台	
I/Oモジュール	RY7080S	3 台	
I/Oモジュール	RY7040D	7 台	
I/Oモジュール	RY7000N	1 台	
I/Oモジュール	RY7020A	5 台	
I/Oモジュール	RY7040S	4 台	
DC24V電源	S82H	1 台	オムロン(株)製
電磁カウンタ	NW14-1-X	11 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	7 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	3 台	
室内形温度検出器	T7090C	6 台	
室内形湿度検出器	H7091A	1 台	
アクショネータモータ	M940B	2 台	
単座弁	V5063A	6 台	
モジュロールモータ	M904F	26 台	
弁リネージ	Q455C	26 台	
単座二方弁	HTS	1 台	
単座二方弁	HLS	21 台	
補助スイッチ	Q631A	20 台	
直結形ダンパ操作器	MY6040A	12 台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	7 台	
電動ボール弁	VY6100C	1 台	
F/I変換器	ICM-1000R	1 台	
リミッタ	RY7910Y	1 台	
操作器	CR-10A	4 台	(株)オーケーエム製
ハタフライ弁	M-515	10 台	(株)オーケーエム製
操作器	CR-50A	2 台	(株)オーケーエム製
操作器	CR-25A	4 台	(株)オーケーエム製
転倒楕形雨量計	IRT-5	2 台	池田計器製作所製

機 器 名	型 番	個 数	備 考
(155)CP-B1-N2			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
リピータモジュール	QY6201A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
I/Oモジュール	RY7040A	1 台	
I/Oモジュール	RY7010H	2 台	
I/Oモジュール	RY7020F	4 台	
I/Oモジュール	RY7040D	2 台	
I/Oモジュール	RY7020A	1 台	
I/Oモジュール	RY7080S	1 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3 台	
室内形温度検出器	T7090C	2 台	
室内形湿度検出器	H7091A	1 台	
挿入形湿度調節器	H69A	1 台	
露点発信器	HY7016C	1 台	
モジュロールモータ	M904F	5 台	
弁リレー	Q455C	5 台	
単座二方弁	HTS	1 台	
単座弁	V5063A	3 台	
単座二方弁	HLS	1 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	3 台	
補助ポンプレモータ	QY9000A	2 台	
(156)CP-B1-ETC			
(基本保守)			
IDGP	WY7210A	2 台	
I/Oモジュール	RY7280S	5 台	
湿度調節器	H615A	8 台	
(157)CP-3-W1			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	2 台	
I/Oモジュール	RY7080D	1 台	
I/Oモジュール	RY7040A	2 台	
I/Oモジュール	RY7020F	3 台	
I/Oモジュール	RY7020M	1 台	
I/Oモジュール	RY7040D	1 台	
I/Oモジュール	RY7040R	1 台	
漏水検出器	RY101A	1 台	
白金測温抵抗体	TY7700B	3 台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1 台	
室内形温度検出器	T7090C	1 台	
モジュロールモータ	M904F	4 台	
弁リレー	Q455C	4 台	
単座弁	V5063A	4 台	
直結形タンパ操作器	MY6040A	3 台	
補助ポンプレモータ	QY9000A	2 台	
(158)CP-3-W2			通信二重化
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1 台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	15 台	
I/Oモジュール	RY7000N	3 台	
I/Oモジュール	RY7080D	3 台	
I/Oモジュール	RY7040A	3 台	
I/Oモジュール	RY7010H	3 台	
I/Oモジュール	RY7080S	6 台	
I/Oモジュール	RY7020F	12 台	
I/Oモジュール	RY7040D	12 台	
I/Oモジュール	RY7020A	12 台	
プログラマブルコントローラ	SYSMAC-C120	1 台	オムロン(株)製
漏水検出器	RY101A	6 台	
DC24V電源	S82H	1 台	オムロン(株)製
空調機運転順序設定器	A7PH-203	3 台	オムロン(株)製

機 器 名	型 番	個 数	備 考
白金測温抵抗体	TY7700B	12台	
室内形温度検出器	T7090C	11台	
室内形湿度検出器	H7091A	6台	
モジュロールモータ	M904F	24台	
弁リネージ	Q455C	24台	
単座弁	V5063A	24台	
(159)CP-3-W3			通信二重化
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	7台	
I/Oモジュール	RY7000N	1台	
I/Oモジュール	RY7080D	1台	
I/Oモジュール	RY7040A	1台	
I/Oモジュール	RY7010H	1台	
I/Oモジュール	RY7080S	2台	
I/Oモジュール	RY7000K	6台	
I/Oモジュール	RY7040D	6台	
プログラマブルコントローラ	SYSMAC-C120	1台	オムロン(株)製
漏水検出器	RY101A	2台	
空調機運転順序設定器	A7PH-203	1台	オムロン(株)製
白金測温抵抗体	TY7700B	6台	
室内形温度検出器	T7090C	5台	
室内形湿度検出器	H7091A	2台	
モジュロールモータ	M904F	6台	
弁リネージ	Q455C	6台	
単座弁	V5063A	6台	
(160)CP-3-W4			
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	1台	
I/Oモジュール	RY7080D	1台	
I/Oモジュール	RY7040A	1台	
I/Oモジュール	RY7020F	2台	
I/Oモジュール	RY7010M	1台	
I/Oモジュール	RY7040D	1台	
I/Oモジュール	RY7040S	1台	
白金測温抵抗体	TY7700B	2台	
室内形温度検出器	T7090C	1台	
モジュロールモータ	M904F	2台	
弁リネージ	Q455C	2台	
単座弁	V5063A	2台	
直結形タンバ操作器	MY6040A	3台	
補助ポテンシオメータ	QY9000A	2台	
挿入形湿度発信器	HY7014C	1台	
(161)CP-P1-EN			
(EV総合サービス)			
ユニットコントローラM10	WY7111A	1台	
I/Oモジュール	RY7080D	1台	
I/Oモジュール	RY7080S	1台	
I/Oモジュール	RY7020A	1台	
室内形温度検出器	T7090C	1台	
(162)CP-B3-WN1			通信二重化
(EV総合サービス)			
マスターコントローラ	WY3110A	1台	
ユニットコントローラM10	WY7111A	8台	
I/Oモジュール	RY7040D	8台	
I/Oモジュール	RY7020A	2台	
I/Oモジュール	RY7020F	2台	
I/Oモジュール	RY7000K	6台	
漏水検出器	RY101A	10台	
白金測温抵抗体	TY7700B	8台	
モジュロールモータ	M904F	10台	
弁リネージ	Q455C	10台	

年間作業工程表																自 4月 1日 至 3月31日										
空調自動制御装置総合点検		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
・VAV制御																										
・空調機制御(10～16F)																										
・空調機制御(1～10F)																										
・ファンコイル制御(1～16F)																										
・空調機制御(B3～B1F)																										
・電算機空調機制御(B1F)																										
・中央監視装置ポイント点検																										
・中央監視装置点検																										
・JTビル サーバルームファンコイル点検																										
・電算機空調機制御(3F)																										
・フィルターユニット廻り制御																										
インバータ制御																										
・貯湯槽制御、貯湯槽廻り制御 水槽補給水、補給水制御																										
・雨水貯留槽廻り制御 衛生配管漏水制御																										
・リバー配管漏水制御、漏水警報 水位制御・加湿器制御																										
・熱源制御																										
・中央監視装置機能簡易診断																										
・制御データ収集																										
・制御性動作点検																										
・省エネルギー化計画及び対策																										
・エネルギーデータ収集																										
・月次エネルギーデータ解析																										
・非常要請(24時間365日)																										

1-4-2 ターボ冷凍機点検保守業務仕様書

(1) 業務概要 特許庁庁舎に設置してあるターボ冷凍機について、関係法令に基づき点検保守を行うもの。

(2) 対象設備

品名	ターボ冷凍機 (AART-70)
製造番号	T08213
製造事業所名	三菱重工業株式会社高砂製作所
冷媒ガスの種類・冷凍能力	R134a・332.5トン/日
製造施設完成検査証交付日	平成21年1月14日
品名	ターボ冷凍機 (AART-25HR)
製造番号	T08214
製造事業所名	三菱重工業株式会社高砂製作所
冷媒ガスの種類・冷凍能力	R134a・130.8トン/日
製造施設完成検査証交付日	平成21年1月14日

(3) 作業場所

特許庁地下3階熱源機械室内

(4) 作業時間

作業は9時から17時に行うものとし、作業時間以外はターボ冷凍機を使用できる状態にすること。

(5) 保守点検の点検項目及び検査方法

ターボ冷凍機標準保守作業

作業項目	作業内容
1. 気密チェック	ガス検知機による冷媒ガス洩れ点検
2. 消耗部品交換	①潤滑油分析 ②オイルフィルターエレメント交換、清掃 ③冷媒フィルタードライヤ交換 ④ストレート交換、清掃 ⑤交換部品 (②、③、④) ⑥潤滑油交換 (*)
3. 保安機器、制御機器確認点検	①保安装置作動点検調整 ②制御装置作動点検調整

4. 操作盤点検	①絶縁測定 ②盤内点検、端子増締め
5. 電動機盤（インバータ盤）点検	①盤内清掃、（インバータ盤）換気フィルター清掃 ②開閉器・主電源接続部点検 ③盤内電装品点検、端子増締め ④絶縁測定
6. 試運転調整	試運転調整、運転データ採取
7. 巡回点検	運転状態確認、運転データ採取
8. 高圧ガス法に基づく自主点検	①安全弁噴出検査 ②圧力計（高圧、低圧、油圧）
9. （凝縮器）伝熱管洗浄	①凝縮器水室蓋の開放・復旧作業 ②伝熱管ブラシ洗浄 ③水室内部塗装（錆落とし、下地処理、錆止塗装） ④パッキン類（水室仕切り板、蓋部）交換
10. サービスコール	突発的なトリップ発生時の点検

（＊）潤滑油交換

潤滑油は、後運転時間20,000hrまたは4年経過の何れか早く到達した時点ごとに交換する。ただし、毎年のオフ整備で行な油分析で劣化判定された場合は規定時間に未到達でも、その時点で交換する。

(ア) オフ・シーズンイン点検、毎年度（1回）

(イ) 巡回点検、毎年度（2回）

(ウ) 法定自主検査、毎年度（1回）

（6）保守点検記録の作成

保守点検の検査記録は以下の（ア）～（ク）（別添参照）を作成し、提出する。

(ア) シーズンインチェックシート（1）

(イ) シーズンインチェックシート（2）

(ウ) シーズンオフチェックシート

(エ) ターボ冷凍機運転データ

(オ) 保安装置（一部制御含む）作動記録表

(カ) 安全弁試験合格証明書

(キ) 圧力計の検査表

(ク) (ア)～(オ)の作業写真 ((エ)の運転データを除く)

(7) 保全従事者

過去三年以内に同規模のターボ冷凍機の点検保守業務を履行した実績を有すること。

(8) 留意事項

- (ア) 点検実施日については総括管理業務責任者と打ち合せのうえ、工程表、作業届及び作業員名簿を提出し、承認を受けてから履行すること。
- (イ) 受注者は当該業務を行うに当たって、設備又はその他の備品等に損害を与えぬよう注意し、万一損害を与えた場合は、総括管理業務責任者に連絡のうえ、速やかに修復すること。なお、それに要する費用は、受注者の負担とする。
- (ウ) 当該業務において必要な器具、洗油、ウエスその他雑材料・消耗品については民間事業者の負担とする。
- (エ) 当該業務終了後は、履行場所及びその周辺の清掃を行うこと。
- (オ) 受注者は、当該業務完了後、作業完了届を総括管理業務責任者に提出する。

*以下、切り貼りして添付する。

別添(ア)シーズンインチェックシート (1)

別添(イ)シーズンインチェックシート (2)

別添(ウ)シーズンオフチェックシート

別添(エ)ターボ冷凍機運転データ

別添(オ)保安装置 (一部制御含む) 作動記録表

別添(カ)安全弁試験合格証明書

別添(キ)圧力計の検査表

NART・AART型ターボ冷凍機

シーズンインチェックシート (1)

納入先	様御立会い者		㊟
冷凍機型式		サービス会社	
機械番号		作業責任者	
お客様呼称		作業完了日	

作業区分	点検項目	注意事項	チェック	備考
1、潤滑油の交換	・ 潤滑油交換 (済 ・ 未) 三菱重工指定油 JOMOフレオールα68B	油缶開封時・異物混入がないか 注意すること	☐	油チャージ量 (L)
2、水系統点検	・ 熱交換チューブ洗浄を実施したか (済 ・ 未) 凝縮器側の汚れ(多い ・ 少ない) 蒸発器側の汚れ(多い ・ 少ない) サブクーラーの汚れ(多い ・ 少ない) ・ 冷却水配管系統の水張りはよいか ・ 凝縮器水室の水漏れはないか ・ 冷水配管系統の通水はよいか ・ 蒸発器水室の水漏れはないか ・ 油冷却器の洗浄は実施したか (済 ・ 未) 汚れ(多い ・ 少ない) ・ 油冷却器入口側ストレーナーは 清掃したか (済 ・ 未) 汚れ (多い ・ 少ない)	床養生を十分行うこと 水室カバーのボルト締め忘れない事 冷却水ポンプを運転し、通水を 事前確認すること 冷水ポンプを運転し、通水を 事前確認すること 養生を十分行うこと	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	水冷式のみ 水冷式でストレーナー 付き
3、シーケンス チェック	・ 電動機盤との連動試験は良いか ・ タイマーの設定値は良いか ・ 主電動機絶縁は良いか ・ 油ポンプの絶縁は良いか ・ オイルヒーターの絶縁は良いか	別紙データーに記載 高圧モーターは1000Vメガを 使用し5MΩ以上であること 低圧ラインは500Vメガを使用し 0.5MΩ以上であること	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(MΩ) (MΩ) (MΩ)
4、定期自主点検	・ 圧力計の校正 ・ 保安装置の動作確認は良いか	最小目盛以上の誤差がある場合 交換する 別紙データーに記載 別紙データーに記載	☐ ☐	年1回以上 年1回以上

チェックマーク ☐ 必要なし ☐ 良好 ☒ 不良 ☐ 調整後又は修理後良好 ☐ 作業完了

NART・AART型ターボ冷凍機

シーズンインチェックシート (2)

納入先	様御立会い者	印
冷凍機型式	サービス会社	
機械番号	作業責任者	
お客様呼称	作業完了日	

作業区分	点検項目	注意事項	チェック	備考
	- 安全弁の検査は良いか (済・未) - 各部の油漏れ・ガス漏れはないか	指定設備のダブル安全弁の片方は予備 マッギンリーガス検知器は色反応なし (使用不可)	☐ ☐	検査日
5、その他交換部品	- 油フィルターは交換したか (済・未) 汚れ(多い・少ない) - モーター冷却用フィルタードライヤーは交換したか (済・未) - エダクター用フィルタードライヤーは交換したか (済・未) - オイルクーラー用フィルタードライヤーは交換したか (済・未)	シーズンオフ作業交換済みの場合は、必要なし 同上 同上 同上	☐ ☐ ☐ ☐	
6、試運転	- 高圧電源の供給は良いか - 運転前油温は適温か (45℃以上) - 油圧は適正圧力か (油タンク内圧+0.25~0.30MPa(G)) - 油面レベルは適正か - ベーンモーターとホットガス弁の動きは良いか - DEFモーター、膨張弁モーターの動きは良いか - キャリーオーバーしていないか - 蒸発圧力が異常に低くないか - 主電動機の電圧に変動は無い - 冷却水入口温度は安定しているか - 冷水出口温度は安定制御しているか - 給油温度は、適温か (35~45℃) - 運転中に油・ガス配管において漏れ無いことを確認	電圧計で確認 油タンク内圧は仮設圧力計を取付すること 上部サイトグラス迄上昇させないこと (運転中に確認) キャリーオーバーがあると電流計に振れが生じる 冷媒量が少ないか、高負荷時に冷却水が低い 定格電圧の±5%以内 冷却水入口温度の変動幅は、4℃以内が望ましい 目視確認並びにフロン検知器にて漏れ検出なきことを確認	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	電圧 V 油温 ℃ 油圧 MPa N6→0.2~0.25MPa 定格電流の±5%以内 (℃以内) N6→40~45℃
所見又は特記時事項				

チェックマーク ☐ 必要なし ☐ 良好 ☐ 不良 ☐ 調整後又は修理後良好 ☐ 作業完了

NART・AART型ターボ冷凍機

シーズンオフチェックシート

納 入 先	様	御 立 会 い 者	印
冷 凍 機 型 式		サ ー ビ ス 会 社	
機 械 番 号		作 業 責 任 者	
お 客 様 呼 称		作 業 完 了 日	

[illegible]

チェックマーク ☐ 必要なし ☐ 良好 ☐ 不良 ☐ 調整後又は修理後良好 ☐ 作業完了

ターボ冷凍機運転データ (NART・AART)

機

お客様呼称			冷凍機型式		機械番号						
運 転 日 時			起 動				停 止				
記 録 採 取 番 号			仕 様 値	1	2	3	4	5	6	7	8
記 録 採 取 時 刻											
ベ ー ン 開 度			%								
H・G・B・P弁開度			%								
D・E・F弁開度			%								
高段側膨張弁開度			%								
低段側膨張弁開度			%								
電 動 機	電 圧	V									
	電 流	A									
	入 力	kW									
圧 縮 機	吸 込 温 度	℃									
	吐 出 温 度	℃									
	油 タ ン ク 温 度	℃									
	油 圧	MPa(G)									
	油 面 (レ ベ ル)	mm									
蒸 発 器	蒸 発 圧 力	MPa(G)									
	蒸発圧力相当温度	℃									
	冷 媒 液 温 度	℃									
	冷 水 入 口 温 度	℃									
	冷 水 出 口 温 度	℃									
	冷 水 温 度 差	℃									
	冷 水 流 量	m ³ /h									
	冷 凍 能 力	kW USRt		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!
凝 縮 器	凝 縮 圧 力	MPa(G)									
	凝縮圧力相当温度	℃									
	凝 縮 液 温 度	℃									
	冷 却 水 入 口 温 度	℃									
	冷 却 水 出 口 温 度	℃									
	冷 却 水 温 度 差	℃									
	冷 却 水 流 量	m ³ /h									
	熱 容 量	kW Mcal/h									
油冷却器	油 入 口 温 度	℃									
	油 出 口 温 度	℃									
中間冷却器	中間冷却器圧力	MPa(G)									
	膨張弁前液面										
設定値	冷水設定温度	℃									
	設定デマンド	%									

備考

[本日発停回数 回]

	発停回数	運転時間
運転	回	Hr
圧縮機運転	回	Hr
冷房運転	回	Hr
油ポンプ運転	回	Hr
バックライト	回	Hr

保安装置（一部制御含む）作動記録表

NART・AART型ターボ冷凍機

納入先	様	御立会い者	
冷凍機型式		サービス会社	
機械番号		作業責任者	
お客様呼称		作業完了日	

*マイコン盤内の保安装置は設定値の確認のみとする

名称		記号	単位	設定値		作動値		チェック	備考
				断(OFF)	接(ON)	断(OFF)	接(ON)		
故障	凝縮器圧力高	63CH	MPa(G)	1.01	0.81			☐	オプション
	蒸発器圧力低	63EL	MPa(G)	0.18	0.28			☐	
	蒸発冷媒温度低		℃					☐	
	給油差圧低	63QL	MPa	0.20	0.23			☐	
	潤滑油温度高	26QH	℃	75.0	70.0			☐	
	潤滑油温度低		℃	35.0	40.0			☐	
	ブライン出口温度低	26WL	℃	3.0	7.0			☐	
	ブライン流量低	63EW	kPa					☐	熱回収機 オプション
	冷却水流量低	63CW	kPa					☐	
	温水流量低	63HW	kPa					☐	
	圧縮機吐出温度高	26DH	℃	95.0	85.0			☐	
制御	オイルヒーターサーモ	OHS	℃	65.0	60.0			☐	
	軽負荷サーモ		℃					☐	

チェックマーク ☐ 必要なし ☐ 良好 ☒ 不良 ☐ 調整又は修理後良好 ☐ 作業完了

安全弁試験合格証明書

納入先： 殿 取付機器：

証 明 書 番 号	N-
製 造 番 号	
製 造 元	三吉バルブ 株式会社
使 用 冷 媒	HFC-134a
形 式	25A フランジ形ばね式安全弁
耐 圧 試 験 圧 力	4.5 MPa
気 密 試 験 圧 力	3.0 MPa
吹 出 口 径	26 mm
吹 き 始 め 圧 力	MPa
吹 き 出 し 圧 力	MPa
吹 き 止 ま り 圧 力	MPa
試 験 年 月 日	
取 付 箇 所	凝 縮 器
備 考	弁面にはテフロンを使用

安全弁圧力基準

単位: [MPa]

安全弁取付箇所	吹き始め圧力	吹き出し圧力	吹き止まり圧力
蒸 発 器	0.87以上	0.95以下	0.70以上
凝 縮 器	1.06以上	1.16以下	0.85以上

この安全弁は、冷凍保安規則関係基準 8. 11, 8. 12, 8. 13 項を満足したことを証明する。

圧 力 計 検 査 表

機 種		機 番		お客様呼称	
管 理 N o .		検 査 日		検査担当者	

高 圧 用	名称 製造番号	圧力計 等級	1目盛りの 読み (MPa)	検査 方法	圧力計指示に対する器差 (MPa)						結果
					0	0.4	0.8	1.0	1.2	1.6	
					増 圧						
	凝縮圧力	1.6級	0.05	減 圧							
				増 圧							
				減 圧							
				増 圧							
				減 圧							
				増 圧							

低 圧 用	名称 製造番号	圧力計 等級	1目盛りの 読み (MPa)	検査 方法	圧力計指示に対する器差 (MPa)						結果
					0	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	
					増 圧						
	蒸発圧力	1.6級	0.02	減 圧							
				増 圧							
				減 圧							
				増 圧							
				減 圧							
				増 圧							

油 圧	名称 製造番号	圧力計 等級	1目盛りの 読み (MPa)	検査 方法	圧力計指示に対する器差 (MPa)						結果
					0	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0	
					増 圧						
	潤滑油圧力	1.6級	0.02	減 圧							
				増 圧							
				減 圧							
				増 圧							
				減 圧							
				増 圧							

＜許容公差＞

JIS B7505 (1999)

単位(%)

圧力計精度等級	最大許容誤差 (注1)	
	目盛範囲A(注2)	目盛範囲B(注3)
0.6級	±0.6	±0.9
1.0級	±1.0	±1.5
1.6級	±1.6	±2.4
2.5級	±2.5	±3.8
4.0級	±4.0	±6.0

(注1) 最大許容差の値は、圧力スパンに対する百分率。

(注2) 目盛範囲Aは圧力スパンの両端各10%及び連成計のゼロ点の上下5%を除いた範囲。

(注3) 目盛範囲Bは圧力スパンの両端各10%及び連成計のゼロ点の上下5%の範囲。

1－4－3 吸収式冷凍機点検保守業務仕様書

- (1) 業務概要 特許庁庁舎に設置してある吸収式冷凍機の点検保守を行い、常時最適機能を維持し、障害発生防止に努めるものとする。
- (ア) 冷房期間開始時に吸収式冷凍機の点検整備を実施する。
(冷凍機シーズンイン点検)
- (イ) 冷房期間中に吸収式冷凍機の点検整備を毎年度1回実施する。
(冷凍機シーズンオン点検)
- (ウ) 冷房期間終了に伴う吸収式冷凍機の点検整備を実施する。
(冷房シーズンオフ点検・冷却水系統チューブブラシ洗浄)

(2) 対象機器

機器名称	機器記号	系統	設置場所	冷凍能力	備 考
収冷凍機	RA-B301	一般系統	B3熱源機械室	2,461kw	三洋電機TSA-EW-700E1S
収冷凍機	RA-B302	一般系統	B3熱源機械室	2,461kw	三洋電機TSA-EW-700E1S
収冷凍機	RA-B303	一般系統	B3熱源機械室	2,461kw	三洋電機TSA-EW-700E1S

(3) 作業場所

特許庁地下3階熱源機械室（別表参照）

。

(4) 業務内容

(イ) 冷凍機シーズンイン点検特記事項

- ① シーズンイン点検を実施し補機類との総合運転調整を行う。
- ② 業務対象機器表に記載された冷凍機について、標準作業に従って点検整備を行う。

(ウ) 冷凍機シーズンイン点検標準作業

① 下記のシーズンイン点検を行う

作 業 項 目	作 業 内 容
1. 基礎・固定部	① き裂、沈下等の有無を点検する。 ② 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。緩みがある場合は増し締めする。
2. 外観の状況 a. 本体及び付属品 b. 保温材・保冷材	腐食、変形、破損等の有無を点検する。 損傷及び脱落の有無を点検する。 脱落、破損等の程度が軽微なものは補修する。
3. 付属品 a. 温度計・圧力計	① 正常値を指示していることを確認する。 ② 取付け部等の漏れの有無を点検する。

	③汚れ及び損傷の有無を点検する。
4. 気密確認	機内圧力が規定値以内であることを確認する。 規定値外であれば規定値内に調整する。
5. 電気系統 a. 操作回路・電動機回路 b. 端子 c. タイマー d. サーマルリレー e. 電極棒 f. 操作盤 g. 接地	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 (30V未満の回路は除く) 緩み、変色及び破損の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めする。 起動制限、遅延、その他のタイマーが設定値で作動することを確認する。 キャンドポンプ及び抽気ポンプ用サーマルリレーの設定値を確認する。 電極棒の機能を点検する。 盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無を点検する。盤内を清掃して緩みがある場合は増し締めする。 ①断線及び緩みの有無を点検する。修理して緩みがある場合は増し締めする。 ②接地抵抗を測定し、その良否を確認する。
6. 保安装置 a. 作動試験 b. インターロック	リレー及び保護装置が規定値で作動することを確認する。(実作動が困難な場合は疑似回路としてもよい。) 作動の良否を点検する。
7. 蒸気圧力調整弁	①リンク装置の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は調整する。 ②実作動及び疑似回路により作動させ、その良否を点検する。
8. 冷水及び冷却水系統	①弁の開閉の良否を点検する。 ②冷水及び冷却水系統の各水室部に水漏れのないことを確認する。
9. 運転調整 a. 音・振動 b. 電流・電圧 c. 電動機 d. 自動制御 e. 熱源	異常のないことを確認する。 ①運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることを確認する。 ②運転電流が規定値以下にあることを確認する。 電動機の回転方向が正しいことを確認する。 蒸気調整弁が設定温度で段階的に作動することを確認する。 ①供給蒸気の1次圧力が規定の許容範囲内にあることを確認する。 ②非通電時に、蒸気制御弁にリークのないことを確認する。

f. 熱交換器	①冷水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 ②不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無を点検する。
10. 真空気密 a. 抽気ポンプ b. 抽気系統 c. パラジウムセルユニット d. リーク試験 e. 真空引き	①起動時に固着及び異常音がなく、抽気能力に異常のないことを確認する。 ②ベルトの張りの良否及び油面の適否を点検する。ベルトの張りが不良の場合は調整する。 抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることを確認する。閉塞が認められる場合は分解して調整する。 パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無を点検する。 抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことを確認する。 抽気ポンプを用いて機内を所定の圧力まで抽気する。
11. 冷媒・吸収剤	①攪拌した溶液を適量採取し、腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内にあることを確認する。 ②溶液に汚れのないことを確認する。
12. 熱交換機	水室の汚れ及び腐食の有無を点検する。汚れがある場合は水室を清掃する。

(エ) 冷凍機シーズンオン点検特記事項

- ①シーズンオン点検を実施し補機類との総合運転調整を行う。
- ②業務対象機器表に記載された冷凍機について、標準作業に従って点検整備を行う。

(オ) 冷凍機シーズンオン点検標準作業

- ①下記のシーズンオン点検を行う

作 業 項 目	作 業 内 容
1. 基礎・固定部	取付け状態を点検する。
2. 外観の状況 a. 本体及び付属品	腐食、変形、破損等の有無を点検する。 脱落、破損等の程度が軽微なものは補修する。
3. 付属品 a. 温度計・圧力計	①正常値を指示していることを確認する。 ②取付け部等の漏れの有無を点検する。 ③汚れ及び損傷の有無を点検する。

4. 電気系統 a. 電極棒	電極棒の機能を点検する。
5. 蒸気圧力調整弁	① リンク装置の緩みの有無を点検する。緩みがある場合は調整する。 ② 実作動及び疑似回路により作動させ、その良否を点検する。
6. 運転調整 a. 音・振動 b. 電流・電圧 c. 自動制御 d. 熱源 e. 熱交換器	異常のないことを確認する。 ① 運転時における主電源電圧の変動が、規定値内にあることを確認する。 ② 運転電流が規定値以下にあることを確認する。 蒸気調整弁が設定温度で段階的に作動することを確認する。 ① 供給蒸気の1次圧力が規定の許容範囲内にあることを確認する。 ② 非通電時に、蒸気制御弁にリークのないことを確認する。 ① 冷水及び冷却水の入口温度及び出口温度、溶液温度、溶液濃度、凝縮温度、蒸発温度等を測定し、その値が許容範囲内にあることを確認する。 ② 不凝縮ガスの混入及び冷却管の汚れの有無を点検する。
7. 真空气密 a. 抽気ポンプ b. 抽気系統 c. パラジウムセルユニット d. リーク試験	① 起動時に固着及び異常音がなく、抽気能力に異常のないことを確認する。 ② ベルトの張りの良否及び油面の適否を点検する。ベルトの張りが不良の場合は調整する。 抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることを確認する。閉塞が認められる場合は分解して調整する。 パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無を点検する。 抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことを確認する。
8. 冷媒・吸収剤	① 攪拌した溶液を適量採取し、腐食防止剤濃度及びアルカリ度が規定の許容範囲内にあることを確認する。 ② 溶液に汚れのないことを確認する。
9. 機器用水質	① (社)日本冷凍空調工業会規格JRA-GL-02(冷凍空調機器用水質ガイドライン)(以下「水質ガイドライン」という。)項目のうちpH及び電気伝導率について測定を行い、その値が基準値に適

	合することを確認する。 ②pH又は電気伝導率の測定が基準値に適合しない場合は水質ガイドラインのすべての項目について測定を行い、腐食又はスケール生成の傾向の有無を検査する。 ③冷却水接水部に腐食傾向がある場合は、次の措置を講じる。 ・冷却水を入れ換える。 ・冷却水の塩素イオン濃度を指標として濃度倍数を3倍以下に保持するようにブロー量を調節する。 ・適正なインヒビターを使用する。 ④スケール生成傾向がある場合は、③によるほか、次の場合にはブラシ洗浄又は化学洗浄を行う。 ・冷媒の凝縮温度と冷却水出口温度の差が大きくなった場合 ・冷媒の圧力上昇又は高圧カットが起った場合 ⑤冷却水がバクテリア、藻等に汚染されている場合は④による。

(カ) 冷凍機シーズンオフ点検特記事項

- ①業務対象機器表に記載された冷凍機について、標準作業に従って点検整備を行う。
- ②業務対象機器表に記載された冷凍機の洗浄部位（吸収器・凝縮器）について、チューブブラシ洗浄を実施する。

(キ) 冷凍機シーズンオフ点検標準作業

（冷却水系統チューブブラシ洗浄作業を含む。）

- ①下記のシーズンオフ点検を行う

作 業 項 目	作 業 内 容
1. 基礎・固定部	①き裂、沈下等の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。緩みがある場合は増し締めする。
2. 外観の状況 a. 本体及び付属品 b. 保温材・保冷材	腐食、変形、破損等の有無を点検する。 損傷脱落の有無を点検する。 脱落、破損等の程度が軽微なものは補修する。
3. 付属品 a. 温度計・圧力計	①正常値を指示していることを確認する。 ②取付け部等の漏れの有無を点検する。 ③汚れ及び損傷の有無を点検する。
4. 電気系統	

a. 操作回路・電動機回路 b. 端子 c. 電極棒	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 （30V未満の回路は除く） 緩み、変色及び破損の有無を確認する。緩みがある場合は増し締めする。 必要に応じて電極棒を抜き取り、亀裂又は折損の有無を確認する。
5. 真空气密 a. 抽気ポンプ b. 抽気系統 c. パラジウムセルユニット d. リーク試験	①起動時に固着及び異常音がなく、抽気能力に異常のないことを確認する。 ②ベルトの張りの良否及び油面の適否を点検する。ベルトの張りが不良の場合は調整する。 抽気用弁を手動で全開にし、真空計の変化から開通していることを確認する。閉塞が認められる場合は分解して調整する。 パラジウムセル部の焼損及び劣化の有無を点検する。 抽気ポンプで機内に不凝縮ガスのないことを確認する。
6. 熱交換機	①伝熱管のスケール付着の有無を点検する。 ②伝熱管の腐食の有無を点検する。
7. 保存 a. 真空系統 b. 冷水及び冷却水系統 c. 溶液希釈	機内真空部に降下のないことを確認のうえ保存する。 満水のうえ、さび止め剤を規定の濃度まで注入して保存する。 冷媒液は全て溶液に混入させ、希釈されていることを確認する。

（５）保全従事者

過去三年以内に同規模の吸収式冷凍機の点検保守業務を履行した実績を有すること。

（６）留意事項

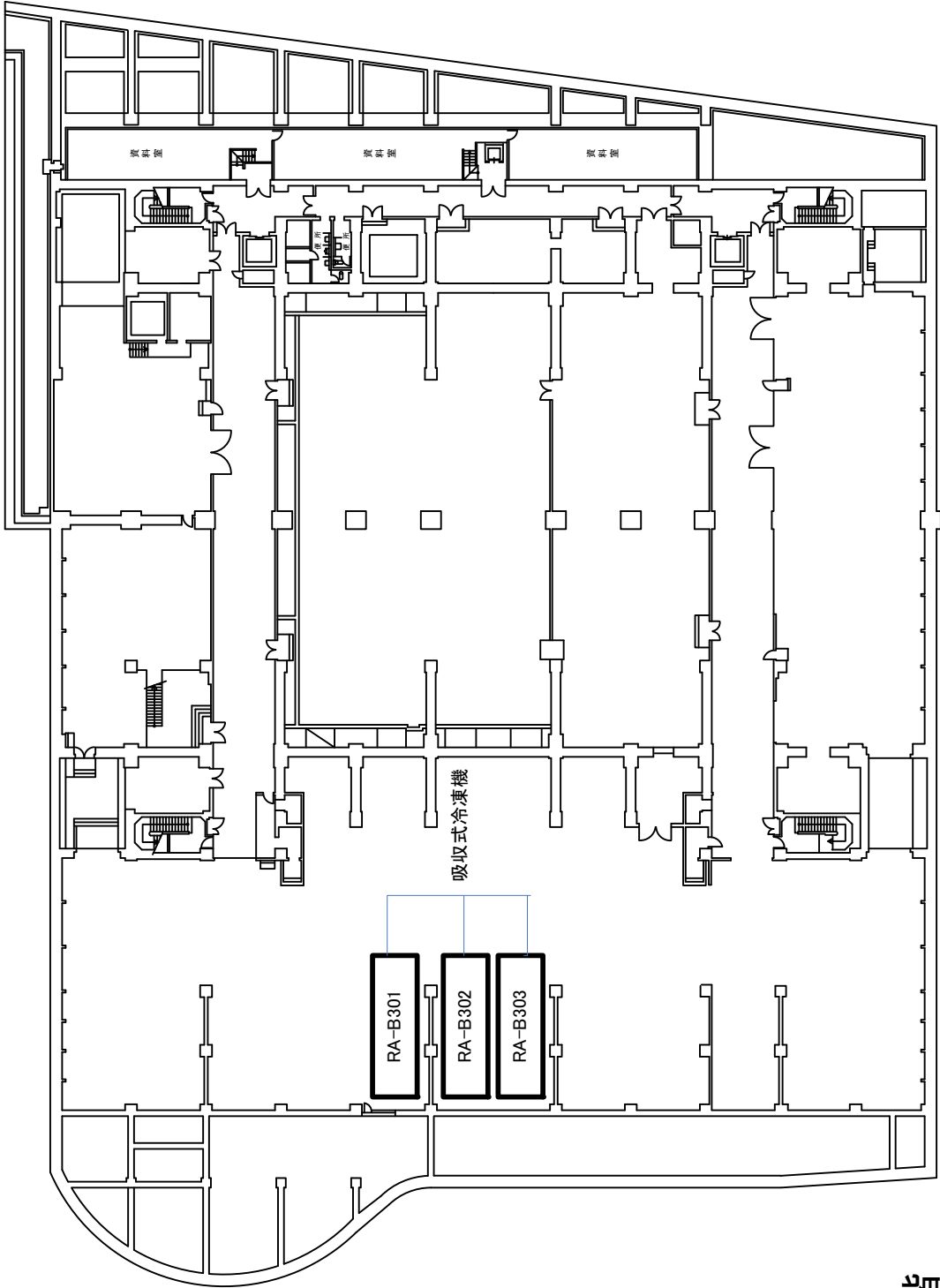
（ア）受注者は、業務を総合的に把握し調整を行う者として業務責任者を定め、総括管理業務責任者に届け出る。業務責任者を変更した場合も同様とする。なお、業務責任者は保全従事者を兼ねることができる。

（イ）業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程等の業務を適正に実施するため業務計画書を提出する。また、作業を実施する前に、工程表により特許庁中央管理室（以下「中央管理室」という。）と事前に打合せ、施設の運営に支障のないように日程調整する。

業務計画書には以下の必要な事項を記載した書類を添付する。

① 作業概要

- ② 安全管理体制
 - ③ 組織表・緊急連絡体制フロー図
 - ④ 業務施工方法
 - ⑤ 業務責任者選任通知書・経歴書
 - ⑥ 総括管理業務責任者が求める書類
- (ウ) 作業の1週間前までに作業員名簿、入構車両番号等を記載した作業届を提出する。
- (エ) 作業当日は作業開始前・作業終了後に当庁中央管理室（地下1階）に立ち寄ってから実施する。また、中央管理室から指示・連絡事項等あればそれに従う。
- (オ) 作業のために鍵等を借用するときは、中央管理室で記帳して借用する。
- (カ) 業務実施中に異常が発生した場合には、速やかに総括管理業務責任者及び中央管理室へ報告して処置を行うものとする。
- (キ) 業務報告書は、各作業の終了後、速やかに総括管理業務責任者に提出する。
- (ク) 発生材は、法令等に従い、構外搬出適切処理とし、その種類により「一般又は産業廃棄物収集運搬・処分許可書」の交付を受けた業者により処分する。
- (ケ) 作業に当たっては壁、床等を損傷、汚損しないように軽養生を行う。
- (コ) 作業中は既存施設に損傷・汚損を与えないように注意すること。損傷・汚損を与えた場合は、受注者の責任において速やかに復旧・修理を実施すること。
- (サ) 作業終了時には総括管理業務責任者又は総括管理業務責任者の指定する者の立ち合いのうえ、作業完了の確認を求める。
- (シ) 作業終了後に作業内容に不備があると総括管理業務責任者に指摘された場合は、協議の上作業のやり直しをするものとする。
- (ス) 軽微な補修により復旧可能な不具合個所については、本業務において修理を実施し、処置内容について業務報告書に記載する。その他の故障個所については、修理方法を検討し総括管理業務責任者に報告する。
- (セ) 作業毎に、一連の作業状況が確認できる作業状況写真、作業報告書を作成し、総括管理業務責任者の指定する期日に提出する。写真撮影に当たっては黒板・ホワイトボード等に作業場所、内容を記載して写真に収めるものとする。
- (ソ) 主要な点検データより劣化度を判断し、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務報告書作成手引き（最新版）」に準じて報告書を作成する



地下3階

1－4－4 第一種圧力容器性能検査及び点検整備業務仕様書

1. 履行場所 特許庁庁舎貯湯槽室、熱源機械室

2. 概要 労働安全衛生法第41条、ボイラー及び圧力容器安全規則第72条、第73条及び人事院規則10－4（職員の保健及び安全保持）第32条の規定に基づき、特許庁における当該設備の性能検査及び点検整備を行うもの。

3. 対象設備

第一種圧力容器

(1) 温水熱交換器 4基（B3F熱源機械室内）

(2) 温水ヘッダー 2基（B3F熱源機械室内）

(3) 貯湯槽（ストレージタンク） 5基（B3F熱源機械室内、9F・15F貯湯室内）

各設備の詳細は別添のとおり。

4. 設置場所

別図のとおり。

5. 性能検査

上記対象設備の検査証有効期間内に性能検査を受けるものとし、検査終了後に検査結果報告書等の提出を行うものとする。

ただし、検査料は受注者の負担とする。

6. 点検整備内容

(1) 基礎部分

亀裂、沈下等の異常の有無を点検する。

(2) 本体内部の清掃点検

内部の付着及び堆積物の有無、内部の割れ、腐食、損傷及び締め付けボルトの劣化の有無を点検する。

また、加熱コイルを引き出しワイヤブラシ、ウエス等を用いて洗浄し、異物の付着及び亀裂、変形、腐食等の劣化の有無を確認する。

(3) 計器の点検

コック等で本体と絶縁し、零点又は標準状態での指示値を確認する。

(4) 安全弁整備及び吹き出しテスト

分解清掃のうえ弁座の腐食、損傷等の劣化の有無を点検する。

(5) 制御装置の点検

温水系統のポンプを発停させた状態で、制御弁とのインターロックを確認する。

(6) 温水熱交換器配管ストレーナーの清掃

温水熱交換器配管ストレーナー及び蒸気多量トラップの分解及び清掃をする。

(7) ボイラーペイントを塗布する。

(8) 温水熱交換器の温水側水圧試験を実施（常用圧力）する。

7. その他

(1) 当該業務は関係諸法規の規定に基づき、また国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による平成20年版建築保全業務共通仕様書に適合するよう履行すること。

(2) 当該業務に使用する交換部品等は、通常使用している物か同等の品質の物を使用すること。

(3) 点検作業、測定に使用する機器、資材はすべて受注者の負担とする。

(4) 作業に先立ち、工程表を作成のうえ、総括管理業務責任者に提出し承認を受けること。

(5) この作業に従事する技術員は、ボイラー整備士の資格を有すること。

(6) 本施工は、経験豊富で優秀な作業員が行うこととし、事前に作業員名簿を提出すること。

(7) 本仕様及び現場において、疑問・不明な点が生じた場合は、総括管理業務責任者と十分協議のうえで決定し、その指示に従うものとする。

(8) 作業施行に際し、当庁の設備等に汚損・損傷等のないよう万全の措置を行うこと。

また、火災・障害・盗難等の予防に注意し、作業には十分な安全対策と養生を行うこと。

(9) 点検・測定において新たに発見した損傷等は、速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、総括管理業務責任者の指示に従うものとする。

(10) 作業終了後、施行場所及びその周辺の清掃を行うこと。

(11) 作業完了後速やかに総括管理業務責任者に報告するものとし、点検設備等報告書を2部作成のうえ提出すること。

8. 特許庁担当者

特許庁は、第一種圧力容器性能検査及び点検整備業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

第 一 種 圧 力 容 器 明 細

【別添】

機 関 名		特許庁庁舎		検 査 番 号		第 8 1 9 号				
施設名称・番号		熱交換器 N o . 1 (HEH-B303-1)		構造検査刻印番号		埼 2 0 0 5 0 号				
種 類		熱交換器		前回検査年月日		平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日				
型 式		横型（円筒形）		製 造 年 月		平成 2 0 年 6 月				
最 高 使 用 圧 力		熱源側 0.981 Mpa		製 造 者 名		(株)島倉鉄工所				
		被加熱物側 1.57 Mpa								
伝 熱 面 積		内容積	熱源側 0.248 m³							
			被加熱側 0.152 m³							
圧 力 容 器 の 構 造			材 質		形 状（寸法）		すみの丸みの 内半径			
	胴	本 体	S G P		最大内径 492.2mm 板厚7.9mm				長さ 1,400+27mm	
		カバ－	S B 4 1 0		最大内径 490.0mm 板厚9.0mm				長さ 582mm	
	鏡板又は管板		鏡板 S S 4 0 0		半だ円形		－ mm		板の厚さ	9.0mm
			管板 S S 4 0 0		平形					50.0mm
	ふた板		S S 4 0 0		平形				板の厚さ	50.0mm
									フランジ厚さ	50.0mm
	管		銅管 (C1220T-0)		外径 25.0mm 厚さ 1.5mm φ					
	胴の長手継手の種類 及び効率		熱源側 S G P 使用				0.85			
			被加熱物側 突き合わせ両側溶接（ユニオンメルト使用）				0.95			

第 一 種 圧 力 容 器 明 細

【別添】

機 関 名		特許庁庁舎		検 査 番 号		第 8 2 0 号		
施設名称・番号		熱交換器 N o . 2 (HEH-B303-2)		構造検査刻印番号		埼 2 0 0 5 1 号		
種 類		熱交換器		前回検査年月日		平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日		
型 式		横型（円筒形）		製 造 年 月		平成 2 0 年 6 月		
最 高 使 用 圧 力		熱源側 0.981 Mpa		製 造 者 名		(株)島倉鉄工所		
		被加熱物側 1.57 Mpa						
伝 熱 面 積		内容積	熱源側 0.248 m³					
			被加熱側 0.152 m³					
圧 力 容 器 の 構 造			材 質	形 状（寸法）	すみの丸みの 内半径			
	胴	本 体	S G P	最大内径 492.2mm 板厚7.9mm		長さ 1,400 + 27mm		
		カバー	S B 4 1 0	最大内径 490.0mm 板厚9.0mm		長さ 582mm		
	鏡板又は管板		鏡板 S S 4 0 0	半だ円形	- mm	板の厚さ	9.0mm	
			管板 S S 4 0 0	平形			50.0mm	
	ふた板		S S 4 0 0	平形		板の厚さ	50.0mm	
						フランジ厚さ	50.0mm	
	管		銅管 (C1220T-0)	外径 25.0mm 厚さ 1.5mm				
	胴の長手継手の種類 及び効率		熱源側 S G P 使用 0.85					
			被加熱物側 突き合わせ両側溶接（ユニオンメルト使用） 0.95					

第 一 種 圧 力 容 器 明 細

【別添】

機 関 名		特許庁庁舎		検 査 番 号		第 8 2 1 号				
施設名称・番号		熱交換器 N o . 3 (HEH-B303-3)		構造検査刻印番号		埼 2 0 0 5 2 号				
種 類		熱交換器		前回検査年月日		平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日				
型 式		横型（円筒形）		製 造 年 月		平成 2 0 年 6 月				
最 高 使 用 圧 力		熱源側 0.981 Mpa		製 造 者 名		(株)島倉鉄工所				
		被加熱物側 1.57 Mpa								
伝 熱 面 積		内容積	熱源側 0.248 m³							
			被加熱側 0.152 m³							
圧 力 容 器 の 構 造			材 質		形 状（寸法）		すみの丸みの 内半径			
	胴	本 体	S G P		最大内径 492.2mm 板厚7.9mm				長さ 1,400 + 27mm	
		カバ－	S B 4 1 0		最大内径 490.0mm 板厚9.0mm				長さ 582mm	
	鏡板又は管板		鏡板 S S 4 0 0		半だ円形		－ mm		板の厚さ	9.0mm
			管板 S S 4 0 0		平形					50.0mm
	ふた板		S S 4 0 0		平形				板の厚さ	50.0mm
									フランジ厚さ	50.0mm
	管		銅管 (C1220T-0)		外径 25.0mm 厚さ 1.5mm					
	胴の長手継手の種類 及び効率		熱源側 S G P 使用				0.85			
			被加熱物側 突き合わせ両側溶接（ユニオンメルト使用）				0.95			

第 一 種 圧 力 容 器 明 細

【別添】

機 関 名		特許庁庁舎		検 査 番 号		第 8 2 2 号					
施設名称・番号		熱交換器 N o . 4 (HEH-B304-1)		構造検査刻印番号		埼 2 0 0 5 3 号					
種 類		熱交換器		前回検査年月日		平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日					
型 式		横型（円筒形）		製 造 年 月		平成 2 0 年 6 月					
最 高 使 用 圧 力		熱源側 0.981 Mpa		製 造 者 名		(株)島倉鉄工所					
		被加熱物側 0.981 Mpa									
伝 熱 面 積		内容積	熱源側 0.029 m³								
			被加熱側 0.019 m³								
圧 力 容 器 の 構 造			材 質		形 状（寸法）		すみの丸みの 内半径				
	胴	本 体	S T P G 3 7 0 S H		最大内径 251.8mm 板厚7.8mm				長さ 550 + 27mm		
		カバ ー	S T P G 3 7 0 S H		最大内径 251.8mm 板厚7.8mm				長さ 330mm		
	鏡板又は管板		鏡板 S S 4 0 0		半だ円形		－ mm		板の厚さ		9.0mm
			管板 S U S 3 0 4		平形						24.0mm
	ふた板		S S 4 0 0		平形				板の厚さ		24.0mm
									フランジ厚さ		24.0mm
	管		銅管 (C1220T-0)		外径 25.0mm 厚さ 1.5mm						
	胴の長手継手の種類 及び効率				熱源側 S T P G 3 7 0 S H使用		1.0				
					被加熱物側 S T P G 3 7 0 S H使用		1.0				

第 一 種 圧 力 容 器 明 細

【別添】

機 関 名		特許庁庁舎		検 査 番 号	第 9 3 9 号	
施設名称・番号		温水往ヘッダー (HH-B3-1)		構造検査刻印番号	埼 6 2 5 7 4 号	
種 類		管 寄 (温水ヘッダー)		前回検査年月日	平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日	
型 式		横置型		製 造 年 月	昭和 6 3 年 2 月	
最 高 使 用 圧 力		1 6 . 0 Kg/cm ²		製 造 者 名	(株) 島倉鉄工所	
伝 熱 面 積		内容積 0 . 7 0 5 m ³				
圧 力 容 器 の 構 造			材 質	形 状 (寸法)	すみの丸みの 内半径	
	胴	本 体	STPG-38-S-H	最大内径 381mm 板厚12.7mm		長さ 5,740mm
		カバ ー				長さ
	鏡板又は管板					
	ふた板		S S - 4 1	平 形		板の厚さ 38.0mm
						ブランチ厚さ 38.0mm
	管					
	胴の長手継手の種類 及び効率		S T P G - 3 8 - S - H 使用			

第 一 種 圧 力 容 器 明 細

【別添】

機 関 名		特許庁庁舎		検 査 番 号	第 9 4 0 号	
施設名称・番号		温水環ヘッダー (HHR-B3-1)		構造検査刻印番号	埼 6 2 5 7 5 号	
種 類		管 寄 (温水ヘッダー)		前回検査年月日	平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日	
型 式		横置型		製 造 年 月	昭和 6 3 年 2 月	
最 高 使 用 圧 力		1 6 . 0 Kg/cm ²		製 造 者 名	(株) 島倉鉄工所	
伝 熱 面 積		内容積 0 . 5 8 m ³				
圧 力 容 器 の 構 造			材 質	形 状 (寸法)	すみの丸みの 内半径	
	胴	本 体	STPG-38-S-H	最大内径 381mm 板厚12.7mm		長さ 4,720mm
		カバー				
	鏡板又は管板					
	ふた板		S S - 4 1	平形		板の厚さ 38.0mm
						ブランチ厚さ 38.0mm
	管					
	胴の長手継手の種類 及び効率		S T P G - 3 8 - S - H 使用			

第 一 種 圧 力 容 器 明 細

【別添】

機 関 名		特許庁庁舎		検 査 番 号		第 9 4 1 号				
施設名称・番号		9 階貯湯槽 (TVS-9-E1)		構造検査刻印番号		埼 6 3 2 3 3 号				
種 類		ストレージタンク		前回検査年月日		平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日				
型 式		立型円筒形		製 造 年 月		昭和 6 3 年 9 月				
最 高 使 用 圧 力		熱源側 10. 0 Kg／cm ²		製 造 者 名		(株) 島倉鉄工所				
		被加熱物側 5. 0 Kg／cm ²								
伝 熱 面 積		内容積	熱源側 0. 0 4 m ³							
			被加熱側 1. 7 9 m ³							
圧 力 容 器 の 構 造			材 質		形 状 (寸法)		すみの丸みの 内半径			
	胴	本 体	クラット銅		最大内径 1, 100mm 板厚8. 0mm				長さ1, 550 + 2×20mm	
		カバー								
	鏡板又は管板		鏡板 クラット銅		さら形		110mm		板の厚さ	8. 0mm
			管板 SUS304L		平形					29. 0mm
	ふた板		銅 STPG-38-S-H 鏡 SS-41		半楕円形		銅7. 9mm 鏡9. 0mm		板の厚さ	26. 0mm
			S U S 3 0 4 L		平形		28mm		フランジ厚さ	28. 0mm
	管		D C U T - 1		32. 0mm ^φ × 28. 0mm ^φ					
	胴の長手継手の種類 及び効率		突合せ両側溶接 (ユニオンメルト使用) 0. 77							

第 一 種 圧 力 容 器 明 細

【別添】

機 関 名		特許庁庁舎		検 査 番 号		第 9 4 3 号				
施設名称・番号		1 5 階貯湯槽 NO. 1 (TVS-15-E1)		構造検査刻印番号		埼 6 3 2 3 5 号				
種 類		ストレージタンク (コイル入)		前回検査年月日		平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日				
型 式		立型円筒形		製 造 年 月		昭和 6 3 年 9 月				
最 高 使 用 圧 力		熱源側 10. 0 Kg／cm ²		製 造 者 名		(株) 島倉鉄工所				
		被加熱物側 5. 0 Kg／cm ²								
伝 熱 面 積		内容積	熱源側 0. 0 4 m ³							
			被加熱側 1. 4 7 m ³							
圧 力 容 器 の 構 造			材 質		形 状 (寸法)		すみの丸みの 内半径			
	胴	本 体	クラット銅		最大内径 1, 100mm 板厚8. 0mm				長さ1, 550 + 2×20mm	
		カバー								
	鏡板又は管板		鏡板 クラット銅		さら形		110mm		板の厚さ	8. 0mm
			管板 SUS304L		平形					29. 0mm
	ふた板		銅 STPG-38-S-H 鏡 SS-41		半楕円形		銅7. 9mm 鏡9. 0mm		板の厚さ	26. 0mm
			S U S 3 0 4 L		平形		28mm		フランジ厚さ	28. 0mm
	管		D C U T - 1		32. 0mm ^φ × 28. 0mm ^φ					
	胴の長手継手の種類 及び効率		突合せ両側溶接 (ユニオンメルト使用) 0. 77							

第 一 種 圧 力 容 器 明 細

【別添】

機 関 名		特許庁庁舎		検 査 番 号		第 9 4 2 号				
施設名称・番号		1 5 階貯湯槽 NO.2 （TVS-15-E2）		構造検査刻印番号		埼 6 3 2 3 4 号				
種 類		ストレージタンク （コイル入）		前回検査年月日		平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日				
型 式		立型円筒形		製 造 年 月		昭和 6 3 年 9 月				
最 高 使 用 圧 力		熱源側 10. ⁰ Kg／cm ²		製 造 者 名		（株） 島倉鉄工所				
		被加熱物側 5. ⁰ Kg／cm ²								
伝 熱 面 積		内容積	熱源側 0. ^{0 4} m ³							
			被加熱側 1. ^{4 7} m ³							
圧 力 容 器 の 構 造			材 質		形 状（寸法）		すみの丸みの 内半径			
	胴	本 体	クラット銅		最大内径 1,100mm 板厚8.0mm				長さ1,550＋2×20mm	
		カバ ー								
	鏡板又は管板		鏡板 クラット銅		さら形		110mm		板の厚さ	8.0mm
			管板 SUS304L		平形					29.0mm
	ふた板		銅 STPG-38-S-H 鏡 SS-41		半楕円形		銅7.9mm 鏡9.0mm		板の厚さ	26.0mm
			S U S 3 0 4 L		平形		28mm			フランジ厚さ
	管		D C U T － 1		32.0mm ^φ ×28.0mm ^φ					
			胴の長手継手の種類 及び効率		突合せ両側溶接（ユニオンメルト使用）		0.77			

第 一 種 圧 力 容 器 明 細

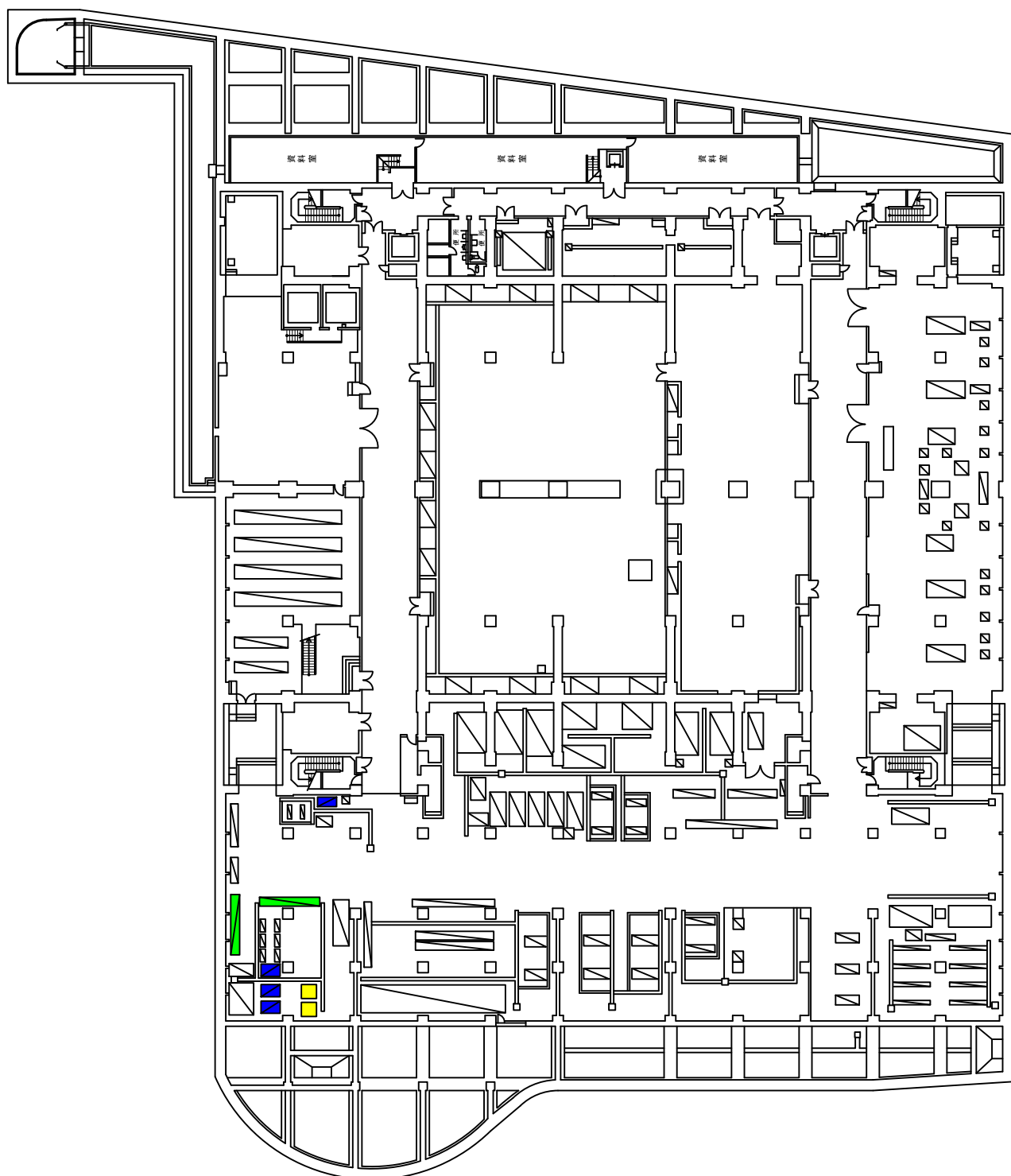
【別添】

機 関 名		特許庁庁舎		検 査 番 号		第 9 4 4 号				
施設名称・番号		B 3 階貯湯槽 NO. 1 (TVS-B3-W1)		構造検査刻印番号		埼 6 2 5 6 8 号				
種 類		ストレージタンク (コイル入)		前回検査年月日		平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日				
型 式		立型円筒形		製 造 年 月		昭和 6 3 年 9 月				
最 高 使 用 圧 力		熱源側 10. 0 Kg／cm ²		製 造 者 名		(株) 島倉鉄工所				
		被加熱物側 5. 0 Kg／cm ²								
伝 熱 面 積		内容積	熱源側 0. 0 5 8 m ³							
			被加熱側 3. 8 2 m ³							
圧 力 容 器 の 構 造			材 質		形 状 (寸法)		すみの丸みの 内半径			
	胴	本 体	クラット銅		最大内径 1, 300mm 板厚8. 0mm				長さ2, 500+ 2×20mm	
		カバー								
	鏡板又は管板		鏡板 クラット銅		さら形		130mm		板の厚さ	8. 0mm
			管板 SUS304L		平形					33. 0mm
	ふた板		銅 STPG-38-S-H 鏡 SS-41		半楕円形		銅6. 4mm 鏡9. 0mm		板の厚さ	28. 0mm
			S U S 3 0 4 L		平形		30mm		フランジ厚さ	30. 0mm
	管		D C U T - 1		32. 0mm ^φ × 28. 0mm ^φ					
	胴の長手継手の種類 及び効率		突合せ両側溶接 (ユニオンメルト使用)		0. 77					

第 一 種 圧 力 容 器 明 細

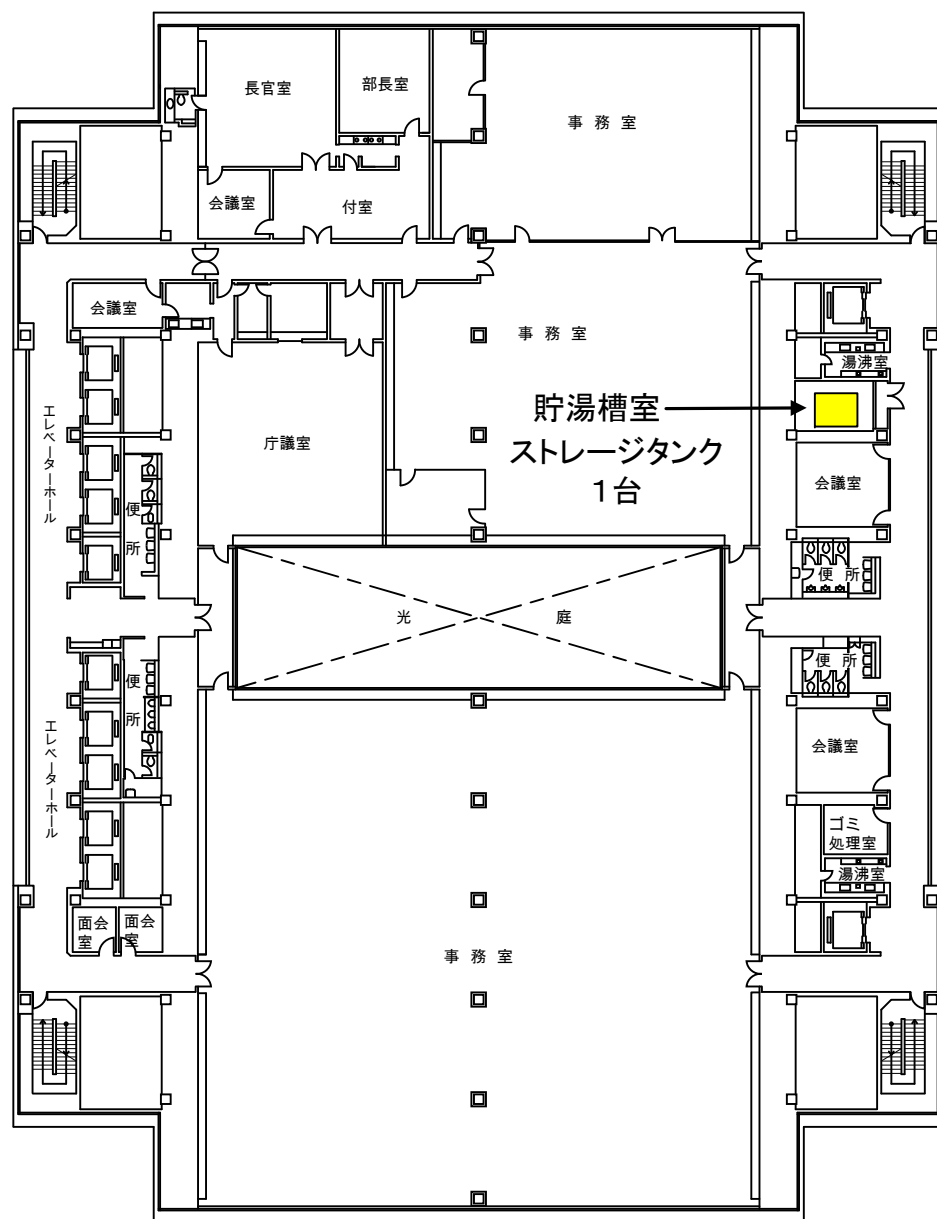
【別添】

機 関 名		特許庁庁舎		検 査 番 号		第 9 4 5 号				
施設名称・番号		B 3 階貯湯槽 NO. 2 (TVS-B3-W2)		構造検査刻印番号		埼 6 2 5 6 9 号				
種 類		ストレージタンク (コイル入)		前回検査年月日		平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日				
型 式		立型円筒形		製 造 年 月		昭和 6 3 年 9 月				
最 高 使 用 圧 力		熱源側 10. 0 Kg／cm ²		製 造 者 名		(株) 島倉鉄工所				
		被加熱物側 5. 0 Kg／cm ²								
伝 熱 面 積		内容積	熱源側 0. 0 5 8 m ³							
			被加熱側 3. 8 2 m ³							
圧 力 容 器 の 構 造			材 質		形 状 (寸法)		すみの丸みの 内半径			
	胴	本 体	クラット銅		最大内径 1, 300mm 板厚8. 0mm				長さ2, 500+ 2×20mm	
		カバー								
	鏡板又は管板		鏡板 クラット銅		さら形		130mm		板の厚さ	8. 0mm
			管板 SUS304L		平形					33. 0mm
	ふた板		銅 STPG-38-S-H 鏡 SS-41		半楕円形		銅6. 4mm 鏡9. 0mm		板の厚さ	28. 0mm
			S U S 3 0 4 L		平形		30mm		フランジ厚さ	30. 0mm
	管		D C U T - 1		32. 0mm ^φ × 28. 0mm ^φ					
	胴の長手継手の種類 及び効率		突合せ両側溶接 (ユニオンメルト使用) 0. 77							

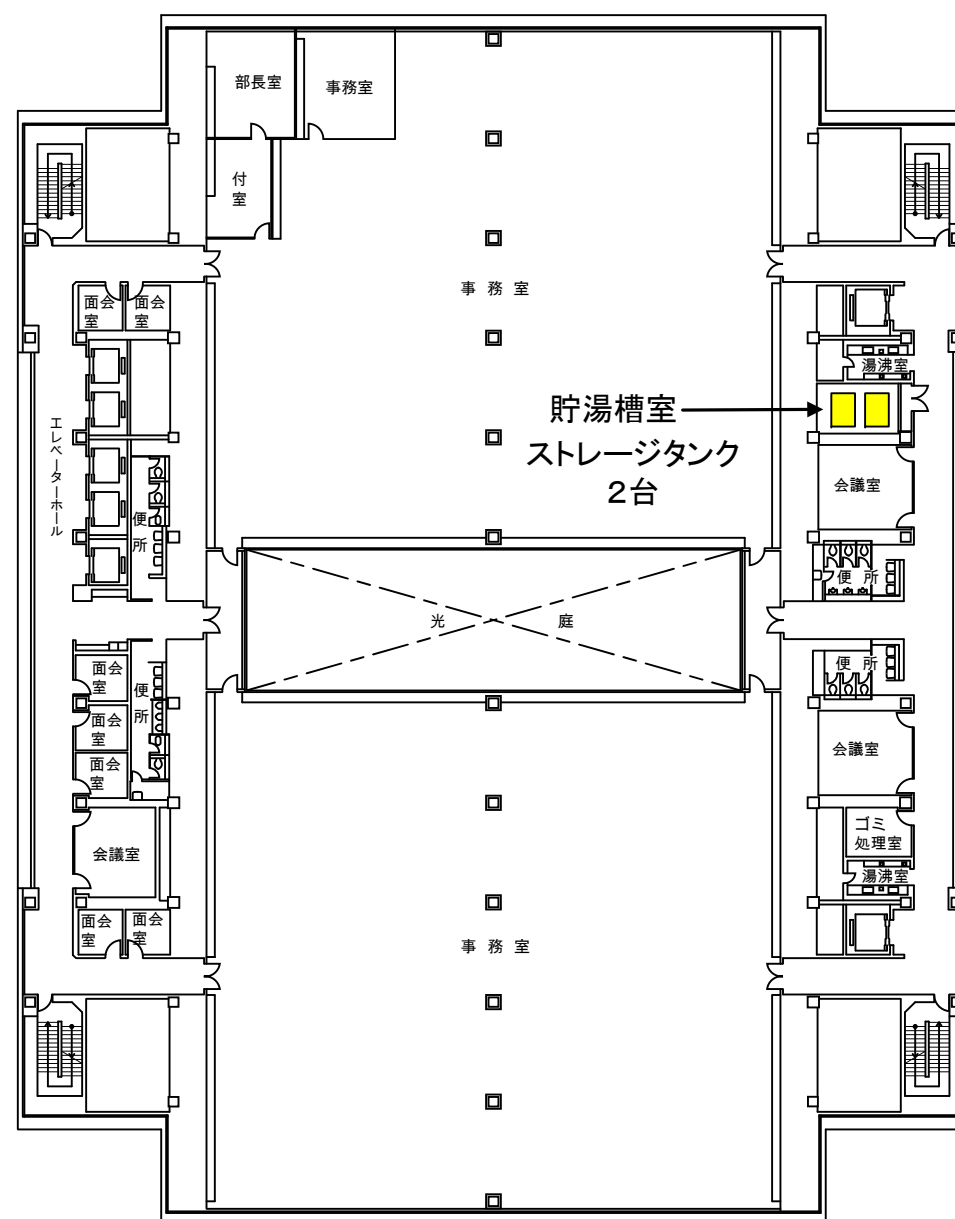


- ストレージタンク 2台
- 温水ヘッダ 2台
- 熱交換器 4台

地下3階



9階



15階

1－5－1 中水処理設備等に係る維持管理業務仕様書

(1)業務概要

特許庁庁舎に設置されている中水処理設備及び厨房排水除害設備に保全従事者を巡回させ、各機器設備等の維持管理、各装置の処理機能管理、水質管理等の業務及びこれらに伴う付帯業務を行い、廃水処理の目的を達成するものとする。

(2)対象設備

「中水処理設備及び厨房除害設備概要」のとおり

(3)業務内容

「維持管理要領」のとおり

(4)保全従事者

過去5年以内に12ヶ月以上継続して、当庁設備（中水処理設備：膜分離活性汚泥方式の処理水量180 m^3 /日、厨房除害設備：回分式活性汚泥＋バイオリアクター方式の処理水量150 m^3 /日）【別表1】と同等以上の中水処理設備と厨房除害設備の両設備を備えた施設の維持管理業務を履行した実績を有すること。

(5)留意事項

- (ア) 受注者は、業務の履行に当たり、本仕様書に定めるほか関係法令の規定を遵守しなければならない。
- (イ) 受注者は、保全従事者の関係（責任者、担当者、担当補助者）や体制を示した業務計画書及び作業予定表を契約後速やかに提出することとする。
- (ウ) 責任者は、5年以上維持管理業務に従事した経験を有するものとし、書面をもって総括管理業務責任者の承諾を得ることとする。担当者は、1年以上とする。なお、責任者及び担当者の変更があった場合も同様とし、責任者及び担当者の変更は事前に総括管理業務責任者の承諾を得ることとし、変更理由書及び後任者の先任を必要とする。
- (エ) 責任者及び担当者の指示に従って作業を行う者を担当補助者とし、担当補助者のみで作業は行えないものとする。
- (オ) 夜間・休日を含め設備機械の故障及び異常等の緊急連絡を受け付け、緊急の故障及び異常等の連絡を受けたときには保全従事者を派遣して、速やかに必要な措置に着手し、補修、調整等復旧作業を行うものとする。作業終了後は障害内容及び処置内容の報告書を総括管理業務責任者へ提出し承諾を得ることとする。
- (カ) 当該業務に係る経費の負担は、原則下記のとおりとする。

- ① 水質試験費、消毒剤費、リアクター用充填材費、液中膜の交換及び引き上げ洗浄費、消耗品等安価な物品及びそれらに係る作業費は、受注者の負担と

する。

② その他の物品については、その都度協議の上決定する。

③ 特許庁が負担すべき物品を交換の際は、事前に特許庁に連絡し承諾を得ること。

なお、受注者の負担で交換する部品、業務に使用する材料等は、当該設備の設計・施工業者が指定する部品及び J I S 等の規格品とし、良好な品質のものを使用することとする。

(キ) 受注者は当該業務に当たっては、設備またはその他の部品等に対し、損害を与えぬよう注意し必要な措置を施すこと。万一損害を与えた場合は速やかに修復すること。

なお、それに要する費用は、受注者の負担とする。

(ク) 本業務により発見した破損、故障等は、直ちに総括管理業務責任者に報告すると共に、必要な応急措置を施すこと。

(ケ) 業務作業中の災害及び事故を防止するため、作業に当たっては、受注者の責任において適切な安全対策を施すこと。

(コ) 関係官公署の実地検査等がある場合には受注者として立ち会うものとする。

維持管理要領

【中水処理設備】

(保守点検業務の内容)

保守点検業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 各槽及び装置ごとの点検内容

流量調整槽

- ・ 原水ポンプが正常に機能していることの確認。
- ・ 流量調整槽の攪拌及び散気状態の確認。
- ・ 色相、水温、pHの測定。

スクリーンユニット

- ・ スクリーンバー等に絡みついている異物を取り除く。
- ・ 運転時の異音、振動の確認。
- ・ しさかごに掻き上げられた、しさの除去。
- ・ 微細目スクリーン振り分けゲートの開閉を変更し交互運転とする。

膜処理槽

- ・ バルブの操作により処理水量を調整する。
- ・ 処理水排出ポンプの負圧を確認し、 -20 kPa を越えたときは、膜カートリッジの洗浄を実施する。
- ・ 風量計風量が正常に機能していること及び散気状況の確認
- ・ 色相、水温、pH、DO、ORP、SV30、MLSSの測定。

中継槽

- ・ 中継ポンプが正常に機能していることの確認。
- ・ 色相、水温、pHの測定。

ろ過ポンプ槽

- ・ ろ過ポンプが正常に機能していることの確認。

急速砂ろ過装置

- ・ ろ過水量が設計水量と一致していることを確認する。
- ・ ろ過水圧が正常（約 1 Kg/cm^2 以内）であることを確認する。
- ・ 自動空気作動弁が正常に作動しているか確認する。
- ・ 覗き窓より濾材の表面に汚損がないか確認する。

逆洗ポンプ槽

- ・ 逆洗ポンプが正常に機能していることの確認。

消毒槽

- ・ 消毒ポンプが正常に機能していることの確認。
- ・ 消毒剤（次亜塩素ソーダ）の残留を確認し、補充する。

処理水槽

- ・ 処理水ポンプが正常に機能していることの確認。
- ・ 色相、水温、pH、透視度、残留塩素の測定。

汚泥濃縮貯留槽

- ・ 汚泥搬出ポンプが正常に機能していることの確認。

- ・汚泥濃縮貯留槽の攪拌及び散気状態の確認。

(2) 機器の点検内容

ポンプ

- ・電流値及び絶縁抵抗値の測定。
- ・運転時の異音、振動の確認。

ブロワー

- ・電流値及び絶縁抵抗値の測定。
- ・運転時の異音、振動の確認。
- ・フィルターの点検。
- ・安全弁の点検。
- ・オイルの補充、交換。

レベルスイッチ

- ・付着物の除去。
- ・動作の確認。

コンプレッサー

- ・電流値及び絶縁抵抗値の測定。
- ・フィルターの点検。
- ・安全弁の点検。
- ・運転時の異音、振動の確認。
- ・吐出圧力（7 K g f /cm²）に異常がないか確認する。
- ・ベルトの張り具合の確認。
- ・凝縮水がたまっていないかの確認。

ファン

- ・電流値及び絶縁抵抗値の測定

	巡 回 毎	月 1 回	そ の 他
ポンプ	電流値の測定	絶縁抵抗値の測定	
	異音、振動の確認		
ブロワー	電流値の測定	絶縁抵抗値の測定	オイルの補充、交換（3回/年度）
	異音、振動の確認	フィルター、安全弁の点検	グリスの補充（4回/年度）
レベルスイッチ	付着物の除去		
	動作の確認		
コンプレッサー	電流値の測定	絶縁抵抗値の測定	
	異音、振動の確認	フィルター、安全弁の点検	
	吐出圧力の確認		
	ベルトの張り確認		
	凝縮水の確認		

(保守点検業務の運用)

- ・点検回数は、原則月 4 回（水曜日）とする。
- ・保守点検業務実施後は、点検結果報告書（保守点検表【別表 2】）を速やかに提出

し報告する。

- ・水質試験は、処理水について月1回pH、BOD、SS、大腸菌を分析し、また原水について雑排水年4回、pH、BOD、SS、ブロー排水年2回、pH、BOD、SS、汚水槽月1回pH、BOD、SS、n-Hexを分析し、その結果（計量証明書）を提出し報告する。

（業務付帯事項）

（1）汚泥の処分の管理等

本設備の運転に伴い発生する汚泥については、貯留量の管理及び搬出・処分に係る調整・管理等を行い、原則として毎月隔週水曜日又は汚泥濃縮貯留槽への貯留量がおおむね80%となった時点で搬出・処分することとする。

運搬・処分作業については特許庁指定の運搬・処分業者が行うため、搬出作業についての具体的な実施日については、事前に特許庁指定の運搬・処分業者に連絡し、協議のうえ協力して行うものとする。

（2）予定処分量

契約期間中における汚泥の予定処分量は、おおむね209t（バイオリアクター方式のみによる処理：平成18～19年度平均処分実績）である。ただし、特許庁の都合その他事情により増減するものとする。

（3）液中膜の交換及び引き上げ洗浄

本設備に4ユニット設置されている液中膜のうち、1ユニット（125枚）分を契約期間中に交換及び引き上げ洗浄を行う。なお、液中膜の交換及び引き上げ洗浄は全4ユニットを4年サイクルで行うものとする。

【厨房除害設備】

(保守点検業務の内容)

保守点検業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 処理工程ごとの点検内容

流入工程

- ・調整槽ポンプが正常に機能していることの確認。
- ・調整槽攪拌ポンプが正常に機能していることの確認。
- ・生物処理槽がH. W. L. に達した時点で調整槽からの送水が停止することの確認。
- ・調整槽の攪拌及び散気状態の確認。
- ・色相、臭気、pH、DO、ORP、MLSS、SV30の測定。

曝気工程

- ・生物処理槽の攪拌及び散気状態の確認。
- ・流量調整槽の攪拌及び散気状態の確認。
- ・色相、臭気、pH、DO、ORP、MLSS、SV30の測定。

沈殿工程

- ・生物処理槽のスカム発生状況の確認。
- ・生物処理槽のH. W. L. の確認。
- ・沈殿工程終了時の汚泥界面レベルの確認。

排出工程

- ・生物処理槽流出電動弁が正常に動作することの確認。
- ・処理水中への汚泥混入状況の確認。
- ・排出工程開始時の余剰汚泥引抜ポンプ及び戻し汚泥引抜ポンプの動作確認。
- ・調整槽、汚泥貯留槽への汚泥返送時間の確認。
- ・処理水及び汚泥排出後の生物処理槽のL. W. L. の確認。
- ・汚泥貯留槽の攪拌及び散気状態の確認。
- ・移送ポンプが正常に動作することの確認。
- ・色相、臭気、pH、透視度の測定。

(2) 機器の点検内容

水中ポンプ

- ・電流値及び絶縁抵抗値の測定。

ブロワー

- ・電流値及び絶縁抵抗値の確認。
- ・運転時の異音、振動の確認。
- ・フィルターの点検。
- ・安全弁の点検。
- ・オイルの補充、交換。
- ・グリスの補充。

レベルスイッチ

- ・付着物の除去。
- ・動作の確認。

リアクター塔

- ・リアクター塔内の洗浄及び腐食等の確認。
- ・リアクター塔内のペレット・ミネラル材の補充。

	巡 回 毎	月 1 回	そ の 他
水中ポンプ	電流値の測定	絶縁抵抗値の測定	
ブロワー	電流値の測定	絶縁抵抗値の測定	オイルの補充、交換（3回/年程度）
	異音、振動の確認	フィルター、安全弁の点検	グリスの補充（4回/年程度）
レベルスイッチ	付着物の除去		
	動作の確認		
リアクター塔			洗浄及び腐食等の確認（1回/年程度）
			ペレット・ミネラル材の補充（1回/年）

（保守点検業務の運用）

- ・点検回数は、原則月4回（水曜日）とする。
- ・保守点検業務実施後は、点検結果報告書（保守点検表）を速やかに提出し報告する。
- ・水質試験は、処理水、原水についてそれぞれ毎年度6回pH、BOD、SS、n-Hexを分析し、その結果（計量証明書）を提出し報告する。

中水処理設備及び厨房除害設備 概要

中水処理設備 【平成1年設置 設計・施工業者ドリコ㈱】

- (1).処理水量 180 m^3 /日
 (2).処理方式 膜分離活性汚泥方式
 (3).処理水質
 BOD 15ppm以下
 SS 10ppm以下
 大腸菌 検出されないこと
 PH 5.8～8.6
 臭気 不快でないこと
 外観 不快でないこと

主な中水処理設備機器

機器名	型式	仕様	数量	メーカー
微細目スクリーン	NS-600S	—	1	コミュニティーサービス㈱
原水ポンプNo.1	BU4-505-0.75	400V 0.75KW	1	川本製作所
原水ポンプNo.2	BU4-505-0.75	400V 0.75KW	1	川本製作所
汚泥移送ポンプ	BU4-505-0.75	400V 0.75KW	1	㈱川本製作所
膜処理装置	E125/500	25枚×4ユニット	1	㈱クボタ
処理水排出ポンプNo.1	COH-40S	400V 0.75KW	1	㈱寺田ポンプ
処理水排出ポンプNo.2	COH-40S	400V 0.75KW	1	㈱寺田ポンプ
処理水ポンプNo.1	50DS5.75	400V 0.75KW	1	㈱荏原製作所
処理水ポンプNo.2	50DS5.75	400V 0.75KW	1	㈱荏原製作所
攪拌用ブロウ	ARH40S	400V 0.75Kw	1	新明和工業㈱
曝気用ブロウNo.1	ARH100S	400V 5.5KW	1	新明和工業㈱
曝気用ブロウNo.2	ARH100S	400V 5.5KW	1	新明和工業㈱
汚泥搬出ポンプ	65DV55.5	400V	1	㈱荏原製作所
処理水ポンプNo.1	50DS5.75	400V 0.75KW	1	㈱荏原製作所
処理水ポンプNo.2	50DS5.75	400V 0.75KW	1	㈱荏原製作所
汚泥搬出ポンプ	65DV55.5	400V	1	㈱荏原製作所
電磁流量計	SW50		1	愛知時計電機㈱
積算流量計	KID10A		1	山武ハネウエル㈱
消毒タンク	PVC-200-X	PV製200ℓ用	1	株式会社 タクミナ
消毒ポンプNo.1	CLPZD-30	100-240V	1	株式会社 タクミナ
消毒ポンプNo.2	CLPZD-30	100-240V	1	株式会社 タクミナ
負圧計	FP201		1	横河電機㈱
フロートスイッチ	LS-S1	24V 0.6A	15	エレポン(株)
中継ポンプNo.1	50DL5.75	400V 0.75KW	1	㈱荏原製作所
中継ポンプNo.2	50DL5.75	400V 0.75KW	1	㈱荏原製作所
濾過ポンプNo.1	50DS5.75	400V 0.75KW	1	㈱荏原製作所
濾過ポンプNo.2	50DS5.75	400V 0.75KW	1	㈱荏原製作所
逆洗ポンプ	80DS53.7	400V 3.7Kw	1	㈱荏原製作所
急速砂濾過器ろ材交換機	SF-A-13		1	ドリコ株式会社
コンプレッサー	SLP70-4TS	400V	1	㈱東芝
動力制御盤		400V	1	ドリコ株式会社

厨房除害設備 【平成10年設置 設計・施工業者ドリコ㈱】

- (1).処理水量 150 m^3 /日
 (2).処理方式 回分式活性汚泥＋バイオリアクター方式
 (3).処理水質
 BOD 600ppm以下
 SS 600ppm以下
 N-Hex 30ppm以下
 PH 5～9

主な厨房除害設備機器

機器名	型式	仕様	数量	メーカー
自動スクリーン	NS1100S		1	コミュニティーサービス㈱
調整槽ポンプNo.1	BU4-805-2.2	400V 2.2Kw	1	㈱川本製作所
調整槽ポンプNo.2	BU4-805-2.2	400V 2.2Kw	1	㈱川本製作所
調整槽ブロウ	ARH40S	400V 0.75Kw	1	新明和工業㈱
戻し汚泥引抜ポンプ	BU4-505-0.75	400V 0.75Kw	1	㈱川本製作所
余剰汚泥引抜ポンプ	BU4-505-0.75	400V 0.75Kw	1	㈱川本製作所
移送ポンプNo.1	BU4-1005-3.7	400V 3.7Kw	1	㈱川本製作所
移送ポンプNo.2	BU4-1005-3.7	400V 0.75Kw	1	㈱川本製作所
余剰汚泥移送ポンプ	BU4-505-0.75	400V 0.75Kw	1	㈱川本製作所
攪拌ポンプNo.1	JAF151	400V 1.5Kw	1	新明和工業㈱
攪拌ポンプNo.2	JAF151	400V 1.5Kw	1	新明和工業㈱
攪拌ポンプNo.3	JAF151	400V 1.5Kw	1	新明和工業㈱
攪拌ポンプNo.4	JAF151	400V 1.5Kw	1	新明和工業㈱
回分槽ブロウNo.1	ARH65S	400V 3.7Kw	1	新明和工業㈱
回分槽ブロウNo.2	ARH65S	400V 3.7Kw	1	新明和工業㈱
汚泥貯留槽ブロウ	ARH20S	400V 0.4w	1	新明和工業㈱
電磁流量計	SW125		1	愛知時計電機㈱
回分槽電動流入弁	EK100-10FCTB	100V	1	㈱キッツ
排気ファン	CLP-NO.1		1	㈱テラル極東
散気装置	S-500		1	大野商会
フロートスイッチ	LS-S1	24V 0.6A	12	エレポン(株)
バネルタンク	ヒシタンクGF		1	三菱樹脂㈱
リアクターベレット			1	チッソ環境エンジニアリング㈱
動力制御盤			1	ドリコ株式会社

特 許 庁 中 水 処 理 設 備 保 守 点 検 表										検 印 欄			担当者
平成 年 月 日 (曜日) 天気													
機 器 類 運 転 状 況						水 質 測 定							
名 称	No.	運 転	A	M Ω	異常	記 事	名 称	色 相	水 温	p H	そ の 他		
曝 気 用 プ ロ ヲ	1	手：切：自			無・有	吐出圧 Kpa, 異音	調 整 槽						
	2	1：交：2			無・有	吐出圧 Kpa, 異音	膜 処 理 槽				DO mg/l, ORP mv, SV30 %, MLSS mg/l		
攪 拌 用 プ ロ ヲ		手：切：自			無・有	吐出圧 Kpa, 異音	中 継 槽				透視度 cm		
原 水 ポ ン プ	1	手：切：自			無・有		処 理 水 槽				透視度 cm, 残留塩素 mg/l		
	2	1：交：2			無・有		水 質 分 析						
微細目スクリーン	1	手：切：自			無・有	異音	名 称	採 水	項 目				
	2	1：交：2			無・有	異音	雑排水原水	無・有	pH, BOD, SS				
フ ァ ン		手：切：自			無・有	異音	中水処理水	無・有	pH, BOD, SS, 大腸菌				
中 継 ポ ン プ	1	手：切：自			無・有		ブロー水原水	無・有	pH, BOD, SS				
	2	1：交：2			無・有		汚 水 槽	無・有	pH, BOD, SS, n-Hex				
コ ン プ レ ッ サ ー		切：入			無・有	圧力 Kgf/cm2, 水抜き	風 量 計 風 量				散 気 状 況		
濾 過 ポ ン プ	1	手：切：自			無・有		膜 処 理 槽 1	m ³ /分			膜 処 理 槽 1	良・不良 ()	
	2	1：交：2			無・有		膜 処 理 槽 2	m ³ /分			膜 処 理 槽 2	良・不良 ()	
逆 洗 ポ ン プ		手：切：自			無・有		膜 処 理 槽 3	m ³ /分			膜 処 理 槽 3	良・不良 ()	
消 毒 ポ ン プ	1	手：切：自			無・有	目盛	膜 処 理 槽 4	m ³ /分			膜 処 理 槽 4	良・不良 ()	
	2	1：交：2			無・有	目盛	メ ー タ ー 指 針 今回 月 日－前回 月 日＝ 日間						
汚 泥 搬 出 ポ ン プ		手：切：自			無・有		動力 (KW)	今回	－前回	＝使用量 [= /日]			
処 理 水 ポ ン プ	1	手：切：自			無・有		膜処理槽 (m ³)	今回	－前回	＝使用量 [= /日]			
	2	1：交：2			無・有		処理水量 (m ³)	今回	－前回	＝使用量 [= /日]			
汚 泥 移 送 ポ ン プ		手：切：自			無・有		・特 記 事 項						
処 理 水 排 出 ポ ン プ	1	手：切：自			無・有								
	2	1：交：2			無・有								
装 置 ・ 計 装 類 運 転 状 況													
名 称	異 常	記 事											
調 整 槽	無・有	フロート, 散気状況, 発泡 (多・少・無)											
スクリーン	無・有	スクリーンし渣清掃 (実施・不要)											
膜 処 理 槽	無・有	フロート, 散気状況, 発泡 (多・少・無)											
液 中 膜	無・有	[膜圧力 Kpa]－[停止圧 Kpa]＝[差圧 Kpa], 処理水量 m ³ /h											
		薬品洗浄 (実施・不要), 分解洗浄 (実施・不要)											
中 継 槽	無・有	フロート, スカム (多・少・無・除去)											
濾過ポンプ槽	無・有	フロート, スカム (多・少・無・除去)											
急速砂濾過器	無・有	濾過水量 m ³ /h, 圧力 Kg/cm2											
		逆洗水量 m ³ /h, 逆洗時間 分, 洗浄時間 分											
逆洗ポンプ槽	無・有	フロート											
処 理 水 槽	無・有	フロート											
消毒タンク	無・有	フロート, 濃度 %, [残量 L]＋[補給量 L]＝[L],在庫量 缶											
汚泥貯留槽	無・有	フロート, スカム (多・少・無・除去)											

特 許 庁 厨 房 除 害 処 理 施 設 保 守 点 検 表											検 印 欄			担当者		
平成 年 月 日 (曜日) 天 気 晴 曇 雨																
運転選択スイッチ (回分・切・連続)							水 質 測 定									
機 器 類 運 転 状 況							名 称	色 相	透視度	臭 気	水 温	p H	DO	OR P	SV30	ML S S
名 称	No.	運 転	A	M Ω	異 常	記 事	調 整 槽									
回 分 槽 プ ロ ウ	1	手：切：自			無・有	吐出圧 K p a	回 分 槽									
	2	手：切：自			無・有	吐出圧 K P a	汚泥貯留槽									
汚泥貯留槽プロウ		手：切：自			無・有	吐出圧 K P a	移送ポンプ槽						－	－	－	－
調 整 槽 プ ロ ウ		手：切：自			無・有	吐出圧 K P a	水 質 分 析									
スクリーンユニット		手：切：自			無・有	異音	名 称	採 水	項 目							
調 整 槽 ポ ン プ	1	手：切：自			無・有		源 水	有・無	p H、BOD、SS、n－H e x							
回分槽電動流入弁		開：閉：自			無・有		処 理 水	有・無	p H、BOD、SS、n－H e x							
調 整 槽 ポ ン プ	2	手：切：自			無・有		処 理 水 移 送 量 今 回 月 日－前回 月 日＝ 日間									
戻し汚泥引抜ポンプ		手：切：自			無・有		今回 m3－前回 m3＝ m3 (＝ m3日)									
余剰汚泥引抜ポンプ		手：切：自			無・有		・特 記 事 項									
移 送 ポ ン プ	1	手：切：自			無・有											
	2	手：切：自			無・有											
余剰汚泥移送ポンプ		手：切：自			無・有											
攪 拌 ポ ン プ	1	手：切：自			無・有											
	2	1：交：2			無・有											
	3	手：切：自			無・有											
	4	1：交：2			無・有											
装 置 ・ 計 装 類 運 転 状 況																
名 称	異 常	記 事														
調 整 槽	無・有	フロート、散気状況、発泡 (多・少)														
スクリーン	無・有	し渣清掃 (実施・不要)														
回 分 槽	無・有	フロート、散気状況、発泡 (多・少)														
移送ポンプ槽	無・有	フロート、スカム (多・少・除去)														
汚 泥 貯 留 槽	無・有	フロート、散気状況、発泡 (多・少)														
タ イ マ ー 設 定																
回分工程	流入工程		分、曝気工程		分											
	沈殿工程		分、流出工程		分、汚泥引抜工程		分									
	余剰汚泥引抜		分、戻し汚泥引抜		分、余剰汚泥移送		分									

1－6－1 I P 電話総合サポート保守業務仕様書

1. 工事概要 特許庁に設置しているゲートウェイ装置（4台）等が常に良好な状態にあるか監視を行い、故障時には、速やかな復旧または、別ルートへの切替を行う。

2. 作業内容

障害対応については、24時間365日作業を行い、常に総括管理業務責任者からの問い合わせに対応できること。

（1）故障対応作業

- ①故障対応窓口を開設し、問い合わせに対応できること。
- ②故障があった場合には、速やかに特許庁に駆け付け対処すること。

（2）システム監視作業

監視装置を使って、システムの稼働状況を監視すること。

（3）一括転送作業

総括管理業務責任者から申告があった場合には、指定した番号への転送作業を行う。

（4）緊急対応作業

特許庁に設置しているゲートウェイ及びスイッチが故障した場合には、速やかに代替機を用意し、速やかに現状回復を図ること。

（5）計画停電対応作業

特許庁内で実施する特高受変電設備の保守点検に伴う計画停電時等において、スケジュールに沿ってゲートウェイ装置及びスイッチ等の電源のOFF/ONを実施する。

（6）データ解析作業

特許庁から通話状態等に関するデータ解析を依頼した場合には、速やかに対応し、後日報告書を作成すること。

3. 特許庁担当者

特許庁は、ＩＰ電話総合サポート保守業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

４．その他

- （１）月１回定期報告を行い、特許庁に設置しているゲートウェイ機器等が良好な状態にあるか報告すること。
- （２）特許庁で行う保守上の行為は、すべて受注者の責任とし、作業を行うに当たって設備又はその他の備品等に損害を与えぬよう注意し、万一損害を与えた場合は、速やかに修復すること。なお、それに要する費用は、受注者の負担とする。
- （３）技術者を派遣する場合には、健康にして誠実、熱心、身元確実な技術者を派遣し、胸章若しくは腕章をつけること。
- （４）保守に関する責任者を明確にし、連絡体制表を作成すること。
- （５）故障が発生した又は発生しそうな場合には、速やかに総括管理業務責任者に報告すること。

1－6－2 特許庁庁舎内電話交換設備等点検保守業務仕様書

1. 目的 庁舎内電話交換設備の機能を維持し、電気通信の円滑な疎通運用の実現のため、当該設備の監視、故障時の早期対応、定期点検、運用支援を行うものである。

2. 保守対象機器

〔特許庁 I P 電話システム〕

- (1) V o I P サーバ
 - ①呼制御サーバ (Cisco CallManeger, Unity)
 - ②局線収容ルータ
 - ③L D 専用線収容装置
- (2) 局線中継台
- (3) インラインパワーモジュール
- (4) 多機能電話機
- (5) 一般電話機
- (6) 無停電電源装置
- (7) 監視装置
 - ①サーバ監視装置
 - ②電話機監視装置
 - ③共通装置
 - ④表示用装置

※ システムの詳細構成は「別添 1」のとおりとする。

※ インラインパワーモジュール、多機能・一般電話機、無停電電源装置については、障害発生時の一次切り分けと予備機による交換作業のみとする。

3. 保守作業員の条件

本契約に従事する保守作業員については、CCM（Cisco Call Manager）を利用した IP 電話システムの運用実績を 3 年以上有する者、または、同等の者とする。

4. 作業内容

（1）保守点検業務

①保守対象機器の監視作業

- ・ 平日の執務時間内（8 時 30 分～18 時 15 分 以下「平日」という。）においては、特許庁庁舎内指定場所に継続して 1 名以上常駐させ、庁舎内電話交換設備監視装置により稼働状況の監視を行うこと。
- ・ 平日の執務時間外（18 時 15 分～8 時 30 分）及び行政機関の休日に関する法律第 1 条に定める日（以下「休日等」という。）においては、遠隔監視装置（注 1）により、保守対象機器の稼働状況の監視を行うこと。

②障害復旧作業

- ・ 平日に、庁舎内電話交換設備の障害等が発生した場合は、ただちに復旧作業を開始し速やかに完了すること。
- ・ 休日等において、遠隔監視により庁舎内電話交換設備の障害等を発見した場合は、総括管理業務責任者及び保守作業員に連絡すること。また、連絡後は速やかに特許庁に保守作業員を派遣し、復旧作業を行うこと。
- ・ ただし、上記復旧作業が 2 時間以内に完了できないと判断した場合は、機器の交換等の対応を行うこと。（注 2）

③定期点検作業（年 2 回）

作業内容については、「別添 2」のとおりとし、各機器毎に定められた作業項目及び周期に従って作業を実施すること。作業終了後は作業チェックシートを提出し、総括管理業務責任者の検収を受けること。なお、作業チェックシートの様式は「別添 3」のとおりとする。

④問い合わせ対応作業（ヘルプデスク作業）

職員等からの電話に関する問い合わせに対応すること（平日時間内に限る）。

⑤システム管理作業

- ・ 機器の配備状況（予備機器含む）について管理を行うこと。
- ・ 機器の接続状況について情報管理を行うこと。
- ・ 機器の設定情報について情報管理を行うこと。
- ・ 利用者変更に係る電話帳データ修正作業を行うこと。

⑥ウィルス対策ソフトの更新作業

V o I Pサーバ、局線中継台、監視装置に導入されているウィルス対策ソフトのパターンファイルを週1回の周期で、最新版に更新すること。

なお、特許庁ネットワーク環境ではインターネット接続による自動更新が許可されていないため、外部環境において更新ファイルをダウンロードした上で、手動にて庁舎内電話交換設備への導入を行うこと。

⑦修正プログラムの適用作業

製造元より提供される修正プログラムの適用作業を実施すること。

- ・適用作業においては、事前に調査及び評価を行い、その結果を総括管理業務責任者に報告するとともに、適用後のシステムの正常動作を保証すること。
- ・修正プログラムの適用頻度は最低年1回、実施するものとする。

なお、緊急性の高いプログラムがリリースされた場合はその限りではない。

⑧ゲートウェイ装置保守に関する支援作業

ゲートウェイ装置に関する障害が発生した際には、下記の対応を行うこと。

- ・ゲートウェイ装置の納入会社からの連絡を受けることのできる窓口を設けること。
- ・上記窓口を通じ、納入会社との間で綿密な連携のもと対応を行うこと。
- ・納入会社または総括管理業務責任者の求めに応じ、特許庁に保守作業員を派遣し、現地での対応を行うこと。

(注1)

遠隔監視装置等については、受注者が用意することとし、費用についても受注者の負担する。

(注2)

休日等の対応が必要となる機器は、庁舎内電話交換設備のうち、I P電話機（多機能電話機、一般電話機、中継台用電話機）を除く機器とする。

インラインパワーモジュール、I P電話機、無停電電源装置の障害対応方法としては、原則、特許庁用意の予備機との交換作業を前提とし、必要に応じ特許庁担当者と協議の上、有償修理等の対処を個別に行うものとする。

(2) 業務報告等

①業務報告

日々の保守業務について、報告書（日報等）により、総括管理業務責任者に月末に報告すること。

また、保守点検業務のうち、障害復旧作業及び定期点検作業については、別途報告書によりその都度詳細に総括管理業務責任者に報告すること。

②計画停電対応作業

庁舎内電気設備における計画停電時において、スケジュールに沿って庁舎内電話交換設備の電源OFF／ONを実施すること。

③消耗品について

消耗品については、本契約に含まないこととし、必要に応じ別途調達するものとする。(消耗品：無停電電源装置用バッテリー)

5. 特許庁担当者

特許庁は、特許庁庁舎内電話交換設備等点検保守業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

6. 管理区域等への入室

- (1) 特許庁が指定する管理区域、特別管理区域に入室する場合、事前に立ち入りの許可を得て入室するものとし、所定の入室手続きを行うこと。また、入室時には特許庁の定める様式のバッジ等を着用すること。
- (2) 特別な理由がある場合は、管理区域等に立ち入る権限を与えられた特許庁の指定する者の立会を条件として、バッジ等の着用なしに立ち入ることができるものとする。
- (3) 貸与されたバッジ等を紛失、毀損等の事故がないように管理をし、事故があった場合には、総括管理業務責任者に遅滞なく書面をもって報告をし指示をうけること。

7. その他

- (1) 代表番号及び電話交換業務におけるトラヒック調査を毎月行い、総括管理業務責任者へ毎月報告すること。
- (2) 保守に関する書類等の整理を行うこととする。
- (3) 庁舎内電話交換設備に関する台数等を管理し、総括管理業務責任者へ適宜報告すること。
- (4) 保守作業員が庁舎内で行う保守上の行為はすべて受注者の責任とする。
- (5) 保守作業員には健康にして誠実、熱心、身元確実な技術者を充てること。
- (6) 保守作業員は、特許庁が発行する構内保全従事者証明書と入室カード及び民間事業者が発行する身分証を携帯すること。
- (7) 業務終了後は、総括管理業務責任者立会の下において後任受注者への庁舎内電話交換設備等点検保守業務の必要な情報の引き継ぎを行うこと。また、その費用は受注者の負担とする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度総括管理業務責任者及び受注者の間で協議することとし、受注者の判断で行わないこと。

機器構成

(別添1)

項番	型名	品名	数量	備考
1. VoIPサーバ				
1-1. 呼制御サーバ				
1	YEC5	CallManager用プラットフォーム MCS-7835H-3.0	4	
2	YCYR	CallManagerソフトウェア MCS-7835H用(Version 3.3)	4	
3	YF6Z	Unity用プラットフォーム MCS-7825H-3.0	1	
4	YEEX	Windows2000server言語(日本語)	1	
5	YEEY	Unity4.0基本ソフトウェア	1	
6	YEE9	Unity for CallManager	1	
7	YEEZ	Unityソフトウェア(Exchange用)	1	
8	YF62	Unityデータストア(日本語)	1	
9	YF64	Unityメッセージストア(日本語)	1	
10	YF6H	VM50ユーザ16セッションライセンス	1	
1-2. 局線収容ルータ				
1	YCXX	Catalyst6506シャーシ	1	
2	YEW5	Catalyst6506用FANTトレイ	1	
3	YBKE	Catalyst6000用SVM II (2GE,plus MSFC2+PFC2)	2	
4	YBHP	Catalyst6000用1000W AC電源	2	
5	YCEB-121	Catalyst6000用IOS MSFC2-Service Provider/VIPセット 12.1E	2	
6	YEX6	Catalyst6000 SVM II 用OS	1	
7	YANV	RMON Agent License(Catalyst6X06)	1	
8	YAZL	GBIC(1000BASE-SX,short wavelength)	4	
9	YC3Z	48ポート 10/100BASE-TX(RJ-45,ファブリックエンハンスト)	1	
10	YBU1	Catalyst6000用 8ポート音声インタフェース	2	
11	YBU4	スイッチファブリックモジュール	1	
1-3. LD専用線収容装置				
1	PB2069-1	PN-4LDTA	2	
2	PB2089-1	SPN-4ODTA	2	
3	PB2105-1	PZ-M606-A	1	
4	UPB3H123	A36I PC98NX MAT PROG-N	1	
5	PB2040-1	MAT CA-T	1	
6	PB2151-8	H-BSC TYPE DM	1	
7	PB2154-1	RACK MOUNT KIT(J)	1	
8	PB2158-1	TYPE DM BATT ASS	1	
9	PB2163-1	PN-PW03	1	
10	PB2029-1	MDF CAU-F	1	
11	DPB7102-8	APEX3600i システムドキュメント(応用編)(HIバージョン用)	1	
12	DPB7114-8	APEX3600i 局データ設定シート集(HIバージョン用)	1	
13	YCT2	IP45/C3745基本部	1	
14	YFK1-123	IP VOICEセット 12.3	1	
15	YA39	2ポート音声ネットワークモジュール	2	
16	YA3A	2ポートE&M音声インタフェース	4	
2. 局線中継台				
1	PC-MY28VRZETJBF	MATE(MY28V/R-F)	6	24時間対応対象外
2	IL-23M1	液晶マルチメディアモニター	6	24時間対応対象外
3	YBYP	CP-7960G	6	24時間対応対象外
4	Y9GL	CallManagerユニットライセンス CP-7960G用	6	24時間対応対象外
3. インラインパワーモジュール				
1	YAAZ	Catalyst 48ポート インラインパワーパッチパネル	163	
4. 多機能押釦付IP電話機				
1	YBYP	CP-7960G	3,355	24時間対応対象外
2	Y9GL	CallManagerユニットライセンス CP-7960G用	3,355	24時間対応対象外
3	YFNK	CP-7970用 ACアダプタ&電源コード	53	24時間対応対象外
5. 一般IP電話機				
1	YEC5	CP-7912G	242	24時間対応対象外
2	YEC8	CallManagerユニットライセンス CP-7912G用	242	24時間対応対象外
6. UPS				
1	ASC10	ASC10	12	
2	ASC15	ASC15	47	

機器構成

(別添1)

項番	型名	品名	数量	備考
7. 監視装置				
7-1. サーバ監視装置				
1	N8100-1006	Express5800/110Rf-1(4/3.20G(1))	1	
2	N8102-214	512MB増設メモリボード	1	
3	N8102-215	1GB増設メモリボード	2	
4	N8150-184	増設用80GB HDD	2	
5	ULA0000-001	Microsoft Windows Server 2003 Standard Edition	1	
6	TP1-A03201644	Windows Terminal Server CAL 2003 5CAL デバイスCAL	1	
7	UL0300-612	Microsoft SQL Server2000 Standart Edition(5CAL付き)	1	
8	-	I-MGS203	1	
7-2. IP電話機監視装置				
1	N8100-952A	Express5800/120Rg-2(X/3DG(1))	1	
2	K410-130(00)	内蔵SCSIケーブル	1	
3	N8103-86	ディスクアレイコントローラ(0ch)	1	
4	N8150-163	増設用73.2GB HDD	2	
5	N8151-45	内蔵DAT	1	
6	ULA0000-001	Microsoft Windows Server 2003 Standard Edition	1	
7	TP1-A03201644	Windows Terminal Server CAL 2003 5CAL デバイスCAL	1	
8	UL1022-391	Express Server Startup RL2005/03 Ver7.2	1	
9	UL0033-F01	WebSAM Netvisor Ver7.1	1	
7-3. 共通装置				
1	N8143-54A	液晶ディスプレイ/キーボード収納ユニット	1	
2	N8171-42	15型液晶ディスプレイ	1	
3	N8170-13	ラックマウント用キーボード(W)	1	
4	N8170-05	マウス	1	
5	N8191-09	サーバスイッチユニット(8Server/USB対応)	1	
6	K410-104(03)	ディスプレイ/ケーブル延長ケーブル(ラックマウント用)	1	
7	K410-119(03)	スイッチユニット接続ケーブルセット(3m)	7	
7-4. 表示用装置				
1	PC-MY25XRZ3F	MY25X/R-F(Win2KPro)	1	
2	PC-D-1H040B	40GB(7,200rpm)	1	
3	PC-D-MER51C	ECC無しDDRSDRAM、PC2700、512MB_DIMM×1	1	
4	PC-D-KBPS28	PS/2 109キーボード	1	
5	PC-D-CDFRWF	CD-R/RW	1	
6	F17M02-D	17型高精細TFT-LCD(アナログ/デジタル共用)(1280 X 1024)	1	
8. ウィルス対策ソフト				
1	TPS-SH2Y100019	Symantec AntiVirus Enterprise Edition License Media Pack(英語版)	1	
2	TP1-A0AC15001	GOV SymantecAntiVirus Corporate Edition for Workstations&Network Servers ライセンス+ゴールドメンテナンス1年(10-24)	10	
3	UL1087-202	ServerProtect(マルチドメインサーバ版)	2	
4	UL1087-305	ウィルスバスターコーポレートエディションVer7 5ユーザ	2	

定期点検項目一覧表

(別添2)

装置名称	構成装置(代表品名)	点検項目	点検周期		
VoIPサーバ					
	呼制御サーバ(CCM)	装置外観の確認	6ヶ月		
		FANの動作確認			
		LED確認			
		ログ確認			
		ケーブルフォーミングの確認			
	音声応答用サーバ(UNITY)	装置外観の確認	6ヶ月		
		FANの動作確認			
		LED確認			
		ログ確認			
		ケーブルフォーミングの確認			
	局線収容ルータ(Catalyst6506)	装置外観の確認	6ヶ月		
		FANの動作確認			
		LED確認			
		ログ確認			
		ケーブルフォーミングの確認			
	LD専用線収容装置	APEX3600I(TYPE DM)	外観チェック	6ヶ月	
			電源点検		
			蓄電池点検		
			目視点検		
			時刻の修正		
IP45／C3745		故障情報の収集と解析	6ヶ月		
		装置外観の確認			
		FANの動作確認			
		LED確認			
		ログ確認			
		ケーブルフォーミングの確認			
		局線中継台			
		本体(PC－MY28VRZETJBF) ディスプレイ(IL－23M1)		CPU筐体清掃	6ヶ月
				LCD清掃	
				KB清掃	
FAN回転の目視チェック					
警告ラベルの汚れ・剥がれ確認					
電源ケーブル・信号ケーブルの配線チェック					
FDDのヘッドクリーニング					
電子電話帳情報の確認					
監視装置					
サーバ監視装置(Express5800／110Rf－1)	FAN動作確認	6ヶ月			
	ログの確認				
	FDDのヘッドクリーニング				
	アレイディスクの情報確認				
IP電話機監視装置(Express5800／120Rg－2)	FAN動作確認	6ヶ月			
	ログの確認				
	FDDのヘッドクリーニング				
	アレイディスクの情報確認				
共通装置 ディスプレイ(N8171－42) キーボード(N8170－13)	LCD清掃	6ヶ月			
	KB清掃				
表示用装置 本体(PC－MY25XRZ3F) ディスプレイ(F17M02－D) キーボード(PC－D－KBPS28)	CPU筐体清掃	6ヶ月			
	LCD清掃				
	KB清掃				
	FAN回転の目視チェック				
	警告ラベルの確認				
	電源ケーブル・信号ケーブルの配線チェック				
	FDDのヘッドクリーニング				

定期点検作業チェックシート

(別添3)

装置名称	構成装置(代表品名)	点検項目	点検内容(注意事項)	チェック	点検周期
VoIPサーバ					
	呼制御サーバ(CCM)	装置外観の確認	装置外部(筐体)をコンピュータクリーナーにて清掃する 汚れがひどいときは、強く絞ったガーゼに中性洗剤を少しつけて拭くこと その際、滴が装置に垂れない用に注意する		6ヶ月
		FANの動作確認	FANが正常に回転しているか確認すること FANにほこりが付着しているときは、掃除機等を利用して除去すること		
		LED確認	フロントパネル及び各PKG上のLED点灯状態を確認		
		ログ確認	管理ツール/イベント情報のシステムログを確認し、 エラーの発生状況を確認する		
		ケーブルフォーミングの確認	ACケーブルが正常に接続されているか確認する。 システムケーブルの接続がゆるんでいないか、 ケーブルに負荷がかかっているか確認し、 問題があれば手直しする		
	音声応答用サーバ(UNITY)	装置外観の確認	装置外部(筐体)をコンピュータクリーナーにて清掃する 汚れがひどいときは、強く絞ったガーゼに中性洗剤を少しつけて拭くこと その際、滴が装置に垂れない用に注意する		6ヶ月
		FANの動作確認	FANが正常に回転しているか確認すること FANにほこりが付着しているときは、掃除機等を利用して除去すること		
		LED確認	フロントパネル及び各PKG上のLED点灯状態を確認		
		ログ確認	管理ツール/イベント情報のシステムログを確認し、 エラーの発生状況を確認する		
		ケーブルフォーミングの確認	ACケーブルが正常に接続されているか確認する。 システムケーブルの接続がゆるんでいないか、 ケーブルに負荷がかかっているか確認し、 問題があれば手直しする		
	局線収容ルータ(Catalyst6506)	装置外観の確認	装置外部(筐体)をコンピュータクリーナーにて清掃する 汚れがひどいときは、強く絞ったガーゼに中性洗剤を少しつけて拭くこと その際、滴が装置に垂れない用に注意する		6ヶ月
		FANの動作確認	FANが正常に回転しているか確認すること FANにほこりが付着しているときは、掃除機等を利用して除去すること		
		LED確認	フロントパネル及び各PKG上のLED点灯状態を確認		
		ログ確認	管理ツール/イベント情報のシステムログを確認し、 エラーの発生状況を確認する		
		ケーブルフォーミングの確認	ACケーブルが正常に接続されているか確認する。 システムケーブルの接続がゆるんでいないか、 ケーブルに負荷がかかっているか確認し、 問題があれば手直しする		
	LD専用線収容装置	APEX3600I(TYPE DM)	外観チェック	装置外部の汚れやほこりを確認し、汚れがひどいときは清掃する	6ヶ月
			電源点検	パワーPKGにアラームが無いか確認する	
			蓄電池点検	バッテリーの状態を確認し、膨らみ、液漏れ、発熱、異臭 が無いことを確認する	
			目視点検	各パッケージのアラーム状態を確認する	
			時刻の修正	時刻の確認を行う、ずれているときは修正する	
		IP45/C3745	故障情報の収集と解析	システムログを確認して、エラーの発生状況を確認する	6ヶ月
			装置外観の確認	装置外部(筐体)をコンピュータクリーナーにて清掃する 汚れがひどいときは、強く絞ったガーゼに中性洗剤を少しつけて拭くこと その際、滴が装置に垂れない用に注意する	
			FANの動作確認	FANが正常に回転しているか確認すること FANにほこりが付着しているときは、掃除機等を利用して除去すること	
			LED確認	フロントパネル及び各PKG上のLED点灯状態を確認	
			ログ確認	管理ツール/イベント情報のシステムログを確認し、 エラーの発生状況を確認する	
			ケーブルフォーミングの確認	ACケーブルが正常に接続されているか確認する。 システムケーブルの接続がゆるんでいないか、 ケーブルに負荷がかかっているか確認し、 問題があれば手直しする	

定期点検作業チェックシート

(別添3)

装置名称	構成装置(代表品名)	点検項目	点検内容(注意事項)	チェック	点検周期	
局線中継台						
	本体(PC－MY28VRZETJBF)	CPU筐体清掃	装置外部(筐体)をコンピュータクリーナーにて清掃する 汚れがひどいときは、強く絞ったガーゼに中性洗剤を少しつけて拭くこと その際、滴が装置に垂れない用に注意する		6ヶ月	
	ディスプレイ(IL－23M1)	LCD清掃	LCD筐体はコンピュータクリーナーにて清掃する LCD画面が汚れているときは、水につけたガーゼを強く絞って拭くこと その後に乾拭きすること			
		KB清掃	装置外部(筐体)をコンピュータクリーナーにて清掃する 汚れがひどいときは、強く絞ったガーゼに中性洗剤を少しつけて拭くこと その際、滴が装置に垂れない用に注意する			
		FAN回転の目視チェック	FANが正常に回転しているか確認すること FANにほこりが付着しているときは、掃除機等を利用して除去すること			
		警告ラベルの汚れ・剥がれ確認	バッテリーの状態を確認し、膨らみ、液漏れ、発熱、異臭 が無いことを確認する			
		電源ケーブル・信号ケーブルの配線チェック	ACケーブルが正常に接続されているか確認する。 システムケーブルの接続がゆるんでいないか、 ケーブルに負荷がかかっているか確認し、 問題があれば手直しする			
		FDDのヘッドクリーニング	クリーニング媒体を使用し、クリーニングを行う			
		電子電話帳情報の確認	電子電話情報の確認を行う			
監視装置						
	サーバ監視装置(Express5800／110Rf－1)	FAN動作確認	FANが正常に回転しているか確認すること FANにほこりが付着しているときは、掃除機等を利用して除去すること		6ヶ月	
		ログの確認	管理ツール／イベント情報のシステムログを確認し、 エラーの発生状況を確認する			
		FDDのヘッドクリーニング	クリーニング媒体を使用し、クリーニングを行う			
		アレイディスクの情報確認	ユーティリティを使用し、DISKの構成情報を確認し 情報のSAVEを保管する			
	IP電話機監視装置(Express5800／120Rg－2)	FAN動作確認	FANが正常に回転しているか確認すること FANにほこりが付着しているときは、掃除機等を利用して除去すること		6ヶ月	
		ログの確認	管理ツール／イベント情報のシステムログを確認し、 エラーの発生状況を確認する			
		FDDのヘッドクリーニング	クリーニング媒体を使用し、クリーニングを行う			
		アレイディスクの情報確認	ユーティリティを使用し、DISKの構成情報を確認し 情報のSAVEを保管する			
	共通装置	LCD清掃	LCD筐体はコンピュータクリーナーにて清掃する LCD画面が汚れているときは、水につけたガーゼを強く絞って拭くこと その後に乾拭きすること		6ヶ月	
		ディスプレイ(N8171－42)	装置外部(筐体)をコンピュータクリーナーにて清掃する 汚れがひどいときは、強く絞ったガーゼに中性洗剤を少しつけて拭くこと その際、滴が装置に垂れない用に注意する			
		キーボード(N8170－13)				
	表示用装置	CPU筐体清掃	装置外部(筐体)をコンピュータクリーナーにて清掃する 汚れがひどいときは、強く絞ったガーゼに中性洗剤を少しつけて拭くこと その際、滴が装置に垂れない用に注意する		6ヶ月	
		本体(PC－MY25XRZ3F)	LCD清掃	LCD筐体はコンピュータクリーナーにて清掃する LCD画面が汚れているときは、水につけたガーゼを強く絞って拭くこと その後に乾拭きすること		
		ディスプレイ(F17M02－D)	KB清掃	装置外部(筐体)をコンピュータクリーナーにて清掃する 汚れがひどいときは、強く絞ったガーゼに中性洗剤を少しつけて拭くこと その際、滴が装置に垂れない用に注意する		
		FAN回転の目視チェック	FANが正常に回転しているか確認すること FANにほこりが付着しているときは、掃除機等を利用して除去すること			
		警告ラベルの確認	警告ラベルの汚れ、薄れ、剥離等を確認する			
		電源ケーブル・信号ケーブルの配線チェック	ACケーブルが正常に接続されているか確認する。 システムケーブルの接続がゆるんでいないか、 ケーブル類が机等に挟まれていないか確認 問題があれば手直しする			
		FDDのヘッドクリーニング	クリーニング媒体を使用し、クリーニングを行う			

1－7－1 特許庁庁舎空気環境等測定業務仕様書

1. 目的 労働安全衛生法第65条、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条、人事院規則10－4第15条及び職場における喫煙対策に関する指針（平成15年7月10日勤職－223人事院事務総局勤務条件局長）の規定に基づき行うものである。
2. 受注者は、業務の履行に当たって、この仕様書に定めるほか、関係法令等の規定を遵守しなければならない。
3. 執務室等（喫煙場所を除く）における空気環境等測定業務
 - (1) 実施時期については、毎年度、以下のとおりとする。また実施日については、総括管理業務責任者と事前協議のうえで決定し、業務日程表及び作業届を提出するものとする。

空気環境測定業務：5月，7月，9月，11月，1月，3月 計6回

照度測定業務：7月、1月 計2回

(2) 測定内容

①特許庁庁舎空気環境等測定場所（別図参照）及び測定点数

測定階	測定場所	点数
16F	東側廊下、事務室（WS，ES，EN）、北側廊下	5P
15F	事務室（WS，ES，WN，EN）	4P
14F	〃	4P
13F	〃	4P
12F	〃	4P
11F	〃	4P
10F	〃	4P
9F	事務室（WS，ES，EN）、北側廊下	4P
8F	事務室（WS，ES，WN，EN）	4P
7F	〃	4P
6F	〃	4P
5F	事務室（WN，EN）健康管理室前廊下、電話交換室前廊下	4P
4F	事務室（WS，ES，WN，EN）	4P
3F	電算機室（WS，ES，WN，EN）	4P
2F	事務室（WS，ES，WN，EN）	4P
1F	事務室（WS，ES，WN，EN）、玄関ホール（中央）	5P
B1F	中央管理室、西側廊下、ディスク室、事務室（WS，ES）	5P
屋外	北側玄関、正面玄関（空気環境測定のみ）	2P
合計		73P

②測定位置

- 1) 空気環境における室内測定については、各階毎に居室の適切な位置の床上75cm以上、150cm以下の高さで測定し、外気については、外気取入口付近で測定するものとする。
- 2) 照度については、一般事務室は床上85cm、廊下、屋外は床面又は地面にて測定する。

③測定時間

- 1日2回（始業後、から中間時及び中間時から終業前の適切な二時点）測定するも

のとする。

④項目及び機器

室内、外気の測定項目及び機器は別表1のとおりとする。ただし、外気は気流の測定を行わない。

また、照度の測定方法は、J I S C 7 6 1 2（執務時間内に1回：照度測定方法〔4点計測〕）により、測定機器はJ I S C 1 6 0 9（照度計）の規格品とする。

4. 喫煙場所における空気環境等測定業務

（1）実施時期については、毎年度、以下のとおりとする。また実施日については、総括管理業務責任者と事前協議のうえで決定し、業務日程表及び作業届を提出するものとする。

実施時期 5月，8月，11月，2月 計4回

（2）測定内容

①浮遊粉塵及び一酸化炭素の測定

1）測定箇所（別図参照）及び測定点数

測定階	測 定 場 所	点 数
1 5 F	喫 煙 室	3 P
1 4 F	〃	3 P
1 3 F	〃	3 P
1 2 F	〃	3 P
1 1 F	〃	3 P
1 0 F	〃	3 P
9 F	〃	3 P
8 F	〃	3 P
7 F	〃	3 P
6 F	〃	3 P
5 F	〃	3 P
4 F	〃	3 P
2 F	〃	3 P
B 1 F	〃	3 P
合 計		4 2 P

2）測定位置

浮遊粉塵及び一酸化炭素の測定については、各喫煙場所毎に喫煙場所、喫煙場所と非喫煙場所との境界及び喫煙場所に隣接する事務室等の適切な位置の床上約120cm以上から約150cmまでの間の一定した高さで測定するものとする。

3）測定時間

1日1回測定するもの。測定時における喫煙場所での利用者数も記録すること。

②非喫煙場所から喫煙室等への気流の風速測定

1）測定箇所（別図参照）及び測定点数

測定階	測 定 場 所	点 数
1 5 F	喫 煙 室	3 P
1 4 F	〃	3 P
1 3 F	〃	3 P
1 2 F	〃	3 P
1 1 F	〃	3 P

1 0 F	〃	3 P
9 F	〃	3 P
8 F	〃	3 P
7 F	〃	3 P
6 F	〃	3 P
5 F	〃	3 P
4 F	〃	3 P
2 F	〃	3 P
B 1 F	〃	3 P
合 計		4 2 P

2) 測定位置

非喫煙場所から喫煙場所への気流の風速測定については、喫煙場所毎に非喫煙場所と喫煙場所との境界の開口面の上部・中央部・下部の3点において測定すること。

3) 測定時間

1日1回測定するものとする。測定時における喫煙室等での利用者数も記録すること。

③項目及び機器

測定項目及び機器は別表2のとおりとする。

5. 管理区域等への入室

- (1) 特許庁が指定する管理区域、特別管理区域に入室する場合、事前に立ち入りの許可を得て入室するものとし、所定の入室手続きを行うこと。また、入室時には特許庁の定める様式のバッジ等を着用すること。
- (2) 特別な理由がある場合は、管理区域等に立入る権限を与えられた特許庁の指定する者の立会を条件としてバッジ等の着用なしに立入ることができるものとする。
- (3) 貸与されたバッジ等を紛失、毀損等の事故がないように管理をし、事故があった場合には、総括管理業務責任者に遅滞なく書面をもって報告をし指示をうけること。

6. 受注者は、作業完了後速やかに、報告書を作成し、書面をもって検査結果を報告することとする。なお、測定時に関係法令等の定める基準値の範囲に適合してない場所を発見した場合は、速やかに総括管理業務責任者に報告するものとする。

7. 測定業務に必要な一切の機材等は受注者の負担とする。

8. 特許庁担当者

特許庁は、特許庁庁舎空気環境等測定業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

室内環境測定

測定項目	測定器等	管理基準値
1 浮遊粉塵の量	グラスファイバーろ紙(0.3 μ mのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10 μ m以下の浮遊粉塵を重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器	空気1立方メートルにつき0.15mg以下
2 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	(注)100万分の10(厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあっては厚生労働省令で定める数値)以下
3 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	100万分の1,000以下
4 温度	0.5度目盛の温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	①17度以上28度以下 ②居室における温度を外気の温度より低くする場合は、厚生労働省令で定めるところにより、その差を著しくしないこと
5 相対湿度	0.5度目盛の乾湿球湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	40%以上70%以下
6 気流	0.2m/s以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	0.5m/s以下

(注) 厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物は、大気中における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10を越えるため、居室における一酸化炭素の含有率がおおむね100万分の10以下になるように空気を浄化して供給することが困難である建築物とし、厚生労働省令で定める数値は100万分の20とする。

※ 表中1, 2, 3に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、1日の使用時間中の平均値とする。この場合の平均値は、始業後、終業前及びその中間時の3時点において測定し、その平均値をもって当該平均値として差し支えない。

※ 表中4, 5, 6に掲げる管理基準値について比較すべき数値は、居室の使用時間中常時の値とする。

照度測定

作業の種類又は場所	所要照度(ルクス)
○設計、○製図、○タイプ、○計算、○キーパンチ等の作業	1,500 ～ 700
一般事務室、会議室、電話交換室、電子計算室、制御室等	700 ～ 300
書庫、受付、玄関、廊下、洗面所、便所等	300 ～ 150
宿直室、洗場、湯沸室、浴室、機械室、更衣室、階段、倉庫等	150 ～ 70

○印の作業の場所は局部照明によってこの照度を得ても良い。この場合の全般照明の照度は局部照明による照度の1/10以上であること。

喫煙室等環境測定

測定項目	測定器等	管理基準値
1 浮遊粉塵の量	グラスファイバーろ紙(0.3 μ mのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10 μ m以下の浮遊粉塵を重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器	空気1立方メートルにつき0.15mg以下
2 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	10ppm以下
3 気流	0.2m/s以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	喫煙コーナーに向かって0.2m/s以上

日 程 表									自 5月 1日 至 3月 31日			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
空気環境測定①		○		○		○		○		○		○
空気環境測定②		○			○			○			○	
照度測定				○						○		

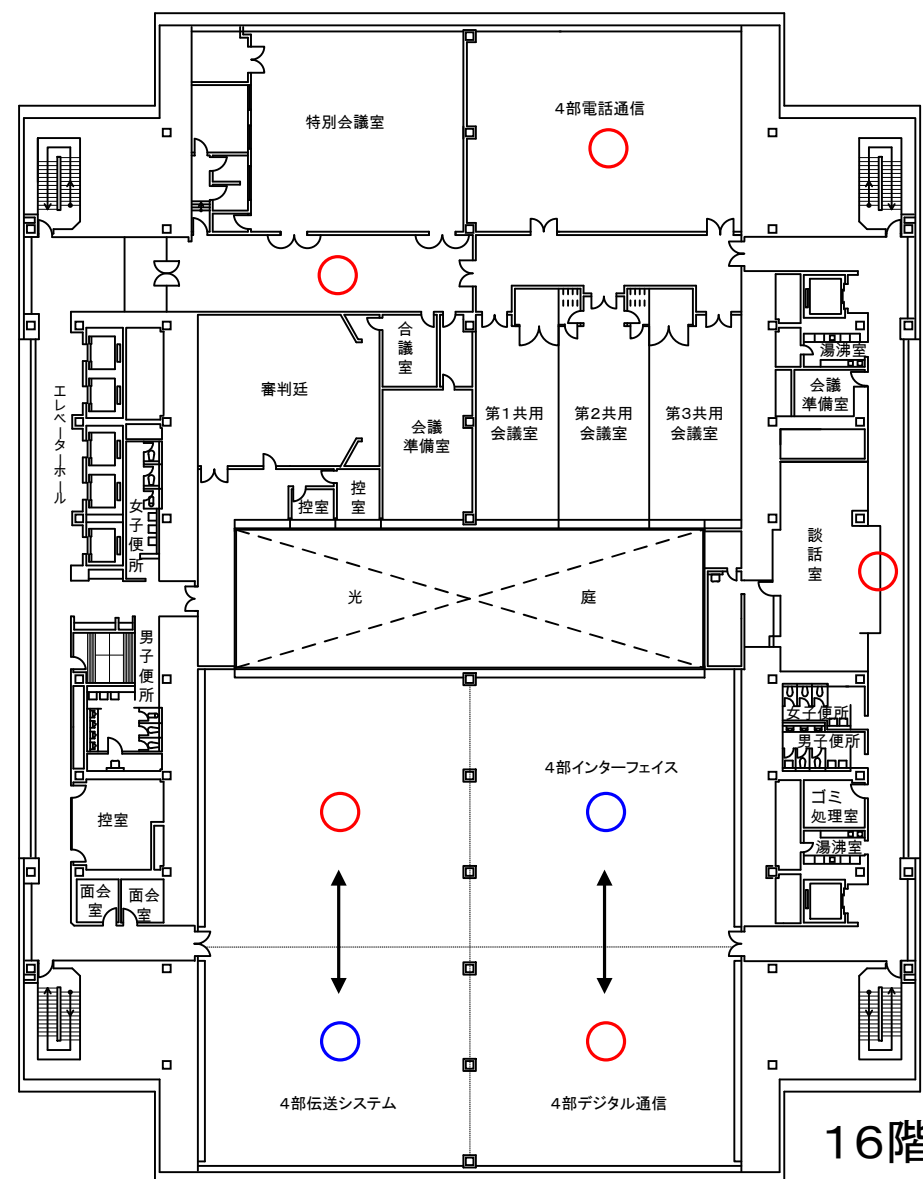
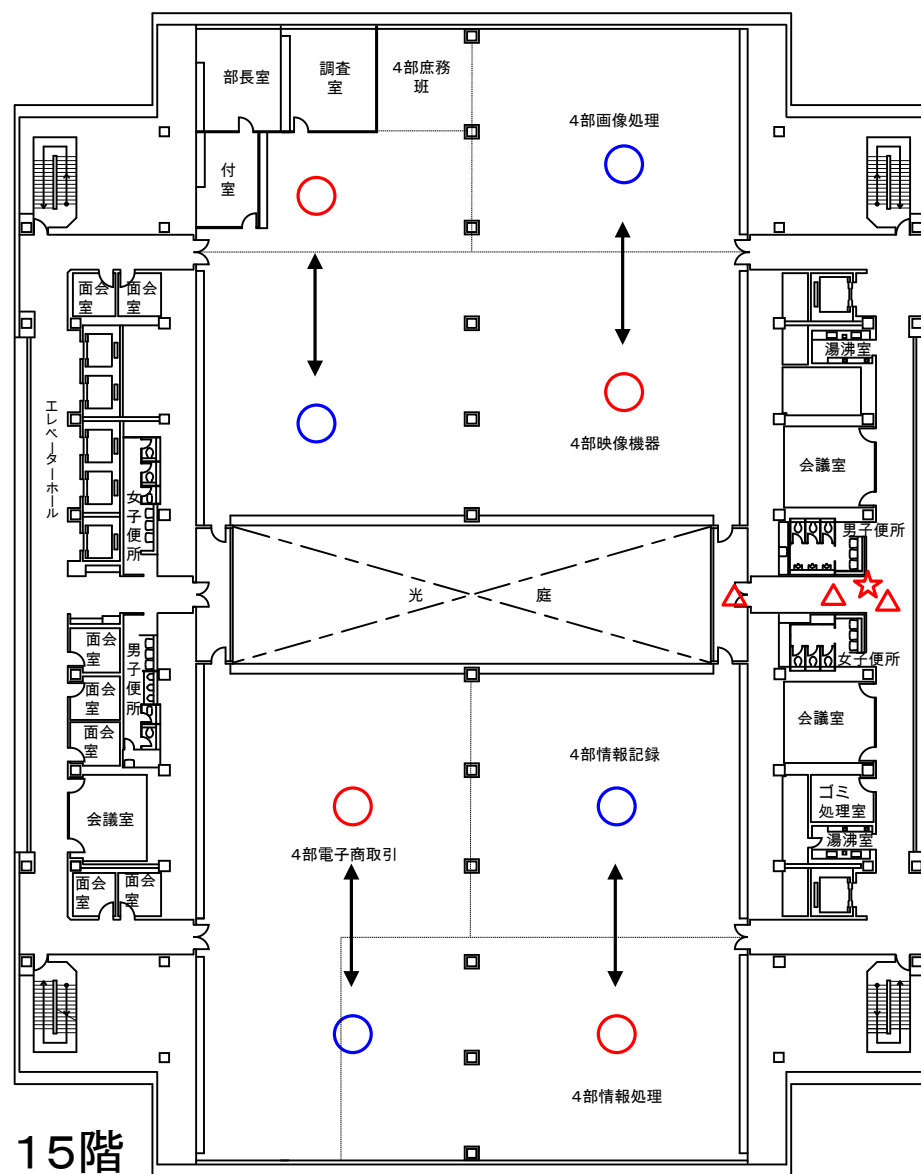
* 空気環境測定①、照度測定

16F {東側廊下、事務室 (WS, ES, EN)、北側廊下}、15F～10F {事務室 (WS, ES, WN, EN)}、9F {事務室 (WS, ES, EN)、北側廊下}、8F～6F {事務室 (WS, ES, WN, EN)}、5F {事務室 (WN, EN)、健康管理室前廊下、電話交換室前廊下}、4F {事務室 (WS, ES, WN, EN)}、3F {電算機室 (WS, ES, WN, EN)}、2F {事務室 (WS, ES, WN, EN)}、1F {事務室 (WS, ES, WN, EN)、玄関ホール (中央)}、B1F {中央管理室、西側廊下、ディスク室、事務室 (WS, ES)}、屋外 (北側玄関、正面玄関)

* 空気環境測定②

(喫煙場所における空気環境測定)

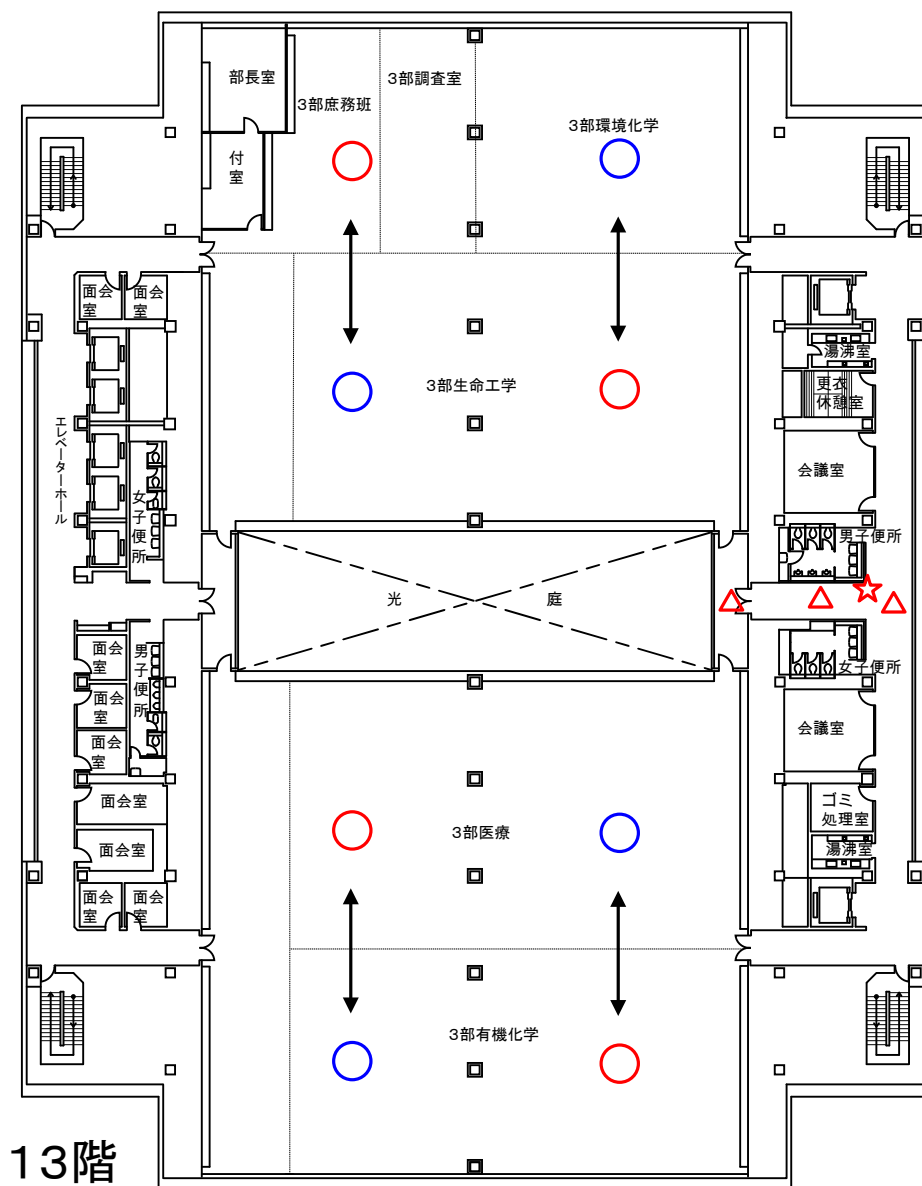
15F～B1F 喫煙室



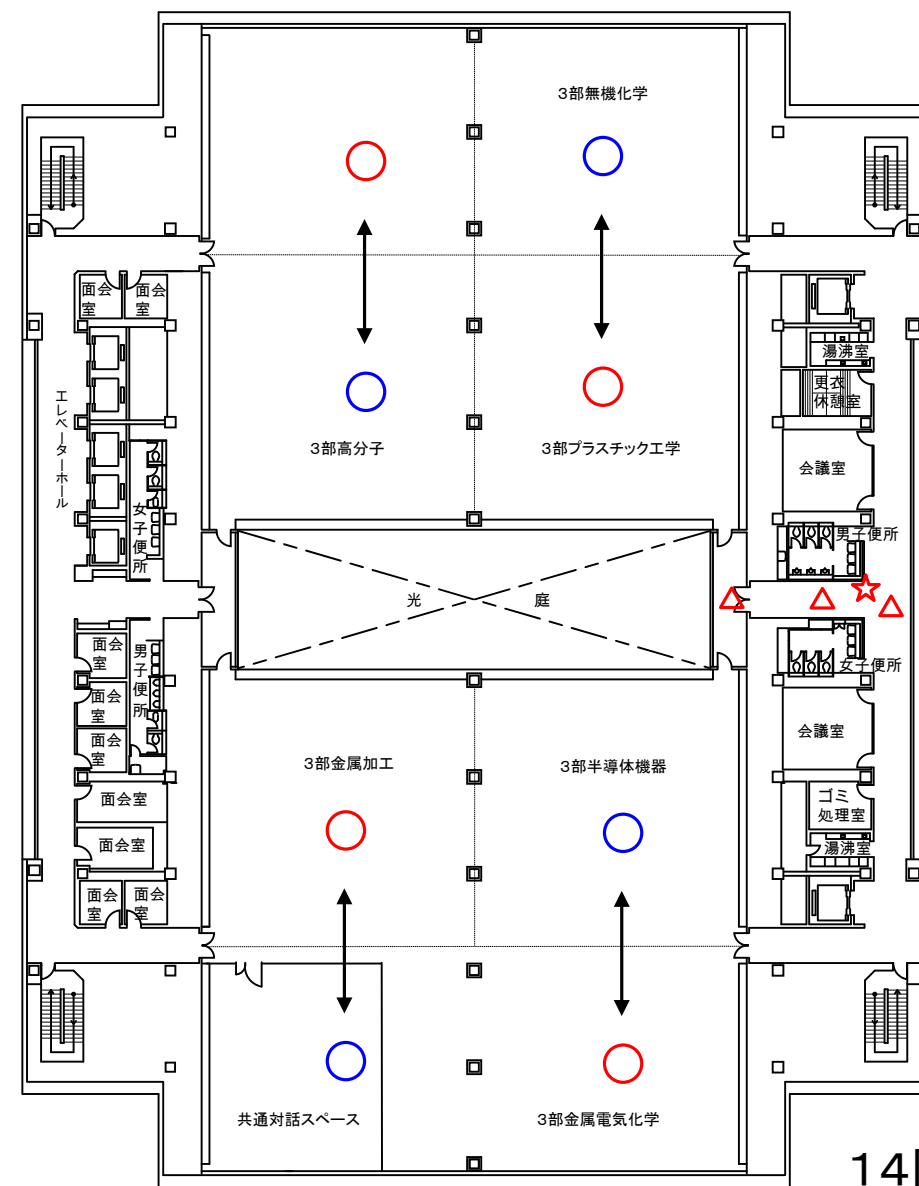
○ 空気環境測定（次回は○箇所にて実施）

△ 喫煙場所における浮遊粉塵および一酸化炭素

☆ 喫煙場所における気流（境界の開口面にて測定）



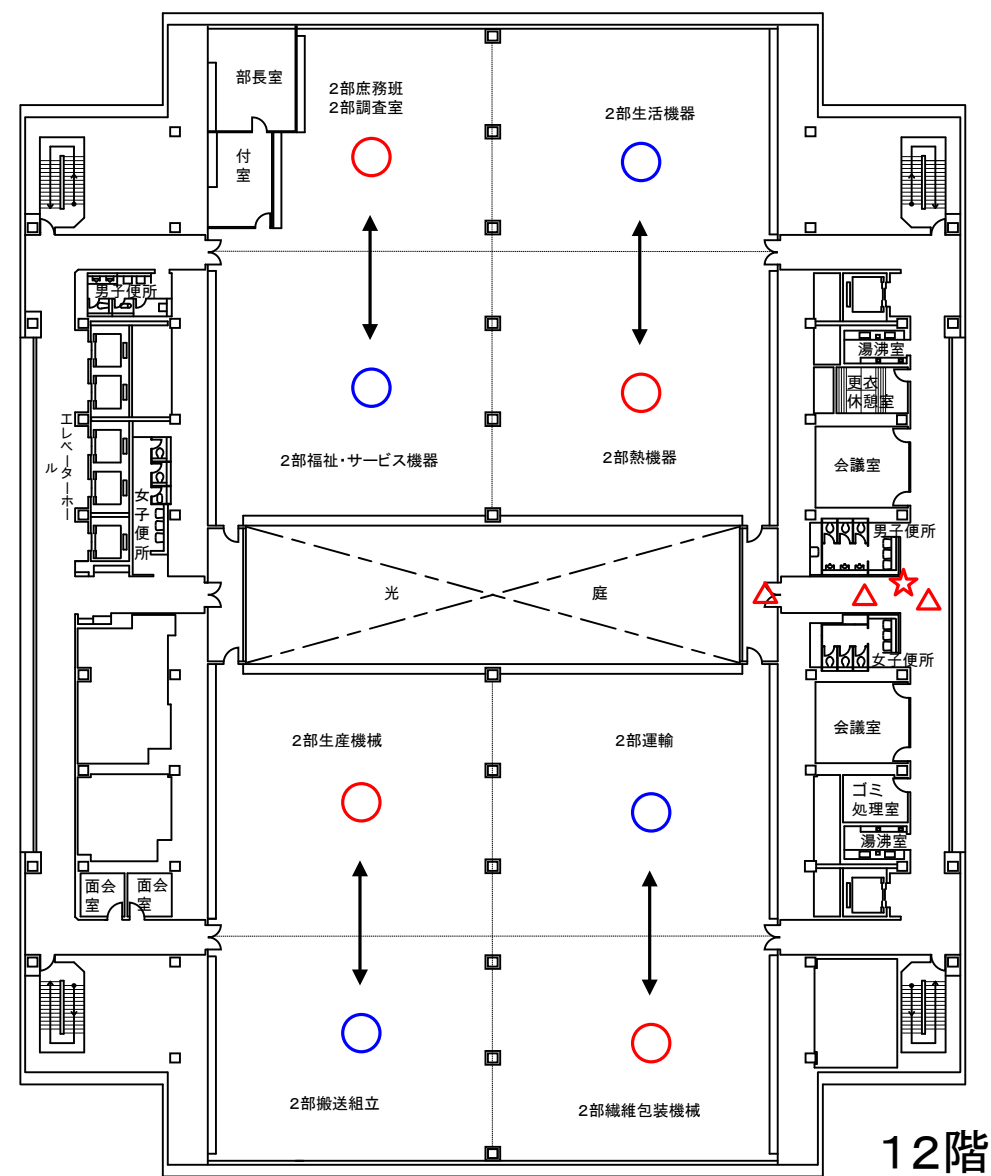
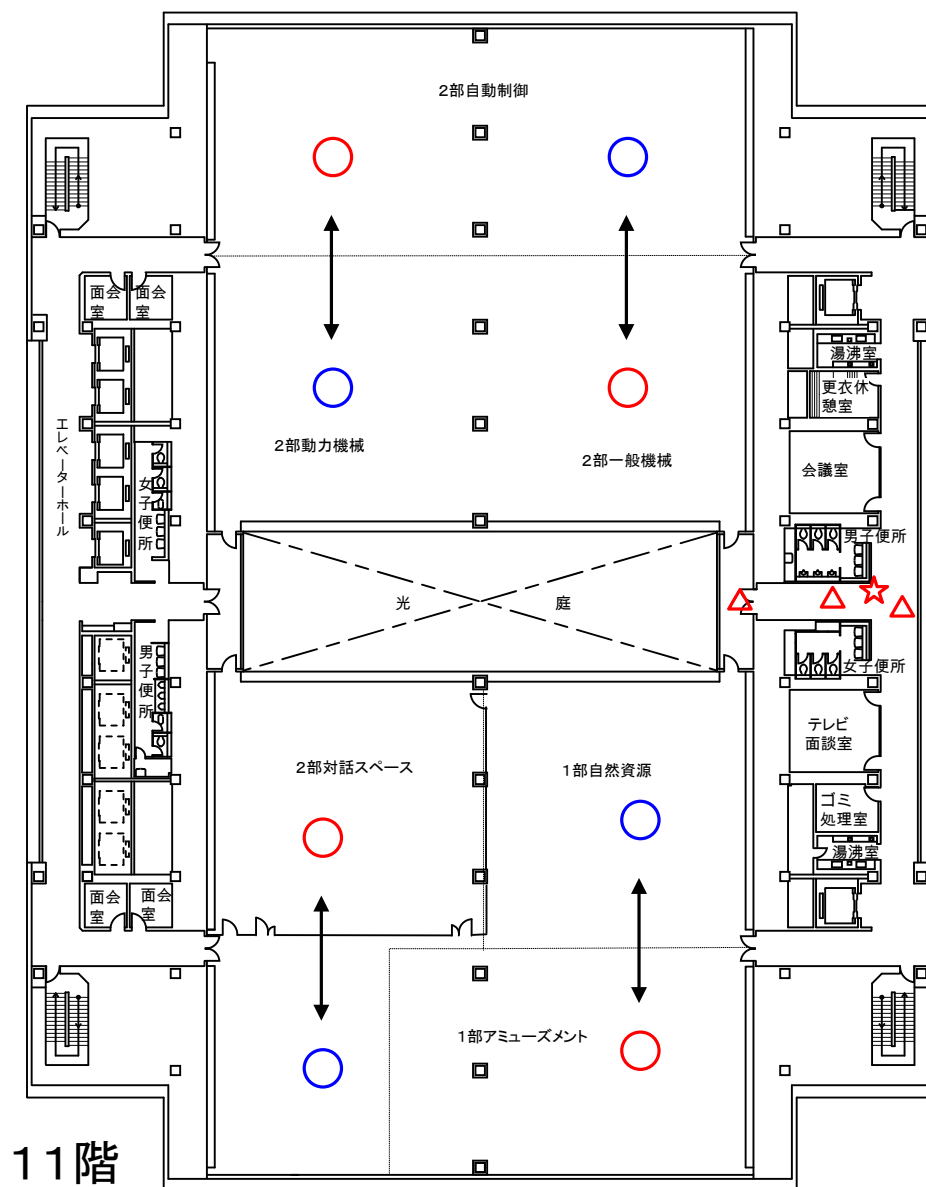
13階



14階

○ 空気環境測定(次回は○箇所にて実施)

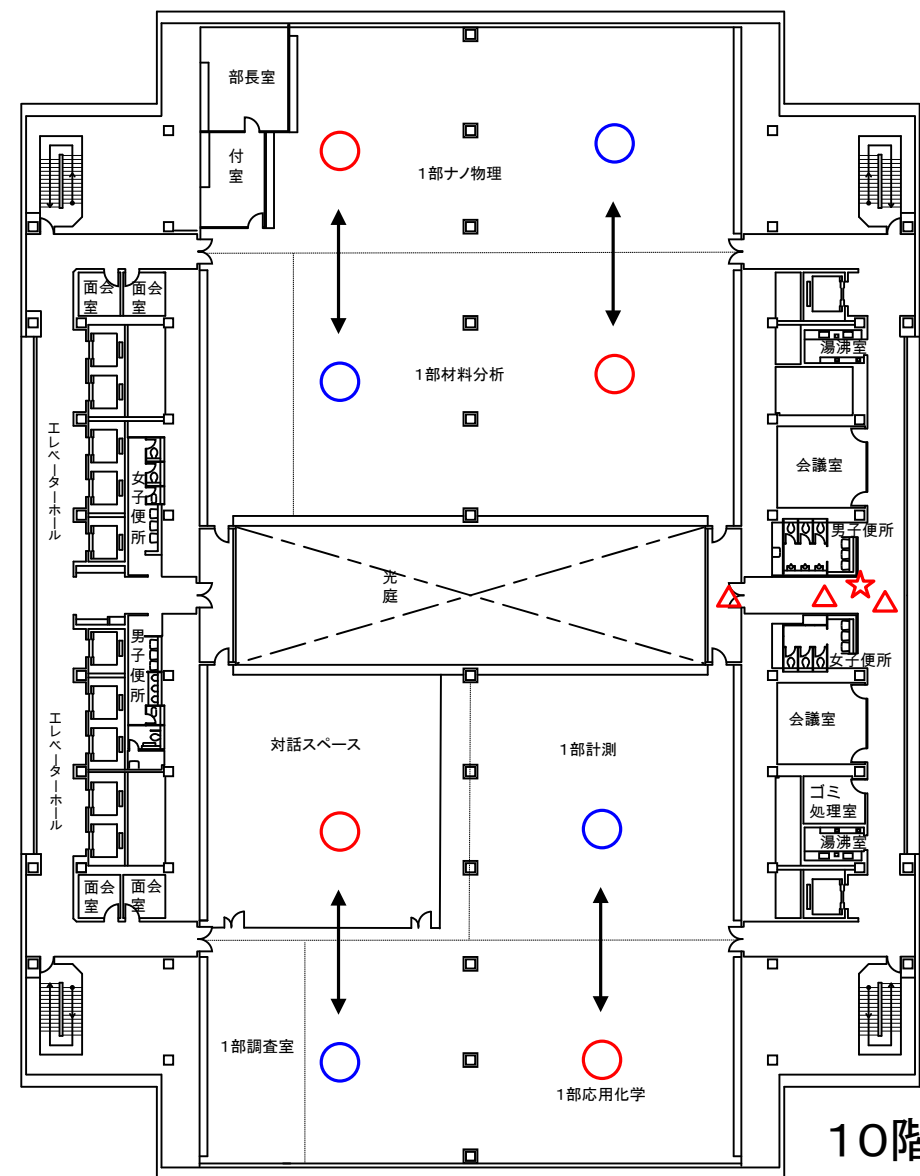
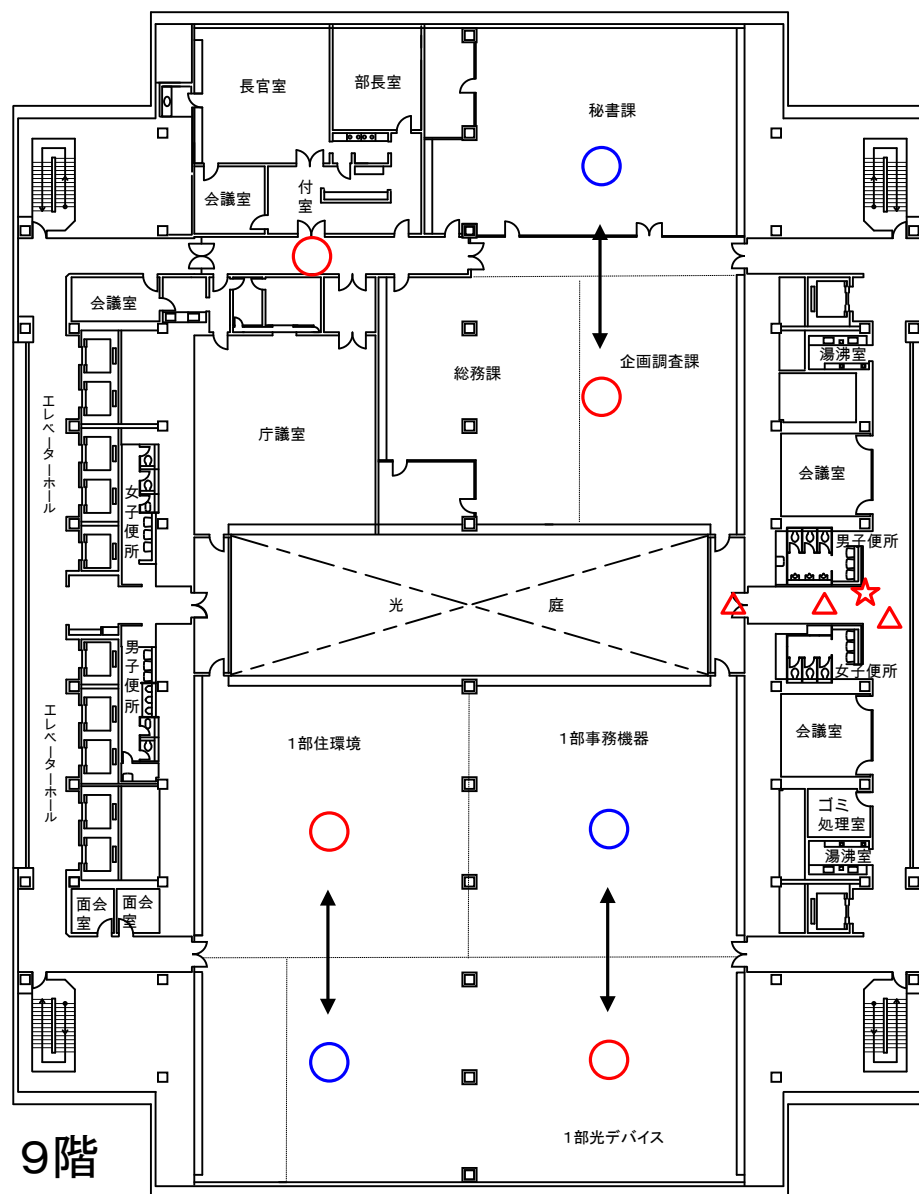
△ 喫煙場所における浮遊粉塵および一酸化炭素
★ 喫煙場所における気流(境界の開口面にて測定)



○ 空気環境測定(次回は○箇所にて実施)

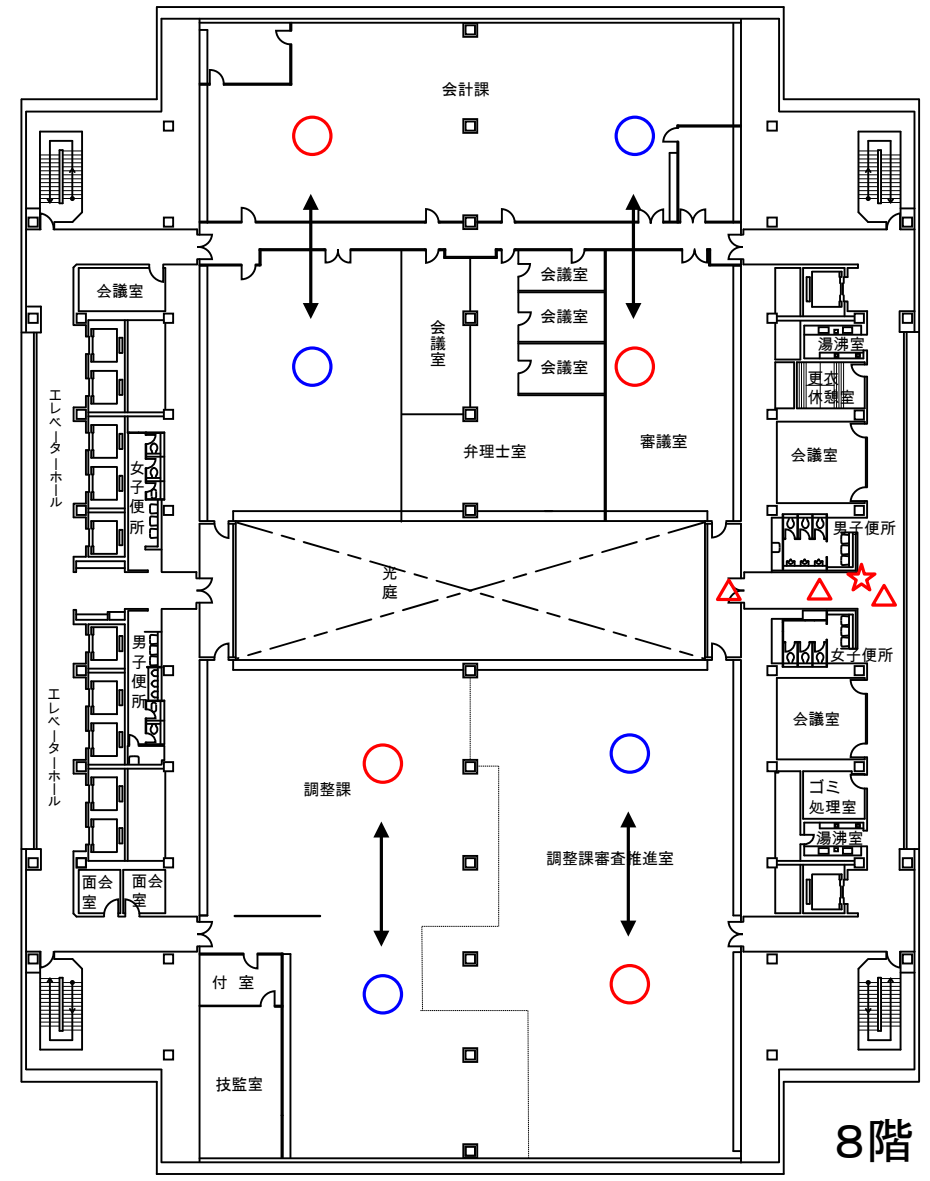
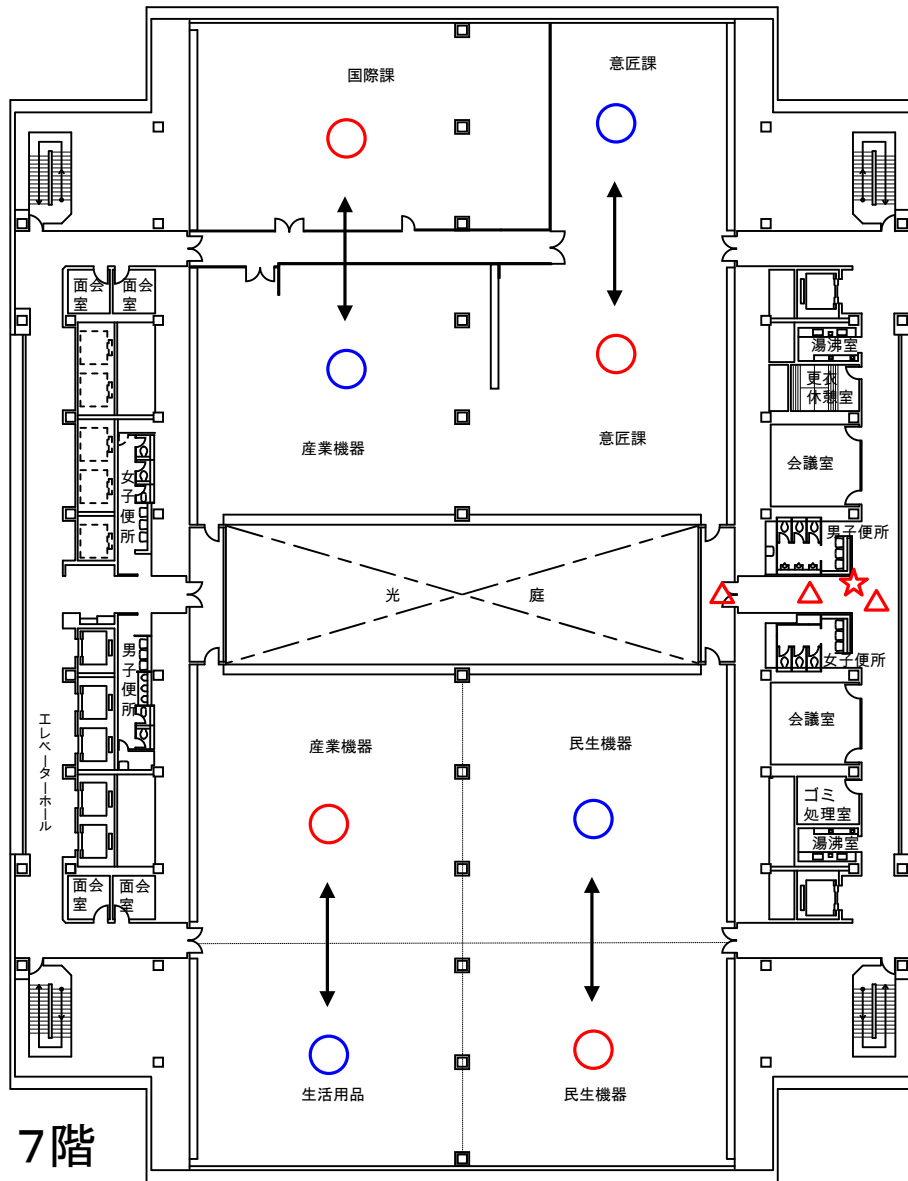
△ 喫煙場所における浮遊粉塵および一酸化炭素

★ 喫煙場所における気流（境界の開口面にて測定）



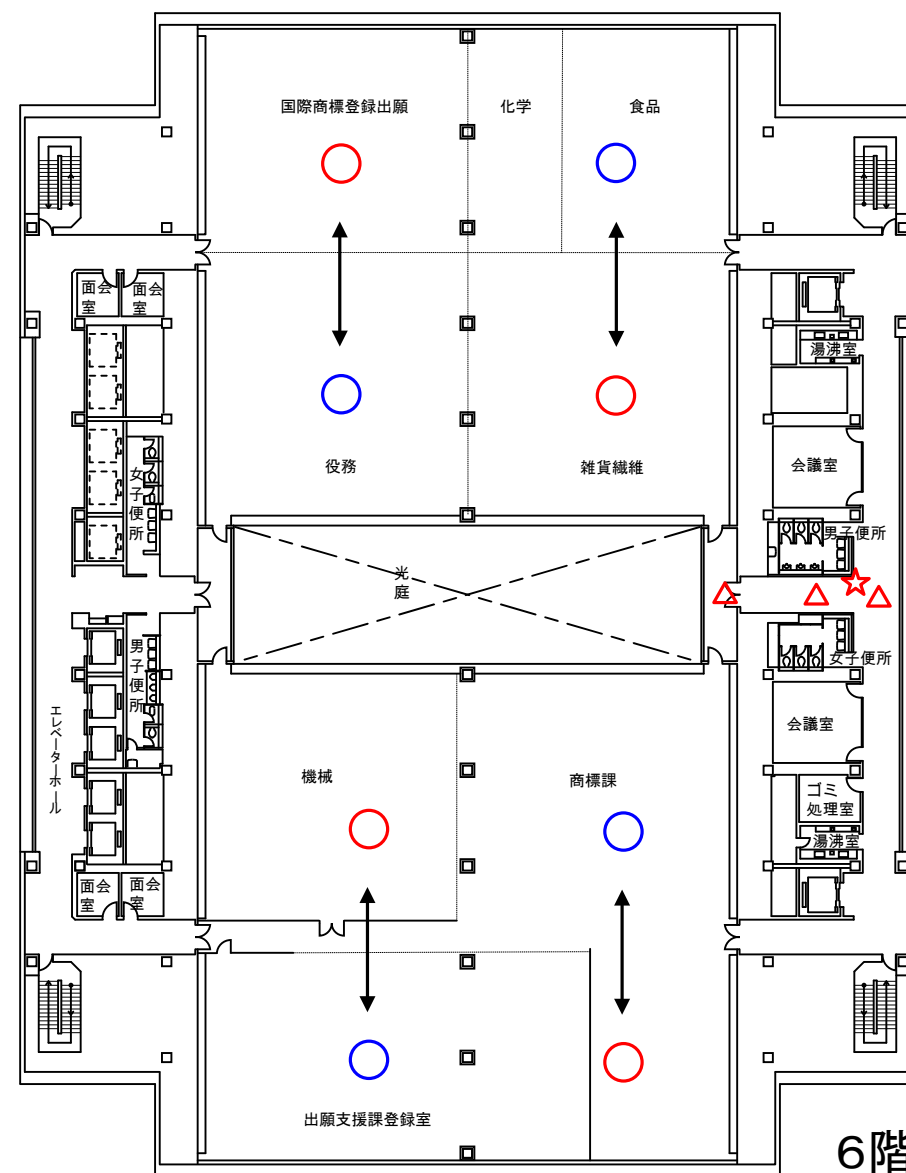
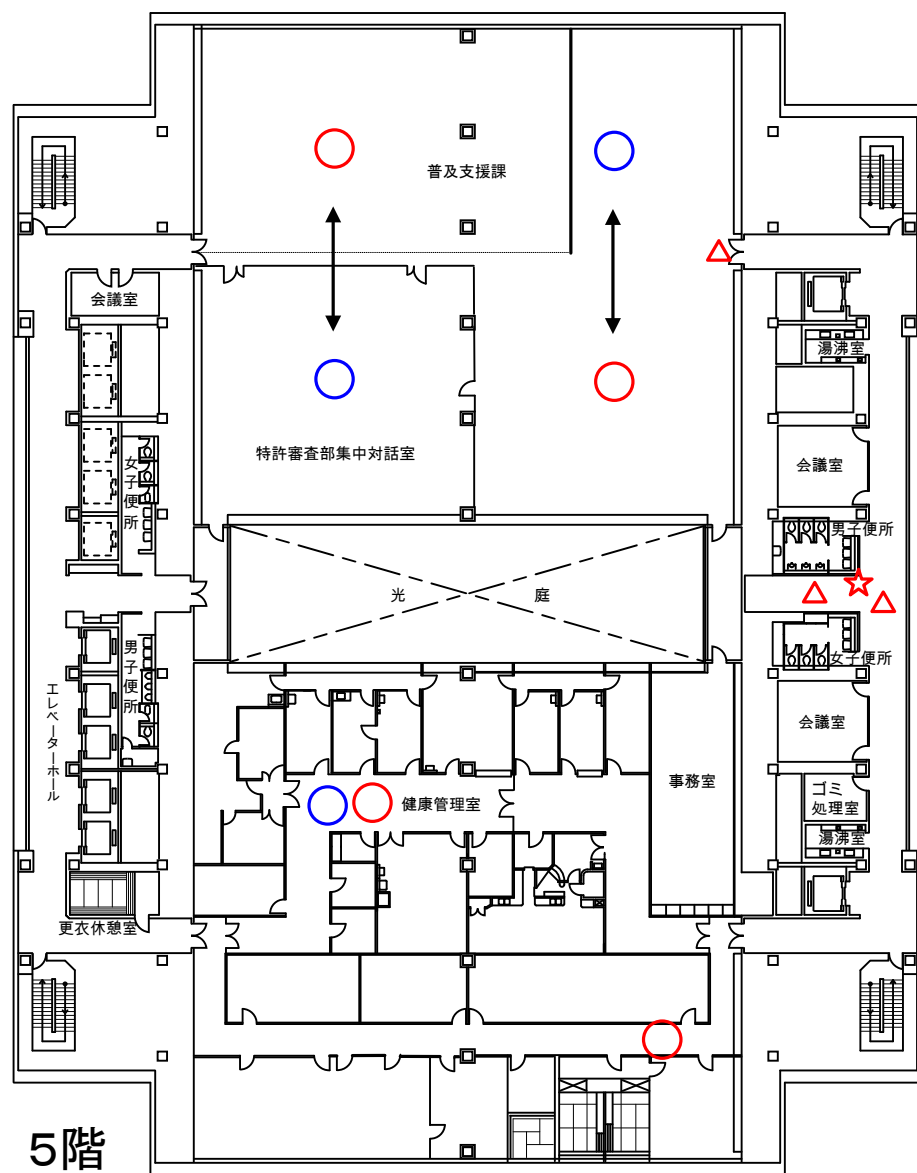
○ 空気環境測定(次回は○箇所にて実施)

△ 喫煙場所における浮遊粉塵および一酸化炭素
★ 喫煙場所における気流(境界の開口面にて測定)



○ 空気環境測定(次回は○箇所にて実施)

△ 喫煙場所における浮遊粉塵および一酸化炭素
 ☆ 喫煙場所における気流(エアーカーテンの気流のEND部で測定、
 エアーカーテンの設置がない箇所は、境界の開口面にて測定)

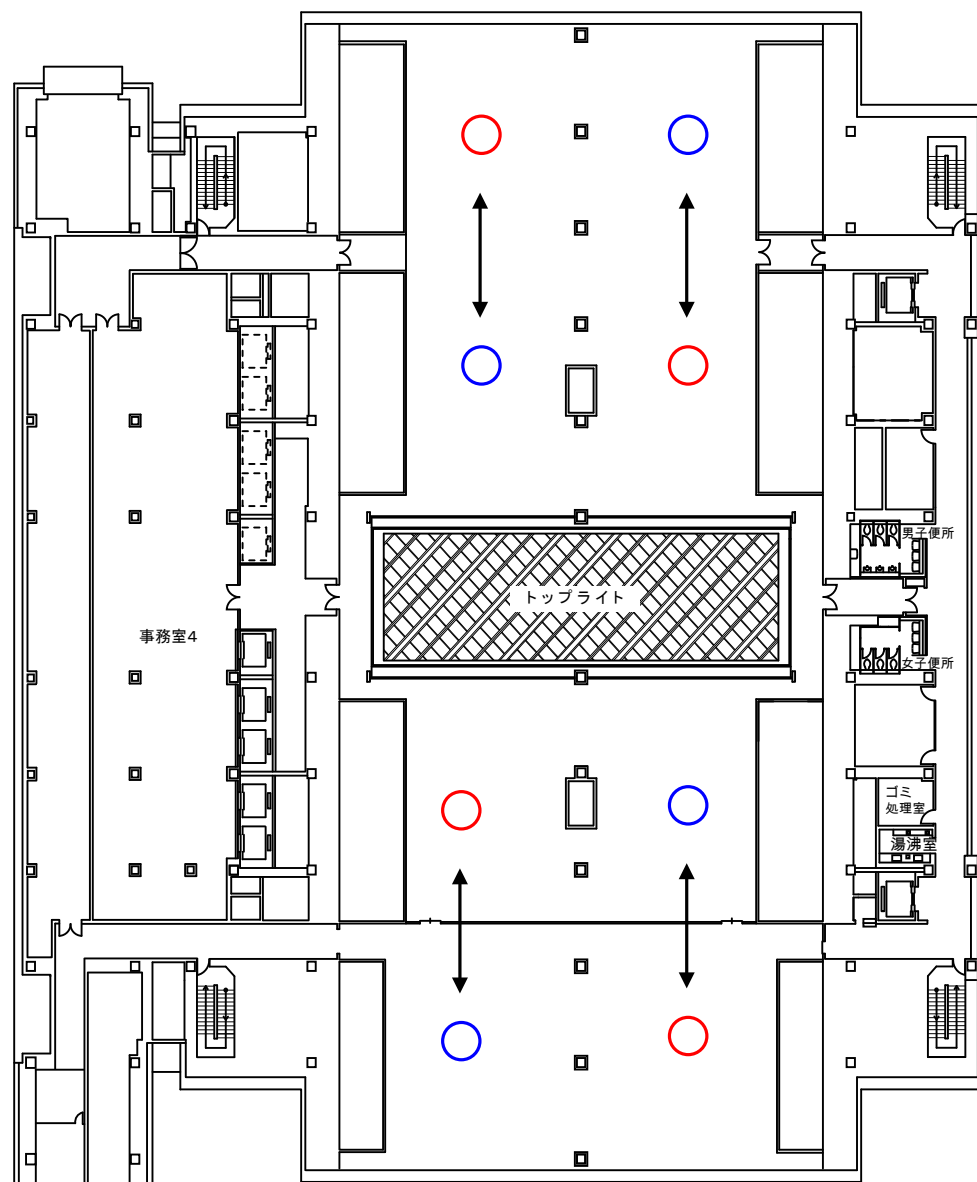


○ 空気環境測定（次回は○箇所にて実施）



△ 喫煙場所における浮遊粉塵および酸化炭素

★ 喫煙場所における気流（エアーカーテンの気流のEND部で測定、エアーカーテンの設置がない箇所は、境界の開口面にて測定）



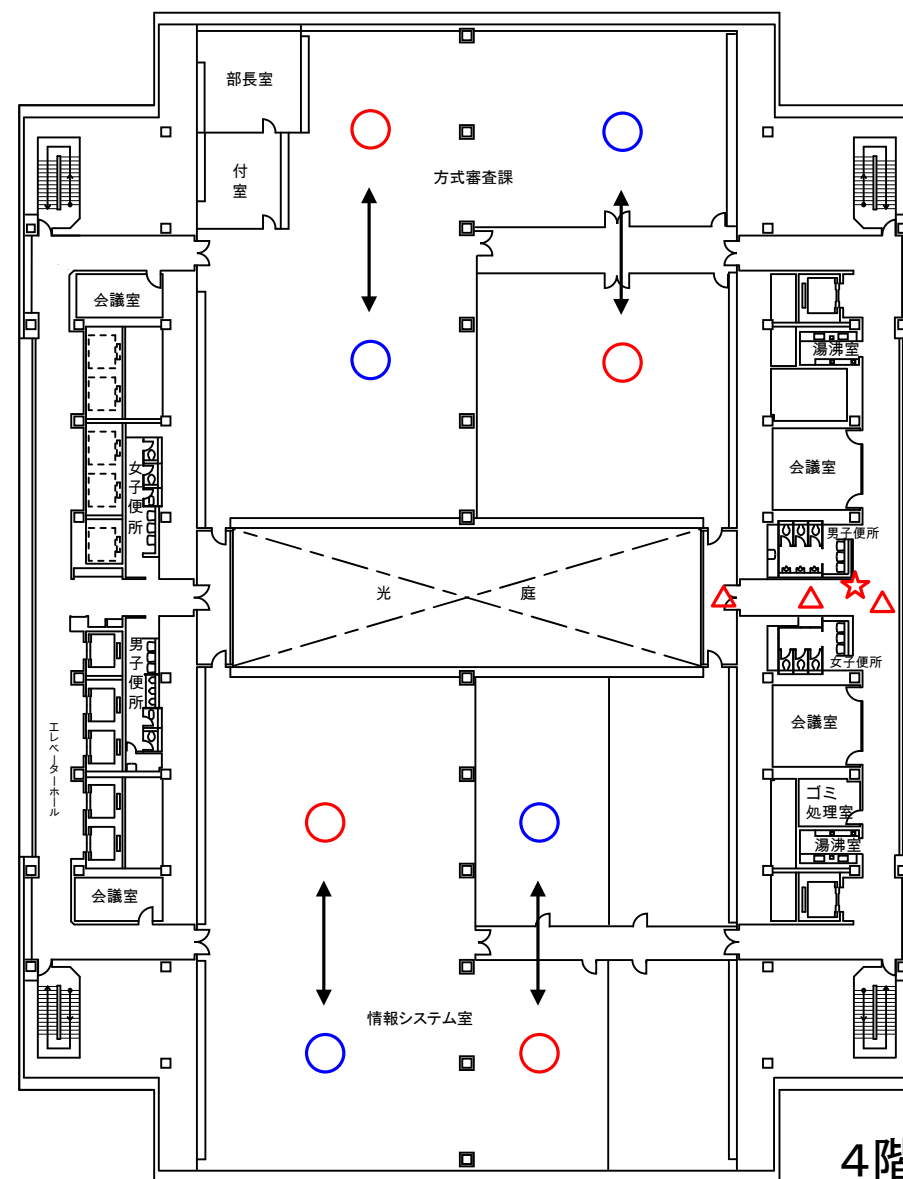
3階

○ 空気環境測定(次回は○箇所にて実施)

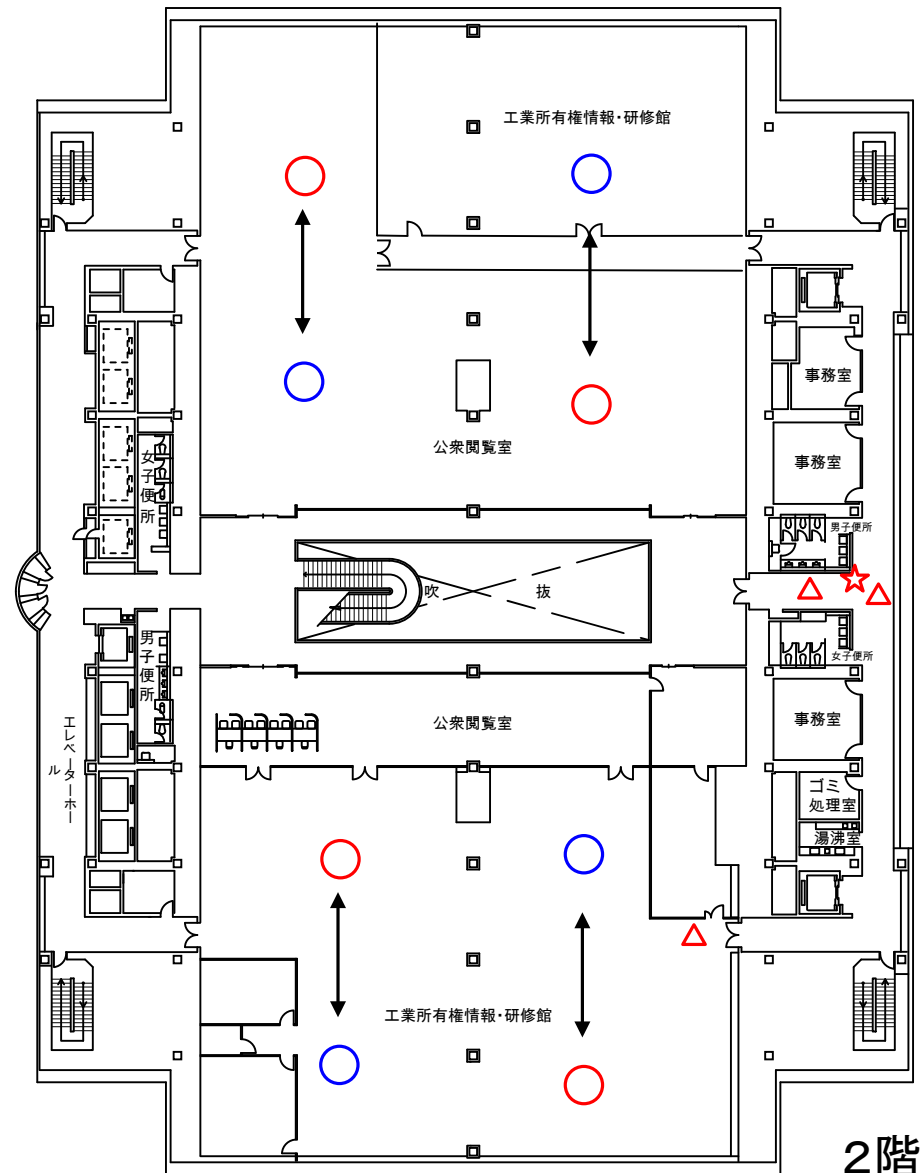
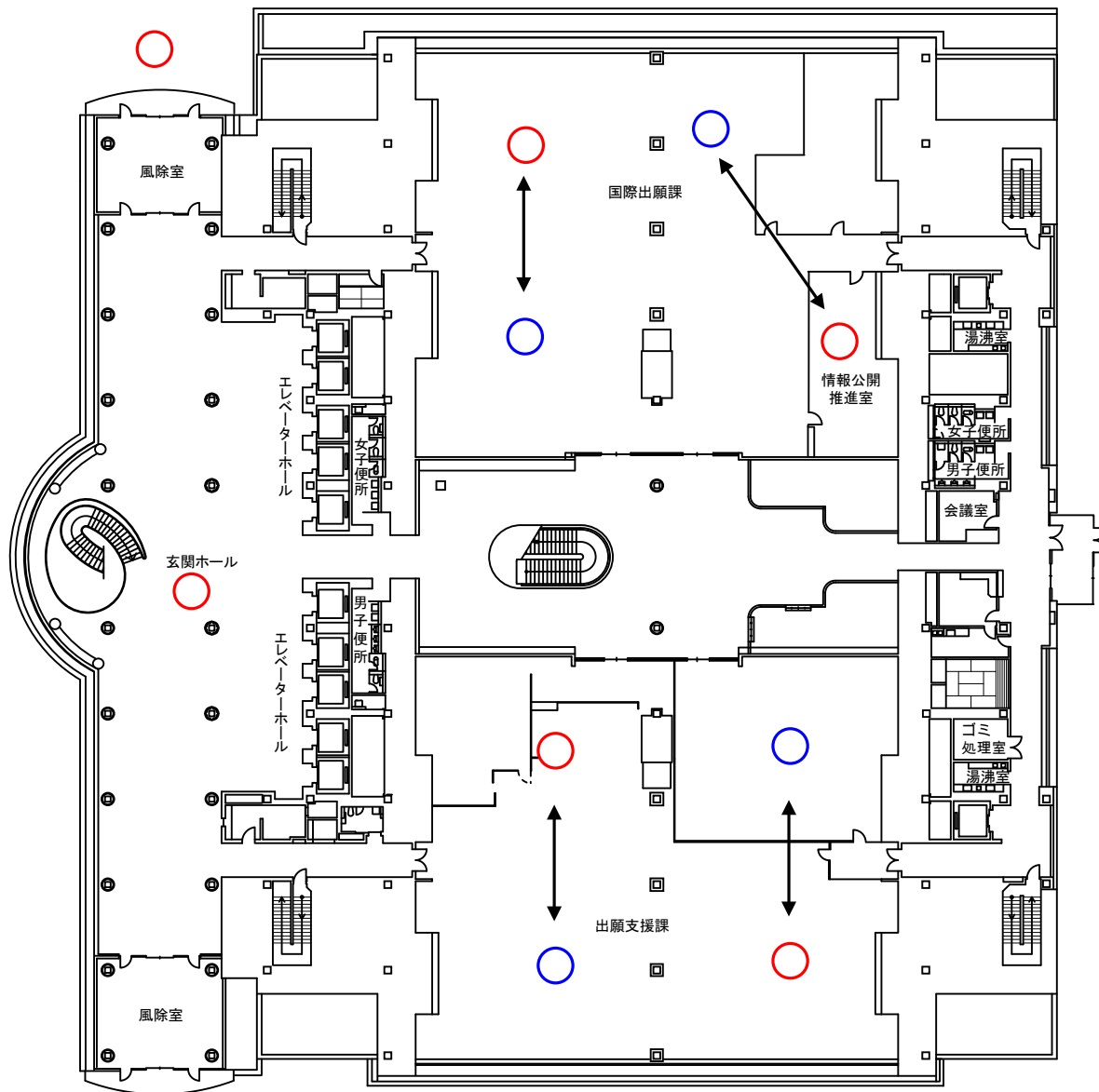


△ 喫煙場所における浮遊粉塵および一酸化炭素

☆ 喫煙場所における気流(エアーカーテンの気流のEND部で測定)



4階



1階

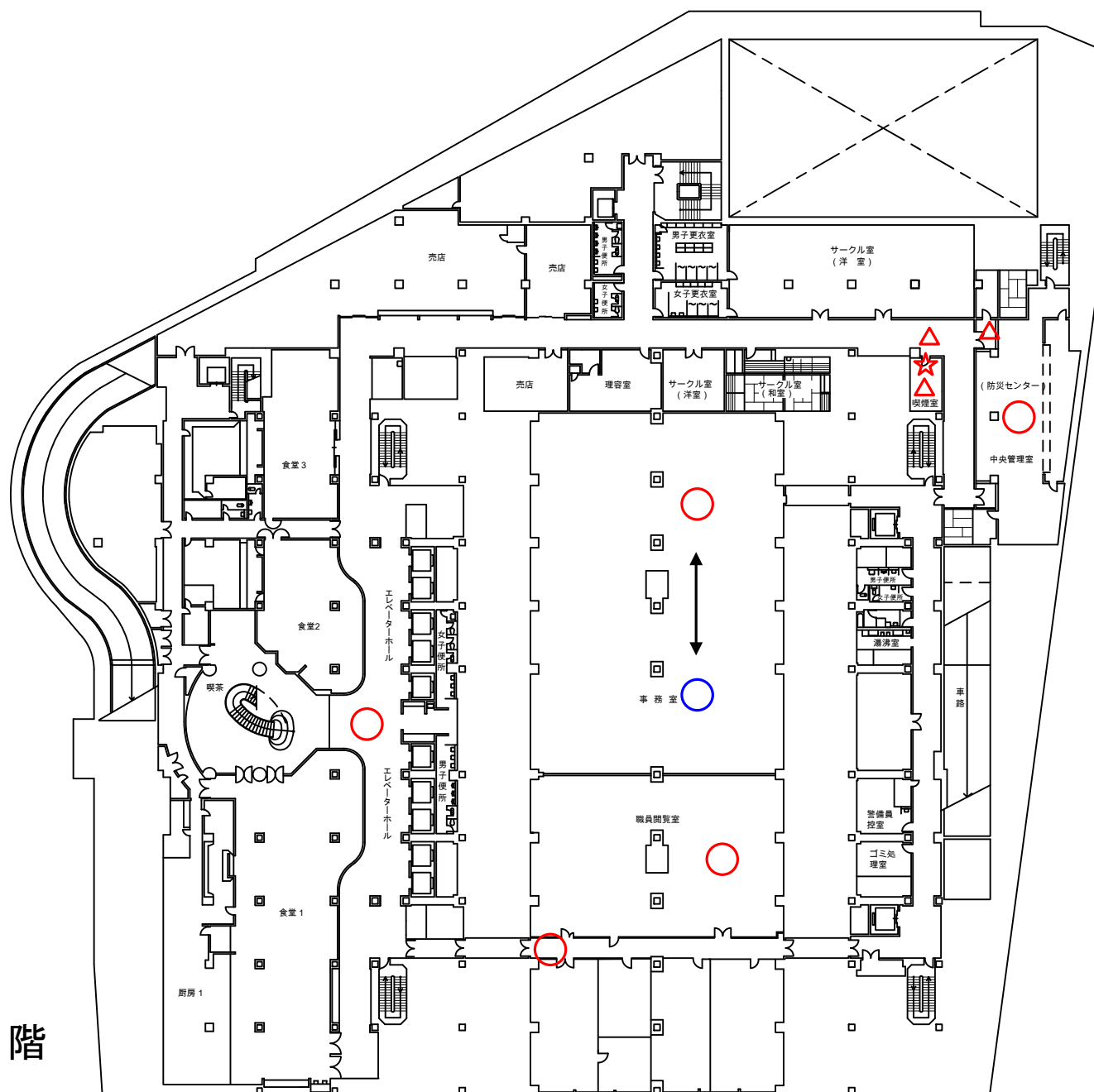
空気環境測定(次回は○箇所にて実施)



喫煙場所における浮遊粉塵および一酸化炭素

喫煙場所における気流(エアーカーテンの気流のEND部で測定、エアーカーテンの設置がない箇所は、境界の開口面にて測定)

2階



- 空気環境測定(今回は○箇所にて実施)
- △ 喫煙場所における浮遊粉塵および一酸化炭素
- ☆ 喫煙場所における気流(境界の開口面で測定)

1－7－2 飲料水等水質検査業務仕様書

1. 概要 本業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、水道法及び水質基準に関する省令並びにその他関係法令等の規定に基づき行うものである。

2. 受注者は、業務の履行に当たって、この仕様書に定めるほか関係法令等の規定を遵守しなければならない。

3. 分析項目及び採取日

- ・毎年度2回、6月と12月に採取／分析するものとする。
- ・6月は別表1、別表2及び別表3の項目を採取／分析する。
- ・12月は別表1の項目を採取／分析するものとするが、*印のある項目について、6月の水質検査の結果が水質基準に適合していた場合、省略するものとする。
- ・詳細な採取日については、別途打ち合わせるものとする。

4. 採取場所（別図参照）

		水槽設置場所	適用範囲	採取場所
a. 給水	高層系	R F 階	1 6 ～ 8 階	8 階北湯沸室
	中層系	1 0 階	7 ～ 1 階	1 階 //
	低層系	3 階	B 1 ～ B 3 階	B 3 階便所
b. 給湯	高層系	1 5 階	1 6 ～ 8 階	8 階北湯沸室
	中層系	9 階	7 ～ 1 階	1 階 //
	低層系	B 3 階	B 1 ～ B 3 階	B 1 階 //
c. 冷却塔	6 系統（CT-P1-1～5・厨房用冷却塔）			

5. 受注者は、分析検査完了後1ヶ月以内に、別添の書面をもって検査結果を報告すること。なお、報告書は2部作成するものとする。

6. 採取及び分析に必要な一切の機材等は受注者の負担とする。

7. 特許庁担当者

特許庁は、飲料水等水質検査業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

【別表1】

給水・給湯	検査項目	基準値
省略不可項目 (10項目)	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
	大腸菌	検出されないこと。
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下であること。
	塩化物イオン	200mg/l以下であること。
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。
	pH値	5.8以上8.6以下であること。
	味	異常でないこと。
	臭気	異常でないこと。
	色度	5度以下であること。
	濁度	2度以下であること。
* 重金属 (4項目)	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。
	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。
	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。
	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。
* 蒸発残留物 (1項目)	蒸発残留物	500mg/l以下であること。

【別表2】

給水・給湯	検査項目	基準値
消毒副生成物 (12項目)	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。
	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。
	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。
	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下であること。
	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。
	臭素酸	0.01mg/l以下であること。
	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/l以下であること。
	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下であること。
	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。
	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。
	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。
	塩素酸	0.6mg/l以下であること。

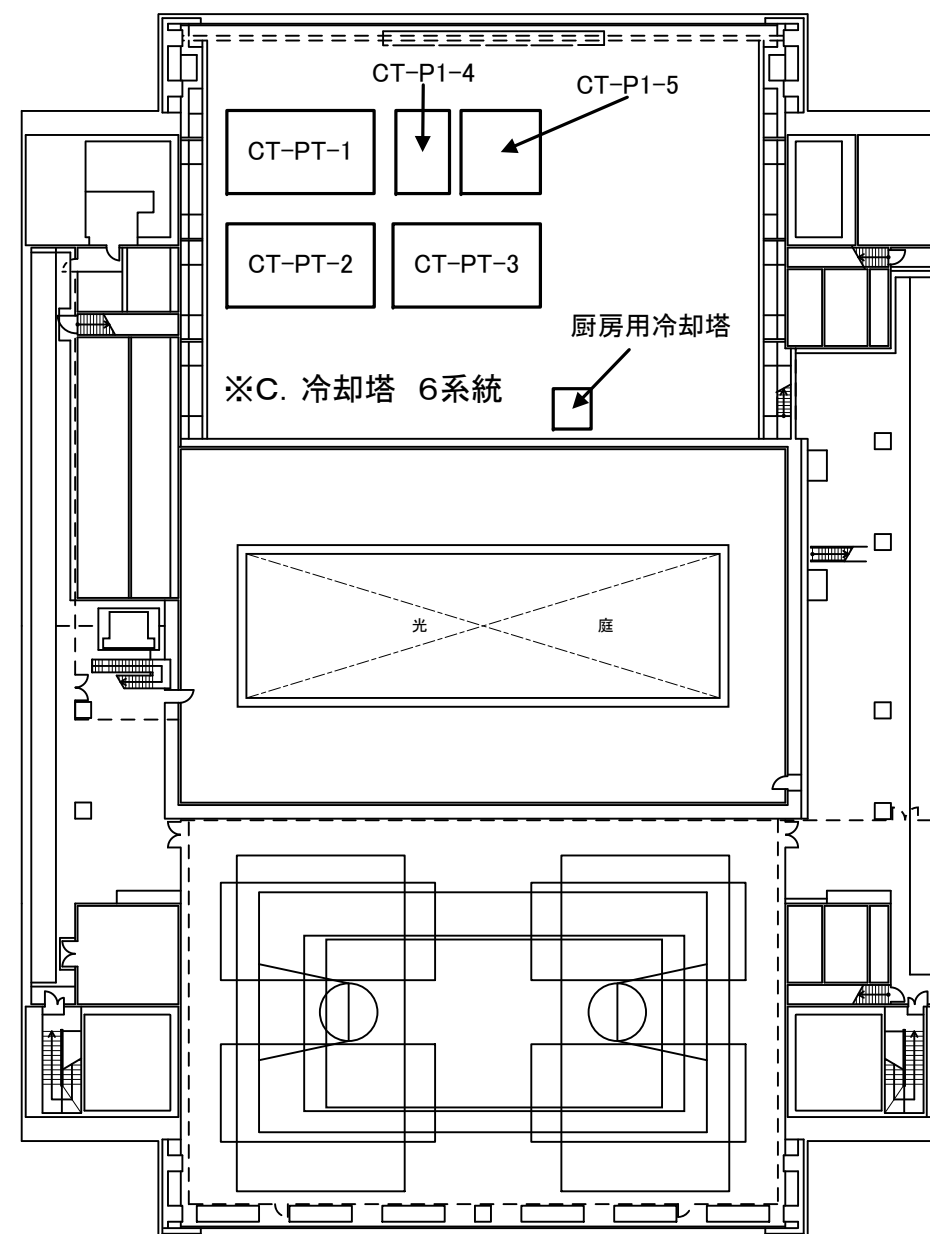
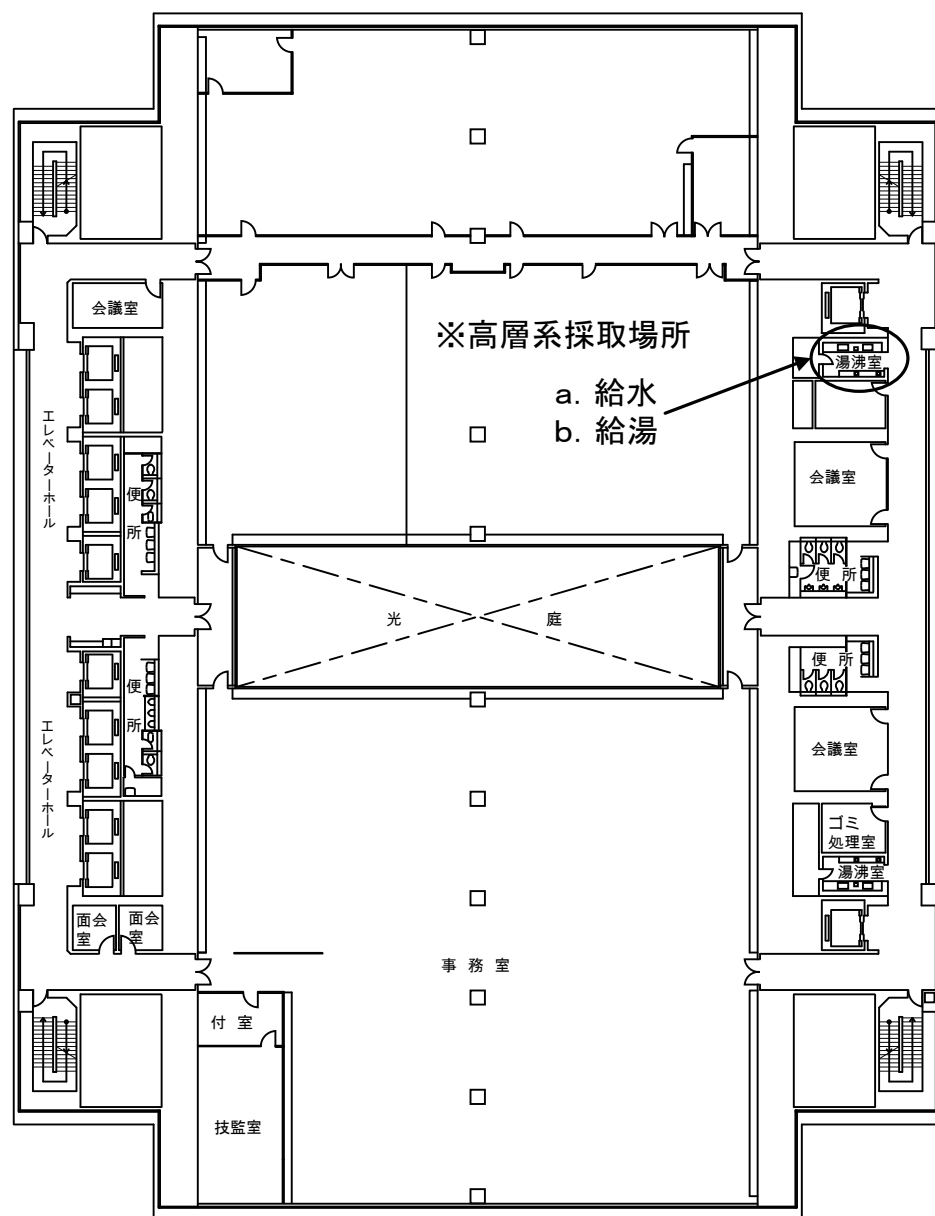
【別表3】

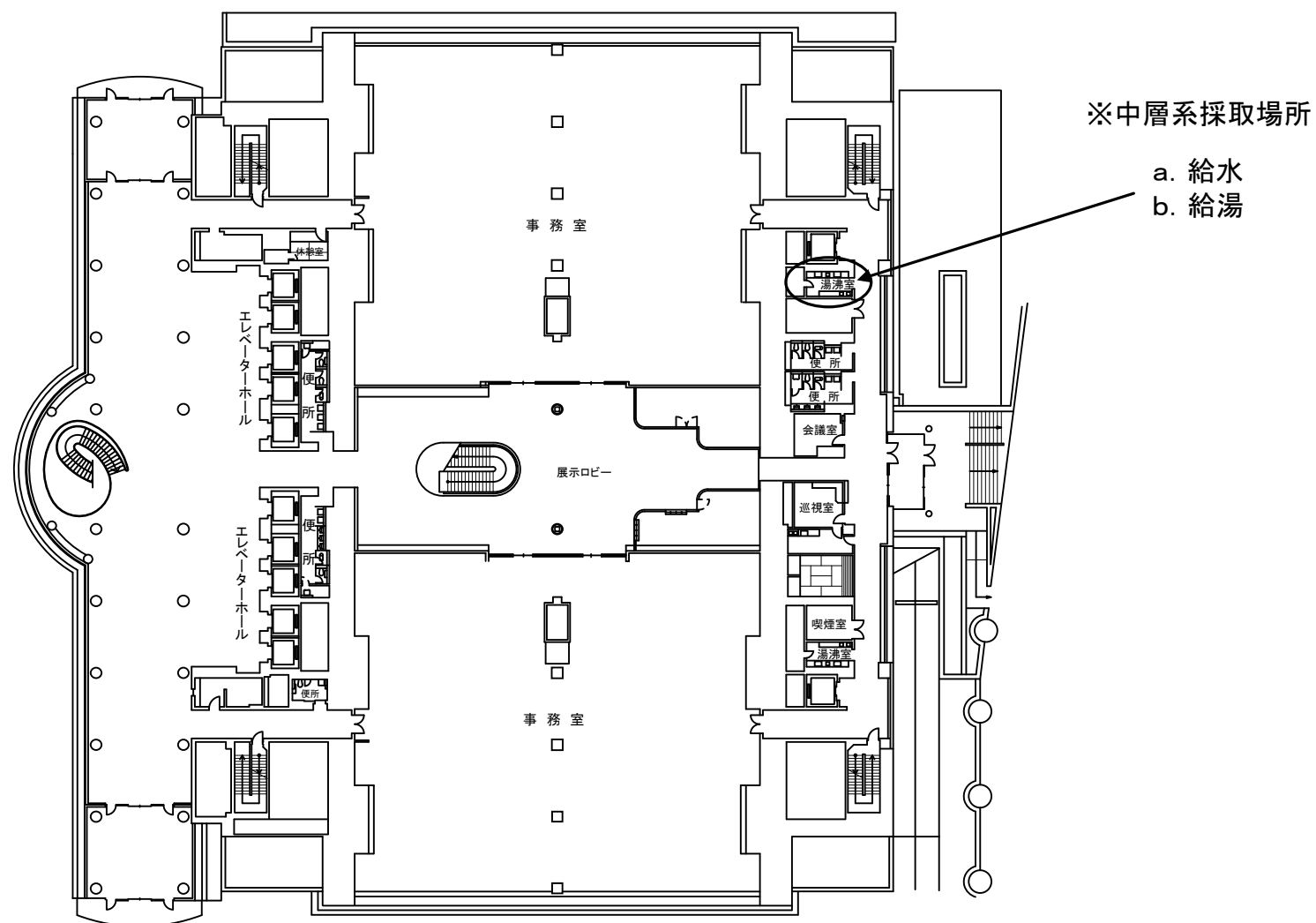
冷却塔	検査項目	基準値
	レジオネラ属菌	検出されないこと(10CFU/100ml未満)

年 月 日

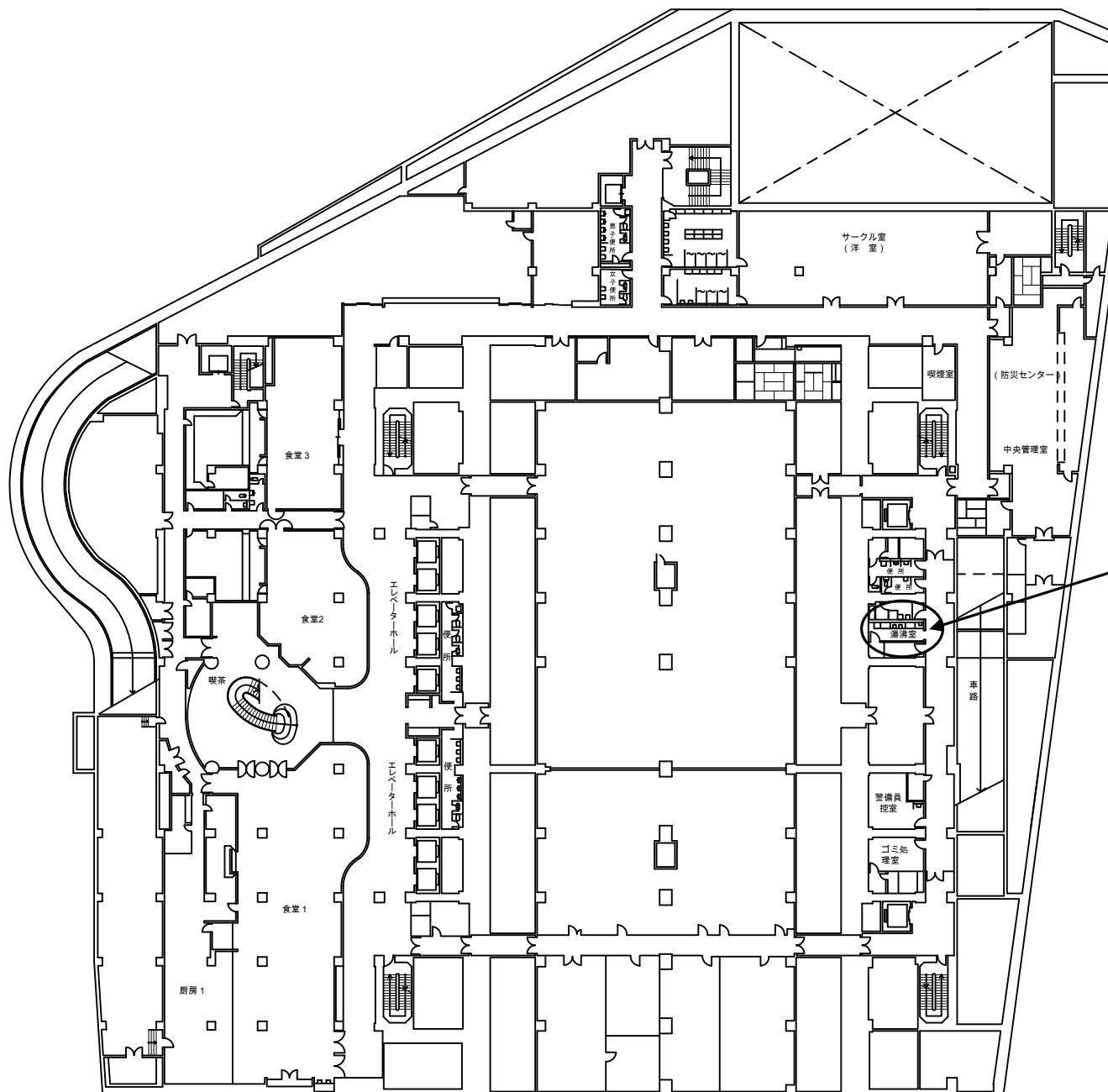
水質検査結果書

採水場所				
採水年月日	年 月 日	天 候	前日:	当日:
水の種類	飲 料 水	検 査 項 目	省略不可項目 ・ 重金属類 ・ トリハロメタン類	
気 温 (°C)	°C		水 温 (°C)	°C
検査項目		基準値		検査値
省略不可項目 (10項目)	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。		
	大腸菌	検出されないこと。		
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。		
	塩化物イオン	200mg/l以下であること。		
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。		
	pH値	5.8以上8.6以下であること。		
	味	異常でないこと。		
	臭気	異常でないこと。		
	色度	5度以下であること。		
	濁度	2度以下であること。		
重金属 (4項目)	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。		
	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。		
	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。		
	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。		
蒸発残留物 (1項目)	蒸発残留物	500mg/l以下であること。		
消毒副生成物 (12項目)	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。		
	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。		
	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。		
	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下であること。		
	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。		
	臭素酸	0.01mg/l以下であること。		
	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/l以下であること。		
	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下であること。		
	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。		
	プロモホルム	0.09mg/l以下であること。		
	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。		
	塩素酸	0.6mg/l以下であること。		
	レジオネラ属菌	検出されないこと(10CFU/100ml未満)		
判定及び意見				
検査方法				
検査責任者			担当者印	



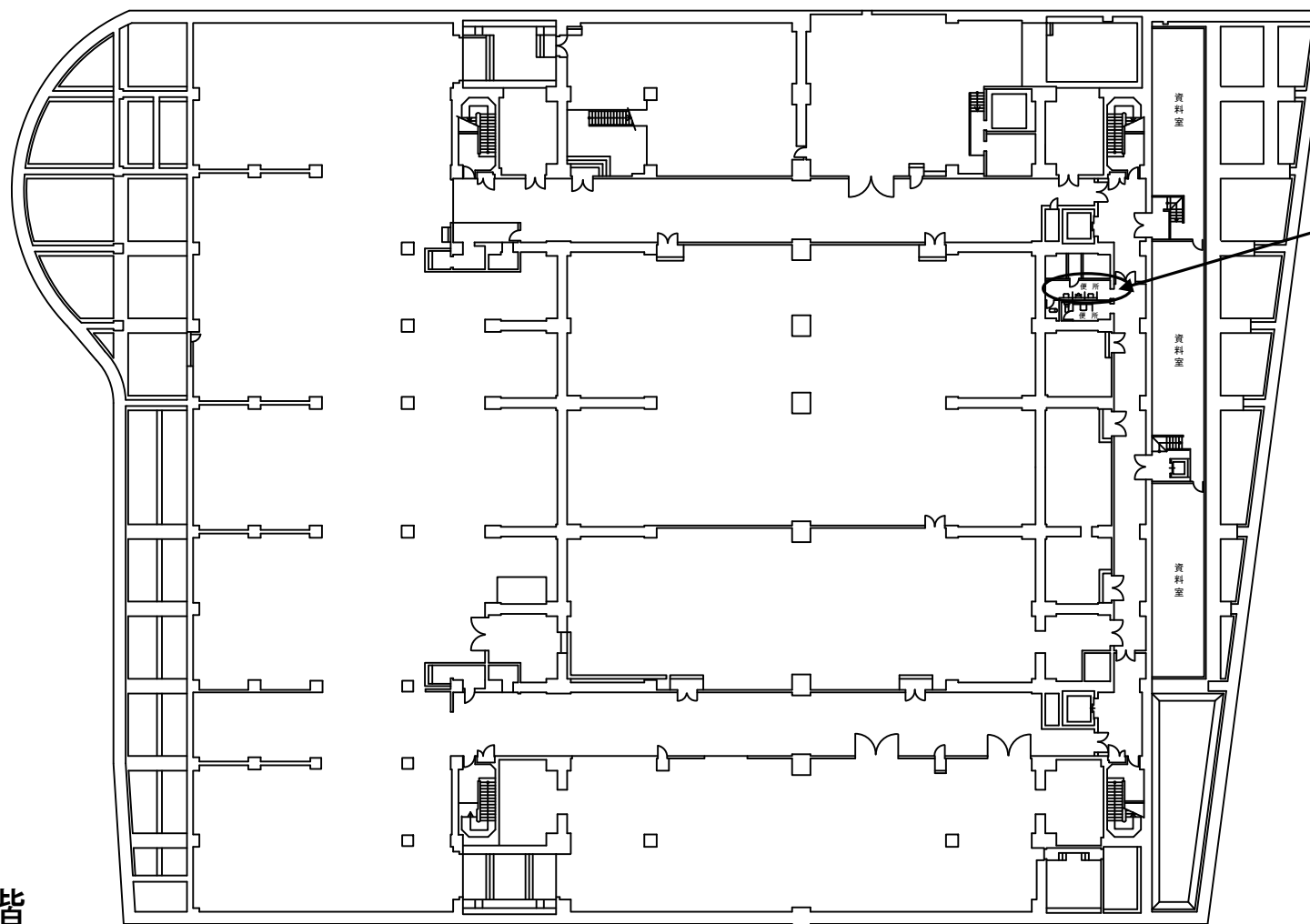


1階



地下1階

地下3階



※低層系採取場所

a. 給水

1－7－3 冷水器点検保守業務仕様書

1. 概要 本業務は、庁舎各所に設置されている冷水器（オアシスウォータークーラー）について、利用者に安全な水の供給を図り、常に機器の性能を維持するため点検保守をするものである。

2. 機器設置場所（オアシスウォータークーラー）

B 1 F 西側、1 F 東側、2 F 西側、3 F 東側、4 F ～ 1 6 F 西側

計 1 7 台

詳細は別図参照

3. 点検内容

契約期間中に下記項目についての点検保守を毎年度 1 回行うものとし、業務実施後は点検結果報告書を速やかに提出するものとする。なお、点検実施日等については総括管理業務責任者と十分に打ち合わせることとする。

- （１）コンデンサーの清掃
- （２）電気回路絶縁抵抗値測定
- （３）運転電流測定
- （４）水漏れ検査
- （５）冷水サーモスタットのチェック
- （６）冷媒ガスリーク検査
- （７）水量調整
- （８）冷水タンクドレン作業
- （９）外装清掃

4. 業務内容

- （１）当該業務に必要な工具、機械器具及び消耗品等については、受注者の負担とする。
- （２）履行期間内に総括管理業務責任者から動作不良の連絡があった場合は、速やかに技術員を派遣し点検・調査を行い、軽微なものについては修理・調整を行う。なお、出張料及び技術料は受注者の負担とする。
- （３）点検の結果、機能に支障をきたすと判断した場合は、直ちに総括管理業務責任者に通知し、総括管理業務責任者の指示に従うこと。
- （４）報告の結果、特許庁の責に帰すべき事由により部品・消耗品等の交換または修理を行うときは、特許庁が負担するものとする。

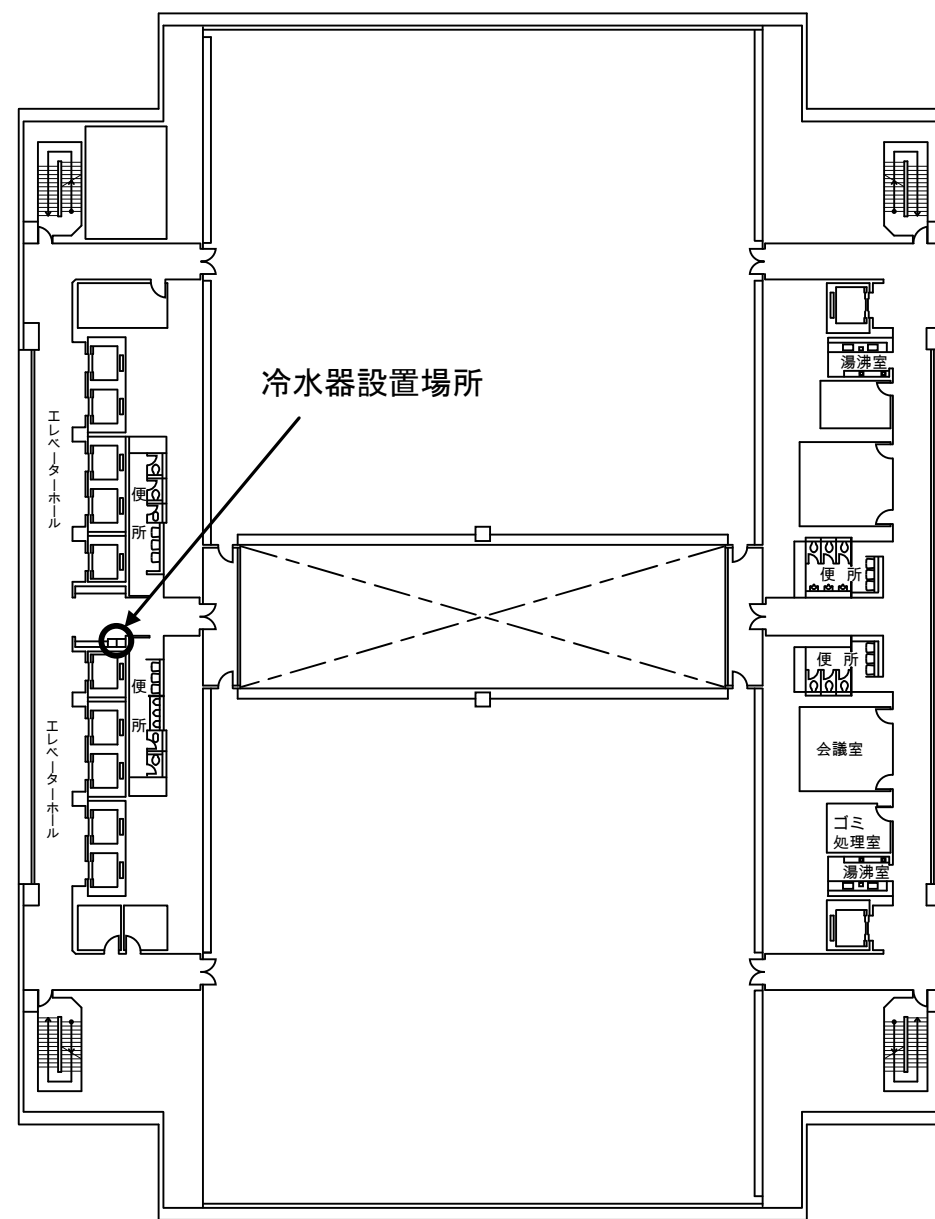
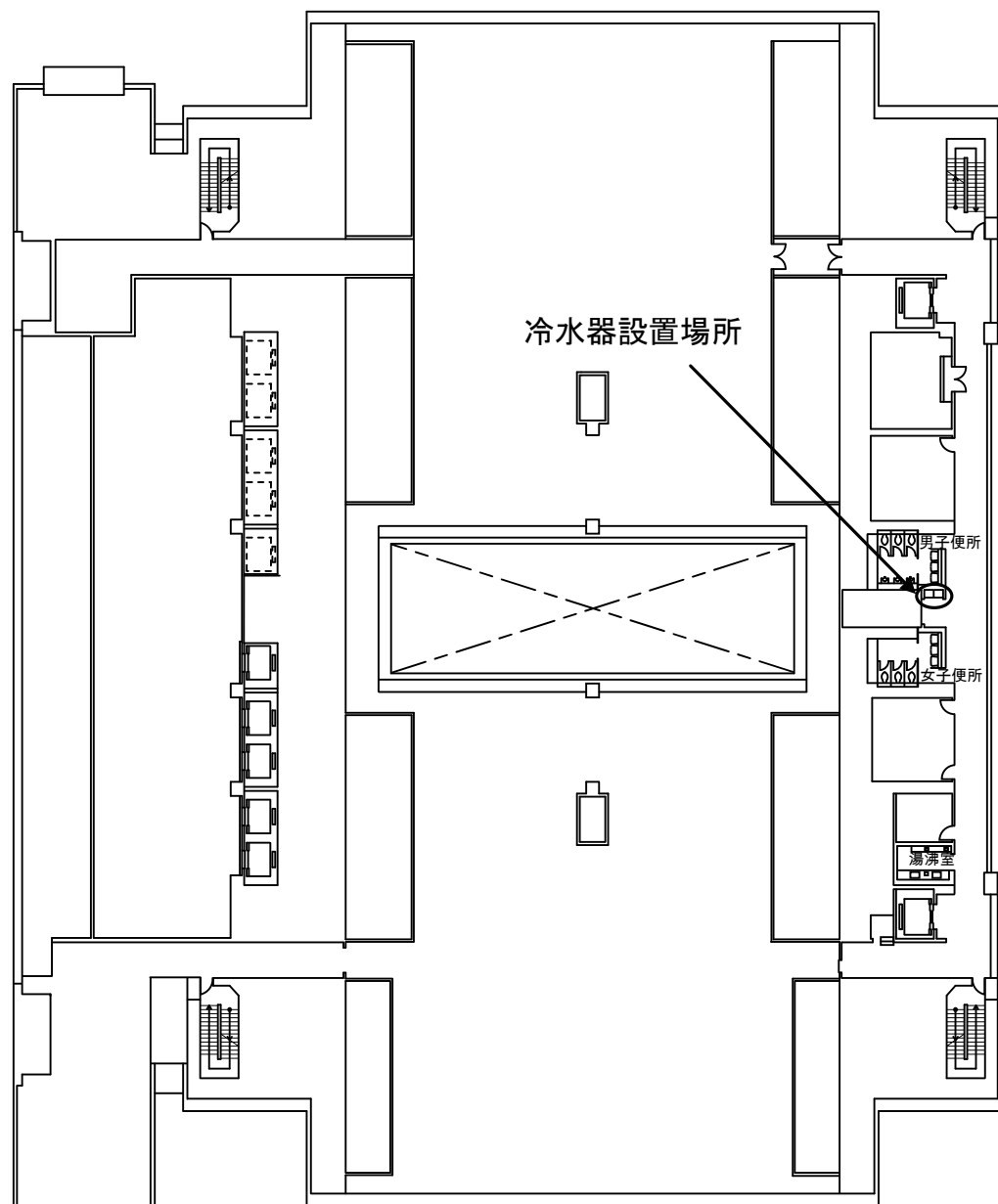
5. その他

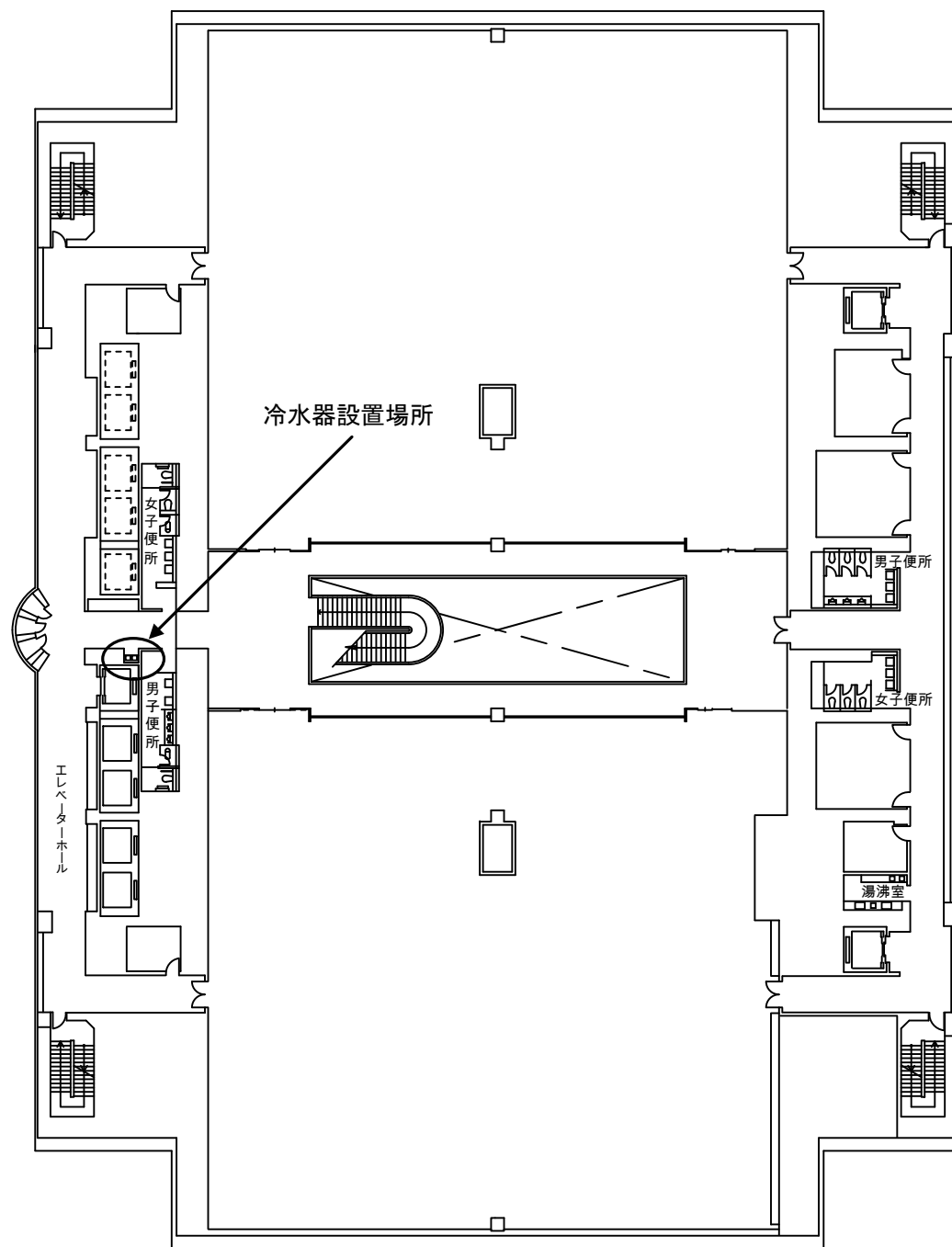
- (1) 本業務に先立ち、作業工程表及び作業届を提出し総括管理業務責任者の承認を受けるものとする。
- (2) 作業実施に必要とする部品等は点検対象設備に適した品質のものを使用すること。
- (3) 受注者は本業務を行うに当たって、設備、又はその他の備品等に損害を与えぬよう注意し、万一損害を与えた場合は、速やかに修復すること。なお、それに要する費用は、受注者の負担とする。
- (4) 本業務終了後は、当該業務場所及びその周辺の清掃を十分行うものとする。
- (5) 本業務完了後は、完了届を総括管理業務責任者に提出すること。
- (6) 本業務実施の際、疑問点、不明な点が生じた場合は、総括管理業務責任者と十分協議のうえ決定するものとする。

6. 特許庁担当者

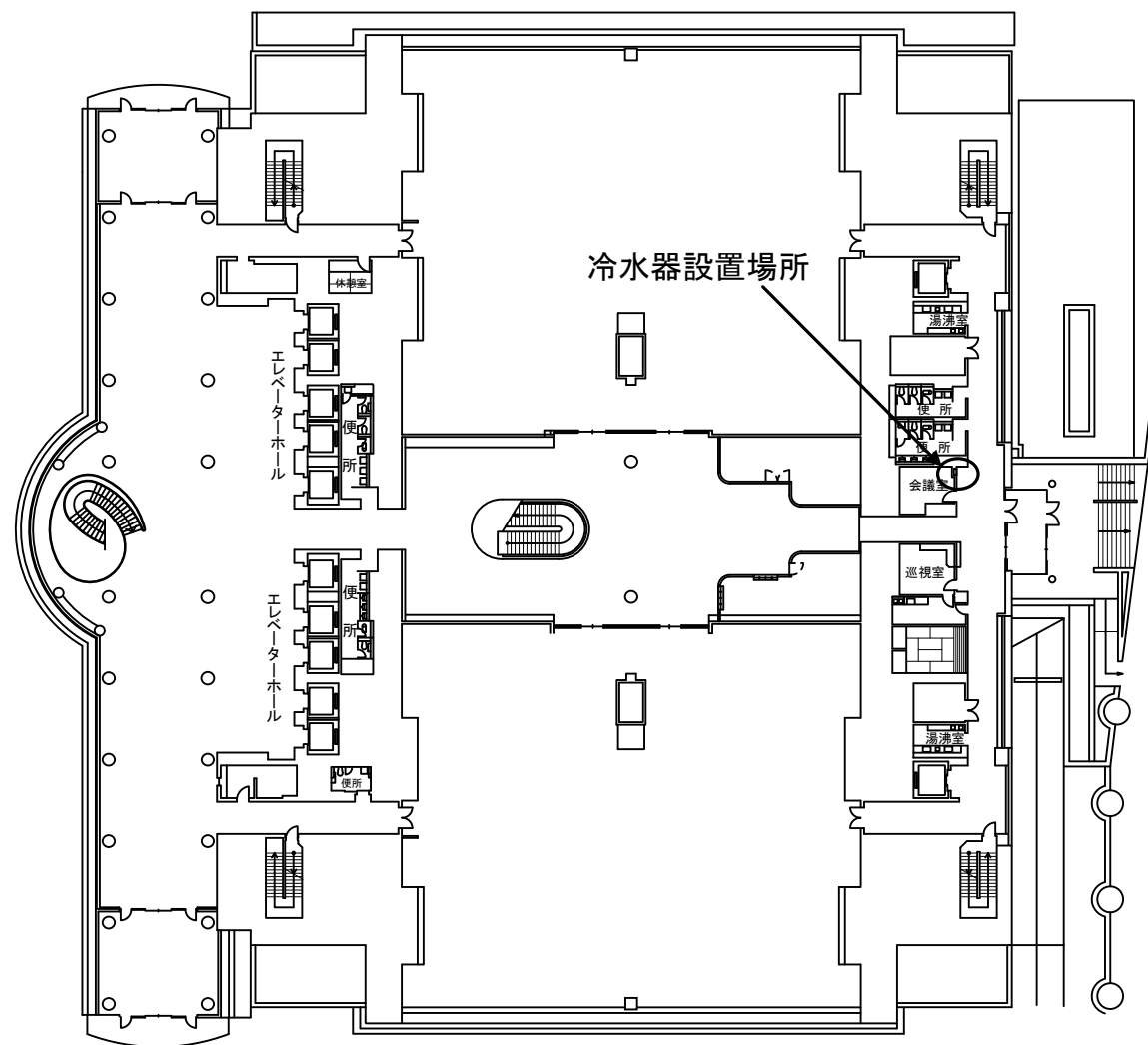
特許庁は、冷水器点検保守業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。





2階



1階

1－7－4 うがい器点検保守業務仕様書

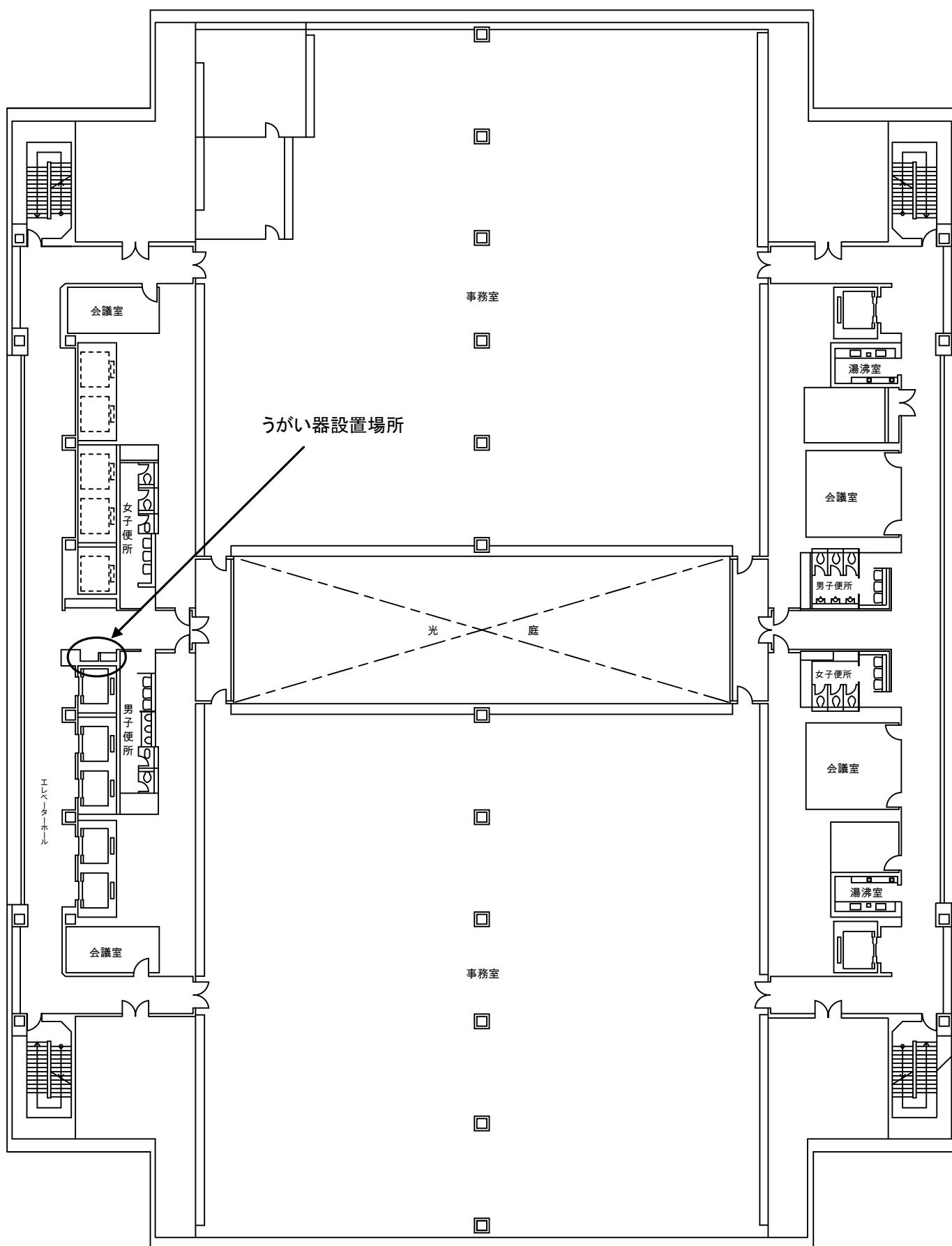
1. 業務概要 本業務は特許庁庁舎設置のうがい器の点検保守及び薬液の補充を行い、常時最適な機能の維持に努めるもの
2. 設置場所及び対象機器
2階～16階（別図参照）の各階1台、計15台設置されたうがい器
3. 点検保守内容
契約期間中に下記点検保守業務を毎月1回行うものとし、点検実施日等については総括管理業務責任者と十分打ち合わせること。
 - （1）機器の作動状態のチェック
 - （2）薬液の濃度及び吐出量の調整
 - （3）洗浄水の水量調整
 - （4）薬液残量のチェック及び薬液補充作業
 - （5）うがい器本体内・外部の清掃
 - （6）点検報告書の提出
4. 業務遂行上の注意点
 - （1）本業務に必要な工具、機械器具及び軽微な消耗品については、受注者の負担とする。ただし、補充する薬液は総括管理業務責任者より支給する。
 - （2）受注者は総括管理業務責任者から動作不良及び薬液切れ等の通報があった場合は、速やかに技術員を派遣し点検、調査及び補充等を行い、総括管理業務責任者に作業報告を行うものとする。なお、この際の点検、調査及び補充に関わる出張料及び技術料は無償とする。
 - （3）報告の結果、特許庁の責に帰すべき事由により部品・消耗品等の取替えをする場合、その費用については、特許庁が別途負担するものとする。
5. その他
 - （1）本業務に先立ち作業工程表及び作業員名簿を作成のうえ、総括管理業務責任者に提出すること。
 - （2）本業務に使用する部材等は、総括管理業務責任者の検査を受け合格したものを使用すること。
 - （3）本業務実施の際に疑問点・不明な点が生じた場合は、総括管理業務責任者と十分協議の上で決定するものとする。
 - （4）本業務終了後は、必要に応じて当該履行場所及びその周辺の清掃を行うものとする。

- (5) 本業務完了後は、速やかに作業報告書を提出するものとし、当庁検収員の検査を受けるものとする。
- (6) 本業務を行うにあたり、受注者は設備又はその他の備品等に損傷を与えぬよう注意し、万一損害を与えた場合は総括管理業務責任者に連絡のうえ、速やかに修復すること。それに要する費用は受注者の負担とする。

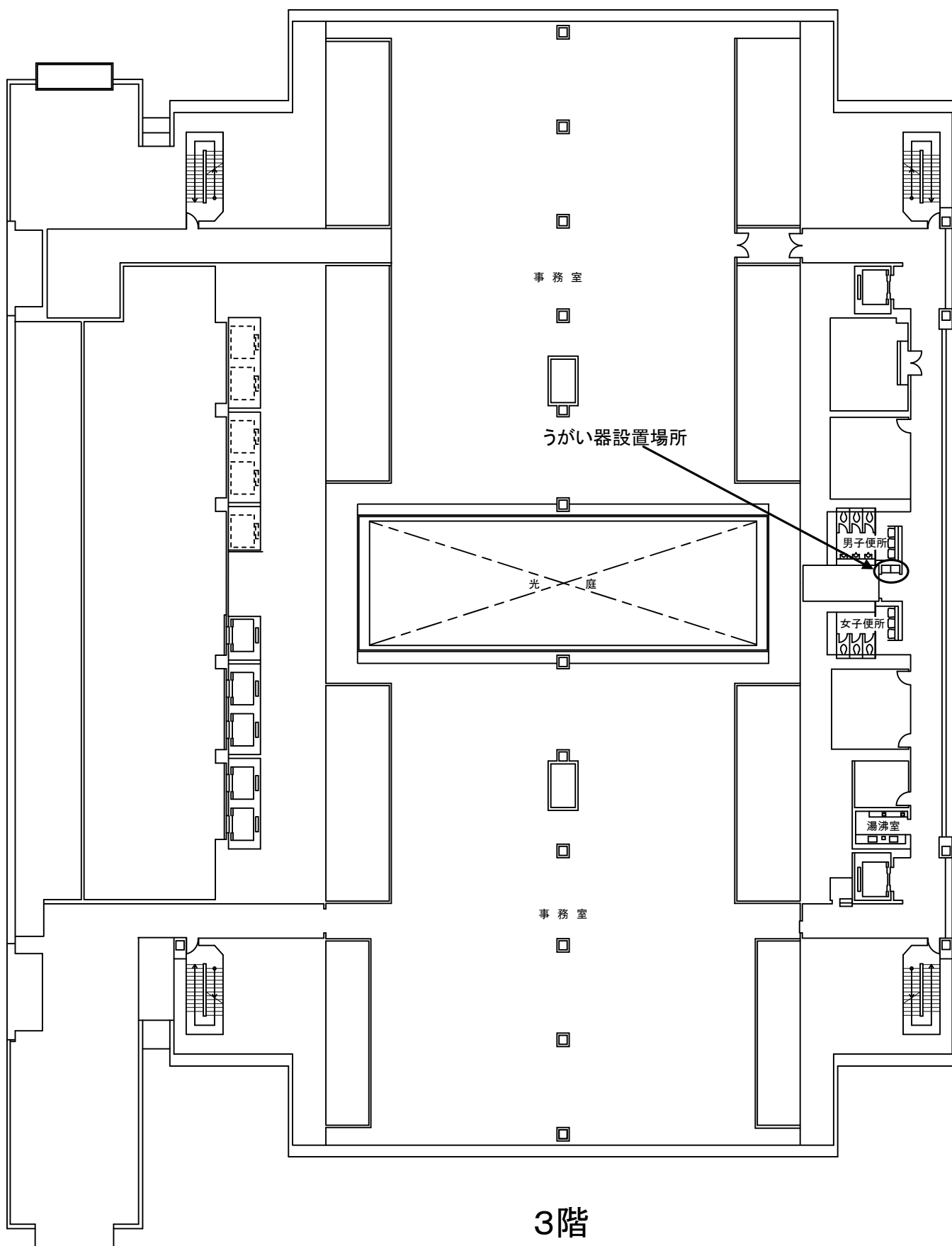
6. 特許庁担当者

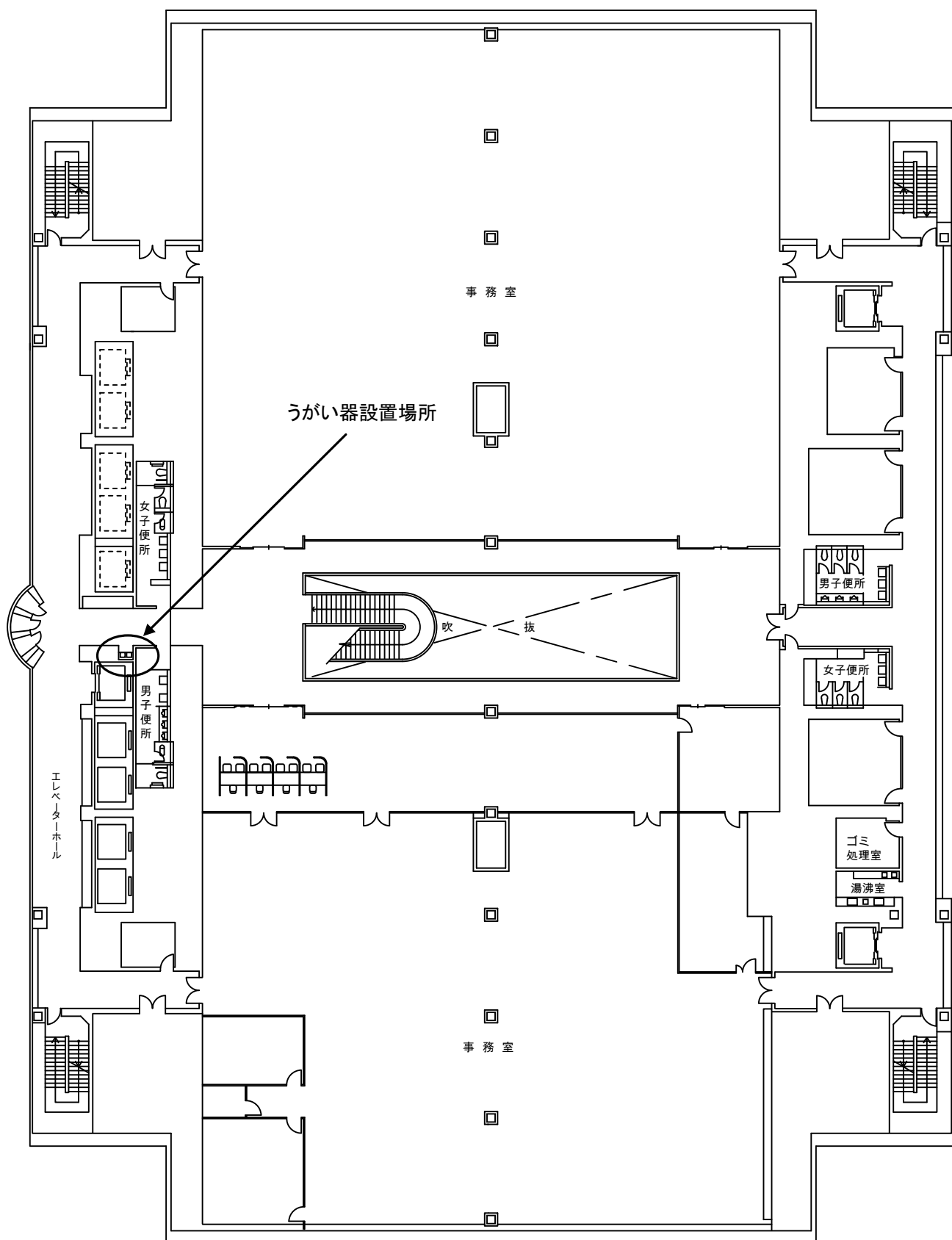
特許庁は、うがい器点検保守業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。



4階～16階





2階

1－7－5 水洗トイレ用薬剤供給装置等点検保守業務仕様書

1. 業務概要 特許庁庁舎に設置してある水洗トイレ用薬剤供給装置等の点検保守を行い、衛生管理及び臭気の除去に努めるものである。
2. 対象機器
 - (1) 水洗トイレ用薬剤供給装置（サニタイザーMK-7） 15台
 - (2) 化粧室用消臭芳香装置（エアフレッシュナー） 10台※設置箇所は別表のとおり
3. 履行場所
履行場所及び詳細図は、別図のとおりとする。
4. 点検保守内容
契約期間中に毎年度6回（2ヶ月毎）定期点検を行うものとする。
 - ◎ 各装置の作動状態のチェック
 - ◎ 水洗トイレ用薬剤供給装置の薬剤残量のチェック及び補充
 - ◎ 化粧室用消臭芳香装置の薬剤残量のチェック及び補充
 - ◎ トイレの状況確認（小便器の排水状況など）
 - ◎ 点検報告書の記入と提出
5. 業務上の注意点
 - (1) 当該点検保守業務に必要な工具、機械器具、軽微な消耗品及び補充する薬剤等については、受注者の負担とする。
 - (2) 受注者は総括管理業務責任者から動作不良及び薬剤切れ等の通報があった場合は、速やかに技術員を派遣し、点検・調査及び補充等を行い、総括管理業務責任者に作業報告を行うものとする。なお、この際の点検・調査・出張料及び技術料は無償とする。
 - (3) 報告の結果、特許庁の責に帰すべき事由により部品・消耗品等の取替えを行う場合、その費用については、特許庁が別途負担するものとする。
6. その他
 - (1) 受注者は、当該業務の内容を熟知した者で、かつ、十分な経験を有する者を充てること。
 - (2) 本作業に先立ち、作業届、工程表、作業員名簿を提出し、総括管理業務責任者に承認を受けてから履行すること。
 - (3) 受注者は当該業務を行うにあたり、既存物に対して汚損及び損傷を与えぬ

よう適切な養生を施すものとする。

- (4) 点検中に疑問点・不明な点が生じた場合は、総括管理業務責任者と十分協議のうえで決定するものとする。
- (5) 作業終了後は、当該履行場所及びその周辺の清掃を十分行うものとする。
- (6) 作業完了後は、速やかに点検報告書を総括管理業務責任者に提出すること。
- (7) 本業務履行に際し、設備又はその他の備品等に損傷を与えぬよう注意し、万一損害を与えた場合は総括管理業務責任者に連絡のうえ、速やかに修復すること。それに要する費用は受注者の負担とする。

7. 特許庁担当者

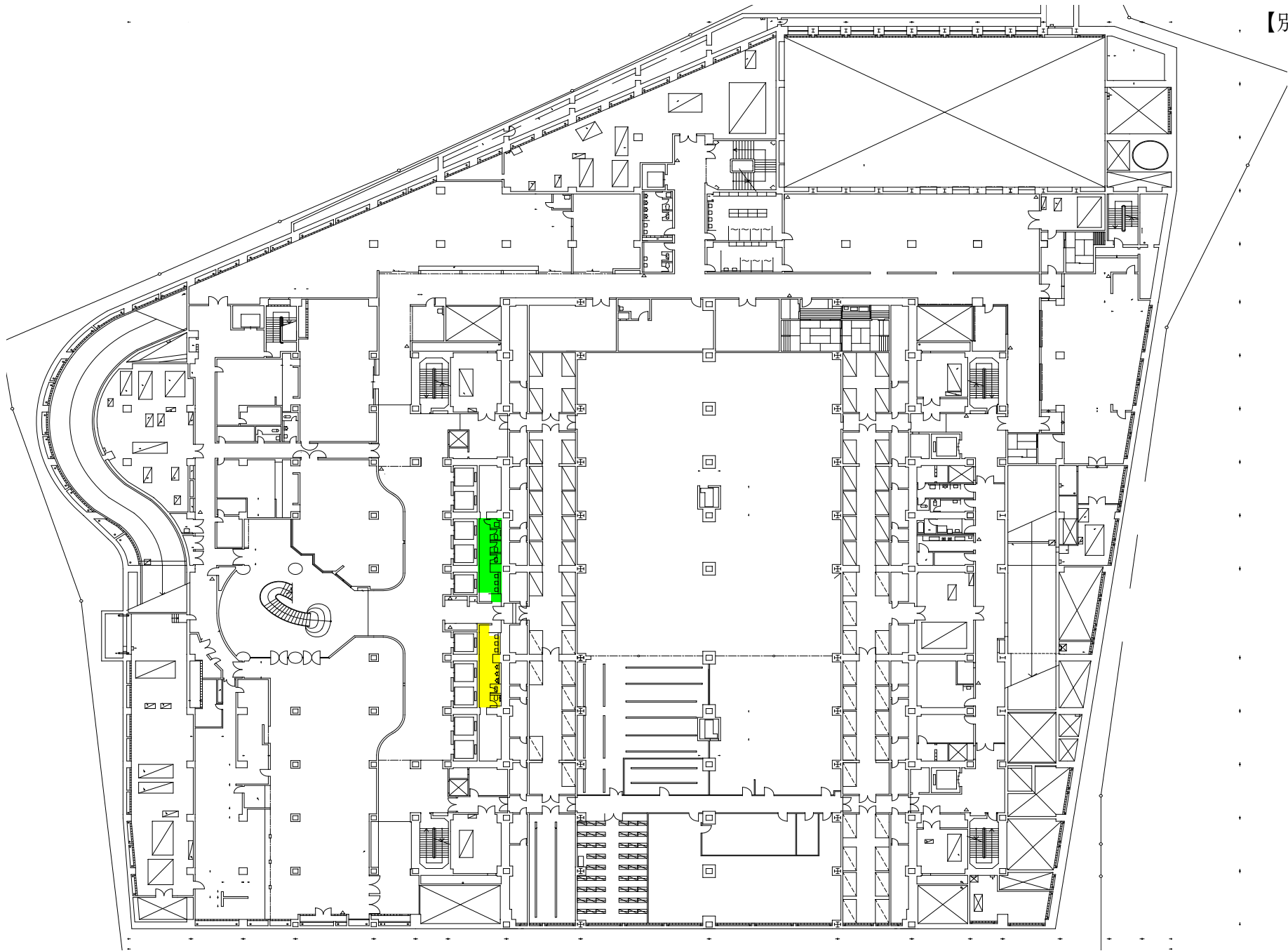
特許庁は、水洗トイレ用薬剤供給装置等点検保守業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

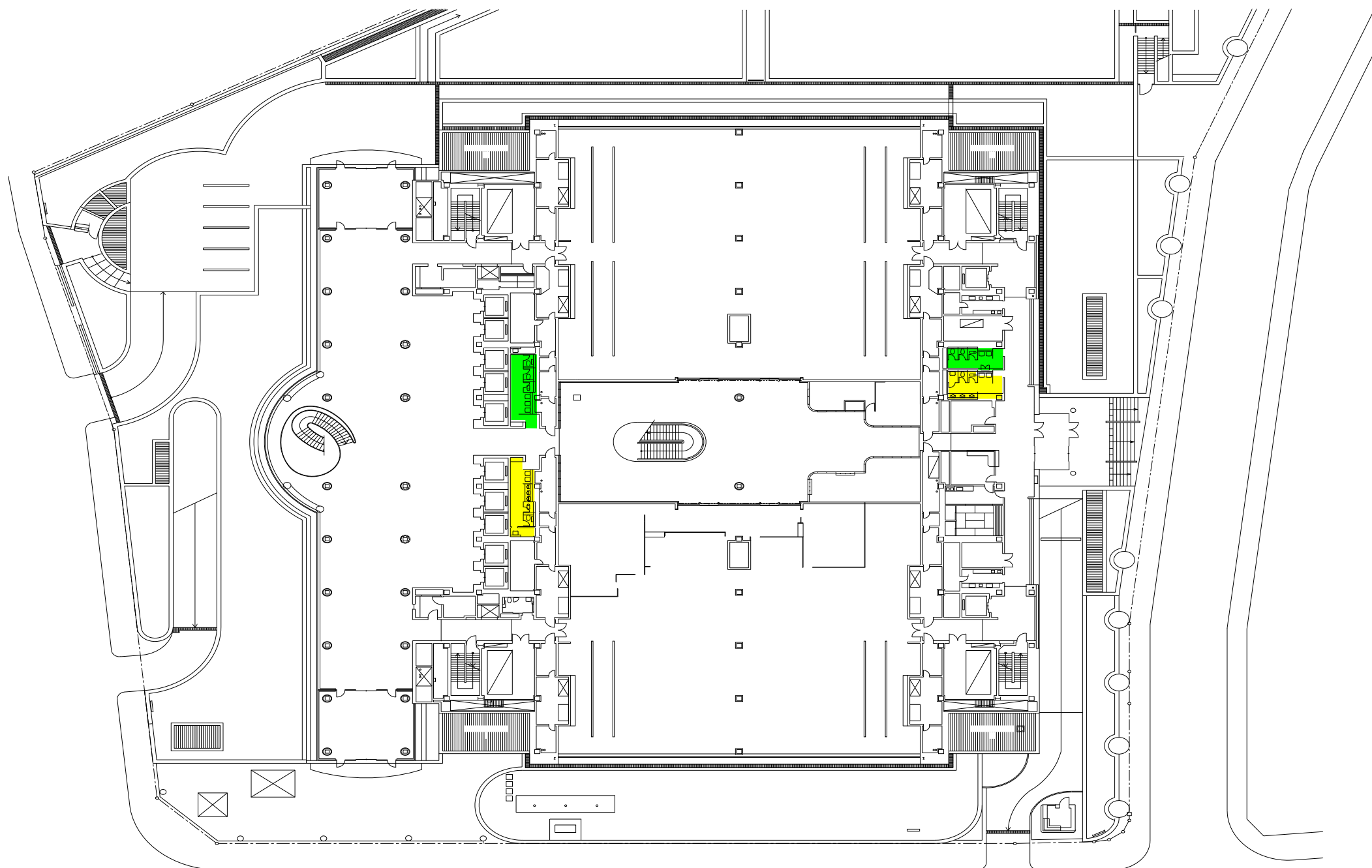
【別表】

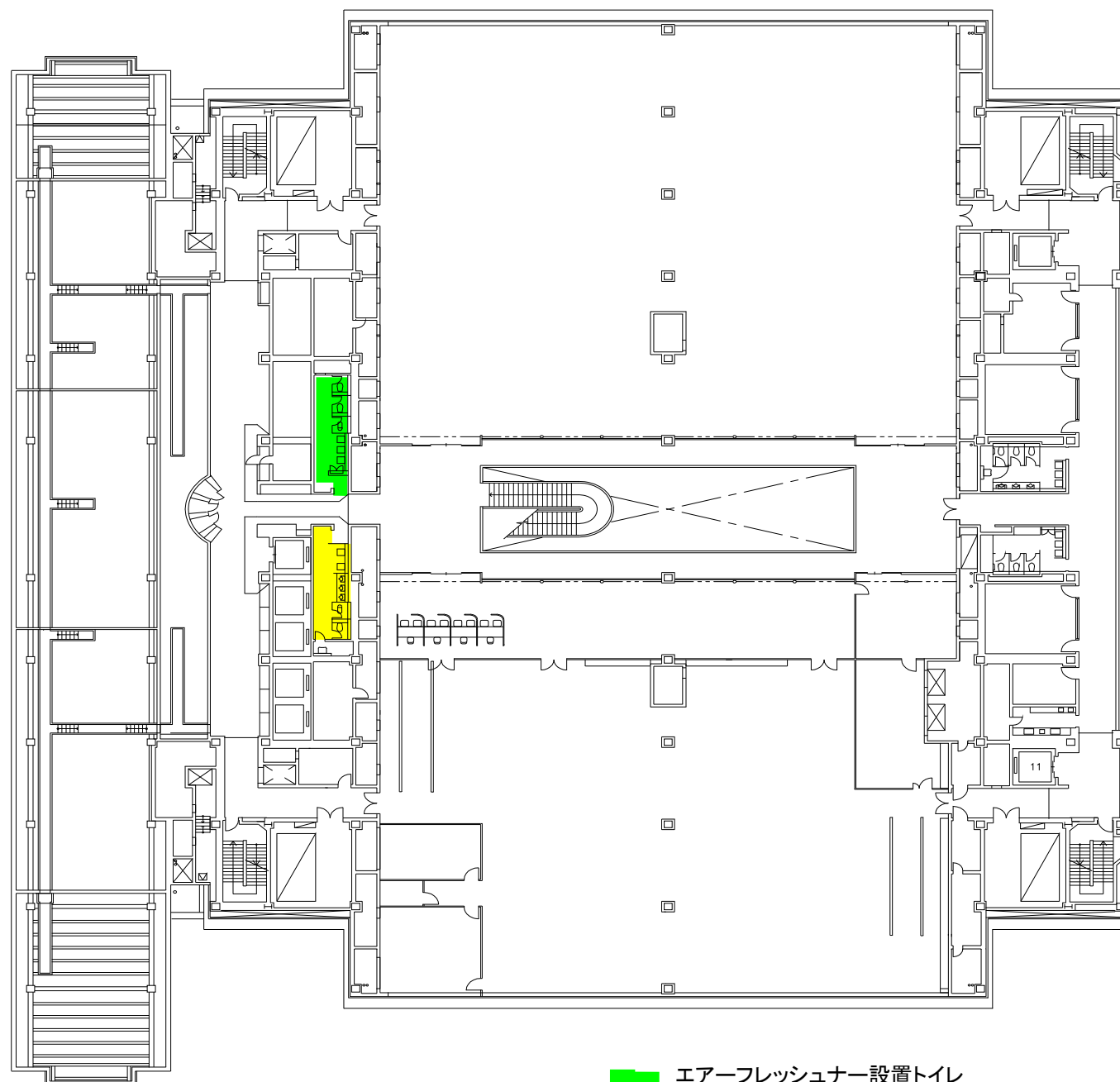
特許庁庁舎水洗トイレ用薬剤供給装置等設置一覧表

		男子用トイレ		女性用トイレ
		薬剤供給装置 (サニタイザー)	消臭芳香装置 (エアフレッシュナー)	消臭芳香装置 (エアフレッシュナー)
16 階	東側	3	1	1
15 階	東側			
14 階	東側			
13 階	東側			
12 階	東側			
11 階	東側			
10 階	東側			
9 階	東側			
8 階	東側			
7 階	東側			
6 階	東側			
5 階	東側			
4 階	東側			
2 階	西側	3	1	1
1 階	東側	3	1	1
	西側	3	1	1
B1 階	西側	3	1	1
合 計		15	5	5

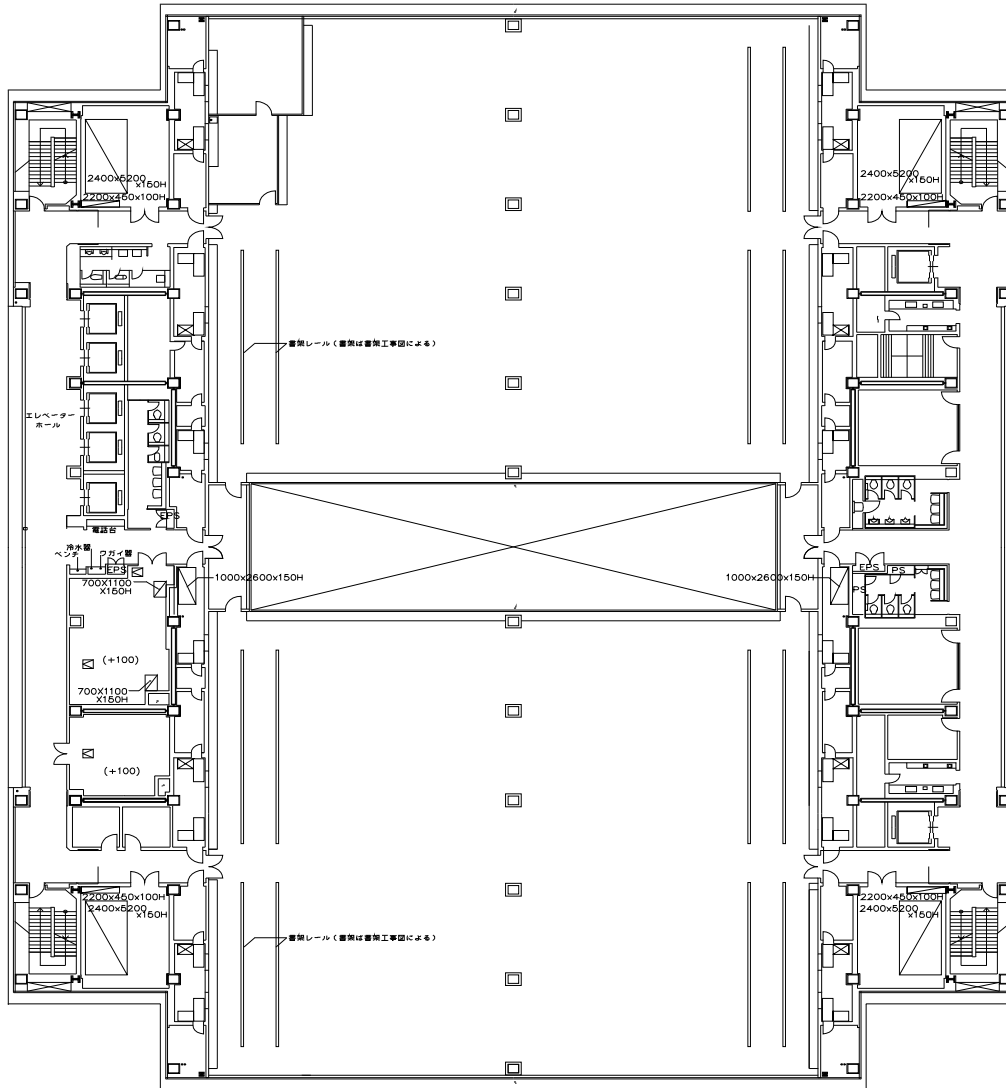


- エアーフレッシュナー設置トイレ
- エアーフレッシュナー&サニタイザー設置トイレ

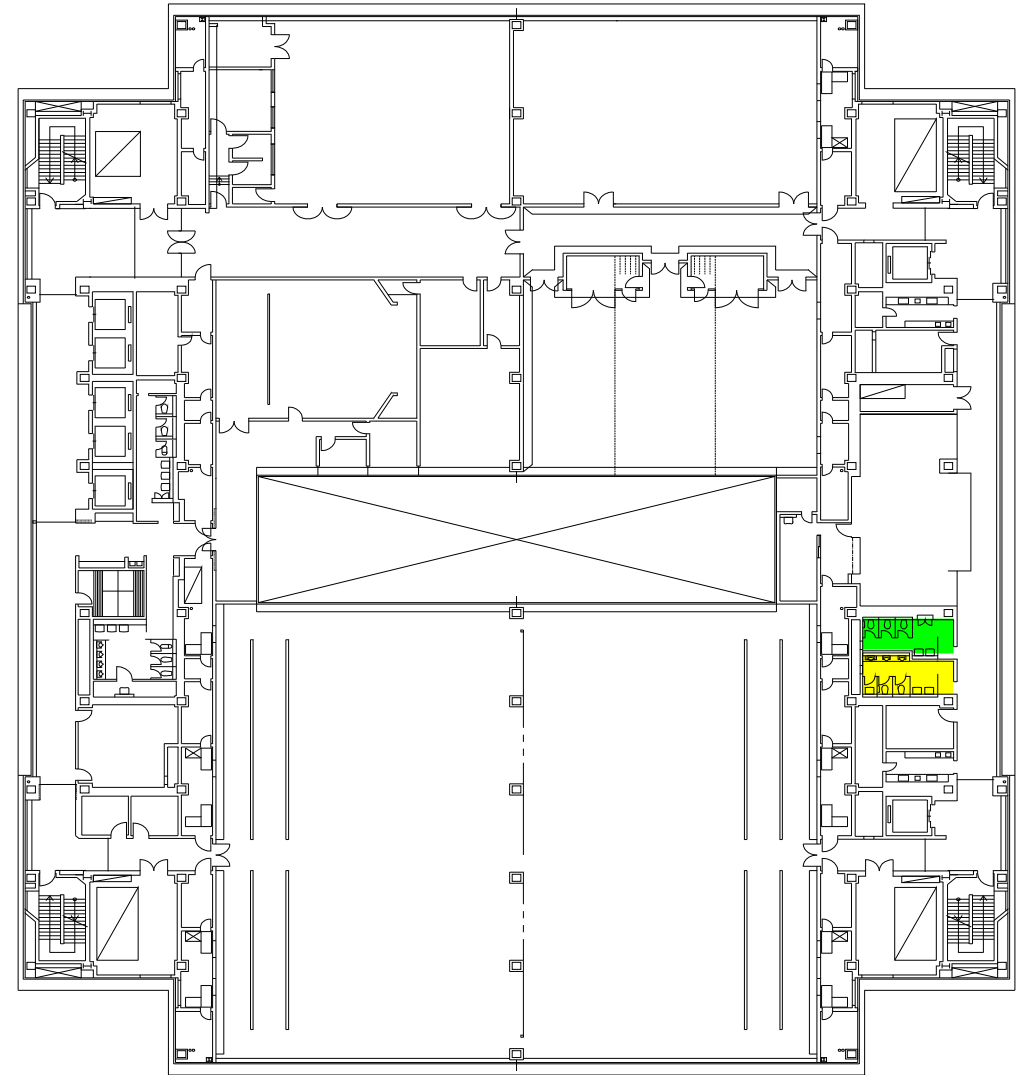




- エアーフレッシュナー設置トイレ
- エアーフレッシュナー&サニタイザー設置トイレ



4～15階



16階

エアーフレッシュナー設置トイレ
 エアーフレッシュナー&サニタイザー設置トイレ

1-7-6 ねずみ、こん虫等防除業務仕様書

1. 概要 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条の規定に基づき、
庁舎内における衛生的環境の良好な状態の維持を目的とし、ねずみ、こん虫等の発生を防止するため予防施工及び定期生息調査を実施する。
2. 予防施工
 - (1) 目的： 物流その他の活動によって侵入してくるゴキブリ、ダニ等の定着及び繁殖を阻止する。
 - (2) 回数： 毎年度2回（実施月8月、2月）
ただし、地下1階第1～3食堂厨房、喫茶厨房及び16階談話室厨房は毎年度4回（実施月5月、8月、11月、2月）
 - (3) 方法： [ゴキブリ]
食堂厨房、各階給湯室・トイレ・ゴミ処理室、ゴミ処理機械室、事務室内茶台司周辺、その他必要と認められた場所等にダイアジノンMC剤の散布及び毒餌剤を配置すること。
尚、食堂厨房等には、ジェル状の薬剤を隙間等に塗布すること。
[ダニ]
定期生息調査において、生息が認められた場所、その他必要と認められた場所にペルメトリン乳剤をULV（超微粒子空間噴霧）処理すること。
[チョウバエ・チカイエカ]
地下汚水槽・雑排水槽、その他水の溜まっている場所等にデミリン水和剤（昆虫表皮形成阻害水和剤）を投入すること。
また、水槽内にバポナプレートを配置すること。
[ねずみ]
地下駐車場、ゴミ処理機械室、食堂厨房及びその周辺部に毒餌剤を配置すること。
3. 定期生息調査
 - (1) 目的： ゴキブリ、ダニ及びチョウバエ・チカイエカの発生状況並びにねずみ等の侵入生息状況の調査・把握。
 - (2) 回数： ① [ゴキブリ]・[チョウバエ・チカイエカ]・[ねずみ]
毎年度12回（4月～3月の月1回）
② [ダニ]
毎年度2回（7月・1月各1回）
 - (3) 方法： [ゴキブリ]
ゴキブリ類侵入生息監視ポイント（食堂厨房、各階給湯室・トイレ、ゴミ処理機械室、事務室内茶台司周辺、その他必要と認められた場所等265ポイント）にゴキブリ類調査用トラップを配置し、定期的にゴキブリ類の捕獲数を調査して発生状況を監視すること。
[チョウバエ・チカイエカ]

チョウバエ等の監視ポイント（地下汚水槽・雑排水槽等9ポイント）に調査用粘着トラップを配置し、発生を監視する。

[ねずみ]

ねずみの侵入生息監視ポイント（地下駐車場、ゴミ処理機械室、食堂厨房等19ポイント）に調査用トラップを配置し、定期的にねずみの捕獲の有無、周辺のラットサインを調査し、侵入生息を監視すること。

[ダニ]

室内塵性微小虫の監視ポイント（事務室、更衣・休憩室等49ポイント）で、室内塵性微小虫の捕獲数を調査して生息を監視すること。

なお、各ポイントは、別図のとおりとする。

4. 駆除施工

- (1) 目的： 定期生息調査によりゴキブリ類、ねずみの生息が認められた場合に薬剤等により駆除処理を実施する。
- (2) 回数： 生息調査の都度適宜行うこととする。
- (3) 方法： 目視により確認されるゴキブリについてはピレスロイド系エアゾール剤を直接噴霧し、周辺部にダイアジノンMC剤を噴霧処理する。
また、防除作業終了後から、蚊及びハエについては1週の間、それ以外については1週から3週の間その効果を調査すること。
なお、効果が認められない場合は、その原因を確かめるとともに必要に応じて再度防除作業を行うこと。
ねずみの駆除については、捕獲シートの敷設その他の駆除方法により実施すること。
その他害虫等の生息が確認された場合においても速やかに駆除施工を実施すること。

5. 管理区域等への入室

- (1) 特許庁が指定する管理区域、特別管理区域に入室する場合、事前に立ち入りの許可を得て入室するものとし、所定の入室手続きを行うこと。また、入室時には特許庁の定める様式のバッジ等を着用すること。
- (2) 特別な理由がある場合は、管理区域等に立入る権限を与えられた庁の指定する者の立会を条件として、バッジ等の着用なしに立入ることができるものとする。
- (3) 貸与されたバッジ等を紛失、毀損等の事故がないように管理をし、事故があった場合には、総括管理業務責任者に遅滞なく書面をもって報告をし、指示をうけること。

6. 注意事項

- (1) 使用薬剤等は厚生労働省が認可したもので、人畜無害及び引火性の低いものとし、害虫等の種類、生息状況を的確に判断し、確実に防除できるものを使用すること。
なお、使用する薬剤等は、事前に総括管理業務責任者に届け出ること。
- (2) 施工方法は、殺虫効果を高めるため、施工場所に応じた噴霧を行うこととする。
- (3) 当該作業に際しては、庁内の器物、内装、床材、ジュウタン等を毀損、汚損等しないよう最善の注意を払うこととする。
- (4) 生息調査時の執務室等の入室に際しては、室内の者に作業している旨を伝えてから作業を行うこと。
- (5) 予防施工及び駆除施工の効果が充分でないと判断されたときは、直ちに再作業を行う

こと。

- (6) 作業計画及び作業届・作業員名簿は事前に提出し、総括管理業務責任者の承認をうけること。
- (7) 調査及び作業終了後、速やかに点検報告書を総括管理業務責任者に提出すること。
- (8) 当該業務完了後は、資材等の後片付けを十分行うこと。

7. 作業予定表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
予防施工					○						○	
〃（厨房）		○			○			○			○	
生息調査①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生息調査②				○						○		
駆除施工	適 宜											

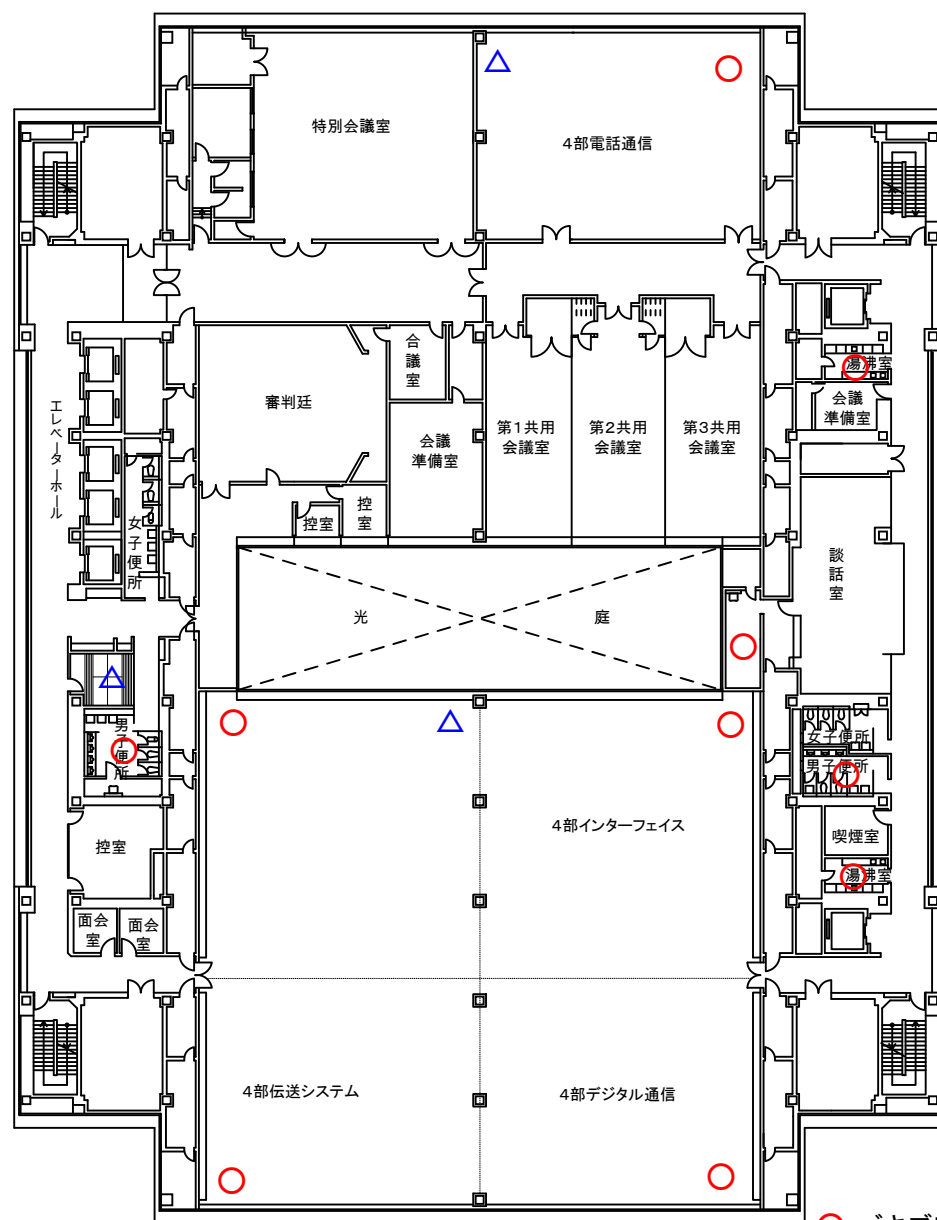
8. その他

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第7号の事業の登録業者であること。落札者は速やかに上記、登録証の写しを提出すること。

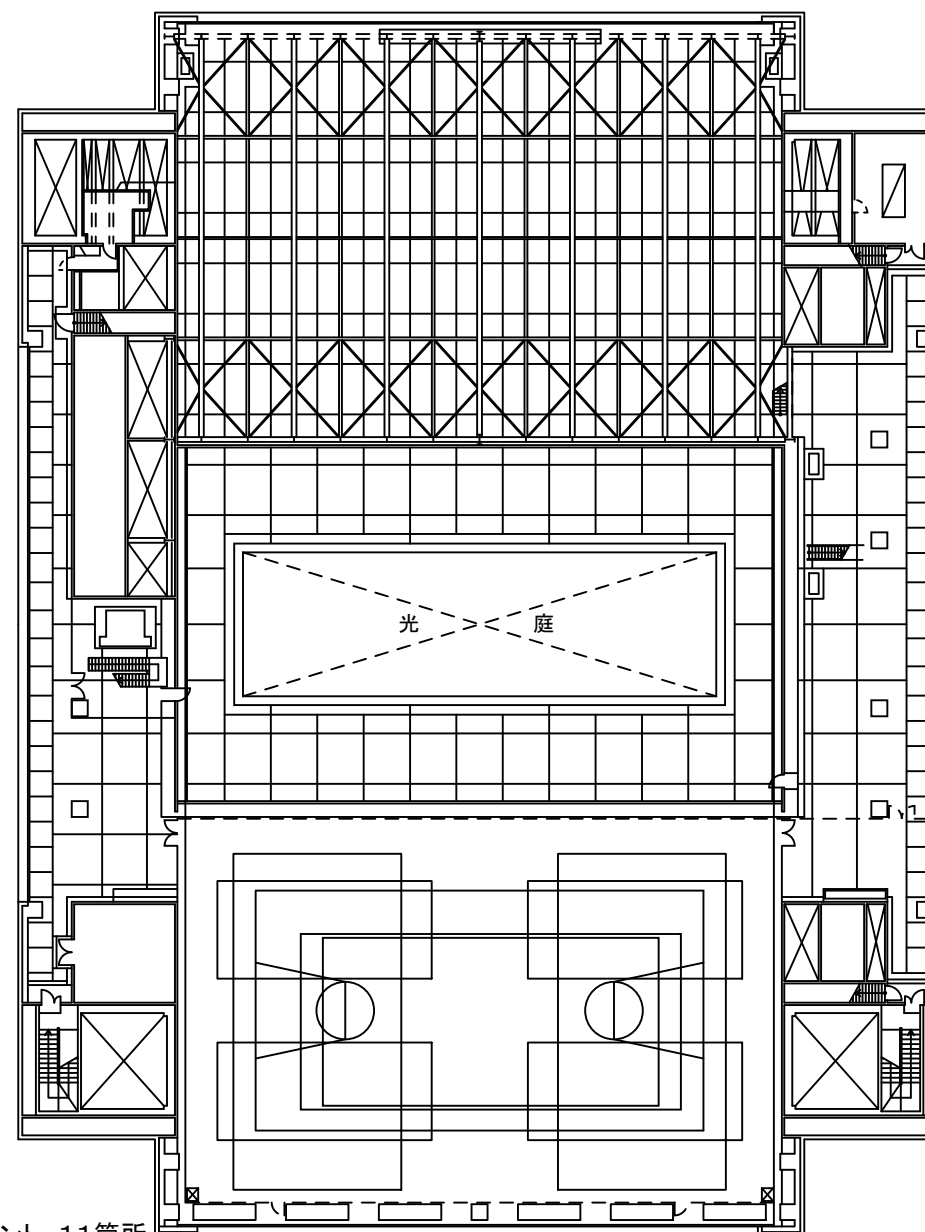
ねずみ・こん虫等防除業務

(参考資料)

調査ポイント	ゴキブリ	ダニ	ねずみ	チョウバエ
16F	10	3		
15F	15	2		
14F	13	3		
13F	13	3		
12F	15	3		
11F	11	3		
10F	13	2		
9F	13	2		
8F	14	4		
7F	12	3		
6F	19	2		
5F	13	6		
4F	15	2		
3F	3			
2F	10	2		
1F	18	4		
B1F	43	4	5	
B2F	12	1	13	2
B3F	1			7
合計	263	49	18	9

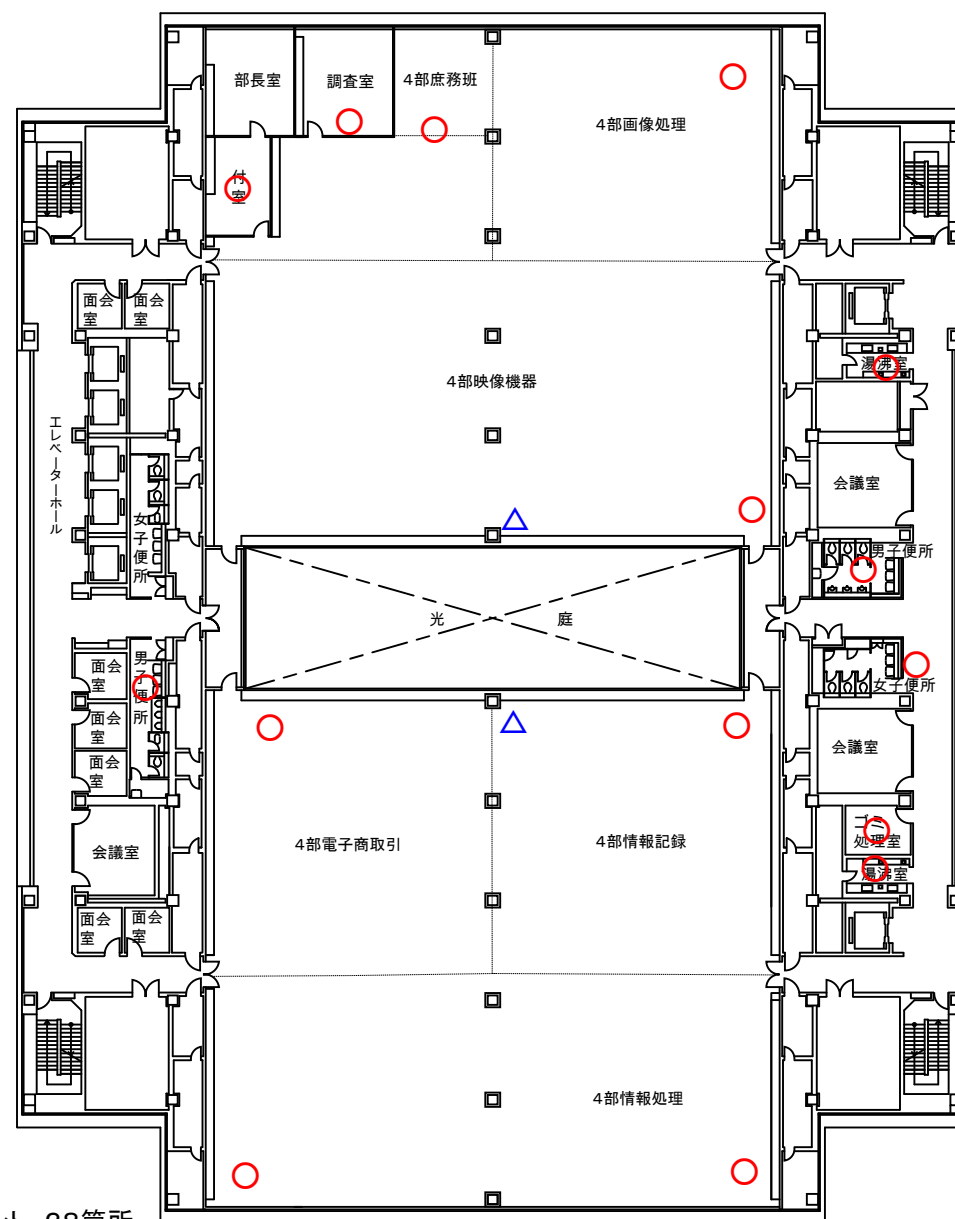


16階



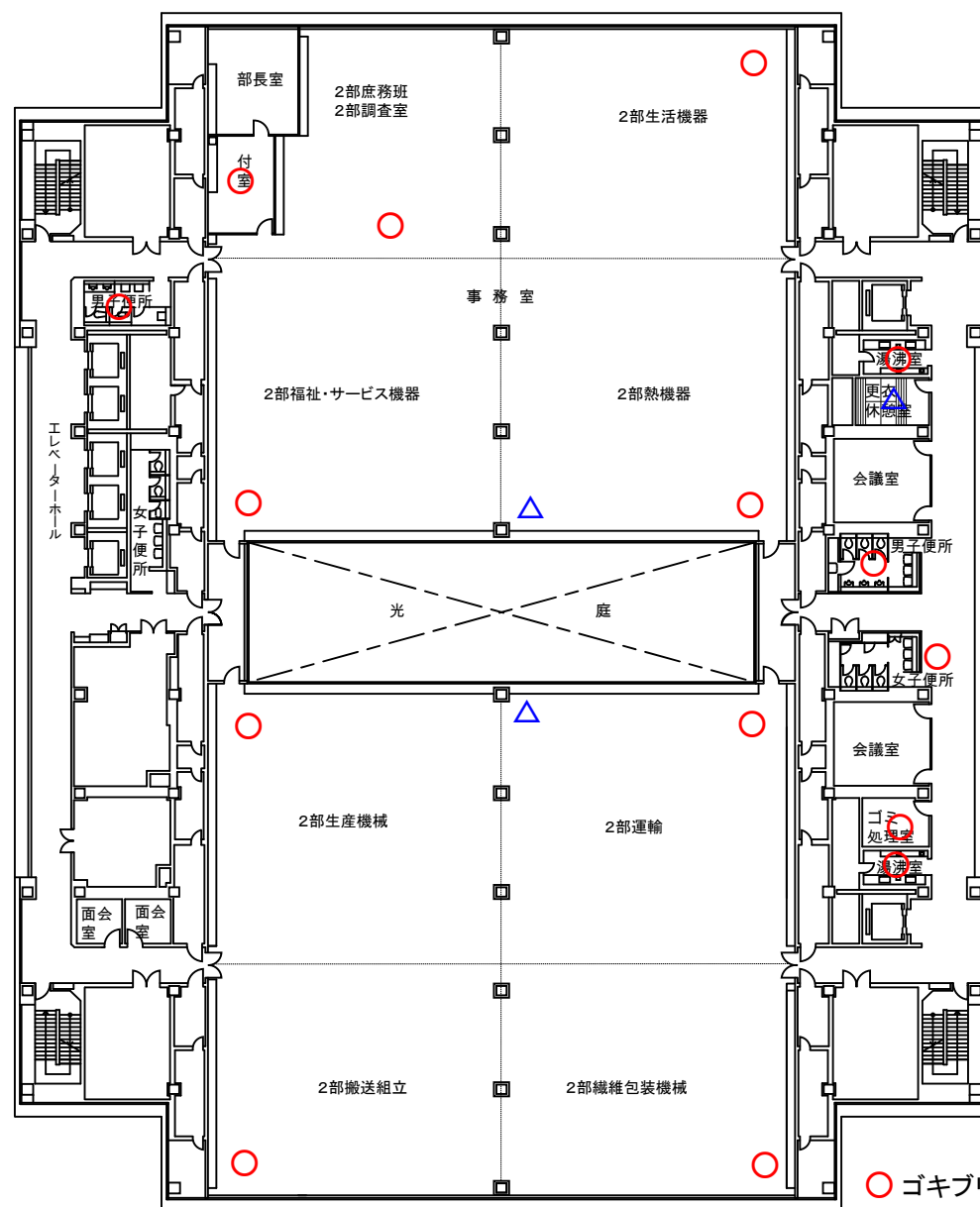
P階

- ゴキブリ調査ポイント 11箇所
- △ ダニ調査ポイント 3箇所
- × ネズミ調査ポイント 1箇所

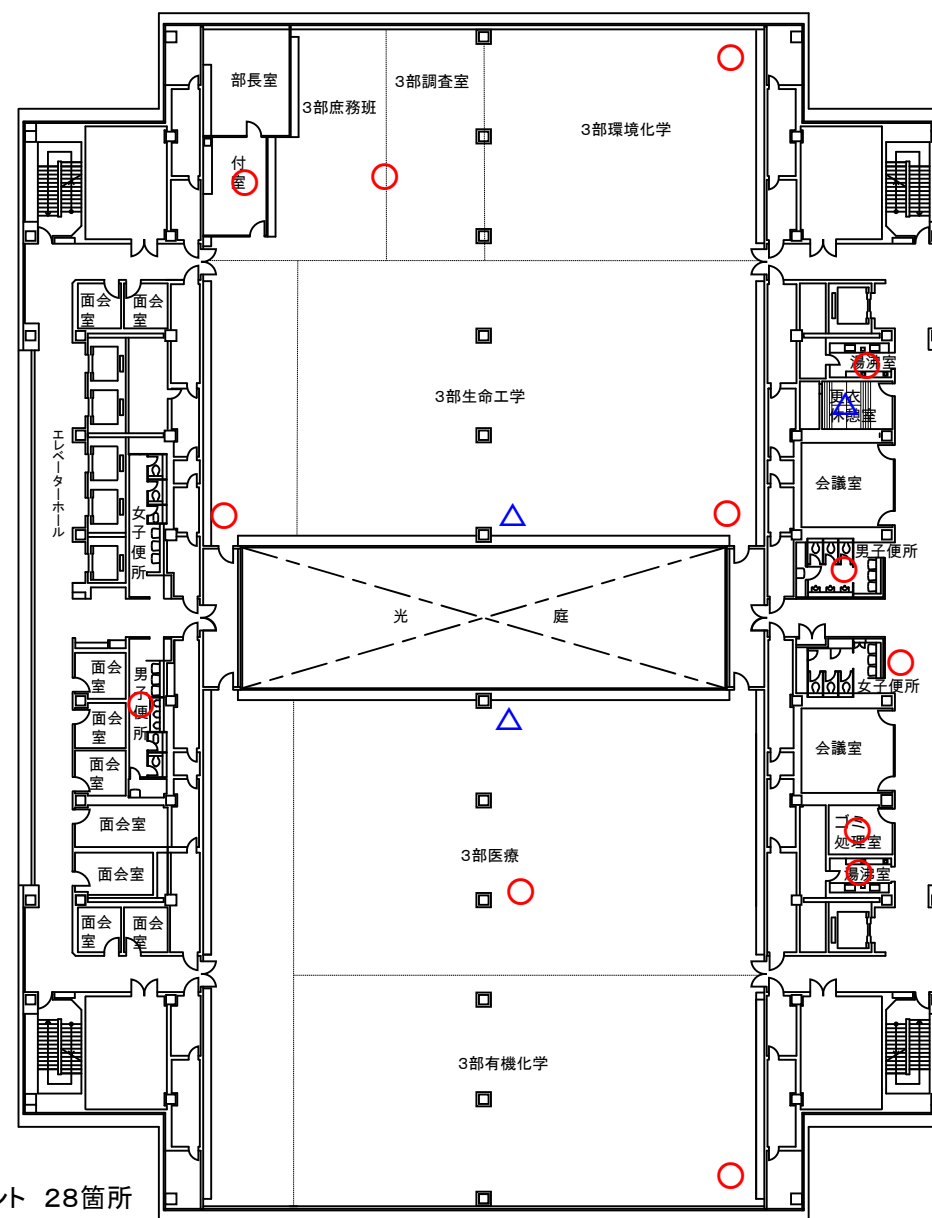


△ ダニ調査ポイント 5箇所

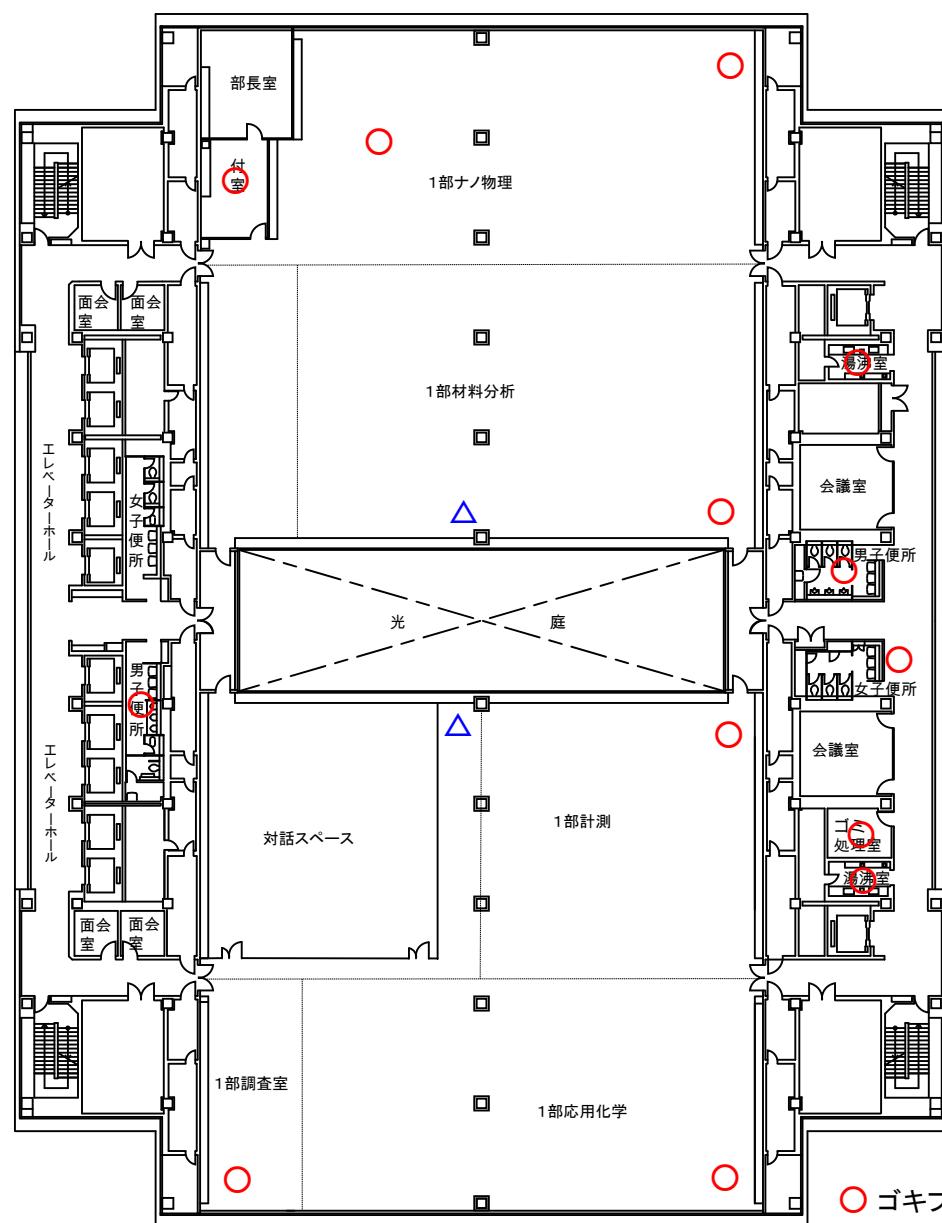
15階



12階



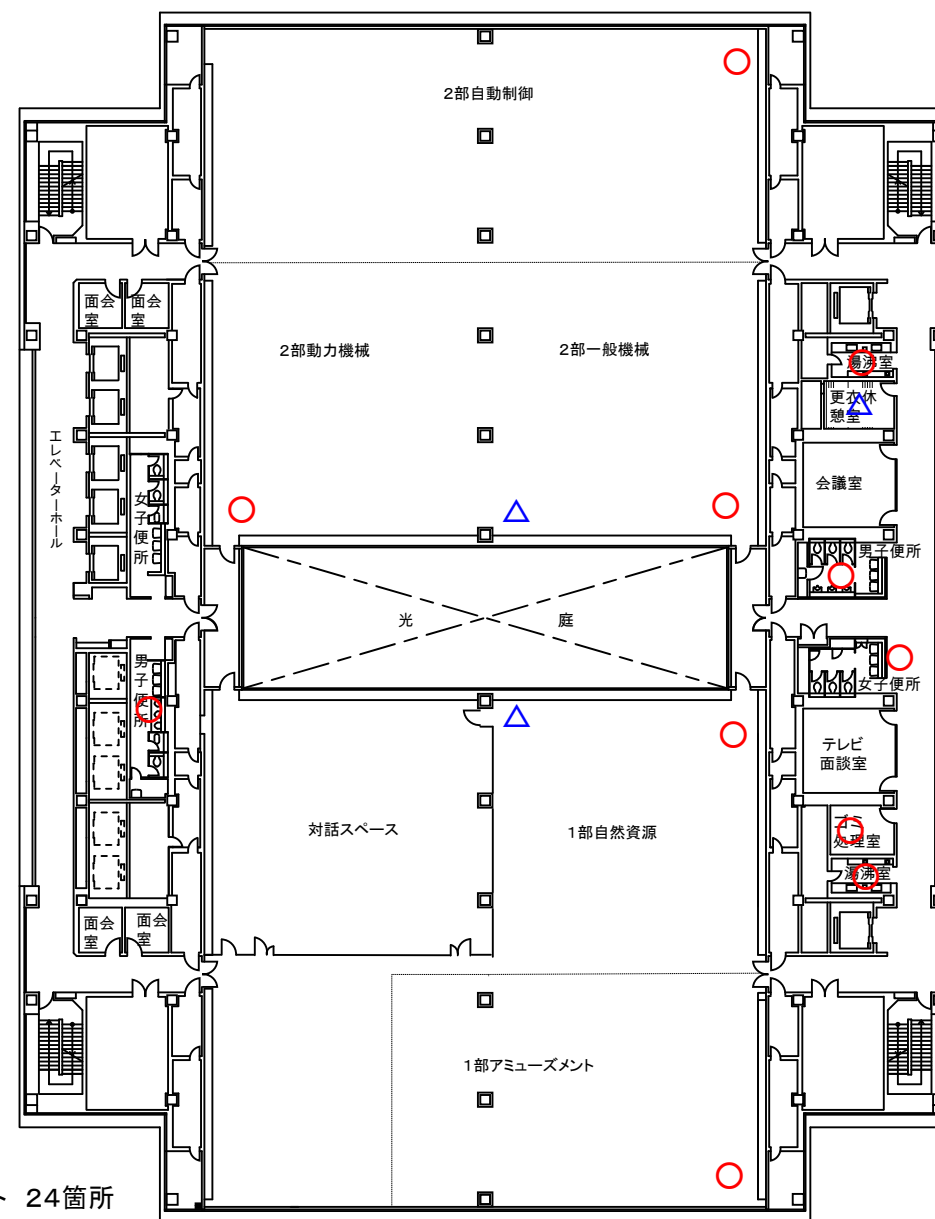
13階



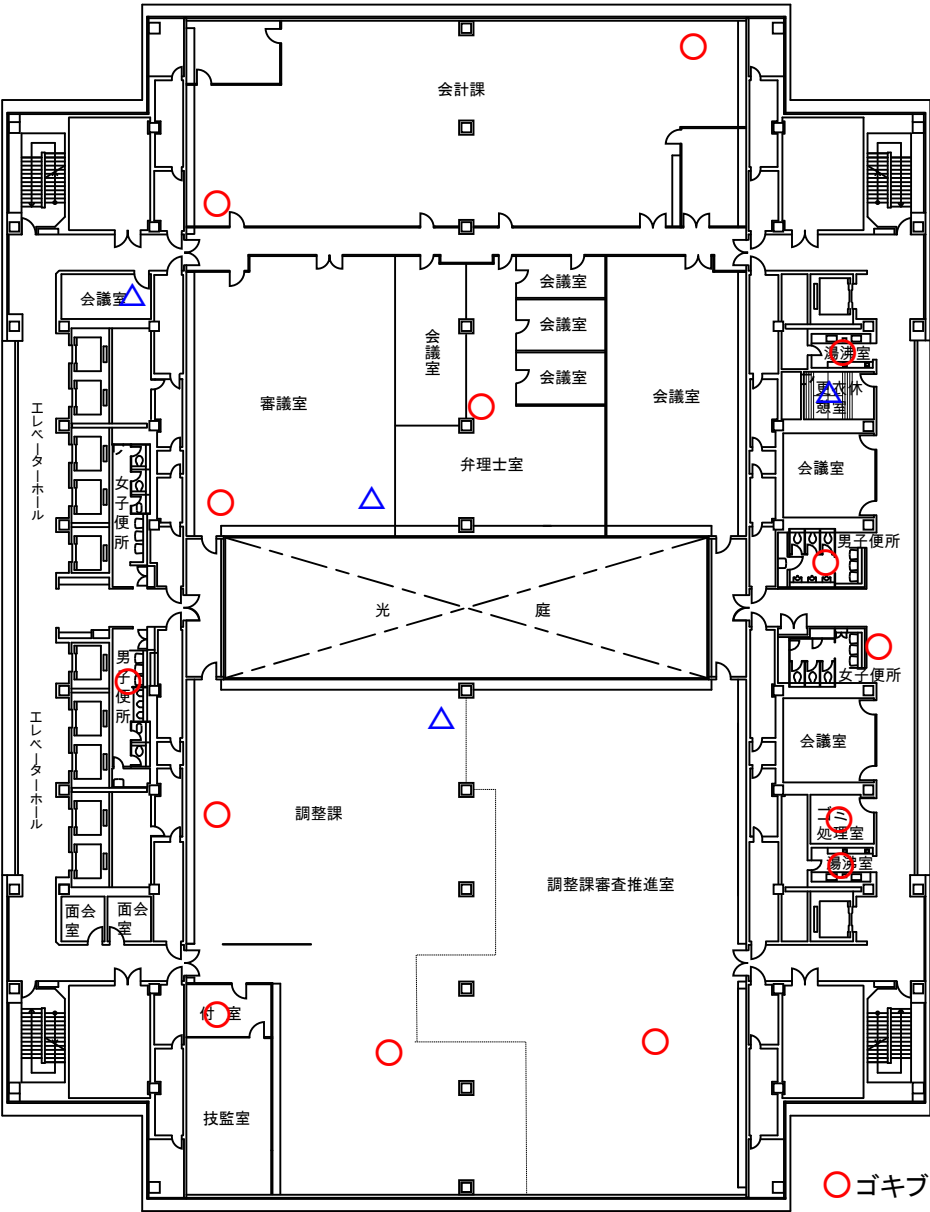
10階

○ ゴキブリ調査ポイント 24箇所

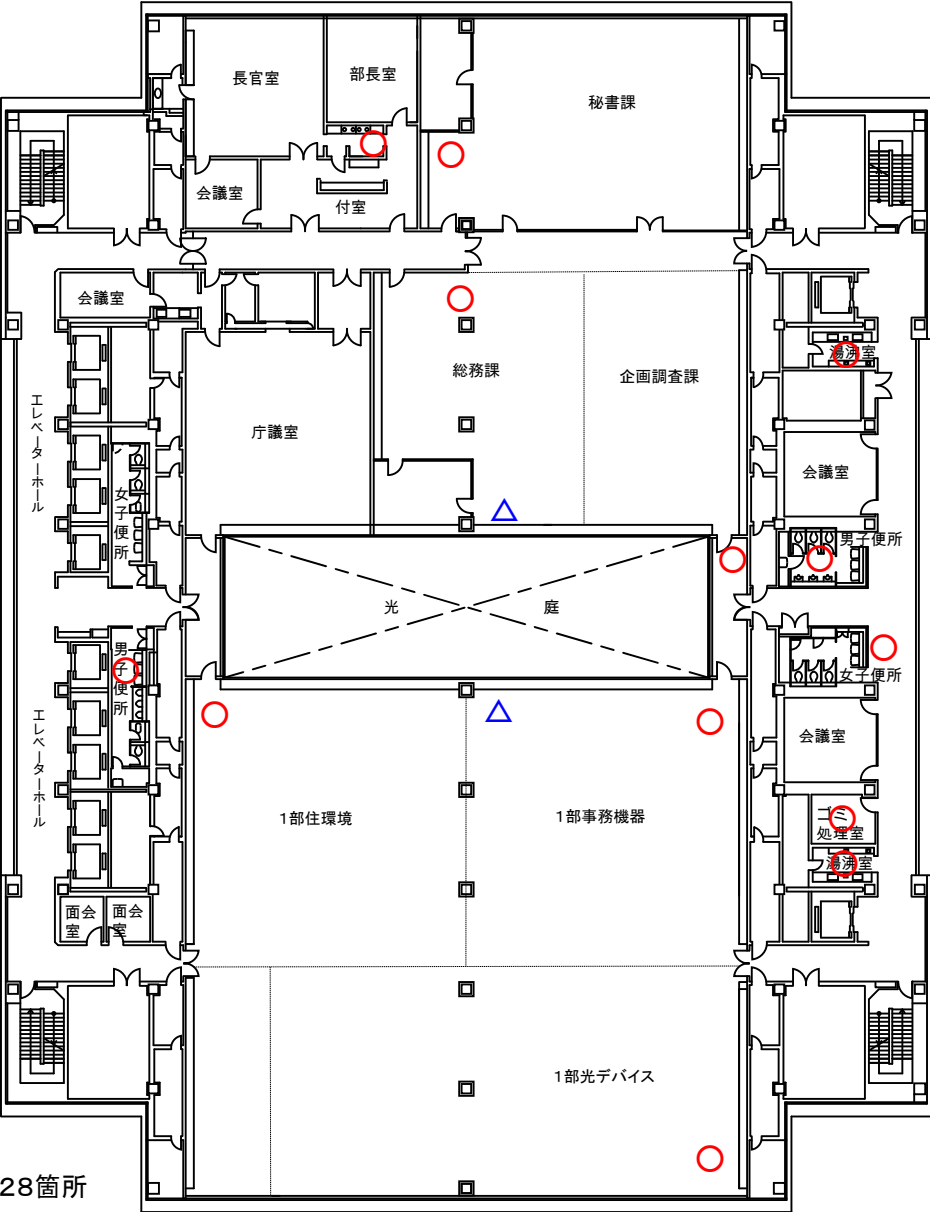
△ ダニ調査ポイント 5箇所



11階

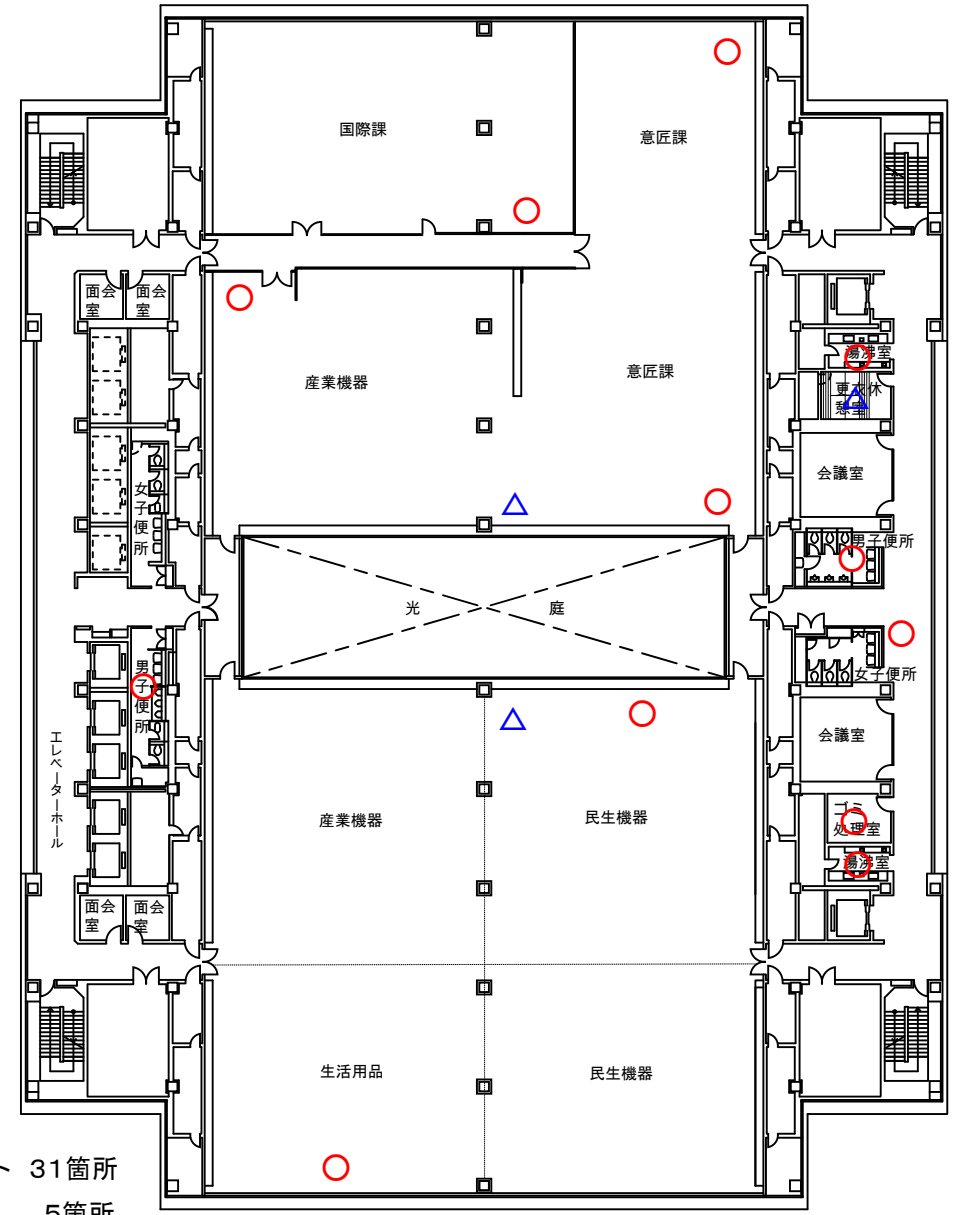
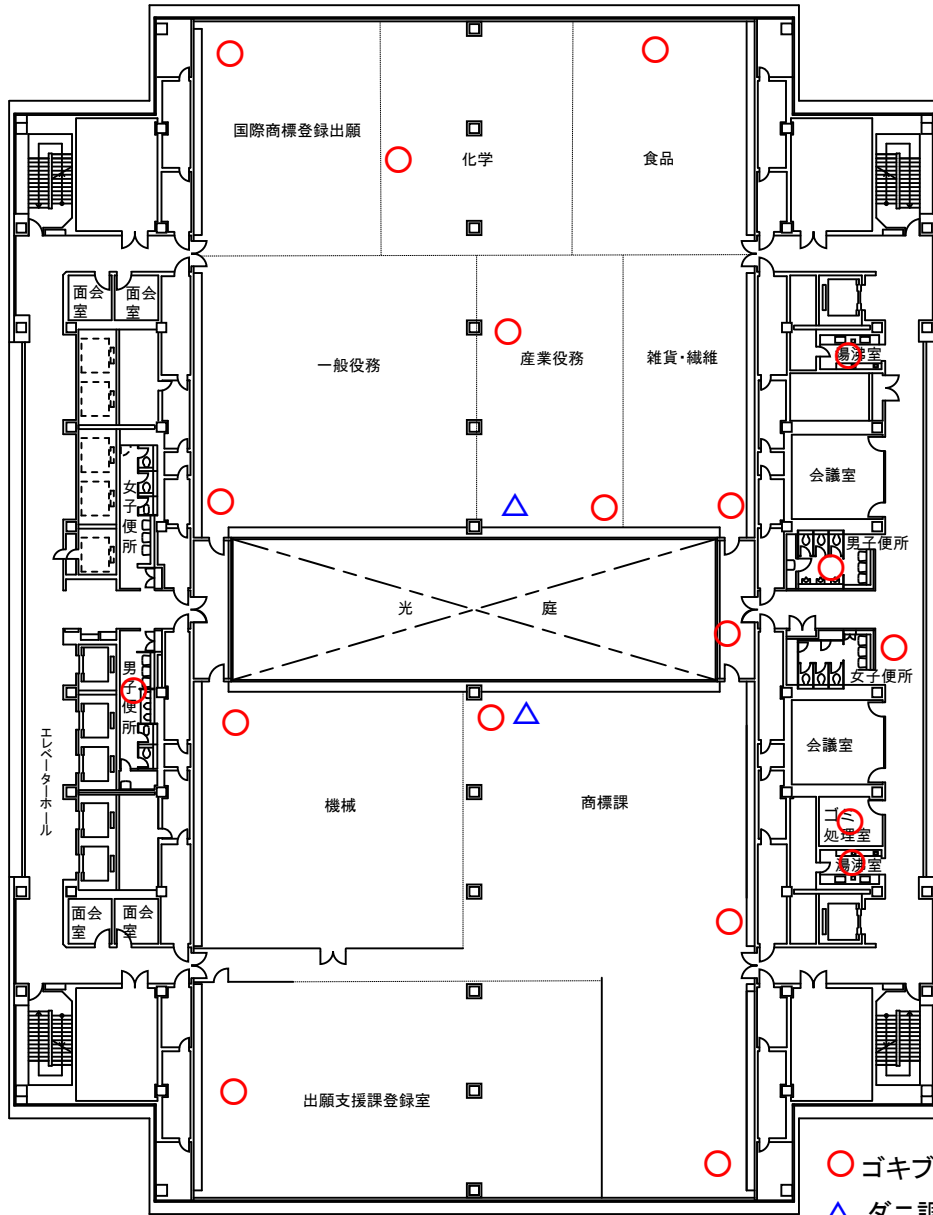


8階

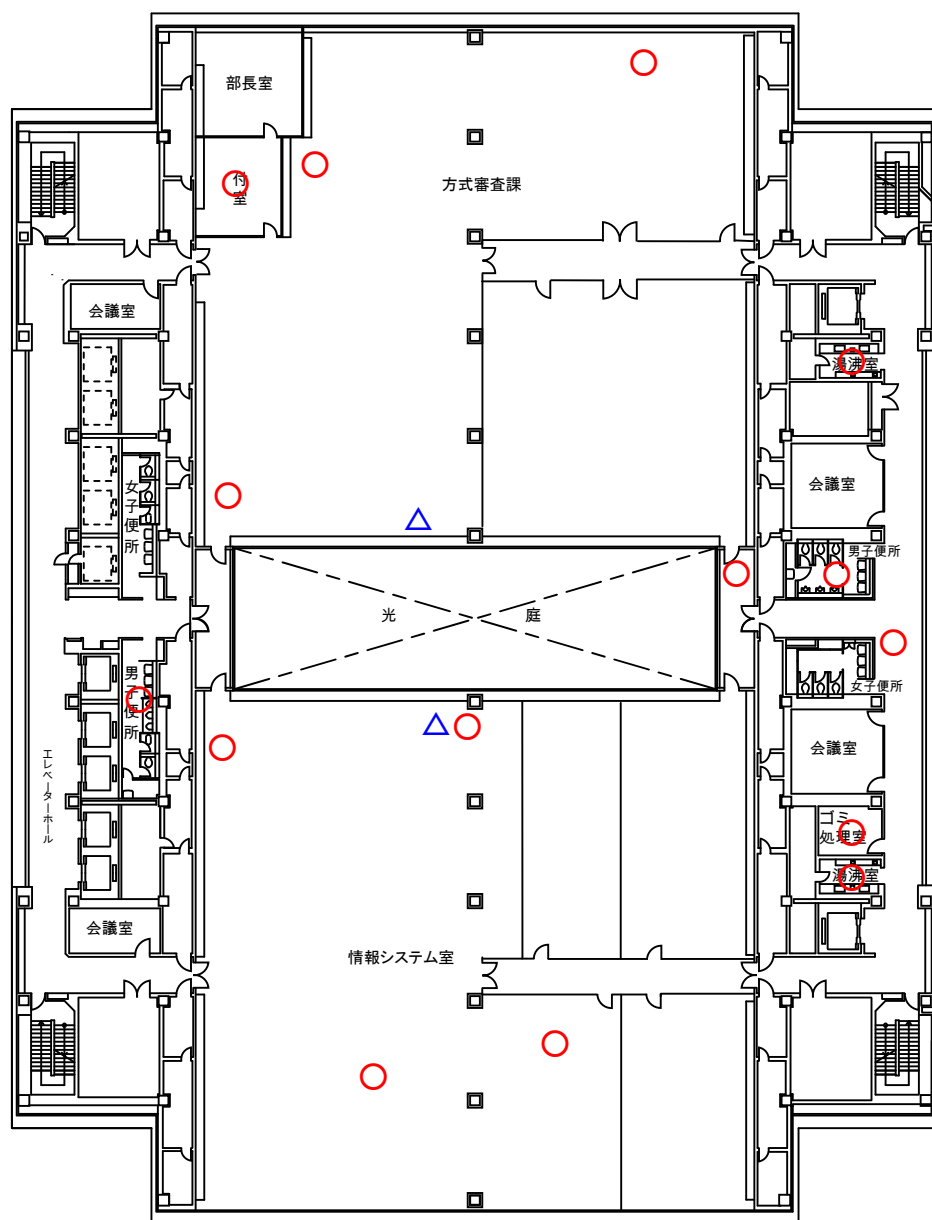


9階

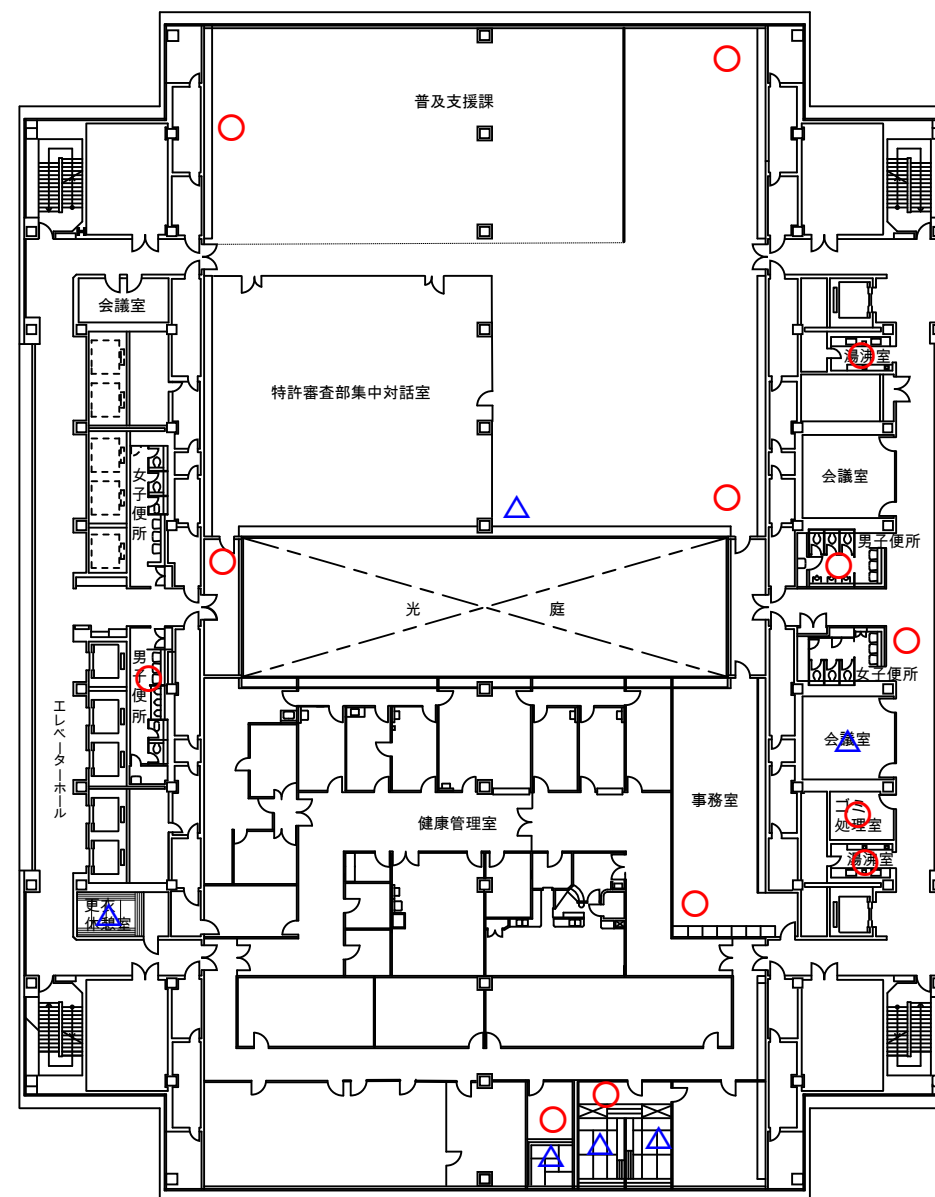
○ゴキブリ調査ポイント 28箇所
△ダニ調査ポイント 6箇所



○ ゴキブリ調査ポイント 31箇所
△ ダニ調査ポイント 5箇所



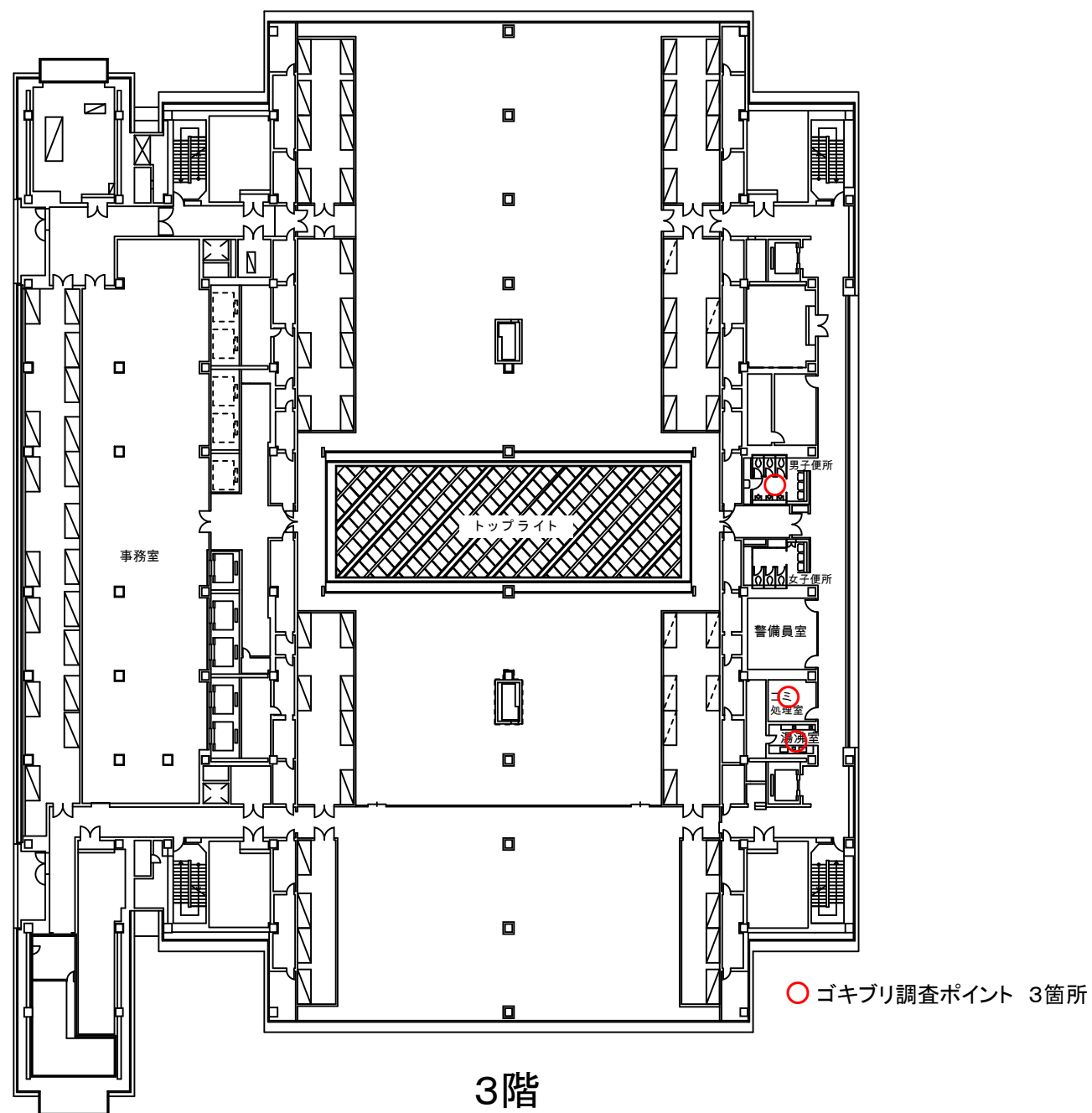
4階

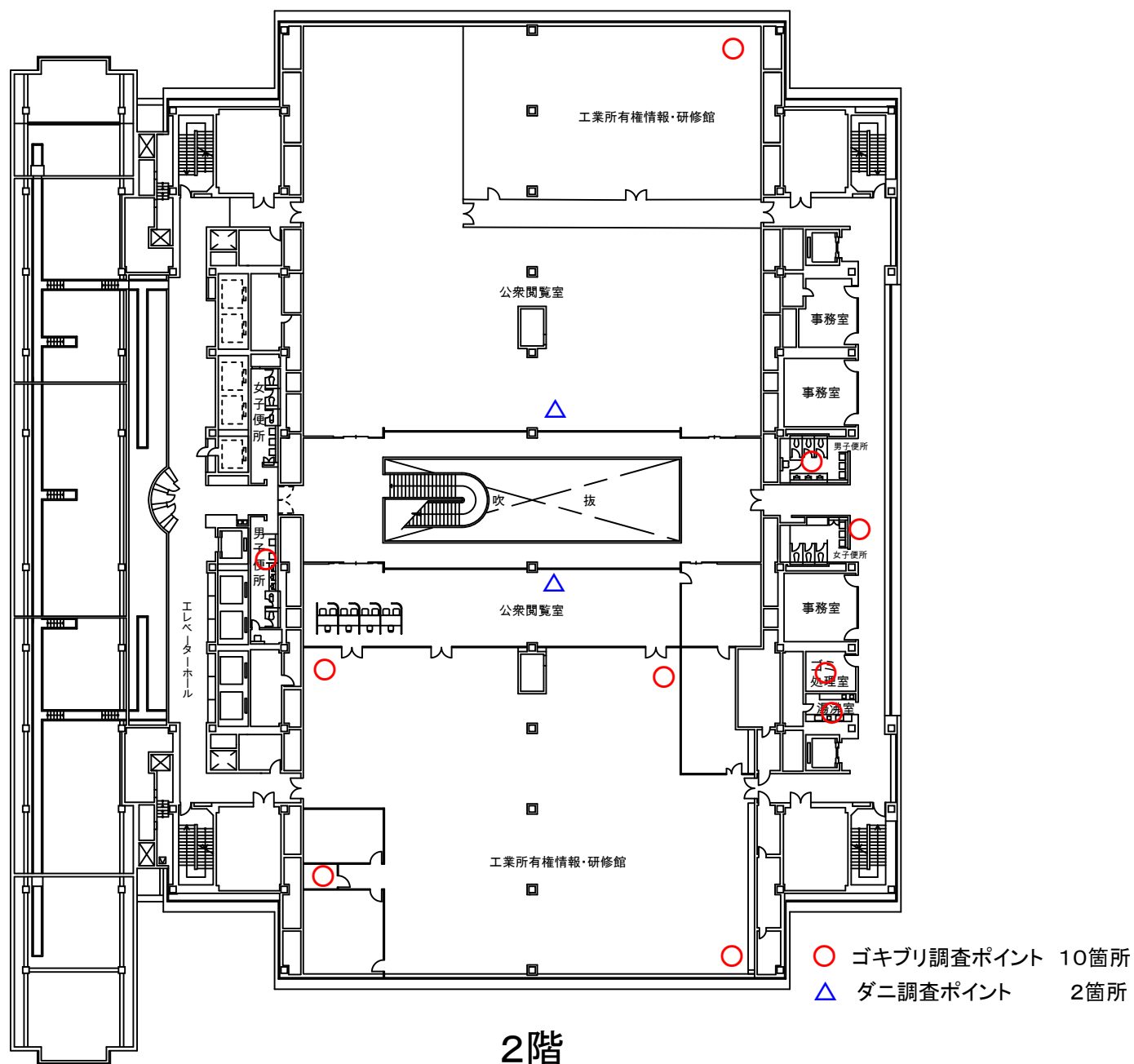


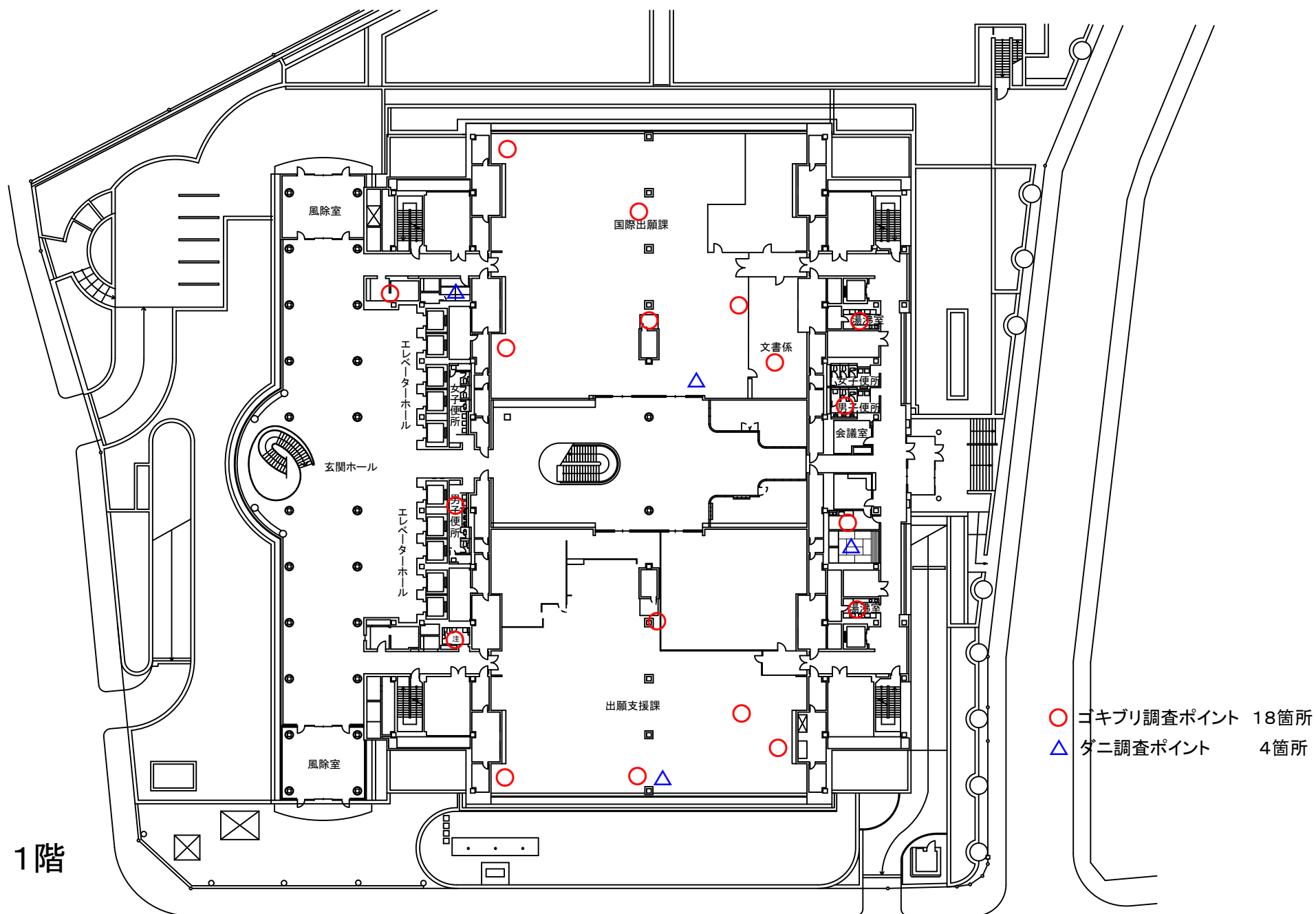
5階

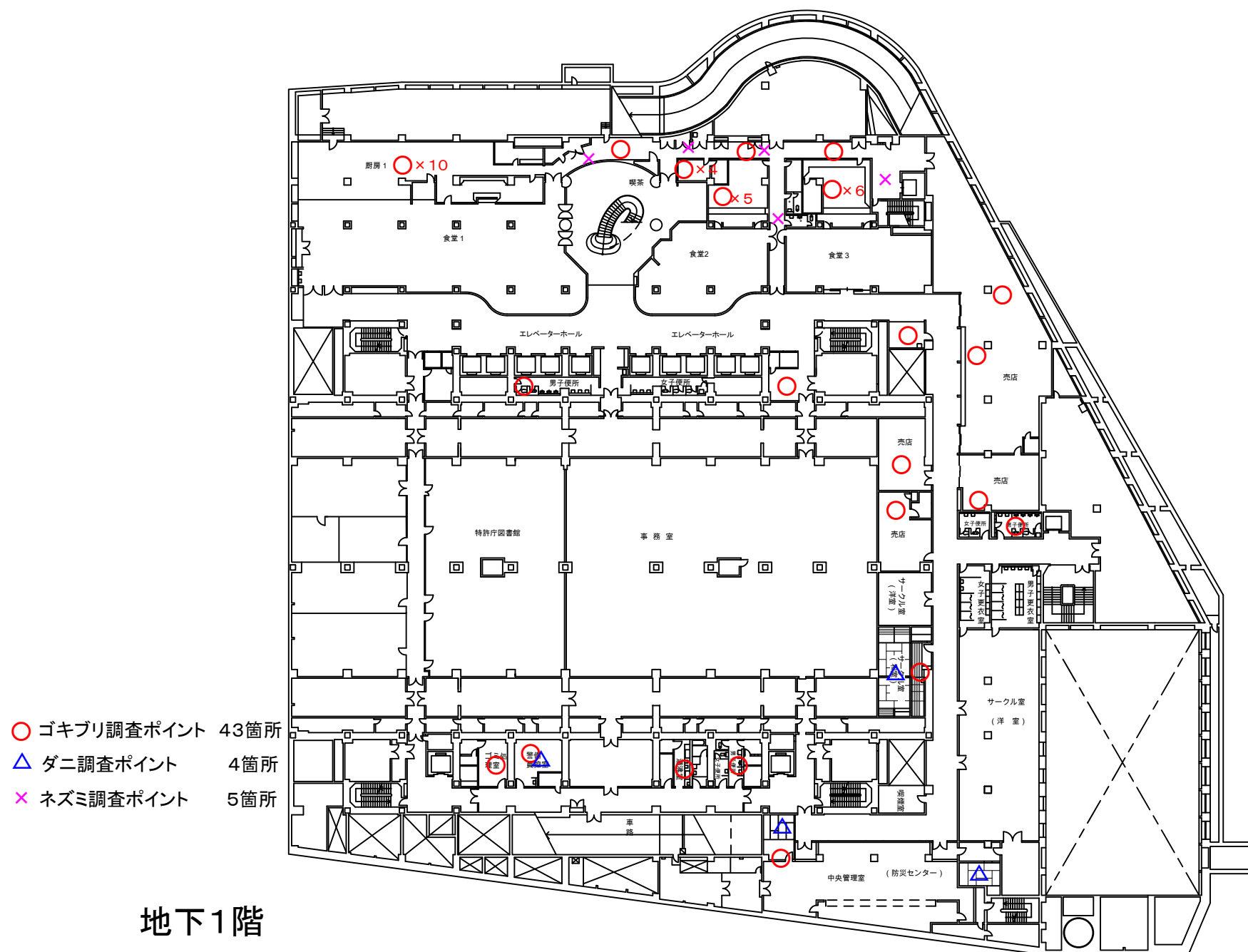
○ゴキブリ調査ポイント 28箇所

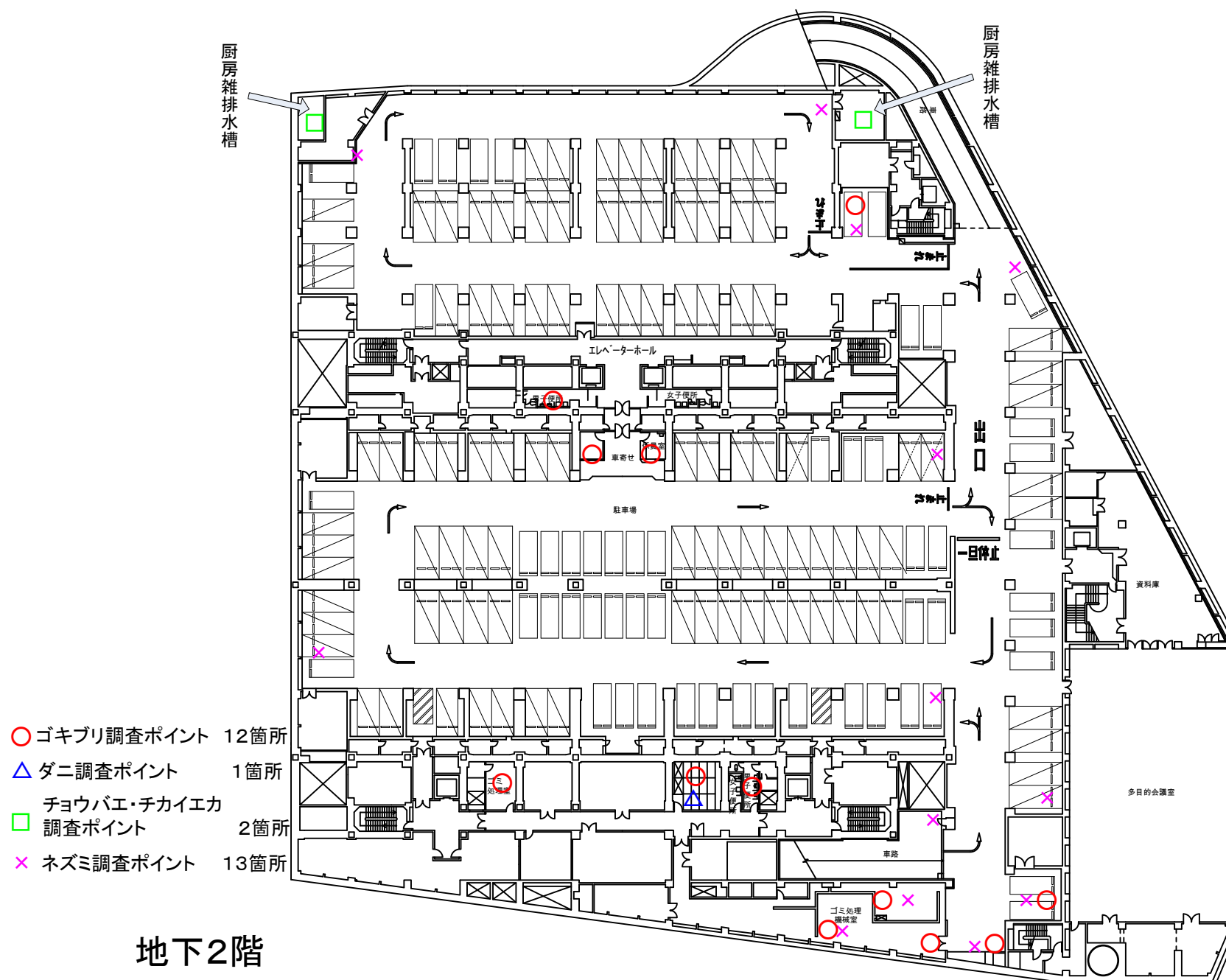
△ダニ調査ポイント 8箇所

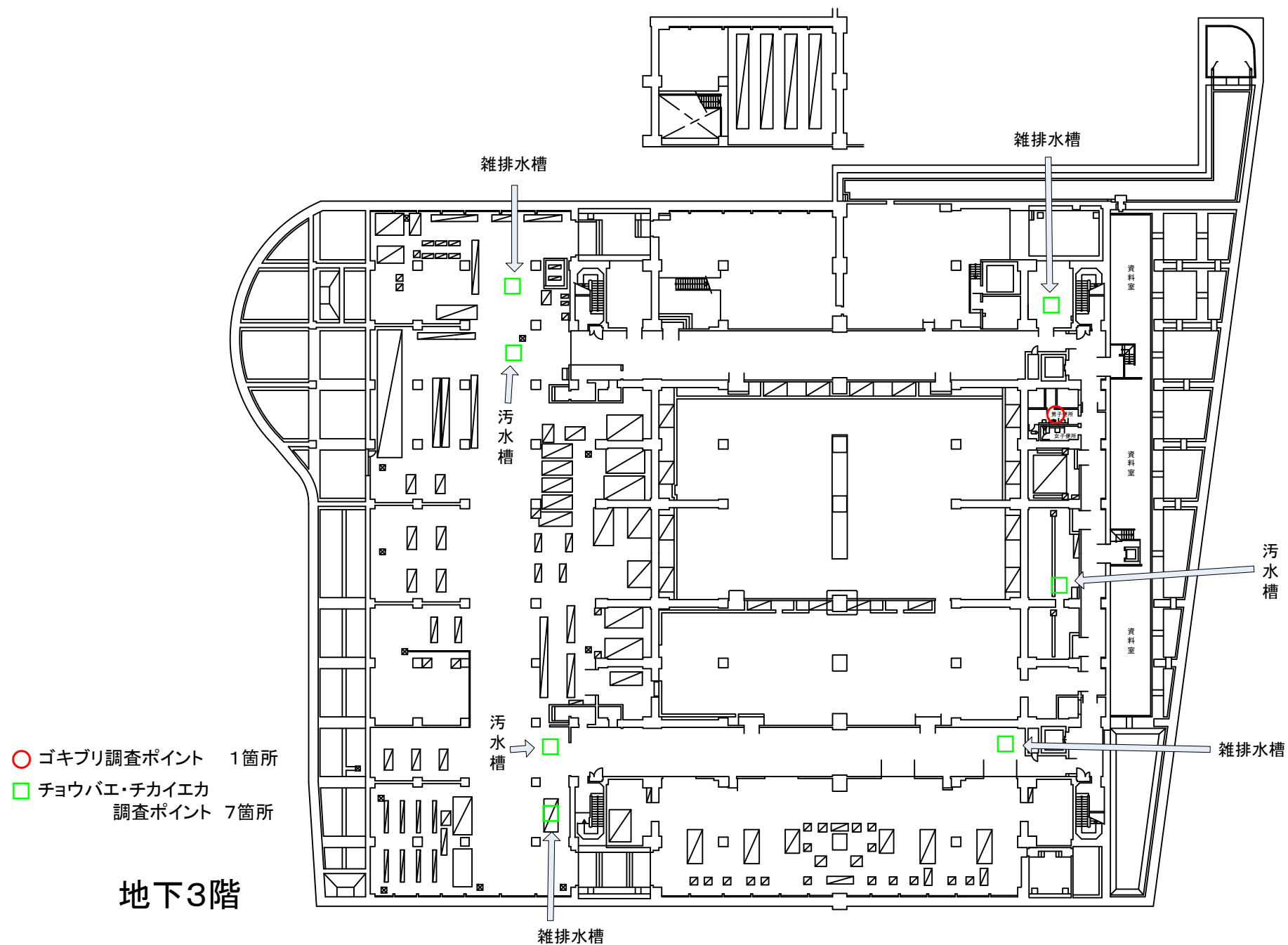












1－8－1 特許庁庁舎拡声設備保守点検業務仕様書

1. 履行期限 平成23年度から25年度の各年度の7月（1ヶ月間）

2. 業務概要 この業務は、特許庁庁舎に設置されている拡声設備の性能を維持するために、保守点検業務を行う。

3. 点検業務の対象物件

(1) 非常用操作器	1 台	地下1階 中央管理室
(2) 電力増幅器	1 1 台	〃
(3) 非常電源ユニット	9 台	〃
(4) カセットデッキ	1 台	〃
(5) チューナー	1 台	〃
(6) ミュージックマシン	1 台	〃
(7) ミキサーユニット	1 台	〃
(8) モニターユニット	1 台	〃
(9) 追加非常用操作器	1 台	〃
(10) 業務用出力制御器	1 台	〃
(11) 主電源ユニット	3 台	〃
(12) 端子盤ユニット	3 台	〃
(13) 非常放送遠隔操作器	1 台	〃
(14) 業務放送遠隔操作器（5系）	1 台	地下2階 駐車場警備員室
(15) 業務放送遠隔操作器（30系）	2 台	8階 会計課／9階 総務課
(16) スピーカー鳴動点検	1 式	各階

4. 点検業務の方法

(1) 受注者は、この仕様書の記載事項のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築保全共通仕様書の該当する項目に基づいて実施する。

機器の点検は次のとおりとする。

- ①各機器の外観確認及び清掃
- ②各機器の動作機能の確認
- ③消耗部品の状態確認及び措置
- ④機器設備の取付部の確認及び増す締め
- ⑤設備内外の清掃
- ⑥消防法に基づく安全性に対する確認及び措置

＊非常放送と拡声設備の切換器（リレーボックス）の確認

⑦スピーカ点検は音量・音色・明瞭度の確認

＊スピーカーは系統回線（ブロック毎）の任意の場所で確認

⑧インピーダンス適合確認、配線の絶縁抵抗確認、配線接続状態の確認

- (3) 受注者は、点検業務に必要な器具材料及び消耗品を負担する。
- (4) 受注者は、事前に点検業務の作業工程表を担当係官に提出し、打ち合わせのうえ、点検業務を行う。
- (5) 点検業務完了後、速やかに担当係官に報告するものとし、点検整備等報告書を2部作成のうえ提出するものとする。
- (6) 受注者は、点検業務を行うに当たって、設備又は他の備品等に損害を及ぼさぬように注意し、万一損害を与えた場合は、直ちに担当係官に報告し、その指示に従い修復する。その費用は受注者の負担とする。
- (7) 受注者は、点検業務の範囲を越える特殊な事故の発生、又は修理箇所を発見した場合は、直ちに担当係官に報告し、その指示に従う。
- (8) 試験は各機器毎に装置を動作させ、最良となるよう調整する。

5. ミキサーユニット調整作業

出力系統A端子の不具合調整及びA端子の出力をB端子からもできるように調整を実施する。

6. その他

- (1) 点検業務を行う者は、専門技術者であって、経験年数5年以上有する優秀な者であること。
- (2) この仕様書に定めのない事項は、総括管理業務責任者と緊密な連絡をとり、協議のうえその指示に従うこと。

1－8－2 特許庁庁舎音響映像設備保守点検業務仕様書

1. 契約期間 平成23年度から25年度の各年度の7月（1ヶ月間）
2. 業務概要 特許庁庁舎に設置の音響設備について保守点検を行い、常時最適機能を維持し、障害発生防止に努めるもの。
3. 点検業務の対象物件

(1) 庁議室	(別添設備機器表)	1 式
(2) 共用会議室	(別添設備機器表)	1 式
(3) 特別会議室	(別添設備機器表)	1 式
(4) 審判廷	(別添設備機器表)	1 式
(5) 第一食堂	(別添設備機器表)	1 式
(6) 第二食堂	(別添設備機器表)	1 式
(7) 第三食堂	(別添設備機器表)	1 式
(8) 談話室	(別添設備機器表)	1 式
(9) 喫茶室	(別添設備機器表)	1 式
(10) 多目的会議室	(別添設備機器表)	1 式
4. 点検業務の方法
 - (1) 受注者は、この仕様書の記載事項のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全共通仕様書の該当する項目に基づいて実施する。
機器の点検は次のとおりとする。
 - ①各機器の外観確認及び清掃
 - ②各機器の動作機能の確認
 - ③消耗部品の状態確認及び措置
 - ④機器設備の可動状態及び動作確認
 - ⑤機器設備の取り付け部の確認及び増す締め
 - ⑥映像ディスプレイの調整、ズレ箇所の補正
 - ⑦軽微な故障修理
 - ⑧設備内外の清掃
 - ⑨安全性に対する確認及び措置
 - (2) 受注者は、業務に必要な器具材料及び消耗品を負担する。
 - (3) 受注者は、事前に総括管理業務責任者と詳細な日程等十分打ち合わせのうえ作業工程表を提出し、承認を受けてから点検業務を実施すること。
 - (4) 業務完了後、速やかに担当係官に報告するものとし、点検整備等報告書を2部作成のうえ提出するものとする。

- (5) 受注者は、点検業務を行うに当たって、設備又は他の備品等に損害を及ばさぬように注意し、万一損害を与えた場合は、直ちに担当係官に報告し、その指示に従い修復する。その費用は受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、点検業務の範囲を越える特殊な事故の発生、又は修理箇所を発見した場合は、直ちに担当係官に報告し、その指示に従う。
- (7) 試験は各機器毎に装置を動作させ、最良となるよう調整する。

5. その他

- (1) 点検業務を行う者は、専門技術者であって、経験年数5年以上有する優秀な者であること。
- (2) この仕様書に定めのない事項は、総括管理業務責任者と緊密な連絡をとり、協議のうえその指示に従うこと。

設 備 機 器 表

(1) 庁議室	VHS VTR(全世界対応含む)	2台
	書画カメラシステム	1式
	システムカラーモニターTV	1台
	タッチパネルシステム	1台
	主電源ユニット	2台
	ビデオプロジェクター	1台
	電動化粧扉	1式
	ワイヤレス受信システム	2式
	オートミキサー	5台
	マイクミキサー	1台
	カセットデッキ	4台
	交互自動録音器	1台
	自動音量調整装置	1台
	電力増幅器	1台
	モニターユニット	1台
	システムコントローラー	1式
	システムスイッチャー	1台
	パワーアンプ	1台
	会議用マイク	37台
(2) 共用会議室	システムアンプ	1台
	ワイヤレス受信システム	1式
	カセットデッキ	1台
	入力パネル	2式
	出力パネル	1式

(3) 特別会議室	プロジェクター	1 式
	タッチパネルシステム	1 式
	マルチスキャンモニター	3 台
	VHS VTR	1 台
	書画カメラシステム (装置)	1 式
	システムコントローラ	1 式
	ビデオカメラ	1 式
	電動化粧扉	1 式
	モニターアンプ	1 式
	オーディオミキサー	1 式
	同時通訳制御器	1 式
	MD-CDデッキ	1 式
	会議制御システム	1 式
	HUBユニット	1 式
	電源制御ユニット	1 式
	FM赤外線送信機	1 式
	ワイヤレスシステム	1 式
	マトリックスパネル	1 式
	録音自動切換器	1 式
	ダブルカセットデッキ	1 式
	モニターパネル	1 式
	パワーアンプ	1 式
	出力制御パネル	1 式
	ハウリングサプレッサー	1 式
	電源制御ユニット	1 式
	会議ユニット	1 式
	議長ユニット	2 式
	インターホン	1 式

(4) 審判廷	ワイヤレス受信システム	1 式
	オートミキサー	1 台
	マイクミキサー	1 台
	パワーアンプ	1 台
	カセットデッキ	3 台
	交互運転器	1 台
	マイクロフォン	8 台

(5) 第一食堂	ワイヤレス受信システム	1 式
	カセットデッキ	2 台
	システムアンプ	1 台
	C D プレーヤー	1 台
(6) 第二食堂	カセットデッキ	1 台
	システムアンプ	1 台
	C D プレーヤー	1 台
(7) 第三食堂	カセットデッキ	1 台
	システムアンプ	1 台
	C D プレーヤー	1 台
(8) 談話室	カセットデッキ	1 台
	システムアンプ	1 台
	C D プレーヤー	1 台
(9) 喫茶室	カセットデッキ	1 台
	システムアンプ	1 台
	C D プレーヤー	1 台
(10) 多目的会議室	ホーンスピーカー	4 式
	接続パネル	1 台
	パワーアンプ	6 台
	オーディオミキサー	1 台
	モニターユニット	1 台
	ワイヤレス受信システム	2 式
	グラフィックイコライザー	1 台
	C D プレーヤー	1 台
	カセットデッキ	1 台
	デジタルディレイ	1 台
	リモートコントローラー	1 台
	ビームスピーカー	8 台

1－8－3 出退情報表示設備点検保守業務仕様書

1. 概要 特許庁庁舎に設置してある出退表示設備機器の点検保守を行い、常時最適機能を維持し、障害発生防止に努めるものとする。

2. 業務対象機器

- ・出退システムサーバ（ソフトウェア（出退表示制御システム）含む）
- ・編集・管理PC
- ・UPS（無停電装置）
- ・周辺機器（CPU切換機・モニタ）
- ・経済産業省との通信用ルータ

3. 作業場所 特許庁庁舎

4. 点検項目（年3回 実施）

（1）出退システムサーバ

- ①通気口の塵埃付着状態確認と清掃
- ②装置パネルのランプ点灯状況確認
- ③ファンの異常音点検確認
- ④RAID管理ユーティリティ、アラート情報及び、デバイス情報確認
- ⑤ServerConductor(JP1)の通知アラート及びエラーログの確認
- ⑥ハードディスク使用状況（使用容量／空き容量）の確認
- ⑦イベントログ確認
- ⑧IISサーバログ確認
- ⑨SQLサーバログ確認
- ⑩データベースのバックアップ

（2）編集・管理PC

- ①通気口の塵埃付着状態確認と清掃
- ②操作パネルのランプ点灯状態確認
- ③ファンの異常音点検確認
- ④ハードディスク使用状況（使用容量／空き容量）の確認
- ⑤イベントログ確認

（3）UPS

- ①装置パネルのLED点灯状態確認
- ②PowerChute エラーメッセージ・ログ確認
- ③塵埃付着状態確認と清掃

(4) サーバ廻り周辺機器 (CPU切換器・モニタ)

- ①CPU切換器の動作確認
- ②モニター設定内容 (解像度等) と輝度調整、清掃
- ③キーボードとマウスの埃の清掃など

(5) 本省、JTビルとの通信用ルータ

- ①ログの確認 (本省との接続用に限る)
- ②本省との接続確認
- ③JTビルの表示器との疎通確認 (Ping レスポンスタイムの計測)

(6) その他

- ①壁掛け表示器の稼働状況ログ確認
- ②表示器電源スケジュールの確認とログ確認

5. 特許庁担当者

特許庁は、出退情報表示設備点検保守業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。
なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

6. その他

- (1) 受注者は、業務を総合的に把握し調整を行う者として業務責任者を定め、総括管理業務責任者に届け出る。業務責任者を変更した場合も同様とする。なお、業務責任者は保全従事者を兼ねることができる。
- (2) 業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程等の業務を適正に実施するため業務計画書を提出する。また、作業を実施する前に、工程表により特許庁庁舎中央管理室 (以下「中央管理室」という。) と事前に打合せ、施設の運営に支障のないように日程調整する。
 - (ア) 作業概要
 - (イ) 安全管理体制
 - (ウ) 組織表・緊急連絡体制フロー図
 - (エ) 業務施行方法
 - (オ) 業務責任者選任通知書・経歴書
 - (カ) その他 総括管理業務責任者が必要と認める書類
- (3) 作業の一週間前までに作業員名簿、入庁車両番号等を記載した作業届を提出する。
- (4) 作業当日は作業開始前・作業終了後に当庁中央管理室 (地下1階) に立ち寄ってから実施する。また、中央管理室から指示・連絡事項等があればそれに従う。
- (5) 作業のために鍵等を借用するときは、中央管理室で記帳し借用する。
- (6) 業務実施中に異常が発生した場合には、速やかに総括管理業務責任者及び中央管理室へ報告して処置を行うものとする。
- (7) 業務報告書は、各作業の終了後、速やかに総括管理業務責任者に提出する。
- (8) 発生材は、関係法令等に従い、構外搬出適切処理とし、その種類により「一般又は産業廃棄物収集運搬・処分許可書」の交付を請けた業者により処分する。

1－8－4 自動ドア点検保守業務仕様書

1. 業務概要 特許庁庁舎に設置してある自動ドアの点検保守を行い、常に最適機能を維持し、正常運行及び障害発生防止に努めるものである。

2. 対象設備

自動ドア		28台
①地下2階駐車場入口	(DS-75)	1台
②地下1階電算機室	(DS-21)	2台
③地下1階電算機室	(LS-23)	2台
④1階正面・北玄関	(DS-150)	4台
⑤1階国際出願課	(DS-150)	2台
⑥1階出願支援課	(DS-150)	2台
⑦1階東玄関	(DS-51)	2台
⑧1階身体障害者用トイレ	(DS-150)	1台
⑨2階公衆閲覧室	(DS-150)	4台
⑩3階電算機室	(DS-150)	3台
⑪3階電算機室	(DS-150) 片開き	1台
⑫9階北側廊下	(ミグライト)	1台
⑬11階北側廊下	(DSN-75N)	1台
⑭12階北側廊下	(DSN-75N)	2台

3. 履行場所

履行場所及び詳細図は、別図のとおりとする。

4. 点検内容

契約期間中に別添点検報告書に基づき、毎年度3ヶ月毎に1回の計12回、点検実施日等については総括管理業務責任者と十分に打ち合わせることを。

スライド式自動ドアについて、事故防止対策として、全国自動ドア協会策定「自動ドア安全ガイドライン（スライドドア式自動ドア編）」に従い、扉の開閉速度、起動検出範囲の確認を行うこと。

別添点検報告書提出に際し、現状の使用状況（開閉回数・開閉速度）を数値で報告記載すること。

◎外観点検

イ) ドア・サッシ部

ロ) 懸架部点検

◎機能点検

イ) 動力・作動部点検

ロ) 制御装置点検

◎電気系統点検

- イ) センサー・電気回路点検
- ロ) 空圧・油圧回路

5. 業務内容

- (1) 当該業務に必要な工具、機械器具及び消耗品等については、受注者の負担とする。
- (2) 点検の結果、受注者は機能に支障をきたすと判断した場合は、直ちに総括管理業務責任者に通知し、総括管理業務責任者・受注者協議の上速やかに補修することとし、本体交換及び分解整備にかかる費用は特許庁の負担とする。
- (3) 総括管理業務責任者から事故又は障害により動作不良の通報があった場合、受注者は速やかに技術員を派遣し点検・調査を行い、軽微なものについては修理を行う。
また、部品等の交換発生時には、ナブテスコ(株)純正新品部品を使用するものとし、部品代は受注者の責によるものを除き特許庁の負担とする。ただし、出張料及び技術料は無償とする。

6. その他

- (1) 受注者は、当該施設・業務の内容を熟知した者で、かつ、「自動ドア施工技能士」の国家資格を有した実務経験5年以上の者を充てること。
- (2) 本作業に先立ち、作業届、工程表、作業員名簿を提出し、総括管理業務責任者に承認を受けてから履行すること。
- (3) 受注者は当該業務を行うに当たって、設備、又はその他の備品等に損害を与えぬよう注意し、万一損害を与えた場合は、速やかに修復すること。なお、それに要する費用は、受注者の負担とする。
- (4) 点検中に疑問点・不明な点が生じた場合は、総括管理業務責任者と十分協議のうえで決定するものとする。
- (5) 作業終了後は、当該履行場所及びその周辺の清掃を十分行うものとする。
- (6) 作業完了後は、速やかに点検報告書を提出するものとし、当庁検収員の検査を受けるものとする。

7. 特許庁担当者

特許庁は、自動ドア点検保守業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

自動ドア点検報告書

名称					点検確認
住所					
作業日時	平成 年 月 日	時 分 ~ 時 分	総台数	台	
保守点検結果					

点検項目	判定	良好 レ	調整済 ○	要注意 △	要交換 ×	交換済 ⊗	該当なし ー	No					
								機種	設置場所				
使用状況	開閉回数 号機番号 or 取付年月日												
サッシ部	無目点検カバーの取付状態												
	ガイドレール内の状態												
	扉の状態(傷及び作動時の異音)												
	フレ止め・扉ガイドの取付状態												
	指詰防止(30mmのクリアランス確保)												
懸架部	隙間(全閉時の戸先、ドアと無目、方立、ガイドレール)												
	ハンガーレール、吊車の汚れ、摩耗及び損傷												
	踊り止の隙間												
動力作動部	ストッパー、ハンガーレール、吊車の取付状態												
	手動開閉の動作確認及び異音の有無												
	エンジンの取付状態												
	駆動軸の変形、摩耗												
	プーリーの変形、摩耗(駆動・従動)												
制御装置	ベルト・チェーン・ワイヤーの張り、摩耗及び取付状態												
	開速度 (速・7・6・5・4・3・2・1・遅) or mm/sec												
	閉速度 (速・7・6・5・4・3・2・1・遅) or mm/sec												
	クッション作用												
センサー部	開き保持時間(秒)												
	外側	有効開口(mm)											
		起動センサー		形式		作動状況							
		併用センサー		形式		作動状況							
		センサー検出範囲 (起動・併用)		幅		A							
				奥行		B							
	不感エリア			C									
	内側	起動センサー		形式		作動状況							
		併用センサー		形式		作動状況							
		センサー検出範囲 (起動・併用)		幅		A							
奥行				B									
不感エリア				C									
補助センサー		形式		作動状況									
電気回路													
	総合動作(通常開閉動作・反転動作)												
	配線の支持・接続状態及び被覆の亀裂の有無												
	電源電圧												
その他	絶縁抵抗												
	電気錠(本体及び解除装置)		形式		作動状況								
	ステッカー												
	故障時連絡先シール												
	警告表示ラベル												
	油圧関係												
	空圧関係												

DS-75
(両開き)

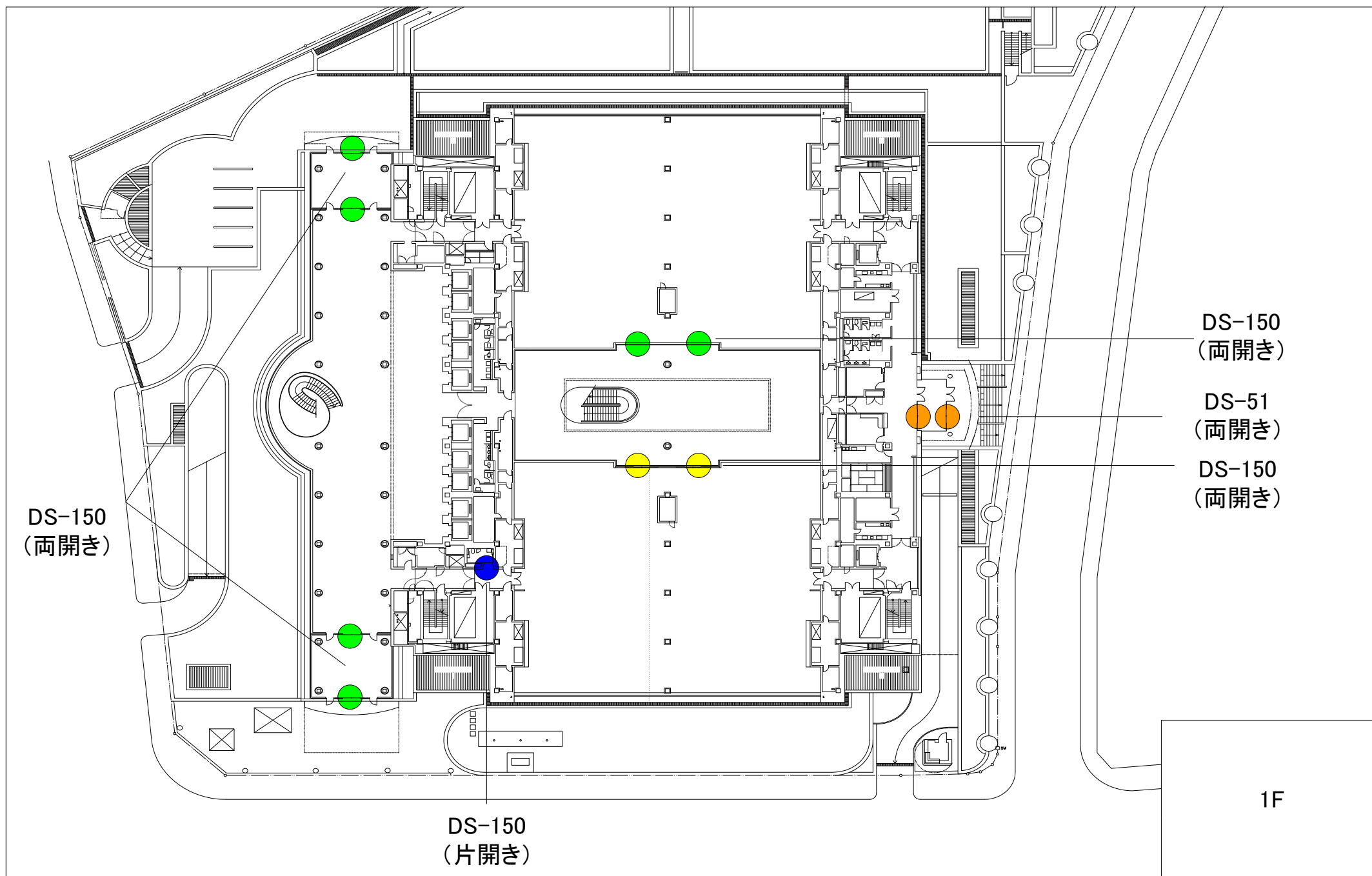


【別図】

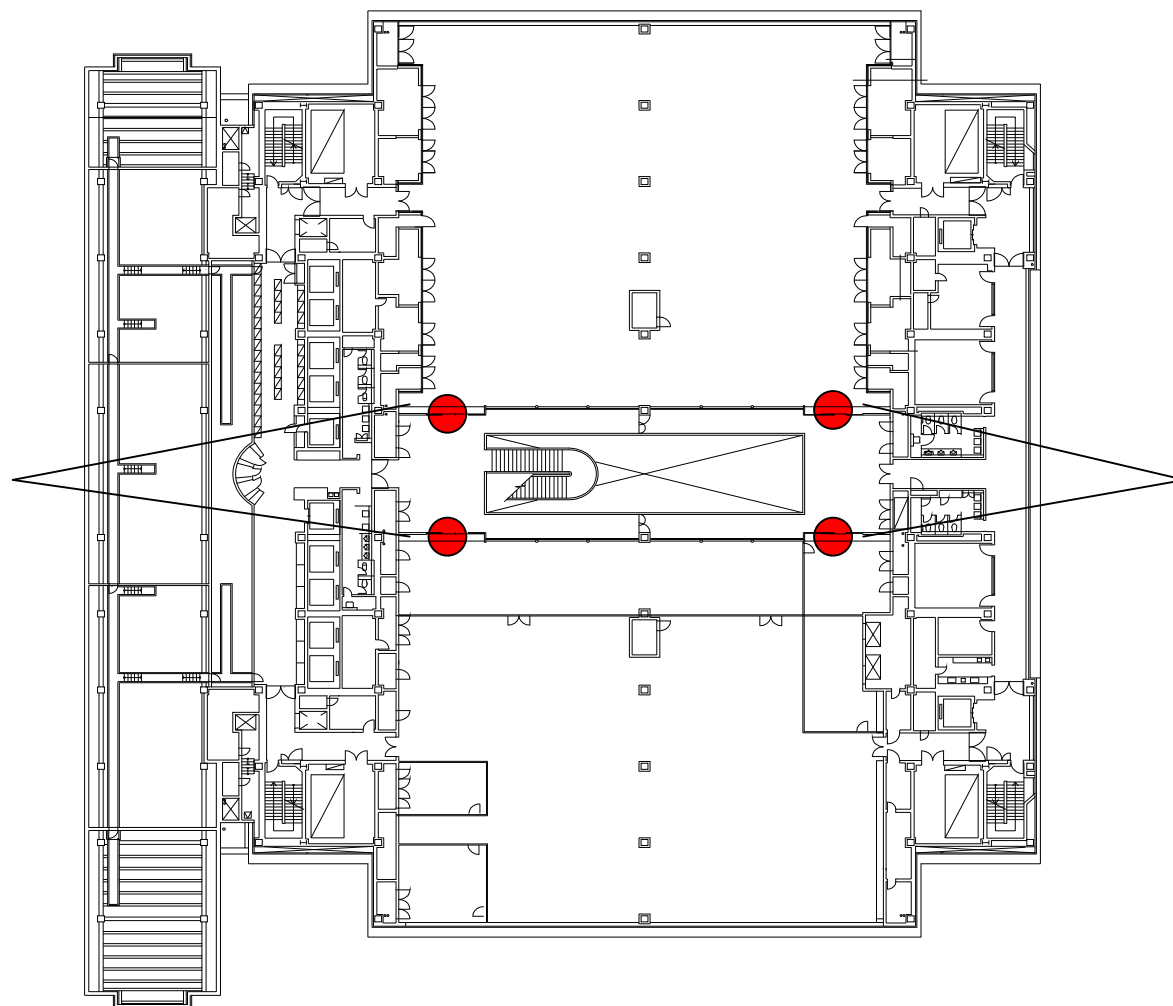
DS-21
(片開き)

LS-23
(片開き)

B1F

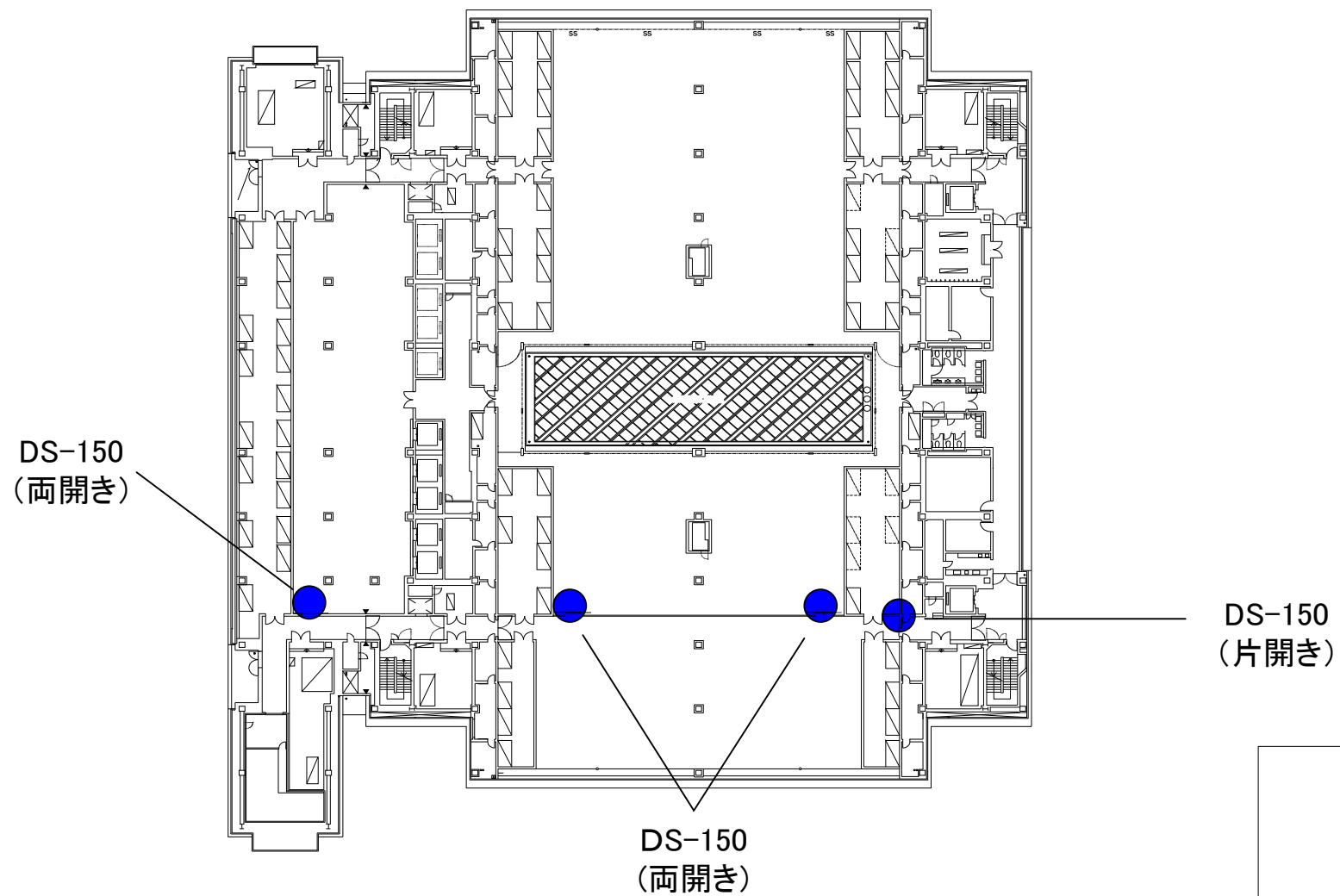


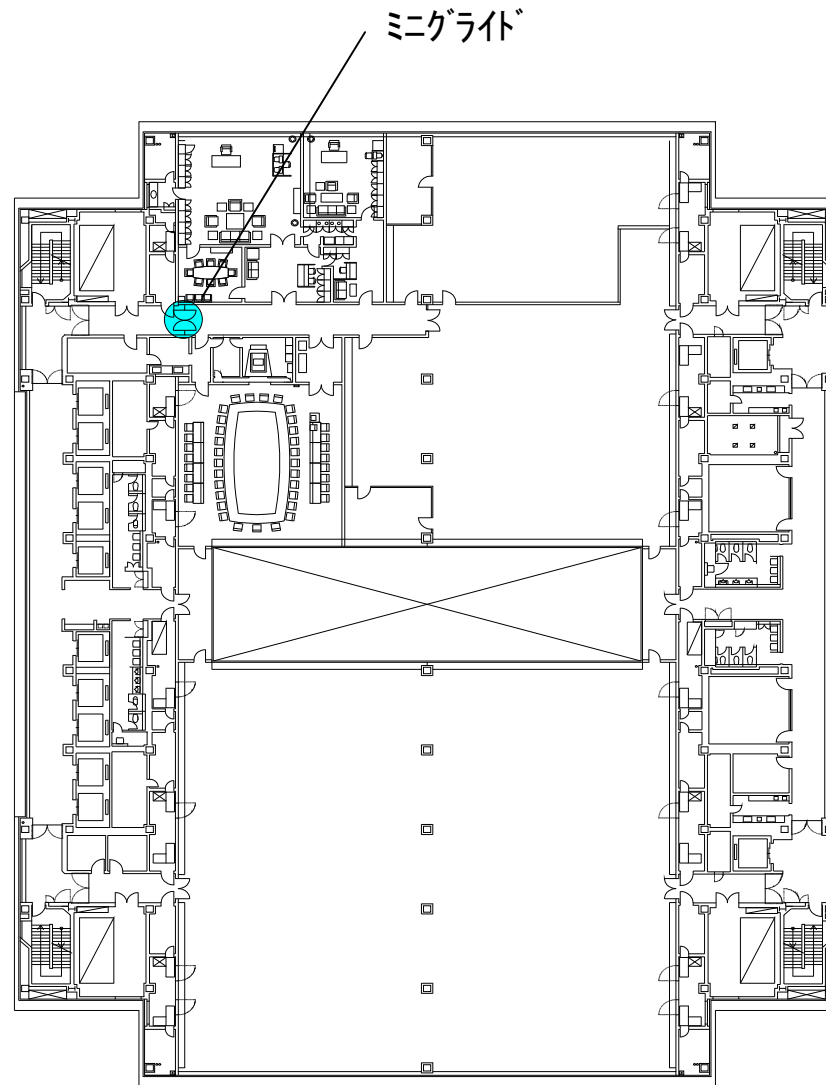
DS-150
(両開き)

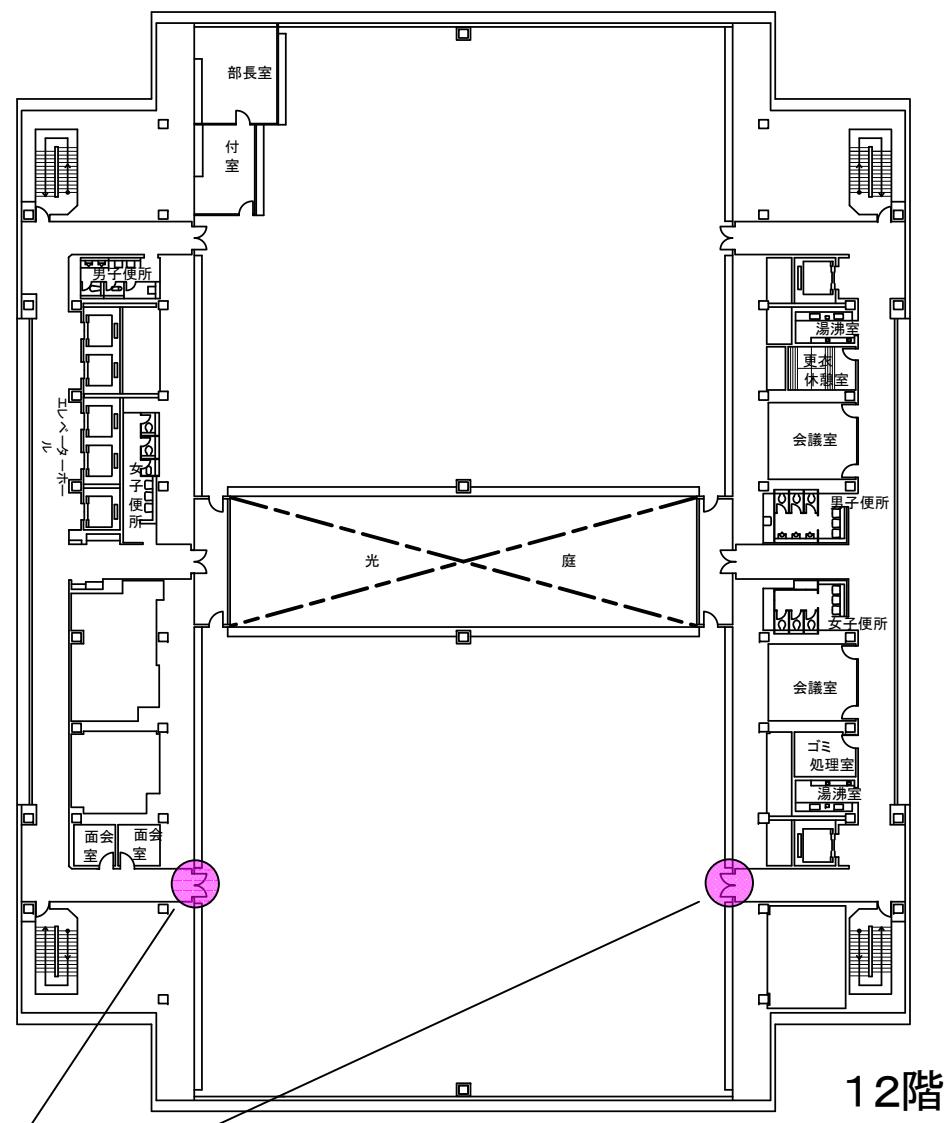
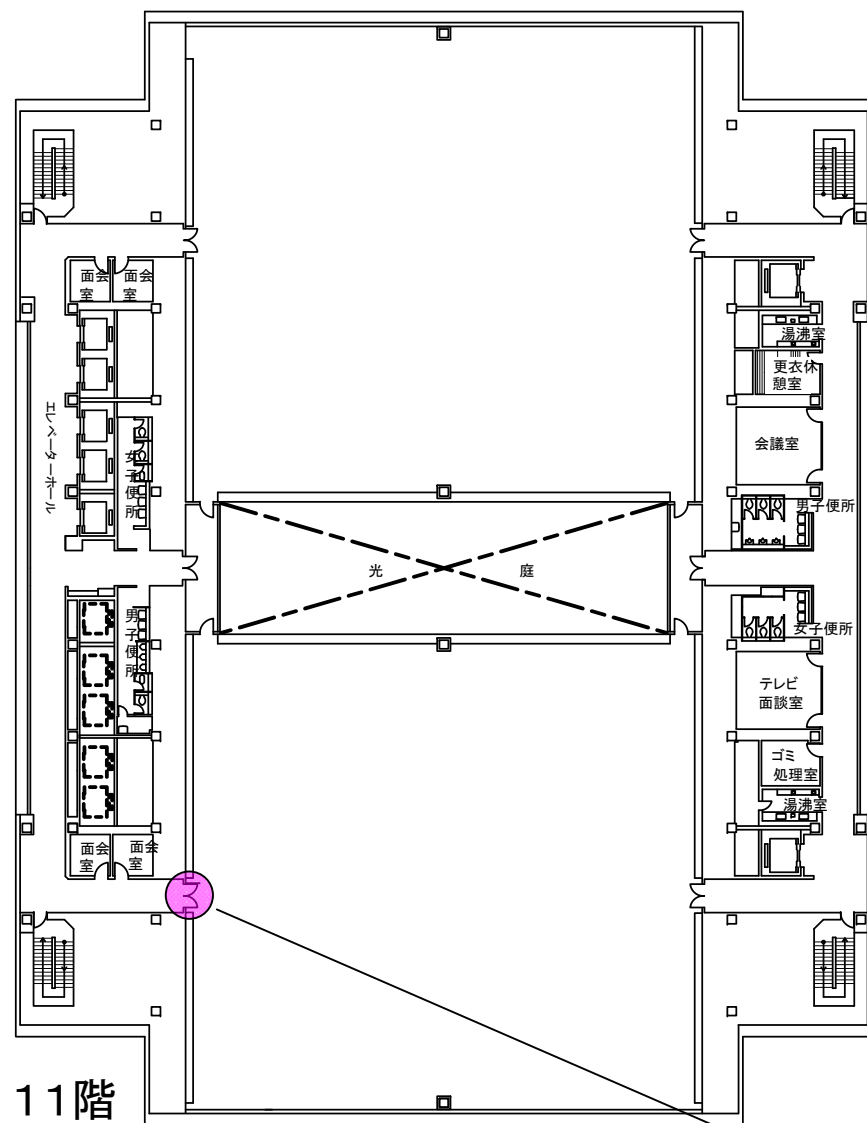


DS-150
(片開き)

2F







DSN-75N
(2重片引き)

1-8-5 ゴンドラ設備点検保守業務仕様書

1. 履行期間 (1) 定期点検 (4回) 毎年度
(2) 性能点検 (1回) 毎年度

2. 概要 当該業務は、人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持) 第32条、労働省令第35号 (ゴンドラ安全規則) 第21条及び第24条の規定に基づき、特許庁における当該設備の性能検査及び点検整備を行うものとする。

3. 設備内容

(1) 塔屋屋上外装用ゴンドラ (軌道式) 「アーム伸縮型ゴンドラ」

形 式	HF-350BR
積 載 荷 重	300kg 3人乗り
揚 程	85m
昇 降	速度 10m/min 電動機 2.2kw … 1台
走 行	速度 9m/min 電動機 0.4kw … 2台
伸 縮	速度 1.0m/min 電動機 1.5kw … 1台
電 源	3相交流 415V 50Hz 30A
操 作	押釦操作
鋼 索	IWRC6×FI (29) 径: φ8×4本掛・ワイヤー1本の破断荷重: 4,420kg
ケー ジ 自 重	230kg
台 車 自 重	4,000kg
信 号 装 置	トランシーバー
軌 道	I型钢、250×125×10

(2) 塔屋1階光庭用ゴンドラ (無軌道式) 「アーム俯仰型ゴンドラ」

形 式	LS-70FNS
積 載 荷 重	200kg 2人乗り
揚 程	70m
昇 降	速度 10m/min 電動機 1.85kw … 1台
走 行	速度 8m/min 電動機 0.4kw … 2台
俯 仰	速度 1.32m/min 電動機 1.5kw … 1台
先端旋回装置	0.93rpm 電動機 0.1kw … 1台
電 源	3相交流 415V 50Hz 15A
操 作	押釦操作
鋼 索	JIS: 6号 (6×37) A種

	径：φ8 破断荷重：3,460kg－95m×2本
ケー ジ 自 重	180kg
台 車 自 重	3,000kg
信 号 装 置	インターホン式

4. 項目別特記事項

(1) 点検時期

イ. 保守

ゴンドラの異常及び事故発生の連絡を受けた場合は、速やかに対処するものとし、また、それに要する費用は受注者の負担とする。

ロ. 定期点検4回（6月、9月、12月、3月）毎年度

ハ. 性能点検1回（3月）毎年度

※ 人事院規則10－4第32条の規定に基づき、検査代行機関において行わせる。

なお、点検日等については、総括管理業務責任者と協議のうえ作業届、作業員名簿及び工程表を作成し、承認を受けてから施工するものとする。

(2) 報告書

点検における報告書を2部、点検終了時に総括管理業務責任者に提出し、特許庁の検査を受けるものとする。なお、性能点検については、人事院様式462に基づき報告すること。

(3) 点検内容

項 目	内 容
巻 上 機 関 係	モーター、減速機、ワイヤー巻の状態及び損傷、 ホイスト又は減速機の軸受け取り付け部のチェック、 モーターブレーキ、メカニカルブレーキの作動
俯 仰 装 置 伸 縮 装 置 先端旋回装置	モーター、減速機の異音のチェック、モーター部の作動、 スクリュージャッキの給油、チェンの作動状態及び給油、 ベベルギヤー等の回転部の給油、リミットスイッチの作動状態
走 行 装 置	モーター、減速装置の異音、減速機の油量、タイヤの磨耗、 走行状態及び異音等、軸受、チェン、伝動装置の給油、 車輪旋回装置、ハンドル、リンクの作動状態
台 車 カ バ ー パ ッ ケ ー ジ	カバービスの取付、損傷等、ヒンジ留金具のチェック、 ゲージ傾斜の調整、ワイヤーロープ端末、 クッションゴム損傷のチェック、下限リミットの作動状態
電 気 関 係	リミットスイッチ用キャプタイヤの損傷のチェック、 給電用・操作用キャプタイヤ、 各電源開閉器等各部の絶縁抵抗のチェック
ア ー ム	アームブラケット支持ボルトのチェック、各軸受の給油、 シーブの回転状態及び給油

(4) 修理及び部品取替

本契約の点検調整にかかる修理及び部品取り替えを必要とする場合は、その都度別途契約により実施するものとする。ただし、通常の点検調整に必要な油脂類及びウエスは本契約に含むものとする。

(5) その他

- イ. 受注者は当該業務に当たって、設備又はその他の備品等に損害を与えぬように注意し、万一障害を与えた場合は速やかに修復すること。なお、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ロ. 受注者は、当該業務を超える特殊な事故の発生又は故障個所を発見した場合は、直ちに総括管理業務責任者に連絡をとり協議すること。
- ハ. 当該業務終了後は、履行場所及びその周辺の清掃を行うこと。

5. 特許庁担当者

特許庁は、ゴンドラ設備点検保守業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

1－8－6 電気給湯器点検保守業務仕様書

1. 業務概要 特許庁庁舎に設置してある電気給湯器の点検保守を行い、常に最適機能を維持し、衛生管理及び障害発生防止に努めるものである。

2. 対象機器

電気給湯器（別紙参照）	44台
・各階湯沸室（EW-65N1B）	30台
・部長付室、巡視室（EI-10N）	8台
・B1F湯沸室、サークル室（EW-45N1B）	2台
・食堂（EW-20N1B）	2台
・浴室（ES-580F）	1台
・審判部長室（ES-12N2B）	1台

3. 履行場所

履行場所及び詳細図は、別図のとおりとする。

4. 点検内容

契約期間中に別添報告書に基づき、各点検を毎年度1回行うものとし、点検実施日等については総括管理業務責任者と十分に打ち合わせる事。

- ◎ 湯沸器湯槽内部清掃（EI-10Nを除く）
- ◎ 電装部点検検査
- ◎ 消耗パッキン類交換
- ◎ 各部作動点検
- ◎ 各接続部漏水点検

5. 業務内容

- （1）受注者は、点検の結果、機能に支障をきたすと判断した場合は、直ちに総括管理業務責任者に通知し、総括管理業務責任者・受注者協議の上速やかに補修すること。
- （2）総括管理業務責任者から事故又は障害により動作不良の通報があった場合は、速やかに技術員を派遣し点検、修理及び調査をその都度行うこと。ただし、出張料、技術料及び工費は無償とする。
- （3）作業実施に必要なとする部品等は点検対象設備に適した品質のものを使用しなければならない。
- （4）当該業務に必要な工具、機械器具及び消耗パッキン等については、受注者の負担とする。ただし、特許庁の責に帰すべき事由により部品・消耗品等の取り替えをするときは、特許庁が負担するものとする。

6. その他

- (1) 受注者は、当該業務の内容を熟知した者で、かつ、十分な経験を有する者を充てること。
- (2) 本作業に先立ち、作業届、工程表、作業員名簿を提出し、総括管理業務責任者に承認を受けてから施工すること。
- (3) 受注者は当該業務を行うにあたり、既存物に対して汚損及び損傷を与えぬよう適切な養生を施すものとする。
- (4) 点検中に疑問点・不明な点が生じた場合は、総括管理業務責任者と十分協議のうえで決定するものとする。
- (5) 作業終了後は、当該履行場所及びその周辺の清掃を十分行うものとする。
- (6) 作業完了後は、速やかに点検報告書を総括管理業務責任者に提出すること。
- (7) 本業務施工に際し、設備又はその他の備品等に損傷を与えぬよう注意し、万一損害を与えた場合は総括管理業務責任者に連絡のうえ、速やかに修復すること。それに要する費用は受注者の負担とする。

7. 特記事項

平成21年度より3カ年で衛生設備の更新工事を予定しているため、更新工事の影響で本契約内容に変更の必要が生じた場合には、点検台数に応じて契約金額等の変更を行うものとする。

8. 特許庁担当者

特許庁は、電気給湯器点検保守業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

特許庁庁舎電気給湯器設置機種一覧表

別紙

設置階	設置室名及び台数	型 式					
		A	B	C	D	E	F
1 6 F	湯沸室 2台	○					
1 5 F	湯沸室 2台, 特許審査第四部長付室 1台	○	○				
1 4 F	湯沸室 2台,	○					
1 3 F	湯沸室 2台, 特許審査第三部長付室 1台	○	○				
1 2 F	湯沸室 2台, 特許審査第二部長付室 1台	○	○				
1 1 F	湯沸室 2台,	○					
1 0 F	湯沸室 2台, 特許審査第一部長付室 1台	○	○				
9 F	湯沸室 2台, 長官・総務部長付室 (兼用) 1台	○	○				
8 F	湯沸室 2台, 特許技監付室 1台	○	○				
7 F	湯沸室 2台	○					
6 F	湯沸室 2台	○					
5 F	湯沸室 2台	○					
4 F	湯沸室 2台, 審査業務部長付室 1台	○	○				
3 F	湯沸室 1台	○					
2 F	湯沸室 1台	○					
1 F	湯沸室 2台, 東側巡視室 1台	○	○				
B 1 F	湯沸室 1台, サークル室 (和室) 1台, 食堂 2 1台, 食堂 3 1台, 浴室 1台			○	○	○	
JTビル 1 7 F	審判部長付室 1台						○
合 計	44台						

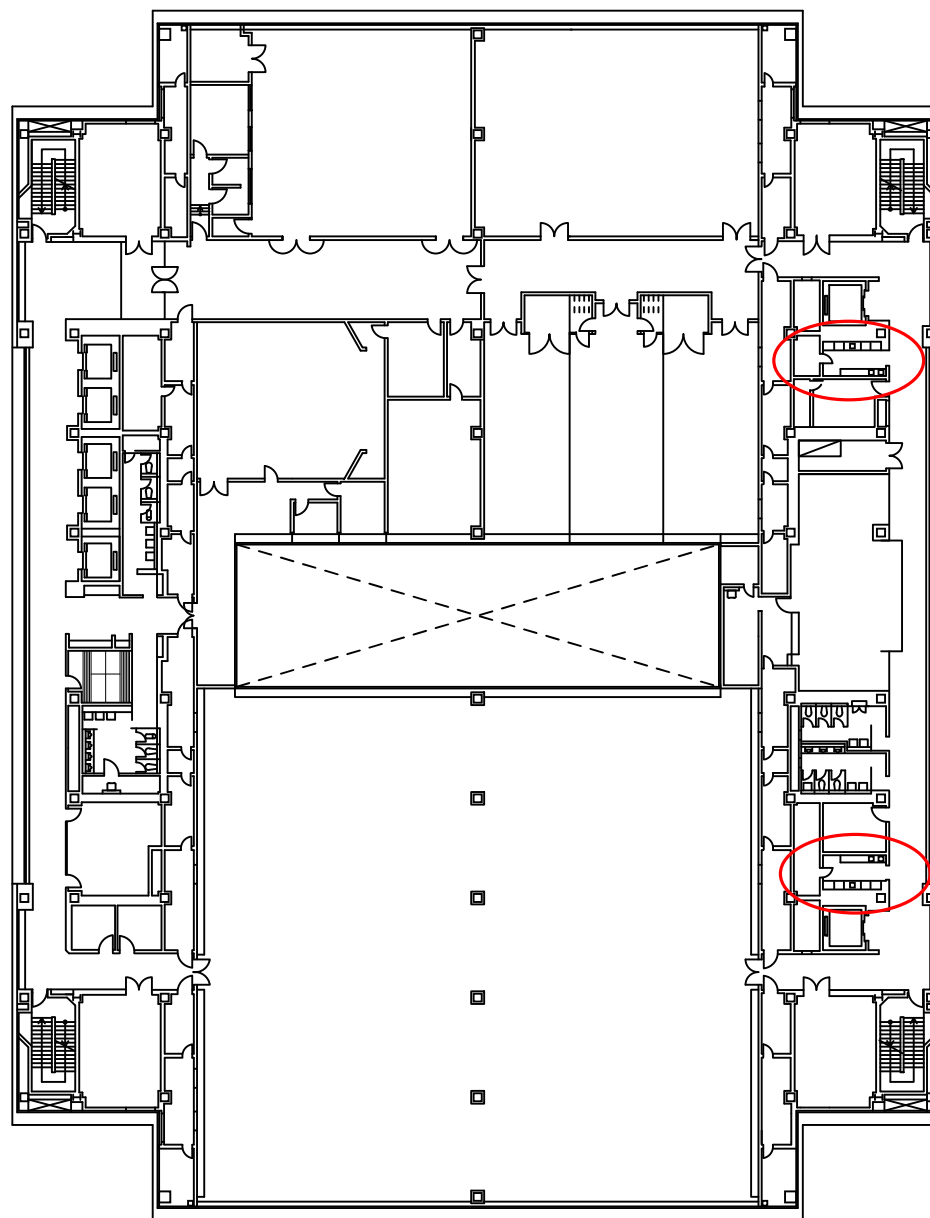
形式 Aタイプ° E W - 6 5 N 1 B 3 φ 400V 6 KW 6 5 L (各階湯沸室)
 Bタイプ° E I - 1 0 N 3 φ 400V 1 0 KW (部長付室)
 Cタイプ° E W - 4 5 N 1 B 3 φ 400V 4 . 5KW 4 5 L (サークル室等)
 Dタイプ° E W - 2 0 N 1 B 3 φ 200V 1 . 5KW 2 0 L (食堂)
 Eタイプ° E S - 5 8 0 F 3 φ 400V 2 0 KW 5 8 0 L (浴室)
 Fタイプ° E S - 1 2 N 2 B 1 φ 200V 1 . 1KW 1 2 L (審判部長付室)

点検報告書

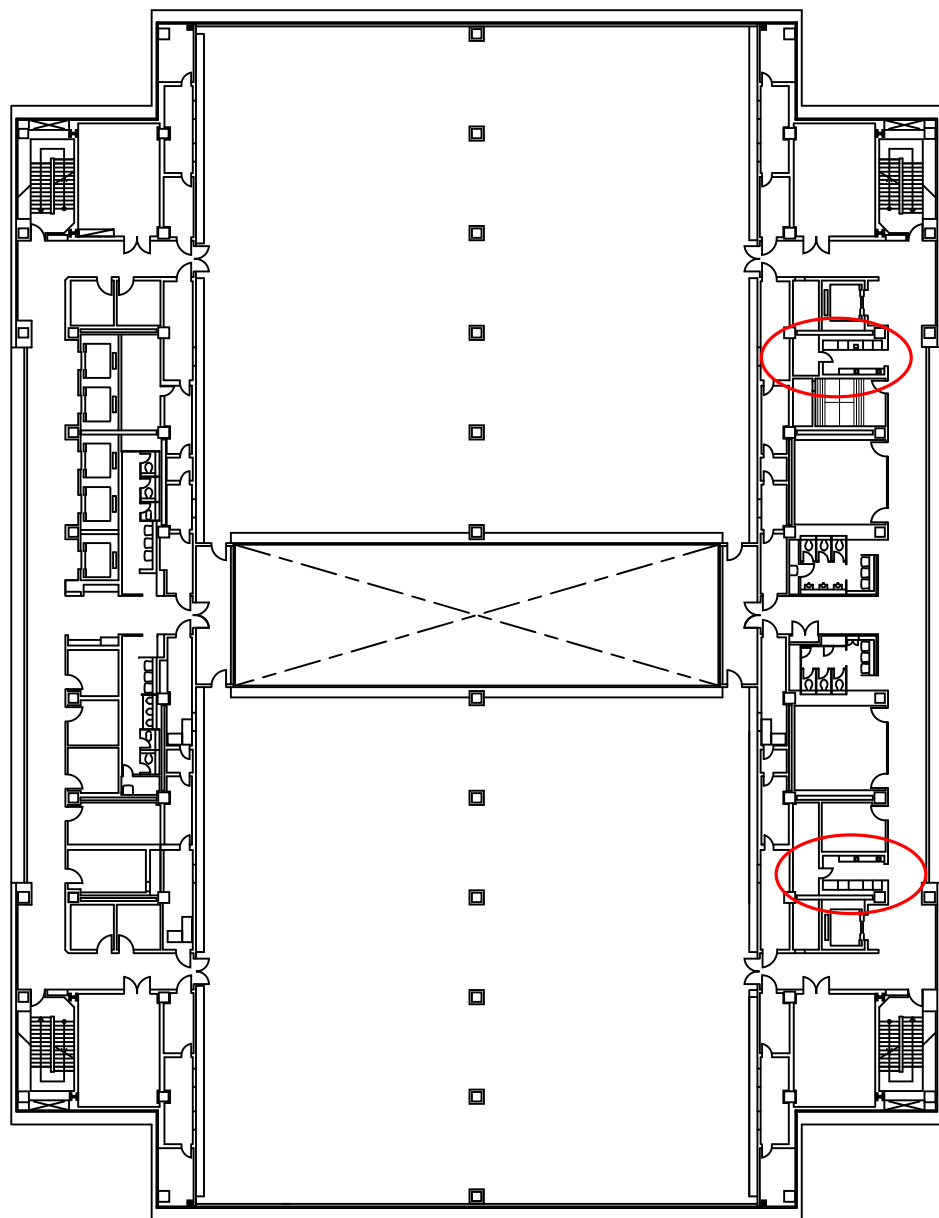
点検実施日

NO	階	設置場所	形式 製造番号	電圧値 (V)	電流値 (A)	絶縁 抵抗値 (MΩ)	センサー類 点検	電装部品 点検	給水装置類 点検	逃がし弁 点検	コード 接続部 点検	漏水 点検	フィルター 類清掃	ヒーター 清掃	湯槽・缶 体清掃	消耗パッキン 交換	判定	交換部品	作業者
			EW-65N1B																
			EW-45N1B																
			EW-20N1B																
			ES-12N2B																

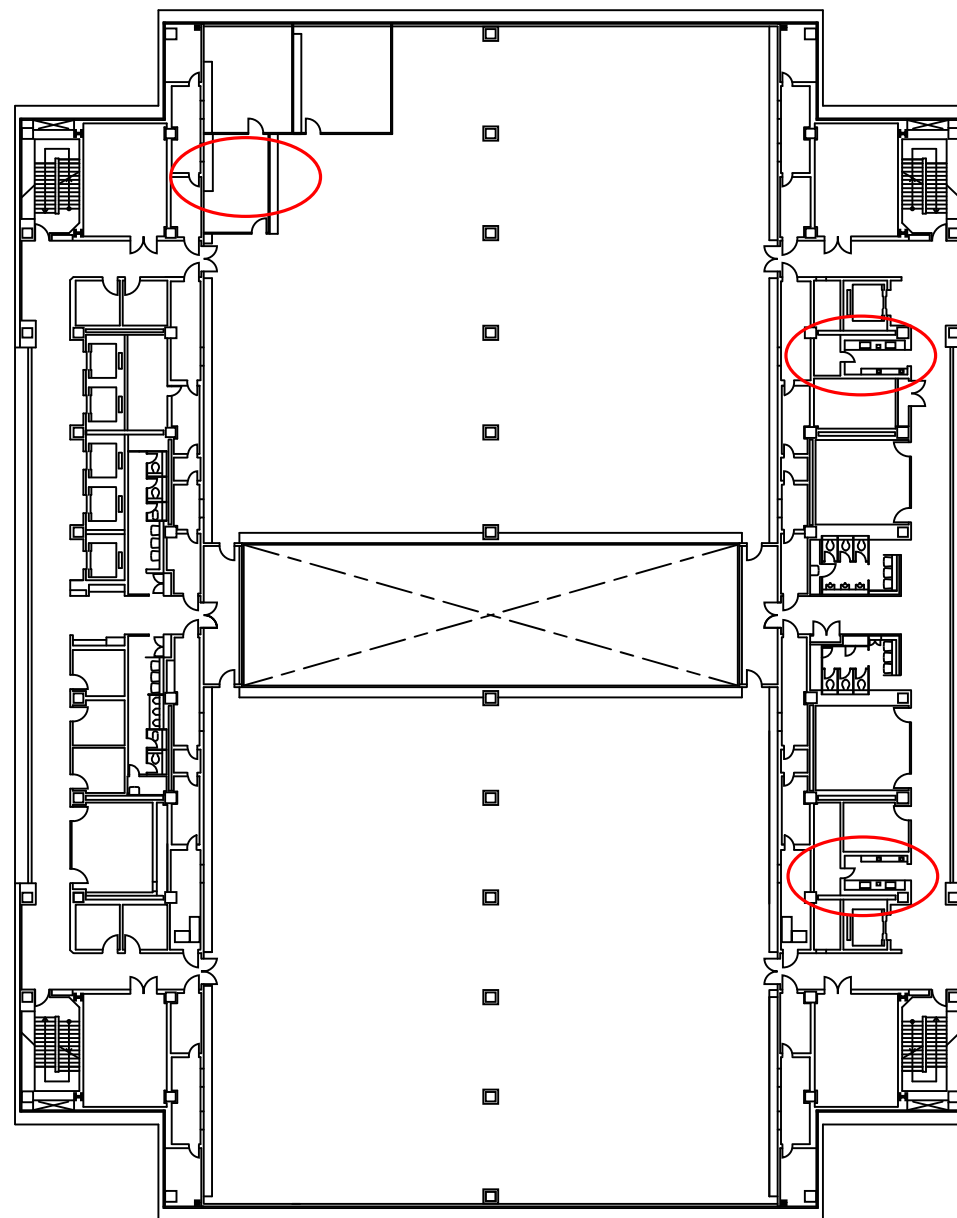
点検報告書				
			社名	
			点検作業者	
物 件 名		階		設置場所
実施年月日				
型 式	EI-10N・ES-580F			
定格電力				
製造番号				
(1)シーズヒーターの絶縁測定				
A:5MΩ以上 B:絶縁不良 C:断線 D:その他				【 】
(2) A:各接続部に「ゆるみ」のない事を確認し、増し締めを行う。				【 】
B:各配管における腐食発生による漏水有無の確認。				【 】
C:ラインポンプにおけるメカニカシール等の老朽化による漏水有無の確認。				【 】
及び異常発生時等の有無の確認。				【 】
(3)各部品作動点検及びチェック				
A:電磁接触器 【 】 B:サーモスタット 【 】 C:フロートレススイッチ 【 】				
D:空焚防止装置 【 】 E:電子サーモ 【 】 F:プレッシャースイッチ 【 】				
G:トランス 【 】 H:警報装置 【 】 I:(水高)温度計 【 】				
J:プログラムタイマー【 】 K:エアーベント 【 】 L:水面計、バルブコック 【 】				
M:電磁弁 【 】 N:フロートスイッチ 【 】 O:漏電ブレーカー 【 】				
P:減圧弁 【 】 Q:逃がし弁 【 】 R:ボールタップ 【 】				
S:遅延リレー 【 】 T:安全弁 【 】 U:各電極類 【 】				
V:リセット式サーモ(バイメタル含む) 【 】				
(4)湯槽内の清掃を行い内面及び内面処理のチェック				【 】
(5)防蝕装置の点検				
A:マグネシウムアノード棒				【 】
B:外電防蝕装置				【 】
(6)定格電圧電流のチェック				
A:定格電圧		V	測定値	V 【 】
B:定格電流		A	測定値	V 【 】
(7)給湯水栓止水パッキン及び各Oリング・Uパッキン使用部における漏水有無の確認。				【 】
備 考				



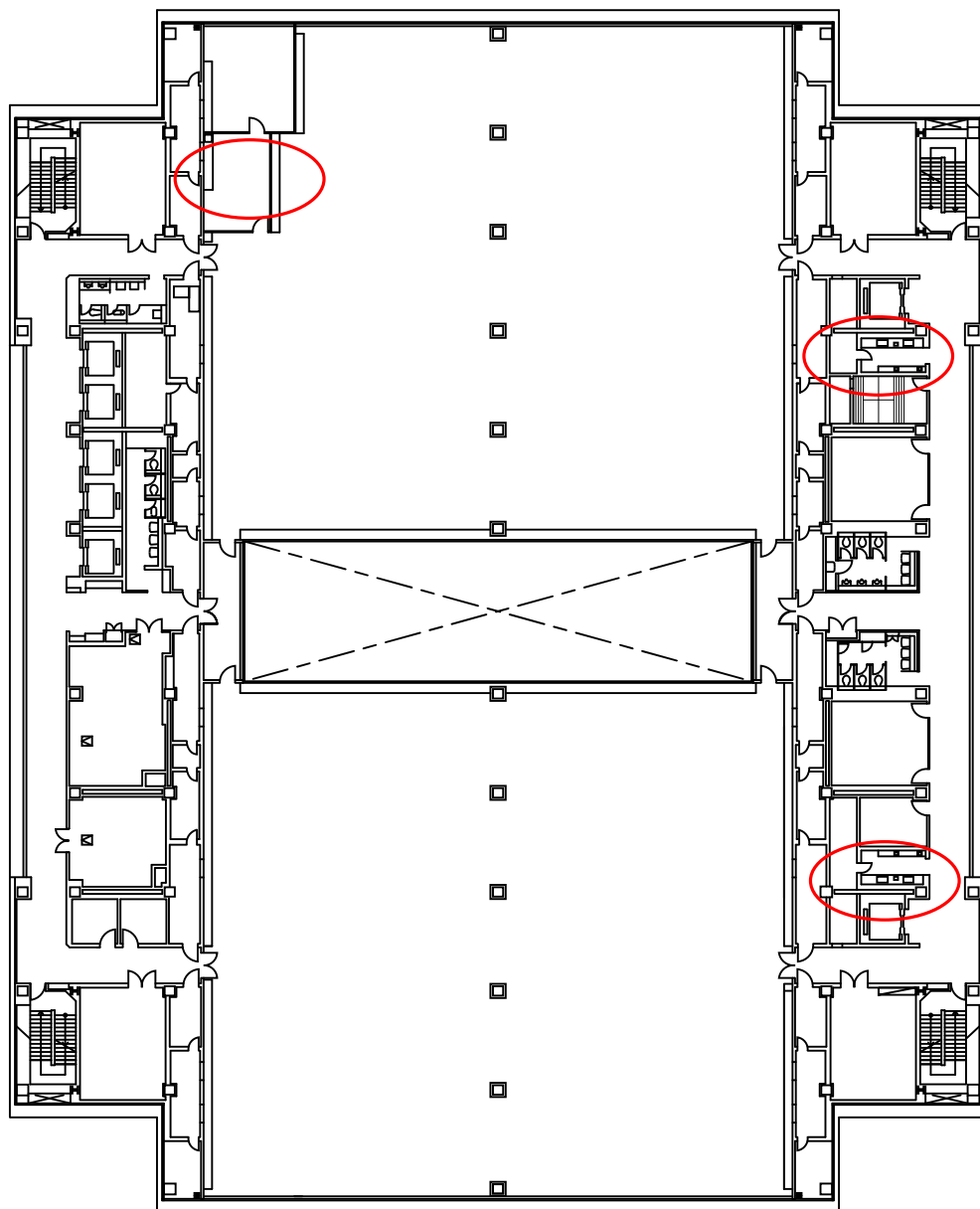
16階



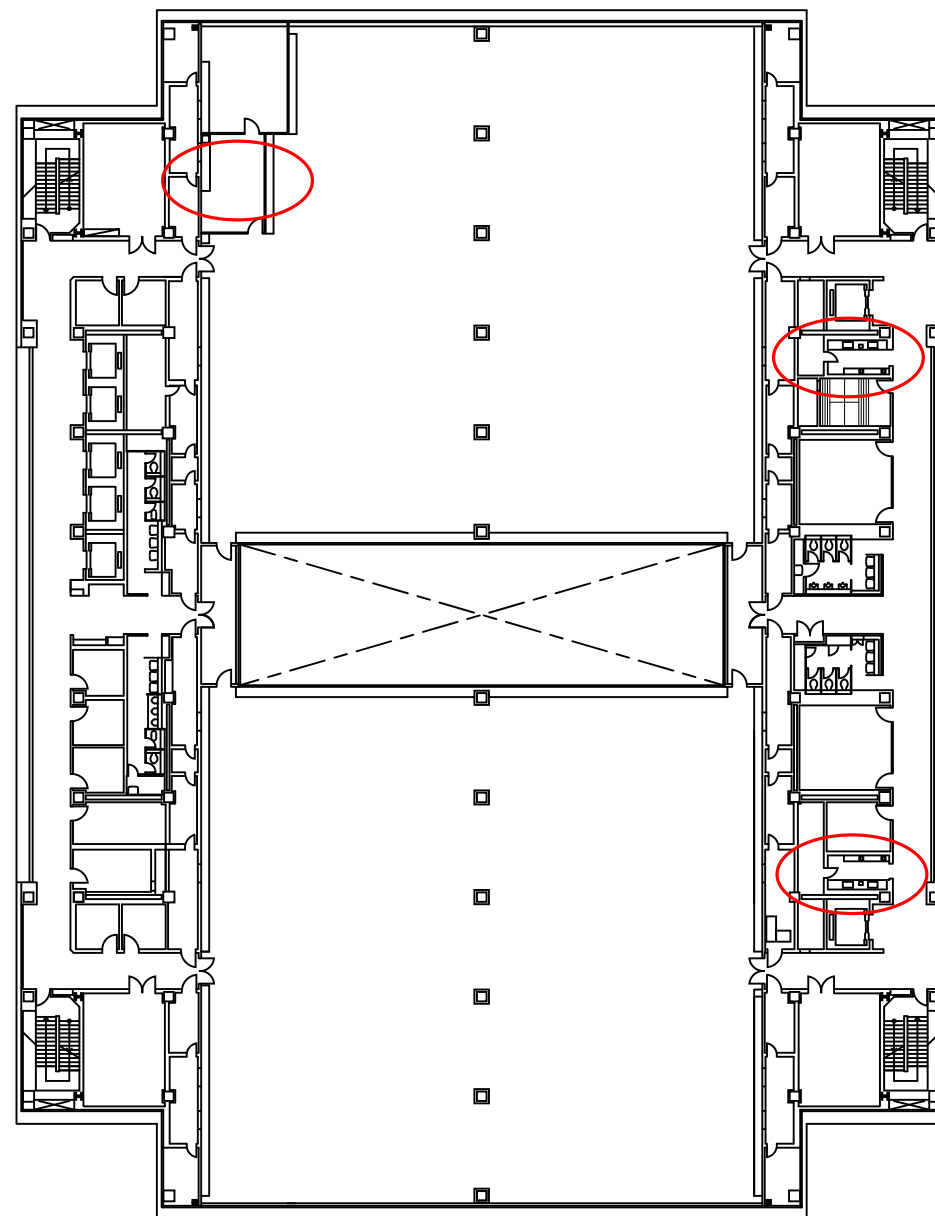
14階



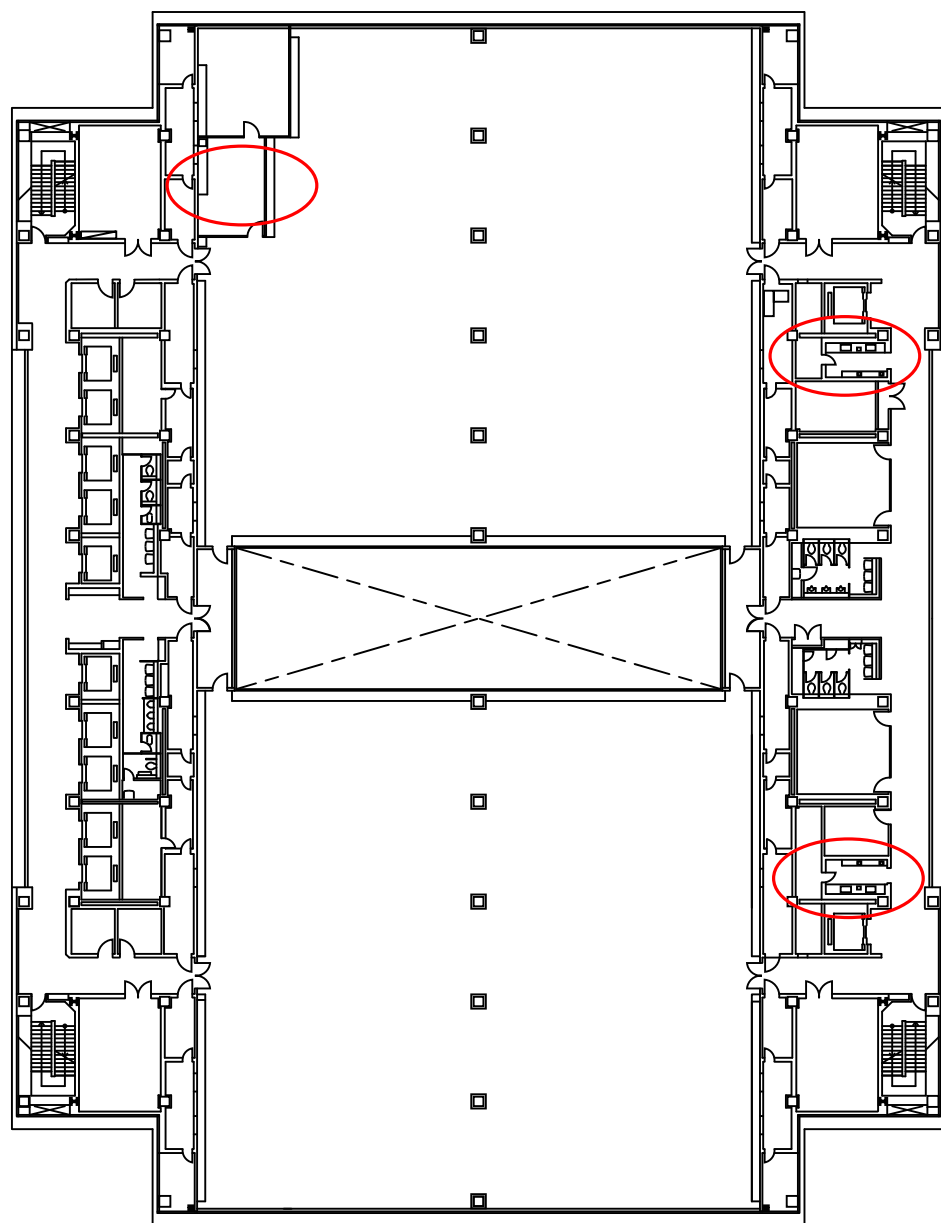
15階



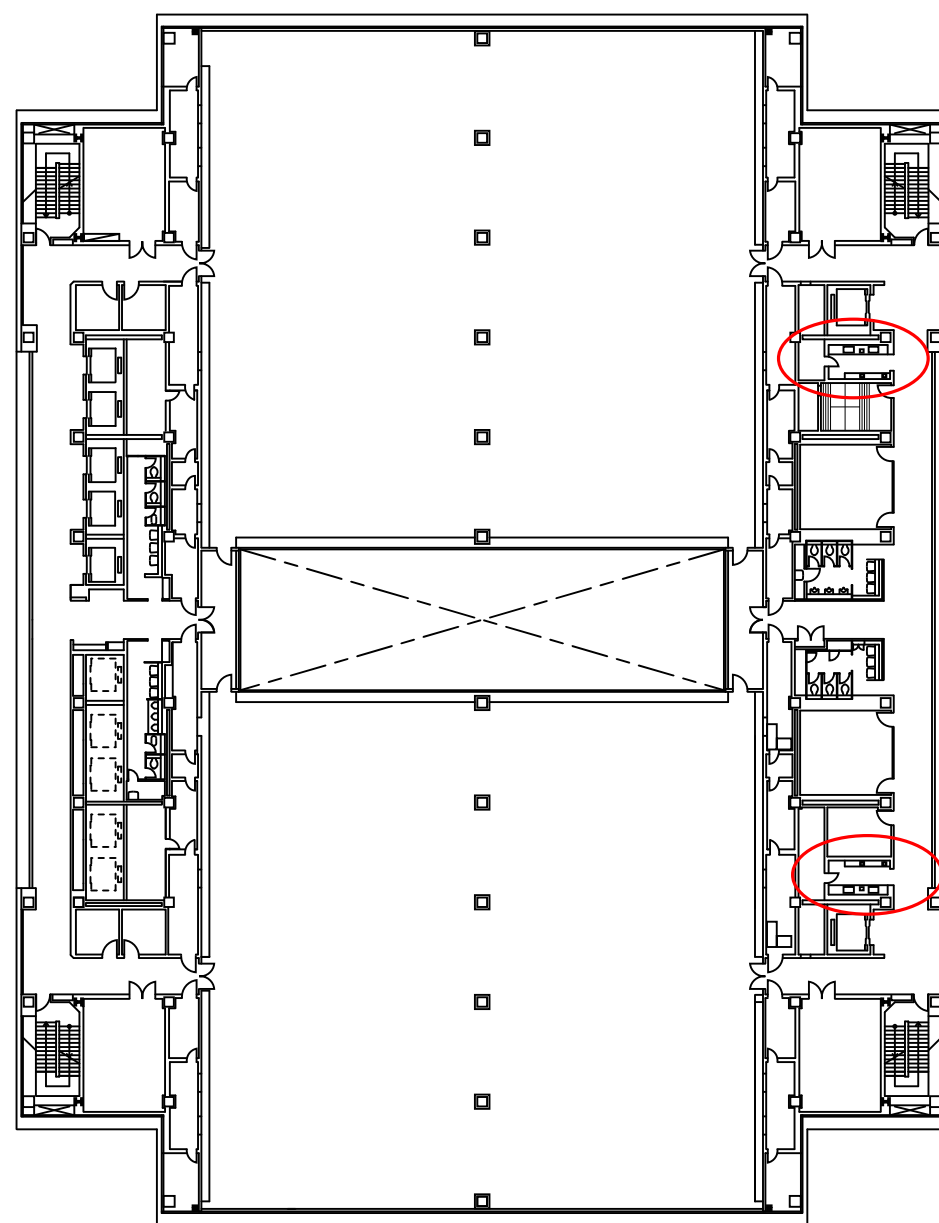
12階



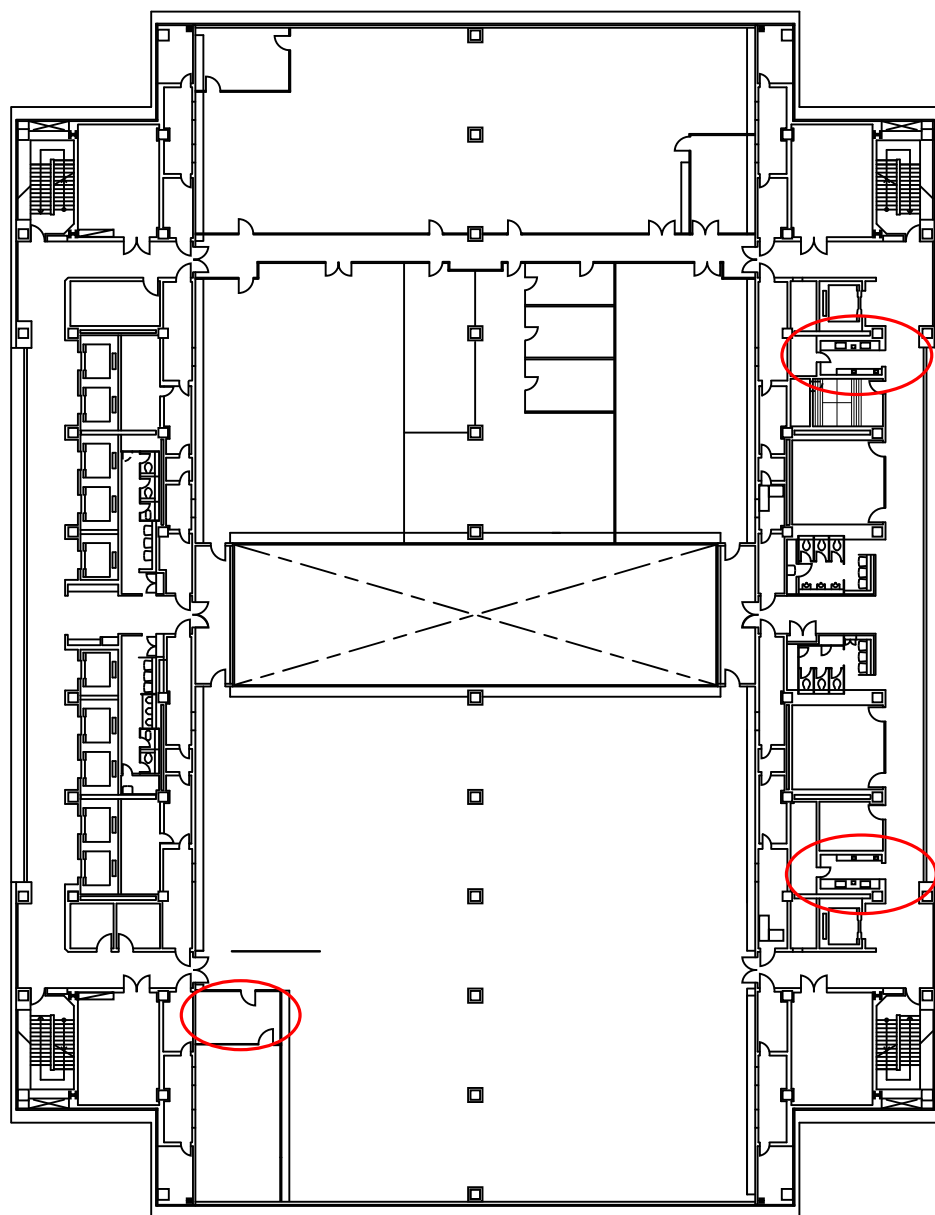
13階



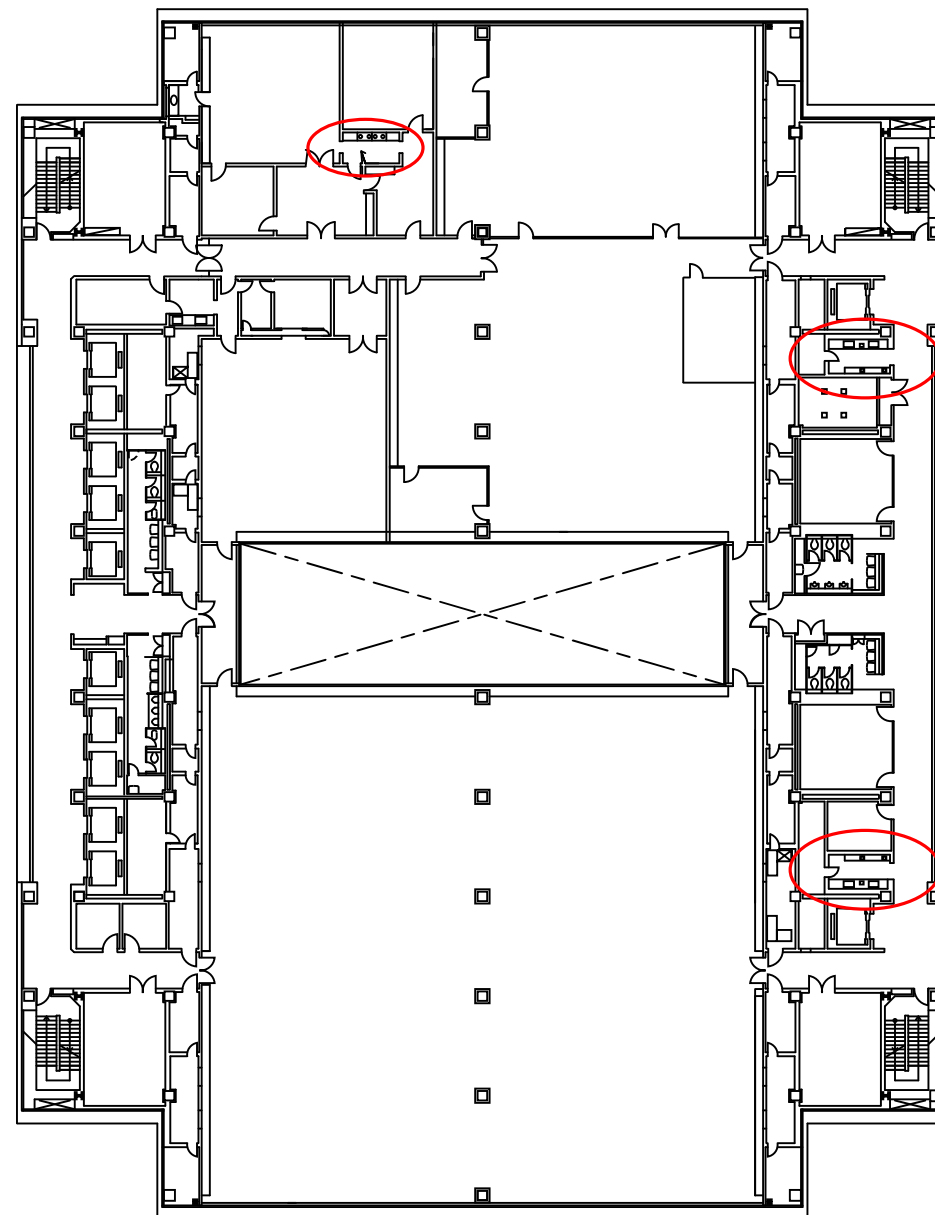
10階



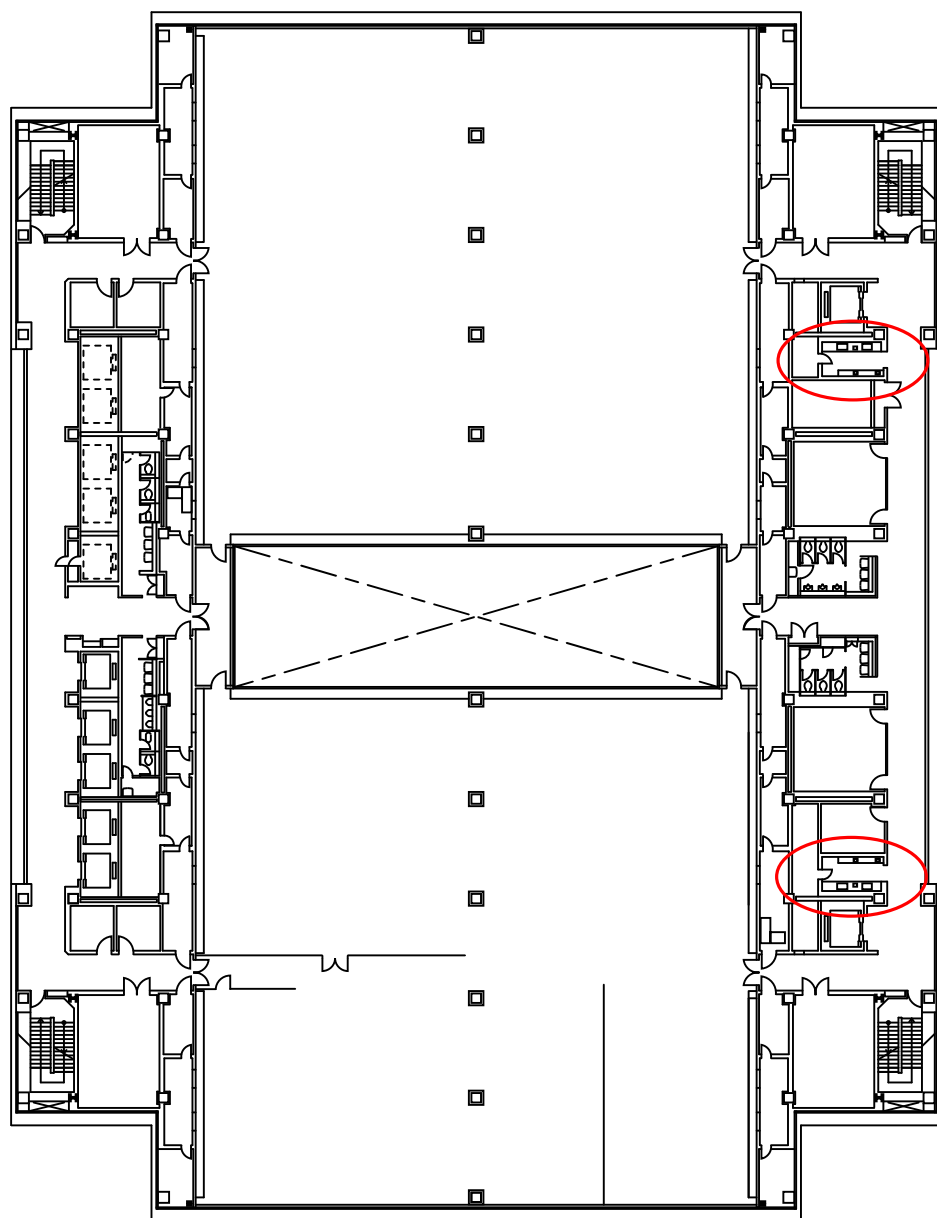
11階



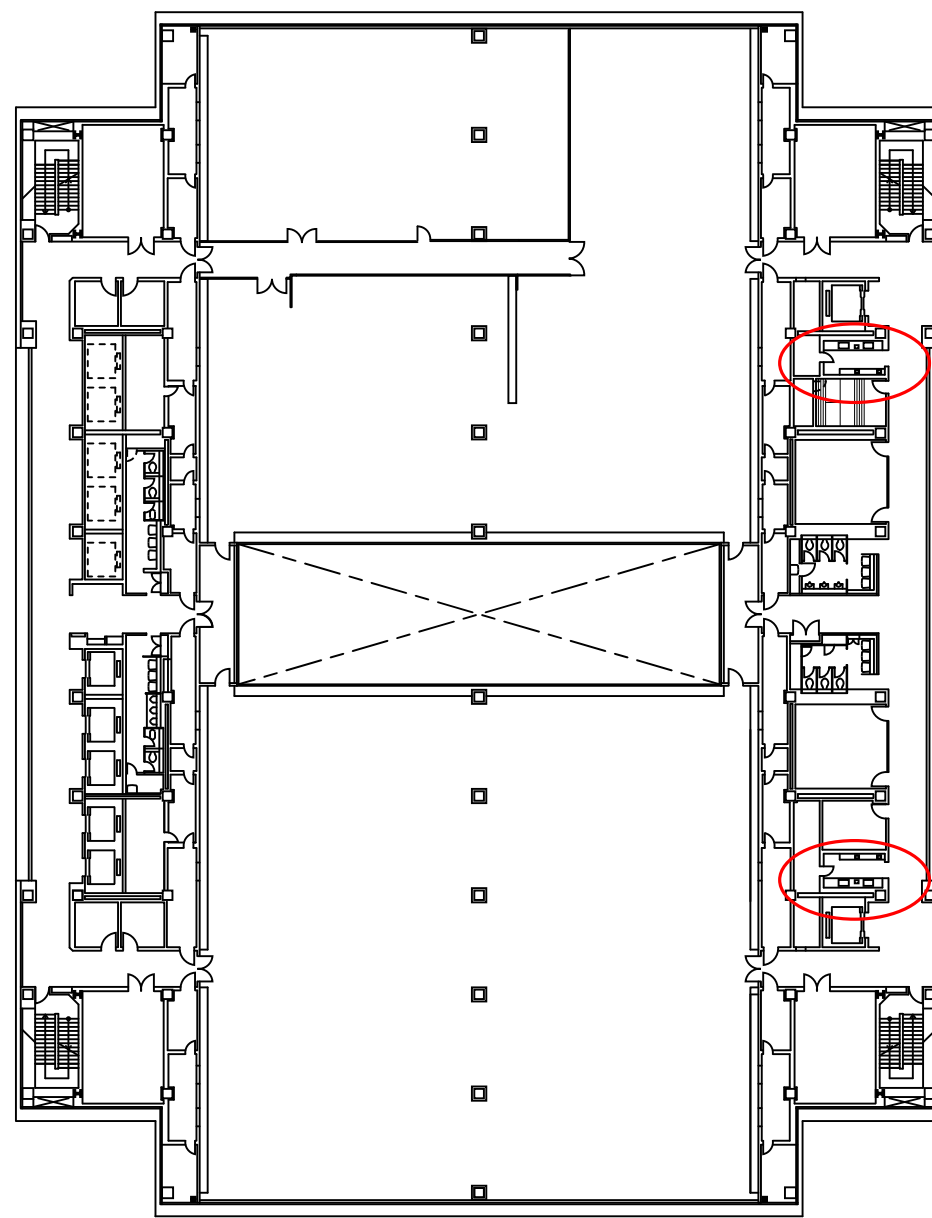
8階



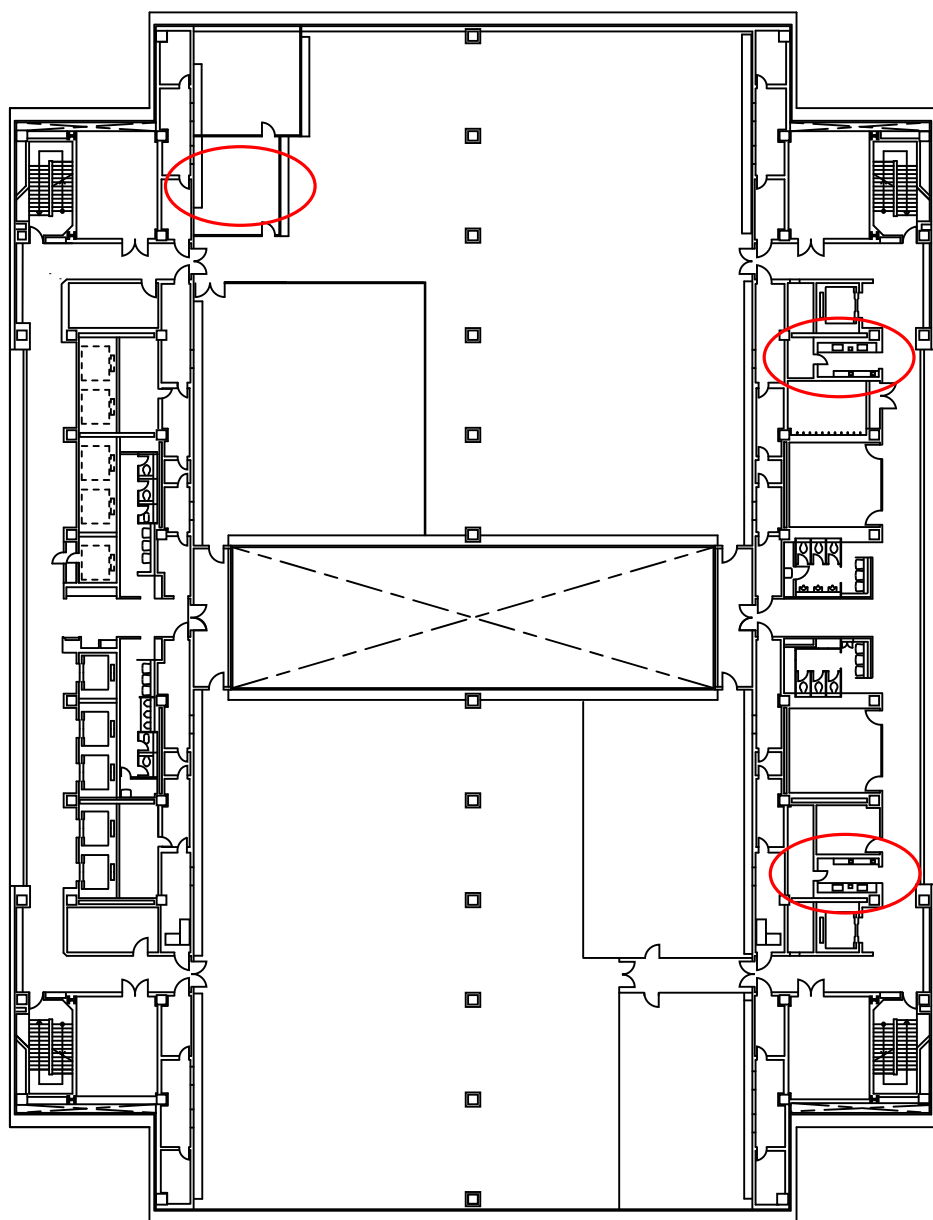
9階



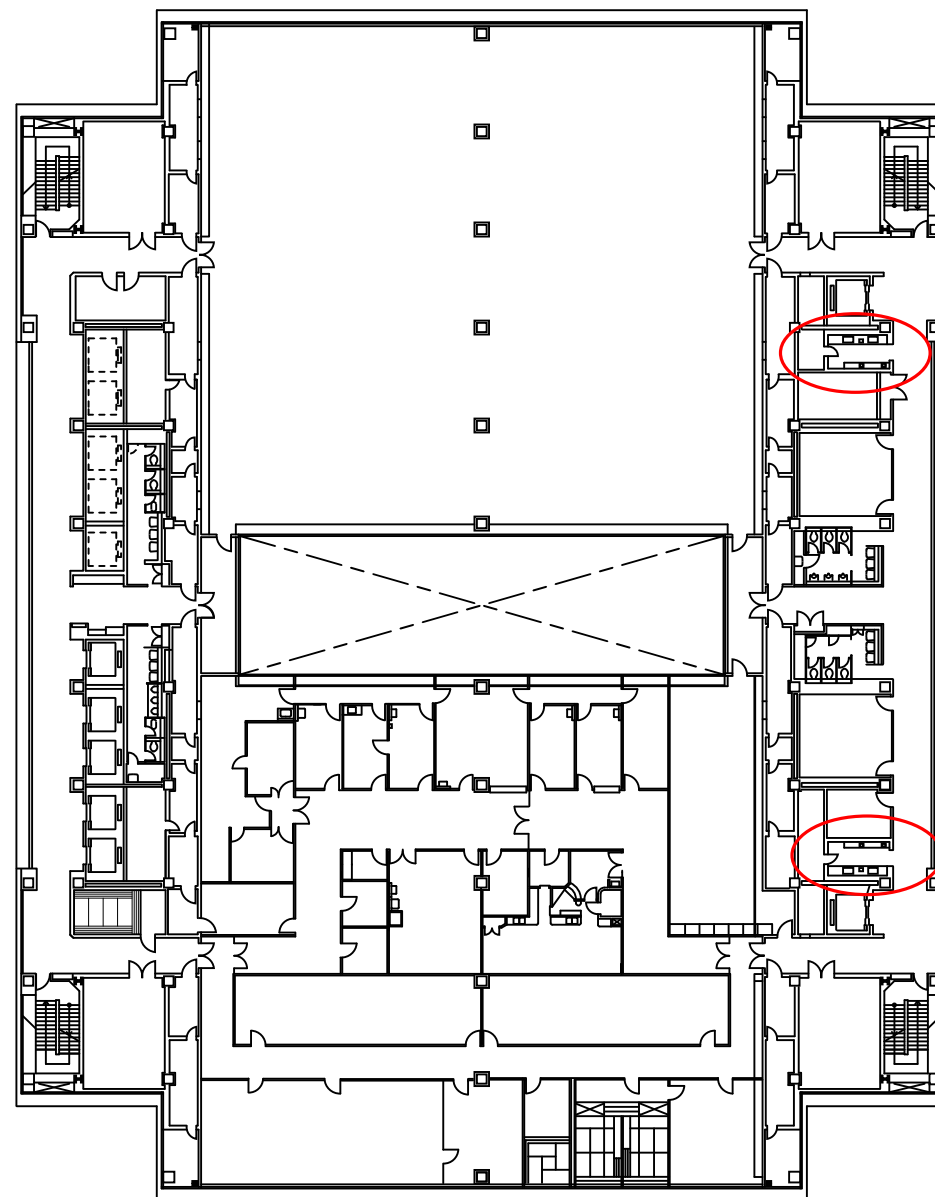
6階



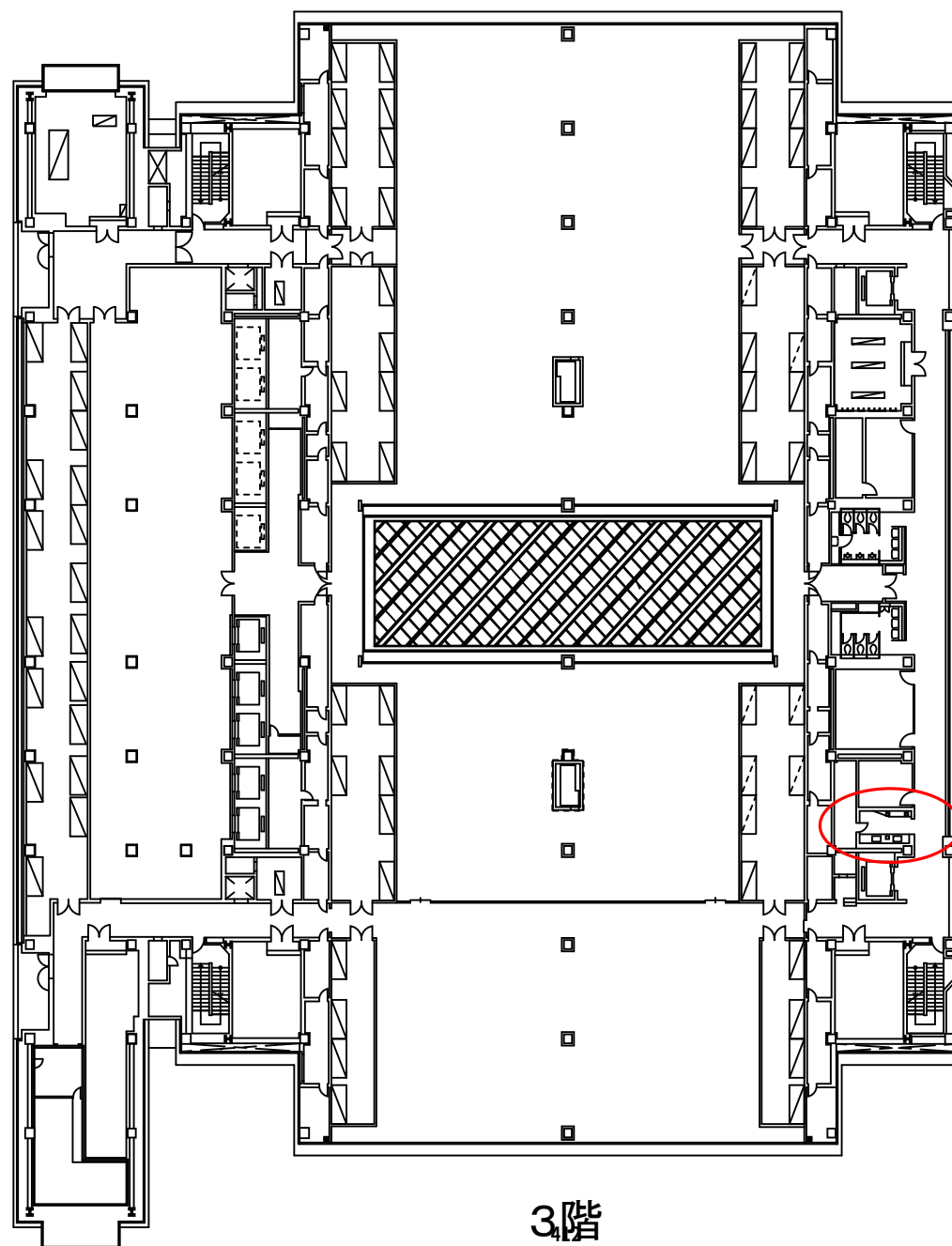
7階

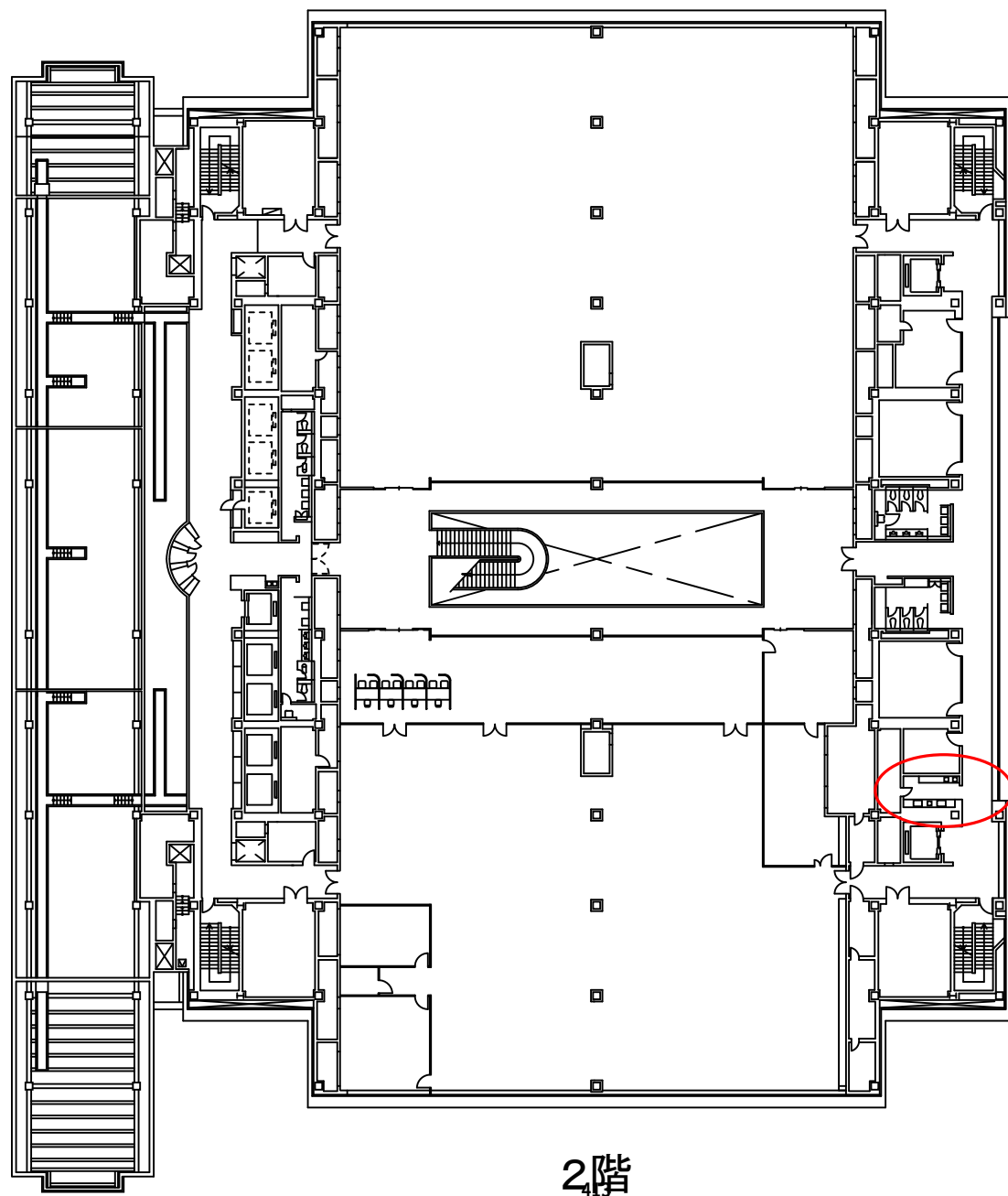


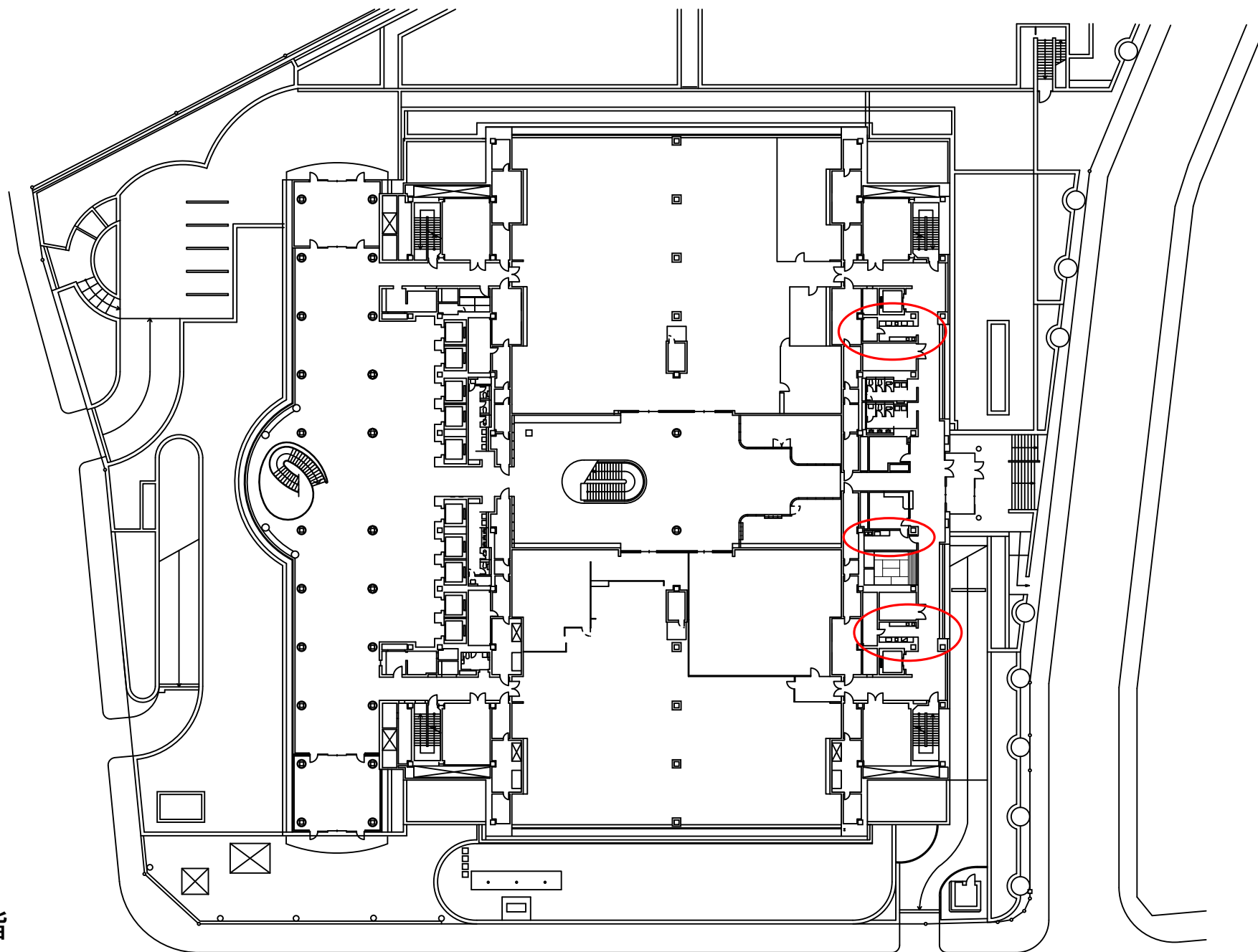
4階



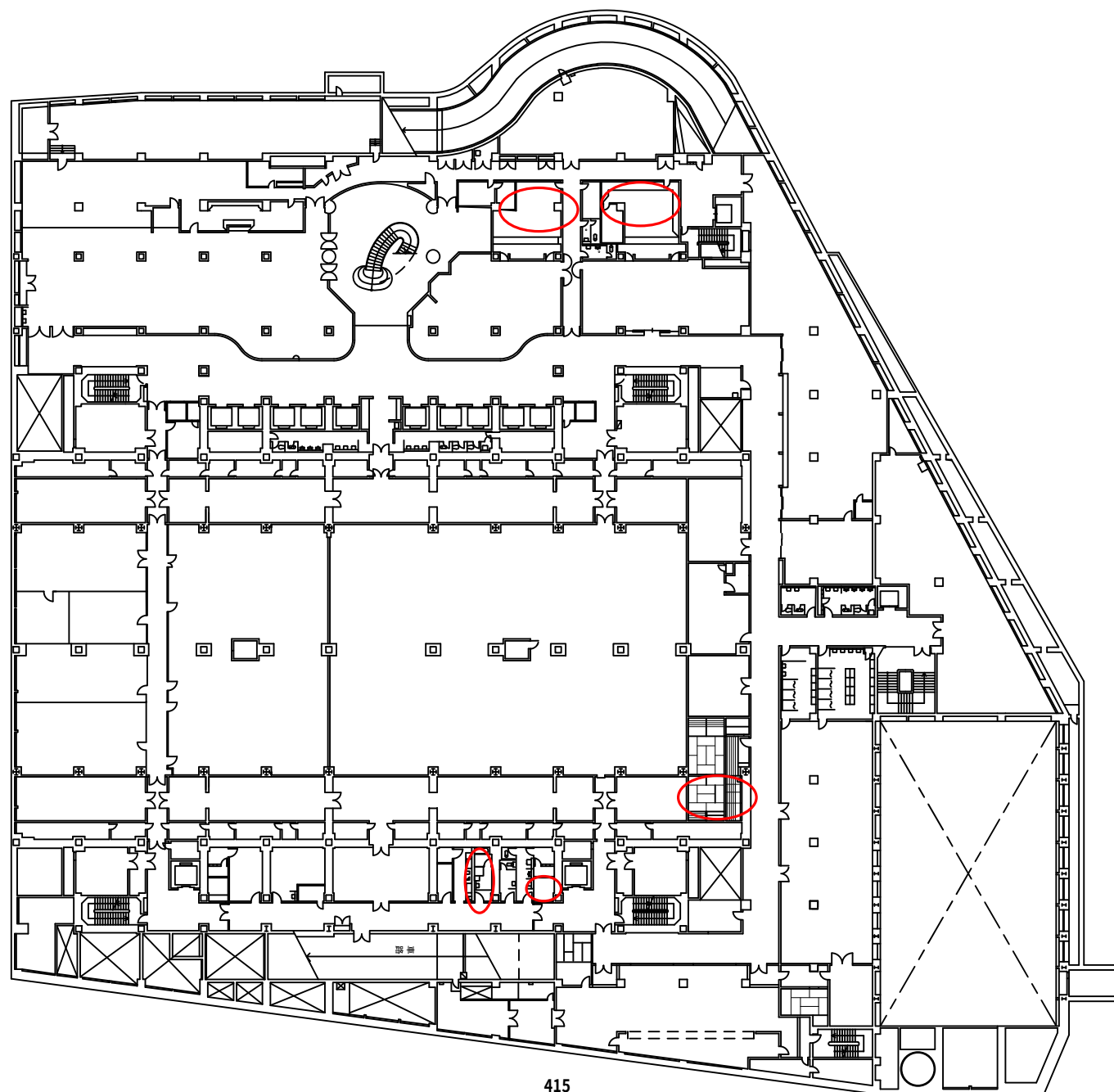
5階



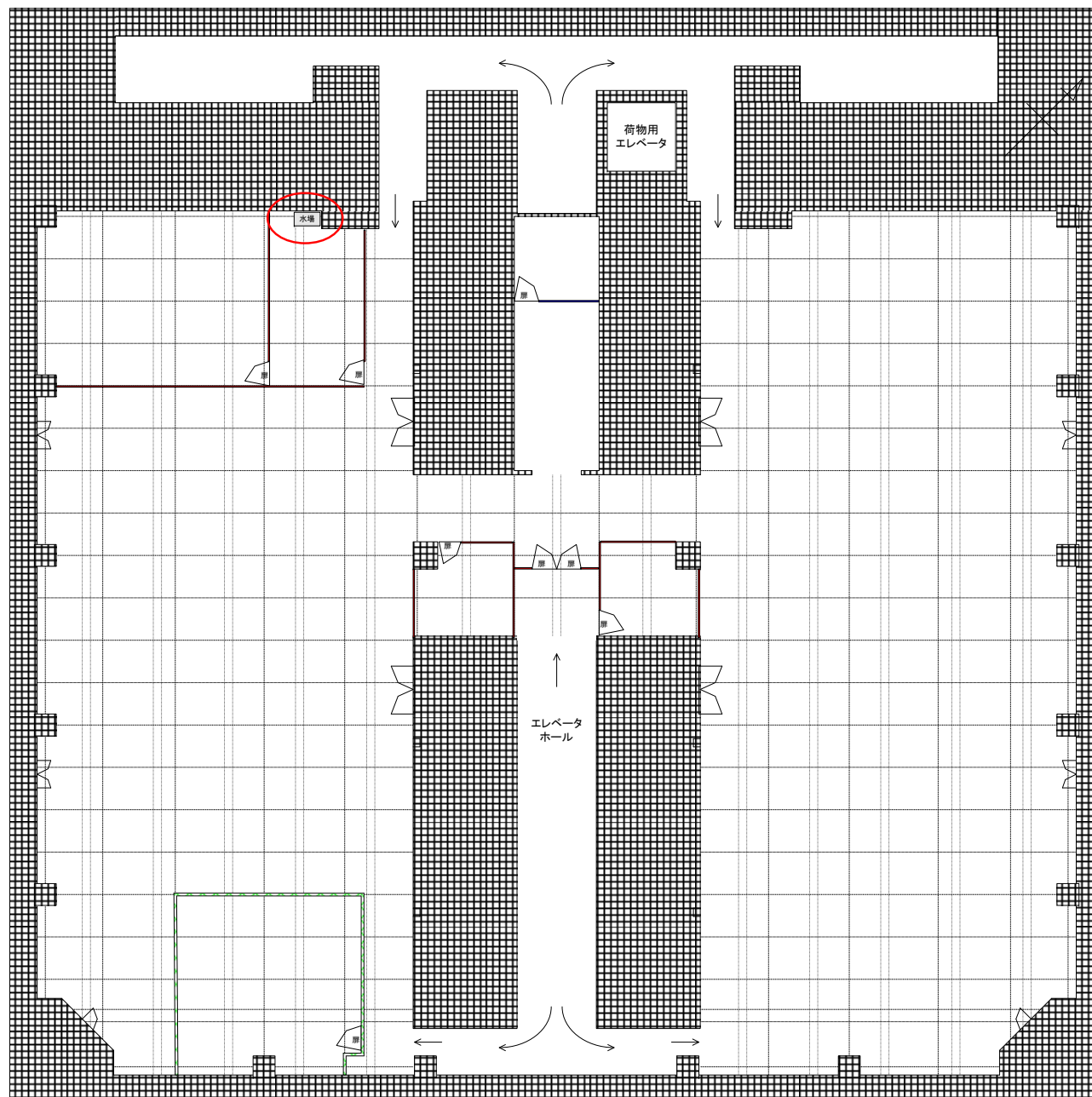




1階



地下1階



JTビル 17階

1－8－7 ゴミ処理設備点検保守業務仕様書

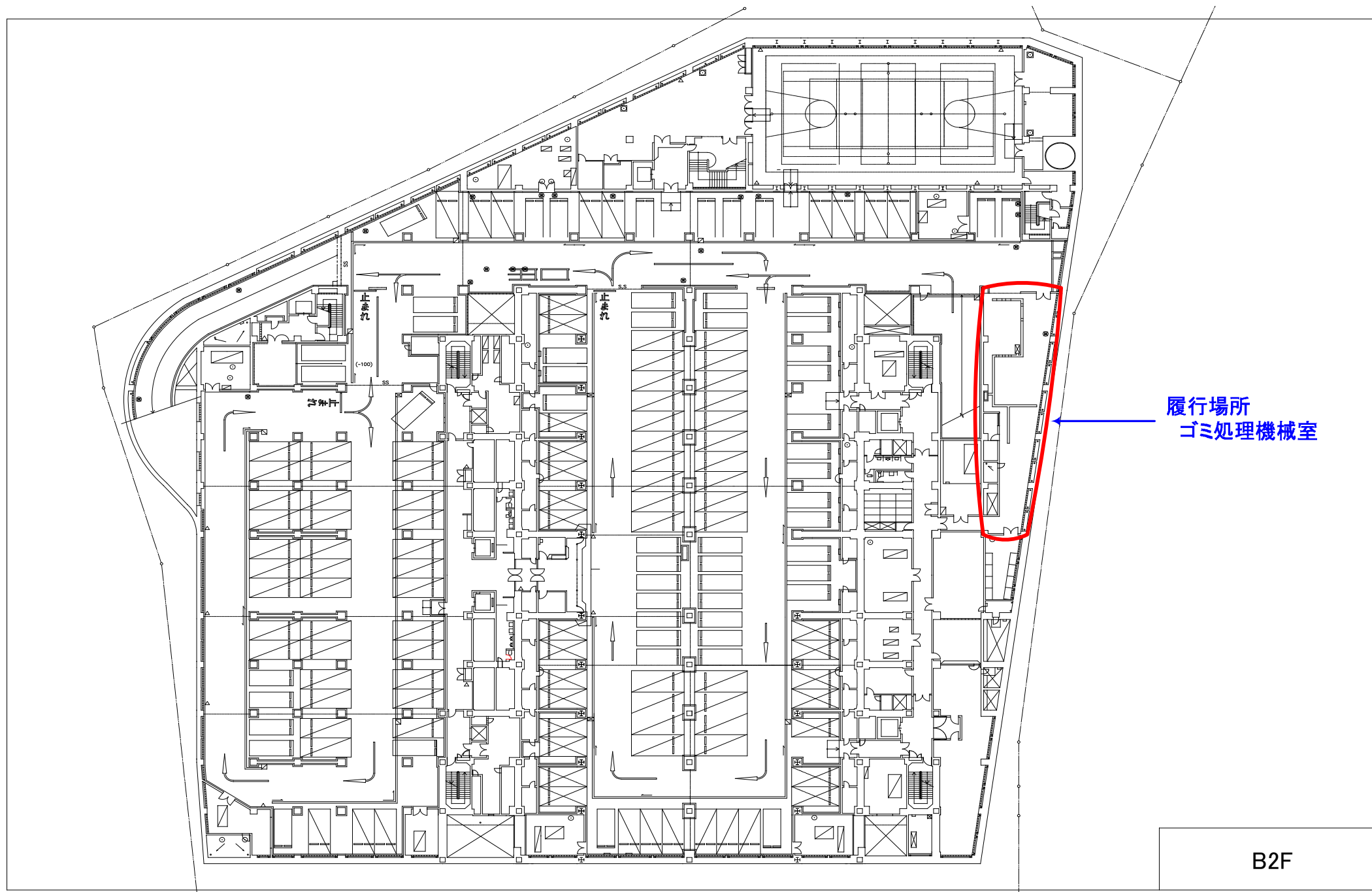
1. 履行場所 特許庁庁舎地下2階ゴミ処理機械室
2. 目的 特許庁庁舎に設置してあるゴミ処理設備の点検保守を行い、常時最適機能を維持し、障害発生防止に努める。
3. 対象機器
 - (1) コンパクタ
 - (2) 油圧ユニット
 - (3) コンテナ（2基）
 - (4) コンテナ移動装置
 - (5) 制御盤・操作盤
 - (6) プレハブ冷蔵庫
 - (7) 反転投入機
4. 業務場所
特許庁庁舎地下2階ゴミ処理機械室（別図参照）
5. 業務内容
 - (1) 契約期間中に別添点検表に基づき定期点検を毎年度6回行うものとし、点検実施日等については総括管理業務責任者と十分打ち合わせのうえ、決定するものとする。
 - (2) 事故又は障害により動作不良を生じた場合は、速やかに技術員を派遣し、点検、調査及び調整をその都度行うこと。なお、この際の点検、調査及び調整に関わる出張料・技術料は無償とする。
 - (3) 点検の結果、機能に支障をきたすと判断した場合は、直ちに総括管理業務責任者に通知し、総括管理業務責任者の指示に従うこと。
 - (4) 報告の結果、特許庁の責に帰すべき事由により部品・消耗品等の交換をするときは、特許庁が負担するものとする。
 - (5) 当該業務に必要な雑材、消耗品及び器具については、受注者の負担とする。
6. その他
 - (1) 受注者は当該業務を行うに当たって、設備、又はその他の備品等に損害を与えぬよう注意し、万一損害を与えた場合は、速やかに修復すること。なお、それに要する費用は、受注者の負担とする。
 - (2) 本作業中、不明な点が生じた場合は総括管理業務責任者と十分協議のうえで決定するものとする。

- (3) 当該業務終了後は、履行場所及びその周辺の清掃を行うこと。
- (4) 受注者は、当該業務完了後、特許庁の指定する作業報告書を総括管理業務責任者に提出すること。
- (5) 作業実施に必要とする部品等は点検対象設備に適した品質のものを使用すること。
- (6) 作業に先立ち、作業届、工程表、作業員名簿を提出し、総括管理業務責任者に承認を受けてから施工すること。

7. 特許庁担当者

特許庁は、ゴミ処理設備点検保守業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。



履行場所
ゴミ処理機械室

B2F

ゴミ処理設備保守点検表

□ コンパクタ

点検	調整	締付	分解	取替	脱着	清掃	給油	板金	塗装
レ	A	T	W	X	O	C	L	B	P

平成 年 月 日

コンパクタ

点検項目	作業	記事
1 フレームの異常の有無		
2 油圧シリンダ取付部の点検		
3 アンカーボルトの点検		
4 各部ボルト、ナットの点検増し締め		
5 リミットスイッチの作動確認		
6 各配線配管の点検		
7 ラムの作動音(クリアランス点検)		
8 ラム(MCナイロン)の点検		
9 ラムフェース反発ピンカバー開閉状況点検		
10 油圧配管の油漏れ、取付状況点検		
11 ラムシリンダの油漏れ点検		
12 連結バインドシリンダの油漏れ点検		
13 プッシュ、プルシリンダの油漏れ点検		
14 プッシュ、プルブームへの注油		
15 ラム周囲のごみ詰り清掃		
16 全体の清掃(紙片、紙粉)		
17 各摺動部へ注油		
18 塗装状況の点検		

油圧ユニット

点検項目	作業	記事
1 各部ボルト、ナットの点検、増し締め		
2 各配線の点検		
3 モータの回転状況と運転音の点検		
4 ポンプの作動状況と運転音の点検		
5 カップリングの点検		
6 各油圧ホースの油漏れ、取付状況点検		
7 各ジョイント部の油漏れの有無		
8 圧力ゲージの表示及び機能点検		
9 圧力スイッチの作動圧点検		
10 ソレノイドバルブの作動状況確認		
11 作動油の量、汚れ具合		
12 エアブリーザーの清掃		
13 各所塗装部の点検		
14 全体の清掃		

コンテナ

点検項目	作業	記事
1 各部ボルト、ナットの点検、増し締め		
2 大扉のロックレバーリンクへの注油		
3 小扉の蝶番への注油		
4 各所溶接部の剥離箇所の有無点検		
5 コンテナパッキンの劣化の有無点検		
6 ごみ反発防止ピンリンクへの注油		
7 腐食による内部穴明き箇所の有無点検		
8 各所塗装部の点検		
9 各部の清掃		
10 コンテナフック摩耗、点検		

コンテナ移動装置(台車式)

点検項目	作業	記事
1 各部ボルト、ナットの点検、増し締め		
2 ドライブチェーンへの注油		
3 スプロケットギヤーへの注油		
4 減速機のオイル量の点検		
5 モータの回転状況と運転音の点検		
6 減速機の運転音の確認		
7 リミットスイッチの作動確認		
8 フレームの異常有無		
9 各部端子の点検、増し締め		
10 盤全体の清掃		
11 停止位置スイッチの増し締め点検		
12 溶接各所の亀裂の有無		
13 各所塗装部の点検		
14 全体の清掃		

コンテナ移動装置(クレーン式)

点検項目	作業	記事
1 別紙法令に依る点検票(項目)使用		
2		

	担当	

- ☐ コンパクト
- ☐ ロータリーパック
- ☐ ドラムパッカー

平成 年 月 日

[illegible][illegible][illegible]

	担当	

ごみ処理設備(保守点検・修理点検)報告書

平成 年 月 日

名 称	殿	設 置 場 所	
確 認	印	点検作業年月日	平成 年 月 日

設 備 の 内 訳	No.	機 種	型 式	台 数	摘 要

上記の設備について(保守点検・修理点検)作業の結果を報告します。

特 記 事 項	

尚、点検の結果下記部品を交換及び交換を要するものとして報告します。

部 番	品 名	数 量	交 換 済	交 換 要	摘 要

☐ 添付点検表 葉
☐ そ の 他 葉

	担 当	

1－8－8 大型シュレッダーの保守点検業務仕様書

1. 概 要 特許庁庁舎に設置してある大型シュレッダーの定期保守点検

2. 設置場所及び数量

東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 特許庁庁舎内
大型シュレッダー（ISC－1686）1台

3. 保守点検作業内容

- （1）1年6回の定期点検を実施し、機械の掃除、注油、並びに調整を行い、操作に支障のないように万全の保守を行うものとする。
- （2）契約期間中本機械の故障の通知を受けた場合は、速やかに修理又は調整を行うものとする。
- （3）修理において発生した緊急対応派遣、交換備品に関して、その部品の合計が1万円未満の場合は、保守契約範囲内とし、無償交換とする。

4. 機密保持義務

- （1）受注者は、本件保守業務の遂行に際して知った、次の各号に定める情報（文書、画像、音声等電子媒体等携帯の如何を問わない以下あわせて「秘密 情報」という）を厳に秘密として保持し、第三者に開示してはならない。
- （2）受注者は、当該作業前日までに当庁が指定する作業届を総括管理業務責任者に提出し、当該責任者の承認を受けてから実施すること。なお、秘密保持の観点から保全従事者以外の入室を禁止する。

5. 一般事項

- （1）受注者は、作業の完了時に試運転を行い、正常状態を確認後、保守状況を明示した作業点検表を作業度に総括管理業務責任者に提出すること。
- （2）受注者は、当該業務を行うにあたって、設備、その他の備品等に損害を与えぬよう注意し、万一損害を与えた場合は特許庁担当者に連絡の上、速やかに修復すること。

なお、それに要する費用は受注者の負担とする。

- （3）受注者は、環境保全の見地よりISO14001取得企業とし、取得証明書の写しの提出を行うこと。

6. 情報セキュリティー管理者

特許庁総務部会計課長 寺嶋 充

7. 特許庁担当者

特許庁は、大型シュレッダーの保守点検業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

(別紙 2)

2 清 掃 業 務

2－1 特許庁庁舎清掃業務仕様書

目的 特許庁庁舎の良好な執務環境及び環境衛生を維持するため、庁舎及び外構の清掃を行う。

1. 清掃業務

(1) 清掃作業の種別

① 日常清掃

日常清掃とは、1週間以下の周期で行う清掃で、原則平日に行うものをいう。

日常清掃のうち、現場責任者及びエリア責任者等が巡回の際に行う清掃を巡回清掃、総括管理業務責任者の要請により臨時に行う清掃を臨時清掃、前記責任者の指示により行う清掃を追加清掃という。

② 定期清掃

定期清掃とは、1カ月以上の周期で行う清掃で、原則休日に行うものをいう。

(2) 清掃場所及び清掃対象

清掃場所は、特許庁庁舎及び庁舎周辺とし、詳細は別表1、2による。

(3) 清掃時間

① 日常清掃

清掃時間の定時は、原則7：00～15：00とする。ただし、以後18：00までにおいて、臨時清掃に対応できるよう清掃員を男女各1名以上配置する。また、清掃時間に指定のある場所は別表2の特記事項のとおりとする。

② 定期清掃

清掃時間は、原則9：00～17：00とする。

(4) 清掃回数

清掃場所ごとの清掃回数は、別表1、2による。ただし、日常清掃の清掃回数は最低清掃回数を示すもので、巡回により汚れを発見した場合、又は特許庁担当者から要請があった場合には当該清掃回数にかかわらず即時巡回清掃もしくは臨時清掃を行う。

(5) 清掃方法

清掃場所ごとの清掃方法は、別表3による。ただし、本仕様書に記載のない場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書第4編」による。

(6) 巡回及び臨時清掃

現場責任者及びエリア責任者は、担当エリアが常に良好な環境衛生を維持するために適宜巡回し、巡回の結果必要に応じて巡回清掃を自ら又は他の清掃員に指示し行う。

また、便所については、日常清掃、巡回、巡回清掃の都度トイレ清掃チェック表（別表4）に記録を行う。

なお、特許庁庁舎担当者の要請があった場合には、即時追加清掃を行う。

(7) 清掃計画

① 日常清掃

受注者は、契約締結後、清掃員配置表（別表５）を総括管理業務責任者及び特許庁担当者に速やかに提出する。また、清掃箇所、清掃方法ごとに使用する資機材の一覧表についても併せて提出する。

② 定期清掃

受注者は、契約締結後、年間計画表（月単位）を総括管理業務責任者及び特許庁担当者に速やかに提出する。また、清掃箇所、清掃方法ごとに使用する資機材の一覧表も併せて提出する。

定期清掃を行うにあたっては、毎月２０日以前に翌月の月間予定表を提出し特許庁担当者の承認を得る。また、承認を得たのち、清掃日の前々日までに所定の作業届を総括管理業務責任者に提出する。

（８）清掃の報告及び確認

① 日常清掃

現場責任者は、日常清掃終了後、清掃日報（別表６）を作成し、当日中（日常清掃の定時時間以降に行った臨時清掃については、翌平日）に速やかに総括管理業務責任者に報告を行う。現場責任者及びエリア責任者は、総括管理業務責任者の確認に立ち会い、確認の結果、当該責任者等に追加の清掃を指示された場合には、即時追加清掃を行う。

また、清掃日誌は正・副作成し、総括管理業務責任者（正本）及び民間事業者（副本）の双方が保管する。

なお、記録済みのトイレ清掃チェック表は、月ごとにとりまとめ、総括管理業務責任者に提出する。

② 定期清掃

現場責任者は、定期清掃終了後、清掃日報（別表７）を作成し、翌平日に速やかに総括管理業務責任者に報告を行う。現場責任者は、総括管理業務責任者の確認に立ち会い、確認の結果、当該者より手直し等の指示を受けた場合には、速やかに指示に従い清掃を行い、再度確認を受けなければならない。

また、清掃日誌は正・副作成し、総括管理業務責任者（正本）及び受注者（副本）の双方が保管する。

（９）補充用消耗品の管理

現場責任者は、特許庁から支給された補充用消耗品の補充状況及び在庫を管理し、月ごとに総括管理業務責任者に報告（別表８～１０）を行う。また、総括管理業務責任者又は特許庁担当者の求めがあった場合にあっては、その都度に報告を行う。

２．業務実施者（清掃員）について

（１）清掃員の体制

受注者は、本契約履行のため常に適正な人員を配置しなければならない。業務実施者の体制は以下によるものとし、契約締結後、日常清掃及び定期清掃のための業務実施者名簿に本仕様書に定められる資格及び条件を証明する書面の写しを添付し、総括管理業務責任者及び特許庁担当者に提出する。なお、特許庁担当者の求めがあれば原本を提示する。

また、業務実施者に変更がある場合は、事前に総括管理業務責任者及び特許庁担当者に、業務実施者名簿を提出する。

なお、現場責任者、副現場責任者及びエリア責任者は特段の事情がない限りむやみに変更してはならない。変更の際には、特許庁担当者の承認を必要とする。

① 現場責任者

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「建築物衛生法施行規則」という。）で定める清掃作業監督者で、本契約履行にあたっての統括能力とその社内権限を有し実務経験6年以上、清掃対象面積3万平方メートル以上ある建物において12ヶ月以上継続して現場責任者としての経験を有する者を選任する。

現場責任者は、本契約が仕様書に従った履行がなされるよう、業務実施者を統括し、本契約の履行管理、特許庁担当者との連絡調整、一般清掃員等の管理監督・教育指導等を行い、また、特許庁担当者の指示により清掃に関しての庁舎内調査等を行う。

現場責任者は、日常清掃の定時時間及び定期清掃の時間中常駐し、特許庁担当者と常に連絡がとれる体制としなければならない。なお、現場責任者は、清掃箇所を担当せず、他事業所等と兼務してはならない。

② 副現場責任者

建築物衛生法施行規則で定める清掃作業監督者で、現場責任者を補佐し、現場責任者が不在の場合には代行する能力を有し、実務経験6年以上の者を選任する。

副現場責任者は、現場責任者の補佐として、日常清掃の定時時間及び定期清掃の時間中常駐し、特許庁担当者と常に連絡がとれる体制としなければならない。

③ エリア責任者

建築物衛生法施行規則で定める清掃作業従事者研修として、社団法人全国ビルメンテナンス協会が開催する清掃作業従事者研修又は、自社で研修を行っている場合にあっては社団法人全国ビルメンテナンス協会が開催する清掃作業従事者研修指導者の講習会を受講し認定書を受けた者による研修を修了した者で、本仕様書に従った清掃作業を判断でき、実務経験3年以上の者を日常清掃のために指定するフロア（階）ごとに選任する。

エリア責任者は、2フロア（屋上階、地下3階を含む場合は3フロア）ごとに1名を責任者として、担当するエリアの清掃状況を常に把握し、一般清掃員と協力し、担当するエリアが本仕様書に従った清掃がされ、常に衛生的な状態であるよう努めなければならない。

エリア責任者は、日常清掃の定時時間中常駐し、現場責任者及び副現場責任者と常に連絡できる体制としなければならない。なお、エリア責任者は、担当するエリア以外兼務できない。

④ 一般清掃員

建築物衛生法施行規則で定める清掃作業従事者研修を修了した者で、現場責任者、副現場責任者及びエリア責任者の指示のもと、的確に清掃作業が行える者を選任する。

（2）業務実施者の管理

- ① 業務実施者は、清掃作業にふさわしい全員が統一された制服及び名札を着用し、名札には社名と氏名を記載する。制服については、現物もしくは写真等により特許庁担当者の承諾を得ること。また名札についてもサイズ、記載方法等の確認を特許庁担当者に行うこと。
- ② 受注者は、業務実施者が本仕様に基づき的確に作業が遂行できるよう、適宜講習会を行う等教育を行わなければならない。また、特許庁担当者より教育内容について質疑があった場合には、教育方法、実施時期等について書面をもって回答すること。
- ③ 業務実施者は、清掃作業を行うに当たっては、良好な衛生環境の維持と保全に努め、誠意と責任を持って遂行すること。また外来者及び特許庁職員等に迷惑がかからないよう注意して行うとともに、不快感を与えることのない態度で接すること。
- ④ 業務実施者の移動には、11～14号機のエレベーターを使用すること。また、清掃用具等を運搬する場合は、人、施設、備品等に注意して運搬する。なお、使用しない清掃用具等は放置せず、定められた保管場所に置くこと。
- ⑤ 業務実施者は、本業務において知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、いかなる目的にも使用してはならない。異動、退職した場合についても同様とする。
- ⑥ 業務実施者の作業内容あるいはその他事由から、特許庁担当者が本契約履行に適しないとして改善の要請があった場合、受注者は業務実施者の交替も含めてその是正に努めなければならない。

3. その他事項

- (1) 本仕様書は、清掃作業の概要を示すものであるから、作業の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、記載のない事項であっても、自然付帯の作業、又は契約の目的に従った作業で、特許庁担当者が特に示す事項は、当該契約に含むものとする。
- (2) 本契約履行に際しては、関係諸法令等を遵守し、労働関係（労働基準他）、安全衛生（建築物衛生・危険防止他）及び火災予防等の管理に万全を期すこと。
- (3) 本契約履行のために使用する一切の物は、以下の物を除き受注者の負担とし、使用する清掃用資材、洗剤等は、良質かつ清掃対象に適切な物を使用すること。
 - ① 清掃業務に必要な水及び電力
 - ② 清掃員控室及び内線電話
 - ③ 補充用トイレトペーパー
 - ④ 補充用水せっけん
 - ⑤ 補充用アルコール消毒液
- (4) 清掃作業に必要な鍵の借用は、清掃作業の都度、現場責任者、副現場責任者又はエリア責任者が行うものとし、借用した鍵は厳重に取扱い、清掃終了後は速やかに返却する。
- (5) 現場責任者、副現場責任者及びエリア責任者に貸与する清掃作業用 I C カードは、現場責任者が責任を持って管理を行うこととし、特許庁庁舎外への持ち出しを禁止する。
- (6) 清掃作業に当たっては、施設・備品等を損傷することのないよう留意すること。設

備・備品等に損傷を与えた場合、また、借用した鍵・ＩＣカードを破損、紛失した場合には、受注者の費用負担において原状回復等を行う。なお、鍵の紛失の場合には関連する鍵シリンダーの交換を含む。

(7) 本仕様書に記載のない事項であっても、特許庁庁舎の衛生的環境の維持管理に関することで特許庁担当者より要請があった場合には、協力しなければならない。

(8) 契約締結後、庁舎の使用状況その他の理由により、清掃場所、清掃回数及び清掃時間等の変更をする場合がある。

なお、変更があった場合は、当庁担当者の指示に従わなければならない。

(9) 平成21年度より3カ年で衛生設備の更新工事を予定しており、清掃場所、清掃回数及び清掃時間等を変更・調整する場合がある。

4. 特許庁担当者

特許庁は、特許庁庁舎清掃業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

清掃場所等一覧表

【別表1】

階数	場所	主な床材	面積等	日常清掃回数	定期清掃回数
RF	屋上(共用スペース)	ゴム	907 m ²	1W	－
	通路(西側)	ゴム	195 m ²	1W	－
	通路(東側)	ゴム	63 m ²	1W	－
	階段(南西側)	ビニル	4 m ²	2D	1M
	階段(南東側)	ビニル	4 m ²	2D	1M
16F	事務室(北側)	カーペット	230 m ²	2D	1Y
	事務室(南側)	カーペット	1088 m ²	2D	1Y
	特別会議室	カーペット	181 m ²	1W	1Y
	共用会議室	カーペット	246 m ²	1W	1Y
	審判廷	カーペット	195 m ²	1W	1Y
	顧問室	カーペット	59 m ²	1W	1Y
	講師控室	カーペット	32 m ²	1W	1Y
	面接室1	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室2	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	廊下(北側)	カーペット	168 m ²	2D	1Y
	廊下(西側)	カーペット	207 m ²	2D	1Y
	廊下(東側)	カーペット	155 m ²	2D	1Y
	階段(北西側)	カーペット	4 m ²	2D	1Y
	階段(南西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(北東側)	カーペット	4 m ²	2D	1Y
	階段(南東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	男子便所(西側)	大理石	23 m ²	2/D	1M
	女子便所(西側)	大理石	17 m ²	2/D	1M
	男子便所(東側)	磁器	13 m ²	2/D	1M
	女子便所(東側)	磁器	11 m ²	2/D	1M
	給湯室(北側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	給湯室(南側)	ビニル	9 m ²	1D	1M
	ごみ処理室	ビニル	12 m ²	2D	1M
	更衣休養室	畳	12 m ²	2D	－
	談話室	木	86 m ²	1D	1M
	会議準備室	カーペット	12 m ²	－	1Y
	特別会議室通訳ブース	カーペット	31 m ²	－	1Y
	特別会議室倉庫	カーペット	12 m ²	－	1Y
15F	幹部室	カーペット	57 m ²	2D	1Y
	事務室(北側)	カーペット	1026 m ²	2D	1Y
	事務室(南側)	カーペット	1088 m ²	2D	1Y
	会議室(東側1)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	会議室(東側2)	カーペット	30 m ²	1W	1Y

階数	場所	主な床材	面積等	日常清掃回数	定期清掃回数
15F	面接室1	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室2	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室3	カーペット	9 m ²	1W	1Y
	面接室4	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室5	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室6	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室7	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	講師控室	カーペット	27 m ²	1W	1Y
	廊下(西側)	カーペット	198 m ²	2D	1Y
	廊下(東側)	カーペット	175 m ²	2D	1Y
	中コア(西側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	中コア(東側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	階段(北西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(北東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	男子便所(西側)	磁器	19 m ²	2/D	1M
	女子便所(西側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	男子便所(東側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	女子便所(東側)	磁器	13 m ²	2/D	1M
	給湯室(北側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	給湯室(南側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	ごみ処理室	ビニル	12 m ²	2D	1M
	喫煙所	カーペット	18 m ²	2D	1Y
14F	事務室(北側)	カーペット	1088 m ²	2D	1Y
	事務室(南側)	カーペット	1088 m ²	2D	1Y
	会議室(東側1)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	会議室(東側2)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	面接室1	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室2	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室3	カーペット	13 m ²	1W	1Y
	面接室4	カーペット	15 m ²	1W	1Y
	面接室5	カーペット	9 m ²	1W	1Y
	面接室6	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室7	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室8	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室9	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	廊下(西側)	カーペット	198 m ²	2D	1Y

清掃場所等一覧表

【別表1】

階数	場所	主な床材	面積等	日常清掃回数	定期清掃回数	階数	場所	主な床材	面積等	日常清掃回数	定期清掃回数
14F	廊下(東側)	カーペット	175 m ²	2D	1Y	13F	男子便所(西側)	磁器	19 m ²	2/D	1M
	中コア(西側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y		女子便所(西側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	中コア(東側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y		男子便所(東側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	階段(北西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y		女子便所(東側)	磁器	13 m ²	2/D	1M
	階段(南西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y		給湯室(北側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	階段(北東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y		給湯室(南側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	階段(南東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y		ごみ処理室	ビニル	12 m ²	2D	1M
	男子便所(西側)	磁器	19 m ²	2/D	1M		喫煙所	カーペット	18 m ²	2D	1Y
	女子便所(西側)	磁器	17 m ²	2/D	1M		更衣休養室	畳	14 m ²	2D	－
	男子便所(東側)	磁器	17 m ²	2/D	1M	12F	幹部室	カーペット	57 m ²	2D	1Y
	女子便所(東側)	磁器	13 m ²	2/D	1M		事務室(北側)	カーペット	1026 m ²	2D	1Y
	給湯室(北側)	ビニル	8 m ²	1D	1M		事務室(南側)	カーペット	1088 m ²	2D	1Y
	給湯室(南側)	ビニル	8 m ²	1D	1M		会議室(東側)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	ごみ処理室	ビニル	12 m ²	2D	1M		面接室1	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	喫煙所	カーペット	18 m ²	2D	1Y		面接室2	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	更衣休養室	畳	14 m ²	2D	－		廊下(西側)	カーペット	193 m ²	2D	1Y
13F	幹部室	カーペット	57 m ²	2D	1Y		廊下(東側)	カーペット	175 m ²	2D	1Y
	事務室(北側)	カーペット	1026 m ²	2D	1Y		中コア(西側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	事務室(南側)	カーペット	1088 m ²	2D	1Y		中コア(東側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	会議室(東側1)	カーペット	30 m ²	1W	1Y		階段(北西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	会議室(東側2)	カーペット	30 m ²	1W	1Y		階段(南西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	面接室1	カーペット	8 m ²	1W	1Y		階段(北東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	面接室2	カーペット	8 m ²	1W	1Y		階段(南東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	面接室3	カーペット	13 m ²	1W	1Y		男子便所(西側)	磁器	14 m ²	2/D	1M
	面接室4	カーペット	15 m ²	1W	1Y		女子便所(西側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	面接室5	カーペット	9 m ²	1W	1Y		男子便所(東側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	面接室6	カーペット	8 m ²	1W	1Y		女子便所(東側)	磁器	13 m ²	2/D	1M
	面接室7	カーペット	8 m ²	1W	1Y		給湯室(北側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	面接室8	カーペット	8 m ²	1W	1Y		給湯室(南側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	面接室9	カーペット	8 m ²	1W	1Y		ごみ処理室	ビニル	12 m ²	2D	1M
	廊下(西側)	カーペット	198 m ²	2D	1Y		喫煙所	カーペット	18 m ²	2D	1Y
	廊下(東側)	カーペット	175 m ²	2D	1Y		更衣休養室	畳	14 m ²	2D	－
	中コア(西側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y		休憩室	カーペット	30 m ²	2D	1Y
	中コア(東側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y	11F	事務室(北側)	カーペット	1088 m ²	2D	1Y
	階段(北西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y		事務室(南側)	カーペット	1088 m ²	2D	1Y
	階段(南西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y		会議室(東側)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	階段(北東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y		テレビ面接室	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	階段(南東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y		面接室1	カーペット	8 m ²	1W	1Y

清掃場所等一覧表

【別表1】

階数	場所	主な床材	面積等	日常清掃回数	定期清掃回数
11F	面接室2	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室3	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室4	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	廊下(西側)	カーペット	198 m ²	2D	1Y
	廊下(東側)	カーペット	175 m ²	2D	1Y
	中コア(西側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	中コア(東側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	階段(北西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(北東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	男子便所(西側)	磁器	19 m ²	2/D	1M
	女子便所(西側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	男子便所(東側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	女子便所(東側)	磁器	13 m ²	2/D	1M
	給湯室(北側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	給湯室(南側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	ごみ処理室	ビニル	12 m ²	1D	1M
	喫煙所	カーペット	18 m ²	2D	1Y
	更衣休養室	畳	14 m ²	2D	－
10F	幹部室	カーペット	64 m ²	2D	1Y
	事務室(北側)	カーペット	1028 m ²	2D	1Y
	事務室(南側)	カーペット	1088 m ²	2D	1Y
	会議室(東側1)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	会議室(東側2)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	面接室1	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室2	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室3	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室4	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	廊下(西側)	カーペット	210 m ²	2D	1Y
	廊下(東側)	カーペット	175 m ²	2D	1Y
	中コア(西側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	中コア(東側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	階段(北西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(北東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	男子便所(西側)	磁器	19 m ²	2/D	1M

階数	場所	主な床材	面積等	日常清掃回数	定期清掃回数
10F	女子便所(西側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	男子便所(東側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	女子便所(東側)	磁器	13 m ²	2/D	1M
	給湯室(北側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	給湯室(南側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	ごみ処理室	ビニル	12 m ²	2D	1M
	喫煙所	カーペット	18 m ²	2D	1Y
9F	幹部室	カーペット	194 m ²	2D	1Y
	庁議室	カーペット	189 m ²	1W	1Y
	事務室(北側)	カーペット	673 m ²	2D	1Y
	事務室(南側)	カーペット	1088 m ²	2D	1Y
	会議室(東側)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	労働保健統括医室	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	面接室1	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室2	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	廊下(西側)	カーペット	211 m ²	2D	1Y
	廊下(東側)	カーペット	175 m ²	2D	1Y
	廊下(北側)	カーペット	42 m ²	2D	1Y
	中コア(西側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	中コア(東側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	階段(北西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(北東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	男子便所(西側)	磁器	19 m ²	2/D	1M
	女子便所(西側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	男子便所(東側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	女子便所(東側)	磁器	13 m ²	2/D	1M
	給湯室(北側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	給湯室(南側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	ごみ処理室	ビニル	12 m ²	2D	1M
	喫煙所	カーペット	18 m ²	2D	1Y
8F	幹部室	カーペット	74 m ²	2D	1Y
	事務室(北側1)	カーペット	442 m ²	2D	1Y
	事務室(北側2)	カーペット	193 m ²	2D	1Y
	事務室(北側3)	カーペット	181 m ²	2D	1Y
	事務室(南側)	カーペット	1013 m ²	2D	1Y
	会議室(会計課)	カーペット	56 m ²	1W	1Y

清掃場所等一覧表

【別表1】

階数	場所	主な床材	面積等	日常清掃回数	定期清掃回数
8F	会議室(企画調査課)	カーペット	140 m ²	1W	1Y
	会議室(入札室)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	会議室(東側)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	面接室1	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室2	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	廊下(西側)	カーペット	210 m ²	2D	1Y
	廊下(東側)	カーペット	175 m ²	2D	1Y
	廊下(北側)	カーペット	67 m ²	2D	1Y
	中コア(西側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	中コア(東側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	階段(北西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(北東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	男子便所(西側)	磁器	19 m ²	2/D	1M
	女子便所(西側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	男子便所(東側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	女子便所(東側)	磁器	13 m ²	2/D	1M
	給湯室(北側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	給湯室(南側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	ごみ処理室	ビニル	12 m ²	2D	1M
	喫煙所	カーペット	18 m ²	2D	1Y
	更衣休養室	畳	14 m ²	2D	－
7F	事務室(北側)	カーペット	1088 m ²	2D	1Y
	事務室(南側)	カーペット	1088 m ²	2D	1Y
	会議室(東側1)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	会議室(東側2)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	面接室1	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室2	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室3	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室4	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	廊下(西側)	カーペット	208 m ²	2D	1Y
	廊下(東側)	カーペット	175 m ²	2D	1Y
	中コア(西側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	中コア(東側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	階段(北西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(北東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y

階数	場所	主な床材	面積等	日常清掃回数	定期清掃回数
7F	階段(南東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	男子便所(西側)	磁器	19 m ²	2/D	1M
	女子便所(西側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	男子便所(東側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	女子便所(東側)	磁器	13 m ²	2/D	1M
	給湯室(北側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	給湯室(南側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	ごみ処理室	ビニル	12 m ²	2D	1M
	喫煙所	カーペット	18 m ²	2D	1Y
	更衣休養室	畳	14 m ²	2D	－
6F	事務室(北側)	カーペット	1088 m ²	2D	1Y
	事務室(南側)	カーペット	1088 m ²	2D	1Y
	会議室(東側1)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	会議室(東側2)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	面接室1	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室2	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室3	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	面接室4	カーペット	8 m ²	1W	1Y
	廊下(西側)	カーペット	206 m ²	2D	1Y
	廊下(東側)	カーペット	175 m ²	2D	1Y
	中コア(西側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	中コア(東側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	階段(北西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(北東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	男子便所(西側)	磁器	19 m ²	2/D	1M
	女子便所(西側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	男子便所(東側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	女子便所(東側)	磁器	13 m ²	2/D	1M
	給湯室(北側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	給湯室(南側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	ごみ処理室	ビニル	12 m ²	2D	1M
	喫煙所	カーペット	18 m ²	2D	1Y
5F	事務室(北側)	カーペット	1088 m ²	2D	1Y
	健康管理室エリア	ビニル	407 m ²	2D	1M
	レントゲン室	ビニル	67 m ²	－	1M
	電話交換室	カーペット	39 m ²	2D	1Y

清掃場所等一覧表

【別表1】

階数	場所	主な床材	面積等	日常清掃回数	定期清掃回数
5F	電話交換手控室	畳	38 m ²	2D	－
	会計課機械室	カーペット	19 m ²	－	1Y
	運転手事務室	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	事務室(南側1)	カーペット	95 m ²	2D	1Y
	事務室(南側2)	カーペット	116 m ²	2D	1Y
	資料室	カーペット	68 m ²	－	1Y
	会議室(東側)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	会議室(北西側)	カーペット	16 m ²	1W	1Y
	会議室(南側)	カーペット	68 m ²	1W	1Y
	廊下(西側)	カーペット	206 m ²	2D	1Y
	廊下(東側)	カーペット	175 m ²	2D	1Y
	廊下(南側)	カーペット	98 m ²	2D	1Y
	中コア(西側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	中コア(東側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	階段(北西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(北東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	男子便所(西側)	磁器	19 m ²	2/D	1M
	女子便所(西側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	男子便所(東側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	女子便所(東側)	磁器	13 m ²	2/D	1M
	給湯室(北側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	給湯室(南側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	ごみ処理室	ビニル	12 m ²	2D	1M
	喫煙所	カーペット	18 m ²	2D	1Y
	更衣休養室	畳	16 m ²	2D	－
	休憩室	カーペット	30 m ²	2D	1Y
4F	幹部室	カーペット	74 m ²	2D	1Y
	事務室(北側)	カーペット	1008 m ²	2D	1Y
	事務室(南側)	カーペット	1088 m ²	2D	1Y
	会議室(東側1)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	会議室(東側2)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	会議室(西側1)	カーペット	16 m ²	1W	1Y
	会議室(西側2)	カーペット	16 m ²	1W	1Y
	廊下(西側)	カーペット	205 m ²	2D	1Y
	廊下(東側)	カーペット	175 m ²	2D	1Y
	中コア(西側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y

階数	場所	主な床材	面積等	日常清掃回数	定期清掃回数
4F	中コア(東側)	カーペット	19 m ²	2D	1Y
	階段(北西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(北東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	男子便所(西側)	磁器	19 m ²	2/D	1M
	女子便所(西側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	男子便所(東側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	女子便所(東側)	磁器	13 m ²	2/D	1M
	給湯室(北側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	給湯室(南側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	ごみ処理室	ビニル	12 m ²	2D	1M
	喫煙所	カーペット	18 m ²	2D	1Y
3F	電算室(北側)	カーペット	851 m ²	1W	－
	電算室(南側)	メラミン	931 m ²	1W	－
	電算室(西側)	メラミン	420 m ²	1W	－
	会議室(東側)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	廊下(東側)	カーペット	194 m ²	2D	1Y
	廊下(南西側)	メラミン	63 m ²	1W	－
	廊下(北西側)	メラミン	65 m ²	1W	－
	階段(北西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(北東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	男子便所(東側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	女子便所(東側)	磁器	13 m ²	2/D	1M
	給湯室(南側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	ごみ処理室	ビニル	12 m ²	2D	1M
	電算室倉庫(西側)	メラミン	64 m ²	1W	－
2F	2階ロビー	カーペット	194 m ²	1D	1Y
	公報閲覧室	カーペット	544 m ²	1D	1Y
	公報閲覧室(相談室)	カーペット	130 m ²	1D	1Y
	幹部室1	カーペット	41 m ²	2D	1Y
	幹部室2	カーペット	26 m ²	2D	1Y
	事務室(北側)	カーペット	363 m ²	2D	1Y
	事務室(南側)	カーペット	782 m ²	2D	1Y
	事務室(東側)	カーペット	30 m ²	2D	1Y
	会議室(北側)	カーペット	194 m ²	1W	1Y

清掃場所等一覧表

【別表1】

階数	場所	主な床材	面積等	日常清掃回数	定期清掃回数
2F	会議室(南側1)	カーペット	86 m ²	1W	1Y
	会議室(南側2)	カーペット	12 m ²	1W	1Y
	会議室(東側1)	カーペット	30 m ²	1W	1Y
	会議室(東側2)	カーペット	22 m ²	1W	1Y
	廊下(西側)	カーペット	202 m ²	2D	1Y
	廊下(東側)	カーペット	172 m ²	2D	1Y
	階段(北西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(北東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	男子便所(西側)	磁器	19 m ²	2/D	1M
	女子便所(西側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	男子便所(東側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	女子便所(東側)	磁器	13 m ²	2/D	1M
	給湯室(南側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	ごみ処理室	ビニル	12 m ²	2D	1M
	喫煙所	カーペット	17 m ²	2D	1Y
	更衣休養室	カーペット	10 m ²	2D	1Y
	休憩室	カーペット	26 m ²	2D	1Y
1F	玄関ホール	大理石	959 m ²	1D	1M
	中央ロビー	大理石	423 m ²	1D	1M
	東側風除室	花崗岩	22 m ²	1D	1M
	事務室(北側)	カーペット	986 m ²	2D	1Y
	事務室(南側)	カーペット	984 m ²	2D	1Y
	事務室(中央ロビー)	カーペット	46 m ²	2D	1Y
	会議室(東側)	カーペット	13 m ²	1W	1Y
	正面巡視室	カーペット	6 m ²	2D	1Y
	東巡視室	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	東巡視給湯室	ビニル	11 m ²	1D	1M
	東巡視控室	畳	21 m ²	2D	－
	モデルルーム	カーペット	46 m ²	1W	1Y
	廊下(東側)	ゴム	201 m ²	2D	1Y
	階段(北西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南西側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(北東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(南東側)	カーペット	16 m ²	2D	1Y
	階段(中央ロビー)	カーペット	22 m ²	1D	1Y
	男子便所(西側)	大理石	17 m ²	2/D	1M

階数	場所	主な床材	面積等	日常清掃回数	定期清掃回数
1F	女子便所(西側)	大理石	19 m ²	2/D	1M
	男子便所(東側)	磁器	14 m ²	2/D	1M
	女子便所(東側)	磁器	11 m ²	2/D	1M
	便所(身障者用)	磁器	6 m ²	2/D	1M
	給湯室(北側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	給湯室(南側)	ビニル	8 m ²	1D	1M
	ごみ処理室	ビニル	12 m ²	2D	1M
	更衣休養室	畳	15 m ²	2D	－
	エレベーター(低層用1-5号機)	カーペット	5 台	1D	6M
	エレベーター(高層用6-10号機)	カーペット	5 台	1D	6M
	エレベーター(人荷用11.12号機)	ビニル	2 台	1D	1M
	外周(北側喫煙所含む)	石	1882 m ²	1D	－
B1F	エレベーターホール	ゴム	450 m ²	1D	1M
	電算室	メラミン	925 m ²	1W	－
	特許庁図書室	カーペット	398 m ²	2D	1Y
	共用会議室	カーペット	86 m ²	1W	1Y
	防災センター(中央管理室含む)	カーペット	174 m ²	2D	1Y
	中央管理室控室	畳	18 m ²	2D	－
	防災センター控室	畳	12 m ²	2D	－
	警備員控室	畳	30 m ²	2D	－
	女子警備員控室	畳	7 m ²	2D	－
	サークル室(洋室)	ビニル	37 m ²	－	1M
	サークル室(和室)	畳	59 m ²	－	1M
	多目的室	木	225 m ²	1W	1M
	廊下(北西側)	ビニル	128 m ²	1D	1M
	廊下(北東側)	カーペット	206 m ²	2D	1Y
	廊下(東側)	ビニル	181 m ²	2D	1M
	廊下(南側)	カーペット	52 m ²	2D	1Y
	廊下(厨房)	ビニル	148 m ²	2D	1M
	階段(北西側)	カーペット	15 m ²	1D	6M
	階段(南西側)	カーペット	15 m ²	1D	6M
	階段(北東側)	カーペット	15 m ²	2D	1Y
	階段(南東側)	カーペット	15 m ²	2D	1Y
	階段(エレベーターホール)	大理石	17 m ²	1D	1M
	階段(北側)	カーペット	36 m ²	2D	1Y
	階段(防災センター用)	ビニル	17 m ²	－	1Y
	男子便所(西側)	磁器	17 m ²	2/D	1M
	女子便所(西側)	磁器	17 m ²	2/D	1M

清掃場所等一覧表

【別表1】

階数	場所	主な床材	面積等	日常清掃回数	定期清掃回数
B1F	男子便所(東側)	磁器	11 m2	2/D	1M
	女子便所(東側)	磁器	6 m2	2/D	1M
	男子便所(北側)	磁器	15 m2	2/D	1M
	女子便所(北側)	磁器	10 m2	2/D	1M
	男子便所(厨房)	磁器	5 m2	2/D	1M
	女子便所(厨房)	磁器	4 m2	2/D	1M
	給湯室	ビニル	11 m2	1D	1M
	ごみ処理室	ビニル	18 m2	1D	1M
	喫煙所(北東側)	ビニル	17 m2	2D	1M
	男子更衣シャワー室	ビニル	40 m2	1D	1M
	女子更衣シャワー室	ビニル	25 m2	1D	1M
	浴室	ビニル	10 m2	1D	1M
	食堂1	ゴム	345 m2	-	1M
	食堂2	ゴム	130 m2	-	1M
	食堂3	ゴム	118 m2	-	1M
	喫茶	ゴム	72 m2	-	1M
	パン・牛乳屋	ゴム	12 m2	-	1M
	売店	ゴム	286 m2	-	1M
	売店事務所	ゴム	58 m2	-	1M
	弁当屋	ゴム	47 m2	-	1M
	部屋	ゴム	56 m2	-	1M
	自動販売機コーナー	ゴム	21 m2	1D	1M
	資料室(南側1)	木	57 m2	-	1Y
	資料室(南側2)	カーペット	16 m2	-	1Y
	資料室(南側3)	カーペット	26 m2	-	1Y
	資料室(南側4)	カーペット	39 m2	-	1Y
	資料室(南側5)	カーペット	80 m2	-	1Y
	資料室(南側6)	カーペット	91 m2	-	1Y
	資料室(南側7)	カーペット	57 m2	-	1Y
	資料室(南側8)	カーペット	70 m2	-	1Y
	倉庫(南西側)	ビニル	12 m2	-	1Y
B2F	第1駐車場	コンクリート	3680 m2	1W	-
	第2駐車場	コンクリート	1540 m2	-	1Y
	車路	コンクリート	197 m2	1W	-
	警備員室	ビニル	8 m2	1W	1M
	運転手控室	カーペット	8 m2	2D	1Y
	多目的会議室	木	560 m2	1W	1M
	廊下(西側)	カーペット	159 m2	2D	1Y

階数	場所	主な床材	面積等	日常清掃回数	定期清掃回数
B2F	廊下(東側)	ビニル	156 m2	2D	1M
	階段(北西側)	ビニル	15 m2	2D	1M
	階段(南西側)	ビニル	15 m2	2D	1M
	階段(北東側)	ビニル	15 m2	2D	1M
	階段(南東側)	ビニル	15 m2	2D	1M
	階段(北側)	カーペット	53 m2	2D	1Y
	階段(テナント搬入用)	ビニル	17 m2	2D	1M
	階段(多目的会議室裏)	ビニル	23 m2	-	1Y
	男子便所(西側)	大理石	14 m2	1D	1M
	女子便所(西側)	大理石	14 m2	1D	1M
	男子便所(東側)	磁器	11 m2	1D	1M
	女子便所(東側)	磁器	6 m2	1D	1M
	ごみ処理室	ビニル	18 m2	1D	1M
	清掃員控室	畳	26 m2	2D	-
	多目的会議室倉庫	ビニル	65 m2	-	1Y
	多目的会議室 用具庫	ビニル	16 m2	-	1Y
	資料室(北側)	ビニル	154 m2	-	1Y
	物品庫	ビニル	31 m2	-	1Y
	倉庫(南東側)	ビニル	116 m2	-	1Y
	倉庫(南西側)	ビニル	40 m2	-	1Y
	13号機EVホール	ビニル	24 m2	1D	1M
	14号機EVホール	ビニル	17 m2	1D	1M
	エレベーター (人荷用13.14号機)	ビニル	2 台	1D	1M
B3F	廊下(東側)	ビニル	136 m2	2D	1M
	階段(北西側)	ビニル	31 m2	2D	1M
	階段(南西側)	ビニル	31 m2	2D	1M
	階段(北東側)	ビニル	31 m2	2D	1M
	階段(南東側)	ビニル	31 m2	2D	1M
	男子便所(東側)	磁器	11 m2	1D	1M
	女子便所(東側)	磁器	6 m2	1D	1M
	倉庫(東側)	ビニル	227 m2	-	1Y

※ 清掃回数の表記は以下のとおり。

- ・ 1 D … 1日に1回
- ・ 2 D … 2日に1回
- ・ 2/D … 1日に2回
- ・ 1 W … 1週に1回
- ・ 1 M … 1月に1回
- ・ 1 Y … 1年に1回

清掃作業実施要領

【別表2】

共用部分

清掃場所	清掃対象	清掃区分	清掃回数	特記事項
玄関ホール 中央ロビー 東側風除室 地下1階EVホール階段	床(大理石、花崗岩、カーペット) 壁面 什器備品他	日常	1D	①清掃時間は7:00～9:00とする。 ②雨天用マットは、当庁担当者の指示により敷き込み、片付けを行う。 ③胸像は、タオル、ダストクロス等で埃を取り除く。
	床(大理石、花崗岩、カーペット) 壁面	定期	1M	①床材がカーペットの場所は、清掃回数を「1Y」とする。
2階ロビー 1階中央ロビー階段	床(カーペット) 壁面 什器備品他	日常	1D	①清掃時間は、7:00～8:45とする。
	床(カーペット) 壁面	定期	1Y	
地下1階EVホール 自販機コーナー	床(ゴム、ビニル) 壁面 什器備品他	日常	1D	①清掃時間は、7:00～9:00とする。
	床(ゴム、ビニル) 壁面	定期	1M	
廊下 階段	床(カーペット、ビニル、ゴム) 壁面 什器備品他 消耗品補充 ごみ処理他	日常	2D	①廊下に出されたコレクター及びシュレッダー屑は、随時、各階ごみ処理室に移動する。 ②古紙回収箱より古紙を回収する。 ③衛生消耗品(消毒用アルコール)の補充を適宜行う。 ④2階西側廊下のロッカーは、外、内側を水拭きし、汚れた部分は適正洗剤で汚れを取り、乾拭きで仕上げる。清掃回数は「1W」とし、清掃時間は、7:00～8:45とする。
	床(カーペット、ビニル、ゴム) 壁面	定期	1Y	①床材がビニル、ゴムの場所は、清掃回数を「1M」とする。 ②1階東側廊下のゴム床は、定期清掃不要。
便所	床(磁器、花崗岩、大理石) 壁面 什器備品他 消耗品補充 ごみ処理等	日常	2/D	①便所に用いる資機材は、他の清掃場所と区別して専用のものを用いる。 ②各便所の入口付近に「トイレ清掃チェック表」(別添○)を備え付け、清掃、巡回の都度に記録する。なお、備え付け場所、方法は、当庁担当者に確認を得る。 ③衛生消耗品(トイレトーパー、水せっけん)の補充を適宜行う。 ④ごみ箱、汚物容器のごみ捨てを行う。 ⑤ハンドドライヤーが設置されている箇所は、ハンドドライヤー(特に手挿入部、ドレンタンク等)の清掃を行う。 ⑥女子便所は女子清掃員が清掃を行い、男子清掃員が入るときには女子清掃員が立ち会い、使用者がいないことを確認する。 ⑦巡回清掃を特に念入りに行う。 ⑧清掃は、午前、午後それぞれに行う。(B2F、B3Fは除く) ⑨B2F、B3Fの便所の清掃回数は「1D」とする。
	床(磁器、花崗岩、大理石) 壁面 什器備品他	定期	1M	①便所に用いる資機材は、他の清掃場所と区別して専用のものを用いる。 ②女子便所を清掃する際は、女子清掃員が立ち会い、使用者がいないことを確認する。
給湯室	床(ビニル) 壁面 什器備品他 ごみ処理等	日常	1D	①分別ごみ、茶ガラ、生ごみの運搬は13:00～15:00に行う。
	床(ビニル) 壁面	定期	1M	

清掃作業実施要領

【別表2】

清掃場所	清掃対象	清掃区分	清掃回数	特記事項
ごみ処理室	床(ビニル) 壁面 什器備品他 ごみ処理等	日常	2D	①一般塵芥等の収集・運搬は、毎日7:00～12:00に行う。 ②室内の整理整頓をする。
	床(ビニル) 壁面	定期	1M	
喫煙所	床(カーペット) 壁面 什器備品他 ごみ処理等	日常	2D	①灰皿の吸殻処分と清掃は2回／日程度適宜行う。 ②ごみ箱のごみ捨てを行う。
	床(カーペット) 壁面	定期	1Y	
EV	床(カーペット、ビニル) 壁面	日常	1D	①清掃時間は、7:00～8:30とする。
	床(カーペット、ビニル) 壁面	定期	6M	①床材がビニルの場所は、清掃回数を「1M」とする。
屋上	床(ゴム) 什器備品他	日常	1W	①清掃時間は、12:00～13:00を除く。 ②共用スペースはフェンス外も清掃をする。
駐車場	床(コンクリート、石) 壁面	日常	1W	①排水溝、排水口の詰まりに注意する。 ②第2駐車場の清掃回数は「1Y」とする。
外周り	床(コンクリート、石) 壁面	日常	1D	①植栽内のごみ拾いを行う。 ②排水溝、排水口の詰まりに注意する。 ③北玄関ゲートのレール部の清掃をする。 ④正面玄関の彫刻は、水拭きし、乾拭きで仕上げる。 ⑤特許庁外周に面する歩道については、必要に応じ清掃を行う。

専用部分

清掃場所	清掃対象	清掃区分	清掃周期	特記事項
幹部室	床(カーペット) 壁面 什器備品他 ごみ処理他	日常	2D	①清掃時間は、7:00～9:00とする。ただし、詳細な時間は担当課職員と調整する。 ②担当課職員の立会いのもと行う。 ③会議テーブル、応接用テーブルは全体を水拭きし、汚れた部分は適正洗剤を用いて汚れを取る。 ④会議用椅子、応接用ソファは座面等の埃をタオル・ダスターで乾拭き又は真空掃除機で取り除き、しみがある場合、しみ取り剤を用いてしみを取る。また、汚れの激しいものは当庁担当者に報告し、部分クリーニングを行う。 ⑤古紙回収箱より古紙を回収する。
	床(カーペット) 壁面	定期	1Y	
事務室、中コア	床(カーペット) 壁面 ごみ処理他	日常	2D	①清掃時間は、7:00～8:30とする。 ②古紙回収箱より古紙を回収する。 ③8階北側弁理士室は、職員立ち会いのもと行う。
	床(カーペット) 壁面	定期	1Y	①移動可能物品(イス、会議机等)は、移動させ清掃を行う。

清掃作業実施要領

【別表2】

清掃場所	清掃対象	清掃区分	清掃回数	特記事項
電算室	床(カーペット、メラミン) 壁面 ごみ処理他	日常	1W	①清掃時間は、7:00～8:30とする。 ②電算室内の所定の場所より、ごみ処理室にごみの運搬を行う。 ③古紙回収箱より古紙を回収する。 ④ごみ箱のごみ捨てを毎日行う。
公報閲覧室	床(カーペット) 壁面 什器備品他	日常	1D	①清掃時間は、7:00～8:45とする。 ②机、カウンターは、全体を水拭きし、汚れた部分は適正洗剤を用いて汚れを取る。 ③椅子、電話等は、ダスターで乾拭きし、埃を取り除く。
	床(カーペット) 壁面	定期	1Y	
特許庁図書館	床(カーペット) 壁面 ごみ処理他	日常	2D	①清掃時間は、7:00～9:30とする。
	床(カーペット) 壁面	定期	1Y	
共用会議室 特別会議室 審判廷 顧問室 庁議室 各課会議室 面接室	床(カーペット) 壁面 什器備品他 ごみ処理他	日常	1W	①会議室、面接室の清掃時間は、フロア責任者が、会議室を管理する各担当課と調整する。 ②錠は、フロア責任者が各担当課又は巡視室より借用する。 ③会議テーブルは全体を水拭きし、汚れた部分は適正洗剤を用いて汚れを取る。 ④会議用椅子、応接用ソファは座面等の埃をタオル・ダスターで乾拭き又は真空掃除機で取り除き、しみがある場合、しみ取り剤を用いてしみを取る。また、汚れの激しいものは当庁担当者に報告し、部分クリーニングを行う。 ⑤ごみ箱のごみ捨てを行う。
	床(カーペット) 壁面	定期	1Y	①移動可能物品(イス、テーブル等)は、移動させ清掃を行う。
健康管理室エリア (レントゲン室を含む)	床(ビニル、カーペット) 壁面 ごみ処理他	日常	2D	①医療機器には一切触れないこと。 ②健康管理室(診察室、処置室、レントゲン室等)の医療系廃棄物の容器は、容器蓋の開閉を厳禁とし一切廃棄をしないこと。 ③レントゲン室は定期清掃のみ。 ④古紙回収箱より古紙を回収する。
	床(ビニル、カーペット) 壁面	定期	1M	①レントゲン室床面の定期清掃は、日常清掃の清掃方法による。 ②床材がカーペットの箇所は、清掃回数を「1Y」とする。
防災センター (中央管理室を含む) 巡視室 警備員室 電話交換手室	床(カーペット、ビニル) 壁面 ごみ処理他	日常	2D	①古紙回収箱より古紙を回収する。
	床(カーペット、ビニル) 壁面	定期	1Y	①床材がビニルの箇所は、清掃回数を「1M」とする。
電話交換手控室 巡視控室 警備員控室 中央管理室控室 清掃員控室 運転手控室	床(畳、カーペット) 壁面 什器備品他 ごみ処理他	日常	2D	①古紙回収箱より古紙を回収する。
	床(カーペット) 壁面	定期	1Y	①床材が畳の場所は、定期清掃不要。
多目的室 多目的会議室	床(木) 壁面 什器備品他 ごみ処理他	日常	1W	①ごみ箱のごみ捨てを行う。

清掃作業実施要領

【別表2】

清掃場所	清掃対象	清掃区分	清掃回数	特記事項
	床(木) 壁面	定期	1Y	
サークル室 (和室、洋室)	床(畳、ビニル、木、石) 壁面 什器備品他	定期	1M	①和室の木床部分は、年1回以上ワックスを塗布する。
更衣休養室 休憩室	床(畳、カーペット) 壁面 什器備品他 ごみ処理他	日常	2D	①使用者がいないことを確認し清掃を行う。 ②ごみ箱のごみ捨てを行う。
	床(カーペット) 壁面	定期	1Y	①床材が畳の場所は、定期清掃不要。
更衣室(シャワー 室)	床(ビニル、磁器) 壁面 什器備品他 消耗品補充 ごみ処理等	日常	1D	①清掃時間は、13:00～15:00とする。 ②ロッカーは、汚れた部分をタオル等で水拭き又は適正洗剤を用いて拭き、乾拭きで仕上げる。 ③シャワー室は、スノコを外し清掃する。 ④衛生消耗品(水せっけん)の補充をする。 ⑤ごみ箱のごみ捨てを行う。
	床(ビニル、磁器) 壁面	定期	1M	
浴室	床(ビニル、磁器) 壁面 什器備品他 ごみ処理等	日常	1D	
	床(ビニル、磁器) 壁面	定期	1M	
資料室 倉庫 準備室 機械室等	床(ビニル、カーペット) 壁面	定期	1Y	①床面の定期清掃は、日常清掃の清掃方法による。 ②錠は、各担当課又は巡視室より借用する。 ③清掃範囲、清掃方法を担当課職員と再確認をする。
食堂、売店等	床(木) 壁面 什器備品他	日常	1D	①日常清掃は16階談話室のみ。16階談話室は、現在、打ち合わせ場所に使用されているため、利用者に配慮し清掃を行う。
	床(ゴム、木)	定期	1M	①移動可能物品(イス、テーブル等)は、移動させて清掃を行う。

※ 清掃回数の表記は以下のとおり。

- ・ 1D … 1日に1回
- ・ 2D … 2日に1回
- ・ 2/D … 1日に2回
- ・ 1W … 1週に1回
- ・ 1M … 1月に1回
- ・ 1Y … 1年に1回

※ 清掃時間は、変更する場合がある。その場合、当庁担当官の指示に従う。

清掃方法一覧表

【別表3】

清掃対象		清掃種別	清掃方法
床面	石床(大理石、花崗岩)	日常	隅は自在ぼうき又は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで除塵し、汚れている箇所は、モップで水拭き又は適正洗剤を用いて汚れを取る。また、週に1度は全面を水拭きすること。なお、便所内の花崗岩、大理石については、磁器タイル床と同様の清掃方法とする。
		定期	隅は自在ぼうき又は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで除塵し、適正洗剤によるポリッシャー清掃をする。
	磁器タイル床	日常	自在ぼうき等で除塵し、モップで水拭きをする。汚れた部分は、適正洗剤を用いて汚れを取る。
		定期	隅は自在ぼうき等で除塵し、適正洗剤によるポリッシャー清掃を行う。
	カーペット床	日常	真空掃除機を使い除塵し、シミ等がある場合、シミ抜き洗浄剤を使い汚れを落とす。また、カーペットの汚れ等の激しいものは当庁担当者に報告し、部分クリーニングを行う。
		定期	真空掃除機を使い除塵したのち、ポリッシャー等により全面クリーニングを行う。
	ビニル床 ゴム床	日常	隅は自在ぼうき又は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで除塵し、汚れている箇所は、モップで水拭き又は適正洗剤を用いて汚れを取る。また、週に1度は全面を水拭きすること。
		定期	隅は自在ぼうき又は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで除塵し、適正洗剤によるポリッシャー清掃をしたのち、ワックスを塗布する。ワックスの塗布は2層以上とする。また、床面の状態により、部分剥離、全面剥離清掃を行う。この場合、ワックスの塗布は3層以上とする。
	メラミン床	日常	隅は自在ぼうき又は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで除塵し、汚れている箇所は、モップで水拭き又は適正洗剤を用いて汚れを取る。
	木床	日常	隅は自在ぼうき又は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで除塵し、汚れている箇所は、モップで水拭き又は適正洗剤を用いて汚れを取る。
		定期	隅は自在ぼうき又は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで除塵し、全面を水拭きする。また、年1回以上は、ワックスを塗布する。ワックスの塗布は2層以上とする。
	畳	日常	真空掃除機で吸塵する。
		定期	真空掃除機で吸塵ののち、ぞうきんで水拭きをする。
	雨天用マット	日常	清掃方法は、カーペット床と同じ。
		定期	同上
壁面	ゴム床(屋上) タイル石(外周り) コンクリート	日常	拾い掃き清掃とし、汚れの目立つ部分はブラシ等で水洗い(必要に応じて適正洗剤を用いる)をする。
	壁(壁面に取り付けられた操作盤等を含む) 扉・柱 壁面収納庫	日常	汚れた部分は、乾拭き、水拭き又は適正洗剤を用いて汚れを取る。作業は手の届く範囲で行う。また、清掃にあたっては、拭きムラにならないよう留意する。
		定期	全面を乾拭き、汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて汚れを取る。清掃にあたっては、拭きムラにならないよう留意する。天井付近は、モップ、脚立等を使用し行う。
	ガラス(窓ガラス以外) 鏡	日常	汚れた部分は、乾拭き、水拭き又は適正洗剤を用いて汚れを取り、乾拭きで仕上げる。作業は手の届く範囲で行う。
		定期	全面を水拭き(必要に応じて適正洗剤を用いる)し、乾拭きで仕上げる。天井付近は、脚立等を使用し行う。
	窓ガラス	日常	汚れた部分は、乾拭き、水拭き又は適正洗剤を用いて汚れを取り、乾拭きで仕上げる。なお、作業は手の届く範囲で行う。

清掃方法一覧表

【別表3】

清掃対象		清掃種別	清掃方法
什器備品他	什器備品 金属部分	日常	タオル、ダストクロス等でほこりを取り、汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤を用いて汚れを取り、乾拭きで仕上げる。
		定期	同上
	衛生陶器	日常	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。
		定期	同上
	冷水器 うがい器	日常	冷水器、うがい器は、表面及びシンク内を乾拭き、水拭き又は適正洗剤で拭き、シンク内の目皿に詰まったごみを除去する。
	流し台	日常	中性洗剤を用いてスポンジたわしで洗浄し、タオルで拭く。 排水口ごみかごに溜まったごみを適切に処理し、かごは水洗い又は適正洗剤を用いて洗浄する。
	排水溝、排水口	日常	構内の排水溝は、グレーチングを外し清掃する。排水口等の通水には特に留意し故障、破損箇所を発見したときは直ちに当庁担当官へ連絡する。
消耗品補充	衛生消耗品	日常	①トイレトーパーは、各トイレブースに予備も含め適宜補充する。 ②水せっけんは、規定倍率に希釈の上、便所用具庫に設置されている共用水せっけんタンク及び洗面器の個別水せっけんタンクに適宜補充する。 ③消毒用アルコールは、玄関、各執務室扉付近等に設置されているタンクに適宜補充する。
ごみ処理等	一般塵芥等	日常	①廊下のコレクター及びシュレッダー屑は、随時各階ごみ処理室に運搬する。 ②コレクターは、地下2階ごみ処理機械室に運搬する。
	分別ごみ	日常	①給湯室に分別収集された空缶、空びん、空ペットボトル及び弁当ガラは、地下2階ごみ処理機械室に運搬する。 ②ポリバケツが汚れている場合は、乾拭き、水拭き又は適正洗剤等を用いて洗浄する。
	茶ガラ、生ごみ	日常	①給湯室・幹部室の茶ガラ、生ごみは、地下2階ごみ処理機械室に運搬する。 ②茶ガラ入れは、水拭き又は適正洗剤を用いて洗浄する。
	灰皿	日常	①喫煙室の吸殻の収集・運搬に当たっては、火災に注意し、水をためたバケツを用いて吸殻に十分水を含ませて行う。 ②収集した吸殻は、地下2階ごみ処理機械室に運搬する。 ③灰皿は、吸殻を処分した後、乾拭き又は水拭きする。 ④喫煙室で使用している置き式の灰皿については、清掃終了後火災予防のため灰皿内に水を入れる。
	ごみ箱	日常	①清掃回数に関わらず日1回以上する。 ②ごみ箱が汚れている場合は、乾拭き、水拭き又は適正洗剤等を用いて洗浄する。
	汚物容器	日常	内容物を収集し、容器の汚れた部分は、乾拭き、水拭き又は適正洗剤を用いて汚れを取る。
	古紙回収箱	日常	事務室及び廊下に置いてある古紙収納箱に収集された古紙等を、各階ごみ処理室に運び種類毎に分別し整理する。なお、作業後は、古紙収納箱を元の位置に戻す。
その他	破損、故障の報告	その他	清掃作業中に設備、備品等の破損、故障を発見したときは、速やかに当庁担当官に報告する。
	遺失物の発見	その他	清掃作業中に遺失物を発見したときは、速やかに当庁担当官に報告するとともに拾得物を提出する。

トイレ清掃チェック表

エリア責任者氏名

階 側 男子便所 ・ 女子便所

[illegible]

※チェック箇所を清掃した場合には○、キレイなことを確認した場合にはレを記入。

平成 年 月 日

清掃員配置表

氏名及び担当フロア	性別	清掃時間																	
		7		8		9		10		11		12		13		14		15	
		00	30	00	30	00	30	00	30	00	30	00	30	00	30	00	30	00	30

清掃日報(日常清掃)

統括責任者

清掃員人数

常勤清掃員 人 (統括責任者を除く)

非常勤清掃員 人

定時外の臨時清掃、用務作業担当者

男:

女:

消耗品等引き渡し物品

統括責任者からの報告事項

追加清掃箇所

特許庁からの指摘事項

※この清掃日報は正・副作成し、請負人及び特許庁のお互いが保管する。
 ※統括責任者は、臨時清掃、用務作業、シミ抜き、部分クリーニングを行った場合、
 また、清掃不能箇所があった場合には対応策を含め本清掃日報にて報告する。

特許庁担当者確認印	

平成 年 月 日

清掃日報(定期清掃)

統括責任者

清掃時間	:	~	:

清掃人数	人 (統括責任者を除く)

清掃場所及び清掃方法

統括責任者からの報告事項

特許庁からの指摘事項

※この清掃日報は正・副作成し、請負人及び特許庁のお互いが保管する。
 ※この清掃日報は、清掃実施日ごとに作成する。
 ※清掃不能箇所があった場合には対応策を含め本清掃日報にて報告する。

特許庁担当者確認印	

平成 年 月 日

トイレトーパー補充表

前週在庫量 0

補充日	場所		16F	15F	14F	13F	12F	11F	10F	9F	8F	7F	6F	5F	4F	3F	2F	1F	B1F	B2F	B3F	他				計
月 日()	西	男														×					×	長官室		B1F北男		0
		女														×					×	身障者用		B1F北女		
	東	男																				×	×	厨房男		
		女																				×	×	厨房女		
月 日()	西	男														×					×	長官室		B1F北男		0
		女														×					×	身障者用		B1F北女		
	東	男																				×	×	厨房男		
		女																				×	×	厨房女		
月 日()	西	男														×					×	長官室		B1F北男		0
		女														×					×	身障者用		B1F北女		
	東	男																				×	×	厨房男		
		女																				×	×	厨房女		
月 日()	西	男														×					×	長官室		B1F北男		0
		女														×					×	身障者用		B1F北女		
	東	男																				×	×	厨房男		
		女																				×	×	厨房女		
月 日()	西	男														×					×	長官室		B1F北男		0
		女														×					×	身障者用		B1F北女		
	東	男																				×	×	厨房男		
		女																				×	×	厨房女		

※単位(巻)

現在在庫量 0

平成 年 月 日

水せっけん補充表

前週在庫量 0

補充日	場所	共用タンク														個別タンク							計
		16F		15F	14F		11F	9F		6F		3F	2F	1F	B1F	12F	1F	B1F			B2F	B3F	
		西側	東側	東側	西側	東側	西側	西側	東側	西側	東側	東側	西側	東側	西側	西側	身障者用	北側	厨房用	シャワー室	東側	東側	
月 日 ()	男														×								0
	女		×											×		×							
月 日 ()	男														×								0
	女		×											×		×							
月 日 ()	男														×								0
	女		×											×		×							
月 日 ()	男														×								0
	女		×											×		×							
月 日 ()	男														×								0
	女		×											×		×							
月 日 ()	男														×								0
	女		×											×		×							
月 日 ()	男														×								0
	女		×											×		×							
月 日 ()	男														×								0
	女		×											×		×							

※単位(リットル)

現在在庫量 0

ただし、補充量は目分量(リットル)とする。

平成 年 月 日

アルコール消毒薬補充表

前回在庫量 0

補充日	場所	16F	15F	14F	13F	12F	11F	10F	9F	8F	7F	6F	5F	4F	3F	1F	B1F	B2F	他	計
月 日()	北西														×		×		正面 玄関	0
	北東														×			×	東口 玄関	
	南西														×		×	×	北口 玄関	
	南東																×	×		
月 日()	北西														×		×		正面 玄関	0
	北東														×			×	東口 玄関	
	南西														×		×	×	北口 玄関	
	南東																×	×	×	
月 日()	北西														×		×		正面 玄関	0
	北東														×			×	東口 玄関	
	南西														×		×	×	北口 玄関	
	南東																×	×	×	
月 日()	北西														×		×		正面 玄関	0
	北東														×			×	東口 玄関	
	南西														×		×	×	北口 玄関	
	南東																×	×	×	

※単位(リットル)

現在在庫量 0

ただし、補充量はボトルに対する目分量(1／〇)とする。

2-2 特許庁庁舎窓ガラス等清掃業務仕様書

1. 窓の外表面清掃について、業務実施者は、ゴンドラ（免許取得者に限る）及び安全帯を使用して行うこととし、運転方法等については当庁の指定する者の説明を受け、注意事項を厳守し、事故等を起こさないよう安全に十分心掛けること。

なお、人身事故等の責任は、すべて受注者が負うものとする。

2. 清掃回数

6月、9月、12月、3月の4回、毎年度実施するものとする。

ただし、アルミサッシについては、9月に1回、毎年度実施する。

また、作業日については、総括管理業務責任者と事前に協議のうえで決定し、作業日程表、作業届及び作業員名簿を提出するものとする。

3. 清掃手順

- (1) アルミサッシについては、刷毛又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵を行う。
- (2) 中性洗剤を用いて汚れを除去して汚水を拭き取り、水拭きをし、乾拭きして仕上げる。
- (3) ガラス表面については中性洗剤等を含ませた水を、シャンプーホルダー（スポンジワイパー）等を含ませたものを塗布し、汚れを除去すること。
- (4) スクイジーで汚水を除去すること。
- (5) 汚れが目立つ場合、水分を絞ったウエスに研磨剤をつけて擦り取ること。
- (6) 最後に、ガラス面やサッシ等についた水分・汚れをウエスで拭き取ること。

4. 清掃区域（別図参照）

- (1) 1階から16階
- (2) 玄関棟
- (3) 光庭側面
- (4) 光庭トップライト

5. 清掃面積

別添面積表のとおり

6. その他注意事項

- (1) 塩酸、硝酸等の酸性液体処理及びサンドペーパー等は使用しないこと。
- (2) 作業に使用した用具等の後片付けを行うこと。
- (3) 1階～3階の窓ガラスについては、防犯用の破壊センサーが設置されているため、

用具等を接触させぬよう十分に注意し作業を行うこと。

(4) 日照調整フィルムが貼られている場所は、十分注意すること。

(5) 作業完了後は、庁舎に設置されている安全袋用フック取り付け金具を収納すること。

7. 特許庁担当者

特許庁は、特許庁庁舎窓ガラス等清掃業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

【別添】

清掃面積表（窓ガラス面積）

(m²)

1 6 階	2 8 2. 3 0 (内書き [1]	71. 10、	内書き [2]	9. 46)
1 5 階	2 8 2. 3 0 (内書き [1]	71. 10、	内書き [2]	9. 46)
1 4 階	2 8 2. 3 0 (内書き [1]	71. 10、	内書き [2]	9. 46)
1 3 階	2 8 2. 3 0 (内書き [1]	71. 10、	内書き [2]	9. 46)
1 2 階	2 8 2. 3 0 (内書き [1]	71. 10、	内書き [2]	9. 46)
1 1 階	2 8 2. 3 0 (内書き [1]	71. 10、	内書き [2]	9. 46)
1 0 階	2 8 2. 3 0 (内書き [1]	71. 10、	内書き [2]	9. 46)
9 階	2 8 2. 3 0 (内書き [1]	71. 10、	内書き [2]	9. 46)
8 階	2 8 2. 3 0 (内書き [1]	71. 10、	内書き [2]	9. 46)
7 階	2 8 2. 3 0 (内書き [1]	71. 10、	内書き [2]	9. 46)
6 階	2 8 2. 3 0 (内書き [1]	71. 10、	内書き [2]	9. 46)
5 階	2 8 2. 3 0 (内書き [1]	71. 10、	内書き [2]	9. 46)
4 階	2 8 2. 3 0 (内書き [1]	71. 10、	内書き [2]	9. 46)
3 階	2 2 3. 1 6 (内書き [1]	65. 39	内書き [2]	6. 32)
2 階	2 2 3. 1 6 (内書き [1]	65. 39、	内書き [2]	6. 32)
1 階	1 1 3. 8 0 (内書き [1]	9. 46、	内書き [2]	9. 46)
小 計	4, 2 3 0. 0 2 (内書き [1]	<u>1,064.54</u> 、	内書き [2]	<u>145.08</u>)
玄 関 棟	両面清掃面積	<u>4 8 5. 3 4</u>		
	片面清掃	<u>2 2 7. 8 7</u> (エントランス、天井)		
光庭側面 (ゴンドラ清掃)	両面清掃面積	<u>1, 9 0 8. 9 3</u>		
	片面清掃	<u>2, 6 1 3. 3 0</u> (腰壁部分)		
光庭トッライト	片面清掃	<u>5 5 1. 9 8</u>		

※内書き [1] は、ゴンドラ清掃を必要とする面積。

内書き [2] は、内書き [1] の部分で両面清掃を行う面積を示す。

※※小計 4, 2 3 0. 02 (m²) は、庁舎外壁面の青色（両面清掃）・緑色・赤色でマークされた窓面積です。

【別添】

アルミサッシ清掃面積表（内面）

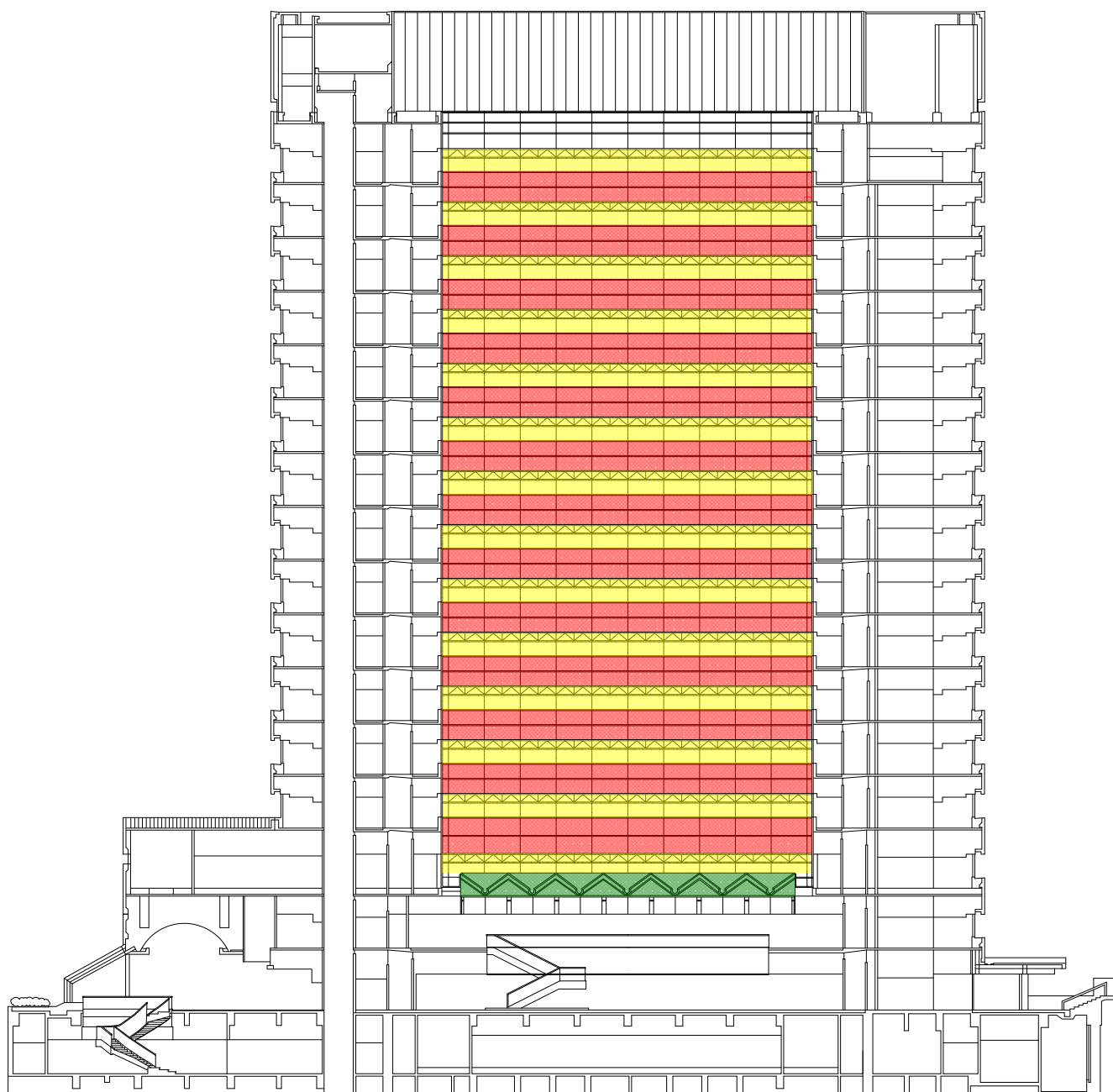
単位：㎡

場所	事務室北・南	光庭北・南	光庭東・西	廊下東・西	計
1 6 階	38.54	24.64	7.68	39.56	110.42
1 5 階	38.54	24.64	7.68	39.56	110.42
1 4 階	38.54	24.64	7.68	39.56	110.42
1 3 階	38.54	24.64	7.68	39.56	110.42
1 2 階	38.54	24.64	7.68	39.56	110.42
1 1 階	38.54	24.64	7.68	39.56	110.42
1 0 階	38.54	24.64	7.68	39.56	110.42
9 階	38.54	24.64	7.68	39.56	110.42
8 階	38.54	24.64	7.68	39.56	110.42
7 階	38.54	24.64	7.68	39.56	110.42
6 階	38.54	24.64	7.68	39.56	110.42
5 階	38.54	24.64	7.68	39.56	110.42
4 階	38.54	24.64	7.68	39.56	110.42
3 階	38.54	24.64	7.68	19.78	90.64
2 階	38.54	*	*	19.78	58.32
1 階	38.54	*	*	*	38.54
合計	616.64	344.96	107.52	553.84	1622.96



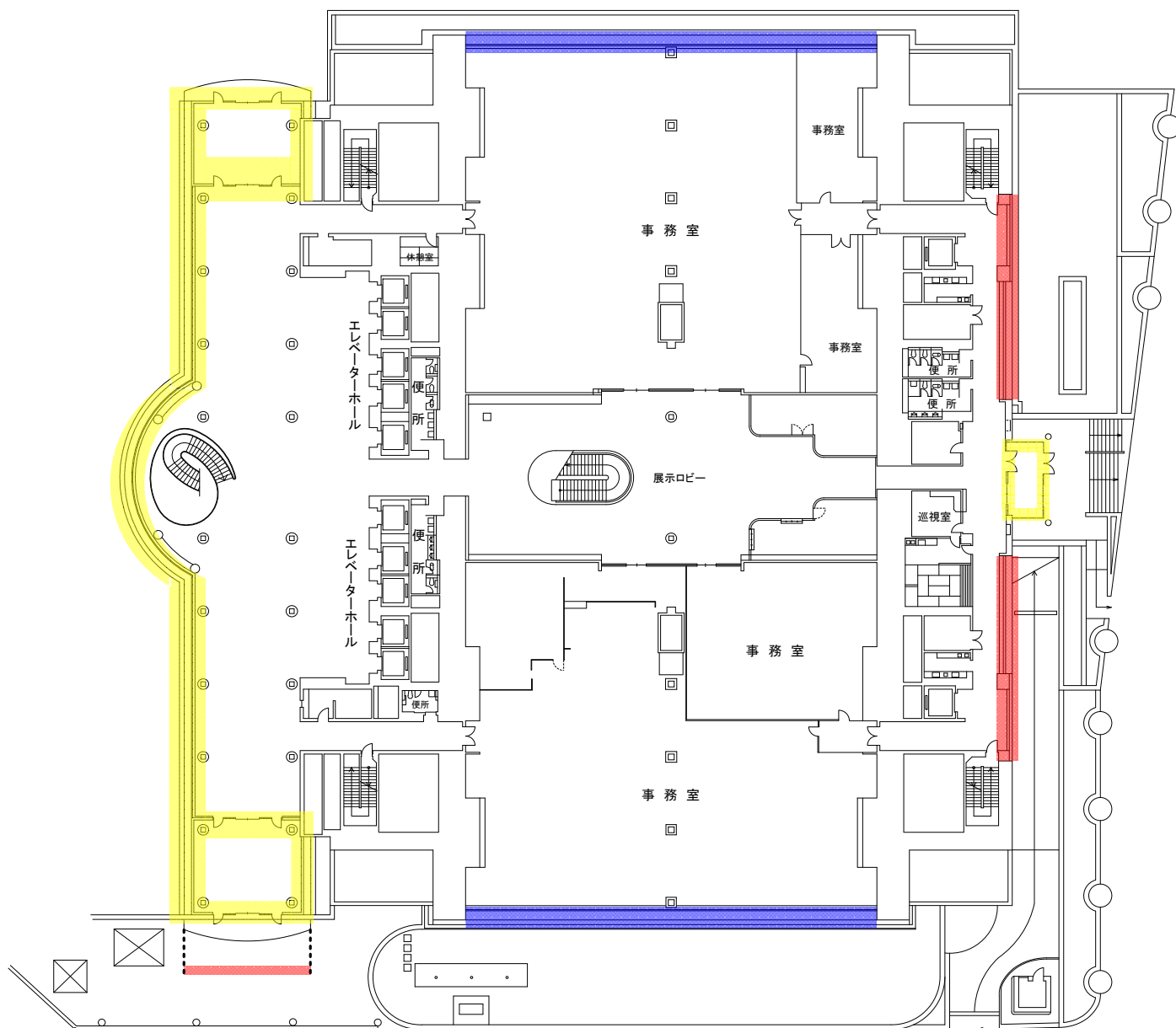
- 両面清掃部
- 片面清掃部
- トップライト部

南北断面図



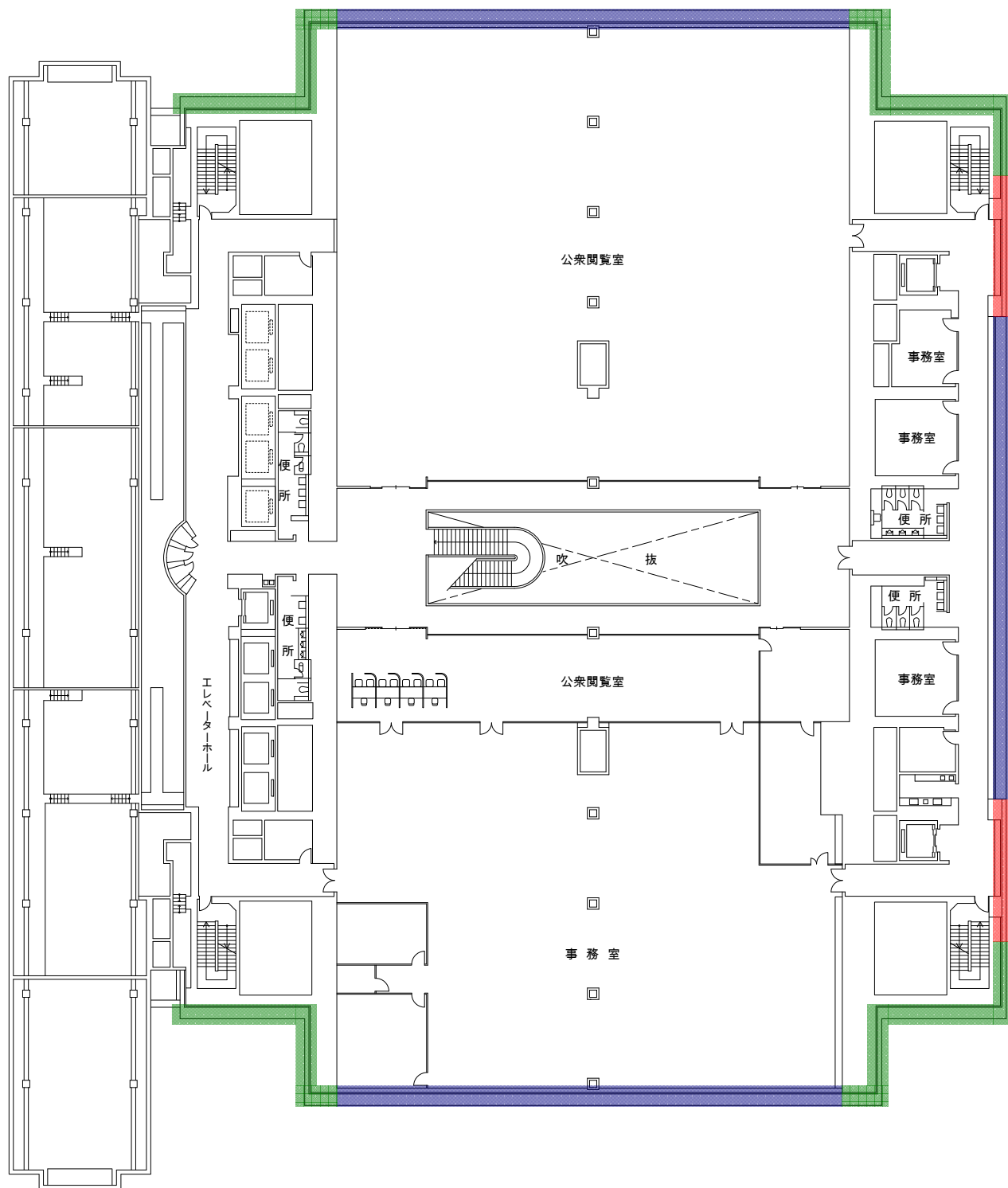
- 両面清掃部
- 片面清掃部
- トップライト部

東西断面図



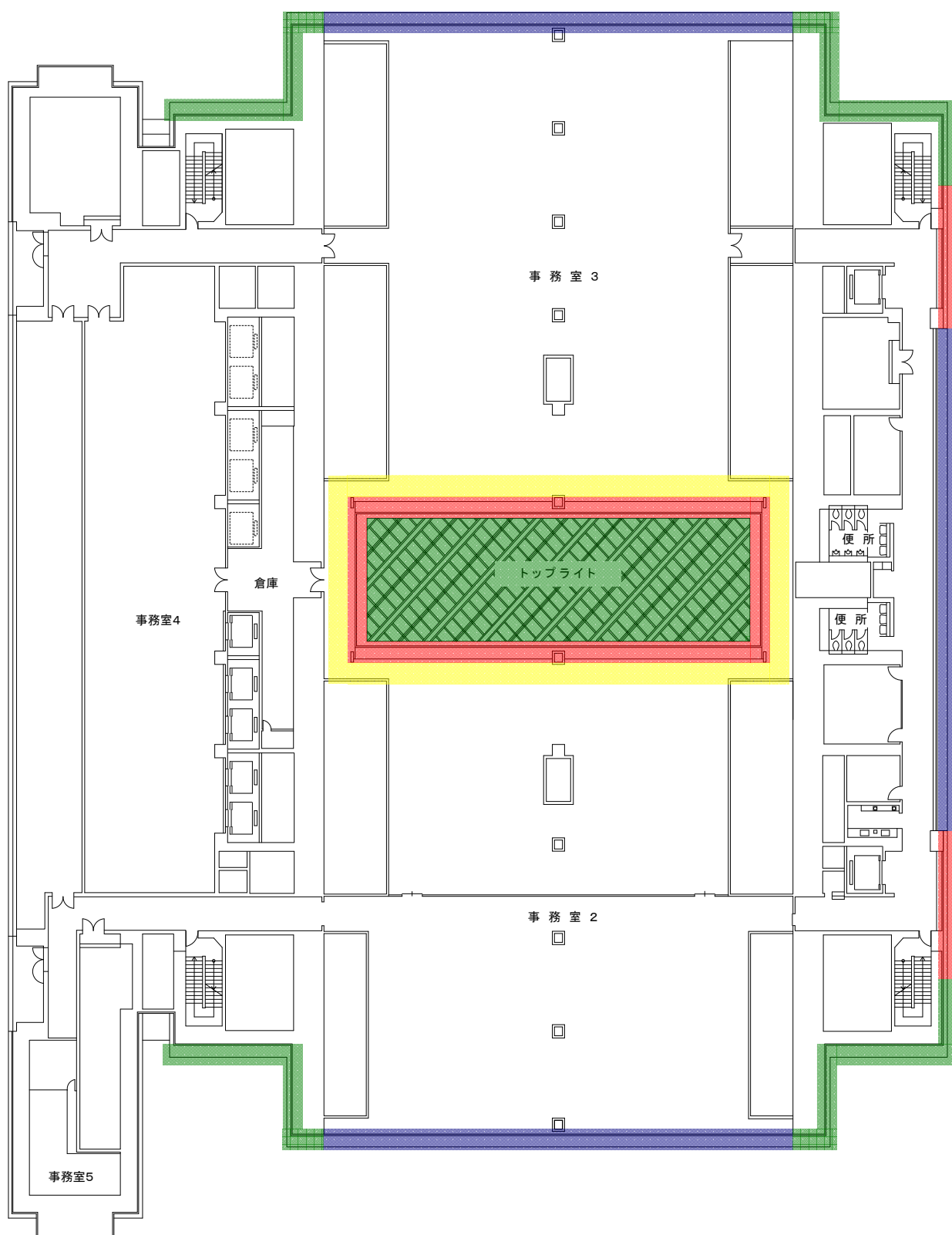
- 両面清掃部
- 片面清掃部
- トップライト部
- 庁舎外壁面

1階平面図



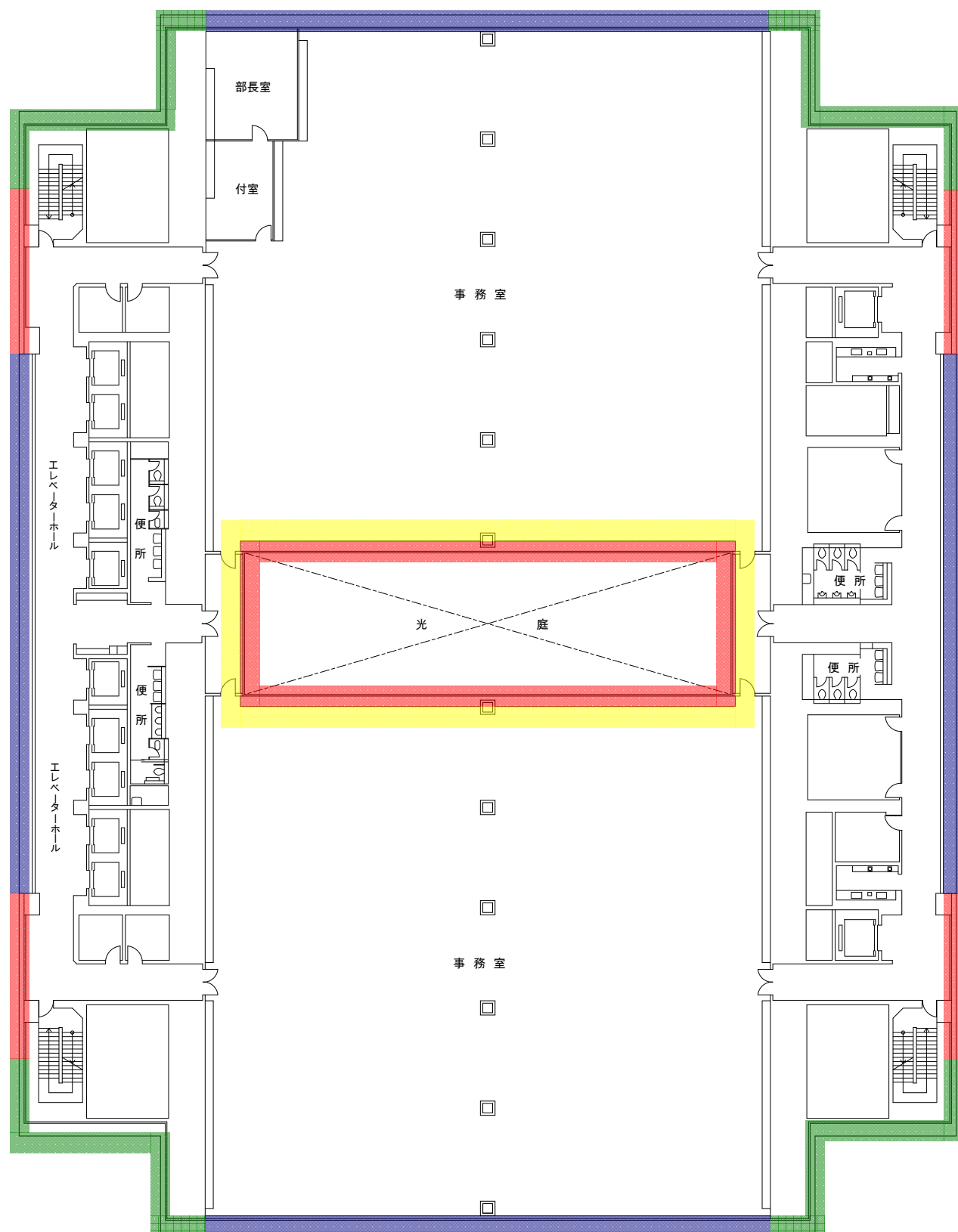
2階平面図

- 両面清掃部
- 片面清掃部
- トップライト部
- 庁舎外壁面



- 両面清掃部
- 片面清掃部
- トップライト部
- 庁舎外壁面

3階平面図



- 両面清掃部
- 片面清掃部
- トップライト部
- 庁舎外壁面

4階～16階平面図

(別紙 3)

3 植栽等管理業務

3－1 特許庁植栽地植栽管理業務仕様書

目 的 特許庁庁舎周りの植栽地の維持管理（高木・中木・灌木等の剪定、施肥、病虫害防除、除草、植込内清掃）等を行うことを目的とする。

1. 共通事項

- (1) 作業場所は、別図のとおりとする。
- (2) 作業前に作業員名簿、作業工程表及び作業届を作成し、総括管理業務責任者に提出するものとし、各作業日程については総括管理業務責任者の指示を受けるものとする。
また、作業工程表に変更が生じた場合には、速やかに総括管理業務責任者に報告するものとする。
- (3) 作業に当たっては、樹木の特性、活力及び環境条件等を勘案のうえ、細心の注意をもって作業を行うものとする。
- (4) 作業施工は、来庁者、通行人等に危険のないよう充分に注意して行うこととし、施設、樹木等に損傷を及ぼすことのないよう施工することとする。
また、万一損傷を及ぼした場合は、速やかに総括管理業務責任者に報告のうえ受注者の責任において現状回復を行うものとする。
- (5) 作業用機器及び道具類は、各作業に適するものを使用するものとする。
また、発生材の処分は速やかに受注者が行うものとする。
- (6) 作業に使用する薬剤、肥料等は適正なものを使用するものとする。
- (7) 各作業終了ごとに、速やかに作業報告書を作成し、総括管理業務責任者に報告し検査を受けるものとする。

2. 種類及び数量

別表のとおりとする。

3. 作業内容

- (1) 植木剪定
 - ① 高中木・毎年度 1 回実施、灌木類・毎年度 2 回実施
 - ア. 常緑高木 8 月
 - イ. 落葉高木 1 2 月

ウ. 中 木 8月

エ. 灌 木 類 5月、6月

② 剪定は、樹形の骨格づくり、樹冠の整正及び込み過ぎによる枯損枝の発生防止等を目的とするもので、切詰め、枝すかし等を行うこと。

③ 剪定実施後の発生材等は庁から持ち出し処分すること。

(注) 剪定は、花が終わってから実施すること。

(2) 施 肥

① 毎年度2回実施（8月、2月）

ア. 高中木類 樹木の特性に応じた固形肥料を、樹木の幹を中心にして、葉張りの外周線下に溝又は穴を掘り施すか若しくは最も効率的な位置に置くこと。

イ. 灌 木 類 粒状固形肥料を平方メートル当たり150g地表散布すること。

(3) 病虫害防除

① 毎年度4回実施（5月、6月、8月、10月）

② 散布方法等は、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行い、枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布すること。

③ 散布に際しては、風下から背を風上に向けて歩くように散布する。

また、来庁者、通行人等対象物以外のものにも薬剤がかからないように充分注意して行うこと。

④ 薬剤等の使用に関しては、農薬関連法規及び薬剤メーカー等で定めている使用安全基準、使用方法等を遵守すること。

(4) 除 草

① 毎年度5回実施（5月、6月、7月、8月、10月）

② 既存植物を痛めないよう除草ホークなどを用いて、根ごと取り除くこと。

③ 抜き取った雑草は、指定場所に集積し、まとめて処理し除草跡はきれいに清掃すること。

(5) 植込地全面清掃

① 毎年度2回実施（9月、1月）

② 特に、全面清掃の必要な箇所以外は、落葉、小枝等はそのまま堆積させて土に還元させるよう努めること。

③ 植込み内のゴミ等は、灌木等を傷めないよう注意して取り除き、現場外に運搬処理すること。

④ 溝、雨水桝上に溜まったゴミ、土砂等は入念に取り除き、排水を常に良好な状

態に保つこと。

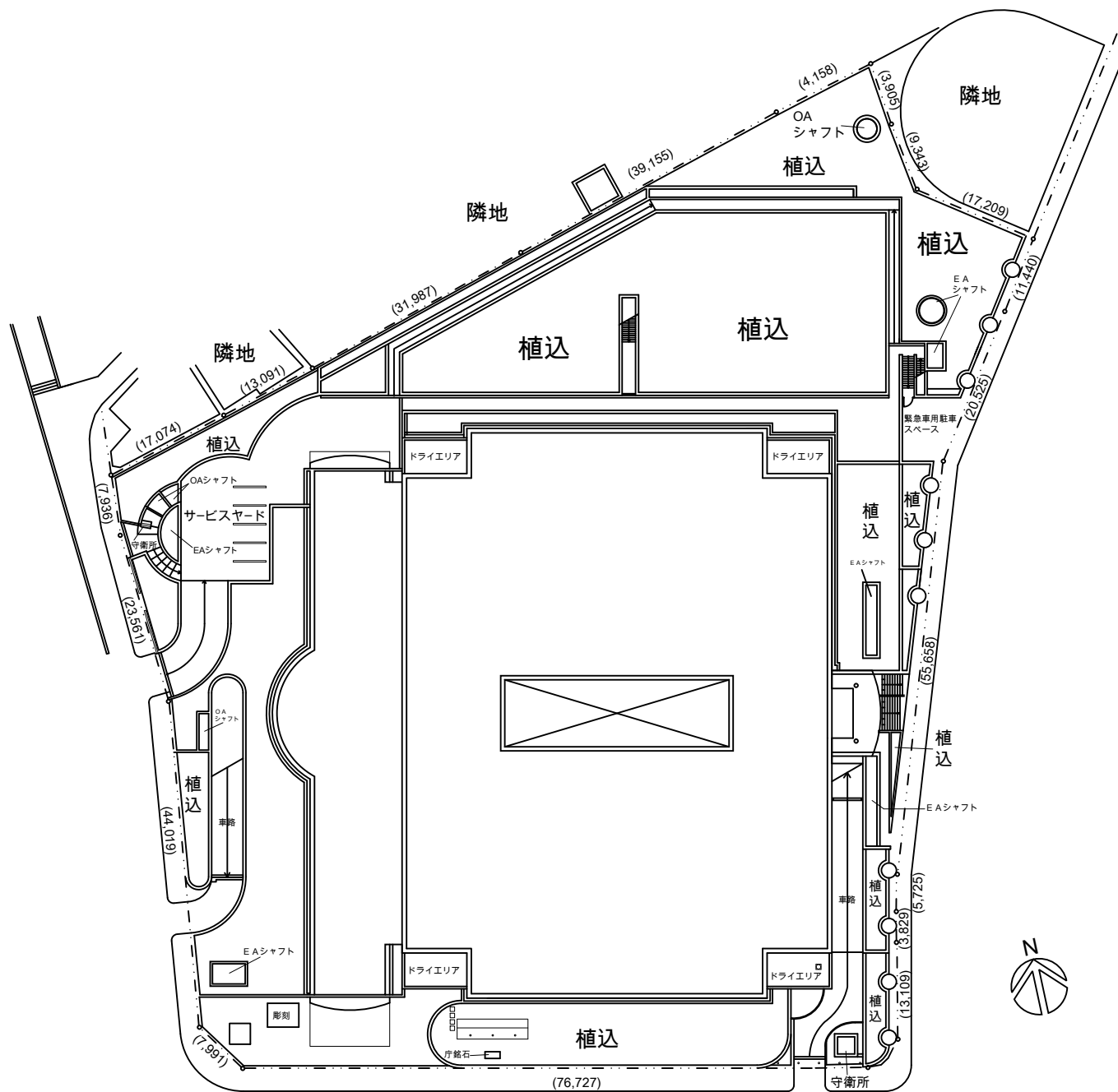
4. その他

2級造園施工管理技士の資格を有していることを証明出来る自社員を現場責任者とし、作業中は現場責任者が常駐すること。

5. 特許庁担当者

特許庁は、特許庁植栽地植栽管理業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。



特許庁植栽地植栽管理作業場所

【別表】

特 許 庁 現 況 樹 木 数 量 総 括 表

樹 種	数 量	単位	高 木 (C = c m)						中木 (H=m)	
			29以下	30～	60～	90～	120～	150～	2～3	
常 緑 樹	123	本		9	22	8	7	2		75
シラカシ	19	〃		7	7	1	2	2		
クスノキ	19	〃			13	4	2			
モッコク	19	〃		1						18
キンモクセイ	18	〃								18
ツバキ	14	〃								14
ヤマモモ	8	〃			2	3	3			
ソヨゴ	3	〃								3
ゲッケイジュ	1	〃		1						
タチカンツバキ	2	〃								2
ワビスケ	2	〃								2
サザンカ	2	〃								2
ブツレア	14	〃								14
ニシキギ	2	〃								2
落 葉 樹	20	〃	5	5	7	2	1			
ヤマボウシ	1	〃		1						
ケヤキ	2	〃			1		1			
ハナモクレン	1	〃			1					
モミジ	12	〃	4	2	5	1				
コブシ	1	〃		1						
サルスベリ	1	〃				1				
シタレザクラ	1	〃		1						
ヤエザクラ	1	〃	1							
合 計	143	〃	5	14	29	10	8	2		75
灌 木	3249.20	m ²								
サツキ	1701.36	〃								
ヒサカキ	79.04	〃								
トウタマンツツジ	107.00	〃								
オオムラサキツツジ	550.00	〃								
キシマツツジ	94.70	〃								
コクチナシ	5.00	〃								
カンツバキ	286.00	〃								
ヤツデ	2.00	〃								
ハイビヤクシン	13.90	〃								
ガザニア	12.40	〃								
アベリア・コンフェッティー	17.10	〃								
フィリフェラオーレア	16.00	〃								
アベリアサンライズ	2.00	〃								
ヒメクチナシ	49.00	〃								
クリスマスローズ	155.60	〃								
シルバートラゴン	158.10	〃								

植栽管理業務年間スケジュール表

作業内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備 考
剪定													
常緑高木													
落葉高木													
中木													
灌木													
施肥													
病虫害防除													
除草													
植込地清掃													

3-2 観葉植物の賃貸借業務仕様書

1. 業 務 名

観葉植物の賃貸借業務

2. 業務内容

総括管理業務責任者及び受注者が協議の上、当庁が指定した設置場所の環境等を考慮し、当該設置場所に見合う観葉植物を選定し設置する。また、当該観葉植物が常に良好な状態になるようメンテナンスを行う。

3. 数 量

7鉢 【 内訳 : 特大鉢…4鉢 大鉢①…3鉢 大鉢②…24鉢】

4. 鉢のサイズ及び樹木の高さ

(1) 大鉢①	鉢のサイズ	…	30cm以上(直径)
	樹木の高さ	…	150cm以上
(2) 大鉢②	鉢のサイズ	…	30cm以上(直径)
	樹木の高さ	…	190cm以上
(3) 特大鉢	鉢のサイズ	…	36cm以上(直径)
	樹木の高さ	…	200cm以上

5. その他の貸与物

鉢カバー … 7鉢

6. 納品場所(設置場所)

(1) 特許庁庁舎

東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

① 特許庁庁舎1階ロビー	特大鉢	4鉢
② 特許庁庁舎5階南側 健康管理室内	大鉢①	2鉢
③ 特許庁庁舎1階北口喫煙エリア	大鉢②	24鉢

(2) J Tビル

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号

J Tビル16階受付窓口	大鉢①	1鉢

7. 特許庁担当者

特許庁は、観葉植物の賃貸借業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。
なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

8. その他

- (1) 受注者は、1ヶ月に1度以上のメンテナンス(メンテナンス内容は別添の通り)を行い、総括管理業務責任者に実施結果等の報告書を提出すること。(J Tビルは審判課総括班担当者の確認印をもらうこと)
- (2) 受注者は、作業を行うにあたり、当庁が別に定める管理区域等への入室は、特許庁のセキュリティに係るポリシーや関係規定に従うこと。
- (3) 受注者は、メンテナンス時に観葉植物が痛んでいる場合は、総括管理業務責任者に報

告し協議の上、交換等の措置を速やかに行うこと。

（４）総括管理業務責任者は、本業務の実施に関し不明な点がある場合は、必ず特許庁担当者と協議の上その指示に従うこと。

（５）大鉢②については、３鉢を１つのプランターに入れること。なお、強風を考慮し樹木が倒れないような対策を講じること。

（６）配置場所の詳細については、特許庁担当者の指示に従うこと。

別添

メンテナンス内容

1. 観葉植物

- (1) 水の補給
- (2) 枯れ葉の剪定
- (3) 葉の埃のチェック
- (4) 植物の形状
- (5) 病虫害のチェック

2. 鉢まわり

- (1) 枯れ葉・ゴミの除去
- (2) 鉢・鉢カバー・受け皿の清掃
- (3) 鉢周辺の清掃
- (4) 鉢・鉢カバー・受け皿の破損
- (5) 水漏れのチェック

以上

(別紙 4)

4 警 備 業 務

4 特許庁庁舎警備保安等業務仕様書

1. 業 務 名 特許庁庁舎警備保安等業務

2. 業務目的

特許庁庁舎及びその周辺の敷地、これらに付属する機械器具その他装置、並びに外部借室（ＪＴビル）（以下「庁舎等」という。）の秩序の維持及び安全保持等に務め、特許庁巡視職員と一体となり警備保安業務を誠実に遂行し、行政の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

3. 業務の所在地

特許庁庁舎

東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

外部借室（ＪＴビル）

東京都港区虎ノ門二丁目２番１号

4. 条 件

（１）受注者は、特許庁庁舎等の警備保安業務の円滑な運営を図るため、業務上必要な教育を受け、心身共に健全で、かつ、以下の条件を満たす本業務に従事する者（以下「警備保安要員」という。）を勤務させること。

- ① 防災センター要員講習修了者であり、かつ自衛消防技術認定証を有する者を１５名以上勤務させること。
- ② 防火管理技能講習修了者を１名勤務させること。
- ③ 自衛消防業務講習修了者（これと同等の有資格者を含む）を５名以上勤務させること。
- ④ 本仕様書同等の警備保安業務の経験が１年以上あること。
- ⑤ 原則、警備保安業務開始時の年齢が６５歳未満であること。
- ⑥ 健康状態に問題がないこと。

なお、受注者は、警備保安業務を初日から円滑に実施するため、総括管理業務責任者と調整し警備保安要員を登録しておくものとし、併せて、特許庁巡視職員と事前に調整等を行うものとする。また、登録した警備保安要員については原則としてこれを変更しない。

（２）警備保安要員は警備保安業務期間を通して勤務できる者とする。

ただし、警備保安要員が休務する場合等においては、上記５．（１）の条件を満たす者による代務対応が可能である運営管理体制を確立するものとする。

受注者は、やむを得ない理由により警備保安要員を変更する場合は少なくとも３０日前までに特許庁担当者の承認を得ること。

なお、特許庁は受注者との協議の上、警備保安要員変更することができるものとする。

- (3) 受注者は、前項の警備保安要員の中から指導及び監督的地位にある者（以下「警備保安責任者」という。）1名を定め、他の警備保安要員の勤務態度等について、直接指導、監督するとともに、総括管理業務責任者、会計課長、厚生管理室長、厚生班長、厚生第一係長及び巡視長（以下「庁舎管理者等」という。）との連絡を密にして、庁舎等の警備保安業務の万全を期すものとする。
- (4) 警備保安責任者は、警備員指導教育責任者資格を有する者とする。
警備保安責任者は、庁舎等に緊急事態が発生した場合には、受注者の代理人として、庁舎管理者等と協議し、警備保安要員に適切な指示を与える等の業務を行うものとする。
- (5) 受注者は、警備保安要員の中から副責任者を3名以上定め、常時1名おくものとし、警備保安責任者が行う警備保安要員の指導、監督等の補佐を行わせるとともに、警備保安責任者不在の場合における警備保安要員の指導、監督及び庁舎管理者等との協議を行わせるものとする。
- (6) 副責任者は、警備員指導教育責任者資格または施設警備資格を有する者とする。
- (7) 警備保安責任者及び副責任者は、警備保安業務の当初より警備保安業務全般について詳細に把握しておらねばならず、他の警備保安要員を適切に指導、管理、監督し、警備保安業務の初日より業務を円滑に実施しなければならない。また、登録した警備保安責任者及び副責任者は、原則としてこれを変更しない。
- (8) 警備保安業務の受注者が交替となる場合は、旧受注者は、その責務として、新受注者との間で十分な引継ぎを行うものとし、新受注者が運行管理業務の初日より、業務が支障なく円滑に実施できるよう、事前に十分な引き継ぎ等を行わなければならない。

5. 業務時間及び場所

- (1) 警備保安責任者（警備保安責任者が休暇の場合の副責任者を含む）
勤務時間：午前8時から午後5時までとする。
勤務場所：主として中央管理室（防災センター）に在室し、警備保安要員の指導及び監督に当たること。
- (2) 警備保安要員
勤務時間：業務時間は別添のとおりとし、警備保安責任者の定めた勤務予定表に従って、業務を行うものとする。ただし、庁舎等に緊急事態が発生した場合等において、庁舎管理者等が特別に指示した場合はこの限りではない。
勤務場所：庁舎等の防災センター及び出入口等の立ち番場所、駐車場並びに巡回場所とする。
ただし、庁舎等に緊急事態が発生した場合等において、庁舎管理者等が特別に指示した場合はこの限りではない。
- (3) その他

自衛消防業務講習修了者（これと同等の有資格者を含む）を常時１名以上配置し、災害時において自衛消防隊長（厚生管理室長）が不在の場合は、この業務を代行するものとする。

6. 特許庁庁舎等の警備保安業務マニュアル作成

- (1) 受注者は、以下「本仕様書」と「特許庁セキュリティゲート等に係る入退館業務要領」に基づき、事業全体の運用等について記載されている特許庁庁舎等の警備保安業務マニュアルを作成し、その内容について庁担当者に提示し、了解を得ること。
- (2) また、警備保安業務マニュアルは、すべての警備保安要員が警備保安業務の実績に際して、内容を十分に理解し把握していることが必要なものであり、勤務することとなった日よりマニュアルに沿った業務を円滑に実施できるようにしなければならない。

7. 主な業務の範囲

(1) 特許庁庁舎

① 立哨警備業務

- 1) 庁舎及び敷地内への出入口付近の警備（なお、指定した場所・時間内においては、入退館業務を兼務することとする。）
- 2) 入館不適格者に対する入館制止
- 3) 定められた入館手続き（作業等）の確認
- 4) 物品等の不正持出の監視

② 防災センター監視業務

- 1) 各種監視装置の監視（防犯、入退室管理装置、3階マシン室及び地下1階マシン室の入退室監視装置、カメラモニタ等）
- 2) TV監視システムの監視・遠隔操作及び録画、館内・敷地内状況の把握
- 3) 異常事態発生時の通報・連絡

③ 巡回業務

- 1) 指定箇所の火気点検、施錠確認・点検
- 2) 不法・不当行為者、不審者に対する注意
- 3) 侵入・盗難事故、火災発見時の通報及び処置
- 4) 防犯・防災上支障となる事項に対する連絡
- 5) 消防用設備・資器材の外見上からの点検
- 6) 非常口・避難口付近の障害物の除去等の処置

④ 入退館業務

- 1) 来訪者の受付・案内及び訪問先への問い合わせ対応
- 2) 入館不適格者に対する入館制止
- 3) 異常事態発見時の通報連絡及びその処置
- 4) 定められた入館手続きの確認
- 5) セキュリティに関するICカード等の貸与及び管理業務

⑤ 駐車場管理業務

- 1) 自動車による入館者に対する駐車許可証及び行先の確認
- 2) 自動車による入館者に対する荷台等の検査ならびに駐車票又は臨時駐車許可証の発行(なお、指定した場所・時間内においては、入退館業務を兼務することとする。)
- 3) 自動車等の誘導、整理

⑥ 防災(防火)管理等業務

火災の初期段階における消火活動、情報の収集伝達、消防用設備の監視、在館者の避難誘導、救出・救護等の自衛消防に関する業務(自衛消防業務講習修了者等)

⑦ 3階マシン室及び地下1階マシン室における管理業務

- 1) 3階マシン室及び地下1階マシン室(以下「マシン室」という。)の立哨警備終了後、防災センターに設置されている監視モニタの監視業務。
- 2) マシン室において、異常を確認した場合、速やかに現地に向かい状況を確認し、適切な措置を行うこと。
- 3) 立哨警備業務終了後において、マシン室に登録者以外の者がきた場合のICカードの発行、登録手続き等を行うこと。(別途、マニュアルを貸与する。)
- 4) その他の運用については、必要に応じ特許庁担当者と協議を行うこと。

⑧ その他

- 1) 庁舎内外の秩序保持
 - 2) 遺失物の取扱い
 - 3) 各室の鍵等の授受
 - 4) 国旗等の掲揚及び降納
 - 5) 自動車の誘導、自転車等の整理
 - 6) バリカーの設置
 - 7) その他警備保安上必要な事項及び庁舎管理者等の特別指示事項
- ※上記 1)～5)、7)の業務場所及び時間については、別添を参照。

(2) 外部借室(JTビル 7～17 階)

① 立哨業務

- 1) J T ビル 16 階及び 17 階の出入口付近の立哨
- 2) 入室不適格者に対する入室制止
- 3) 定められた入室手続き(作業等)の確認
- 4) 物品等の不正持出の監視

② 入室業務

- 1) 来訪者の受付・案内及び訪問先への問い合わせ
- 2) 入室不適格者に対する入室制止
- 3) 異常事態発見時の通報連絡及びその処置
- 4) 定められた入館手続きの確認
- 5) その他警備保安上必要な事項及び庁舎管理者等の特別指示事項

③ その他

- 1) 各フロアの秩序維持
- 2) 遺失物の取扱い
- 3) 火災、盗難等事故の予防、早期発見及び応急処置

※上記(1)～(2)の業務場所及び時間については、別添を参考とする。

(3) その他(警備保安責任者について)

① 報告業務

毎日の警備保安状況は、あらかじめ定められた警備保安日誌等に必要事項を記載のうえ、翌日庁舎管理者等に提出しなければならない。

② 各業務マニュアル改訂及び受注者の引継ぎ

- 1) 特許庁庁舎等の警備保安業務マニュアルの改訂版を必要により平成23年2月中にまでに作成し、庁担当者へ提出すること。
- 2) 上記警備保安業務マニュアルの改訂後に警備保安要員が交代となる場合には、当該改訂後の業務マニュアルに基づき事前に十分な引継ぎを行い、警備保安業務が支障なく円滑に実施できるようにしなければならない。

8. 遵守すべき事項

(1) 服務

警備保安要員は、制服、制帽を着用し、常に容姿を正し、規律を厳守し、お互いに協力して警備保安業務に万全を期さなければならない。

(2) 緊急事態発生時処置

火災その他緊急事態が発生した場合は、警備保安要員は、直ちに適切な処置により、被害の拡大防止に努め、あらかじめ定められた庁舎管理者等に速やかに報告するとともに関係機関に連絡し、臨機の措置を講じなければならない。

(3) 報告

毎日の警備保安状況は、あらかじめ定められた警備保安日誌等に必要事項を記載のうえ、翌日庁舎管理者等に提出しなければならない。

(4) 秘密保持

警備保安要員は、職務上知り得た秘密を厳に漏らしてはならない。

9. 庁舎等の巡回

(1) 警備保安要員は、定時に庁舎等を巡回し、その結果を警備保安日誌等に記載すること。

(2) 警備保安要員は、巡回に当たって、特に次の事項に注意しなければならない。

- ① 電気、ガス装置、危険物類貯蔵所、塵芥置場の異常の有無
- ② 消火器、消火栓、その他消火器具及び防火設備並びに避難施設の異常の有無
- ③ 侵入盗、不審者の発見、排除、侵入可能箇所の点検
- ④ その他前各号のほか、警備保安目的上必要な事項

(3) 警備保安要員は近火、暴風雨等警戒発令時その他必要があると認めたとき又は庁

舎管理者等の指示があったときは、巡回の回数を増し、警戒を厳重にしなければならない。

- (4) 警備保安要員が巡回にあつて前記(1)及び(2)の事項につき異常を認めたとき又は修繕・改善を要すると認めたときは、遅滞なく庁舎管理者等に報告するとともに必要な措置を講じなければならない。

10. 入退館業務

「特許庁セキュリティゲート等に係る入退館業務要領」参照。なお、入退館業務に関する詳細については、別途提示する「経済産業省特許庁庁舎における入館及び退館の管理等に関する規程」、及び「特許庁庁舎入退館管理等運用細則」を踏まえて行動する。

11. 外来者の対応

- (1) 警備保安要員は、外来者に対しては、親切丁寧に応対し、粗暴な態度があつてはならない。
- (2) 警備保安要員は庁舎入り口において外来者に対し身分証明書の提示を求め、用向き等をたずねること。

その際、荷物を所持している場合は当該荷物を検査すること。

- (3) 警備保安要員は、次の事態であつてその処置に関し特に必要があると認めるときは、警備保安責任者及び副責任者に連絡し、その指示に従つて適切に処置すること。
- ① 庁舎等に入出入りする者について、挙動不審と思われる者があるときは、身分証明書の提示を求め又は氏名・用向き等をたずねる等により、適切な処置をとること。
- ② 銃器、凶器その他危険物を携帯し又は庁舎を汚損する恐れのある汚物を持ち込もうとする者があるときは、これを制止すること。
- ③ 精神錯乱又は泥酔により、他人に迷惑をかける恐れのある者が庁舎等に入ろうとするときは、これを制止するなど適切な処置をとること。
- ④ 機械器具、材料等の物品を庁舎外に搬出し又は庁舎内に搬入しようとする者があるときは、持出証明書、納品書又はこれに代わる証拠書類の提示を求め、現品と照合すること。
- (4) 警備保安要員は、前記(3)の処置をしたときは、警備保安日誌に記録して庁舎管理者等に報告すること。

12. 庁舎の安全保持、秩序維持

警備保安要員は、庁舎等の安全保持及び庁舎等の秩序を維持し、危険を防止するため、庁舎管理者等の指示に従い、次のことに努めなければならない。

- (1) 公務のため庁舎内に宿泊する者があるときは、所属、氏名等を記録して庁舎管理者等に報告すること。
- (2) 庁舎等において、許可なく、みだりに集合し又は喧噪にわたる行為を行う者があるときは、これを制止すること。

- (3) 庁舎等で、他人に危害を及ぼすと思われる行為をする者があるときは、これを制止すること。
- (4) 庁舎等において、許可なくして物品の販売、宣伝、契約の仲介その他これらに類する行為をする者又は本来の目的以外に庁舎を利用しようとする者があるときは、これを制止すること。
- (5) 許可なくして宣伝ビラを配布し又は指定場所以外の場所に、張り紙、看板、立看板その他これに類するものを掲示しようとする者があるときは、これを制止すること。
- (6) 多数の者が陳情等の目的で庁舎等に立ち入ろうとする場合において、これらの者の行動が、示威運動となる恐れがあると認められるときは、これを制止すること。
- (7) 災害予防上危険な行為をする者があるときは、これを制止すること。

1 3. 遺失物の取扱い

警備保安要員は、庁舎等において遺失物を発見し又は届出があったときは、直ちに現品を添えて庁舎管理者等に届けなければならない。

1 4. 服装及び装具

庁舎等警備保安業務実施上必要とする制服、制帽、靴、警笛、懐中電灯等の服装及び装具は、受注者において支給するものとする。

1 5. 上記の全項目以外については、庁舎管理者等へ随時確認を行うこととする。

1 6. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度特許庁担当者及び受注者との間で協議する。
- (2) 受注者は、請負先より、勤務する警備保安要員を管理する責任者（警備保安責任者以外の者）を選任して、常に業務・現場等の状況を把握し進捗管理及び庁担当者との連絡調整を行うこととする。
- (3) 警備保安要員は、事故発生時、その他庁舎管理者等に庁舎等の警備保安上連絡する必要があると認めた事項については、警備保安責任者又は副責任者に報告するものとし、報告を受けた警備保安責任者等は次の職名を有する地位にある者に連絡して、それらの者の指示するところに従って処置するものとする。

第1順位	特許庁総務部会計課	巡視長・巡視職員
第2順位	〃	厚生第一係長
第3順位	〃	厚生班長
第4順位	〃	厚生管理室長
第5順位	特許庁総務部会計課長	

- (4) 警備保安業務の実施にあたり、次の事項については、特許庁と受注者とで協議するものとする。

- ① 警備保安業務実施の細部事項
- ② その他警備保安実施上必要と認められる事項
- (5) 警備保安業務の管理方法は、「本業務仕様書」の内容と「特許庁セキュリティゲート等に係る入退館業務要領」、「特許庁庁舎等の警備保安業務マニュアル」に基づき執行するものとする。
- (6) 特許庁担当者
 - 特許庁は、特許庁庁舎警備保安等業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。
 - なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。
- (7) 常駐する警備保安業務責任者及び警備保安業要員は、特許庁が発行する構内職務従事者証明書と入館カードおよび請負先が発行する身分証を携帯すること。

特許庁セキュリティゲート等に係る入退館業務要領

平成 21 年 2 月 9 日施行

平成 22 年 2 月 9 日改訂

この要領は、平成 21 年度から特許庁庁舎正面、東口玄関等に設置されるセキュリティゲート等による警備等および一時通行する一般来訪者等の入退館業務に対しての基本的な事項を定め、安心・安全な業務の確立を図ることを目的とする。

入退館業務は、以下の項目に基づき実施することとする。

1. 特許庁庁舎セキュリティゲートの概要

(1) 通行者属性

① 特許庁職員：「国家公務員証カード」を携帯している者。

② 他省庁職員：「国家公務員証カード」を携帯している者。

なお、以下前記 ①、②を併せて「特許庁職員等」という。

③ 事前登録している一般来訪者：庁舎管理者が事前に貸与している「一時通行証カード（以下「カード」という。）」を携帯している者又は、事前登録（作業届など）を行なった特許庁庁舎内従事者。

④ 一般来訪者：正面玄関受付で「入館受付票」を記入し、身分証明書を提示して上記 ③以外の「カード」を貸与する者。

(2) セキュリティゲートのサイズ

① 標準ゲート（550mm 幅） × 4 通路(正面玄関 3 通路、東口玄関 1 通路)

② 車いす対応ゲート（900mm 幅） × 2 通路(正面玄関 1 通路、東口玄関 1 通路)

③ カードの自動回収 × 上記うち、3 通路(正面玄関 2 通路、東口玄関 1 通路)

(3) その他、非常時用出入り口（正面 1 通路）

2. 入退館業務の実施場所・時間

(1) 特許庁庁舎正面玄関 8：00～19：00（平日のみ）

原則、上記時間帯の一般来訪者については、正面玄関にて受付、「カード」の発行手続きを行う。

(2) 特許庁庁舎東口玄関 終日（全日）

一般来訪者の退館時の「カード」返却は原則、正面、東口玄関のカード自動回収機で行う。

なお、東口玄関 21：00 以降の一般来訪者については、原則、庁舎管理者等が事前登録した者について対応する。

- (3) 特許庁庁舎北口玄関 7:00～9:30及び17:45～18:00 (平日のみ)
- (4) 巡視室 24:00～翌日8:00
原則、上記時間帯は通行が制限されることから巡視室で対応をすることとするが、適宜、セキュリティゲートの管理を行う。
- (5) 特許庁庁舎駐車場 7:00～18:00 (平日のみ)
B2F駐車場については、原則、庁舎管理者等が事前登録した車両について対応する。
- (6) 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に定めた日の来訪者については、庁舎管理者等が事前登録(作業届など)を行った場合だけ入館が可能とする。

3. 入退館業務の実施体制

入退館業務の実施にあたっては、既存の警備業務に加えてセキュリティゲートに伴う「カード」の貸与及び回収を行うために必要な要員を以下のとおりとする。

(1) 特許庁庁舎正面玄関

セキュリティゲート数 4通路

実施体制(詳細は別途指示)

立哨警備に従事する警備保安要員(以下「立哨警備保安要員」という。)

3名(うち、玄関口1名、受付票記入場

1名、ゲート前1名)

手荷物確認に従事する警備保安要員(以下「手荷物確認の警備保安要員」という。)

1名

入退館業務に従事する警備保安要員(以下「入退館業務要員」という。)

2名

(2) 特許庁庁舎東口玄関

セキュリティゲート数 2通路

実施体制(詳細は別途指示)

立哨警備保安要員 2名(うち、玄関口1名、ゲート前1名)

入退館業務要員 1名

夜間入退館業務要員 1名(19:00～24:00)

(3) 特許庁庁舎北口玄関

セキュリティゲート数 0通路(なお、セキュリティゲートに代わる入退館カードリーダーを出入口に3台設置)

(4) 特許庁庁舎駐車場

セキュリティゲート数 0 通路（なお、セキュリティゲートに代わる
入退館カードリーダーを出入口に 2 台設
置）

実施体制（詳細は別途指示）

車寄せの立哨警備保安要員及び入退館業務要員

（「カード」貸与） 1 名

駐車場出口の立哨警備保安要員

（「カード」回収） 1 名

なお、業務開始後に上記の実施体制について、変更が必要な場合は、庁舎管理
者等と事前に協議したうえで行う。

4. 入退館業務の内容

(1) 特許庁庁舎正面玄関

特許庁職員等は、正面玄関より国家公務員証カードでセキュリティゲートを通行
することはできるが、一般来訪者は、「カード」を貸与するため、原則、正面玄関
で以下の一時通行手続きを行う。

- ① 正面玄関口に警備保安要員（3 名）は立哨する。
- ② 1 名は、玄関入口に配置し、特許庁職員等であるか一般来訪者であるか確認を
行い、一般来訪者については一般来訪者用の入館入口を案内する。
- ③ 1 名は、「入館受付票」の記入テーブル付近に配置して、一般来訪者に「入館受
付票」の記入を案内する。
 - 1) 入館日時
 - 2) 来庁者の氏名
 - 3) 来庁者の会社名・団体名
 - 4) 来庁者の電話番号
 - 5) 訪問先の担当課室名
 - 6) 訪問先の担当者名
 - 7) 訪問用件
- ④ 1 名は、セキュリティゲート付近に配置して、通行が円滑に出来るように管
理・誘導等を行う。

なお、緊急時ならびに庁舎管理者等の指示があった場合は、セキュリティゲ
ート等の解錠の操作等を行う。
- ⑤ 手荷物検査要員は、一般来訪者に手荷物がある場合は、断りを入れて手荷物の
確認を行う。

- ⑥ 入退館業務要員は、一般来訪者の「入館受付票」と身分証明書を確認後、「カード」を受付端末カードリーダーに「カード」を設置して、「カード番号」を確認して、一般来訪者に貸与する。随時、「カード番号」は「入館受付票」に記入して所定場所に一時保管する。
- ⑦ 入退館業務要員は、「カード」貸与が、円滑に貸与出来るように常に「カード」の整理を行う。

一般来訪者の退館にあたっては、セキュリティゲートの自動回収口に「カード」を投入する旨の退館方法を案内する。
- ⑧ 入退館業務要員は、定期的に自動回収口の「カード」をセキュリティゲートから取り出し、「カード番号」記入済みの「入館受付票」と一緒に入退館業務要員の交代の際に防災センターの指定場所に一時保管をする。

(2) 特許庁庁舎東口玄関及び巡視室

東口玄関のセキュリティゲートについては、原則、特許庁職員等及び事前登録している一般来訪者（以下「登録者」という。）並びに車いす使用者等に限り通行とする。

なお、8：00～19：00の時間帯に東口玄関を利用しようとする一般来訪者については、正面玄関において一時通行手続きが必要である旨を丁重に案内する。

19：00～21：00の一般来訪者については、正面玄関が閉鎖されていることから東口玄関で入退館業務を行う。

また、19：00～24：00及び休日の入退館業務については、利用者が少ないため立哨警備と入退館業務を兼務し、24：00～8：00の入退館業務（B2F駐車場含む）については、巡視室の警備保安要員の業務と入退館業務を兼務する。

なお、24：00～8：00の入退館業務については、東口玄関に配置している受付端末を巡視室に移設して操作すること。

以上のことに留意して以下のとおり業務を行うこととする。

- ① 東口玄関口に警備保安要員（2名）は立哨する。
 - 1) 1名は、玄関入口に配置し、特許庁職員等であるか一般来訪者であるか確認を行い、一般来訪者については、登録者であるか一般来訪者であるかの確認を行う。
 - 2) 1名は、セキュリティゲート付近に配置して、通行が円滑に出来るように管理・誘導等を行う。

なお、緊急時ならびに庁舎管理者等の指示があった場合は、セキュリティゲート等の解錠の操作等を行う。
- ② 手荷物検査要員は、登録者、車いす使用者等に手荷物がある場合は、断りを入れて手荷物の確認を行う。
- ③ 入退館業務要員は、登録者に身分証明書の提示を求めて「事前登録者一覧表」

に登録されているか照合して、確認が出来たら庁舎管理者等から事前に指示された「カード」を受付端末のカードリーダーに設置して、「カード番号」を確認し登録者に貸与する。

- ④ 入退館業務要員は、「カード」貸与が、円滑に貸与できるように常に「カード」の整理を行うこととする。

なお、退館にあたっては、セキュリティゲートの自動回収口に「カード」を投入する旨の退館方法を案内する。

- ⑤ 入退館業務要員は、定期的に自動回収口のカードをセキュリティゲートから取り出し、「カード番号」記入済みの「入館受付票」と一緒に入退館業務要員の交代の際に防災センターの指定場所に一時保管をする。

- ⑥ 19:00～8:00と休日の入退館業務要員は、一般来訪者の「入館受付票」と身分証明書を確認後、一般来訪者へ貸与する「カード」を受付端末のカードリーダーに「カード」を設置して、必要事項を入力後「カード番号」を確認して、一般来訪者に貸与する。随時、「カード番号」は「入館受付票」に記入して所定場所に一時保管する。

- ⑦ 入退館業務要員は、「カード」貸与が、円滑に貸与出来るように常に「カード」の整理を行うこととする。

なお、退館にあたってはセキュリティゲートの自動回収口にカードを投入することでの退館を案内すること。

- ⑧ 19:00～8:00と休日の入退館業務要員は、定期的に自動回収口のカードをセキュリティゲートから取り出し、「カード番号」記入済みの「入館受付票」と一緒に入退館業務要員の交代の際に防災センターの指定場所に一時保管をする。

(3) 特許庁庁舎北口玄関

北口玄関口の警備保安要員（1名）は、当該出入口が特許庁職員等に限定された利用のため立哨警備を行い、当該職員の入退館に関し不都合が生じた場合に対応する。

(4) 特許庁庁舎駐車場車寄せ

B2F駐車場の車寄せの警備保安要員は、原則、当該出入口が特許庁職員等と登録者に限定された利用のため、立哨警備と入退館業務を兼務し、以下のとおり入退館業務を行う。

- ① 車寄せ場所に立哨警備として警備保安要員（2名）を配置する。
- ② 入退館業務の警備保安要員は、登録者に身分証明書の提示を求めて「事前登録者一覧表（仮称）」に登録されているか照合して、確認が出来たら庁舎管理者等から事前に指示された「カード」を受付端末のカードリーダーに設置して、「カード番号」を確認し登録者に貸与する。
- ③ 入退館業務の警備保安要員は、「カード」貸与が、円滑に貸与出来るように常に

「カード」の整理を行う。

- ④ なお、7:00～18:00の退館時にはB2F駐車場出口に配置している立哨警備保安要員により、「カード」を回収してから、退館を案内する。
- ⑤ 18:00～7:00の退館時の「カード」返却については、駐車場出口の回収ボックスにおいて「カード」を回収する。
- ⑥ 回収した「カード」と「カード番号」記入済みの「入館受付票」を一緒に、立哨警備の警備保安要員の交代の際に防災センターの指定場所に一時保管をする。
- ⑦ 18:00～7:00と休日の対応については、原則、東口玄関巡視室により登録者に対する入館の案内をする。

(5) その他入退館業務

① 内外国要人等

- 1) 事前登録がある場合は、主に特許庁職員が随行するため、「カード」の貸与を必要としないことから、庁舎管理者等の指示に従いセキュリティゲートを解錠等にて対応を行うこととする。
- 2) 事前登録がない場合で車両による駐車場から入館する内外国要人等は、車両のフロントガラスの「要人等プレート」により、車寄せ警備保安要員は判断して、扉の解錠を行い内外国要人等の通行を案内することとする。退館の際は、車寄せ場に車両が移動したら扉の解錠を行い内外国要人等の通行を案内することとする。

② 車いす使用者等

- 1) 事前登録がある場合は、身分証明書の提示を求めて「事前登録者一覧表」に登録されているか照合して、確認が出来たら庁舎管理者等から事前に指示された「カード」を受付端末のカードリーダーを設置して、「カード番号」を確認し登録者に貸与する。
- 2) 事前登録がない場合で車両による駐車場から入館する車いす使用者等は、車寄せ場で「入館受付票」の記入を案内する。
 - イ) 入館日時
 - ロ) 来庁者の氏名
 - ハ) 来庁者の会社名・団体名
 - ニ) 来庁者の電話番号
 - ホ) 訪問先の担当課室名
 - ヘ) 訪問先の担当者名
 - ト) 訪問用件
- 3) 車寄せ場警備保安要員は、車いす使用者等の「入館受付票」と身分証明書を確認後、「カード」を受付端末のカードリーダーに「カード」を設置して、通行証番号を確認して、車いす使用者等に貸与する。随時、「カード番号」は「入館受付票」に記入して所定場所に一時保管する。

- 4) 車寄せ場警備保安要員は、「カード」貸与が、円滑に貸与出来るように常に「カード」の整理を行う。
 なお、退館時にはB 2 F 駐車場出口に配置している立哨警備保安要員により「カード」を回収してから、退館を案内する。
- 5) 18:00～7:00の退館時の「カード」返却については、駐車場出口の改修ボックスにおいて「カード」を回収する。
- 6) 回収したカードと「カード番号」記入済みの「入館受付票」を一緒に、立哨警備保安要員の交代の際に防災センターの指定場所に一時保管をする

③ 登録者

登録者の入退館業務を以下のとおりとする。

- 1) 原則、来訪日の前日17:00までに特許庁職員から「訪問予約者依頼票（別途指示）」を受ける。なお、予約依頼は、特許庁が貸与する端末等により確認を行う。
- 2) 当日、登録者が来訪の際に、入退館業務要員は身分証明書等の確認を行い事前登録の内容を口頭で確認を行う。
- 3) 入退館業務要員は、登録者であることが、確認できたら「カード」を受付端末カードリーダーに設置して、「カード番号」を確認して、予約者に貸与する。
 随時、「カード番号」は「予約者依頼書」に記入して所定場所に一時保管する。
- 4) 入退館業務要員は、「カード」貸与が、円滑に貸与出来るように常に「カード」の整理を行う。
 なお、予約者の退館にあたっては、セキュリティゲートの自動回収口に「カード」を投入する旨の退館の案内をする。

④ その他

採用面接及び庁内見学者等に係る入退館業務については、厚生管理室の指示による。

(3) 受付端末の管理業務

① 受付端末の設置場所・稼働時間

1) 正面玄関

受付端末	2台（詳細は別途指示）
稼働時間	8:00～19:00

2) 東口玄関

受付端末	1台（詳細は別途指示）
稼働時間	8:00～24:00

3) 巡視室

受付端末	※上記2)と兼用とする（詳細は別途指示）
稼働時間	24:00～8:00

4) 駐車場車寄せ場

受付端末 1 台（詳細は別途指示）

稼働時間 8 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0

② 受付端末の操作

※別途、特許庁が貸与する受付端末操作マニュアルを参照。

③ 「カード」の取扱について

1) 入館時に取り扱うカードの種類

- イ) 「国家公務員証カード」：（特許庁職員等）
- ロ) 「一時通行証カード [事前登録者]」：（特許庁庁舎内従事者、事前登録業者）
- ハ) 「一時通行証カード [上記以外]」：（一般来訪者）

2) 回収したカードの取り扱い

- イ) カードの回収は、上記 1)のハ) に該当する「カード」について、正面、東口玄関では、セキュリティゲート自動回収機（以下「自動回収機」という。）、地下駐車場では、駐車場出口の立哨警備保安要員により回収する。
- ロ) 自動回収機により回収された「カード」は、入退館業務要員が定期的に自動回収機の回収ボックスを入れ替えて「カード」は、入退館業務要員が交代の際に防災センターの所定場所に一時保管する。
- ハ) 地下駐車場にて回収された「カード」と「カード番号」記入済みの「入館受付票」を一緒に、駐車場出口の立哨警備保安要員がとりまとめ交代の際に、防災センターの所定場所に一時保管する。

3) 回収「カード」のデータリセット業務

回収して、防災センターで一時保管している「カード」は、防災センター等において、受付端末でデータをリセット（初期化）する。リセットされた「カード」は、各実施場所に配布する。なお、庁舎管理者等から事前に貸与する「カード」の数量をもって毎日の受付作業を行う。

ただし、業務を行う際に支障等がある場合は、庁舎管理者等と事前に協議して、業務に支障を生じない対策を行う。

4) 破損等で不具合が発生した「カード」対応

破損等で不具合が発見された「カード」については、適宜、庁舎管理者等へ報告及び「カード」提出を行う。

5) 紛失「カード」の対応

紛失「カード」が発見された場合、至急、庁舎管理者等へ報告をする。

(4) 入退館業務要員の案内業務等

入退館業務要員は、一般来訪者からの訪問先（各部署）について問い合わせについて、会計課厚生管理室が事前に指示する案内資料に基づき、一般来訪者への案内業務等を行う。

(5) 受付端末データ入力業務

受付端末の「カード」情報と防災センターで一時保管している「カード番号」記入済みの「入館受付票」の「カード番号」を照合して、「入館受付票」各項目を受付端末に入力を行い、原則、前月分のデータを次月の第一月曜日に庁舎管理者等に報告する（3月については、当該月末に報告をする）。

なお、入力方法については上記「（5）受付端末の管理業務 受付端末の操作マニュアル」に基づき行う。

警備保安及び入退館業務要員の主たる業務場所及び業務時間

【別添】

警備保安業務場所	警備保安業務時間				備考
防災センター	平日	8:00	～	17:00	1名 (責任者)
	平日	9:00	～	19:00	1名
	毎日	8:30	～	翌8:30	1名
	毎日	21:30	～	翌5:30	1名
正面玄関の立哨警備 (手荷物検査含む)	平日	8:00	～	8:30	3名
	平日	8:30	～	18:00	4名 (内女性1名)
	平日	18:00	～	19:00	3名
東口玄関の立哨警備 (手荷物検査含む)	平日	7:00	～	18:00	3名 (内女性1名)
	平日	18:00	～	19:00	2名
	平日	19:00	～	24:00	1名 ※21:00～24:00は東口玄関入退業務を兼務とする。
北門通用口の立哨警備	平日	7:00	～	9:30	1名
	平日	17:45	～	19:00	1名
駐車場内係員室の立哨警備(荷台検査含む)	平日	8:00	～	18:00	1名 ※入退館業務を兼務する。
駐車場内出口の立哨警備	平日	7:00	～	18:00	1名 ※入退館業務を兼務する。
駐車場内案内の立哨警備	平日	8:00	～	18:00	1名
駐車場入口の立哨警備 (荷台検査含む)	平日	7:00	～	18:00	2名
巡 回	毎日	12:00	～	13:30	2名
	毎日	17:00	～	18:30	2名
	毎日	20:00	～	21:30	2名
	毎日	23:30	～	1:00	2名
	毎日	3:00	～	4:30	2名
	平日	12:00	～	13:30	1名 (女性)
電算機室出入口の立哨警備B1F	平日	8:30	～	21:00	1名
〃 3F	平日	8:30	～	18:30	1名
巡視室	毎日	8:30	～	翌日8:30	1名 ※24:00～翌日8:00と休日は、入退館業務を兼務する。
	1日/4日	21:00	～	翌日8:00	1名
閲覧室の立哨警備	平日	9:00	～	18:00	1名
JT16・17F出入口 (手荷物検査含む)	平日	8:30	～	18:00	2名
	平日	18:00	～	20:00	1名
入退館業務場所	受付業務時間				備考
正面玄関	平日	8:00	～	8:30	2名
	平日	8:30	～	18:00	2名
	平日	18:00	～	19:00	2名
東口玄関 ※21:00以降は、立哨警備と兼務とする。	平日	8:00	～	18:00	1名
	平日	18:00	～	21:00	1名
	平日	21:00	～	翌日8:00	(1名) ※21:00以降は東口玄関立哨警備と兼務する。 ※24:00以降と休日は巡視室と兼務する。
駐車場内係員室 ※立哨警備と兼務とする。	平日	8:00	～	18:00	(1名) ※駐車場内係員室の立哨警備と兼務する。
駐車場内出口の立哨警備 ※立哨警備と車両が出る際に一時通行証カードを回収業務と兼務とする。	平日	7:00	～	18:00	(1名) ※駐車場内出口の立哨警備と兼務する。

(別紙 5)

5 電話交換取扱業務

5 特許庁庁舎電話交換業務仕様書

1. 業 務 名：特許庁庁舎電話交換業務

2. 業務場所： 特許庁庁舎電話交換室

3. 業務目的

本業務は、特許庁の業務全般に係る外部等からの電話連絡に対して、的確に担当部署等への電話取次ぎや電話照会に対する案内業務（以下「電話交換業務」という。）等を円滑に運行することを目的とする。

4. 業務実施者

- (1) 受注者は、電話交換業務実施者を午前 8：30 から午前 9：30 及び午後 5：15 から午後 6：15 の間については 2 名以上、午前 9：30 から午後 5：15 分の間については、5 名以上常駐させるものとする。
- (2) 受注者は、電話交換業務実施者の中から管理責任者を 1 名、副管理責任者 2 名をおき、上記業務時間内において、管理責任者又は副管理責任者が 1 名以上従事するものとする。
- (3) 受注者は、管理責任者、副管理責任者及び電話交換業務実施者の名簿を提出するものとする。また、管理責任者等に変更があったときも同様とする。
- (4) 業務実施者は次に示す資格及び経験年数を有するものとする。
 - ①管理責任者・副管理責任者
 - ・パソコンの操作ができること。
 - ・電話交換業務 15 年以上の経験者。
 - ②電話交換業務実施者
 - ・パソコンの操作ができること。
 - ・電話交換業務 5 年以上の経験者。

5. 業務内容

- (1) 電話交換業務従事者は、業務場所に設置されている電話交換受付台（中継台）を操作して、内外部からの電話交換業務を行う。（イメージ図 別添 1 参照）
- (2) 外部者等からの電話照会に対して、担当部署等を案内する業務を行う。
- (3) 管理責任者は、当庁が提示する電話交換業務マニュアル等の改訂および報告を毎年度 3 月末までに行うこととする。
- (4) 管理責任者は、毎日業務終了後、総括管理業務責任者へ業務日報（別添 2 参照）の提出をすること。

6. 業務日

業務日は、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項の各号に掲げる日を除いた日とする。ただし、前記法律に改正があった場合には、改正となった内容によるものとする。

7. 業務時間

原則として次の時間とする。

午前8時30分から午後6時15分までとする。

8. 電話交換業務に使用する設備

電話交換業務を遂行するために要する次の設備を無償で使用するものとする。

(1) 中継台 5 台

①ハードウェア 本 体 : NEC PC-MY28VRZETJBF
 モニタ画面 : SHARP IL-23M1

②ソフトウェア

O S : Microsoft Windows XP Professional Version 2002 SP2

中継台ソフト : Cisco Attendant console 1.3 (1ES6)

(2) 電話交換室 (別添 3 参照)

(3) 電話交換業務実施者控室

(4) 特許庁が業務上必要と認める什器、備品類

9. 特許庁担当者

特許庁は、特許庁庁舎電話交換業務の特許庁担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、特許庁担当者に変更があった場合も同様とする。

10. 特許庁情報セキュリティ責任者

特許庁は、特許庁庁舎電話交換業務の情報セキュリティ責任者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、情報セキュリティ責任者に変更があった場合も同様とする

11. 特許庁情報セキュリティ担当者

特許庁は、特許庁庁舎電話交換業務の情報セキュリティ担当者を定め、総括管理業務責任者に通知する。

なお、情報セキュリティ担当者に変更があった場合も同様とする

12. その他

(1) 受注者は、業務従事者の健康状態を常に把握し、不良と認められる者を就労

させてはならない。

- (2) 受注者及び業務従事者は、本業務上知り得た秘密情報を契約期間にかかわらず他に漏らさないこと。
 - (3) 業務実施者は、特許庁内においては常に身分証明書又は名札等を携帯すること。
 - (4) 業務実施者は、業務に必要な場所以外に立ち入る場合は、職員の許可を得ること。
 - (5) 業務実施者は、業務上不明な点が生じた場合は、総括管理業務責任者と十分な協議のうえ業務を実施すること。
 - (6) 業務実施者は、特許庁が提供するパソコン等を用いて、電話交換業務に必要な特許庁の組織・業務内容等の知識の習得に務めること。
 - (7) 業務実施者は、特許庁の窓口であることを自覚して、職員及び外部の電話利用者に対しては、言語・態度に注意し、不快感を与えないよう親切・丁寧な対応を行い、品位の保持に努め、迅速かつ適切に行うこと。
 - (8) 業務実施者は、電話交換業務に付帯する用務（室内の清掃や整理等）を行うこと。
 - (9) 受注者は、本業務従事者に対して、毎年度1回以上の電話オペレーション研修（顧客満足（CS）研修など）の実施に努め、また、本業務マニュアルに基づき、業務実施者への周知徹底を行い、内外国からの問い合わせを円滑および的確に案内すること。
- なお、研修等に伴う全ての手続き及び一切の費用を負担するものとする。

中継台業務における着信から転送までの流れ(イメージ図)

別添 1



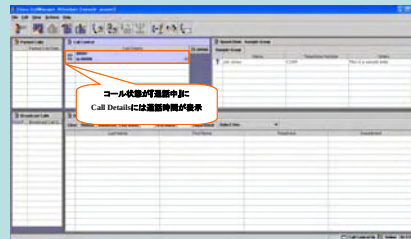
お客様



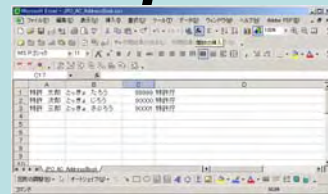
特許庁中継台(交換手)

中継台端末機(専用PC)上の操作イメージ

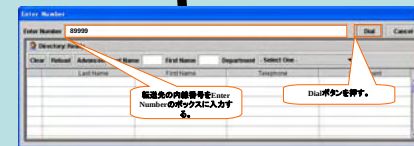
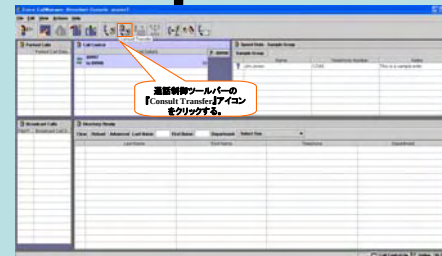
着信応答



転送先番号検索



転送



打診 専用ダイアログボックス



担当職員

※ 端末機の実操作は通常のパソコンと同様にマウスとキーボードを使います。

【別添 2】

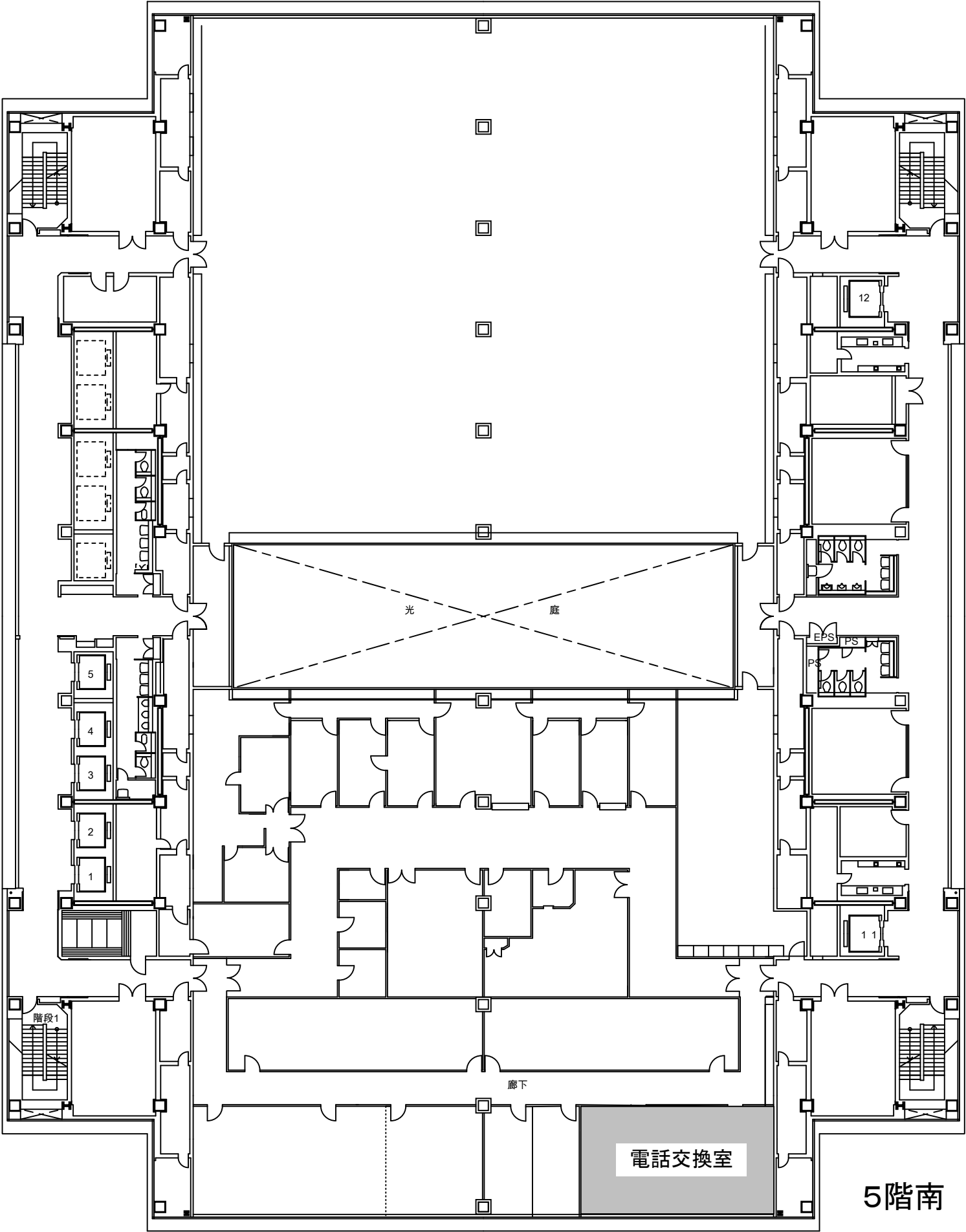
業 務 日 報

特 許 庁				請負業者
室 長	班 長	係 長	電話長	管理責任者

平成22年〇〇月〇〇日(〇)

作 業 者 氏 名	勤 務 時 間	備 考

作業内容	
問題事項	



5階南

(別紙 6)

6 総括管理業務

6 総括管理業務仕様書

1. 業務名

総括管理業務

2. 業務日

業務日は、下記 4（2）、（3）及び（4）にあつては毎日とし、下記 4（1）及び（5）にあつては休日（行政機関の休日に関する法律第 1 条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く毎日とする。

3. 業務時間

業務時間は、下記 4（2）、（3）及び（4）にあつては常時とし、下記 4（1）及び（5）にあつては、8 時 30 分から 18 時 15 分までとする。

4. 業務内容

総括管理業務を行う者は（以下「総括管理業務実施者」という。）は、業務場所である特許庁庁舎等において、「特許庁庁舎管理運営業務」に関する以下の業務を行う。

（1）特許庁が作成する維持管理・運営計画への助言

特許庁が特許庁庁舎の維持管理・運営に関する計画を策定する場合においては、特許庁から提示される計画案に対して、専門的見地から助言を行うとともに、特許庁が本計画の策定に関し検討委員会等を開催する場合には、その会議に参加して議論を行う。

（2）特許庁に対する報告及び調整

- ① 本業務を実施する中で課題や改善点を発見した場合には、随時、特許庁担当者（本実施要項 8.（1）3 に規定する責任者、副責任者、検査職員、及び監督員をいう。以下同じ。）に報告するとともに、所要の調整を行う。
- ② 上記①の課題や改善点を解決するにあたり、多大な時間や費用がかかる場合には、対応策について特許庁担当者と調整し、指示のあった事項について速やかに実施する。

（3）各業者への指示及び関係者との調整

- ① 本要項に基づき実施する各業務について、当該業務を実施する各民間事業者（以下「各業者」という。）に必要な指示を行う。
- ② 各業者が業務を行うにあたり、作業時間や場所が重複するなどの事情が生じたため調整が必要となった場合には、当庁舎の業務が最も円滑に進むような観点から、調整を行うものとする。
- ③ 各業者が行う業務が、庁舎の一部機能の停止など、当庁舎の利用に制約をもたらすようなものである場合には、事前に特許庁担当者、各業者及び利用者と十分

な調整を行うものとする。

(4) 利用者からの要望等処理及びフィードバック

利用者から要望・苦情等（以下「要望等」という。）が寄せられた場合には、速やかに当該要望等の内容を担当の業者に連絡して対処する。

①要望等窓口の設置

利用者からの要望等を集約するため、要望等の相談窓口を設置すること。

- a. 相談窓口は、業務場所に設置することとし、少なくとも平日の8時30分から18時15分の間は、開設していること。
- b. 電話、FAX及びメールでの要望等を受けることができるようにすること。

②要望等への対応

利用者から要望等が寄せられた場合には、次のとおり対処するものとする。

- a. 当該要望等が水漏れ処理等直ちに対応すべきもの（直ちに対応することが難しいものとして特許庁担当者が認めたものを除く。）については、直ちに特許庁担当者に対して報告するとともに、その日中に対処を終えること。
また、直ちに対応することが難しいものである場合には、特許庁担当者と協議して、その日中に応急措置を施すこと。
- b. 当該要望等が、工事を要するなど、対応に一定費用又は時間を要するものとして特許庁担当者が認めたものについては、特許庁担当者と協議して対処すること。
- c. 上記以外の要望等
要望等があった日の業務日報に記載するとともに特許庁担当者に報告すること。要望等に対応することが難しい場合には、要望等あった日の翌日（当該翌日が休日にあたるときは、翌営業日。）までに要望等の内容及び対応が難しい理由について、特許庁担当者に報告し、その対応について協議すること。要望等があった事項については、原則として1週間以内（特許庁担当者と協議した場合には、その協議により決定した日まで）に対処を終えること。

(5) 各業者からの報告等の確認

- ①各業者から提出のあった業務日報等を確認し、重要な案件がある場合には、必要に応じて特許庁担当者との間で情報共有すること。
- ②各業者から提出があった業務日報等については、総括管理業務責任者が本業務期間終了までの間、整然と保存すること。特許庁担当者から閲覧の希望があった場合には、いつでも閲覧の用に供することができるよう準備しておくこと。

5. 特許庁担当者による指示

特許庁担当者は、本実施要項に定められた事項の範囲内で、総括管理業務責任者（下記7（1）に定める総括管理業務責任者をいう。以下同じ。）又は総括管理業務副責任者（下記7（1）に定める総括管理業務副責任者をいう。以下同じ。）に対して指示を行うものとする。

6. 総括管理業務実施者

(1) 総括管理業務責任者及び総括管理業務副責任者

総括管理業務実施者のうち指導的な立場にある1名を総括管理業務責任者（以下「責任者」という。）として選任すること。責任者は、総括管理業務実施者を統括するとともに、本庁舎の管理・運営業務を行う各業者の取りまとめ等を行う。

総括管理業務実施者のうち指導的な立場にある者を総括管理業務副責任者（以下「副責任者」とする。）として選任すること。副責任者は、責任者を補佐するとともに、責任者が不在の時は責任者の業務を代行する。

(2) 責任者又は副責任者の常駐義務

① 常時、責任者又は副責任者のうち少なくとも1名は、庁舎内において業務を行う体制を整備していなければならない。

② やむを得ない理由により特許庁庁舎内に責任者又は副責任者が不在となる場合には、事前に特許庁担当者に報告し、その了解を得なければならない。また、不在となる間、責任者若しくは副責任者又はこれらの業務を代行できる者の連絡先電話番号を特許庁担当者に報告しなければならない。

(3) 総括管理業務実施者は、本実施要項別紙1～別紙5に記載されている業務を兼務することができる。ただし、各種の法令（条令を含む。以下同じ。）及び本実施要項に記載されている事項を遵守するとともに、サービスの質が確保できるような体制をとらなければならない。

7. 総括管理業務日報等及び勤務体制表の提出

(1) 総括管理業務日報

責任者又は副責任者は、総括管理業務日報を日毎に作成し、翌日（当該翌日が休日の場合は、翌営業日。）の12時までに特許庁担当者へ提出し、その確認を受けること。特許庁担当者の確認を受けた後の総括管理業務日報は、業務期間中常時閲覧できるように整然と保管すること。

(2) 総括管理業務月報

責任者は、総括管理業務月報を月毎に作成し、翌月5日（当該日が休日の場合には、翌営業日。）までに特許庁担当者へ提出すること。

(3) 総括管理業務報告書

責任者は、総括管理業務報告書を年度毎に作成し、各年度終了後の毎年4月10日（当該日が休日の場合には、翌営業日。）までに特許庁担当者へ提出すること。

(4) 勤務体制表

責任者は、各月の初日の1週間前までに、各月の勤務予定表を特許庁担当者へ提出し、特許庁担当者の了解を得ること。

8. その他

(1) 総括管理業務実施者は、特許庁庁舎の管理・運営業務に従事する全ての者に法令を遵守させ、忠実に業務を遂行させ、常に技術の向上指導を行い、それぞれの業務内容について十分把握するとともに、それぞれの業務の実態を常に把握し、業務の室が低下しているときは改善の指示を出さなければならない。

(2) 総括管理業務実施者は、特許庁の庁舎管理の取りまとめ役であることを自覚して、

庁舎の利用者に不快感を与えないよう庁舎環境の維持改善に努めるとともに、維持改善の作業は敏速及び適切に行うこと。

- (3) 総括管理業務実施者は、特許庁が提供するパソコンや各種資料等を用いて、特許庁の組織等の知識の習得に努めること。また、庁舎内を適宜巡回し、庁舎の実態について情報収集すること。
- (4) 総括管理業務実施者は、特許庁庁舎内においては常に身分証明書又は名札等を携帯すること。
- (5) 本仕様書に明記なき事項又は業務実施中に生じた疑義については、責任者又は副責任者が特許庁担当者に協議のうえ、決定すること。

特許庁庁舎の施設管理及び運営業務に関する一般競争入札に係る評価表

実施要 項区分	業務区分	項番	基準評価項目	主となる評価 対象資料	得点配分 (※重要度に応じて定める)		得点
	実施要項区分				基礎点	加算点	
① 必須項目 審査	業務共通						
	1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか(入札参加グループで参加する場合、代表者と代表者以外の入札参加グループ員の連携が可能な体制であるか)	【様式1】【様式4】	100	—	
		2	各業務で必要とする資格者が適切に配置されているか	【様式4】	100	—	
	2) 業務に対する認識	3	本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	【様式3】	100	—	
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	【様式3】	100	—	
	3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	本業務の提案内容は、特許庁が要求する水準を確保するものであるか	【様式5】	100	—	
② 加点項目 審査	管理・運営業務全般に係る業務に関する提案(総括管理業務に対する提案を含む)	6	改善提案の内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され体制が確保されているか	【様式6】【様式7】	—	0～20	
		7	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	【様式6】【様式7】	—	0～20	
	建築・設備機器管理業務	8	改善提案の内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され体制が確保されているか	【様式6】【様式7】	—	0～60	
		9	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	【様式6】【様式7】	—	0～60	
	清掃業務	10	改善提案の内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され体制が確保されているか	【様式6】【様式7】	—	0～10	
		11	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	【様式6】【様式7】	—	0～10	
	警備業務	12	改善提案の内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され体制が確保されているか	【様式6】【様式7】	—	0～40	
		13	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	【様式6】【様式7】	—	0～40	
	植栽等管理・電話交換取扱業務	14	改善提案の内容は、質の向上が図られており、その実施について具体的な方法、計画が明記され体制が確保されているか	【様式6】【様式7】	—	0～5	
		15	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	【様式6】【様式7】	—	0～5	
	緊急時及び非常時対応についての考え方・体制	16	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	【様式8】	—	0～20	
		17	各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	【様式8】	—	0～20	
		18	緊急時の対策(連絡体制)は明確で効果的なものであるか	【様式8】	—	0～20	
		19	トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	【様式8】	—	0～20	
合計得点					500	350	

1: 0.7

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位:千円)		
			平成21年度	平成20年度	平成19年度
計 (a)	人件費	常勤職員	0	0	0
		非常勤職員	0	0	0
	物件費		0	0	0
	委託費等		482,060	499,772	497,783
			482,060	499,772	497,783
参考値 (b)	減価償却費		0	0	0
	退職給付費用		0	0	0
	間接部門費		0	0	0
(a) + (b)			482,060	499,772	497,783
(注記事項) - 委託費の内訳は、別紙のとおり - 民間事業者が業務を実施するために必要な経費は、全て上記に含まれている。 - 外部委託を実施している事業の成果報酬等の支払条件はない。 - 委託費の主な増減理由は以下のとおり。 - 平成21年度において委託契約形態を見直し(大括り化)					

委託費の内訳及び契約の変遷

(単位:千円)

22年度契約件名	契約額	備考	21年度契約件名	契約額	備考	20年度契約件名	契約額	備考	19年度契約件名	契約額	備考
1. 設備管理業務											
1-1 特許庁庁舎建物設備等管理業務	256,296		1-1-1 特許庁庁舎建物設備等管理業務	242,692		1-1-1-7 特許庁庁舎設備機器等維持管理業務	107,362		1-1-1-7 特許庁庁舎設備機器等維持管理業務	105,778	
						1-1-1-4 600KVA無停電電源装置点検整備	3,854		1-1-1-4 600KVA無停電電源装置点検整備	6,510	
						1-1-1-ウ 400KVA無停電電源装置点検整備業務	5,775		1-1-1-ウ 400KVA無停電電源装置点検整備業務	3,465	
						1-1-1-エ 40KVA無停電電源装置点検整備	525		1-1-1-エ 40KVA無停電電源装置点検整備	630	
						1-1-1-オ 特高受変電設備保守点検業務	9,555		1-1-1-オ 特高受変電設備保守点検業務	17,325	
						1-1-1-カ 非常用自家発電機設備点検整備業務(半年点検)	887		1-1-1-カ 非常用自家発電機設備点検整備業務(半年点検)	2,352	
						1-1-1-キ 中央監視装置保守点検業務	8,016		1-1-1-キ 中央監視装置保守点検業務	7,497	
						1-1-1-ク 防犯設備保守点検業務	1,838		1-1-1-ク 防犯設備保守点検業務	1,838	
						1-1-1-ケ 空調設備自動制御装置点検保守業務	75,286		1-1-1-ケ 空調設備自動制御装置点検保守業務	73,996	
						1-1-1-コ エレベータ設備点検保守	23,009		1-1-1-コ エレベータ設備点検保守	22,850	
						1-1-1-サ 中水処理設備等に係る維持管理業務	6,436		1-1-1-サ 中水処理設備等に係る維持管理業務	6,943	
						1-1-1-シ 建築設備定期点検及び特殊建築物定期検査業務		「特許庁庁舎設備機器等維持管理業務」に含む	1-1-1-シ 建築設備定期点検及び特殊建築物定期検査業務		「特許庁庁舎設備機器等維持管理業務」に含む
			1-1-2 ターボ冷凍機点検保守業務	434		1-1-2 ターボ冷凍機点検保守業務	217		1-1-2 ターボ冷凍機点検保守業務	910	
			1-1-3 吸収式冷凍機点検保守業務	929		1-1-3 吸収式冷凍機点検保守業務	296		1-1-3 吸収式冷凍機点検保守業務	1,693	
1-2 IP電話総合サポート保守業務	491		1-2 IP電話総合サポート保守業務	491		1-2 IP電話総合サポート保守業務	491		1-2 IP電話総合サポート保守業務	423	
1-3 電気設備定期点検業務(JTビル)	500	H23. 1月契約予定	1-3 電気設備定期点検業務(JTビル)	418		1-3 電気設備定期点検業務(JTビル)	418		1-3 電気設備定期点検業務(JTビル)	396	
1-4 特許庁庁舎駐車場管制設備保守点検業務	—	18fyのみ実施131千円	1-4 特許庁庁舎駐車場管制設備保守点検業務	—	18fyのみ実施131千円	1-4 特許庁庁舎駐車場管制設備保守点検業務	—	18fyのみ実施131千円	1-4 特許庁庁舎駐車場管制設備保守点検業務	—	18fyのみ実施131千円
1-5 特許庁庁舎内電話交換設備等点検保守業務	18,076		1-5 特許庁庁舎内電話交換設備等点検保守業務	18,076		1-5 特許庁庁舎内電話交換設備等点検保守業務	18,075		1-5 特許庁庁舎内電話交換設備等点検保守業務	17,952	
1-6 特許庁庁舎入退館管理システム等の保守点検業務	13,650		1-6 特許庁庁舎入退館管理システム等の保守点検業務	6,384	22fy 13,650千円	1-6 特許庁庁舎入退館管理システム等の保守点検業務	—		1-6 特許庁庁舎入退館管理システム等の保守点検業務	—	
1-7 火災予兆検知システム点検保守業務	394		1-7 火災予兆検知システム点検保守業務	394		1-7 火災予兆検知システム点検保守業務	—		1-7 火災予兆検知システム点検保守業務	—	
1-8 出退情報表示設備点検保守業務	205	22fy新規205千円	1-8 出退情報表示設備点検保守業務	—	22fy新規205千円	1-8 出退情報表示設備点検保守業務	—	22fy新規205千円	1-8 出退情報表示設備点検保守業務	—	22fy新規205千円
1-9 特許庁庁舎拡声設備保守点検業務	—	18fyのみ実施841千円	1-9 特許庁庁舎拡声設備保守点検業務	—	18fyのみ実施841千円	1-9 特許庁庁舎拡声設備保守点検業務	—	18fyのみ実施841千円	1-9 特許庁庁舎拡声設備保守点検業務	—	18fyのみ実施841千円
1-10 特許庁庁舎音響映像設備保守点検業務	—	18fyのみ実施997千円	1-10 特許庁庁舎音響映像設備保守点検業務	—	18fyのみ実施997千円	1-10 特許庁庁舎音響映像設備保守点検業務	—	18fyのみ実施997千円	1-10 特許庁庁舎音響映像設備保守点検業務	—	18fyのみ実施997千円
1-11 特許庁庁舎分電盤保守点検業務	400	9月契約予定	1-11 特許庁庁舎分電盤保守点検業務	359		1-11 特許庁庁舎分電盤保守点検業務	359		1-11 特許庁庁舎分電盤保守点検業務	827	
1-12 特許庁庁舎防犯監視カメラ設備点検保守業務	900	22fy内契約	1-12 特許庁庁舎防犯監視カメラ設備点検保守業務	—		1-12 特許庁庁舎防犯設備点検保守業務	1,838		1-12 特許庁庁舎防犯設備点検保守業務	1,838	
1-13 入退室管理設備(マシン室)保守点検業務	—	23fy新規5,408千円	1-13 入退室管理設備(マシン室)保守点検業務	—	23fy新規5,408千円	1-13 入退室管理設備(マシン室)保守点検業務	—	23fy新規5,408千円	1-13 入退室管理設備(マシン室)保守点検業務	—	23fy新規5,408千円
1-14 消防用設備点検保守業務	13,009		1-14 消防用設備点検保守業務	11,827		1-14 消防用設備点検保守業務	10,346		1-14 消防用設備点検保守業務	9,394	
1-15 自動ドア点検保守業務	882		1-15 自動ドア点検保守業務	924		1-15 自動ドア点検保守業務	966		1-15 自動ドア点検保守業務	966	
1-16 ゴンドラ設備点検保守業務	736		1-16 ゴンドラ設備点検保守業務	736		1-16 ゴンドラ設備点検保守業務	389		1-16 ゴンドラ設備点検保守業務	632	
1-17 ゴミ処理設備点検保守業務	0	10月契約予定	1-17 ゴミ処理設備点検保守業務	735		1-17 ゴミ処理設備点検保守業務	882		1-17 ゴミ処理設備点検保守業務	882	
1-18 冷水器点検保守業務	400		1-18 冷水器点検保守業務	268		1-18 冷水器点検保守業務	268		1-18 冷水器点検保守業務	268	
1-19 うがい器点検保守業務	227		1-19 うがい器点検保守業務	227		1-19 うがい器点検保守業務	1,579		1-19 うがい器点検保守業務	1,438	
1-20 電気給湯器点検保守業務	458		1-20 電気給湯器点検保守業務	458		1-20 電気給湯器点検保守業務	458		1-20 電気給湯器点検保守業務	472	
1-21 水洗トイレ用薬剤供給装置等点検保守業務	473		1-21 水洗トイレ用薬剤供給装置等点検保守業務	473		1-21 水洗トイレ用薬剤供給装置等点検保守業務	926		1-21 水洗トイレ用薬剤供給装置等点検保守業務	926	
1-22 大型シュレッダー保守点検業務	410		1-22 大型シュレッダー保守点検業務	410		1-22 大型シュレッダー保守点検業務	410		1-22 大型シュレッダー保守点検業務	410	
1-23 ねずみ、こん虫等防除業務	335		1-23 ねずみ、こん虫等防除業務	364		1-23 ねずみ、こん虫等防除業務	424		1-23 ねずみ、こん虫等防除業務	362	
1-24 特許庁庁舎空気環境等測定業務	278		1-24 特許庁庁舎空気環境等測定業務	355		1-24 特許庁庁舎空気環境等測定業務	363		1-24 特許庁庁舎空気環境等測定業務	360	
1-25 飲料水等水質検査業務	201		1-25 飲料水等水質検査業務	219		1-25 飲料水等水質検査業務	231		1-25 飲料水等水質検査業務	273	
1-26 第一種圧力容器性能検査及び点検整備業務	0	9月契約予定	1-26 第一種圧力容器性能検査及び点検整備業務	670		1-26 第一種圧力容器性能検査及び点検整備業務	773		1-26 第一種圧力容器性能検査及び点検整備業務	922	
2. 清掃業務											
2-1 特許庁庁舎毎日清掃及び定期清掃業務	27,406		2-1 特許庁庁舎清掃業務	29,127		2-1 特許庁庁舎毎日清掃及び定期清掃業務	31,433		2-1 特許庁庁舎毎日清掃及び定期清掃業務	29,227	
2-2 特許庁庁舎窓ガラス等清掃業務	1,266		2-2 特許庁庁舎窓ガラス等清掃業務	1,562		2-2 特許庁庁舎窓ガラス等清掃業務	1,779		2-2 特許庁庁舎窓ガラス等清掃業務	2,450	
3. 植栽管理業務											
3-1 特許庁植栽値植栽管理業務	2,074		3-1 特許庁植栽値植栽管理業務	2,100		3-1 特許庁植栽値植栽管理業務	2,268		3-1 特許庁植栽値植栽管理業務	2,394	
3-2 観葉植物の賃貸借業務	112		3-2 鉢植木賃貸借	323		3-2 鉢植木賃貸借	388		3-2 鉢植木賃貸借	509	
4. 警備業務											
特許庁庁舎警備保安業務	117,963		特許庁警備保安業務	144,268		特許庁警備保安業務	163,287		特許庁警備保安業務	153,624	
5. 電話交換業務											
特許庁庁舎電話交換業務	16,026		特許庁庁舎電話交換業務	16,837		特許庁庁舎電話交換業務	18,365		特許庁庁舎電話交換業務	19,051	
	473,168			482,060			499,772			497,783	

※端数処理のため数値が一致しない。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

従来、業務従事者に求められている知識・経験等は以下の通り(平成22年度分)

(特許庁庁舎建物設備等管理業務)

<競争適合資格>

- 過去3年間(平成19年4月から平成22年3月)にわたり次の要件を全て満たす元請負契約の実績があること。ただし、平成22年3月までの契約実績については、証明書等の提出時において継続しており、契約期間が平成22年3月末日までの予定であれば可とする。なお、協同組合等における実績は、協同組合等の直接の実績又は、組合員による実績とし、賛助会員の実績は認めない。
- 延床面積8万㎡以上の事務所建築物において特高受変電設備(66KV以上)、1000KVAの無停電電源装置設備の常駐勤務(24時間常駐)により行う建築設備管理業務の元請負契約があること。
- 電子計算機室及び年間を通して(24時間365日稼働)汎用電子計算機システムを有する事務所建築物における建築設備管理業務の元請負契約があること。
- 請負担当部署がISO14000及びISO9000の認証を取得した企業であること。
- 業務担当者として以下の資格・経験等を持っている者を、本業務に従事させること。
 - (1)統括責任者として同規模の施設で2年以上経験を有する者(建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者)
 - (2)第二種電気主任技術者(特高受変電設備66KV以上の選任経験が2年以上有する者)
 - (3)二級ボイラー技士又は第三種冷凍機械責任者(実務経験年数2年以上有する者)
 - (4)電気工事士(実務経験年数2年以上有する者)
 - (5)第一種電気工事士の資格を有する者(実務経験年数2年以上有する者)
 - (6)高等学校卒業程度の能力を有する者(実務経験年数2年以上有する者)

<仕様書:個別業務における知識・経験等>

1. 特許庁庁舎日常点検監視等維持管理業務者

①統括責任者

- ・設備機器等全般の技術上の管理を統括し且つ業務に係る資格及び経験を有する者
- ・建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者

②電気主任技術者

- ・第二種電気主任技術者資格を有する者(特高受変電設備66KV以上の選任経験が2年以上有する者)

③技術員

- ・二級ボイラー技士又は冷凍機3種以上の資格もしくは、電気工事士以上、乙種4類危険物取扱の資格を有する者で、実務経験2年以上のもの。
- ・第一種電気工事士の資格を有する者で実務経験2年以上の者。
- ・中水道技術員は水処理実務経験2年以上の者。

④保守員

- ・高等学校卒業程度の能力を有する者であって、実務経験2年以上の者。

2. 600KVA無停電電源装置点検整備業務

- ・担当者:過去3年以内に同規模の無停電電源装置の点検整備業務を履行した実績を有すること。

3. 400KVA無停電電源装置点検整備業務

- ・担当者:過去3年以内に同規模の無停電電源装置の点検整備業務を履行した実績を有すること。

4. 40KVA無停電電源装置点検整備業務

- ・担当者:過去3年以内に同規模の無停電電源装置の点検整備業務を履行した実績を有すること。

5. 特高受変電設備点検保守業務

- 担当者:過去3年以内に同規模の特高受変電設備装置の点検保守業務を履行した実績を有すること。

6. 非常用自家発電設備点検業務

- 担当者:過去3年以内に同規模の非常用自家発電設備の点検業務を履行した実績を有すること。

7. 中央監視装置点検保守業務

- 担当者:過去3年以内に同規模の中央監視装置の点検保守業務を履行した実績を有すること。

8. 防犯設備点検保守業務

- 担当者:過去3年以内に同規模の防犯設備の点検保守業務を履行した実績を有すること。

9. 空調設備自動制御装置点検保守業務

(担当者)

- ・電算機サーバー室を備えたオフィスビル等で、中央監視点3000点以上の自動制御保守業務を連続して3年以上履行した実績を有すること。
- ・中央監視の通信2重化システムの自動制御保守業務を履行した実績を有すること。
- ・ISO9001及びISO14001の認証取得していること。

10. エレベータ設備点検保守業務

(担当者)

- ・過去5年以内に12ヶ月以上継続して、積載荷重1トン以上のエレベーターが14台以上設置された施設の点検保守業務を履行した実績を有すること。
- ・ISO9001(品質管理マネジメントシステム)の認証取得していること。

11. 中水処理設備等に係る維持管理業務

担当者: 過去5年以内に12ヶ月以上継続して、当庁設備(中水処理設備:膜分離活性汚泥方式の処理水量 $180m^3$ /日、厨房除害設備:回分式活性汚泥+バイオリアクター方式の処理水量 $150m^3$ /日)と同等以上の中水処理設備と厨房除害設備の両設備を備えた施設の維持管理業務を履行した実績を有すること。

12. 建築設備定期点検及び特定建築物定期検査業務

(担当者)

- ・過去3年以内に同規模の建築設備及び特定建築物の点検、検査業務を履行した実績を有すること。
- ・建築設備定期点検に必要な資格として、1級又は2級建築士若しくは、建築設備検査資格を有すること。
- ・特定建築物定期検査業務に必要な資格として、1級又は2級建築士若しくは、特殊建築物等調査資格を有すること。

13. ターボ冷凍機点検保守業務

担当者: 過去3年以内に同規模のターボ冷凍機の点検保守業務を履行した実績を有すること。

14. 吸収式冷凍機点検保守業務

担当者: 過去3年以内に同規模の吸収式冷凍機の点検保守業務を履行した実績を有すること。

(特許庁庁舎内電話交換設備等点検保守業務)

〈競争参加資格〉

IP電話システムの運用実績を証明するための書類を提出すること。

〈仕様書〉

従事する保守作業員については、CCM(Cisco Call Manager)を利用したIP電話システムの運用実績を3年以上有する者、または、同等の者とする。

(特許庁庁舎入退館管理システム等の保守点検業務)

〈競争参加資格〉

- ・財団法人日本情報処理開発協会の認定するJIS Q 27001(ISO/IEC27001)による認証取得事業者であること。
- ・財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク使用許諾事業者であること。
- ・国際標準化機構のISO9001の取得組織であること。

〈仕様書〉

特段なし

(特許庁庁舎拡声設備保守点検業務)

〈競争参加資格〉

特段なし

〈仕様書〉

点検業務を行う者は、専門技術者であって、経験年数5年以上有する優秀な者であること。

(特許庁庁舎音響映像設備保守点検業務)

〈競争参加資格〉

特段なし

〈仕様書〉

点検業務を行う者は、専門技術者であって、経験年数5年以上有する優秀な者であること。

(消防用設備点検保守業務)

〈競争参加資格〉

次の条件を満たすことを証明できる者であること。

・元請として、平成17年度以降において、延床面積8万㎡以上の一つの建物（一般事務所ビル）で当庁の設備内容と同等以上の消防用設備点検保守業務を12ヶ月以上継続又は、平成21年度においては、4月から現在まで継続して適正に業務を行っている実績を有すること。

・当庁の消防設備の保守点検に必要な資格（消防法施行規則第33条の3に定める消防設備士甲種）、防災管理点検資格者、能美防災製のR型防災システムを点検・整備することが出来る第1種火災報知システム専門技術者を有する自社員が業務を行うことが可能なこと。

・消防設備工事業の建設業許可を受けていること。

・24時間体制で緊急時に対応が可能なこと。

＜仕様書＞

本業務に従事する技術員は、消防設備士及び点検資格者とする。

（自動ドア点検保守業務）

＜競争参加資格＞

特段なし

＜仕様書＞

業務担当者は、当該施設・業務の内容を熟知した者で、かつ、「自動ドア施工技能士」の国家資格を有した実務経験5年以上の者を充てること。

（電気給湯器点検保守業務）

＜競争参加資格＞

特段なし

＜仕様書＞

業務担当者は、当該業務の内容を熟知した者で、かつ、十分な経験を有する者を充てること。

（水洗トイレ用薬剤供給装置等点検保守業務）

＜競争参加資格＞

特段なし

＜仕様書＞

業務担当者は、当該業務の内容を熟知した者で、かつ、十分な経験を有する者を充てること。

（第一種圧力容器性能検査及び点検整備業務）

＜競争参加資格＞

特段なし

＜仕様書＞

・この作業に従事する技術員は、ボイラー整備士の資格を有すること。

・本施工は、経験豊富で優秀な作業員が行うこと。

特許庁庁舎毎日清掃及び定期清掃業務

＜競争参加資格＞

1. 平成17年度以降、元請けとしてオフィスビル等で清掃対象面積3万平方メートル以上の日常清掃業務及び定期清掃業務を12ヶ月以上継続又は、平成21年度においては、4月から現在まで継続して適正に行っている実績を有すること。なお、協同組合等における実績は、協同組合等の直接契約の実績又は組合員による実績とし、賛助会員の実績は認めない。

2. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1号又は同第8号の事業の登録業者であること。

3. 配置予定清掃員について、以下に定められる資格及び条件に満たしていること。

① 統括責任者

(a) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第2号で定める清掃作業監督者の資格を有すること。

(b) 職業能力開発促進法施行規則第61条第3項第15号で定めるビルクリーニング技能士又は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項で定める建築物環境衛生管理技術者の資格を有すること。

(c) 実務経験6年以上、清掃対象面積3万平方メートル以上ある建物において12ヶ月以上継続して統括責任者としての経験を有すること。

② 副統括責任者

(a) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第2号で定める清掃作業監督者の資格を有すること。

(b) 職業能力開発促進法施行規則第61条第3項第15号で定めるビルクリーニング技能士又は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項で定める建築物環境衛生管理技術者の資格を有すること。

(c) 実務経験6年以上の経験を有すること。

③ エリア責任者

(a) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第3号で定める清掃作業従事者研修として、社団法人全国ビルメンテナンス協会が開催する清掃作業従事者研修又は、自社で研修を行っている場合にあっては社団法人全国ビルメンテナンス協会が開催する清掃作業従事者研修指導者の講習会を受講し認定書を受けた者による研修を修了していること。

(b) 実務経験3年以上の経験を有すること。

④ 一般清掃員

(a) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第3号で定める清掃作業従事者研修を修了していること。

特許庁庁舎窓ガラス等清掃業務

＜競争参加資格＞

特段なし

＜仕様書＞

請負人はゴンドラ(免許取得者に限る)及び安全帯を使用して行うこと。

特許庁庁舎警備保安業務

＜競争参加資格＞

以下の全ての証明書等を提出すること。

(1) 各都道府県公安委員会発行の警備業認定証(写)

(2) 元請として、平成19年度から平成21年度において、一つの建物(一般事務所ビル)で延床面積8万㎡以上の施設警備業務を12ヶ月以上継続又は、平成21年度においては、4月から現在まで継続して適正に業務を行っている実績を有することを証明できる書面(写)

(3) 本件契約業務従事予定者一覧表((イ)から(ニ)を記載し(ホ)を添付)

(イ) 氏名・年齢・住所・警備業務の実績経験年数・正社員・臨時職員の別を記載すること。

(ロ) 警備保安責任者(1名)の表記及び警備員指導教育責任者資格所持者の旨を記載すること。

(ハ) 副責任者(3名以上)の表記及び警備員指導教育責任者資格所持者または施設警備の検定合格者の別を記載すること。

(ニ) 自衛消防技術試験の合格者、防災センター要員講習の修了者(15名以上)、防火管理技能講習修了者(1名以上)及び自衛消防業務講習修了者(これと同等の有資格者を含む:5名以上)はその旨を記載すること。

(ホ) (ロ)から(ニ)について、それぞれ各都道府県公安委員会が発行した警備員指導教育責任者資格証の写しまたは施設警備の検定合格証の写し、東京消防庁が発行した自衛消防技術認定証の写し、指定講習機関の発行した防災センター要員講習修了証の写しを添付すること。

(4) 本業務における業務ポスト数の暫定勤務時間割表(稼働表)

(5) 本契約業務従事予定者全員の警備業法に定める新任警備員教育及び現任警備員教育の教育実施記録簿(写)

(6) 警備業法に定める教育計画書(平成21年度前期・後期分)(写)

(7) 過去5年間(平成17年度から平成21年度)において、警備業務の実施に際し、契約不履行またはこれに準ずる事実が無いことの申立書

＜仕様書＞

(1) 業務担当者は、特許庁庁舎等の警備保安業務の円滑な運営を図るため、業務上必要な教育を受け、心身共に健全で、かつ、以下の条件を満たす本業務に従事する者(以下「警備保安要員」という。)を勤務させること。

① 防災センター要員講習修了者であり、かつ自衛消防技術認定証を有する者を 15名以上勤務させること

② 防火管理技能講習修了者を1名勤務させること。

③ 自衛消防業務講習修了者(これと同等の有資格者を含む)を5名以上勤務させること。

④ 本仕様書同等の警備保安業務の経験が1年以上あること。

⑤ 原則、警備保安業務開始時の年齢が65歳未満であること。

⑥ 健康状態に問題がないこと。

(2) 警備保安要員は警備保安業務期間を通して勤務できる者とする。

(3)業務担当者は、前項の警備保安要員の中から指導及び監督的地位にある者(以下「警備保安責任者」という。)1名を定め、他の警備保安要員の勤務態度等について、直接指導、監督するとともに、会計課長、厚生管理室長、厚生班長、厚生第一係長及び巡視長(以下「庁舎管理者等」という。)との連絡を密にして、庁舎等の警備保安業務の万全を期すものとする。

(4)警備保安責任者は、警備員指導教育責任者資格を有する者とする。

警備保安責任者は、庁舎等に緊急事態が発生した場合には、業務担当者の代理人として、庁舎管理者等と協議し、警備保安要員に適切な指示を与える等の業務を行うものとする。

(5)業務担当者は、警備保安要員の中から副責任者を3名以上定め、常時1名おくものとし、警備保安責任者が行う警備保安要員の指導、監督等の補佐を行わせるとともに、警備保安責任者不在の場合における警備保安要員の指導、監督及び庁舎管理者等との協議を行わせるものとする。

(6)副責任者は、警備員指導教育責任者資格または施設警備資格を有する者とする。

(7)警備保安責任者及び副責任者は、警備保安業務の当初より警備保安業務全般について詳細に把握しておらねばならず、他の警備保安要員を適切に指導、管理、監督し、警備保安業務の初日より業務を円滑に実施しなければならない。また、登録した警備保安責任者及び副責任者は、原則としてこれを変更しない。

特許庁庁舎電話交換業務

〈競争参加資格〉

過去5年間に於いて、官公庁または、事業所で内線数1,000回線以上を有する事業所と1件以上の電話交換取扱請負契約または電話交換取扱業務として、その契約期間において、12月以上の業務実績を有していること。

〈仕様書〉

業務従事者は次に示す資格及び経験年数を有するものとする。

①管理責任者・副管理責任者

- ・パソコンの操作ができること。
- ・電話交換業務15年以上の経験者。

②電話交換業務従事者

- ・パソコンの操作ができること。
- ・電話交換業務5年以上の経験者。

(業務の繁閑の状況とその対応)

季節による業務の繁閑は、認められない。

平日には1日平均で約4千人(職員約3千人、来訪者約1.5千人)が利用する。休日は職員は休みだが、通年で各種の改修工事等が実施されている。

(注記事項)

入札の対象である業務全てを外部委託により実施している。

3 従来の実施に要した施設及び設備

業務名称	無償貸与施設	無償対象設備等
特許庁庁舎建物設備等管理業務	B1階 中央管理室	事務用机(22台)、椅子(24脚)、整理棚(8台)、ロッカー(3台)、長脇机(1台)、下駄箱(1台)、ソファ(1セット)、黒板(2台)、プリンターラック(1台)
特許庁庁舎入退館管理システム等の保守点検業務	5階 会計課機械室	事務用机(1台)、椅子(1脚)、パソコン等関係機器(1式)
出退表示設備点検保守業務		事務用机(1台)、椅子(1脚)、パソコン等関係機器(1式)
特許庁庁舎毎日清掃及び定期清掃業務	B2階 清掃員控室	事務用机(1台)、椅子(1脚)、衣服ロッカー(8台)、硝子重戸棚(1台)
	B2階 清掃用具室	ロッカー(2台)、整理棚(1台)
特許庁庁舎警備保安業務	B2階 地下駐車場警備員室	長脇机(1台)、椅子(1脚)、折りたたみ椅子(2脚)
	B1階 防災センター	事務用机(5台)、椅子(9脚)、ロッカー(5台)、衣服ロッカー(15台)、半卓司(1台)、整理棚(2台)、ホワイトボード(1台)、パソコン(2台)、プリンター(2台)、プリンターラック(2台)、生体認証機器(1台)、その他中央監視設備(1式)
	B1階 女子警備員更衣室	整理棚(1台)、衣服ロッカー(2台)、ソファ(2脚)
	1階 北口玄関守衛室	椅子(1脚)、折りたたみ椅子(1脚)
	1階 地下駐車場入口守衛室	折りたたみ椅子(1脚)
	1階 東口守衛室	事務用机(1台)、椅子(2脚)
特許庁庁舎電話交換業務	5階 電話交換手室	事務用机(9台)、椅子(9脚)、掃除用具ロッカー(1台)、整理棚(1台)、ロッカー(5台)、パソコン(7台)、プリンター(1台)、プリンターラック(1台)

(注記事項)

- ①仕様書において別段の定めがあるものを除き、上記施設・物品を無償貸与。
- ②仕様書において別段の定めがあるもの及び上記以外で委託業務を行うにあたり必要なものは、受託者にて用意する。

4 従来の実施における目的の達成の程度

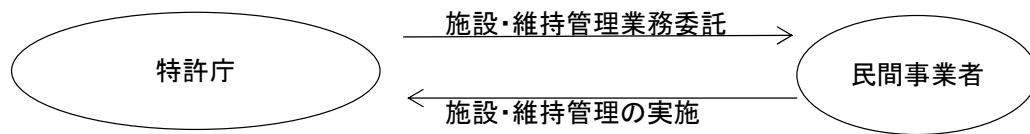
	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
管理・運營業務の不備に起因して業務継続の確保ができなかった回数	--	0回	--	0回	--	0回
管理・運營業務の不備に起因した当該施設内での人身事故（及び物損事故）の発生回数	--	0回	--	0回	--	0回

（注記事項）

- ・ 従来、職員等からの要望等に対する対処期間の調査は行っていない
- ・ 従来、施設利用者に対するアンケートは実施していない。

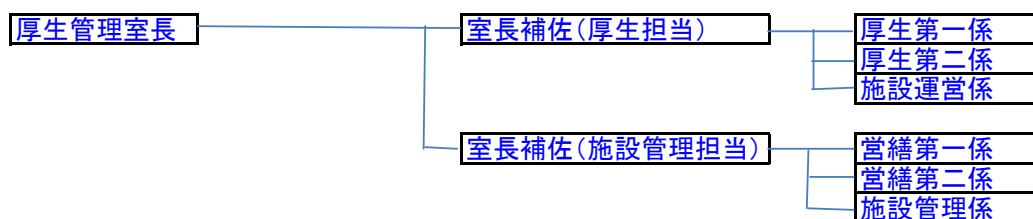
5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)



(注記事項)

対象業務については、全て民間事業者に委託しているため、特許庁では直接実施していない。監督部署である特許庁総務部会計課厚生管理室の組織図(本事業関係部分のみ抜粋)は以下のとおり。



特許庁庁舎管理・運營業務区分表

業 務 内 容 ・ 細 目	現 状		民間競争入札		備 考 (作業時期・頻度・条件等)
	非常勤職員	各業者	主な請負者	主な請負者 以外の業者	
(1)建築・設備機器管理業務					
1-1 庁舎等設備管理業務		○	○		
1-1-1 特許庁庁舎日常点検監視等維持管理業務		○	○		常時実施
1-1-2 建築設備定期点検及び特殊建築物定期検査業務		○	○		仕様書参照
1-1-3 特許庁庁舎駐車場管制設備保守点検業務		○	○		仕様書参照
1-1-4 エレベータ設備点検保守業務		○	○		仕様書参照
1-2 監視・防犯設備等管理業務					
1-2-1 中央監視装置保守点検業務		○	○		仕様書参照
1-2-2 防犯設備保守点検業務		○	○		仕様書参照
1-2-3 特許庁庁舎入退館管理システム等の保守点検業務		○	○		仕様書参照
1-2-4 特許庁庁舎防犯監視カメラ設備点検業務		○	○		仕様書参照
1-2-5 入退室管理設備(マシン室)保守点検業務		○	○		仕様書参照
1-2-6 消防用設備点検保守業務		○	○		仕様書参照
1-2-7 火災予兆検知システム点検保守業務		○	○		仕様書参照
1-3 電気設備管理業務					
1-3-1 600KVA無停電装置点検整備業務		○	○		仕様書参照
1-3-2 400KVA無停電装置点検整備業務		○	○		仕様書参照
1-3-3 40KVA無停電装置点検整備業務		○	○		仕様書参照
1-3-4 特高受変電設備保守点検業務		○	○		仕様書参照
1-3-5 非常用自家発電設備点検業務		○	○		仕様書参照
1-3-6 特許庁庁舎分電盤保守点検業務		○	○		仕様書参照
1-3-7 電気設備定期検査業務(JTビル)		○	○		仕様書参照
1-4 空調設備管理業務					
1-4-1 空調設備自動制御装置点検保守業務		○	○		仕様書参照
1-4-2 ターボ冷凍機点検保守業務		○	○		仕様書参照
1-4-3 吸収式冷凍機点検保守業務		○	○		仕様書参照
1-4-4 第一種圧力容器性能検査及び点検整備業務		○	○		仕様書参照
1-5 水処理設備管理業務					
1-5-1 中水処理設備等に係る維持管理業務		○	○		仕様書参照
1-6 電話設備等管理業務					
1-6-1 IP電話総合サポート保守業務		○	○		年1回保守点検
1-6-2 特許庁庁舎内電話交換設備点検保守業務		○	○		仕様書参照
1-7 環境保全設備等管理業務					
1-7-1 特許庁庁舎空気環境等測定業務		○	○		仕様書参照
1-7-2 飲料水等水質検査業務		○	○		仕様書参照
1-7-3 冷水器点検保守業務		○	○		仕様書参照
1-7-4 うがい器点検保守業務		○	○		仕様書参照
1-7-5 水洗トイレ用薬剤供給装置等点検保守業務		○	○		仕様書参照
1-7-6 ねずみ、こん虫等防除業務		○	○		仕様書参照
1-8 庁舎附帯設備管理業務					
1-8-1 特許庁庁舎拡声設備保守点検業務		○	○		仕様書参照
1-8-2 特許庁庁舎音響映像設備保守点検業務		○	○		仕様書参照
1-8-3 出退情報表示設備点検保守業務		○	○		仕様書参照
1-8-4 自動ドア点検保守業務		○	○		仕様書参照
1-8-5 ゴンドラ設備点検保守業務		○	○		仕様書参照
1-8-6 電気給湯器点検保守業務		○	○		仕様書参照
1-8-7 ゴミ処理設備点検保守業務		○	○		仕様書参照
1-8-8 大型シュレッダーの保守点検業務		○	○		仕様書参照
(2)清掃業務					
2-1 特許庁庁舎毎日清掃及び定期清掃業務		○	○		閉庁日を除き毎日実施
2-2 特許庁庁舎窓ガラス等清掃業務		○	○		仕様書参照
(3)植栽管理業務					
3-1 特許庁植栽地植栽管理業務		○	○		仕様書参照
3-2 観葉植物の賃貸借業務		○	○		仕様書参照
(4)警備業務					
4 特許庁庁舎警備保安業務		○	○		常時実施
(5)電話交換業務					
5 特許庁庁舎電話交換業務		○	○		閉庁日を除き毎日実施
(6)総括管理業務					
6 総括管理業務		○	○		常時実施

17～19年度金額:本館12ヶ月分、別館12ヶ月分
20年度金額:本館12ヶ月分、別館4ヶ月分
21年度金額:本館12ヶ月分、別館0ヶ月分

民間事業者の使用させることができる国有財産

業務名称	無償貸与施設	貸与面積
特許庁庁舎建物設備等管理業務	B1階 中央管理室	87㎡
特許庁庁舎入退館管理システム等の保守点検業務	5階 会計課機械室	19㎡
出退表示設備点検保守業務		
特許庁庁舎毎日清掃及び定期清掃業務	B2階 清掃員控室	26㎡
	B2階 清掃用具室	18㎡
特許庁庁舎警備保安業務	B2階 地下駐車場警備員室	8㎡
	B1階 防災センター	87㎡
	B1階 女子警備員更衣室	5㎡
	1階 北口玄関守衛室	8㎡
	1階 地下駐車場入口守衛室	29㎡
	1階 東口守衛室	16㎡
特許庁庁舎電話交換業務	5階 電話交換手室	38㎡
総括管理業務	B1階 防災センター	3. 3㎡
(注記事項)		
仕様書において別段の定めがあるものを除き、上記施設を無償貸与。		

法定資格等一覧

1. 建築・設備機器管理業務

選定期間	担当業務及び業務実施者		求められる資格等の名称	人数	兼任の可否
企画書提出時	設備運転監視・保守点検	建築物環境衛生管理技術者	建築物環境衛生管理技術者	1名	否
		電気主任技術者	第二種電気主任技術者資格を有する者 (特高受変電設備66KV以上の選任経験が2年以上有する者)	1名	否
		エネルギー管理責任者	・エネルギー管理士の資格を有する者でオフィスビルのエネルギー管理、診断、計画作成等のエネルギー総合管理の実務経験3年以上の者とする。 ・省エネルギー診断を実施する能力を有する者とする。 ・東京都の定める技術管理者の講習会を修了すること。	1名	可
		技術員	・2級ボイラー技士又は冷凍機3種以上の資格もしくは、電気工事士以上、乙種4類危険物取扱の資格を有する者(実務経験2年以上有する者) ・第一種電気工事士の資格を有する者(実務経験2年以上有する者)	原則6名以上	否
		保守員	・高等学校卒業程度の能力を有する者(実務経験2年以上有する者)	原則6名以上	否
企画書提出時	性能点検・圧力容器	技術員	ボイラー整備士	1名	可
企画書提出時	自動ドア業務点	自動ドア施工技能士	自動ドア施工技能士	1名	可
企画書提出時	消防設備点検業務	消防設備士または消防設備点検資格者	・消防設備士(甲種又は乙種)又は消防設備点検資格者(第1種又は第2種) ・防災管理点検資格者、第1種火災報知システム専門技術者 ・消防設備工事業の建設業許可を受けていること。	必要名	可

2. 清掃業務

選定期間	担当業務及び業務実施者		求められる資格等の名称	人数	兼任の可否
企画書提出時	特許庁庁舎清掃業務	統括責任者	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第2号で定める清掃作業監督者 ・職業能力開発促進法施行規則第61条第3項第15号で定めるビルクリーニング技能士又は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項で定める建築物環境衛生管理技術者	1名	否
企画書提出時		副統括責任者	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第2号で定める清掃作業監督者 ・職業能力開発促進法施行規則第61条第3項第15号で定めるビルクリーニング技能士又は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項で定める建築物環境衛生管理技術者	1名以上	否
企画書提出時		エリア責任者	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第3号で定める清掃作業従事者研修として、社団法人全国ビルメンテナンス協会が開催する清掃作業従事者研修又は、自社で研修を行っている場合にあっては社団法人全国ビルメンテナンス協会が開催する清掃作業従事者研修指導者の講習会を受講し認定書を受けた者による研修を修了していること。	9名	否
企画書提出時		一般清掃員	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第3号で定める清掃作業従事者研修を修了していること。	必要名	可

3. 植栽等管理業務

選定期間	担当業務及び業務実施者		求められる資格等の名称	人数	兼任の可否
企画書提出時	管栽特理地許業植庁務栽植	責任者	2級造園施工管理技師	1名	否

4. 警備保安業務

選定期間	担当業務及び業務実施者		求められる資格等の名称	人数	兼任の可否
企画書提出時		警備保安責任者	警備員指導教育責任者資格	1名	否
企画書提出時		副警備保安責任者	警備員指導教育責任者資格又は施設警備資格	3名以上	可
企画書提出時		警備保安要員	・防災センター要員講習修了者であり、かつ自衛消防技術試験の合格者 ・本仕様書同等の警備保安業務の経験が1年以上あること ・原則、警備保安業務開始時の年齢が65歳未満であること ・健康状態に問題がないこと。	15名以上	否
企画書提出時		警備保安要員	・防火管理技能講習修了者 ・本仕様書同等の警備保安業務の経験が1年以上あること ・原則、警備保安業務開始時の年齢が65歳未満であること ・健康状態に問題がないこと。	1名	可
企画書提出時		警備保安要員	・自衛消防業務講習修了者 ・本仕様書同等の警備保安業務の経験が1年以上あること ・原則、警備保安業務開始時の年齢が65歳未満であること ・健康状態に問題がないこと。	5名以上	否

※「企画書提出時」と記載されたものについては、入札書類に当該資格等を有することを証する書類を添付すること。

※「契約時」と記載されたものについては、契約時まで当該資格等を有する者を選任すること。

民間事業者に求められる経験一覧

(1) 建築・設備機器管理業務	
担当業務	必要となる経験
1-1-2 建築設備定期点検及び特殊建築物定期検査業務	・過去3年以内に同規模の建築設備及び特殊建築物の点検、検査業務を履行した実績を有すること ・請負担当部署がISO14000及びISO9000の認証を取得した企業であること ・延床面積8万㎡以上の事務所建築物において特高受変電設備(66KV以上)、1000KVAの無停電電源装置設備の常駐勤務(24時間常駐)により行う建築設備管理業務の元請負契約があること ・電子計算機室及び年間を通して(24時間365日稼働)汎用電子計算機システムを有する事務所建築物における建築設備管理業務の元請負契約があること
1-1-4 エレベータ設備点検保守業務	過去5年以内に12ヶ月以上継続して、積載荷重1トン以上のエレベーターが14台以上設置された施設の点検保守業務を履行した実績を有すること。 ISO9001(品質管理マネジメントシステム)の認証取得していること。
1-2-1 中央監視装置保守点検業務	過去3年以内に同規模の中央監視装置の点検保守業務を履行した実績を有すること。
1-2-2 防犯設備保守点検業務	過去3年以内に同規模の防犯設備の点検保守業務を履行した実績を有すること。
1-2-3 特許庁庁舎入退館管理システム等の保守点検業務	・財団法人日本情報処理開発協会の認定するJIS Q 27001(ISO/IEC27001)による認証取得事業者であること。 ・財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク使用許諾事業者であること。 ・国際標準化機構のISO9001の取得組織であること。
1-2-6 消防用設備点検保守業務	・元請として、平成18年度以降において、延床面積8万㎡以上の一つの建物(一般事務所ビル)で当庁の設備内容と同等以上の消防用設備点検保守業務を12ヶ月以上継続又は、平成22年度においては、4月から現在まで継続して適正に業務を行っている実績を有すること。 ・24時間体制で緊急時に対応が可能なこと。
1-3-1 600KVA無停電装置点検整備業務	過去3年以内に同規模の無停電電源装置の点検整備業務を履行した実績を有すること。
1-3-2 400KVA無停電装置点検整備業務	過去3年以内に同規模の無停電電源装置の点検整備業務を履行した実績を有すること。
1-3-3 40KVA無停電装置点検整備業務	過去3年以内に同規模の無停電電源装置の点検整備業務を履行した実績を有すること。
1-3-4 特高受変電設備保守点検業務	過去3年以内に同規模の特高受変電設備装置の点検保守業務を履行した実績を有すること。
1-3-5 非常用自家発電設備点検業務	過去3年以内に同規模の非常用自家発電設備の点検業務を履行した実績を有すること。
1-4-1 空調設備自動制御装置点検保守業務	5年以上通信二重化されたシステムの点検保守業務に従事した経験を有すること。
1-4-2 ターボ冷凍機点検保守業務	過去3年以内に同規模のターボ冷凍機の点検保守業務を履行した実績を有すること。
1-4-3 吸収式冷凍機点検保守業務	過去3年以内に同規模の吸収式冷凍機の点検保守業務を履行した実績を有すること。
1-5-1 中水処理設備等に係る維持管理業務	過去5年以内に12ヶ月以上継続して、当庁設備(中水処理設備:膜分離活性汚泥方式の処理水量180㎡/日、厨房除害設備:回分式活性汚泥+バイオリアクター方式の処理水量150㎡/日)と同等以上の中水処理設備と厨房除害設備の両設備を備えた施設の維持管理業務を履行した実績を有すること。

1-6-2 特許庁庁舎内電話交換設備点検保守業務	CCM(Cisco Call Manager)を利用したIP電話システムの運用実績を3年以上有する者、または、同等の者。
1-7-5 水洗トイレ用薬剤供給装置等点検保守業務	業務担当者は、当該業務の内容を熟知した者で、かつ、十分な経験を有する者を充てること。
1-8-1 特許庁庁舎拡声設備保守点検業務	点検業務を行う者は、専門技術者であって、経験年数5年以上有する優秀な者であること。
1-8-2 特許庁庁舎音響映像設備保守点検業務	点検業務を行う者は、専門技術者であって、経験年数5年以上有する優秀な者であること。
1-8-4 自動ドア点検保守業務	業務担当者は、実務経験5年以上の者を充てること。
1-8-6 電気給湯器点検保守業務	業務担当者は、当該業務の内容を熟知した者で、かつ、十分な経験を有する者を充てること。
(2)清掃業務	
2-1 特許庁庁舎清掃業務	・平成18年度以降、元請けとしてオフィスビル等で清掃対象面積3万平方メートル以上の日常清掃業務及び定期清掃業務を12ヶ月以上継続又は、平成22年度においては、4月から現在まで継続して適正に行っている実績を有すること。なお、協同組合等における実績は、協同組合等の直接契約の実績又は組合員による実績とし、賛助会員の実績は認めない。 ・統括責任者は実務経験6年以上、清掃対象面積3万平方メートル以上ある建物において12ヶ月以上継続して統括責任者としての経験を有すること ・副統括責任者は実務経験6年以上の経験を有すること ・エリア責任者は実務経験3年以上の経験を有すること
(3)植栽等管理業務	
(4)警備業務	
4 特許庁庁舎警備保安業務	・都道府県公安委員会の登録 ・元請として、平成19年度から平成21年度において、一つの建物(一般事務所ビル)で延床面積8万㎡以上の施設警備業務を12ヶ月以上継続又は、平成21年度においては、4月から現在まで継続して適正に業務を行っている実績を有すること。
(5)電話交換取扱業務	
5 特許庁庁舎電話交換業務	・過去5年間に於いて、官公庁または、事業所で内線数1,000回線以上を有する事業所と1件以上の電話交換取扱請負契約または電話交換取扱業務として、その契約期間において、12月以上の業務実績を有していること。 業務従事者は次に示す資格及び経験年数を有するものとする。 ①管理責任者・副管理責任者 ・パソコンの操作ができること。 ・電話交換業務15年以上の経験者。 ②電話交換業務従事者 ・パソコンの操作ができること。 ・電話交換業務5年以上の経験者。
(6)総括管理業務	

管理・運営業務企画書

1. 事業者の代表責任者及び本業務担当者

■入札参加グループの場合は、入札参加グループ員の一覧と入札参加グループの代表事業者、グループ員の代表責任者及び各業務担当者

※入札参加グループ結成に関する協定書又はこれに類する書類を添付すること。

※スペースが足りないときは、適宜追加して差し支えない。

2. 業務実績			
■本実施要項1.(1)②記載の業務ごとに、過去3年間の実績を記載すること。			
(1)建築・設備機器管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
(2)清掃業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
(3)植栽等管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
(4)警備業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
(5)電話交換取扱業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
(6)総括管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容

※スペースが足りないときは、適宜追加して差し支えない。

3. 業務に対する認識

(1) 本業務を実施するにあたっての基本的な方針を記載すること。

(2) 本業務を確実に実施するための方法について記載すること。

※A4判1ページ以内で簡潔に記載すること。

4. 管理・運営業務全体及び業務ごとの実施体制、法的資格等を有する者等の配置

■管理・運営業務全体について及び本実施要項1.(1)②で示す業務ごとに、実施体制、各業務で必要とする法定資格等を有する者及び条件を満たす者の配置を記載すること。

※本実施要項別紙10-1の法定資格等を有することを証する書類
及び別紙10-2の必要な条件を満たすことを証する書類を添付すること。

※スペースが足りないときは、適宜追加して差し支えない。

5. 現行基準レベルの質の確保に関する考え方

■以下の項目について、具体的かつ簡潔にまとめること。

(1) 管理・運營業務に関する包括的な質（業務継続の確保、安全の確保及び不具合等への迅速な対応）の確保に関する考え方

※どのようにして本業務全体の質を確保・維持するのかについて、考え方を具体的かつ簡潔に記載すること。

(2) 各業務の質の確保に関する考え方

※どのようにして各業務の質を確保・維持するのかについて、考え方を具体的かつ簡潔に記載すること。

※A4判1ページ以内で記載すること。

※業務ごとに作成する場合には、業務ごとにA4判1ページ以内で記載すること。

6. 改善提案総括表				
■改善提案を行う場合には、管理・運営業務全体又は改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記に改善提案の無い業務項目については、本実施要項別紙1～6の仕様に基づいて業務を行うものとする。				
(1)管理・運営業務全体(総括管理業務を含む)		提案の有無	有	無
業務項目	提案の概略			
	※提案の概略を簡潔に記載すること。			
(2)建築・設備機器管理業務		提案の有無	有	無
業務項目	提案の概略			
(3)清掃業務		提案の有無	有	無
業務項目	提案の概略			
(4)植栽等管理業務		提案の有無	有	無
業務項目	提案の概略			
(5)警備業務		提案の有無	有	無
業務項目	提案の概略			
(6)電話交換取扱業務		提案の有無	有	無
業務項目	提案の概略			

※スペースが足りないときは適宜追加して差し支えない。提案は、改善の効果が大きい順に記載すること。

7. 各業務の従来の実施方法に対する改善提案 業務名: ○○業務 ※管理・運営業務全体(総括管理業務を含む)、建築・設備機器管理業務、清掃業務等、業務の名称を記載すること (1)改善提案を行う業務項目及び提案の概略 ※6. で記載した業務項目及び提案の概略を転記すること。 (2)改善提案の趣旨 ※改善提案の趣旨(質の向上、コスト低減等)を簡潔に記載すること (3)改善提案の内容 ※改善提案の内容を具体的かつ簡潔に記載すること。 (4)最低水準の確保に対する説明 ※当該改善提案を実行しても、最低水準(各仕様書記載の内容)が確保されることを具体的かつ簡潔に説明すること。

※1つの提案ごとに、それぞれA4判1ページ以内で記載すること。

8. 緊急時の体制及び対応方法

■緊急時(管理・運営業務の実施にあたり、想定していた通りの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。